

山形県地域防災計画

震災対策編

平成24年8月

山形県防災会議

目 次

■第1編 総 則

第1章	総 則	1
第2章	本県の特質と災害要因	3
第1節	自然条件	3
第2節	社会的条件	12
第3節	既往地震とその被害	15
第3章	予想される被害等の状況	21
第4章	山形県の地震防災計画の基本的な考え方	28
第5章	防災関係機関等の事務又は業務の大綱	31

■第2編 災害予防計画

第1章	地震に関する調査研究計画	45
第2章	地震観測体制の整備計画	48
第3章	防災知識の普及計画	50
第4章	地域防災力強化計画	54
第5章	災害ボランティア受入体制整備計画	59
第6章	防災訓練計画	62
第7章	避難体制整備計画	65
第8章	救助・救急体制整備計画	69
第9章	火災予防計画	72
第10章	医療救護体制整備計画	75
第11章	地震防災施設等整備計画	79
第12章	防災用通信施設災害予防計画	83
第13章	地盤災害予防計画	85
第14章	孤立集落対策計画	88
第15章	都市防災化計画	90
第16章	建築物災害予防計画	92
第17章	輸送体制整備計画	96
第18章	各種施設災害予防対策関係	100
第1節	交通関係施設災害予防計画	100
第2節	土砂災害防止施設災害予防計画	105
第3節	河川・海岸施設災害予防計画	109
第4節	農地・農業用施設災害予防計画	112
第5節	電力供給施設災害予防計画	114
第6節	ガス供給施設災害予防計画	116
第7節	放送施設災害予防計画	120
第8節	電気通信施設災害予防計画	121
第9節	上水道施設災害予防計画	123

第10節	下水道施設災害予防計画	127
第11節	工業用水道施設災害予防計画	130
第12節	危険物等施設災害予防計画	132
第19章	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	137
第20章	文教施設における災害予防計画	140
第21章	災害時要援護者の安全確保計画	144
第22章	災害救助基金の積立・運用計画	148
第23章	積雪期の地震災害予防計画	149

■第3編 災害応急計画

第1章	活動体制関係	152
第1節	災害対策本部	152
第2節	職員の動員配備体制	160
第3節	広域応援計画	162
第4節	自衛隊災害派遣計画	167
第5節	災害ボランティア活動支援計画	174
第2章	情報収集伝達関係	176
第1節	通信計画	176
第2節	津波警報・地震情報等伝達計画	179
第3節	災害情報の収集・伝達計画	186
第4節	広報計画	192
第3章	避難計画	198
第4章	避難所運営計画	204
第5章	災害警備計画	208
第6章	海上災害応急計画	210
第7章	救助・救急計画	215
第8章	消火活動計画	218
第9章	医療救護計画	221
第10章	遺体の捜索・処理・埋葬計画	225
第11章	交通輸送関係	227
第1節	輸送計画	227
第2節	道路交通計画	231
第3節	鉄道路災害応急計画	235
第4節	空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画	237
第5節	港湾・漁港施設災害応急計画	238
第12章	各種施設災害応急対策関係	239
第1節	土砂災害防止施設災害応急計画	239
第2節	河川・海岸施設災害応急計画	242
第3節	農地・農業用施設災害応急計画	245
第4節	電力供給施設災害応急計画	247
第5節	ガス供給施設災害応急計画	251

第6節	放送施設災害応急計画	255
第7節	電気通信施設災害応急計画	256
第8節	下水道施設災害応急計画	258
第9節	工業用水道施設災害応急計画	261
第10節	危険物等施設災害応急計画	263
第13章	農林水産業災害応急計画	267
第14章	生活支援関係	270
第1節	食料供給計画	270
第2節	給水・上水道施設応急対策計画	274
第3節	生活必需品等物資供給計画	278
第4節	保健衛生計画	281
第5節	廃棄物処理計画	286
第6節	義援金の受入、配分計画	289
第7節	義援物資の受入、配分計画【分設】	291
第8節	集積配分拠点運営計画	293
第15章	文教施設における災害応急計画	296
第16章	災害時要援護者の応急対策計画	300
第17章	応急住宅対策計画	303
第18章	災害救助法の適用に関する計画	310

■第4編 災害復旧・復興計画

第1章	民生安定化計画	315
第2章	金融支援計画	329
第3章	公共施設等災害復旧計画	338
第4章	災害復興計画	349

第1編 総則

第 1 章 総 則

1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、地震災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、県民の生命、身体及び財産並びに県土を地震災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定により山形県防災会議が策定する山形県地域防災計画の一部を構成し、山形県における地震防災対策の基本となる。

3 計画の方針

- (1) この計画は、県、市町村、及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が地震防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。
- (2) 災害を完全に防ぐことは不可能であり、被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう備える「減災」の考え方を基本とする。
- (3) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、その具体的推進を図るとともに、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを実践する県民運動の展開を図る。
- (4) 山形県防災会議は、都市化、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模地震等による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第 40 条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (5) 各防災関係機関も、前号の趣旨を踏まえて、この計画に毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを県防災会議に提出する。県防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

4 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 県防災計画 山形県地域防災計画をいう。
- (2) 市町村防災計画 市町村地域防災計画をいう。
- (3) 防災関係機関 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (4) 県本部 山形県災害対策本部をいう。
- (5) 県支部 山形県災害対策本部の支部（総合支庁）をいう。
- (6) 県本部長 山形県災害対策本部長をいう。
- (7) 県支部長 山形県災害対策本部の支部長をいう。
- (8) 市町村本部 市町村災害対策本部をいう。
- (9) 市町村本部長 市町村災害対策本部長をいう。
- (10) 県警察 山形県警察をいう。

- (11) 法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
- (12) 県災害救助法 山形県災害救助法施行細則（昭和 35 年県規則第 4 号）をいう。
施行細則

第2章 本県の特質と災害要因

第1節 自然条件

1 地形・地質の特性

(1) 地形

山形県の地形は、山地、丘陵及び盆地が南北に連なる帯状配列をしていることで特徴づけられる。

日本海側沿岸には庄内平野が広がり、その東側は出羽丘陵・朝日山地をはさんで、最上川沿いに、北から新庄、山形、米沢等の盆地が分布し、さらに、その東側の県境沿いに奥羽山脈が南北に延びている。奥羽山脈は1,000m以上の山が多く、ここを源とする最上川水系の河川はいずれも勾配が大きいことから、各盆地には扇状地を形成している。また、庄内平野の沿岸部には、砂丘が細長く発達している。

県内の主要な活断層は、これら平野あるいは盆地と山地との境目に分布しており、庄内平野と出羽丘陵の境界部に分布する庄内平野東縁断層帯や新庄盆地の東縁及び西縁に位置する新庄盆地断層帯、山形盆地の西縁に位置する山形盆地断層帯、長井盆地の北方から長井盆地西縁、米沢盆地西縁にかけて分布する長井盆地西縁断層帯がある。

(2) 地質

山形県は、東北日本内帯のグリーンタフ地域に含まれ、古生代及び中生代の黒色片岩やホルンフェルス等の変成岩類、中生代白亜紀から古第三紀にかけて形成された酸性火山岩類及び花崗岩類を基盤とし、新第三紀の地層が広く分布している。

新第三紀の地層は、さまざまな堆積岩類及び火山岩石類から構成され、地質構造も複雑である。

第四紀の火山活動は、珪質と安山岩質の二つの活動に分けられる。珪質の火山活動は、更新世に起こり、活動は小規模で噴出物の分布も狭い。その噴出物は、シラス及び酸性溶結凝灰岩からなり、主に新庄盆地周辺の台地を構成している。

安山岩質の火山活動は、更新世後期～完新世に起こり、蔵王山、吾妻山、月山及び鳥海山等奥羽山脈や出羽丘陵上に多数の火山を形成した。これらの火山は、成層火山若しくは複合火山であり、ほとんどが火山泥流堆積物を伴っている。

第四紀の地層は、未固結～半固結の堆積物であり、庄内平野、内陸盆地内の平地及び周辺の台地、段丘、扇状地等を構成している。

2 自然災害要因

(1) 地盤の特徴

地震に伴い発生しうる地盤災害に関連する、県内の地盤の特徴を次に挙げる。

ア 平野部

庄内平野では、海岸平野の特性を反映して未固結堆積物が厚く堆積しており、地震発生の際に液状化現象が広範に起こる可能性が高い。また、砂丘背後の湿地帯は軟弱地盤となって

いる。

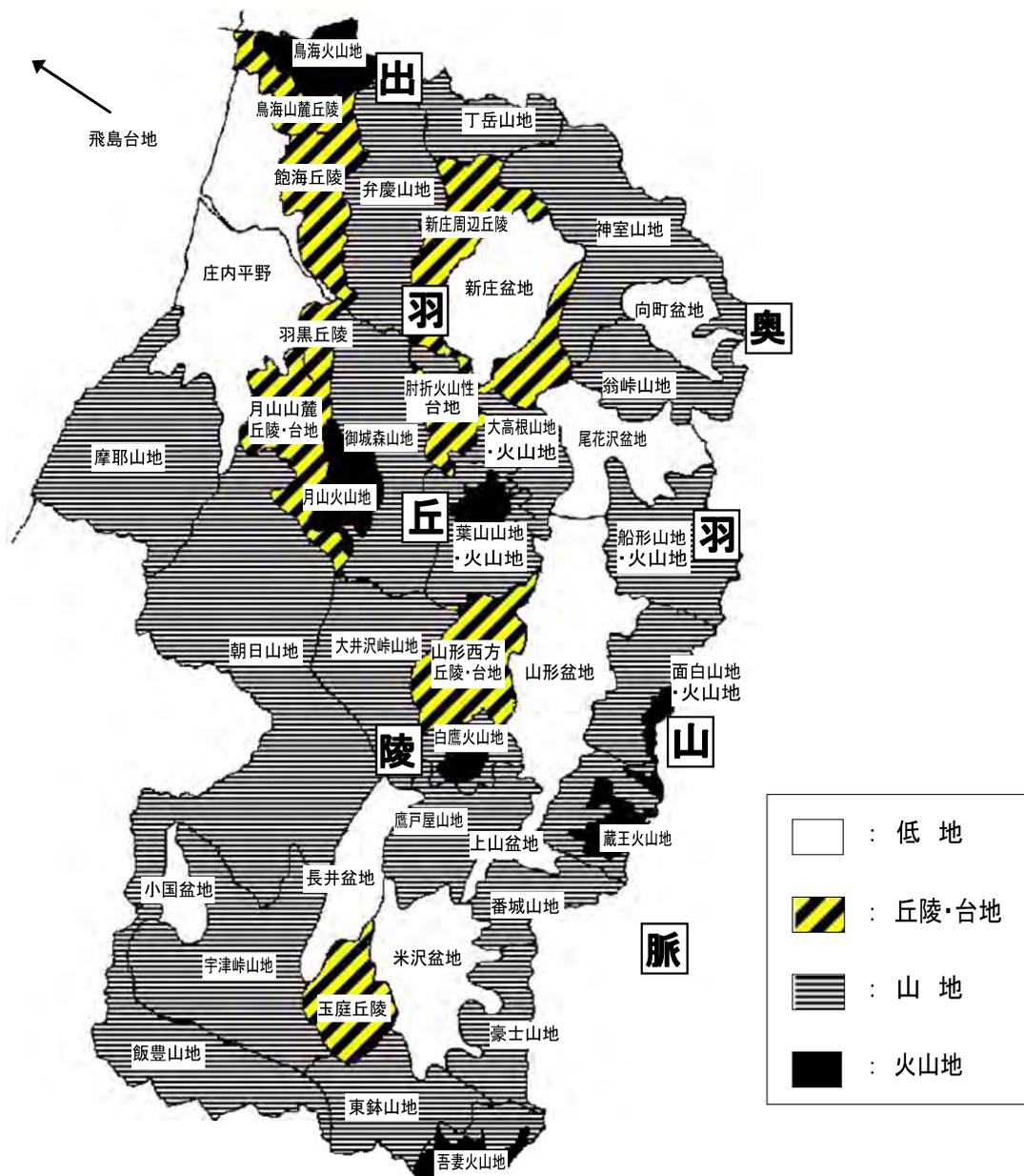
内陸部の盆地に形成されている扇状地の扇端部及び外縁部は、細粒の泥、シルト等の未固結堆積物からなり、軟弱地盤となっている。なお、山形市北西部及び米沢市街地では地下水の過剰採取に起因する地盤沈下が進行しており、地震による被害を増大させる可能性がある。

イ 山地部

県内では、奥羽山脈及び朝日山地等の山地に囲まれた急傾斜地が多いこと等から、地すべり等の土砂災害危険箇所が県内全域に点在している。

出羽丘陵では、粘土化しやすい酸性の凝灰岩を挟んだ泥岩や砂岩等が分布しており、これらを母岩とする地すべりが多数発生している。特に、新庄市西方の最上川南方域、月山西方山麓、山形盆地西方及び米沢盆地西方から小国盆地周辺にかけての地域は、地すべりが密集する地域となっている。

なお、大蔵村、戸沢村の銅山川及び角川流域には、肘折カルデラから流出したシラス様の軽石流堆積物が分布しており、これが崩壊して地すべりを発生させている。



山形県の地形区分

※吉田三郎編著(1984):「山形県の地質をめぐって、日曜の地学—15」に一部加筆

庄内平野南方の摩耶山系に見られる地すべりは、玄武岩（ドレライト）を主体とする火山岩類がその発生因子として関係している。

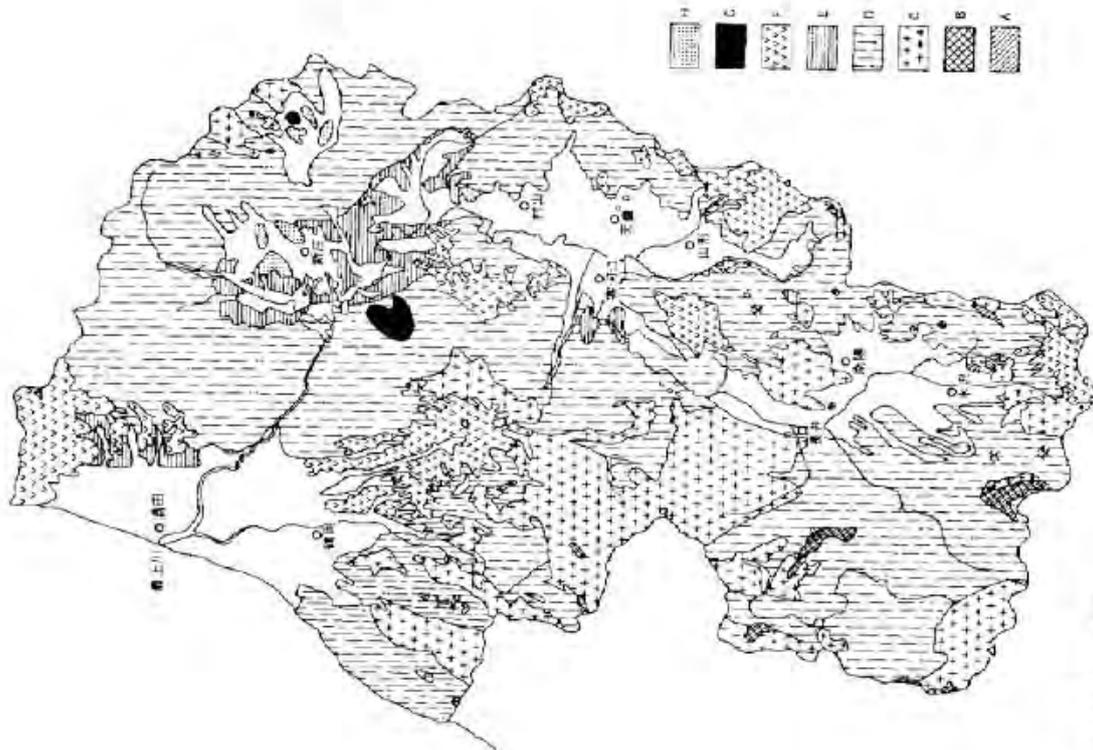
朝日山地では、花崗岩類が風化してマサ化したものが崩壊を起こしている。

山形県の地史

地質年代 (百万年)		地 史	地質図 区 分
第 四 紀	完 新 世	(低地の形成時代) 沖積低地・砂丘・扇状地形成 蔵王・島海・吾妻火山噴火つづく	F G H (段丘・平原) 安山岩火山
	更新世	(高台・山地形成時代) 段丘・古赤土の形成 蔵王・島海・月山・吾妻火山噴火 → 温泉 肘折・向町カルデラ形成 → 軽石流	
第 三 紀	新 鮮 世	砂岩堆積 → 石油貯留岩 上部鉄亜炭層 (山崩れが起きやすい)	E
	後 期	(内海・火山性陥没時代) 礫岩・砂岩・泥岩互層の堆積 → 下部鉄亜炭層 陥没性火山活動 → 石材、珪砂 (山崩れ・池すべりが起きやすい)	
	中 期	(海洋時代(暖かい気候)) 泥岩堆積 → 石油母岩 海底火山活動 → 金剛鉱床、タリニングア 礫岩・砂岩堆積 → ウラン鉱床 (地すべりが起きやすい、重金属汚染源)	
	初 期	(陸上火山時代) アフリック盆地の発生 → 火山形成 陸上火山活動 → プロビライト、溶結凝灰岩	
白 亜 紀	白 亜 紀	(大規模酸性火成活動時代) 噴出相 → 溶結凝灰岩、摩耶山堆 貫入相 → 花崗岩類、板状、朝日山地 (花崗岩の風化酸(マサ) → 山地崩落)	C
	ジュラ紀	(大規模酸性火成活動時代) 貫入相 → 花崗岩類、奥羽脊梁山地 (山地、河川浸食の時代)	
二 疊 紀	二 疊 紀	(海洋時代) 山形県南部 砂岩・泥岩の堆積 → 小国、飯豊	B
	二 疊 紀	(海洋時代) 山形県北東～東部 砂岩・泥岩・石灰岩 花崗岩の侵入により変成 → 米沢	

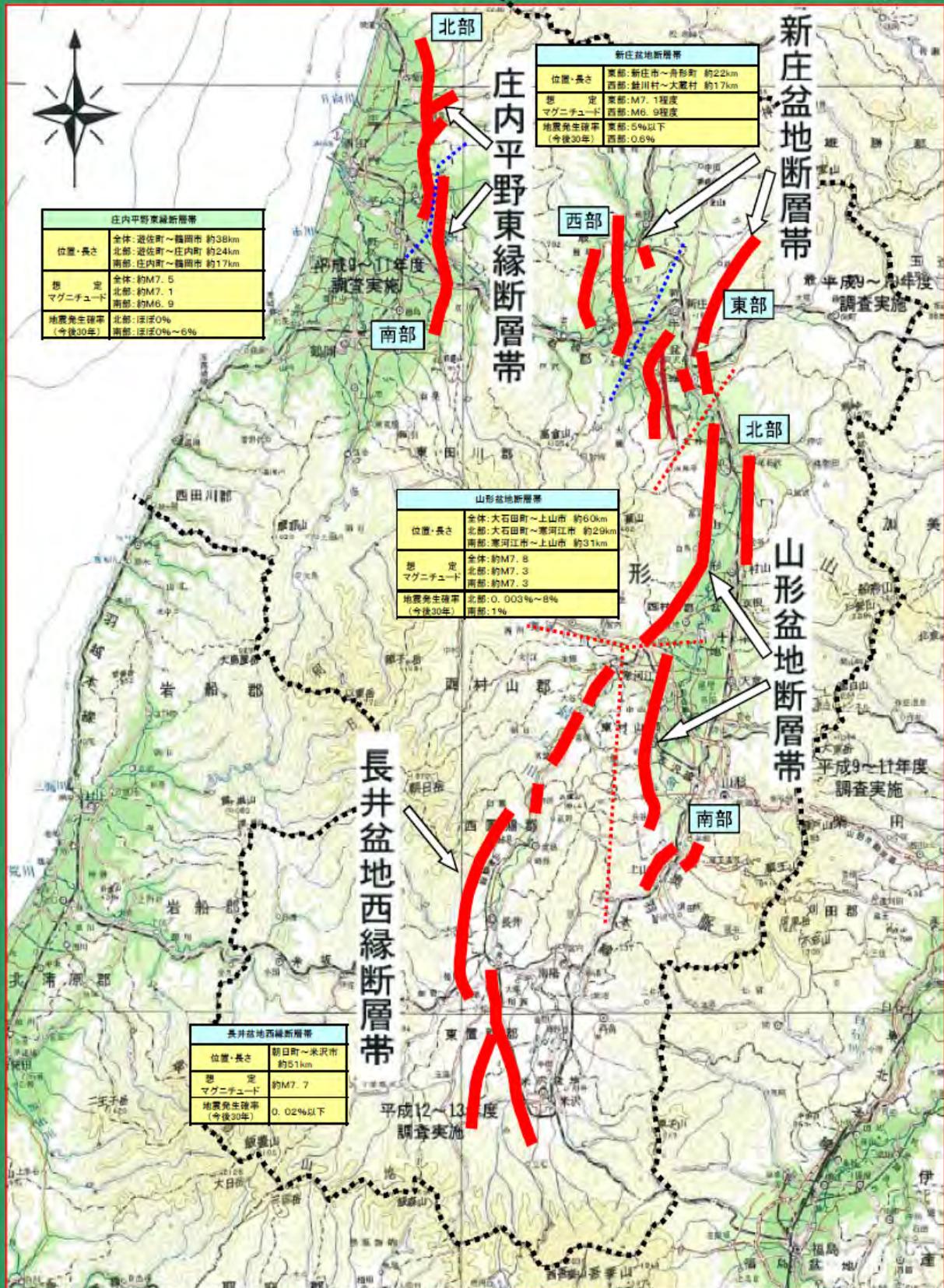
*24～52 百万年は古第三紀漸新世～中期始新世で、山形県には分布していない。
**208～245 百万年は中生代三疊紀で、山形県には分布していない。

資料：吉田三郎編著(1984)「山形の地質をめぐって、日曜の地学」に一部加筆



山形県の地質

山形県の活断層



山形県の活断層分布状況

(2) 地震動の増幅率

震源から地下の基盤を通して伝わる地震動は、地表に伝達する際に増幅され、その地点の震度となるが、増幅の程度は、その地点の地盤の特性によって決定される。

増幅の要素である加速度の増幅率については、庄内平野及び米沢盆地で大きく、次いで山形盆地で大きくなっている。このうち、増幅率が2.0～2.5となるのは、平野では三角州性低地や河間低地、盆地では後背湿地など軟弱な地盤に相当する所である。緩扇状地や一部の段丘でも増幅率が2.0～2.5となるが、多くの扇状地や平野部の砂丘では概ね1.5～2.0程度の増幅率となっている。一方、丘陵部では1.0～1.5の増幅率を示し、山地については多くは1.0未満であるが、堆積岩類などの被覆層が厚い地域で1.0～1.5となっている。

同じく地震動の増幅の要素となっている速度の増幅率については、加速度と同様の分布傾向を示している。庄内平野及び米沢盆地の広い範囲と山形盆地の一部で、増幅率が2.0～2.5となっている。庄内平野と米沢盆地の残りの地域及び盆地部大半で、1.5～2.0となっている。

(3) 液状化危険度

大きな地震が起こった場合、その地震動により地盤の性質によっては液状化現象が発生し、その地域に大きな被害を及ぼすことが知られている。

庄内平野の東縁で地震が起こった場合、庄内平野の広い範囲で液状化が発生する可能性が高い。

新庄盆地で地震が起こった場合には、新庄盆地の河川沿いなど低地で液状化が発生する可能性が高い。

山形盆地の西縁で地震が起こった場合には、山形盆地の河川沿いなど低地で液状化が発生する可能性が高い。また、米沢盆地や長井盆地にも液状化が発生する可能性が高い地点が散在する。

長井盆地の西縁で地震が起こった場合には、長井盆地や米沢盆地の低地の広い範囲で液状化が発生する可能性が高い。

山形県の西方沖で地震が起こった場合は、最上川沿いの低地など庄内平野の広い範囲で液状化が発生する可能性が高い。

(4) 気象

地震が起こった場合、被害状況に影響を及ぼす気象要素として、大雨や積雪及び風速をあげることができる。

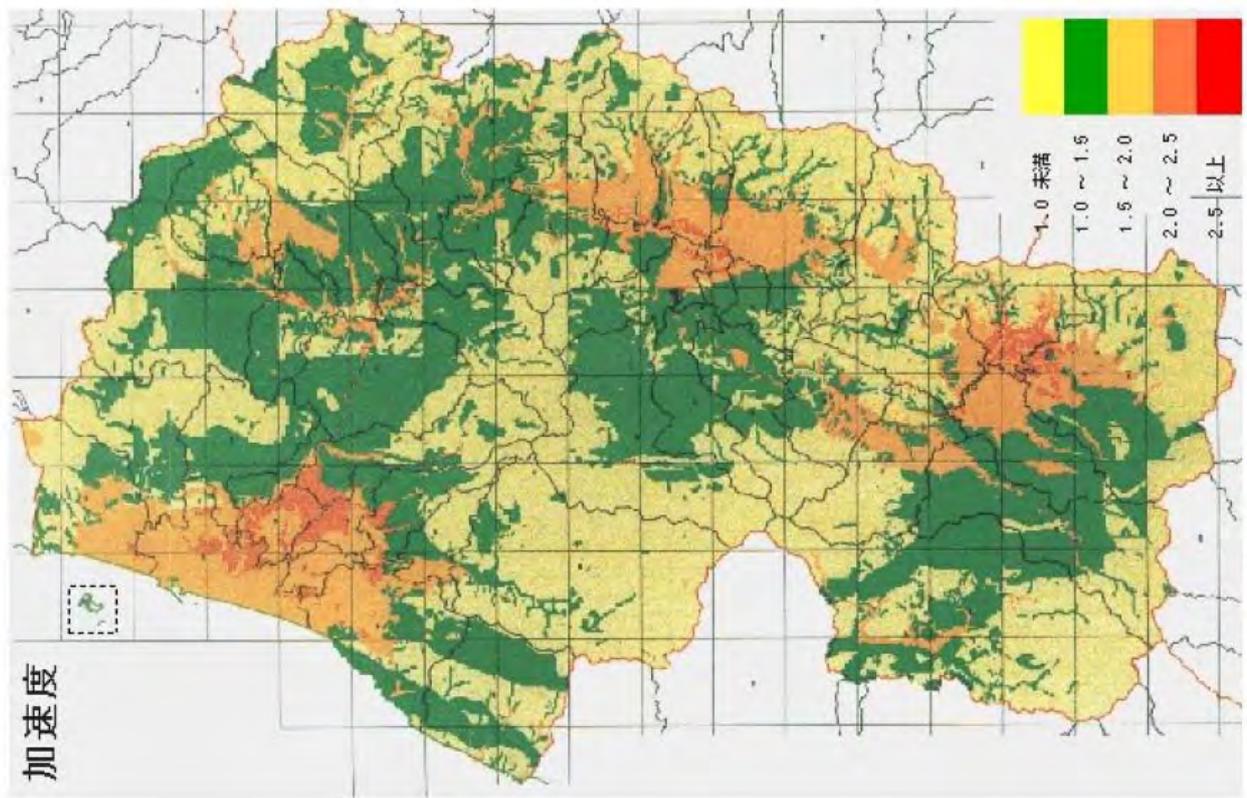
大雨は、地震で緩んだ地盤に、崖崩れや地滑り等を引き起こし易くする。本県の主な地域における日最大降水量をみると、山形217.6mm(1913年8月27日)、酒田171.0mm(2011年6月23日)、新庄177.5mm(1974年8月1日)、米沢119mm(1978年6月26日)となっている。

積雪は、屋根に積もった積雪加重として建物の倒壊可能性を増大させるとともに、地震動による雪崩の発生など、直接的に被害を拡大させる要因となる。また、車両の通行阻害要因として、迅速な消火活動や救急救助活動、緊急輸送活動に影響を及ぼすことが考えられる。

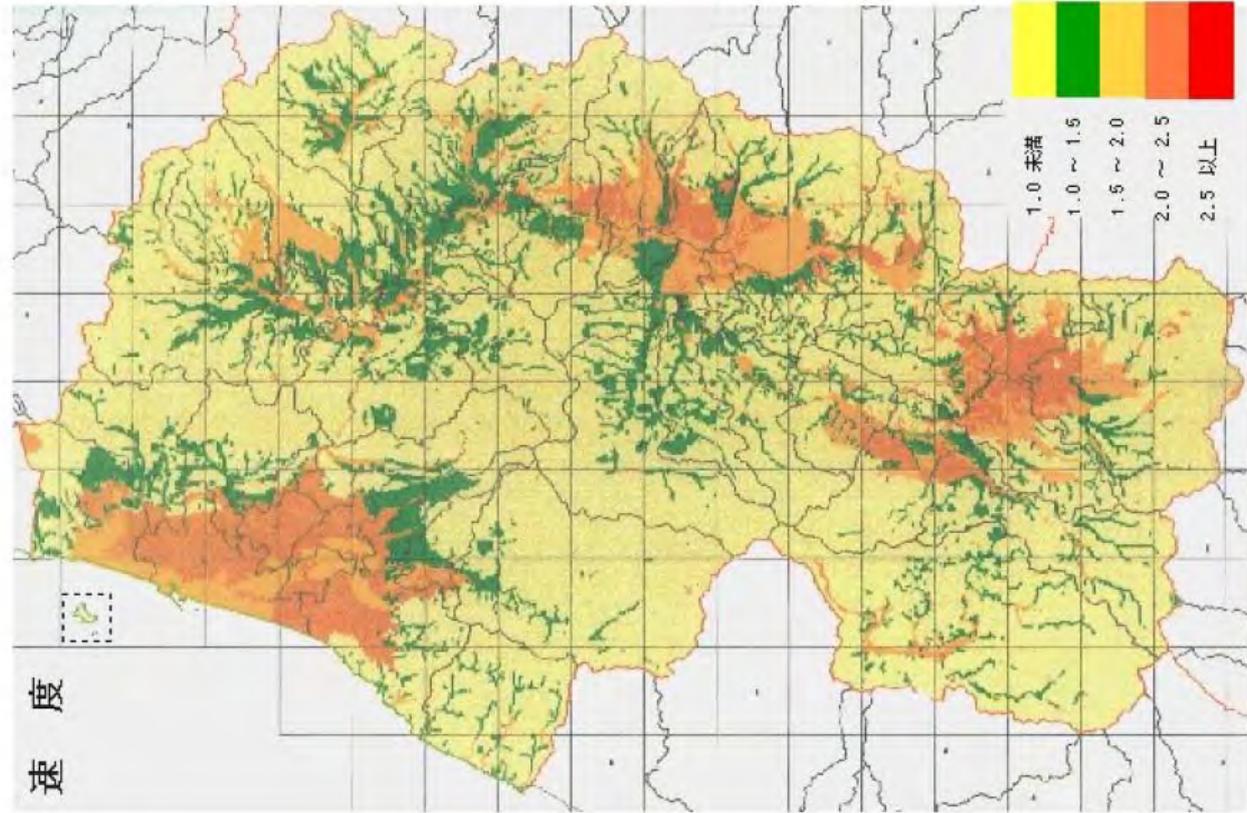
本県の主な地域における最深積雪をみると、山形113cm(1981年1月8日)、酒田100cm(1940年2月3日)、新庄236cm(1974年2月13日)、米沢188cm(1980年2月22日)となっており、最深積雪の平年値(1981年～2010年)は、山形50cm、酒田33cm、新庄122cmとなっている。

風速は、建物倒壊によって発生した地震火災の延焼面積を拡大する要因となる。

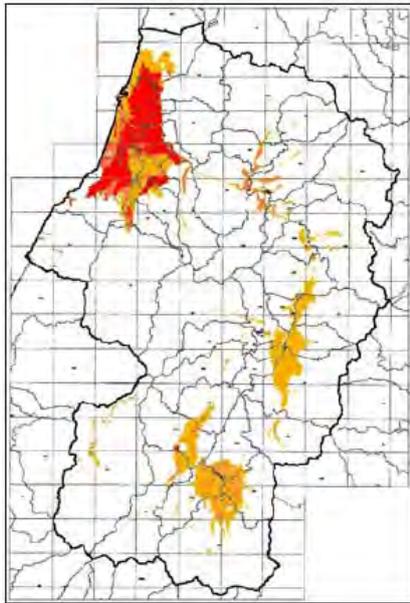
本県の主な地域における日最大風速をみると、山形21.4m/s(1957年12月13日)、酒田37.7m/s(1961年9月16日)、新庄23.9m/s(1958年1月10日)、米沢13.9m/s(2010年1月13日)となっている。また、日最大風速が10m/s以上の平年の年間日数(1981年～2010年)をみると、酒田は86.0日と山形0.3日、新庄27.8日を大きく上回っている。



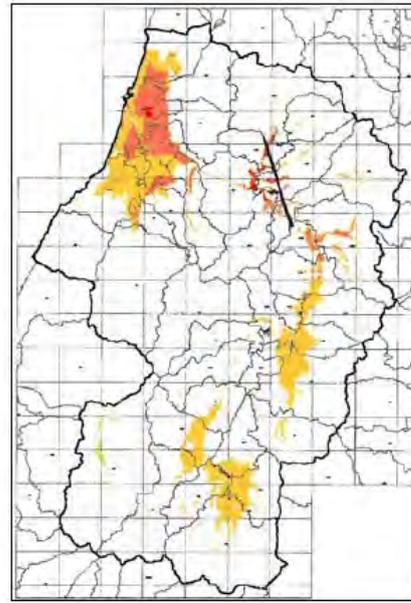
地震動の増幅率



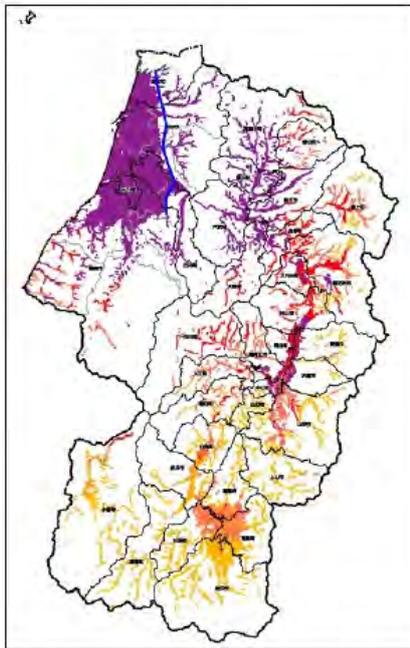
資料：山形県（1998）「山形県地震対策基礎調査」



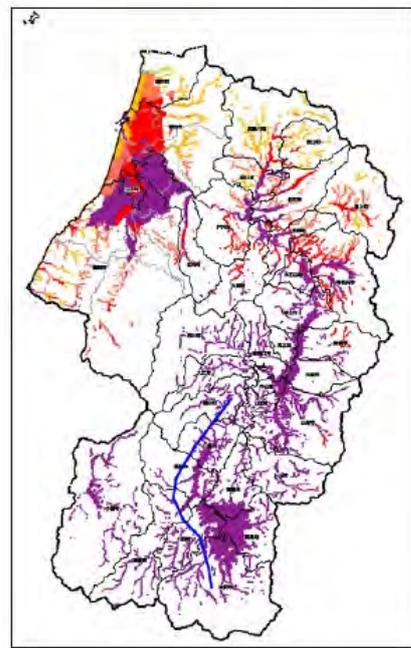
山形県西方沖地震



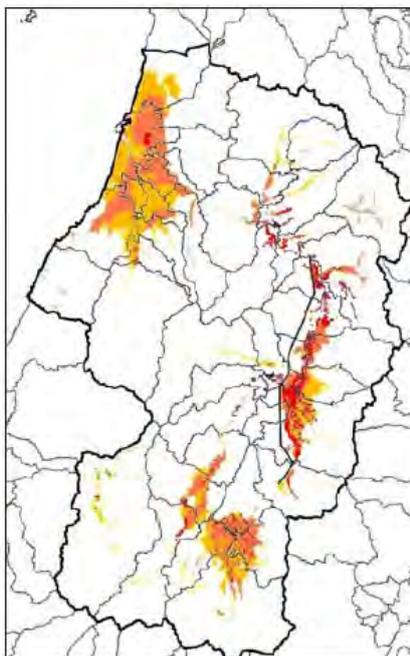
新庄盆地断層帯地震



庄内平野東縁断層帯地震



長井盆地西縁断層帯地震



山形盆地断層帯地震

凡 例	
	液状化の危険度低
	液状化の危険度(小)
	液状化の危険度(中)
	液状化の危険度(大)

液状化危険度分布

資料：山形県（1998）「山形県地震対策基礎調査」
 ：山形県（2002）「山形盆地断層帯被害想定調査」
 ：山形県（2005）「山形県地震被害想定調査」

第2節 社会的条件

1 人口構成

山形県の人口は緩やかな減少で推移し、少子高齢化も進行している。平成27年には、約113万4千人（国立社会保障・人口問題研究所）になると見通されている。

このような中で、65歳以上の老年人口は平成22年10月1日現在27.6%となっており、全国（23.0%）や東北（25.6%）を上回っており、平成27年には30.2%になり、約3人に1人が高齢者になると見通されている。

また、高齢化の進行に伴い、75歳以上の後期高齢者とともに、ねたきり高齢者や一人暮らし高齢者が着実に増加していくことが予想される。

このようなことから、本県の場合、身体機能の衰え等から災害時要援護者として位置付けられる高齢者についての対策が、他都道府県以上に求められることとなり、特に、避難行動等に制約が多いと考えられるねたきり高齢者及び後期高齢者への対策が重要となってくる。

	平成8年	平成13年	平成18年	平成23年
65歳以上人口に占める 一人暮らし高齢者の割合(%)	5.6	6.5	7.5	8.7
65歳以上人口に占める ねたきり高齢者の割合(%)	2.0	2.3	2.2	2.5

資料：県長寿社会課「県内ねたきり高齢者・一人暮らし高齢者等の状況」

2 地域構造

山形県は、地勢的に内陸と庄内に大別され、さらに内陸は、村山、最上及び置賜の3地域から構成されている。これらの4地域は、流域圏や歴史文化を異にしており、住民もそれぞれに帰属意識をもっている。さらに、これらの各地域においては、都市が適度に分散し、その都市を農山漁村が取り巻く地域構造となっている。

具体的には、通勤・通学、買物及び医療等県民の日常生活が展開される圏域として、山形市、寒河江市、村山市、東根市、新庄市、米沢市、長井市、鶴岡市及び酒田市を中心とする8つのまとまりがみられる。

このように、山形県内の一つひとつの都市は、規模が小さく、かつ県内全域に分散しているが、比較的人口が集中している村山地域で山形盆地断層帯を震源とする大規模地震が発生した場合は、村山地域のみならず県内全域において甚大な被害が想定されることから、地域間の相互支援はもとより他県からの広域応援が必要になってくるものと考えられる。

	人口 20 万人以上の都市		人口 20 万人未満 5 万人以上の都市		県人口に占める 市部人口割合 (%)
	都市数	県人口に占める 割合 (%)	都市数	県人口に占める割合 (%)	
青森県	2	39.1	4	26.9	76.8
岩手県	1	22.4	5	37.4	77.0
宮城県	1	44.5	8	30.7	81.9
秋田県	1	29.8	6	42.4	90.2
山形県	1	21.8	4	34.2	79.0
福島県	3	48.0	7	25.6	79.0

資料：総務省「平成 22 年国勢調査」

3 就業状況

国勢調査によると、就業構造は平成 17 年の第 1 次産業 10.8%、第 2 次産業 30.5%、第 3 次産業 58.2%から、平成 22 年にはそれぞれ 9.8%、29.0%、59.5%へ推移している。

このような就業構造の変化を背景に、全就業者数に占める雇用者数の割合及び就業者に占める通勤者の割合が増加する傾向にある。

また、本県の特徴として女子就業率の高さをあげることができ、平成 22 年の国勢調査データでは、本県の夫婦のいる一般世帯に占める共働き世帯の割合は 55.1%となっている。

夫婦共稼ぎ率の高さや、全就業者数に占める雇用者数の割合が増加する傾向にあるなかで、平日の日中住居にいる者が高齢者のみとなる地域が増大してくることが予想されるので、これらに対する対応も求められる。

全就業者数に占める 雇用者数の割合 (%)	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
	69.9	77.5	73.3	75.3
就業者に占める 通勤者の割合 (%)	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
	76.5	78.8	80.6	82.7
昼間流出人口の割合 (%)	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
	13.4	14.5	14.3	14.2

資料：総務省「事業所・企業統計調査」、「国勢調査」※「不詳」を除く。

		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
女子就業率 (%)	県	51.0	50.0	48.8	47.8
	全国	47.4	46.6	46.4	47.1

資料：総務省「国勢調査」※労働力状態「不詳」を除く。

4 居住形態

山形県は 3 世代同居率が高く(平成 22 年現在 21.5% (全国 1 位)、全国 7.1%)、本県の特徴となっているが、家族観や価値観の変化、ライフスタイルの多様化などにより低下傾向にあり、高齢単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が年々増加してきている。

このようなことから、これまでは、3世代同居率の高さを背景に、大規模地震発生時の避難行動等については、家族内での対応を期待できたが、今後は地域の自主防災組織やボランティアの役割が重要となっていくと考えられる。

3世代同居率(%)	平成12年	平成17年	平成22年
	28.1	24.9	21.5

資料：総務省「国勢調査」

第3節 既往地震とその被害

1 地震の発生状況

山形県に起こった地震のうち、記録に残る最も古いものは、850年に起こった出羽（山形県北西部）地震である。その後も、しばしば地震が起こっているが、山形県及びその付近に起こった地震で、本県に大きな被害をもたらした主な地震としては、1804年の象潟地震、1833年の羽前・佐渡（庄内沖）地震、1894年の庄内地震、1964年の新潟地震、1983年の日本海中部地震をあげることができる。

本県及びその付近に起こった地震をみると、主に日本海東縁部に発生する地震と陸域の浅い地震に区分することができる。また、陸域の地震については、主に庄内平野東縁断層帯を南端として本県から秋田県の日本海の沿岸に形成される断層帯付近、県中部の最上川の西側に沿った地域、蔵王山周辺で起こっている。（文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会編集「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－」より）

なお、本県の北西部は、秋田県西部と一体で、地震予知連絡会（国土交通省国土地理院長の私的諮問機関）により、特定観測地域（地震予知の戦略論として近い将来、地震の起こる可能性が他より高いと考えられるような地域）に指定されている。

2 主な地震記録と被害概況

	発生年月日	地震名 又は 地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
1	850年11月27日 (嘉祥 3.10.16)	出羽	39.0	139.7	7.0	出羽国地大いに震い、国府井口(山形県飽海郡本楯村樋口)の地山谷所を易ふ。又、海波を颯げ圧死するもの多し。
2	1804年7月10日 22時 (文化元. 6. 4)	象潟地震 (羽前 羽後)	39.1	140.0	7.0	由利郡、飽海郡、田川郡の被害大、特に、象潟では潰れた家532戸、死者63人。この地震全体では、潰家5500、死者333人。津波を伴い、余震多し。又、陸地隆起(最大2m位)して、象潟湖干潟となる。
3	1833年12月7日 15時 (天保 4.10.26)	羽前佐渡 (庄内沖)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。山形県南部では水死38人、家屋流失158、船流失305、山形・新潟県境では潰家270戸、佐渡では家屋流失79、家屋全半壊460、津波は北海道から能登までに及んだ。

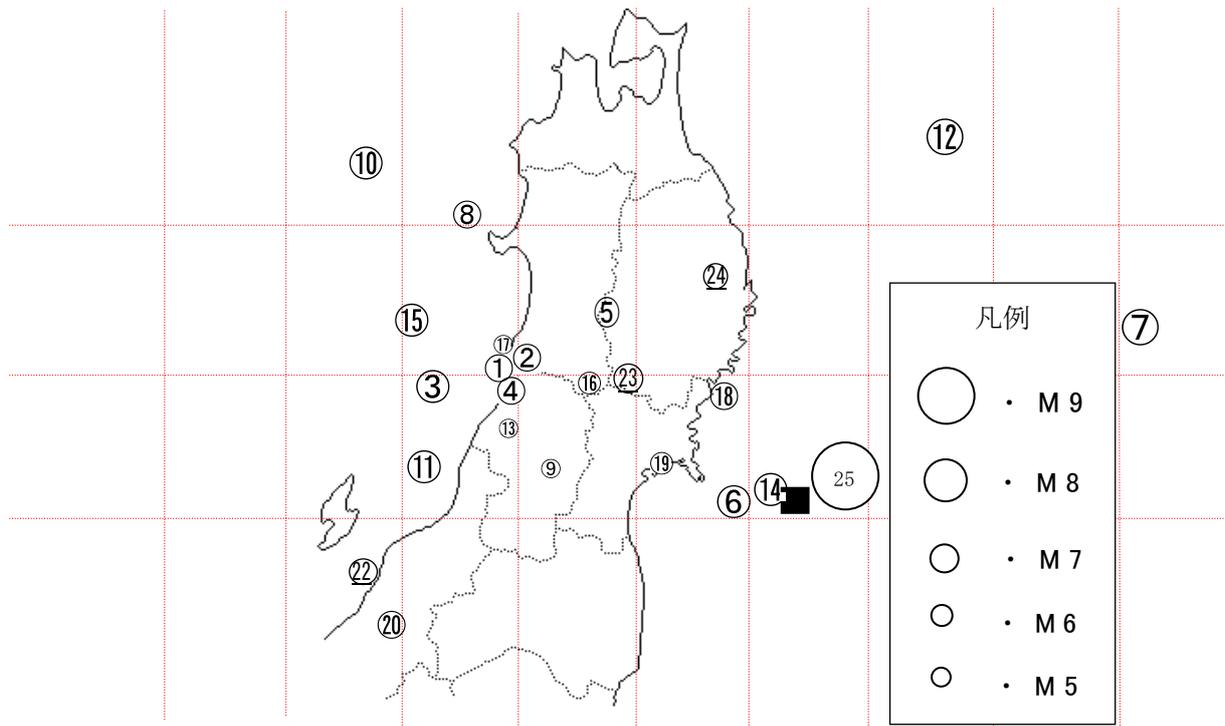
	発生年月日	地震名 又は 地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
4	1894年10月22日 17時35分 (明治27)	庄内地震	38.9	139.9	7.0	被害は酒田付近が最も大きく、山形、本荘にまで及んだ。被害は、死者726人、負傷者1060人、家屋全壊3858戸、半壊2397戸、破損7863戸、焼失2148戸、余震多し。
5	1896年8月31日 17時06分 (明治29)	陸羽地震 (羽後陸中境付近)	39.5	140.7	7.2	被害は、屋根瓦墜落や石灯籠の転落、土蔵の壁亀裂等で軽微だったが、山形では庄内地震より強く感じた。
6	1897年2月20日 05時50分 (明治30)	宮城県沖	38.1	141.9	7.4	天童で住家小被害。
7	1933年3月3日 2時31分 (昭和8)	三陸沖地震	39.2	144.5	8.1	震度：山形県下一円3。軽微な被害、家屋損壊7(庄内4、村山3)、その他軽被害。
8	1939年5月1日 14時58分 (昭和14)	男鹿地震	40.1	139.5	6.8	震度：酒田4、山形2。弱い津波あるも被害なし。
9	1944年12月7日 1時27分 (昭和19)	左沢地震	38.3	140.1	5.5	震度：山形3(震源地付近震度：6)。大江町本郷萩野付近で納屋倒壊1、このほか、土蔵の破損多数、家屋の傾斜や異常数戸あり。左沢で煙突折損、山崩れ、地割れあり。地鳴りを伴い余震多数。
10	1964年5月7日 16時58分 (昭和39)	男鹿半島沖	40.3	139.0	6.9	震度：酒田4、新庄2、山形1。秋田山形県境の小砂川～女鹿間の線路に地割れ列車一時不通、弱い津波発生。
11	1964年6月16日 13時1分 (昭和39)	新潟地震	38.4	139.2	7.5	震度：鶴岡6、酒田5、新庄5、山形4。被害は、県全域に及んだが、庄内地方ほど大。津波も発生したが、被害は殆ど無し。県内の被害は、死者9人、負傷者99人、住家全壊512戸、半壊1283戸、床上浸水16戸、床下浸水23戸、一部破損42074戸、非住家被害1772戸、水田流失埋没787箇所、道路損壊185箇所、橋梁流失4箇所、堤防決壊6箇所、山崩れ35箇所、鉄道被害22箇所、通信被害458回線、船舶破損4艘、被災世帯1505件、被災者概数7331人。

	発生年月日	地震名 又は 地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
12	1968年5月16日 9時48分 (昭和43)	十勝沖 地震	40.7	143.6	7.9	震度：酒田4、山形3、新庄3。被害は、非住家被害(中山町)1、停電(上山市・中山町)約1800戸。
13	1972年8月20日 19時9分 (昭和47)	山形県 中部	38.6	140.0	5.3	震度：酒田3、新庄3、山形1。鶴岡市でコンクリートアパートの壁剥落や停電6000戸等の軽被害。
14	1978年6月12日 17時14分 (昭和53)	宮城県沖 地震	38.2	142.2	7.4	震度：新庄5、山形4、酒田4。被害は、交通障害、電話回線の不通等の広範囲にわたる。この他、負傷者1人、住家全壊1戸、一部破損非住家被害2戸、道路損壊4箇所、停電19万戸に達し、被害総額は5億円を超えた。
15	1983年5月26日 11時59分 (昭和58)	日本海中 部地震	40.4	139.1	7.7	震度：酒田4、山形3、新庄3。被害は、建物一部破損1戸、道路損壊1箇所、船舶沈没9艘のほか、文教施設23戸、停電(酒田市)560戸、水道管破裂や電話不通等の被害があった。(秋田県内で県人2人死亡)
16	1996年8月11日 3時12分 (平成8)	秋田・宮 城県境	38.9	140.6	6.0	震度：新庄4、酒田・金山3。負傷者(最上町)12人、住家一部破損(最上町・尾花沢市)8戸、道路損壊6箇所、河川1箇所の被害があった。
17	1999年2月26日 14時18分 (平成11)	秋田県沿 岸南部	39.2	139.9	5.3	震度：遊佐町5弱、酒田市・八幡町・平田町4。住家一部破損217戸、公共施設一部損壊13施設(遊佐町12、酒田市1)、道路損壊7箇所、河川被害1箇所、停電1,038戸(酒田市)、断水113戸の被害があった(公共施設1施設と停電以外は全て遊佐町に被害が集中)。
18	2003年5月26日 18時24分 (平成15)	宮城県沖	38.8	141.7	7.1	震度：中山町5強。村山市・最上町5弱。負傷者(山形市3、中山町1、山辺町1、村山市2、尾花沢市1、大石田町1、新庄市1)10人、住家一部破損2棟、非住家一部破損85棟、道路損壊14箇所、河川1箇所などの被害があった。

	発生年月日	地震名 又は 地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
19	2003年7月26日 7時13分 (平成15)	宮城県北部	38.4	141.2	6.4	震度：中山町・村山市・新庄市・最上町4。 負傷者（山形市、山辺町）2人の被害があった。
20	2004年10月23日 17時56分 (平成16)	新潟県中越地震	37.3	138.9	6.8	震度：村山市・山辺町・中山町・河北町・川西町・小国町・酒田市4。 人的・物的被害なし。
21	2005年8月16日 11時46分 (平成17)	宮城県沖	38.2	142.3	7.2	震度：上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・新庄市・最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村・米沢市・南陽市・高島町・川西町・小国町・白鷹町・酒田市・庄内町・藤島町・三川町・遊佐町・松山町・平田町4。 負傷者（天童市）1人 住家一部破損1棟、非住家一部破損3棟、文教施設一部破損3箇所などの被害があった。
22	2007年7月16日 10時13分 (平成19)	新潟県中越沖地震	37.5	138.	6.8	震度：上山市、山辺町、中山町、西川町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町4、鶴岡市、酒田市、山形市、米沢市ほか15市町村3 被害なし
23	2008年6月14日 8時43分 (平成20)	岩手・宮城内陸地震	39.2	140.53	7.2	震度：最上町5弱、鶴岡市、酒田市ほか20市町村4 県人3名が宮城県栗原市内で死亡、ほか2名が行方不明。県地内での被害は重傷者1、住家1、非住家3、道路被害5、にごり水7地区、180戸断水、教育施設一部損壊5など
24	2008年7月24日 0時26分 (平成20)	岩手県沿岸北部	39.7	141.6	6.8	震度：鶴岡市、酒田市、村山市、中山町、最上町4、山形市、米沢市、新庄市ほか25市町村3 重傷者2、非住家被害1

	発生年月日	地震名 又は 地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
25	2011年3月11日 14時46分 (平成23)	東北地方 太平洋沖 地震	38.1	142.9	9.0	<p>震度：上山市、中山町、尾花沢市、米沢市5強、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、天童市、東根市、南陽市ほか13市町村5弱、山形市、寒河江市、長井市ほか8町村4</p> <p>県人2名が山形市内、南相馬市内で死亡。</p> <p>余震（2011年4月7日） 最大震度5弱：新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、村山市、東根市、中山町、河北町、尾花沢市、大石田町） 県人1名が尾花沢市内で死亡。</p> <p>余震（2011年4月11日） 最大震度5弱：上山市、山辺町、中山町、白鷹町5弱</p> <p>その他重傷者9、軽傷者28、住家被害(半壊11、一部損壊987)、非住家98などの被害があった。</p>

資料：山形県史（編：山形県）、山形県災害年報（左同）、理科年表（編：国立天文台）ほか



山形県内及び周辺地域で発生した主な地震

- ※1 715年から2011年にかけて発生した地震の震央部分を示す。
- ※2 番号は「2 主な地震記録と被害概況」の表の番号と一致する。

第3章 予想される被害等の状況

1 被害想定調査の実施

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超える大きな被害をもたらし、このような地震が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした内陸型地震や東日本大震災において発生した津波にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためには、このような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

これまで県では、平成8年度及び平成9年度の2年度にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施した。平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生の可能性があることの指摘がされたことから、両断層帯の被害想定調査を実施した。

2 被害想定のお考え方

(1) 地震規模の設定

ア 山形県地震対策基礎調査（平成8～9年度実施）

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能するための基礎資料を得るという趣旨から、マグニチュード7クラスの内陸型地震を想定した。また、日本海中部地震クラスの海洋型地震にも対応できるよう、これに相当する地震も想定した。

イ 山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施）

地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.8の地震を想定した。

ウ 長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「長井盆地西縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.7の地震を想定した。

エ 庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「庄内平野東縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.5の地震を想定した。

(2) 震源域の設定

内陸型地震のうち村山、置賜、庄内の3地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

また、海洋型地震については、既往の研究により地震空白域との指摘がなされている山形県西方沖（地震調査委員会公表の海溝型地震の長期評価における「日本海東縁部佐渡島北方沖並びに秋田県沖」に相当。以下同じ。）に震源域を設定した。

区 分	震源域	地震規模(マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	庄内平野東縁断層帯	7.5	38 km
	新庄盆地断層帯	7.0	25 km
	山形盆地断層帯	7.8	60 km
	長井盆地西縁断層帯	7.7	51 km
海洋型地震	山形県西方沖	7.7	100 km

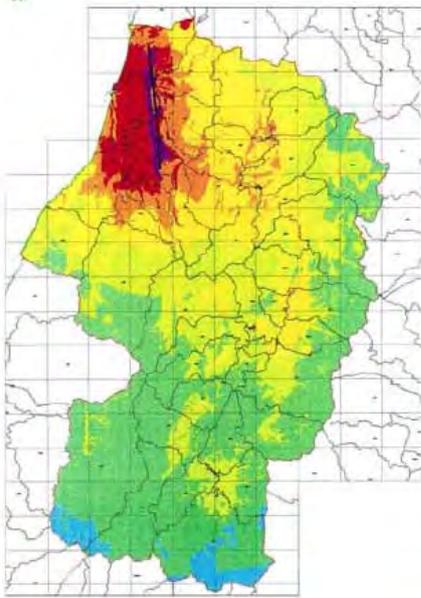
※ 新庄盆地断層帯及び山形県西方沖については、平成9年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成14年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成17年度実施の被害想定調査による。

(3) 発生ケースの設定

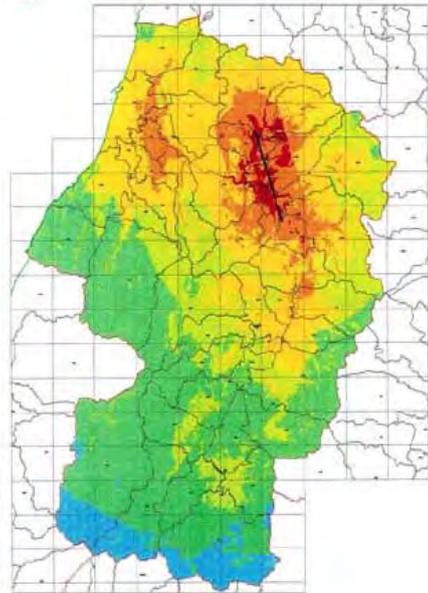
過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくることが考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つのケース（夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方）を設定した。

(4) 被害想定項目と想定手法

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度、最大地表速度	起震断層からの距離、地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり、土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震動
建物被害	家屋、事務所、店舗、公共施設など (物置・土蔵等は除く)	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険度、構造(木造、RC造等)、建築年次、屋根の種類・柱の太さ・積雪の有無(地域ブロックごと)
死者、負傷者	建物被害による死傷、地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数 (病院で手当を受ける程度の負傷)	建物被害、地震火災、発生季節と時刻
避難所生活者	自宅居住困難による避難	避難所に滞在する人数	罹災者数 県民防災意識アンケート調査結果
交通機関 (道路・鉄道)	緊急輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性(長期間(1カ月)と短期間(数日))	地震動、液状化危険度、津波浸水域、橋梁、土砂災害危険箇所
交通機関 (空港・港湾)	空港、港湾	被害発生の可能性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
河川・海岸 構造物	河川堤防、海岸堤防、ため池、ダム	地震水害発生の危険性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、都市ガス、LPガス、電気、電話	供給停止世帯数	地震動、液状化危険度、架線・埋設管の種類と延長
危険物施設等	石油タンク、高圧ガスタンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険度、種類ごと施設数
津波被害	建物被害、住民や海水浴客等の人的被害	建物の全壊・半壊、浸水棟数、一時避難が必要な者、罹災者数等	想定津波高、護岸、標高

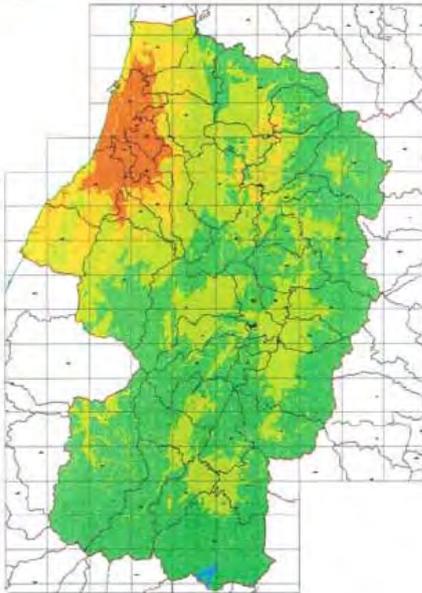


庄内平野東緣地震

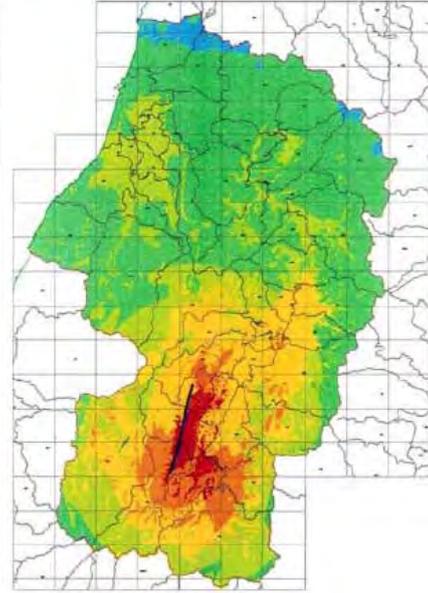


新庄盆地周辺地震

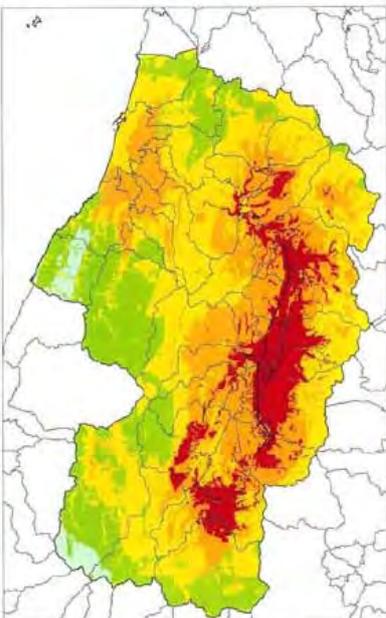
凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7



山形県西方沖地震



長井盆地西緣地震



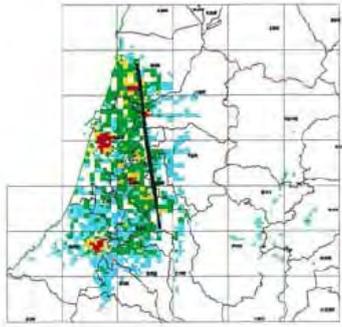
山形盆地断層帯地震

凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7

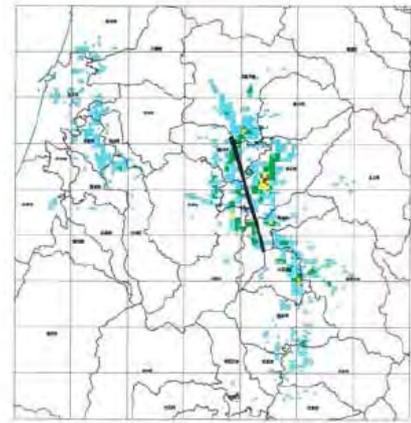
震度分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」

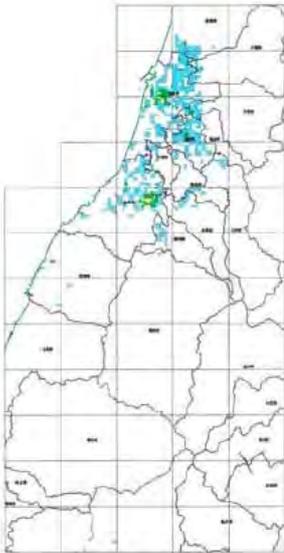
：山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」



庄内平野東縁地震



新庄盆地周辺地震

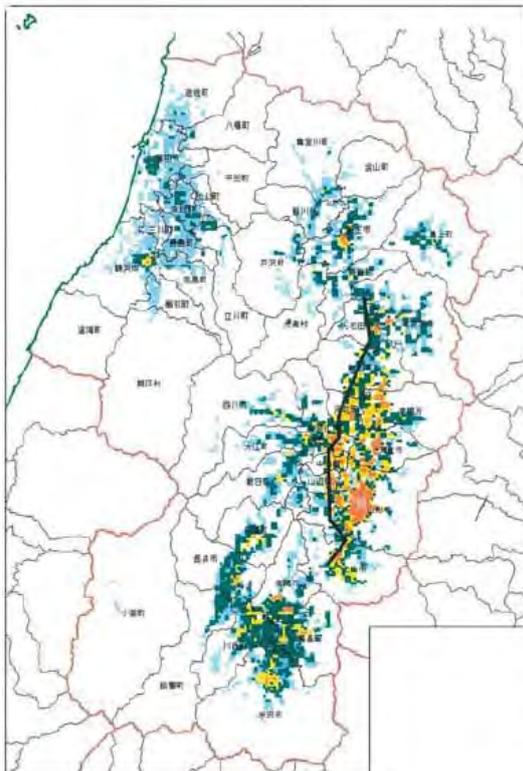


山形県西方沖地震

凡 例	
	0.1棟/500mメッシュ未満
	1棟/500mメッシュ未満
	5棟/500mメッシュ未満
	20棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ以上



長井盆地西縁地震



山形盆地断層帯地震

凡 例	
	0.1棟/500mメッシュ未満
	1棟/500mメッシュ未満
	5棟/500mメッシュ未満
	20棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ以上

全壊棟数分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」

：山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」

3 想定被害の概要

(1) 被害の規模

5つの想定地震の中では、設定した地震規模が最も大きく、人口が集積している村山地域で地震が発生することになる山形盆地断層帯地震の場合が、もつとも被害が大きくなる。

3つの発生ケースの中では、冬季夕方の場合には、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合には、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合には、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

＜冬季早朝における想定被害の状況＞

想定地震 想定項目	庄内平野東縁 断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震	山形盆地 断層帯地震	長井盆地西縁 断層帯地震	山形県 西方沖地震
震度	3～7	3～6強	4～7	3～7	4～6弱
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟	487棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟	2,583棟
建物焼失	63棟	16棟	297棟	82棟	9棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人	44人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人	1,098人
避難所生活者(ピーク時)	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人	3,420人
上水道断水世帯	169,434	23,574	202,444	327,131	4,718
都市ガス停止世帯	46,378	3,510	50,082	29,005	4,464
停電世帯	20,816	30,127	114,823	43,750	19,191
電話不通世帯	13,156	17,391	98,042	25,709	11,758

※ 山形県西方沖地震の被害には、津波による被害は含まない。

(2) 津波による被害

東日本大震災では、想定を超える津波の発生が大きな被害をもたらしたことから、山形県西方沖地震が発生した場合の津波による沿岸地域の被害について、平成7年度に実施した山形県津波災害対策基礎調査においてマグニチュード8.5の地震が発生する可能性があるとした震源域(地震調査委員会公表の海溝型地震の長期評価における日本海東縁部佐渡島北方沖に相当)における被害想定の見直しが行われ、次のようにまとめられている。

なお、死者数は、避難状況によって変動するため想定していない。

区 分		数（棟数・人数）		
建 物 被 害	全 壊	5,557 棟		
	半 壊	4,607 棟		
	浸 水（損 壊 な し）	9,165 棟		
人 的 被 害	罹災者（自宅居住困難者）		11,398 人	
	うち避難所生活者（ピーク時）		7,535 人	
	避 難 者 要 一 時 滞 在 者 海 岸 付 近	浸 水 域 居 住 者		30,209 人
		漁 業 従 事 者		522 人
		港 湾 従 事 者		249 人
		旅 客 船 乗 降 者		80 人
		海 水 浴 客		44,400 人
釣 り 客		不明		

(3) 被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
新庄盆地断層帯地震	最上地域とともに、庄内地域の広い範囲及び村山地域の北部にも被害が発生する。
山形盆地断層帯地震	村山地域の広い範囲と置賜地域の都市部に被害が多く発生し、最上地域、庄内地域を含め、全県的に被害が発生する。
長井盆地西縁断層帯地震	置賜地域及び村山地域の全域と庄内地域の一部において被害が発生する。
山形県西方沖地震	被害は庄内地域にとどまる。

第4章 山形県の地震防災計画の基本的な考え方

1 大規模地震対策の推進

県内には、主要な4断層帯があり、平成14年から地震調査委員会の長期評価が公表されている。

特に山形盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯、庄内平野東縁断層帯の長期評価においては、想定される地震のマグニチュードがそれぞれ7.8、7.7、7.5程度と阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震のマグニチュード7.3程度を上回っている。また、今後30年以内に地震が発生する確率では、山形盆地断層帯（北部）が0.003～8%、新庄盆地断層帯（東部）が5%以下、庄内平野東縁断層帯（南部）がほぼ0～6%と、我が国の主な活断層の中では発生確率が高いグループに属する。

また、被害想定が最大となった山形盆地断層帯の被害想定調査では、県内の居住地域のほとんどが震度6弱以上となるほか、想定される被害が最も大きくなると考えられる冬季早朝の場合で、死者2,114名、重傷者3,127名、避難所生活者94,688名、建物全壊34,792棟など、被害状況は、平成8年～9年度に実施した地震対策基礎調査に比べて2倍から3倍に拡大する結果となっている。

平成23年には未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生するなど、マグニチュード7クラスの大規模地震が、いつ、どこで起きてもおかしくない状況にあるため、地震防災対策の基本方針等に基づくとともに、これまでの長期評価や被害想定調査結果を踏まえ、県、市町村及び防災関係機関と県民が一体となって効果的かつ効率的な地震防災対策を推進していく。

2 地震防災対策の基本方針

(1) 理念

地震の発生は防ぐことはできないが、地震による被害を軽減することは可能であり、「減災」の考え方を基本に「災害の少ない山形県」から「災害に強い山形県」を目指して、県、市町村及び防災関係機関と県民が一体となって地震防災対策に取り組んでいく。

(2) 目標

ア 「地震防災体制の強化」・・・阪神・淡路大震災以降整備に努めてきた防災体制の一層の充実を図る。

県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する基本事項を定めた地域防災計画を策定して防災体制の整備を図ってきたところであるが、大規模地震が発生した場合において、迅速かつ的確な応急活動体制を確保するため、県、市町村及び防災関係機関は、職員参集、情報収集・伝達などの初動体制の確立、広域災害に対応できる市町村への支援体制や、広域応援体制の整備が必要となっている。

このため、各機関における活動マニュアル整備、広域応援体制の充実など、地震防災体制の強化を図っていく。

イ 「地震に強い県土づくりの推進」・・・地震による被害をできるだけ小さくする。

阪神・淡路大震災では、全半壊した建築物は約 25 万棟にもおよび、死者の約 8 割以上が建築物の倒壊等による圧死者であり、地震防災対策を推進するうえで、建築物の耐震性を向上させなければならないことが明らかになった。

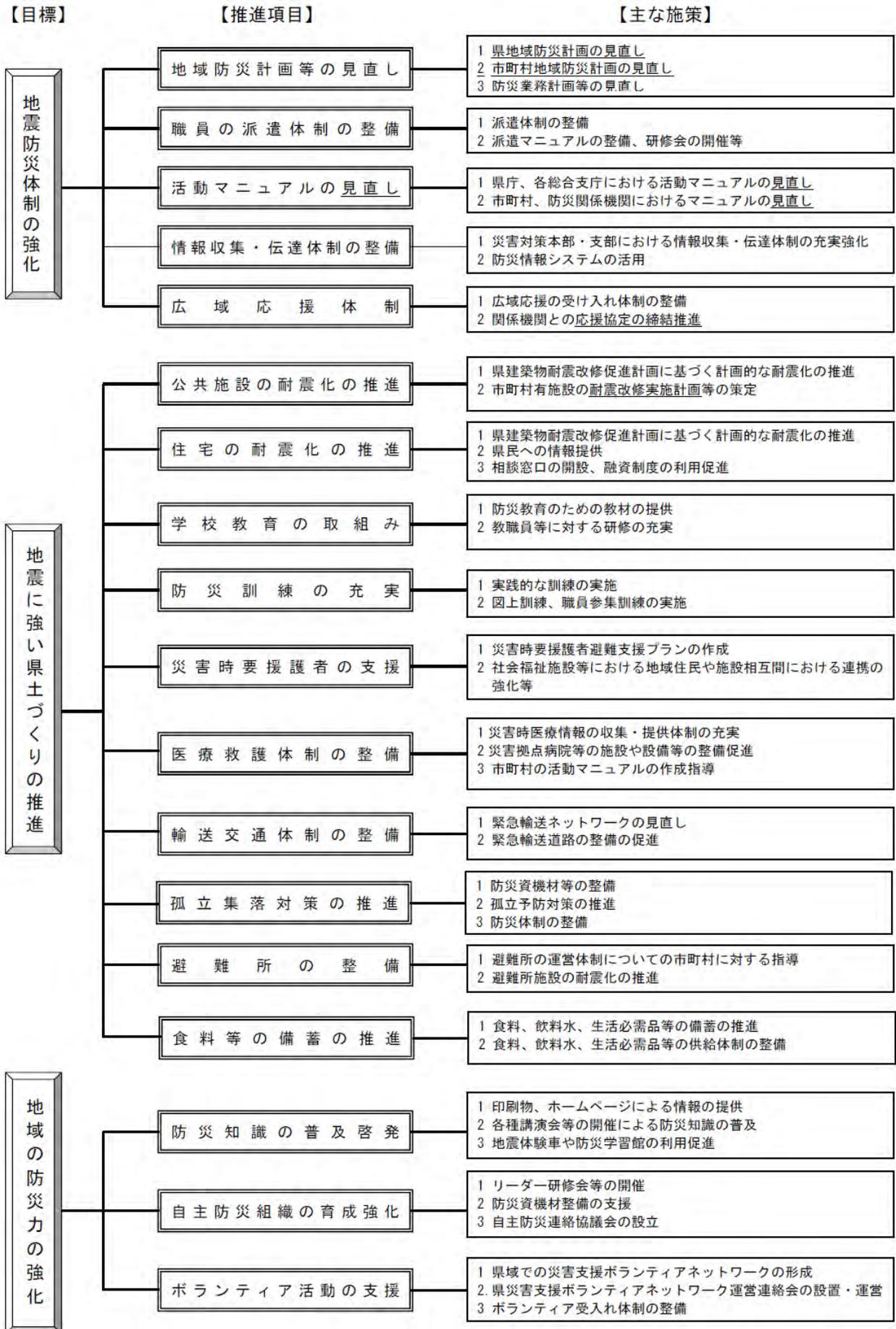
また、東日本大震災で未曾有の被害をもたらした津波対策も大きな課題となっている。地震の発生は防げなくても地震による被害を軽減することは可能であり、減災の考え方を基本に、災害に対して弱い立場にある高齢者、障がい者及び児童生徒などを災害から守るための対策や、医療救護・輸送交通体制などの整備、さらに、効率的・効果的な防災行動を取るための実践的な訓練を行うことが必要である。

ウ 「地域の防災力の強化」・・・地域や住民の災害対応力を高める。

大規模な地震が発生した場合、同時多発する被害に対応するため、住民や地域社会の災害対策活動が不可欠である。個々の住民が平常時から災害に対して備えを強化し、災害が発生した場合には自分で自分の身を守り、さらにはお互いに助け合うことが重要であり、行政はこれらの活動が円滑に行われるよう情報提供や防災知識の普及啓発、ボランティア活動の環境整備などを行っていくことが必要である。

このため、住民に対する正しい防災知識の普及と、自主防災組織の育成強化など、地域の防災力の強化を図る。

3 推進体系



第5章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

(1) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難又と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

(4) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定により、県知事及び第二管区海上保安本部長の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 住民の役割

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、住民は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組んでいくことが求められる。

3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 県

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形県	1 山形県防災会議に関すること 2 防災関係機関相互の総合調整に関すること 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その地の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること 5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること 6 防災に係る教育及び訓練に関すること 7 通信施設及び組織の整備に関すること 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること 9 治山治水その他県土の保全に関すること 10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること	1 県災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 防災関係機関相互の総合調整に関すること 3 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 4 自衛隊の災害派遣要請に関すること 5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること 6 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること 7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること 8 応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること 9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること 10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること 12 災害広報に関すること 13 緊急輸送の確保に関すること	1 被災者のための相談に関すること 2 見舞金等の支給等に関すること 3 雇用の安定に関すること 4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること 5 住宅対策に関すること 6 租税の特例措置に関すること 7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること 8 公共施設等の災害復旧に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形県	11 災害発生の防ぎよ 又は拡大防止のため の措置に関するこ と 12 在宅の災害時要援 護者対策に関するこ と	14 ライフラインの確保 に関するこ と 15 公共土木施設、農 地・農業用施設及び林 地・林業用施設等に対す る応急措置に関するこ と 16 農産物、家畜、林産 物及び水産物に対する 応急措置に関するこ と 17 食料その他の生活必需 品の需給調整に関する こと 18 災害時の防疫その他 保健衛生の応急措置に 関すること 19 被災児童及び生徒に 対する応急の教育に関 すること 20 被災要援護者に対す る相談及び援護に関す ること 21 その他市町村の応急 措置の実施又は応援の 指示及び代行に関する こと	
山形県 警察本部	1 災害警備用の装備 資機材及び地震対策 用の交通安全施設の 整備充実に関するこ と 2 災害警備の教養訓 練に関するこ と 3 防災広報に関する こと	1 災害情報及び交通情 報の収集に関するこ と 2 被災者の救助及び避 難誘導に関するこ と 3 交通規制、緊急通行 車両の確認及び緊急輸 送路の確保に関するこ と 4 行方不明者の調査及 び死体の検視に関する こと 5 犯罪の予防・取締り、 混乱の防止その他秩序 の維持に関するこ と	

(2) 市町村

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
市町村	1 市町村防災会議に関する こと 2 管内における公共的 団体及び住民の自主 防災組織の育成指導 に関すること 3 災害及び防災に関す る科学的研究とその 成果の実現に関する こと 4 防災に係る気象、地 象及び水象の観測、予 報その地の業務に関 する施設、設備及び組 織の整備、並びに災害 の予報及び警報伝達 の改善に関すること 5 防災意識の高揚及び 災害安全運動に関す ること 6 防災に係る教育及び 訓練に関すること 7 通信施設及び組織の 整備に関すること 8 水防、消防、救助そ の他の災害応急に関 する施設及び組織の 整備並びに物資及び 資機材の備蓄に関す ること 9 治山治水その他市町 村の地域の保全に関 すること 10 建物の不燃堅ろう化 その他都市の防災構 造上の改善、災害危険 区域の指定及び対策 に関すること	1 市町村災害対策本部 の設置及び運営に関す ること 2 指定地方行政機関の 長等及び県知事に対す る職員の派遣要請、並び に他の市町村長に対す る応援の要求に関する こと 3 県知事の委任を受け て行う、災害救助法に基 づく被災者の救助に関 すること 4 損失及び損害補償並 びに公的徴収金の減免 等に関すること 5 災害情報の収集に関 すること 6 災害広報に関するこ と 7 災害予警報等の情報 伝達、並びに避難の勧 告、指示及び警戒区域設 定に関すること 8 被災者の救助に関す ること 9 消防活動及び浸水対 策活動に関すること 10 緊急輸送の確保に関 すること 11 ライフラインの確保 に関すること 12 公共土木施設、農 地・農業用施設及び林 地・林業用施設等に対す る応急措置に関するこ と	1 被災者のための相 談に関すること 2 見舞金等の支給等 に関すること 3 雇用の安定に関す ること 4 住宅対策に関する こと 5 租税の特例措置に 関すること 6 農林漁業者及び中 小企業等に対する金 融対策に関すること こと 7 公共施設等の災害 復旧に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
市町村	11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事	13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 14 食料その他の生活必需品の需給計画に関する事 15 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 16 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事 17 被災要援護者に対する相談及び援護に関する事	

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東北管区 警察局		1 災害状況の把握と報告連絡に関する事 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事 3 関係職員の派遣に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事	
東北財務局 (山形財務 事務所)			1 金融機関の業務運営の確保に関する事 2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関する事 3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関する事 4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関する事

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東北厚生局		1 被害状況の情報収集、通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること	
東北農政局	1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること	1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病虫害の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること 2 災害時における応急食料の供給に関すること	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること
東北森林 管理局	1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関すること	災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること
東北経済 産業局		1 災害情報の収集及び伝達、防災関係物資の適正価格による円滑な供給の確保、事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 2 工業用水の復旧対策に関すること	1 生活必需品、復旧資材等の円滑供給の確保及びその他災害復旧に必要な措置に関すること 2 被害中小企業への融資及びその他振興に関すること
関東東北産業 保安監督部東 北支部	1 電気、ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの保安に関すること 2 地域住民に影響のある鉱山施設の保全に対する監督に関すること	1 災害時における危険物等保安確保に関すること 2 電気、ガスの復旧対策に関すること 3 鉱山施設の崩壊に伴う周辺住民の生命、財産保全に関すること	1 電気、ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの災害復旧に関すること 2 鉱山保安法に基づく命令の発動に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東北運輸局	運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関すること	1 災害情報の収集連絡及び伝達に関すること 2 緊急輸送、代替輸送に対する指導・調整及び支援に関すること	復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関すること
東京航空局 (山形空港出張所・庄内空港出張所)	航空保安・航空輸送事業及びその他航空に係る事業の防災訓練に関すること	1 山形空港及び庄内空港並びに航空保安施設の管理運用に関すること 2 航空機による輸送の確保に関すること	山形空港及び庄内空港の災害復旧事集の指導援助に関すること
第二管区海上保安本部 (酒田海上保安部)	1 海上における災害の発生に備えた、体制の確立並びに施設、設備及び資機材等の整備に関すること 2 海上防災講習会等の開催による防災思想の普及及び高揚並びに防災訓練の実施に関すること 3 防災業務を総合的かつ効果的に実施するために必要な各種情報の収集、整理及び対応策の研究に関すること	1 津波、航路障害物、航路標識の異状その他海上交通等に影響する情報の船舶等への伝達に関すること 2 情報の収集及び伝達に関すること 3 遭難者及び遭難船舶の救助等に関すること 4 被災者、救援活動関係者及び救援物資等の緊急輸送に関すること 5 海上災害救援用物品の無償貸与又は譲与に関すること 6 関係機関が行う災害応急対策への支援に関すること 7 排出油等の防除に関すること 8 海上交通の安全の確保に関すること 9 警戒区域の設定に関すること 10 海上における治安の維持に関すること 11 危険物の保安措置に関すること	1 海洋環境の汚染の防止に関すること 2 海上交通の安全の確保に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
仙台管区 気象台 (山形地方 気象台)	<p>1 防災教育、防災知識の普及及び防災訓練への参画並びに気象業務施設の整備に関する事</p> <p>2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル等作成に関する技術的な支援に関する事</p>	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事</p> <p>2 気象、地象、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨等に関する情報等の関係機関への伝達に関する事</p>	<p>1 災害時気象資料の作成、公表に関する事</p> <p>2 災害時における気象情報の推移や予想の解説等に関する事</p>
東北総合通信局	<p>1 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関する事</p> <p>2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図る事。</p>	<p>1 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずる事</p> <p>2 非常通信に関する事</p>	有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関する事
山形労働局	<p>1 大規模な爆発、火災等の災害防止に関する事</p> <p>2 企業における防災の促進に関する事</p>	<p>1 二次災害発生の防止に関する事</p> <p>2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関する事</p>	<p>1 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関する事</p> <p>2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関する事</p> <p>3 雇用安定等の支援に関する事</p>
東北地方 整備局 北陸地方 整備局	<p>1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関する事</p> <p>2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関する事</p> <p>3 災害危険箇所における河川、海岸、砂防、道路施設等の防災事業推進に関する事</p>	<p>1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事</p> <p>2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事</p> <p>3 建設機械及び技術者の現況把握に関する事</p> <p>4 災害時における復旧資材の確保に関する事</p>	<p>1 二次災害の防止及び迅速な復旧に関する事</p> <p>2 酒田港の災害復旧事業に関する事</p>

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東北地方 整備局 北陸地方 整備局	<p>4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関する事</p> <p>5 官庁施設の災害予防措置に関する事</p> <p>6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関する事</p> <p>7 酒田港の港湾施設に関する国の直轄工事の実施(特に耐震強化岸壁の整備)による緊急時の物資輸送及び避難経路の確保に関する事</p>	<p>5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関する事</p> <p>6 酒田港の応急措置に関する事</p> <p>7 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事</p>	

(4) 自衛隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	<p>防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関する事</p>	<p>1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関する事</p> <p>2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関する事</p> <p>3 診察、防疫の支援に関する事</p>	<p>自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関する事</p>

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊		4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること	

(5) 指定公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道(山形支店) 日本貨物鉄道株式会社(山形オフレールステーション)	1 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること 2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること	1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること。 2 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること 3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること。 4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること	線路等鉄道施設の災害復旧に関すること
東日本電信電話株式会社(山形支店)	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1 津波警報の伝達に関すること 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	1 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること 2 電気通信施設の災害復旧に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
株 式 会 社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 (山形支店)	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
K D D I 株 式 会 社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
日本銀行 (山形事務所)			1 通貨の供給の確保に関すること 2 金融機関による非常金融措置の実施に関すること 3 各種金融措置の広報に関すること
日本赤十字社 (山形県支部)		1 災害時における傷病者の医療救護に関すること 2 赤十字ボランティアの活動の指導に関すること 3 義援金の募集受付に関すること 4 被災者に対する救援物資の配分に関すること	
日本放送協会 (山形放送局、鶴岡放送局)	災害予防の放送に関すること	1 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	放送施設の災害復旧に関すること
東日本高速道路株式会社 (東北支社山形管理事務所、山形工事事務所、鶴岡工事事務所)	所轄する有料道路の災害防止に関すること	1 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関すること 2 災害時における緊急車輛の通行料金免除に関すること	所轄する有料道路の災害復旧に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
日本通運株式会社 (山形支店)		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
東北電力株式会社 (山形支店)	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること 2 電力供給施設の災害復旧に関すること
郵便事業株式会社(山形南郵便局) 郵便局株式会社	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること		1 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること 2 被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付等非常取扱いに関すること 3 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立の短期融資に関すること 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	災害予防の放送に関すること	1 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山交バス株式会社 庄内交通株式会社 第一貨物株式会社 社団法人山形県トラック協会		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること	
山形鉄道株式会社		災害時における鉄道輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること	
水害予防組合	堤防水かん門等の保護、水害予防に関すること	水防活動に関すること	
土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること	農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること
社団法人山形県医師会		災害時における医療救護に関すること	
山形ガス株式会社 酒田天然ガス株式会社 鶴岡ガス株式会社 寒河江ガス株式会社 新庄都市ガス株式会社 庄内中部ガス株式会社		1 都市ガスの供給及び保安措置に関すること 2 被災施設の調査に関すること	1 被災者のガス料金納期の延伸等料金の特例に関すること 2 被災施設の災害復旧に関すること

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形県商工会議所 連合会 山形県商工会連合会		1 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること 2 救助用物資の確保についての協力に関すること	復旧資材の確保についての協力及びあつせんに関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等		共同利用施設の応急 対策に関する事 こと	1 共同利用施設の 復旧に関する事 こと 2 被災組合員に 対する融資及び あっせんに関 する事 こと
一般診療所・病院		1 災害時における 収容患者に 対する医療 の確保に関 する事 こと 2 災害時にお ける負傷者 等の医療救 護に関 する事 こと	
一般運輸事業者		災害時にお ける緊急輸 送の確保に 関する事 こと	
危険物関係施設 の管理者		災害時にお ける危険物 の保安措置 に関する事 こと	

第2編 災害予防計画

第1章 地震に関する調査研究計画

1 計画の概要

震災対策を効果的に推進するため、国及び県が実施する地震及び震災に関する調査研究について定める。

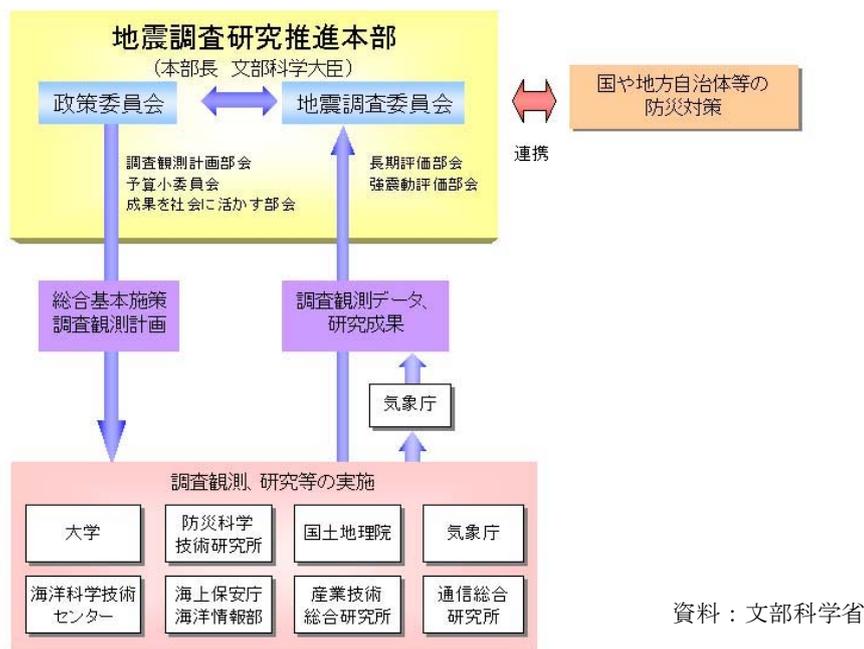
2 計画の体系

項目	概要
1 国の推進体制	① 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制 ② 地震調査研究推進本部の役割 ③ 地震調査委員会による活断層及び海溝型地震の発生可能性の長期評価
2 県における調査研究	① 山形県津波災害対策基礎調査(平成7年度実施) ② 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施) ③ 山形県活断層調査(平成9～13年度実施) ④ 山形盆地断層帯被害想定調査(平成14年度実施) ⑤ 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査(平成17年度実施)

3 国の推進体制

阪神・淡路大震災を契機として、地震防災対策特別措置法が施行され、従来の地震予知研究体制について見直しが行われた。この結果、科学技術庁長官（現：文部科学大臣）を本部長として地震調査研究推進本部が設置され、調査研究体制が一元化された。

(1) 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制



(2) 地震調査研究推進本部の役割

- ア 総合的かつ基本的な施策の立案
- イ 関係行政機関の予算等の事務の調整
- ウ 総合的な調査観測計画の策定
- エ 関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価
- オ 評価に基づく広報

(3) 地震調査委員会による活断層及び海溝型地震の発生可能性の長期評価

地震調査委員会は、平成23年度までに全国の主要な110の断層帯や7つの海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性（場所、規模（マグニチュード）及び発生確率）を評価し公表した。

名称		最大想定 マグニチュード	位置	長さ	30年以内 発生確率
山形盆地 断層帯	全体	7.8	大石田町～上山市	約60km	
	北部	7.3	大石田町～寒河江市	約29km	0.003～8%
	南部	7.3	寒河江市～上山市	約31km	1%
新庄盆地 断層帯	東部	7.1	新庄市～舟形町	約22km	5%以下
	西部	6.9	鮭川村～大蔵村	約17km	0.6%
長井盆地 西縁断層帯		7.7	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下
庄内平野 東縁断層帯	全体	7.5	遊佐町～旧藤島町	約38km	
	北部	7.1	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ0%
	南部	6.9	庄内町～旧藤島町	約17km	ほぼ0%～6%
日本海東縁部 (山形県沖)		7.7	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0%

※発生確率の基準日はH24.1.1現在（H24.1.11公表）

4 県における調査研究

県では、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、地震や震災に関する調査研究を継続的に実施してきており、その成果を震災対策に活用するとともに、関係機関に提供する。

(1) 山形県津波災害対策基礎調査(平成7年度実施)

庄内沖(山形県西方沖)の地震空白域において地震が発生した場合に想定される津波について、津波数値シミュレーション計算により、予測される津波高及び浸水域を明らかにし、沿岸の津波危険性を把握するとともに、防災関係機関が今後検討すべき課題や津波対策に反映させることを目的として実施した。

(2) 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施)

内陸型 4 ケース(村山・最上・置賜・庄内の各地域)及び海洋型 1 ケース(本県西方沖)を震源域とした大規模な地震が発生した場合の、それぞれの被害想定と、防災対策上の課題を明らかにするため実施した。

(3) 山形県活断層調査事業(平成 9 ～ 13 年度実施)

庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯及び山形盆地断層帯並びに長井盆地西縁断層帯を対象に、科学技術庁(現:文部科学省)の地震関係基礎調査交付金を活用して、活断層の分布・位置や活動状況等について調査研究を実施した。

(4) 山形盆地断層帯被害想定調査(平成 14 年度実施)

平成 14 年に国の地震調査委員会より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード 7.8 の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

(5) 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査(平成 17 年度実施)

平成 17 年に国の地震調査委員会より「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、置賜地方においてマグニチュード 7.7、庄内地方においてマグニチュード 7.5 の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、両断層帯の被害想定調査を実施した。

第2章 地震・津波観測体制の整備計画

1 計画の概要

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する地震観測体制について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 地震観測体制の現状	① (削除) ① 県内における関係機関の地震動観測
2 今後の整備計画等	

3 地震観測体制の現状

(1) 県内における関係機関の地震動観測

ア 気象庁

気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内4箇所地震計、12箇所計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に津波警報や地震情報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報提供している。

さらに、気象庁は、地震災害の軽減を図るため、震源に近い観測点で得られた地震波から、震源や地震の規模、各地の震度や揺れの到達時刻を瞬時に推定し、大きな揺れが到達する前に知らせることを目指す「緊急地震速報」を、平成18年8月より一部機関へ先行的な運用を開始した。テレビ・ラジオ等による一般への提供は平成19年10月1日より開始し、同年12月1日に緊急地震速報を地震動の予報・警報に位置づけ、国民への確実な情報伝達を担保した。

イ 文部科学省

文部科学省は、地震観測の充実・強化を図るため、県内17箇所に強震計を設置し、防災科学技術研究所でデータを集約・解析して公表している。

さらに、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、内陸地震の震源決定精度の向上、内陸深部におけるプレート境界型地震の発生メカニズム解明及び内陸地震における最大規模の推定に資するため、平成7年度から、全国15～20km間隔で高感度地震観測網を整備し、本県においては15箇所の整備がなされた。

ウ 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し計測している。計測データは独立行政法人港湾空港技術研究所で解析している。

また、山形県沖にGPS波浪計を設置し、波浪や潮位等の海面変動を観測している。

エ 県

県は、阪神・淡路大震災を契機に、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるよう、県内全市町村（40箇所）に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の

交信装置とネットワーク化したシステムを平成9年4月から稼働、平成23年3月にはシステムの再整備を行った。

また、本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表している。

第3章 防災知識の普及計画

1 計画の概要

県及び市町村等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災関係機関職員に対する防災教育	① 県及び市町村における防災教育 ② 防災関係機関における防災教育
2 一般住民に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
3 事業所等に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
4 学校教育における防災教育	① 児童生徒等に対する防災教育 ② 教職員に対する防災教育
5 防災上特に注意を要する施設における防災教育	① 監督機関の責務 ② 危険物等施設における防災教育 ③ 病院、福祉施設等における防災教育 ④ ホテル、旅館等における防災教育 ⑤ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

3 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 県及び市町村における防災教育

災害発生時に応急対策の主体となる県及び市町村職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

ア 県における防災教育

県及び県警察本部は、毎年度当初所属ごとに、職員に対し防災に関する計画の内容、所管防災業務における個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等について周知徹底を図る。また、国等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

イ 市町村における防災教育

市町村は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、市町村防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

4 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、県及び市町村は、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

また、地域における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (エ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (オ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (カ) 本県の災害史や地域の危険情報の把握
- (キ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 津波発生時の行動
- (イ) 自動車運転時の行動
- (ウ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (エ) 避難場所、避難経路
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮
- (ク) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

県及び市町村は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など様々な機会を通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

5 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、県及び市町村は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- (エ) 本県の災害史や地域の危険情報の把握
- (オ) 地域住民との協力体制の構築
- (カ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 津波発生時の行動
- (イ) 自動車運転時の行動
- (ウ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (エ) 避難場所、避難経路
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮
- (ク) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

県及び市町村は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

6 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

県及び市町村は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、県は、私立学校に対してもこれに準じて教育を行うよう指導する。

ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」、「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 県・市町村教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特徴をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等災害時要援護者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第4章 地域防災力強化計画

1 計画の概要

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の育成	① 育成の主体 ② 育成の方針 ③ 自主防災組織の規模 ④ 育成強化対策 ⑤ 自主防災組織の活動内容 ⑥ その他
2 企業（事業所）等における防災の促進	① 企業等における自衛消防組織の育成 ② 企業等における事業継続計画の策定促進 ③ 企業等における帰宅困難者対策の促進

3 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市町村は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

県は、自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、市町村の行う自主防災組織の育成整備活動及び自主防災組織の活動状況等を把握するとともに、市町村に対して指導・助言を行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」という。)の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

防災関係機関は、市町村が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針

市町村は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」(昭和54年3月23日山形県防災会議決定)に基づき、既存の自治会、町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次のような地域に重点を置き推進を図る。

- ア 人口の密集している地域
- イ 高齢者等いわゆる災害時要援護者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している市街地等
- エ 土砂災害危険地域
- オ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- カ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
- キ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

ク 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

ア 市街地における街区単位、住宅地における自治会・町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 育成強化対策

ア 市町村は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

- (a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- (b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- (c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。
- b 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。
- c 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。
- d 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。
- e 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）。
- f 救出及び救護に関すること（活動内容、消防機関等への連絡）。
- g 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）。
- h 給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。
- i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）。

イ 自主防災リーダーの育成

市町村は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

(ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。

(イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成

すること。

ウ 訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあつては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練及び避難訓練等の各種訓練を行い、発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するよう努める。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、市町村の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

市町村は、県が実施する「自主防災組織整備事業」、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことを促すことにより、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動ができるよう努める。

オ 自主防災組織連絡協議会の設立

県及び市町村は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- (ウ) 地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等)の点検
- (エ) 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認
- (オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- (カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- (キ) 避難地及び医療救護施設の確認
- (ク) 火気使用設備・器具等の点検
- (ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (コ) 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等
- (サ) 在宅の災害時要援護者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 地域住民の安否の確認
- (ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- (エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- (オ) 地域住民に対する避難勧告・指示の伝達
- (カ) 避難誘導活動の実施

- (キ) 災害時要援護者の避難活動への支援
 - (ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力
 - (ケ) 給食・給水活動及びその協力
 - (コ) 救助物資等の配布及びその協力
 - (カ) 他地域への応援等
- (6) その他

自主防災組織は、次により、婦人防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

ア 婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり

イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力

ウ 民生委員・児童委員と連携した災害時要援護者支援の実施

4 企業（事業所）等における防災の促進

県及び市町村は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

(1) 企業等における自衛消防組織の育成

① 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

市町村は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市町村は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持及び管理
- (ウ) 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- (エ) 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 避難誘導活動の実施等
- (ウ) 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

県及び市町村は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(3) 企業等における帰宅困難者対策の促進

県及び市町村は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第5章 災害ボランティア受入体制整備計画

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、県及び市町村等が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 一般ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備
2 専門ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備

3 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 軽易な応急・復旧作業
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 災害ボランティアの受け入れ事務

(3) 受入体制の整備

県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

ア 県

- (ア) 山形県災害ボランティア支援本部の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- (イ) 山形県災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- (ウ) 市町村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録、市町村への情報提供
- (エ) 隣接県並びに全国の災害支援NPO・ボランティア団体等との広域交流を通じたノウハウの研究及び蓄積

イ 市町村

- (ア) 市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備

- (イ) 市町村災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- (ウ) 市町村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- (エ) 市町村災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- (オ) 地域における防災意識の普及啓発
- (カ) ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

4 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要援護者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの

(3) 受入体制の整備

県関係各課は、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行

う。

- ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。
- ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

第6章 防災訓練計画

1 計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、県、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 県の防災訓練	① 総合防災訓練 ② 緊急登庁訓練 ③ 県災害対策本部設置訓練 ④ 県災害対策本部運営訓練 ⑤ 災害時医療救護訓練 ⑥ 広域応援訓練 ⑦ 非常通信訓練 ⑧ 津波防災訓練
2 市町村の防災訓練	
3 防災関係機関の防災訓練	
4 学校の防災訓練	
5 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	
6 防災訓練の評価	

3 県の防災訓練

(1) 総合防災訓練

県は、県民の防災意識の高揚と防災活動の円滑化、防災関係機関の連携強化を図るため、市町村との共催により地域住民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に対する十分な配慮並びに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟に努める。

また、現場の対応力向上を図るため、実施方法や内容等について、適宜、見直しを行なっていく。

ア 実施時期

原則として、毎年1回、防災の日（9月1日）を中心とした防災週間中（8月30日～9月5日）とする。

イ 実施場所

原則として、庄内・最北・村山・置賜ブロックを持ち回りで実施する。

ウ 訓練参加機関

県、市町村、防災関係機関、地域住民、自主防災組織、自衛隊等

エ 主な訓練項目	
情報収集伝達訓練	災害対処訓練
広域応援派遣訓練	航空消防防災活動訓練

オ 訓練の方法
実動訓練とする。

(2) 緊急登庁訓練

県は、勤務時間外の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に初動態勢を確立するため、防災関係職員が緊急登庁する訓練を実施する。

(3) 県災害対策本部設置訓練

県は、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に初動態勢を確立するため、県災害対策本部を設置する訓練を実施する。

(4) 県災害対策本部運営訓練

県は、初動体制の検証・評価、職員の災害対応能力の向上及び防災意識の向上を図るため、県災害対策本部運営訓練を状況付与型図上訓練等により実施する。

(5) 災害時医療救護訓練

県は、災害時における医療救護について、効率的かつ安全な医療救護活動体制を整備するため、医療機関と連携した訓練を実施する。

(6) 広域応援訓練

県は、他の都道府県との応援協定に基づく広域応援を円滑に実施するため、広域合同訓練の実施を推進する。

(7) 非常通信訓練

非常通信協議会を構成する各機関及び市町村は、災害時に防災関係機関相互の無線等による通信連絡を迅速かつ確実に行うため、定められた通信ルートにより原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

(8) 津波防災訓練県、沿岸市町及び防災関係機関は、津波発生時の被害を軽減するため、相互に協力して津波予報、避難指示等の情報伝達訓練、津波避難訓練等の津波防災訓練を定期的を実施する。

4 市町村の防災訓練

市町村は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、市町村総合防災訓練実施要綱に基づき以下の点に留意して県に準じた各種訓練を実施する。

- (1) 自主防災組織等をはじめとする地域住民及び災害時要援護者の参加に重点を置くこと。
- (2) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (3) 海岸線を持つ市町にあっては津波の情報伝達、住民避難訓練等の津波防災訓練を実施すること。なお、津波情報伝達訓練には県の参加を求めること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
- (5) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- (6) 図上訓練等を実施するように努めること。
- (7) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (8) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。

(9) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。

(10) 訓練項目

津波・気象予報伝達訓練	自主防災組織による初期対応訓練
非常招集訓練	避難誘導訓練
災害情報収集訓練	救出訓練
通信手段確保訓練	救急救護訓練
非常通信訓練	緊急道路確保訓練
災害対策本部設置訓練	災害対策本部運営訓練
消火訓練	災害対処訓練
給食給水訓練	防災ボランティア受け入れ訓練
救援物資輸送訓練	水防訓練

5 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、県や市町村が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

6 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 特に海岸線付近にある学校にあつては津波を考慮した避難訓練を実施すること。
- (4) 季節を考慮した訓練を実施すること。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の災害時要援護者が多数在所していることから、施設の管理者は、市町村及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

8 防災訓練の評価

県、市町村及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第 7 章 避難体制整備計画

1 計画の概要

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に市町村が実施する避難体制の整備について定める（津波に関する避難は「津波災害対策編 第 2 編第 8 章、第 9 章」において定める）。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 避難場所及び避難所の指定と事前周知	① 避難所等の定義 ② 避難所等の指定 ③ 避難路の安全確保 ④ 避難所等及び避難方法の事前周知
2 避難勧告等発令判断基準の明確化	
3 避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備	
4 災害時要援護者の避難支援計画	
5 避難誘導體制の整備	
6 防災上特に注意を要する施設の避難計画	① 多数の災害時要援護者が利用する施設 ② 不特定多数の者が利用する施設 ③ 地下空間を有する施設
7 福祉避難所の指定	

3 避難場所及び避難所の指定と事前周知

市町村は、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで避難場所及び避難所（以下「避難所等」という）として指定し、市町村地域防災計画に定めておく。

(1) 避難所等の定義

ア 避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、市町村地域防災計画で指定した場所をいう。

イ 避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するため、市町村地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 避難所等の指定

市町村は避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 津波浸水域等の危険区域以外において地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず津波浸水域等の危険区域内となる場合は、浸水、高潮、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の建物であること。

また、一旦避難した避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて収容できる面積を確保すること。また、海水浴場やスキー場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とされている。

ウ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。避難所は十分な耐震強度を確保すること。

エ 都市公園等を避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

オ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

カ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

キ 避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらおう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

(3) 避難路の安全確保

市町村は、避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、崖崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

(4) 避難所等及び避難方法の事前周知

市町村は、避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

イ 広報誌、ハザードマップ、チラシ配布

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

4 避難勧告等発令判断基準の明確化

市町村は、災害時に適切な避難勧告等ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。
また、避難勧告等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

5 避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市町村は、避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 避難所及び避難路の耐震化
- (2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (3) 地域完結型の備蓄施設の確保及び給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）及び毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備
- (4) 災害時要援護者等に配慮した避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、バリアフリー化等の環境整備
- (5) 避難者の長期滞在に備えた環境整備
- (6) バリアフリー化されていない施設を利用する場合で避難の長期化が予想されるときには、高齢者・障がい者等が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ等の整備。
- (7) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設等の環境整備
- (8) 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備

6 災害時要援護者の避難支援計画

市町村は、災害時要援護者の避難支援体制を整備するため、災害時要援護者避難支援プランを作成するものとする。

7 避難誘導體制の整備

市町村は、避難勧告等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。また、高齢者、障がい者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

8 防災上特に注意を要する施設の避難計画

- (1) 多数の災害時要援護者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 地域の実情に応じた避難所等（市町村指定の避難所等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

- イ 入院患者及び自力避難の困難な災害時要援護者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制
- ウ 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法
- エ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る市町村等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

9 福祉避難所の指定

市町村長は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のために、次の事項に留意し「福祉避難所」として予め指定するように努める。

なお、指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、災害時要援護者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

- (1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

第8章 救助・救急体制整備計画

1 計画の概要

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の対策	① 情報の収集・伝達体制の確立 ② 防災訓練の実施 ③ 防災用資機材の整備
2 市町村及び消防機関の対策	① 住民に対する防災意識の啓発 ② 民間等による救助・救急支援体制の確保 ③ 消防組織の救助・救急体制の整備 ④ 情報収集体制の整備 ⑤ 救助・救急活動における交通確保 ⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備 ⑦ 応援受入体制の確立
3 県の対策	① 救急隊員の養成 ② 救急連絡体制の確立 ③ 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立
4 県警察本部の対策	① 被災情報の収集・伝達体制の確立 ② 救助用装備資器材の整備
5 酒田海上保安部の対策	① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援

3 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市町村又は消防機関、警察機関若しくは酒田海上保安部に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の勧告・指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、市町村の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

4 市町村及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、災害時要援護者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

(2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

(3) 消防組織の救急・救助体制の整備

ア 常備消防組織

市町村は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員としてより高度な応急措置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

イ 消防団

市町村は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人で救助・救急も多くの人員で活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救急・救助用資機材の整備に努める。

(4) 情報収集体制の整備

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市町村及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、酒田海上保安部及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、CATV、コミュニティFM等のメディア活用を検討するとともに、(社)日本マチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づいたアマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、各地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

5 県の対策

(1) 救急隊員の養成

県消防学校における救急隊員の教育訓練の高度化及び市町村の行う救急救命士の養成に対する支援に努める。

(2) 救急連絡体制の確立

山形県医療機関情報ネットワークシステムや国の広域災害救急医療情報システムの活用等、行政・消防・医療機関等の間における情報通信体制の充実に努める。

(3) 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立

救出された重傷者等を医療機関に搬送する場合や、海上等における捜索・救助活動における消防防災ヘリコプターの運用方法を、関係機関と協議し確立しておく。

6 県警察本部の対策

(1) 被災情報の収集・伝達体制の確立

被害状況を迅速に把握し、的確な災害応急対策を講じるため、ヘリコプターテレビシステムの整備充実に努める。

(2) 救助用装備資器材の整備

被災者の救助活動に必要なレスキュー車、投光車等警備活動用車両のほか、チェーンソー、エアジャッキ、及びスコープ等の救助資器材を整備する。

7 酒田海上保安部の対策

(1) 海上災害の情報収集・連絡体制の整備

海上における災害状況の早期把握と、防災関係機関への迅速な伝達手段等を整備しておく。

(2) 海上における捜索救助体制の確立

海難に遭遇した船舶等に対して迅速かつ的確な捜索救助活動を実施できる体制を確立しておく。

(3) 海上における救急搬送の支援

県等から要請があった際の傷病者、医師等の緊急輸送及び飲料水、食料等の救援物資の輸送支援体制を確立しておく。

第9章 火災予防計画

1 計画の概要

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、市町村や消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 出火防止	① 一般対策 ② 家庭に対する指導 ③ 防火対象物に対する指導 ④ 定期点検報告制度等の実施指導
2 消防用設備等の適正な維持管理指導	
3 初期消火体制の強化	① 自主防災組織の対策 ② 消火訓練の実施
4 消防施設等の整備	① 市町村による整備 ② 防火管理者による整備 ③ 自主防災組織による整備

3 出火防止

(1) 一般対策

ア 県、市町村及び消防機関は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に務める。

イ 市町村及び消防機関は、火災の発生を防止するため、対震安全装置付石油暖房器具の普及、建築物の内装材料等の不燃化を指導する。

ウ 消防機関は、飲食店、百貨店等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

ア 市町村及び消防機関は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

(ア) 地震発生時の対策

a ガスの火を消し、元栓を閉める。

b ストープの火を消す（対震自動消火装置付ストーブの設置）。

c 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

(イ) 平常時の対策

a 消火器、消火バケツ等の消火用器材の普及

b 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器、マイコンメーター等の普及

c 可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

市町村及び消防機関は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

(4) 定期点検報告制度等の実施指導

市町村及び消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、または特定の防火対象物（映画館、風俗営業店、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セーフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

4 消防用設備等の適正な維持管理指導

(1) 市町村及び消防機関は、病院、社会福祉施設等災害時要援護者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

(2) 県、市町村及び消防機関は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

5 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防機関、市町村等に通報する体制を確立する。

イ 自主防災組織は、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

(2) 消火訓練の実施

消防機関は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

6 消防施設等の整備

(1) 市町村による整備

市町村は、市町村消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織による整備

市町村は、「自主防災組織整備事業」、「コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）」等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第 10 章 医療救護体制整備計画

1 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件下で適切な医療を提供するため、県、市町村、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 医療関係施設の役割	① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院等 ⑤ DMAT 指定病院
2 医療関係施設の整備等	① 医療関係施設の整備 ② 医療救護所設置場所の確保 ③ IT を活用した災害時の情報収集体制の整備 ④ 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備
3 医療救護活動体制の整備	① 医療救護班及びDMAT 派遣体制の整備 ② DMAT の養成 ③ 防災マニュアルの整備 ④ 災害時医療救護マニュアルの整備
4 医療資器材供給等体制の整備	① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備

3 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設（右表参照）は、次の業務を行う。

災害時の医療関係施設

被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。または被災地へ医療救護班及びDMAT を派遣する。
① 市町村が設置する医療救護所 ② 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む） ③ 災害拠点病院等 ④ DMAT 指定病院 ⑤ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	① DMAT 指定病院 ② 災害拠点病院等 ③ 救急告示病院

(1) 医療救護所

医療救護所は、市町村が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重傷傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) DMAT指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。
派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

4 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

県、市町村及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。県は、災害拠点病院及びDMAT指定病院の整備を重点的に推進する。

(2) 医療救護所設置場所の確保

市町村は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、市町村地域防災計画に掲載して地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

ウ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、概ね人口1万人に1カ所、中学校の学区程度に1カ所程度を目安とする。

(3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

ア 広域災害救急医療情報システム

県及び災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害救急医療情報システム」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

イ 山形県医療機関情報ネットワーク

県、市町村、医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

(4) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線、MCA無線等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

5 医療救護活動体制の整備

(1) 医療救護班及びDMAT派遣体制の整備

県は、災害拠点病院、県立病院（災害拠点病院に指定されている病院を除く。）、山形大学医学部附属病院、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、県歯科医師会、日本赤十字社山形県支部等（以下「派遣元」という。）の協力を得て、市町村からの要請により、医療救護所において医療救護に従事する医療救護班を派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

また、DMAT指定病院の協力を得て、被災地内外での現場活動、域内搬送、病院支援及び広域医療搬送を行う専門的な研修を受けた機動性を持つDMATを派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

医療救護班及びDMATの人員構成は、1班につき概ね医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名、計5名程度とし、その装備・服装・携帯品等は、自己完結型の医療活動に適したものを旨とする。細部はそれぞれの派遣元の決定するところによる。

(2) DMATの養成

災害発生時にDMATとして活動するためには、国の実施する「災害派遣医療チーム研修」の受講が必須であるため、当研修の受講を推進し、DMAT体制の拡充を図る。

(3) 防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

(4) 災害時医療救護マニュアルの整備

県（本庁及び保健所）、市町村、医療機関及び関係団体等は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

6 医療資器材供給等体制の整備

(1) 医療資器材の確保等

県は、山形県医薬品卸業協会等の関係団体と協力・連携して、流通備蓄により、災害時に必要となる医薬品・医療資器材を確保する。災害時に不足するおそれのある輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部と連携し確保する体制を整備する。

また、病院等で被災し損傷した医療機器について、速やかな修理等が行われるよう関係団体とあらかじめ調整を行う。

市町村は、その有する自治体病院等において、災害時に医療救護所等において必要とな

る医薬品・医療資器材等を確保するよう努める。

(2) 医療資器材輸送体制の整備

県は、医薬品・医療資器材等を傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、一次集積配分拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

第 1 1 章 地震防災施設等整備計画

1 計画の概要

県及び市町村等が、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 整備対象施設等	① 消防施設の整備 ② 防災資機材の整備 ③ 防災活動拠点施設の整備
2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	① 計画期間 ② 対象事業 ③ 計画事業費等

3 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

市町村は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車への進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の基準等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

県及び市町村等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

市町村は、総務省消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 県及び市町村における防災資機材の整備

県及び市町村は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

(ア) 県が整備する資機材

- a 防災拠点へ配置する防災資機材
- b 消防防災ヘリコプター用資機材
- c 水防用資機材

(イ) 市町村が整備する資機材

- a コミュニティ防災拠点へ配置する資機材
- b 消防本部等が使用する救助用資機材
- c 水防用資機材

(3) 防災活動拠点施設の整備

市町村は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。

4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県及び市町村は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(1) 計画期間

第4次地震防災緊急事業五箇年計画 平成23年度～平成27年度

(2) 対象事業

県地域防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの（市町村事業を含む。）。

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設(港湾法第2条第5項第2号の外かく施設、同項第3号のけい留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。)又は漁港施設(漁港法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。)

カ 共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を收容するための施設

キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

ケ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

コ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

サ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

シ キ～サまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

ス 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

セ 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

ソ 地震災害発生時に、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

- タ 地震災害発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- チ 地震災害発生時における飲料水及び電源等を確保し、被災者の生活を維持するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備
- ツ 地震災害発生時に必要となる非常用食糧及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- テ 地震災害発生時に、負傷者を一時的に収容及び保護するために必要となる救護設備又は資機材
- ト 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ナ その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

(3) 計画事業費等

地震防災対策特別措置法 第3条第1項各号		事業量	事業費 (単位：百万円)
1号	避難地	6.2ha 1箇所	468
2号	避難路	1.9Km 7箇所	11,263
3号	消防用施設	716箇所	9,959
4号	消防活動用道路	—	—
5号	5-1号 緊急輸送道路	18.6km 118箇所	31,894
	5-2号 緊急輸送交通管制施設	20箇所	44
	5-3号 緊急輸送ヘリポート	—	—
	5-4号 緊急輸送港湾施設	1港湾 1バース	400
	5-5号 緊急輸送漁港施設	—	—
6号	共同溝等	4.0Km 15箇所	15,930
7号	医療機関	—	—
8号	社会福祉施設	—	—
8の2号	公立幼稚園	2校	64
9号	公立小中学校等		
	9-1号 校舎	76校 227棟	27,689
	9-2号 屋内運動場	73校 88棟	8,140
	9-3号 寄宿舎	—	—
10号	公立特別支援学校		
	10-1号 校舎	—	—
	10-2号 屋内運動場	—	—
	10-3号 寄宿舎	—	—
11号	公的建造物	13施設	1,974
12号	12-1号 海岸保全施設	680m 1箇所	240
	12-2号 河川管理施設	—	—
13号	13-1号 砂防設備	26箇所	3,058
	13-2号 保安施設	44箇所	1,351
	13-3号 地すべり防止施設	27箇所	2,412
	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	11箇所	1,140
	13-5号 ため池	22箇所	3,172
14号	地域防災拠点施設	—	—
15号	防災行政無線	126箇所	1,388
16号	水・自家発電設備等	1箇所	100
17号	備蓄倉庫	1箇所	18
18号	応急救護設備等	—	—
19号	老朽住宅密集対策	—	—
総事業費			120,704

第 1 2 章 防災用通信施設災害予防計画

1 計画の概要

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災用通信施設の整備状況	① 防災関係機関の無線通信施設 ② 山形県防災行政無線 ③ 市町村防災行政無線
2 通信施設の災害予防措置	① 停電対策 ② 耐震・障害対策 ③ 運用対策
3 通信機器の必要数の確保	
4 電気通信設備等の活用	① 移動系通信設備 ② 災害時優先電話

3 防災用通信施設の整備状況

(1) 防災関係機関の無線通信施設

県内で整備されている通信網としては、山形県防災行政無線網、警察無線通信回線網、水防・道路用無線通信回線網、海上保安用通信回線網及び各消防本部等の消防無線通信施設がある。

また、都道府県と消防庁を結ぶ消防防災無線網、都道府県と内閣府等中央省庁とを結ぶ中央防災無線網（緊急連絡用回線網）が整備されている。さらに市町村では市町村防災行政無線設備が整備されている。

(2) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関 9 7 機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。これらシステムは、従来からの電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるが、高速大容量伝送に備え、今後、映像のデジタル化を進めていく。

(3) 市町村防災行政無線

市町村は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、__情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報、津波警報等の__住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-Alert）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

ア 同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を__目的とした__屋外拡声器と戸別受信機

からなる設備である。

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とし、市町村庁舎と防災関係機関、行政関係機関等との相互連絡に活用する設備で、車載型、可搬型及び携帯型等がある。

4 通信施設の災害予防措置

防災関係機関は、災害時の通信に支障のないよう、次の予防措置を講ずる。

(1) 停電対策

商用電源停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備する。

(2) 耐震・障害対策

通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。また、回線の多ルート化及び関連機器の二重化を推進し、災害に強い伝送路の構築に努める。

(3) 運用対策

__災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練を実施する。

通信施設は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。また、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

5 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

6 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

県、市町村は、災害時に有効な携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

県、市町村防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器について__の運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

第 1 3 章 地盤災害予防計画

1 計画の概要

地震により発生する崖崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るために、県及び市町村等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 土砂災害危険箇所の調査・周知	① 危険箇所の調査・点検 ② 危険箇所の周知 ③ 基礎調査の実施 ④ 土砂災害警戒区域等の指定
2 地盤災害予防対策の推進	① 危険箇所の法指定 ② 地盤沈下の防止 ③ 災害防止対策工事の推進 ④ 警戒体制の確立 ⑤ 緊急連絡体制の確立 ⑥ 緊急用資機材の確保
3 軟弱地盤等液状化対策の推進	① 地盤液状化現象の調査研究 ② 地盤改良・液状化対策工法の普及
4 災害防止に配慮した土地利用の誘導	① 危険住宅等の移転推進 ② 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等
5 被災宅地危険度判定体制の確立	
6 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立	① 実施手順の策定 ② 関係機関との連携強化

3 土砂災害危険箇所の調査・周知

(1) 危険箇所の調査・点検

県は、地すべり、がけ崩れ及び土石流等の土砂災害が発生するおそれのある箇所又は区域(以下「危険箇所」という。)について、地理的・社会的変化に対応できるよう、土砂崩壊発生の素因となる山腹、溪流及び斜面の状況を、地形・地質等を含め総合的かつ定期的に調査点検し、その危険度を把握する。特に、学校、病院及び社会福祉施設など災害時要援護者が利用する施設が含まれる危険箇所の調査・点検を重視する。

(2) 危険箇所の周知

県は、これらの危険箇所を周知するため、関係市町村及び他の防災関係機関に資料及び情報の提供を行う。

市町村は、これらの危険箇所を市町村地域防災計画に明記するとともに、平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防

止法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域毎に警戒避難体制の整備に関する事項について定め、地域住民に周知徹底を図る。

(3) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市町村に通知する。

(4) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」また、建築物に損壊が生じ県民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、市町村とともに関係図書を一般の縦覧に供するほかホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

4 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限する。

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域

(2) 地盤沈下の防止

県及び市町村は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

国、県及び市町村は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

県は、市町村と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

県及び市町村は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

県及び市町村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

5 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤液状化現象の調査研究

県及び市町村は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

県及び市町村は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

6 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅等の移転推進

県及び市町村は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行う。

7 被災宅地危険度判定体制の確立

県及び市町村は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

8 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

国及び県は、「風水害対策編第2編第2章大規模土砂災害対策計画」に定める地震に伴い発生する大規模な土砂災害発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、実施手順を定めるとともに関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図る。

第 1 4 章 孤立集落対策計画

1 計画の概要

中山間地域など、地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 孤立するおそれのある集落の把握	
2 防災資機材等の整備	① 通信手段の確保 ② 食料等の備蓄 ③ 避難所の確保 ④ 防災資機材の整備 ⑤ ヘリ離着陸可能な場所の確保
3 孤立予防対策の推進	
4 防災体制の整備	

3 孤立するおそれのある集落の把握

県及び市町村は、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落や地震又は津波により船舶の停泊施設が使用不可能となり海上交通が途絶する恐れのある集落（以下「孤立可能性のある集落」）について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

4 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

市町村は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、市町村、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

市町村は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

市町村は、土砂災害危険箇所などの危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、予め住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

市町村は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機

材など確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

県及び市町村は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難など、こうした緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

5 孤立予防対策の推進

国、県及び市町村は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

6 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

市町村は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

(2) 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

第 15 章 都市防災化計画

1 計画の概要

都市地域を火災や震災等による被害から守るために、県及び市町村等が実施する都市計画事業等の推進について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり	① 防火地域・準防火地域の指定 ② 用途地域の指定 ③ 地区計画の決定
2 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化	① 災害危険市街地の解消 ② 災害に強い新市街地の整備 ③ 市街地不燃化の促進
3 防災空間の整備による安全性の確保	① 公園・緑地整備事業の推進 ② 街路整備事業の推進 ③ 都市防災推進事業の推進

3 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

道路用地・公共用地の確保と都市計画法に基づく次の地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導等により、望ましいまちづくりを推進することにより、都市地域の防災効果を高める。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

既存の密集住宅地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図る。

(2) 用途地域の指定

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、地震発生時における火災の発生及び拡大要因を除去する。

(3) 地区計画の決定

地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により、災害に強い市街地整備を誘導する。

4 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化

土地区画整理事業・市街地再開発事業等により、防災上不健全で危険な木造密集市街地の解消及び無秩序な市街地形成の防止を図り、防災性の高い都市構造形成を推進する。

(1) 災害危険市街地の解消

防災上危険な木造密集市街地を解消し、災害に強い都市構造とするには、幹線道路等の主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路等を総合的・一体的に整備することが重要である。

そのため、県は、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業の推進を市町村に積極的に働きかけ、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 災害に強い新市街地の整備

県及び市町村は、新市街地の整備が必要な場合には市町村等施行の土地区画整理事業等を実施し、防災上危険となる無秩序な市街地の形成を防止する。

(3) 市街地不燃化の促進

既成の市街地のうち、低層の木造建築物が密集し、防災上不健全な地域においては、市街地再開発事業や土地区画整理事業により、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公共広場等の公共施設を確保する必要がある。

このため、県は、市町村や市街地再開発組合等が実施する市街地再開発事業及び土地区画整理組合等が実施する土地区画整理事業に対し、指導・助成を行い事業を促進する。

5 防災空間の整備による安全性の確保

県及び市町村等は、都市における地震火災に対する安全を確保するため、建築物の耐震不燃化並びに公園、緑地、広場及び街路等の防災空間の整備に努める。

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急輸送及び避難路としての機能をも併せて確保する。

(3) 都市防災推進事業の推進

県は、土地区画整理事業等による都市基盤の整備にあわせて、国、市町村等の関係機関と連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる防災街区等の整備を促進する。

第 16 章 建築物災害予防計画

1 計画の概要

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、県及び市町村等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 建築物の耐震性の確保	① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保 ② 建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ③ 防災設備等の整備、維持管理
2 公共建築物の耐震化の推進	① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進 ② 広く県民が利用する公共建築物等の耐震化の推進 ③ その他の公共建築物の耐震化の推進
3 一般建築物等の耐震化の推進	① 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の推進 ② 住宅・建築物の耐震化 ③ ブロック塀、石塀等の倒壊防止 ④ 窓ガラス等二次部材の落下防止 ⑤ 家具、電気製品等の転倒・落下防止
4 耐震診断等推進体制の整備	① 耐震診断・改修技術者の育成・登録 ② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立
5 建築物の火災耐力の向上促進	① 既存建築物に対する改善指導 ② 防火基準適合表示制度による指導
6 地震保険の普及・啓発	

3 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

県及び市町村は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画標準(昭和 62 年)」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

ア 災害対策本部が設置される施設(県庁舎、市町村庁舎等)

イ 医療救護活動に従事する機関の施設(保健所、病院等)

ウ 応急対策活動に従事する機関の施設(警察署、消防署、県・市町村等の出先庁舎等)

エ 避難施設(学校、体育館、文化施設等)

オ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障がい福祉施設等)

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

県及び市町村は、「山形県建築物耐震改修促進計画」(平成19年1月策定。以下「県促進計画という。)」に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行(昭和56年)以前の建築物を中心に、県内全域において耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等を推進するよう努め、実施する場合は「住宅・建築物耐震改修事業等」の活用を図り耐震化を推進する。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性の強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

4 公共建築物の耐震化の推進

県及び市町村は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針(平成17年3月策定)」に基づき、それぞれが所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化(耐震診断・耐震改修)を計画的かつ効果的に推進する。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部・支部を設置する施設、警察署、消防署、医療機関、避難所となる施設、学校、社会福祉施設などの災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するにあたり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(2) 広く県民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く県民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

5 一般建築物等の耐震化の推進

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

ホテル、百貨店及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(2)に掲げる一般建築物の耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
 - ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の連携の徹底
 - エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
 - オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
 - カ 商業ビル・地下街における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底
- (2) 住宅・建築物の耐震化
- ア 特定建築物等の耐震診断・改修
 - (ア) 県及び市町村は、一般建築物については、「特定建築物」(「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第6条に定める昭和56年以前に建築されたもの。)を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。
 - (イ) また、特定建築物以外の建築物についても、県促進計画及び県実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。
 - イ 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発
 - 県及び市町村は、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。
 - (ア) 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。
 - (イ) 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。
- (3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止
- 県及び市町村は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。
- (4) 窓ガラス等二次部材の落下防止
- 県及び市町村は、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。
- (5) 家具、電気製品等の転倒・落下防止
- 県及び市町村は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

6 耐震診断等推進体制の整備

- (1) 耐震診断・改修技術者の育成・登録
- 県及び市町村は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、技術者を対象として構造(木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造)別に耐震診断・改修の講習を行う。また、受講者の名簿を県、市町村等で備え付け、住民からの問い合わせに際して、閲覧に供する等、活用を図るものとする。
- (2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立
- 大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害

を防止するため、県及び市町村は、次により被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

ア 応急危険度判定士の確保

県は、応急危険度判定士を計画的に養成・登録するため、建築士等を対象に講習会を開催し、受講者のうち希望する者を応急危険度判定士として認定する。また、認定台帳を居住地別に作成し、その地域を管轄する市町村に配布する。

イ 判定コーディネーターの養成・登録

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、行政職員等で、判定士の指導支援を行う判定コーディネーターをあらかじめ養成し、登録する。また、登録台帳を作成し、市町村に配布する。

ウ 判定資機材等の整備

県は、市町村と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

エ 関係機関における協力体制の確立

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、判定実施に関し必要な事項について、市町村、建築関係団体等と協議を行う。また、市町村は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

7 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県及び市町村は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、百貨店、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

8 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないため、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、県及び市町村等は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

第 17 章 輸送体制整備計画

1 計画の概要

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、県、市町村等が実施する輸送体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化
2 一時集積配分拠点候補地の選定	
3 臨時ヘリポート候補地の選定	
4 緊急輸送用車両等の確保・整備	
5 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置

3 緊急輸送道路ネットワークの設定

県、国及び東日本高速道路株式会社は協議のうえ、次により緊急輸送道路ネットワークを設定し、市町村は、当該ネットワークとの整合を図りながら、市町村域内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

なお、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、県内の防災活動拠点（国、県、市町村、警察署及び消防署等の庁舎）、災害拠点病院、輸送施設（空港、港湾、漁港、鉄道駅及びヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、道の駅等）、救助物資等の備蓄拠点又は一時集積配分拠点（倉庫、体育館等）等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

(2) ネットワークに指定する道路の基準

- ア 高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要な国道、県道及び市町村道
- イ 隣接県との接続道路
- ウ 県内4地方生活圏（村山、最上、置賜及び庄内の各地域）を連結する道路
- エ 病院、広域避難地等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで接続される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

4 一時集積配分拠点候補地の選定

県及び市町村は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、避難所の配置状況等を考慮し、一時集積配分拠点（第3編第14章第1節参照）の候補地となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。

5 臨時ヘリポート候補地の選定

市町村は、常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地を選定する。

6 緊急輸送用車両等の確保・整備

県及び市町村は、車両、船舶等の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と協定を締結する等体制の整備に努める。

7 緊急通行車両確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するため、緊急通行車両であることの確認について、次により事前届出を受け、確認に係る事務の迅速化を図る。

ア 事前届出対象車両

(ア) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- a 警報の発令・伝達、避難の勧告又は指示に関するもの
- b 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道等の応急措置に関するもの
- c 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの
- d 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関するもの
- e 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- g 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- h 緊急輸送の確保に関するもの
- i 上記のほか、災害の発生防衛又は拡大防止のための措置に関するもの

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体から調達する車両

イ 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

ウ 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

県、市町村、道路管理者、県警察は、平素から連携して、自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

- (ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
- (イ) 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難する場合

車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

- (ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
- (イ) 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

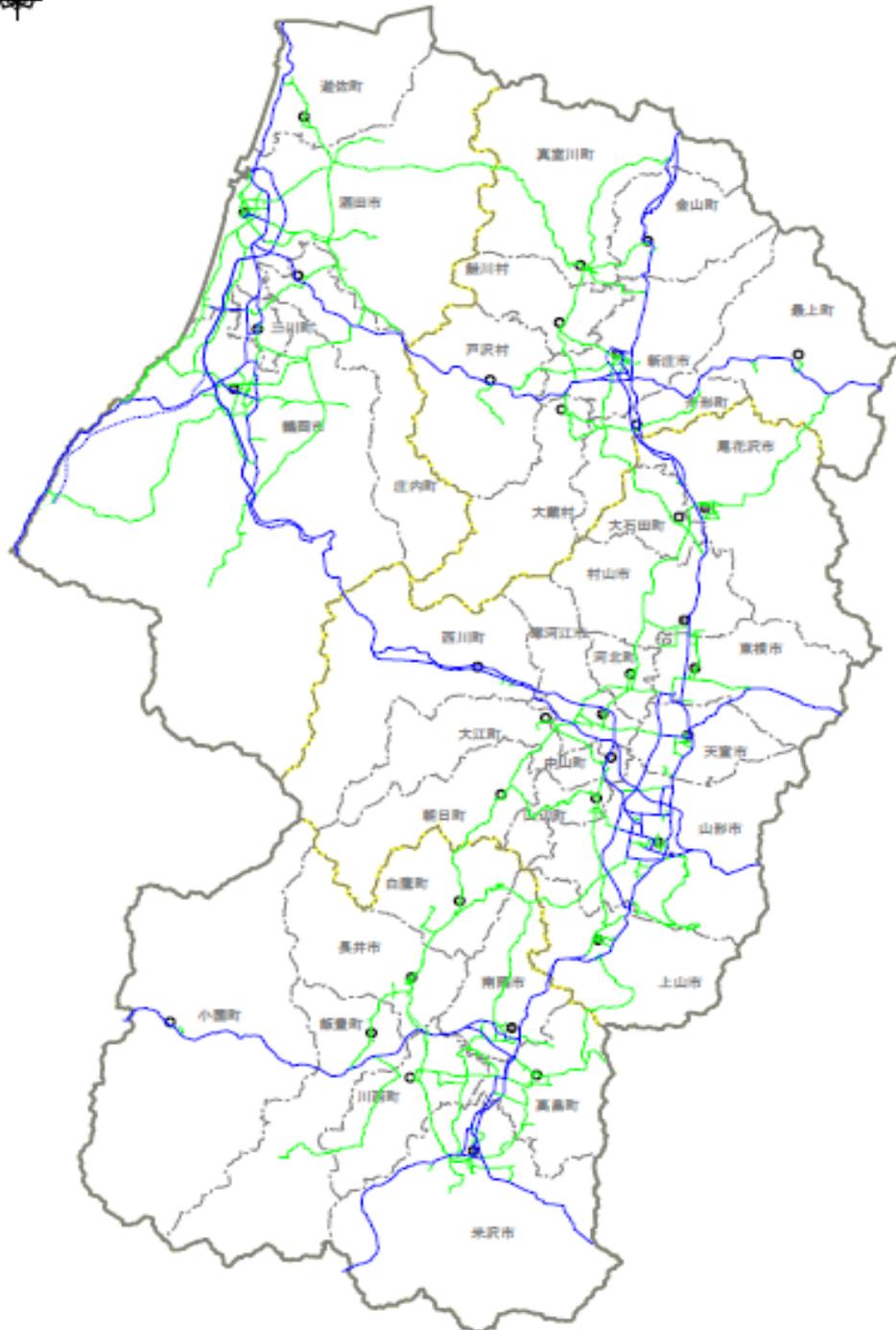
緊急輸送道路ネットワーク計画図

平成 21 年 4 月 1 日 現

在

緊急輸送道路ネットワーク計画路線図

平成 21 年 4 月 1 日 版



第18章 各種施設災害予防対策関係

第1節 交通関係施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による道路、空港、公共ヘリポート、港湾、漁港及び鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 施設の点検・整備 ③ 耐震性の強化 ④ 復旧資機材等の確保
2 道路の災害予防対策	① 高速道路の災害予防 ② 一般国道及び県道の災害予防 ③ 市町村道の災害予防 ④ 防災体制の整備 ⑤ 相互連携体制の整備 ⑥ 資機材等の整備 ⑦ 道路トンネル事故の予防対策 ⑧ 道路付帯施設の災害予防
3 空港及び公共ヘリポート施設の災害 予防対策	
4 港湾施設の災害予防対策	
5 漁港施設の災害予防対策	
6 鉄道施設の災害予防対策	① 施設の災害予防 ② 防災体制の整備 ③ 避難誘導體制の整備 ④ 防災訓練の実施

3 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査結果等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

(4) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

4 道路の災害予防対策

(1) 高速道路の災害予防

東日本高速道路株式会社は、高速道路について日常点検、臨時点検を実施し、施設の耐震性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防対策を実施する。

(2) 一般国道及び県道の災害予防

一般国道及び県道の施設管理者は、次により道路施設等の災害予防対策を講じる。

ア 道路の整備

地震発生時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。

イ 橋梁の整備

点検・調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁については、架替、補修、補強、橋座の拡幅及び落橋防止装置の整備等を実施する。

ウ 横断歩道橋の整備

地震発生時において、歩道橋が落下する等により交通障害物になることを防止するため、歩道橋の点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

エ トンネル及びスノー（ロック）シェットの整備

地震発生時における交通機能確保のため、所管トンネル及びスノー（ロック）シェットの定期点検等に基づき、補修等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

(3) 市町村道の災害予防

市町村道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(4) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

ア 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器（地震計、雨量計、I T V）、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

- イ 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備
緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。
 - ウ 道路通行規制
道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。
 - エ 道路利用者への広報
地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。
 - オ 再発防止対策の実施
万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。
- (5) 相互連携体制の整備
- ア 連絡窓口等の明確化
防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。
 - イ 相互連携体制の強化
応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。
 - ウ 合同防災訓練の実施
道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。
- (6) 資機材等の整備
- ア 防除活動用資機材の整備
道路管理者及び各消防機関は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。
 - イ 施設構造図等資料の整備
道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。
- (7) 道路トンネル事故の予防対策
- 地震によりトンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故が発生した場合は、大きな人的、物的被害をもたらす恐れがあることから、道路管理者等は、次により事故防止・拡大防止のため体制及び設備の整備に努める。
- ア 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連携協調体制の強化に努める。
 - イ 県警察は大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送確保の指導及び取り締まりの強化に努める。

ウ 道路管理者、県警察は、道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

エ 道路管理者、県警察及び消防機関等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、合同防災訓練の定期的実施に努める。

(8) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

ア 信号機等の整備

県警察は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、耐震性に配慮しながら整備を推進する。

イ 非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

5 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

空港又は公共ヘリポートの施設管理者は、空港保安管理規程等に基づき、土木施設及び航空灯火に関する施設等を点検し、災害予防対策を講じる。

併せて、空港ターミナルビル等の施設についても、各種構造物の耐震化に努めるとともに、震動で転倒、落下又は移動により二次災害を誘発したり、避難の障害となるおそれのある物品については、日常点検の励行により安全の確保に努める。

また、空港は、人命救助や被災者等の移動の拠点となることが想定されるため、空港管理者は、救援機等の空港使用の調整や空港運用時間の延長等、速やかに災害支援の拠点となるよう体制整備を図る。

6 港湾施設の災害予防対策

港湾施設の設置者及び管理者は、次により酒田港をはじめとする各港湾施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 港湾は、海上交通の安定性を活かし、震災時においても一定の物流機能を維持することが可能であることから、港湾計画等において重要な防災拠点として位置づけ、施設整備等を計画的に推進する。

ア 耐震強化岸壁の整備

震災時においても一定の物流機能を維持して混乱を防止するとともに、救援物資の受け入れに対応するため、外港地区と北港地区に耐震強化岸壁を整備する。

イ 臨港道路内の橋梁の整備

耐震岸壁から主要道路へのアクセス経路の一部となる臨港道路内の橋梁については、震災時の救援物資の運搬等を確実にするため耐震強化を図る。

ウ 緑地等の整備

海上からの緊急物資の搬入、仕分け及び配送を円滑に実施できるよう、緑地を機能的に配置するとともに、緑地を臨時ヘリポートあるいは自衛隊の受け入れ場所、災害廃棄物の一時保管場所等としての利用も考慮した整備を図る。

(2) 地震発生時に港湾利用者が迅速な判断、避難ができるよう防災体制を整える。

(3) 酒田港施設周辺には石油等危険物の輸送施設や貯蔵施設等、地震発生時に二次災害を引き起こす可能性のある施設が立地していることから、港湾の安全性をより高めるため、安全点検を

行い、護岸等の整備に努める。

- (4) 災害発生後の港湾の障害物撤去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

7 漁港施設の災害予防対策

漁港管理者は、産業基盤施設として、あるいは離島地域や漁村地域の生活基盤施設としての漁港機能を維持するため、施設の定期点検、臨時点検を実施し、耐震性の確保に必要な改修、補修等の災害予防対策に努める。

また、災害発生時における被災者の迅速かつ安全な避難、救援活動、物資の緊急輸送及び応急復旧活動等が速やかに実施できるよう、海域での避難行動ルールの設定や災害発生時を想定した応急復旧体制の整備に努める。

8 鉄道施設の災害予防対策

鉄道事業者は、次により鉄道施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の災害予防

ア 施設の保守管理

鉄道施設のすべての構造物について定期検査を行うとともに、必要に応じ随時検査を実施し異常の早期発見と補修に努め、補強対策を推進し耐震性の向上を図る。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に関係施設の整備等災害予防対策の推進を要請する。

(2) 防災体制の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

関係防災機関、地方自治体との緊急連絡並びに部内機関相互間における予警報の伝達及び情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び地震に関する警報装置（緊急地震速報受信装置等）を整備する。

(ア) J R 電話及び N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及び F A X

(イ) 自動車無線及び列車無線との中継基地、携帯無線機

(ウ) 風速計、雨量計水位計及び地震計

(3) 避難誘導體制の整備

災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に適切な処置がとれるよう、次の防災訓練を適宜実施する。

ア 非常呼出訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 消火訓練

エ 脱線復旧訓練

第2節 土砂災害防止施設災害予防計画

1 計画の概要

地震に伴うがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするために、国や県等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 耐震性の強化 ⑤ 応急復旧用資機材の確保 ⑥ 災害危険地区の調査及び周知
2 治山施設等の災害予防対策	① 保安林の指定及び整備 ② 治山施設の整備 ③ 林道施設の整備 ④ 山地防災ヘルパーの資質の向上
3 砂防設備等の災害予防対策	① 法指定地等の管理強化 ② 砂防設備の整備 ③ 地すべり防止施設の整備 ④ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ⑤ 砂防ボランティア活動との連携

3 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

(6) 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について関係市町村を通じ住民へ周知する。

4 治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

イ 地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

県内の保安林の種類及び面積（平成 22 年 3 月末現在） 単位：ha

保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積
土砂流出防備保安林	98,379	水害防備保安林	6
土砂崩壊防備保安林	971	潮害防備保安林	161
飛砂防備保安林	1,237	なだれ防止保安林	3,254
防風保安林	47	落石防止保安林	70

(2) 治山施設の整備

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設および地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度を維持する。

県内の山地災害危険地区（平成 22 年 4 月 1 日現在）

施設区分	地区数
山腹崩壊危険地区	580(68)
崩壊土砂流出危険地区	1,290(124)
計	1,870(192)

注：（ ）内は国有林内で外書き

(3) 林道施設の整備

森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を整備する。また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

(4) 山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実に図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

5 砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じる。

(1) 法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の砂防設備等について、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成のうえ、定期点検や地すべり急傾斜地等巡視員による監視等を行って現地状況を正確に把握し、老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定めて計画的に補修・補強を行う等適切な維持管理に努める。

また、標識の設置等により、法指定地区域内における制限行為の周知徹底を図る。

(2) 砂防設備の整備

ア 砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、災害時要援護者関連施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

イ 昭和51年以降施工された高さ15メートル以上の堰堤については、国の河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準により、地震時慣性力を考慮し設計・施工されているが、老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防堰堤については、堤体腹付補強、グラウト補強等を実施する。

砂防設備の整備状況

(平成23年4月1日現在)

着手区分	高さ15m未満	高さ15m以上	計
S51年以前に着手	746(63)	50(37)	796(100)
S51年以降に着手	795(228)	89(67)	884(295)
合計	1,541(291)	139(104)	1,680(395)

注：()内は国土交通省直轄分で内数

土石流危険渓流の整備状況

(平成23年4月1日現在)

危険箇所数	土石流危険渓流のうち、法指定箇所数	施設の整備状況概成
2,216	482	599

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的実施し、必要に応じ修繕等を行う。

イ 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

県内の地すべり危険箇所及び防止施設

種 別		危 険 箇所数	法指定 箇所数	施設の整備状況 概成
国 土 交 通 省		230	92	67(2)
農 林 水産省	農村振興局	59	41	25
	林 野 庁	334(21)	84(-)	41(2)
合 計		623	217	130

注1：国土交通省の（ ）は直轄で内数（H23.4.1 現在）

注2：農村振興局（H23.4.1 現在）

注3：林野庁の（ ）は国有林内で外書き（H22.4.1 現在）

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、災害時要援護者関連施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

急傾斜地崩壊防止施設の整備状況（平成23年4月1日現在）

危 険 箇所数	要対策 箇所数	法指定 箇所数	施設の整備状況 概成
1,325	1,147	295	304

(5) 砂防ボランティア活動との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、砂防ボランティア活動との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

第3節 河川・海岸施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による被害の発生を防止し、発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を可能にするために、国及び県等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 耐震性の強化 ⑤ 応急復旧用資機材の確保
2 河川構造物の災害予防対策	① 堤防等河川構造物点検、耐震性の強化及び津波対策の推進 ② 占用施設における管理体制整備 ③ 防災体制等の整備
3 ダム施設の災害予防対策	① 施設点検、耐震性の維持 ② ダム管理体制の整備
4 海岸保全施設の災害予防対策	① 施設点検、耐震性の確保及び津波対策の推進 ② 災害危険箇所の調査、整備

3 各施設に共通する災害予防対策

河川・海岸施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険個所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

4 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検、耐震化の強化および津波対策の推進

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、必要に応じて護岸整備、堤防嵩上げ等の河川津波遡上対策を推進する。

また、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を指導するとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(2) 占用施設における管理体制整備

排水機場、頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

県は、河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制を整備する。また、災害発生後の復旧活動に伴う多種多様な河川区域使用の要請に対する基本的な対応方針を定めておく。

市町村は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保する上で必要な事項を地域防災計画に定めるほか、洪水・津波ハザードマップの作成・周知に努める。

5 ダム施設の災害予防対策

ダム施設の管理者は、次により災害予防対策を講じる。

(1) 施設点検、耐震性の維持

国土交通省及び県が所管するダムは、「河川管理施設等構造令」及び「河川砂防技術基準」等により、十分な耐震構造で設計・施工されているが、これらのダム及び関連施設等については、河川法施行令第9条及び第29条に基づき定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じながら耐震性を維持する。

(2) ダム管理体制の整備

県は地震に対する適正なダム管理を行うため、各ダムに地震計を設置するとともに、ダム管理情報の整備に努める。

また、災害時に一貫した管理がとれるようダム操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

県内のダム施設数

所管区分		管理施設数	概要				
国土交通省		17	東北地方整備局	コンクリートダム	2	フィルダム	2
			北陸地方整備局	コンクリートダム	1		
			県土整備部	コンクリートダム コンクリート+フィルダム	9 1	フィルダム	2
山形県	水産部 農林	39	県農林水産部	コンクリートダム	2	フィルダム	2
			市町村			フィルダム	4
	土地改良区等		コンクリート+フィルダム	1	フィルダム	30	
	企業局	1		コンクリートダム	1		
その他		6	東北電力	コンクリートダム	6		

注：堰堤高15m以上のダムを計上した。

(国土交通省の数値は平成23年8月1日現在、山形県の数値は平成18年4月1日現在)

6 海岸保全施設の災害予防対策

海岸管理者は、次により海岸保全施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の点検、地震・津波に対する安全性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、その結果に基づき、設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

また、国が示す津波対策の指針等に基づき、想定される津波に対する既存施設等の防護効果を適正に評価したうえで、既存堤防の改良や避難路等を検討し、必要に応じ整備を推進する。

(2) 災害危険箇所の調査、整備

ア 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

イ 災害危険箇所の定期的点検を実施して危険箇所整備計画を策定し、計画的な整備に努める。

第4節 農地・農業用施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、県や市町村等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検 ④ 耐震性の強化 ⑤ 復旧資機材等の確保
2 農道施設の災害予防対策	
3 農業用ダム施設の災害予防対策	
4 用排水施設の災害予防対策	
5 ため池施設の災害予防対策	

3 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

4 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける。

また、県は、市町村や土地改良区等に対し、その管理する農道について、地震による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

5 農業用ダム施設の災害予防対策

農業用ダムのうち、国営及び県営事業で築造したものは、耐震性を考慮して設計・施工されているが、それ以外の築造年代の古い農業用ダムについては、現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

山形県内の農業用ダム

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

管 理 者	種 別 ダ ム 数
県（農林水産部）	コンクリートダム 2、フィルダム 2
市町村	フィルダム 4
土地改良区等	コンクリート+フィルダム 1、フィルダム 30
合 計	39

注：堰堤高 15 m 以上のダムを計上した。

6 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

7 ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備するとともに、老朽化の著しいもの及び耐震性の不足するものについて現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

第5節 電力供給施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、電気事業者（東北電力株式会社）が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 防災教育 ② 防災訓練 ③ 防災業務施設等の整備
2 防災関係機関との連携	① 県防災会議等との協調 ② 他電力会社等との協調
3 広報活動	
4 電力設備の災害予防対策	① 電力設備の災害予防対策 ② 電気工作物の巡視点検
5 災害対策用資機材等の整備	① 災害対策用資機材等の確保及び整備 ② 災害対策用資機材等の輸送 ③ 災害対策用資機材等の広域運営 ④ 災害対策用資機材等の仮置場の確保

3 防災体制の整備

(1) 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、社員の防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

ア 防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

イ 国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) 防災業務施設等の整備

ア 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

イ 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

4 防災関係機関との連携

(1) 県防災会議等との協調

県防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

(2) 他電力会社等との協調

東北電力株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、

要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

5 広報活動

地震による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及びや電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

6 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(3) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

7 災害対策用資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の広域運営

東北電力株式会社は、災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(4) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

第6節 ガス供給施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による都市ガス供給施設及び簡易ガス施設の被害を最小限に止めるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うために、ガス供給事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 連絡体制の確立 ② 要員の確保 ③ 災害対策本部の設置 ④ 応急協力体制の整備 ⑤ 防災教育及び防災訓練の実施 ⑥ 防災関係機関との連携
2 広報活動	
3 ガス供給施設の災害予防対策	① 施設対策 ② 緊急措置設備対策
4 災害対策用資機材の整備	

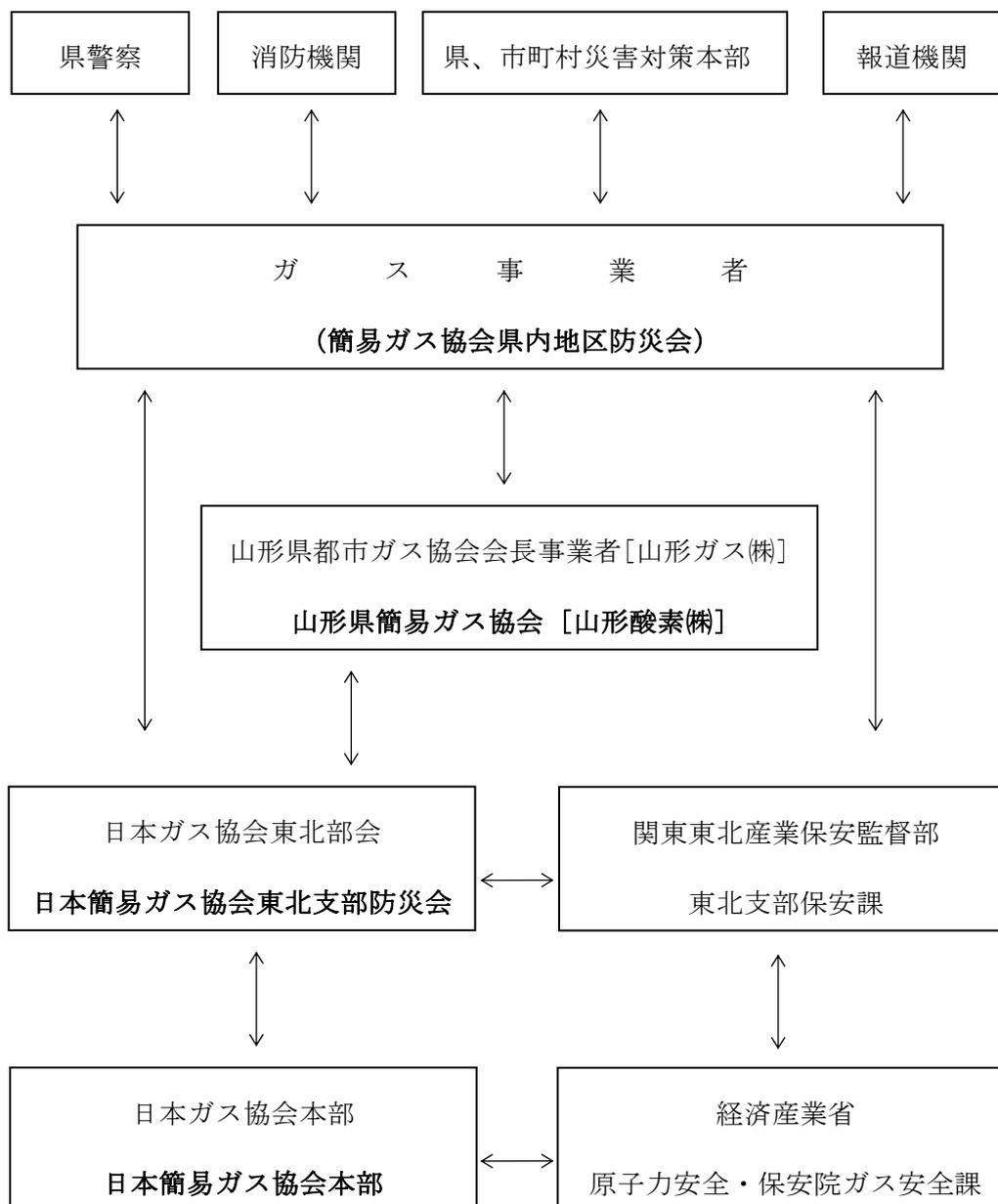
3 防災体制の整備

(1) 連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、消防、県警察、県及び市町村等の防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認しておく。

また、報道機関に対しても災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確立しておくとともに、ガスの保安確保等に対する需要家の理解と協力についての報道を依頼しておく。

なお、一酸化炭素ガス（CO）を含むガスを供給している事業者は、漏洩ガスによる中毒事故発生の可能性があるので、救急指定病院等との連絡体制についても確認しておく。



※ 下段、太字は簡易ガス協会の組織

(2) 要員の確保

発生した地震の震度等に応じた職員の出動基準、出動方法、出動場所及び出動途上における情報収集方法を定めておく。

(3) 災害対策本部の設置

災害対策本部の組織・規模について、震度や被害状況等に応じてあらかじめ具体的に定めておくとともに、構成員の役割を明確にしておく。

また、災害対策本部の設置場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう適切な箇所を選定しておくとともに、非常通信設備、同報機能を備えたファクシミリ、複写機等の備品や関係図書、帳票類を整備しておく。

(4) 応急協力体制の整備

緊急措置や復旧作業に必要な人員、機材等を確保するため、近隣のガス事業者や協会組織から救援を受ける場合の手続き等を確認しておくとともに、その救援隊の復旧基地や宿泊施設確保等の受入体制を事前調査しておく。また、関連工事会社の動員についても、その基準や方法、場所を定めておく。

(5) 防災教育及び防災訓練の実施

地震発生時における緊急対応能力を向上させるため、職員に対して防災教育及び防災訓練を定期的に実施する。

ア 防災教育

災害対策本部の設置・運営、職員の動員、ガス供給停止判断及び漏えい受付処理に関する事項等について教育する。

イ 防災訓練

ガス工作物の巡視・点検やガス供給停止に関する事項について訓練するほか、市町村や県が主催する防災訓練にも積極的に参画する。

(6) 防災関係機関との連携

県防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

4 広報活動

震災対策を効果的に行うため、地震発生時及びガス供給停止時等の時期に応じた広報活動について、フロー図、チェックリスト及び広報例文等を準備して具体的に定めておくとともに、広報担当責任者を定めておく。また、需要家や報道機関・地方自治体等関係機関との広報ルートを確立しておく。

平常時には、地震発生時における二次災害防止のための広報活動を行う。

5 ガス供給施設の災害予防対策

(1) 施設対策

ガス施設の耐震性向上を基本として、特に医療機関等の人命に関わる施設や防災拠点となる施設等の重要施設へのガス供給施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

ア 製造所・供給所

(ア) 新設する施設は、その重要度及び設置地盤の耐震性と基礎の構造・強度等を十分検討し、ガス事業法等の関係法令等に基づき合理的な耐震設計を行う。

(イ) 既設の施設については、定期的に耐震性の点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ 導管の対策

(ア) 新設する導管は、耐震性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合等耐震性能を有する方式を使用する。また、重要な導管は、供給系統の分離や液状化への対応についても考慮する。

(イ) 耐震性が十分でない既設管は、ガス供給先施設の社会的重要度や地盤条件(液状化の危険性、活断層の位置等)を勘案して、耐震性のある導管への取替え又は更生処理を実施す

る。

(2) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は、地震発生時のガス漏えいによる二次災害を防止するために、被害の著しい地域へのガス供給を停止すること及び供給を継続する地域の保安を確保することであることから、次により関連設備の整備等を行う。

ア 製造所・供給所

- (ア) 検知・警報（地震計、漏えい検知器及び火災報知機等）装置を設置し、緊急対策を行うべき震度の基準を決めておく。
- (イ) ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等に緊急停止設備を設置する。
- (ウ) 防消火設備を整備する。
- (エ) 地震直後の設備点検を迅速に行えるよう、点検の要点やルート及び担当者を決めておく。
- (オ) 人身の安全を確保するため、避難や負傷者の救護体制を確立しておく。

イ 導管

- (ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- (イ) 供給停止ブロックごとに、確実に供給停止を行うための遮断装置を整備するとともに、必要により、ガスの供給圧力を速やかに減圧するための減圧設備を設置する。
- (ウ) 需要家での二次災害を防止するため、感震遮断機能を有するマイコンメータの設置を促進する。
- (エ) 供給区域内の地震動及び被害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、あらかじめ項目を定めその収集手段を整備しておくとともに、信頼性の高い情報通信設備を確保する。

6 災害対策用資機材の整備

応急措置及び早期復旧に必要な資器材を整備しておく。また復旧が長期化した場合に備え、需要家生活支援のために提供する代替熱源等についてあらかじめ調査し、これを確保する体制を整備する。

第7節 放送施設災害予防計画

1 計画の概要

地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、放送電波の確保及び放送施設の防護復旧のために、放送事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 震災対策計画の策定	
2 防災体制の整備	① 防災体制の確立 ② 防災教育、防災訓練の実施

3 震災対策計画の策定

地震による災害に備え、次の事項を内容とする震災対策計画を策定し、防災対策の充実を図る。

- (1) 放送設備及び機器の落下転倒防止等の耐震対策
- (2) 消耗品・機材等の備蓄及び緊急物資・機材の入手ルートの確立
- (3) 商用電力停電に備えた自家発電機等非常用電源及び非常用発電機の燃料補給先の確保
- (4) 中継回線状態の把握
- (5) 各種無線機器等の伝搬試験の実施
- (6) 仮演奏所及び仮設送信所設置場所の調査選定
- (7) 非常持出機器及び書類の指定
- (8) 交通路の調査
- (9) 電力会社、警察庁、国土交通省及び非常通信協議会等の利用しうる通信回線の調査
- (10) 災害時における放送事業の継続に関すること（BCP）

4 防災体制の整備

- (1) 防災体制の確立

災害発生時における放送確保が可能となるよう、初動態勢、各部署・各人の役割分担、責任体制及び情報連絡体制並びに災害対策本部の設置等について明らかにし、「防災対策マニュアル」として定めておく。

- (2) 防災教育、防災訓練の実施

防災対策マニュアルを周知徹底する等により、職員への防災知識の啓発に努めるとともに、防災訓練を実施し又は県・市町村の実施する防災訓練に参加することにより、実践的な対応力の向上を図る。

第8節 電気通信施設災害予防計画

1 計画の概要

電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 通信施設監視等体制の確保 ② 災害発生時組織体制の確立 ③ 対策要員の確保 ④ 防災教育及び防災訓練の実施
2 災害時広報体制の確立	
3 電気通信施設の災害予防対策	① 電気通信設備の耐震性等 ② 電気通信システムの高信頼化 ③ 災害対策機器の配備
4 災害対策用資機材等の確保と整備	① 災害対策用資機材等の確保 ② 災害対策用資機材等の輸送 ③ 災害対策用資機材等の整備点検

3 防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じて予め定めておく。

(3) 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

ア 全社体制による応急復旧要員の非常招集

イ 関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

ア 社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を充実する。

イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。

ウ 県及び市町村が実施する防災訓練に積極的に参加する。

4 災害時広報体制の確立

地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び、災害用伝言ダイヤル提供状況を、地域住民や県民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

5 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から重点的な耐震化を促進するとともに早期復旧が可能な体制強化を図る。

(1) 電気通信設備の耐震性等

ア 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

イ 耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(3) 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。

ア 非常用通信装置

イ 非常用電源装置

ウ 応急ケーブル

エ その他の応急復旧用諸装置

6 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第9節 上水道施設災害予防計画

1 計画の概要

大規模な地震が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、県、市町村及び水道事業者（簡易水道事業者及び水道用水供給事業者を含む）（以下「水道事業者」という。）が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 管理図面及び災害予防情報の整備 ⑤ 削除 ⑤ 関係機関との連携及び連絡調整 ⑥ 緊急時連絡体制の整備 ⑦ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄
2 防災広報活動の推進	① 住民に対する広報、啓発活動 ② 町内会等への防災活動の研修 ③ 医療施設等への周知
3 上水道施設の被害想定	① 構造物・設備の耐震性診断 ② 上水道施設の被害想定 ③ 耐震整備の目標設定
4 上水道施設の災害予防措置	① 重要施設及び基幹管路の耐震整備の推進 ② バックアップシステムの構築等 ③ 機械設備や薬品管理における予防対策
5 災害対策用資機材等の整備	① 応急給水用資機材の整備 ② 応急復旧用資機材の整備
6 生活用水水源の把握	

3 防災体制

水道事業者は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備を行い、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

水道事業者は、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう__、応急給水・応急復旧マニユア

ル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他の水道事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

水道事業者は、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や各水道事業者等と連携体制を整備する。

水道事業者は、災害時相互応援協定により応援体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の整備

県、市町村及び水道事業者は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

4 防災広報活動の推進

県、市町村及び水道事業者は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、町内会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報誌を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 町内会等への防災活動の研修

町内会等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における町内会等の支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄(受水槽での必要容量の確保)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

5 上水道施設の被害想定

市町村及び水道事業者は構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

(1) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(2) 上水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別を実施する。

- ア 管路の被害想定
- イ 構造物及び設備の被害想定
- ウ 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口
- エ 断水期間

(3) 耐震整備の目標設定

上水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な耐震化の目標をたて、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

- ア 上水道施設ごとの応急復旧期間
- イ 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
- ウ 医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

6 上水道施設の災害予防措置

市町村及び水道事業者は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

- ア 浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策
- イ 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策
- ウ 収容避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- エ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- オ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備
- カ 老朽管路の計画的な更新。基幹管路並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備
- キ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

(2) バックアップシステムの構築等

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- イ 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)
- ウ 隣接水道事業者施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築
- エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
- オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(3) 機械設備や薬品管理における予防対策

- ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
- イ 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
- ウ 水道用薬品の適正な量の備蓄

7 災害対策用資機材等の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

市町村及び水道事業者は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材の整備

市町村及び水道事業者は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

- ア 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
- イ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
- ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
- エ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
- オ 作業員の安全装備等の常備

8 生活用水水源の把握

市町村及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第10節 下水道施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするために、下水道管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 設備台帳及び図面等の整備 ⑤ ライフライン関係機関等との連携 ⑥ 事業継続計画(B C P)の策定・運用
2 広報活動	
3 下水道施設の災害予防対策	① 耐震性の確保 ② 安全性の確保 ③ 長時間停電対策
4 災害復旧用資材の確保	

3 防災体制の整備

下水道管理者は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるような体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報

等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

(6) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

4 広報活動

下水道管理者は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

5 下水道施設の災害予防対策

下水道管理者は、次により下水道施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

(1) 耐震性の確保

ア 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

イ 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

ウ 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

(ア) 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性継手や可とう性伸縮継手等を採用する。

(イ) 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

エ 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆ど全ての被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる必要がある。

(2) 安全性の確保

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

6 災害復旧用資器材等の確保

下水道管理者は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、__必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、社団法人山形県建設業協会等と協力協定を締結するとともに、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び下水道事業団等の協力を得て確保に努める。

第 1 1 節 工業用水道施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による工業用水道の断減水を最小限にとどめるとともに、大規模な漏水等による二次災害を防止するために、工業用水道事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 災害時連絡体制の整備 ④ 職員に対する教育及び訓練 ⑤ 設備台帳及び図面等の整備
2 広域応援体制の整備	
3 工業用水道施設の災害予防対策	① 耐震性総合調査及び定期点検 ② 耐震化の推進
4 災害対策用資機材等の整備	

3 防災体制

工業用水道事業者は、工業用水道施設が産業活動に欠かすことのできない重要な施設であり、工場等の操業中は断水することができないことに留意し、次により防災体制の整備を図る

(1) 組織体制の確立

災害発生時に工業用水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合の職員の動員体制、活動要領、情報収集、施設の安全確保及び各種の緊急措置等を定めたマニュアルを策定する。

(3) 災害時連絡体制の整備

災害発生時等非常の場合の連絡方法を定め、所属職員に周知徹底するとともに、非常連絡系統図を作成し掲示する。また、発生した災害の種類ごとに連絡が必要な機関をあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて、関係機関・業者等との連絡・調整及び支援体制に関する協定等を締結しておく。

(4) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(5) 設備台帳及び図面等の整備

施設の状態を把握し、災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

4 広域応援体制の整備

工業用水道事業者は、必要に応じ、災害に備えて「相互援助協定」を結び、日頃から応援体制を整えるとともに、備蓄資材等に関する情報交換を行う。また、必要に応じて関係機関・業者等との連絡調整及び支援に関する協定を締結しておく。

5 工業用水道施設の災害予防対策

工業用水道事業者は、次により工業用水道施設の耐震対策を推進する。

(1) 耐震性総合調査及び定期点検

- ア 施設の耐震性総合調査を実施し、必要により補強対策を講じる。
- イ 地震動に対する問題点を点検するとともに、改修計画を策定する。
- ウ 日頃から地震を想定した定期的な点検を実施し、施設の機能維持を図る。

(2) 耐震化、液状化対策の推進

耐震性総合調査の結果及び施設の優先順位等から総合的に判断し、計画的に耐震化を推進する。

特に、軟弱地盤などの液状化しやすい地盤に埋設されている配管及び石綿管については、耐震性の高い管種に置き換えるよう、計画的な整備に努める。

県内工業用水道施設の概要（平成23年4月1日現在）

事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000
	八幡原工業用水道	14,700
	福田工業用水道	2,800
東根市	東根大森工業用水道	9,230
小国町	小国町工業用水道	6,510

6 災害対策用資機材の整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設の状況及び地震による被害想定を考慮して、異形管、大口径管及び特殊管等、緊急時に迅速に調達しがい特殊資材の備蓄に努める。また、施設復旧に必要な資材の調達について、関係業者等との協力体制を整える。

第 1 2 節 危険物等施設災害予防計画

1 計画の概要

地震発生時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 危険物施設の安全対策	① 施設構造基準等の維持 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 連絡体制の確立
2 火薬類製造施設等の安全対策	① 施設構造基準等の遵守 ② 保安教育及び防災訓練の実施 ③ 自主保安体制の充実 ④ 連絡体制の確立
3 高圧ガス製造施設等の安全対策	① 耐震対策の強化 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 自主防災活動組織の整備 ⑤ 連絡、応援体制の確立
4 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策	① 危害防止規程の充実 ② 大量取扱者の指導
5 有害物質取扱施設等の安全対策	
6 放射線使用施設の安全対策	① 放射線施設の対策 ② 非常用機器材の整備 ③ 連絡体制の確立 ④ 非常時活動マニュアルの整備 ⑤ 防災教育及び防災訓練の実施

3 危険物施設の安全対策

(1) 施設構造基準等の維持

ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

イ 県及び消防機関は、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

(2) 保安教育の実施

県及び消防機関は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

(3) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(4) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

4 火薬類製造施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の遵守

ア 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

イ 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

ウ 県は、火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費等に係る施設について、保安検査及び立入検査を実施し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

ア 県は、火薬類関係事業者に対し、従業者への保安教育の実施を徹底させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

イ 火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

ア 火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

イ 県は、火薬類関係事業者の自主保安体制の充実・強化を図るため、防災対策技術について指導する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を整備する。

5 高圧ガス製造施設等の安全対策

(1) 法令上の基準等の遵守

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

(ア) 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。

(イ) 県は、高圧ガス関係事業所の保安検査及び立入検査を強化し、施設の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるとともに、定期自主検査の徹底、高圧ガスの取扱等の適正化及び危害予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導

する。

イ 液化石油ガス販売事業者、一般消費者等

(ア) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。

(イ) 県は、液化石油ガス販売事業者等の立入検査を強化し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める供給設備等点検等の励行等の自主保安体制の確立を指導する。

(2) 耐震対策の強化

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

(ア) 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス保安法に定める高圧ガス設備等耐震設計基準に基づき、設備を適正に維持するよう努めるとともに、当該基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行う。

(イ) 県は、設備の耐震性強化に関する情報を収集し、必要に応じて提供する。

イ 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、供給設備等について、容器の転倒防止措置を徹底するとともに、耐震基準に適合する安全機器の設置を推進する。

(3) 保安教育の実施

ア 高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

イ 県は、社団法人山形県エルピーガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会、山形県高圧ガス協議会、山形県冷凍協会及び山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係団体」という。）の協力を得て、高圧ガス関係事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会を開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立について指導、啓発に努める。

ウ 県は、一般消費者の保安意識の高揚を図るため、社団法人山形県エルピーガス協会に対して、一般消費者に対する保安教室を開催するよう指導する。

(4) 防災訓練の実施

県は、高圧ガス関係団体に対し、具体的な災害想定に基づき、一般消費者も含めたより実践的な防災訓練を計画的に実施するとともに、県又は市町村が実施する防災訓練に参加するよう指導する。

(5) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。

(6) 連絡、応援体制の確立

ア 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。

イ 高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援、協力できる体制の整備・充実に努める。

6 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策

(1) 危害防止規程の充実

毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者は、毒物劇物危害防止規程を整備して必要な措置を講じる。

県は、これらの事業者に対して監視指導を行う際、毒物劇物の貯蔵状況、毒物劇物危害防止規程等を調査し、必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

(2) 大量取扱者の指導

県は、毒物劇物を大量に取扱う者の実態把握に努め、事故発生時の危害防止の対応について必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

7 有害物質取扱施設等の安全対策

県は、水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に規定する特定事業場等に対して、法に基づく監視を行い、有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出その他事故時における関係機関への連絡体制の整備等について指導する。

8 放射線使用施設の安全対策

国は、放射線使用事業所に対し、地震等による災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導を徹底する。

県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に、空間放射線量の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 放射線施設の対策

ア 放射線施設については、放射性同位元素による汚染拡大防止や室外漏出防止のため、開口部、配管及び配線に被害防止措置を施す。

また、放射線源収納部については、耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下防止措置をとるとともに、治療用線源又はCT（コンピューター断層撮影法）等による治療中、診断中の過度の照射防止措置をとる。

イ 放射性同位元素保管容器及び廃棄物収納容器類については、接触、転倒、落下又は破損を防止する措置をとる。

ウ 放射線施設の建物について耐震性の確保をはかるとともに、非常用機材の作動点検及び有効期間の確認並びに廃液貯留槽についての液量・濃度点検及び漏水検査を定期的に行う。

(2) 非常用機器材の整備

放射線による汚染事故等非常時に備え、放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類及び非常用電源類等を整備する。また、放射性同位元素を緊急に収納・運搬できる鉛容器等も併せて備えておく。

(3) 連絡体制の確立

放射線による汚染事故等、非常時における消防等関係機関との連絡体制を確立する。

(4) 非常時活動マニュアルの整備

放射線による汚染事故等非常時における対応として、放射線施設の使用禁止又は立入禁止区域の設定及び消火方法を定めたマニュアルを整備しておく。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

放射線施設従事者等に、防災計画の概要並びに非常用機材の種類、作動原理及び使用目的とその効果を周知する。また、避難訓練、通報訓練及び点検訓練等を規模、形態に応じて定期的に実施する。

第19章 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、県及び市町村等が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 基本的な考え方	
2 食料等の確保品目及び方法	① 食料 ② 飲料水 ③ 生活必需品

3 基本的な考え方

- (1) 市町村は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備する。
県は、市町村への支援を目的として、必要な食料等の備蓄及び調達体制の整備を行う。
- (2) 県、市町村及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (3) 市町村は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び災害時要援護者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (4) 市町村は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ市町村内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (5) 県は、市町村の要請に対応するため、備蓄及び関係業者等との協定締結等により、災害発生時に食料等を確実に供給できる体制を整備するとともに、市町村における食料等の備蓄状況を常に把握しておく。

4 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の災害時要援護者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

- (ア) 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳児用調製粉乳等の主食
- (イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

- (ア) 市町村は、3の(4)及び(5)により食料の供給体制を整備する。

(イ) 県は、市町村の要請に対応できるよう、次の供給体制を整備する。

- a 米穀…… ・「緊急食料調達・供給体制整備要綱」等に基づく農林水産省からの供給体制
 - ・供給協定締結先からの供給体制
 - ・大量精米及び炊出し施設との協定締結又は協力体制
- b 乾燥米穀… ・供給協定締結先及び他業者からの供給体制
 - ・分散備蓄による供給体制
- c 副食、乳児用調製粉乳…供給協定締結先及び他業者からの供給体制
- d 米穀以外の応急用食料…… ・「緊急食料調達・供給体制整備要綱」等に基づく農林水産省からの供給体制

(2) 飲料水

ア 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、市町村は3の(4)及び(5)により飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ 水道事業者等は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める

ウ 県は、市町村の要請に対応するため、備蓄等により飲料水の供給体制を整備する。

エ 水道用水供給事業者は、市町村、水道事業者及び簡易水道事業者の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

(3) 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区 分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋 ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

(ア) 市町村は、3の(4)及び(5)により備蓄を行うとともに、災害時要援護者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

- (イ) 県は、市町村の要請に対応できるよう、備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなど、供給体制の確立に努める。

第20章 文教施設における災害予防計画

1 計画の概要

地震発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、県・市町村教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練 ⑦ 施設の耐震性の強化
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	

3 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策定

公立学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。また、県は、私立学校に対し、学校安全計画の策定について指導・助言する。

イ 内容

(ア) 安全教育に関する事項

- a 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- b 学年別・月別の安全指導の指導事項
 - (a) 学級（ホームルーム）活動における指導事項
（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
 - (b) 学校行事（避難訓練など安全に関する行事）における指導事項
 - (c) 児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に

関する指導事項

(d) 課外における指導事項

(e) 個別指導に関する事項

c その他必要な事項

(イ) 安全管理に関する事項

a 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

b 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

(ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

イ 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

ウ 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び児童・生徒等の引渡方法等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

エ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

(イ) 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

オ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(5) 防災教育

ア 校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う(学校教育における具体的な防災教育は、本編第3章「防災知識の普及計画」による。)

イ 県及び市町村は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

校長は、児童、生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する(学校教育における具体的な防災訓練は、本編第6章「防災訓練計画」による。)

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすため、学校設置者は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する(具体的な施設の耐震性の強化対策は、本編第17章「建築物災害予防計画」による。)

4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館、美術館、博物館及び体育施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第 2 1 章 災害時要援護者の安全確保計画

1 計画の概要

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる災害時要援護者の被害を未然に防止するため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携して支援する体制を整備するための災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 在宅の災害時要援護者対策	① 災害時要援護者支援体制の確立 ② 情報伝達、避難誘導體制の整備 ③ 災害時要援護者に適した避難所等の確保 ④ 防災教育、防災訓練の実施 ⑤ 公共施設等の安全性強化 ⑥ 防災資機材等の整備 ⑦ 市町村の体制整備
2 社会福祉施設等における災害時要援護者対策	① 防災体制の整備 ② 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ③ 防災教育、防災訓練の実施・支援 ④ 施設、設備等の安全性強化 ⑤ 食料品等の備蓄
3 外国人の安全確保対策	① 防災教育、防災訓練の実施 ② 案内標示板等の整備

3 在宅の災害時要援護者対策

本県は、高齢化率が非常に高く、今後も増加傾向が続く見込みである。また、三世帯同居率が高く、高齢者など災害時要援護者が家族に支えられる環境が比較的整っているといえるものの、共働き率が高いため、日中一人暮らしの災害時要援護者の割合が高いことが想定される。また、核家族化の進展により、高齢者のみの世帯が増加してきている。

県及び市町村は、このような状況を踏まえ、在宅の災害時要援護者対策を推進する。

(1) 災害時要援護者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難な災害時要援護者を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅災害時要援護者の安全確保の基盤となる。

このため、県及び市町村は、地域の自治会組織、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等による在宅の災害時要援護者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 災害時要援護者情報の把握・共有

(ア) 市町村は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、災害時要援護者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

(イ) 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局がそれぞれ把握している災害時要援護者情報の共有に努めるとともに、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と幅広く連携を図り、要援護者に対する支援のあり方や役割分担の調整に努めるものとする。ただし、個人情報に該当する部分については、市町村の個人情報保護条例等に則り、適切に取り扱うものとする。

ウ 災害時要援護者避難支援プランの作成

市町村は、災害発生時に災害時要援護者の避難が円滑に行われるよう、災害時要援護者に関する情報を基に、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成する。

なお、災害時要援護者避難支援プランの個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 情報伝達体制の整備

市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ 避難支援者の明確化

市町村は、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の災害時要援護者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

市町村、福祉関係者等は、災害時要援護者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、県及び市町村は、災害時要援護者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の災害時要援護者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

市町村は、避難支援者、自治会組織、自主防災組織、民生・児童委員等が協力して、災害時要援護者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(3) 災害時要援護者に適した避難所等の確保

市町村は、避難所を指定する際には、災害時要援護者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、市町村は災害時要援護者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、災害時要援護者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

県及び市町村は、災害時要援護者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 災害時要援護者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 広報誌等による災害時要援護者支援の啓発、知識の普及等

ウ 災害時要援護者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

国、県及び市町村は、災害発生時における災害時要援護者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

県及び市町村は、実情に応じ、災害時要援護者の家庭、自治会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を取める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取組む。

(7) 市町村の体制整備

市町村は、災害時要援護者に関する情報の収集、災害時要援護者避難支援プランの策定、災害時要援護者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として災害時要援護者支援班を設ける。

4 社会福祉施設等における災害時要援護者対策

(1) 社会福祉施設等の管理者は、次により施設における災害予防対策を推進する。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、県警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。

エ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

オ 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ 災害時要援護者の受入体制の整備

災害時に災害時要援護者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

キ 津波対策

津波浸水域内の社会福祉施設等の管理者は、浸水に対する安全が確保される避難所等への避難計画を定めるとともに、円滑に避難できるよう避難訓練の実施に努める。

(2) 県及び市町村は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 災害時要援護者の受入体制の整備

社会福祉施設等が災害時要援護者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

5 外国人の安全確保対策

(1) 防災教育、防災訓練の実施

県及び市町村は、国際交流関係団体、民間ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、外国語及びやさしい日本語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(2) 案内標示板等の整備

市町村は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語及びやさしい日本語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(3) 災害ボランティアの養成

県及び市町村は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第 2 2 章 災害救助基金の積立・運用計画

1 計画の概要

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下本章において「法」という。）に基づき実施する応急救助の財源とするために、県が行う災害救助基金の積立て及び運用について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 災害 助基金の使途	
2 災害救助基金の積立て	① 法定最少積立額 ② 運用収入
3 災害救助基金の運用	

3 災害救助基金の使途

災害救助基金は、法が適用された場合の応急救助の財源とするために、県が事前に積み立てるものであり、次の経費に充当される。

- ア 法第 23 条の規定による救助に要する県の支弁費用
- イ 法第 32 条の規定による委託を行った場合の、日本赤十字社への補償費用
- ウ 本県に対する応援を行った他の都道府県からの求償費用

4 災害救助基金の積立て

(1) 法定最少積立額

各年度における基金の最少積立額は、当該年度の前年度の前 3 年間ににおける都道府県普通税収入額決算額の平均年額の 1,000 分の 5 に相当する額（500 万円に満たないときは、500 万円とする。）である。

(2) 運用収入

基金から生ずる収入は、すべて基金に繰り入れる。

5 災害救助基金の運用

県は、銀行への預金及び救助に必要な給与品の事前購入により、基金の運用を行う。

第23章 積雪期の地震災害予防計画

1 計画の概要

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、県、市町村及び防災関係機関が実施する総合的な雪対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 克雪対策	① 道路の雪対策 ② 除排雪施設等の整備 ③ 雪崩防止対策の推進 ④ 住宅除雪体制の整備 ⑤ 消防水利の整備
2 緊急活動対策	① 緊急輸送道路の確保 ② 通信手段の確保 ③ 雪上交通手段等の確保 ④ 避難所の整備 ⑤ 積雪期用資機材の整備
3 スキー客対策	
4 総合的雪対策	

3 克雪対策

(1) 道路の雪対策

ア 道路除排雪体制の強化

(ア) 一般国道、県道、市町村道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(イ) 国、県及び市町村は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備

(ア) 国、県及び市町村は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進する。

(イ) 国、県及び市町村は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

(2) 除排雪施設等の整備

市町村は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を推進する。

(3) 雪崩防止対策の推進

国、県及び市町村は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

(4) 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

県及び市町村は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、市町村は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要援護世帯に対する助成等

市町村は、自力による屋根雪処理が困難な要援護世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

市町村は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

(5) 消防水利の整備

市町村は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備を推進する。

4 緊急活動対策

(1) 緊急輸送道路の確保

国、県及び市町村の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

市町村は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、市町村は雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

(4) 避難所の整備

ア 集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、市町村は、集落センター等の避難所の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材等の整備に努める。

また、臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターによる航空輸送体制の整備に努める。

イ 避難所の寒冷対策

市町村は、積雪寒冷期の使用をも考慮して避難所を指定するとともに、その運営に当たっては特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(5) 積雪期用資機材の整備

市町村は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボード等）の整備に努める。

5 スキー客対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設及

びロッジ等の損壊並びに雪崩の発生等により、多数のスキー客が被災することが懸念される。

このため、スキー場施設管理者は、大規模地震が発生した場合のリフト、ゴンドラ利用者等の安全確保やスキー客の一時避難対策等が的確に行えるよう、夜間営業時をも考慮した体制を整備する。市町村は、スキー客の救助や避難所への誘導等についての対応を確立する。

6 総合的雪対策

県は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」に基づき、市町村及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第3編 災害応急計画

第1章 活動体制関係

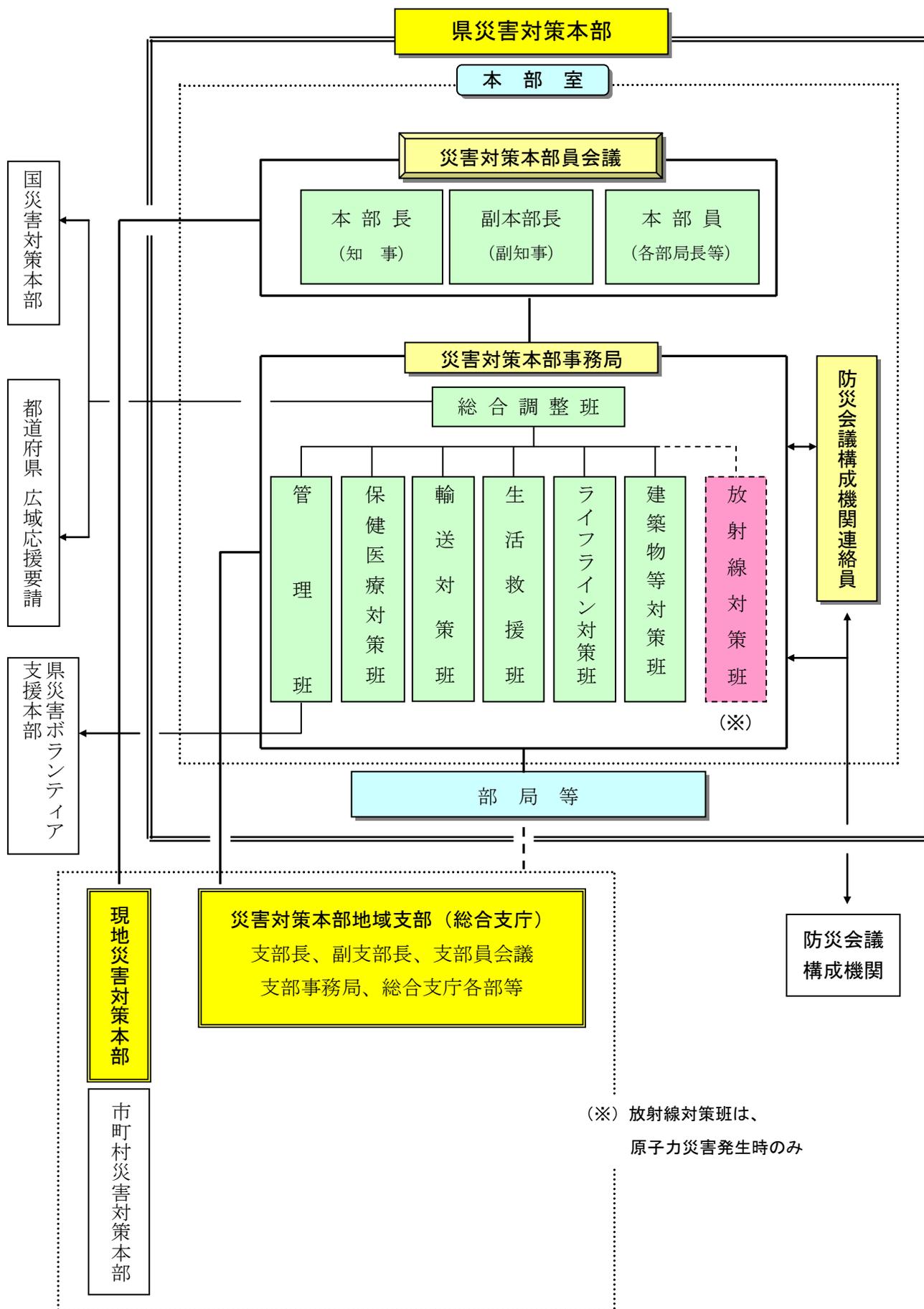
第1節 災害対策本部

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力的に推進するため設置される県災害対策本部の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

(注) この章で「部局等」とは、県の知事部局に属する各部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう。

2 県災害対策本部組織図



3 県災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 知事は、次の基準により山形県災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、又は廃止する

設置基準	1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 知事が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策が概ね完了したとき 2 その他必要がなくなったと認められたとき

イ 知事に事故があるときは、副知事が、知事、副知事ともに事故があるときは、環境エネルギー部長（兼）危機管理監が本部を設置する。

(2) 設置場所

本部（本部室）は、県庁舎（講堂等）に設置することとし、県庁舎が被災して設置できないときは、原則として次の場所に設置する。

ア 第1順位 県職員育成センター

イ 第2順位 県総合運動公園

(3) 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部を設置した場合は、次により部局等へ周知する。

ア 県庁舎に設置する場合 庁内放送

イ 県庁舎以外に設置する場合 緊急連絡網による連絡及び県庁舎前への掲示

(4) 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への連絡等

ア 環境エネルギー部長（兼）危機管理監は、次に掲げる機関に直ちにその旨を連絡する。

(ア) 部局等及び総合支庁

(イ) 市町村

(ウ) 県防災会議構成団体

(エ) 消防庁、厚生労働省

(オ) 隣接県（宮城県、新潟県、福島県、秋田県）

イ 秘書広報課広報室長は、報道機関に直ちにその旨を発表する。

(5) 防災会議連絡員の本部への派遣

本部が設置された場合、県防災会議構成機関等は、必要に応じ本部（本部室）に職員を派遣し、本部と緊密な連携の下に、応急対策を実施する。

4 県災害対策本部の組織、運営等

(1) 本部の組織

本部は、本部員会議、本部事務局及び防災会議構成機関連絡員をもって構成する本部室及び部局等からなる。

(2) 本部員会議

ア 組織

(ア) 本部長 知事

(イ) 副本部長 副知事

(ウ) 本部員 総務部長、企画振興部長、環境エネルギー部長（兼）危機管理監、子育て

推進部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、県土整備部長、
会計管理者（兼）会計局長、企業管理者、病院事業管理者、教育長及び警察
本部長

イ 招集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。

ウ 所掌事務等

- (ア) 災害情報の総括に関すること
- (イ) 県の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること
- (ウ) 県の部局等及び県災害対策本部地域支部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること
- (エ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、他都道府県及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること
- (オ) その他災害対策上重要な事項に関すること

エ 防災関係機関との合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じ、本部員会議と防災関係機関との合同会議を開催する。

(3) 本部事務局

ア 事務局長 環境エネルギー部長（兼）危機管理監

イ 事務局次長 危機管理・くらし安心局長

ウ 事務局員 事務局機能を強化するため、次により応急対策班を設置する。

- (ア) 応急対策事項ごとに、総合調整班、管理班、保健医療対策班、輸送対策班、生活救援班、ライフライン対策班及び建築物等対策班を設けるとともに、各課の事務分掌を踏まえ、各応急対策班の担当課と応援課を決定する。

7つの班は、基本体型として設置するものであるが、原子力災害が発生した場合は放射線対策班を設置するものとする。また、災害の態様及び必要に応じて班を増減することができるものとする。

- (イ) 各応急対策班は、次長級職員を班長、担当課に決定された各課よりあらかじめ指定された職員を班長補佐及び班員とし、関係部局等との調整活動を行う。

- (ウ) 各応急対策班の班員は、所属部局等が行う災害情報の収集、対策案の調整、対策の実施等の災害応急対策活動を取りまとめ、各担当部局との連絡調整を担う。

エ 班長補佐予定者及び班員予定者の指定等

各応急対策班の担当課に決定された各課の長は、年度当初に課長補佐級職員1名を班長補佐予定者に、係長級以上職員のうちから所定の人数を班員予定者にそれぞれ指定し、その職及び氏名を危機管理課に報告する。

事務局長は、災害状況の推移に応じ、指定された職員のうちから、班長補佐及び班員をその都度指名する。

オ 応援職員の確保

各応急対策班は、必要に応じ人事課（管理班）と調整のうえ、自班の担当課及び応援課以外の庁内関係課から職員の応援を求めることができる。

また、総合調整班では、防災・消防事務等の経験者が相当数求められることから、危機管理課（旧総合防災課及び旧消防防災課を含む。）在職経験者の応援を求めることとし、適任者をあらかじめ指名しておく。

カ 活動内容

事務局の活動に関する具体的な内容については、別途事務局活動マニュアルを定める。

(4) 防災会議構成機関連絡員

防災会議を構成する機関等は、本部との緊密な連携のもとに災害応急対策を実施するために、必要に応じ本部室に職員を派遣する。

(5) 部局等

部局等の職員は、本部員会議又は本部事務局から指示を受けて、その事務分掌に係る災害応急対策に従事する。

(6) 災害対策本部地域支部への連絡員の派遣

本部長は、災害応急対策を円滑に推進するため必要と認めるときは、6で定める災害対策本部地域支部に職員を連絡員として派遣する。

5 県現地災害対策本部

本部長は、土砂崩れ及び雪崩等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(1) 設置期間

現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(2) 設置場所

災害現場又は被災地の市町村庁舎等に設置する。

(3) 現地本部の組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。

イ 現地本部長は、本部の副本部長（副知事）又は本部員のうちから本部長（知事）が指名する。

ウ 現地本部員は、本部事務局職員、部局等職員及び出先機関の職員のうちから本部長が指名する。

エ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

(4) 所掌事務等

現地本部の事務については、本部長が以下の事項について具体的に指定するものとする。

ア 災害情報の総括に関すること

イ 県の実施する災害応急対策の基本的な事項（本部が決定すべき事項は除く。）に関すること

ウ 県の実施する災害応急対策及び災害復旧対策のうち重要な事項（本部が決定すべき事項は除く。）に関すること

エ 県の部局等及び県災害対策本部地域支部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること

オ その他災害対策上重要な事項に関すること

(5) 災害対策本部地域支部及び市町村との連携協力

現地本部と被災市町村を管轄とする災害対策本部地域支部及び市町村災害対策本部とは、密接に連携・協力し、災害応急対策を迅速かつ適確に推進する。

6 県災害対策本部地域支部

本部長は、災害応急対策の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、総合支庁にそれぞれの所管区域をその区域とする災害対策本部地域支部（以下「支部」という。）を設置する。

(1) 設置期間

支部の設置期間は、支部における災害応急対策が概ね終了するまでの間又は支部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(2) 設置場所

支部は、総合支庁その他の庁舎等に設置し、その所管区域は総合支庁と同じとする。

(3) 支部の組織

支部は、支部員会議、支部事務局及び総合支庁各部、総合支庁の所管区域内に所在する出先機関等をもって構成する。

(4) 支部員会議

ア 組織

(ア) 支部長 総合支庁長

(イ) 副支部長 総務企画部長

(ウ) 支部員 総合支庁の部長等及び関係出先機関の長

イ 招集

支部長は、支部の災害対策に関する重要事項の総合調整を行うため、必要に応じ支部員会議を招集する。

ウ 所掌事務等

(ア) 所管区域における災害情報の総括及び本部への情報提供に関すること

(イ) 災害応急対策に係る本部への意見具申に関すること

(ウ) 総合支庁各部及び関係出先機関が実施する災害応急対策の総合調整に関すること

(エ) 所管区域の被災市町村が実施する災害応急対策に対する応援に関すること

(オ) その他所管区域の災害対策上必要な事項に関すること

(5) 支部事務局

ア 事務局長 総務企画部総務課長

イ 事務局員 総務企画部総務課及び事務局業務班員として、総合支庁長があらかじめ定めた職員

(6) 支部を構成する総合支庁各部及び出先機関

支部を構成する総合支庁各部及び出先機関は、その分掌事務に係る災害応急対策に従事するとともに、支部員会議において災害応急対策の調整が行われた場合は、その調整結果に基づき応急対策を実施する。

(7) 市町村災害対策本部に対する連絡調整員の派遣

支部長は、被災市町村と密接に連携し、災害情報及び県に対する要請等の迅速かつ適確な収

集並びに必要な支援の調整を行うため、支部を構成する総合支庁各部及び出先機関の職員のうちから必要な人数を、連絡調整員として管内の市町村災害対策本部等に派遣する。

7 本部、現地本部、支部における職員応援

(1) 本部

ア 災害応急対策の実施にあたって人員が不足する部局等は、他の部局等及び被災市町村を管轄しない出先機関から応援を受ける。

イ 県の組織全体をもってしてもなお人員が不足する場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定書を締結している道県に対し職員の派遣を要請し、応援を受ける。なお、被害が広域的かつ甚大であると判断される場合は、全国知事会を通じて各都道府県による応援の調整を依頼する。

(2) 支部

ア 支部長は、支部を構成する総合支庁各部及び出先機関が、その災害応急対策を実施するにあたり人員が不足する場合は、当該総合支庁各部及び出先機関の長からの応援要請に基づき、支部内の人員に余裕のある総合支庁各部及び出先機関からの職員の派遣をもって応援を行うよう調整する。

イ 支部長は、支部組織全体をもってしてもなお人員が不足する場合は、本部に対し応援を要請する。

なお、本部への通信が途絶し、又は緊急を要する場合は、直接、隣接する総合支庁に対して応援を要請し、事後において本部にその旨を報告する。

8 国の現地災害対策本部との連絡調整

本部は、大規模な災害の発生等により、国の現地災害対策本部が設置された場合は、これと緊密な連絡調整を図り、災害応急対策を円滑かつ適確に推進する。

9 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域において災害が発生し又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(1) 組織及び活動体制

市町村長は、災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢及び情報連絡体制等を、県の体制に準じてあらかじめ定めておく。

(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市町村長は、市町村災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（危機管理課）に対し報告するとともに、県警察及び消防機関等に通報する。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村長は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

10 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑かつ的確に行われるよう、相互に協力する。

11 業務継続性の確保

県、市町村及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

第2節 職員の動員配備体制

1 計画の概要

県の機関による災害応急対策を迅速に推進するための、県職員の動員体制について定める。

2 災害発生時における配備体制

県内において災害が発生し又は発生するおそれがある場合、又は津波注意報・警報若しくは気象等に関する注意報・警報等が発表された場合、危機管理に係る24時間警戒体制に基づき宿日直職員が迅速な初動対応を行うとともに、災害応急対策を実施すべき部局等の課・室並びに出先機関（以下「各所属」という。）の長は、別表「職員の動員配備体制」に基づき、その配備体制ごとにあらかじめ指定した職員（以下「指定職員」という。）を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。

また、これらの職員では対応できない規模の災害であると判明した場合は、必要に応じてその他の職員を登庁させ、配備体制を強化する

なお、指定職員の指定にあたっては、勤務時間外に大規模な災害が発生し、交通が混乱又は途絶した場合でも迅速に初動体制が確立できるよう、職員の居住地と庁舎までの距離及び担当業務等を勘案する。

3 勤務時間外における職員の招集

- (1) 指定職員は、勤務時間外に災害の発生又は地震・津波の発生を覚知したとき、職員参集システムによる緊急情報、危機管理課職員からの情報、テレビ、ラジオ等により気象等に関する注意報・警報等の情報を得たときは、当該情報の内容に応じて、配備基準に従い、所属長の指示を待つことなく速やかに登庁する。
- (2) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難及び病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (3) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、最寄りの県の庁舎等から防災行政無線又は電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

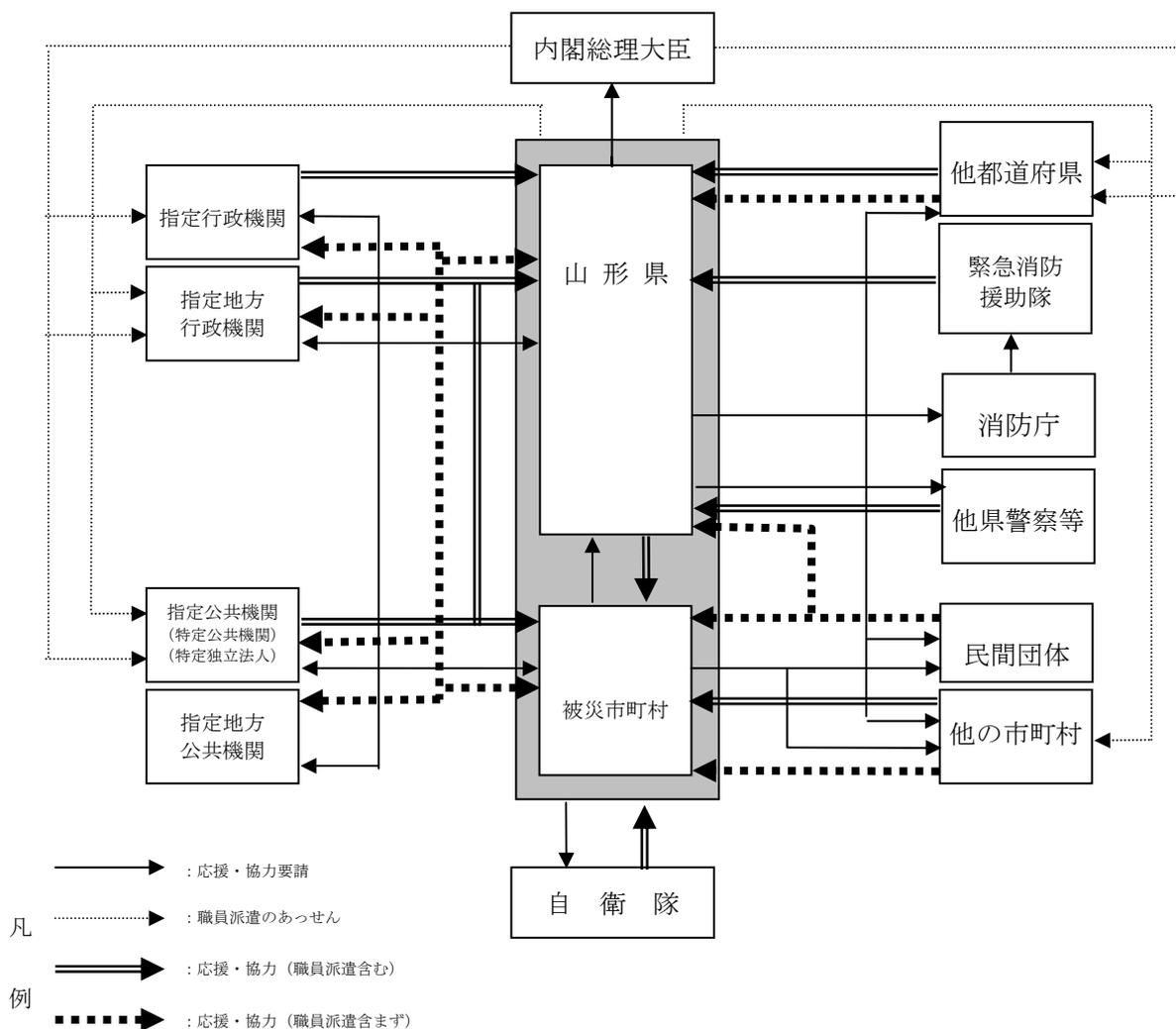
警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

第3節 広域応援計画

1 計画の概要

被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、的確かつ円滑に災害応急対策を行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

2 広域応援計画フロー



3 被災市町村

(1) 県に対する要請

ア 被災市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により被災市町村長が応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。

(ア) 連絡先及び方法

危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

- a 応援要請事項
 - (a) 応援を必要とする理由
 - (b) 応援を必要とする場所
 - (c) 応援を必要とする期間
 - (d) その他応援に関し必要な事項
 - b 応急措置要請事項
 - (a) 応急措置の内容
 - (b) 応急措置の実施場所
 - (c) その他応急措置の実施に関し必要な事項
- (イ) 知事は、被災市町村長から応援の要請等を受けた場合は、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。
- イ 被災市町村長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）からの職員派遣のあつせんを要請する。
- (ア) 派遣を要請する理由
 - (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 市町村に対する要請
- ア 被災市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。
- イ 応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。
- ウ 各市町村長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。
- (3) 指定地方行政機関等に対する要請
- ア 被災市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。
- (ア) 派遣を要請する理由
 - (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) その他職員の派遣について必要な事項
- イ 指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、市町村長から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。
- (4) 民間団体等に対する要請
- 被災市町村長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。
- (5) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（第5節参照）
- ア 被災市町村長は、災害の発生に際し当該市町村の住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 被災市町村長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

4 県の応援要請

(1) 他の市町村への応援指示

ア 知事は、被災市町村が応急措置を的確かつ円滑に実施できるよう、特に必要があると認められる場合は、他の市町村長に対し次の事項を示して、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況等を勘案しながら、被災市町村を応援するよう必要な指示又は調整を行う。

(ア) 応援を求める理由

(イ) 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等

(ウ) 応援を求める場所

(エ) 応援を求める期間

(オ) その他応援に関し必要な事項

(2) 他の都道府県に対する要請

ア 知事は、大規模な災害が発生した場合に、県のみでは十分な災害応急対策が実施できないと認めた場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定書」に基づき、応援調整窓口である宮城県、新潟県又は福島県に対し、この順位に従い応援を要請する。

イ 知事は、上記応援協定締結道県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めた場合は、全国知事会を通じて「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援を要請する。要請は、北海道・東北ブロックの幹事県を窓口として、必要事項をファクシミリ等により伝達して行う。

(3) 指定行政機関等に対する職員派遣要請

ア 知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（特定独立行政法人に限る）に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 指定地方行政機関の長は、知事から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

(4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応急措置の要請

ア 知事は、県内における応急措置が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、要請事項を明らかにして、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が所管する応急措置の実施を要請し、又は求める。

イ 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）は、知事から応急措置の実施要請を受け、又は求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。

(5) 内閣総理大臣に対する要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにして、指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（特定独立行政法人に限る）の職員の派遣についてあっせんを求める。

- ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項
- (6) 酒田海上保安部に対する要請
- 知事は、大規模な火災、爆発その他人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇等による海上輸送等の救援が必要と認める場合は、酒田海上保安部に対し次の事項を明らかにして支援を要請する。
- ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由
 - イ 救援活動を必要とする期間
 - ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
 - エ その他救援活動に必要な事項
- (7) 自衛隊に対する災害派遣要請
- 知事は、自ら収集した情報により、又は被災市町村長、警察署長若しくは指定地方行政機関の長から自衛隊の派遣要請依頼があり、住民の生命又は財産を保護するため必要と認める場合は、直ちに関係自衛隊に対し災害派遣要請を行う。
- (8) 民間団体等に対する要請
- 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、県域を管轄する民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。
- ア 協力要請事項
 - (ア) 応援を必要とする作業内容
 - (イ) 応援を必要とする人員、車両、資機材及び物資等
 - (ウ) 応援を必要とする場所及び集合場所
 - (エ) 応援を必要とする期間
 - (オ) その他応援に関し必要な事項
 - イ 応援協力を要請する主な民間団体等
 - (ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体及び運送業団体等の産業別団体
 - (イ) 医師会、歯科医師会及び県建築士会等の職業別団体
 - (ウ) その他、県に対し奉仕活動を申し入れた団体

5 県公安委員会の援助の要求

県公安委員会は、災害の発生に伴い必要と認める場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第 60 条の規定に基づき広域緊急援助隊の援助の要求を行う。

6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事、市町村長又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができる。
- (2) 知事、市町村長及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長から応急措置の実施を要請された場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。
- (3) 指定地方行政機関の長（酒田海上保安部長を除く。）は、その管理に属する施設の被災に関連して、被災地域住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、所掌する応急措置を実施するために特に必要がある
と認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事又は市町村長に対
し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めことができる。
- (2) 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事及び市町村長は、指定公共機関又
は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図り、可能な
限りこれに応じる。

8 消防の広域応援

- (1) 県内市町村相互の広域応援体制

被災市町村は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に
基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

知事は、災害に際して緊急の必要がある場合は、県内の他の市町村長又は市町村の消防長に
対し応援等の指示を行うことができる。

- (2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

ア 市町村長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない
場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

イ 知事は市町村長から応援を求められた場合又は県内の消防力をもってしても対処できな
いと認めた場合は、消防組織法第 44 条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出
動を要請する。

ウ 被災市町村長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援
助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

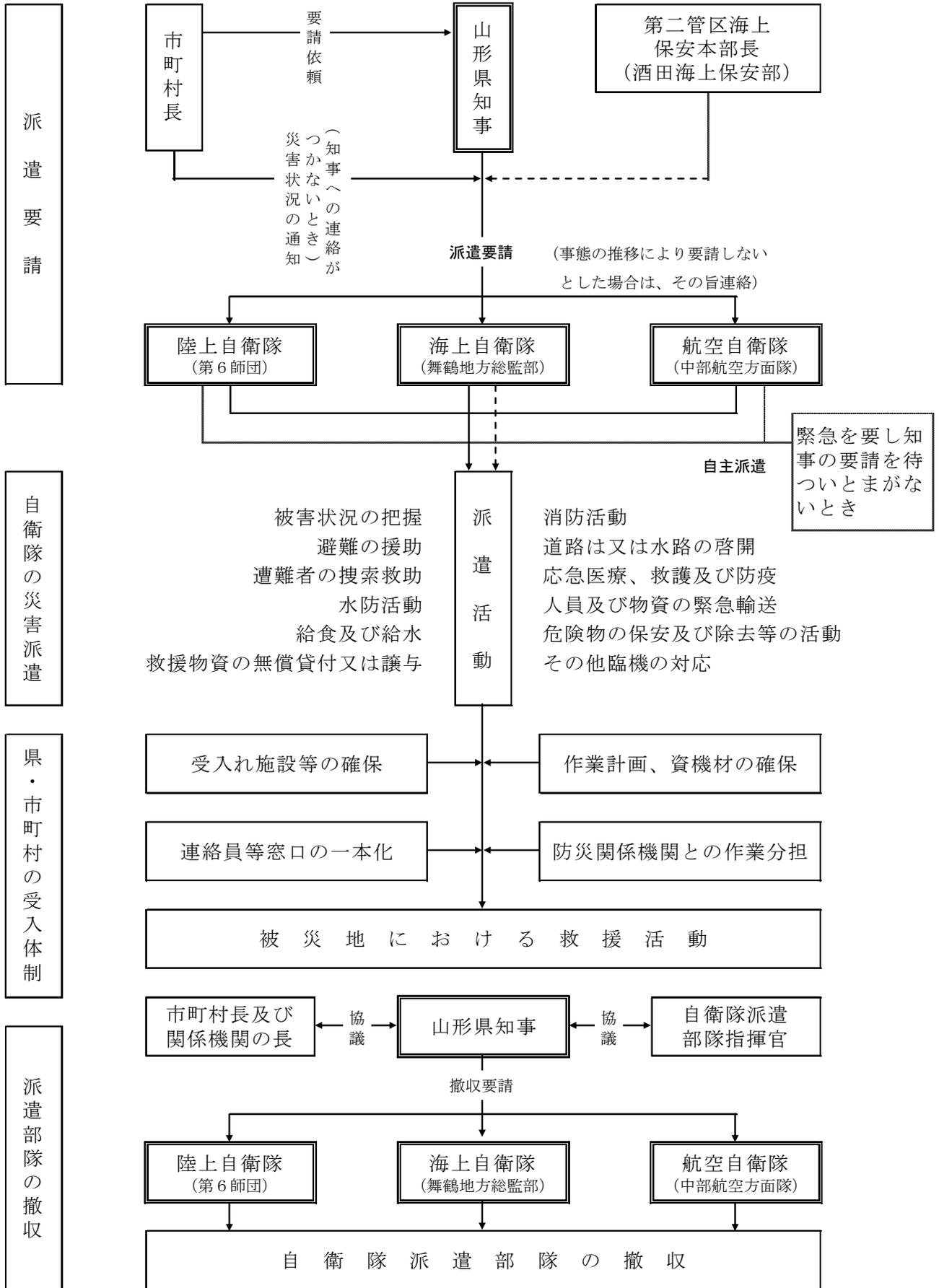
- (ア) 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- (イ) 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (ウ) 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第4節 自衛隊災害派遣計画

1 計画の概要

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

2 自衛隊災害派遣計画フロー



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送及び通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5 県への連絡幹部の派遣

(1) 自衛隊は、次の場合に、通信機器を携帯した連絡幹部を県へ派遣する。

ア 県内で震度5弱以上の地震が観測され、必要と認められた場合

イ 山形地方気象台から、山形県の区域に大津波警報が発表された場合

ウ 知事が、災害の状況等により、自衛隊と情報交換し又は部隊等の派遣に関し連絡を密にする必要があると認めて、連絡幹部の派遣を依頼した場合

エ 救援活動のため被災地へ部隊を派遣した場合

(2) 県は、自衛隊連絡幹部の受入れにあたっては、庁舎内に連絡幹部執務室を提供するとともに、必要に応じ寝具等を確保する。

6 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 知事が自衛隊に対して行う災害派遣要請等

ア 知事は、自ら収集した情報、県警察の災害情報及び自主的な活動による自衛隊の災害情報等に基づき、自衛隊による救援活動が必要と認める場合は、自衛隊に対して自衛隊法第8条第1項に基づく災害派遣を要請する。

イ 派遣要請は、自衛隊法施行令第106条に基づき、次の事項を明らかにした文書により行う。

ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

ウ 知事は、事態の推移により、救援活動の必要が無くなったと判断した場合は、その旨を自衛隊に連絡する。

(2) 市町村長の知事に対する派遣要請依頼

ア 市町村長は、知事に対して自衛隊法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（危機管理課）に文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 市町村長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第68条の2第2項に基づき、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、市町村長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(3) 市町村長の自衛隊に対する緊急通知

市町村長は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、自衛隊法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、市町村長は事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

7 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、県内において震度5弱以上の地震が発生した場合又は大規模災害の発生を覚知した場合は、自主的に被災地及びその周辺地域について、航空機、車両及びオートバイ等を利用した目視、撮影等による被害状況等の情報収集活動を行う。

(2) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること

(3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

(4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

8 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

(1) 自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を防災行政無線、電話又はファクシミリ等で速やかに知事に連絡する。

ア 派遣部隊名及び人員等の派遣規模

イ 指揮官の官職及び氏名

ウ 部隊の受入れに必要な体制

エ その他必要な事項

(2) 知事は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに派遣地の市町村にその内容を連絡する。

9 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

知事、市町村長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

知事及び市町村長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入れ施設等の確保

知事及び市町村長は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

ア 事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）

・小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

・中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地

・大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

10 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

県は、自衛隊の派遣部隊と協議し、対策の緊急性、重要性を判断して救援活動の優先順位を定め、自衛隊活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

11 自衛隊災害派遣部隊の撤収

(1) 知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう当該市町村長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議する。

(2) 災害派遣撤収手続

知事は、災害派遣撤収手続に当たり、先ず電話等をもって派遣自衛隊に撤収を要請し、事後速やかに文書を送達する。

12 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市町村長が協議する。

13 派遣要請先及び連絡窓口

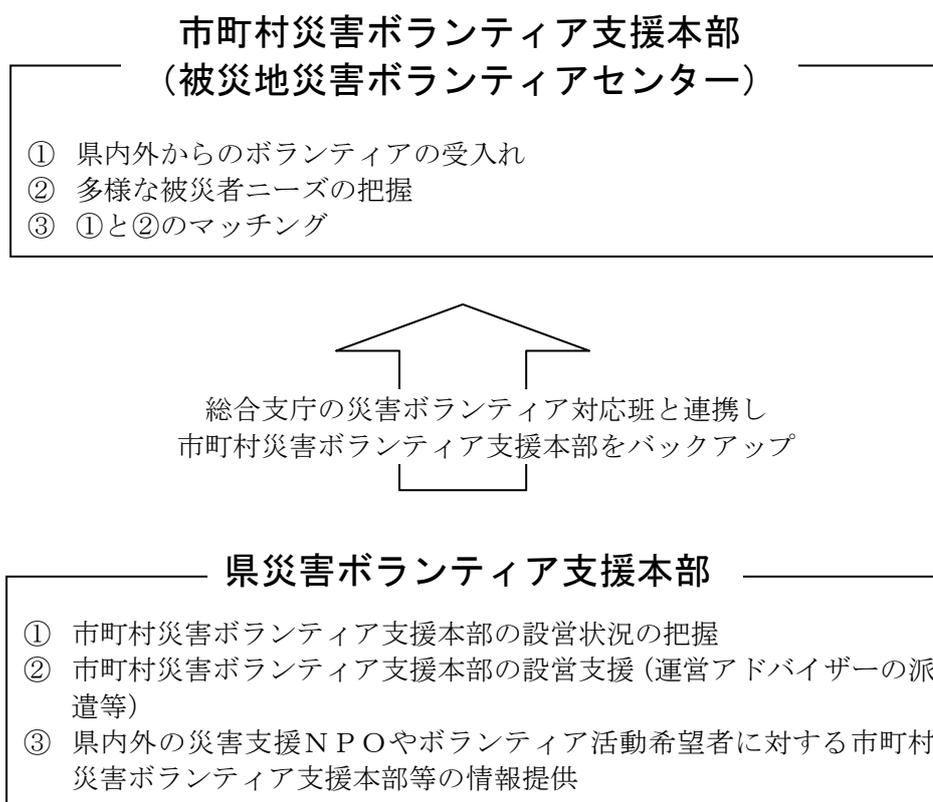
災害派遣の要請先	電 話 番 号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電 話 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線 5 0 7 5
	ファクシミリ 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線 5 7 5 4
海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部 (作戦室)	電 話 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 0 内線 2 2 2 4
	電 話 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 5 (直通)
	ファクシミリ 0 7 7 3 - 6 4 - 3 6 0 9 (直通)
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電 話 0 4 2 - 9 5 3 - 6 1 3 1 内線 2 2 3 3
	(夜間・休日当直 内線 2 2 0 4)
	ファクシミリ 0 4 2 - 9 5 3 - 6 1 3 1 内線 2 2 6 9

第5節 災害ボランティア活動支援計画

1 計画の概要

地震により被害が発生した場合に増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、県及び市町村等が実施するボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

2 災害ボランティア活動計画フロー



3 県災害ボランティア支援本部

(1) 設置

ア 県は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じて県災害対策本部内に県災害ボランティア支援本部を設置する。

イ また、各総合支庁に設置される県災害対策本部の支部内に、それぞれの管轄区域をその区域とする災害ボランティア対応班を設置する。

(2) 運営

県災害ボランティア支援本部は、各総合支庁災害ボランティア対応班と連携し、市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の支援を行う。

ア 被災市町村に設置される市町村災害ボランティア支援本部の設置状況を把握するとともに、その設置及び運営が困難な市町村には、運営アドバイザーの派遣等の支援策を講じる。

イ 県内外の災害支援NPOやボランティア活動希望者に対し、市町村災害ボランティア支援

本部等の情報を提供する。

ウ 市町村災害ボランティア支援本部から要請があった場合や、必要と判断した場合には、各種広報媒体を通じて、広くボランティアの募集等を行う。

4 市町村災害ボランティア支援本部

(1) 設置

市町村は、大規模な災害が発生した場合、市町村社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

(2) 運営

市町村災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

ア ボランティアの受入れ

イ 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

(ア) 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

(イ) 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し必要に応じ、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を
行う。

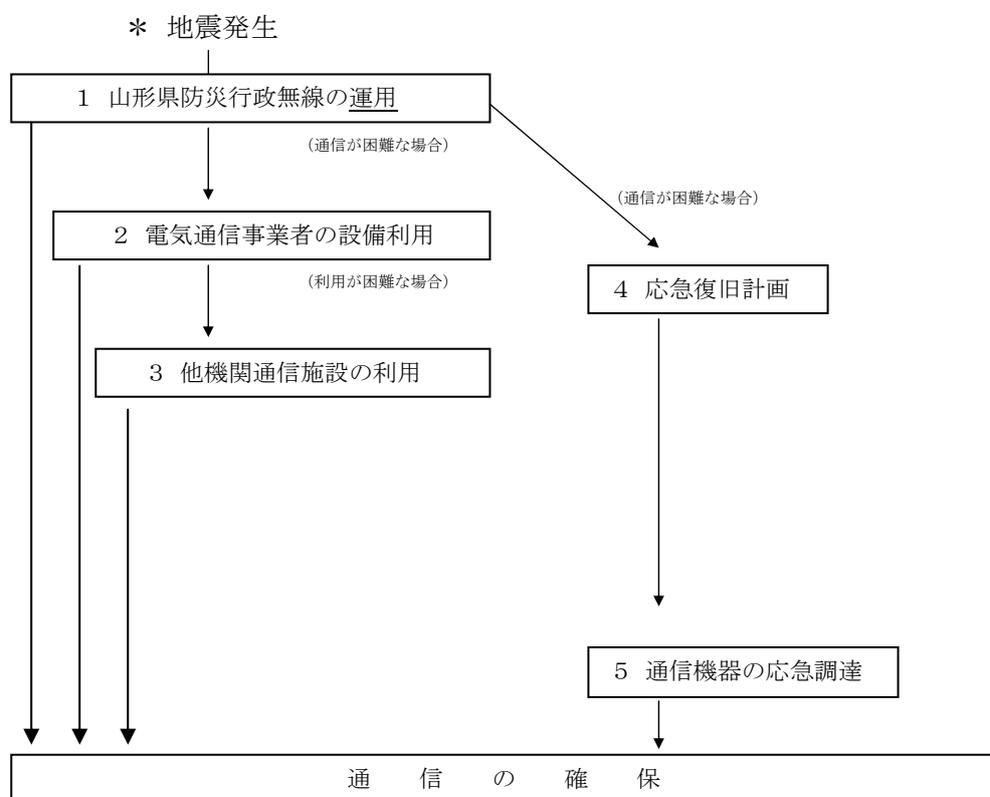
第2章 情報収集伝達関係

第1節 通信計画

1 計画の概要

災害応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

2 通信計画フロー



3 防災通信施設の運用体系

(1) 通信手段の概要

- ア 県防災行政無線 県関係機関、市町村・消防及び県内防災関係機関、消防庁及び地域衛星通信ネットワークに加入している都道府県等との連絡
- イ 消防防災無線 消防庁及び都道府県防災担当課との連絡
- ウ 国土交通省多重無線回線 国土交通省関係機関、県土整備部及び総合支庁建設部等との連絡
- エ 中央防災無線 内閣府等中央省庁間の連絡
(緊急連絡用回線)
- オ 電気通信事業者設備 NTT加入電話、災害時優先電話及び衛星携帯電話等

(2) 通信手段の運用順位

- ア 災害発生時には、県防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。
- イ 県防災行政無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び国土交通省多重無線回線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。
- ウ 県防災行政無線に加え、電気通信事業者設備や国土交通省多重無線も使用不能となった場合は、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用、又は(社)アマチュア無線連盟山形県支部への応援要請により通信を確保する。

4 災害発生時の通信連絡

(1) 県防災行政無線の運用

県（危機管理課）は、災害発生時に情報の収集、伝達を迅速かつ円滑に行うため、「山形県防災行政無線運用規程」に基づき、必要により通信統制を行う。

ア 回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ 通話統制

任意の話中回線に緊急割込み通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

ウ 直通回線の設定

県本部と県支部との間に直通回線（ホットライン）を設定する。

(2) 電気通信事業者の設備__利用

ア 災害時優先電話の使用

災害発生時には輻輳等による通信障害が予想されるため、防災関係機関は、あらかじめ東日本電信電話株式会社等に申請を行い承諾を得た災害時優先電話を活用する。

イ 衛星携帯電話の使用

加入電話が使用不能となった場合は、県（危機管理課）及び各総合支庁等に設置した衛星携帯電話を活用する。

(3) 他機関の通信施設の利用

ア 県、市町村、水防機関、山形地方気象台及び日本赤十字社山形県支部は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第23条又は災害救助法第28条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、市町村、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、酒田海上保安部、山形地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。

イ 知事は、市町村からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

ウ 県、市町村及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

エ 県、市町村及び防災関係機関は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

オ 県は、必要に応じ、「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき、被災地や避難場所

等との連絡について、アマチュア無線連盟山形県支部に対して協力を要請する。その際、アマチュア無線がボランティアであることに配慮する。

5 通信施設の被害対応

(1) 県防災行政無線の応急復旧計画

県（危機管理課）は、県防災行政無線の疎通状況の監視及び機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。

(2) 通信機器の応急調達

県、市町村等の防災関係機関は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

第2節 津波警報・地震情報等伝達計画

1 計画の概要

地震や津波による被害を最小限にとどめるため、国、県、市町村及び放送機関等の防災関係機関が、「津波警報・注意報」、「地震・津波情報」及び「津波予報」（以下、津波警報等という。）を、迅速かつ正確に沿岸住民、海水浴客及び漁港・港湾関係者等に伝達するための方法について定める。

2 津波警報等

(1) 津波警報等の発表

山形県に関わる津波警報等は、気象業務法第15条に基づき、気象庁_から発表され、山形地方気象台を経由して、山形県、関係機関、市町村及び住民へと伝達されるが、その流れは次のとおりである(別図 津波警報・情報及び地震情報等の発表の流れを参照のこと)。

ア (3)に掲げる「津波警報・注意報」が発表された場合、(4)に掲げる「津波情報」で津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが適宜発表される。

なお、津波警報等は、報道機関によりテレビ等で放送されることにも留意する必要がある。

イ 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、(5)に掲げる内容が「津波予報」で発表される。

ウ 「地震情報」は、震度3以上を観測した場合、(6)に掲げる情報のうち「震度速報」が2分以内に発表され、その後「震源に関する情報」等が順次発表される。

エ 山形地方気象台は、地震発生後、大雨により土砂災害の発生が懸念される場合、大雨注意報・警報基準を変更することがある。

(2) 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。

(3) 津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合に、津波警報（大津波、津波）または津波注意報が発表される。

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波 予想される津波の高さが高いところで3 m以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒して下さい。	10 m以上、8 m、6 m、4 m、3 m
	津波 予想される津波の高さが高いところで1 m以上3 m未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒して下さい。	2 m、1 m

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意して下さい。	0.5m
-------	-----------------------------------	-----------------------------------	------

注)1：津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(4) 津波情報の種類

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(5) 津波予報の内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想された時(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(6) 地震情報の種類と内容

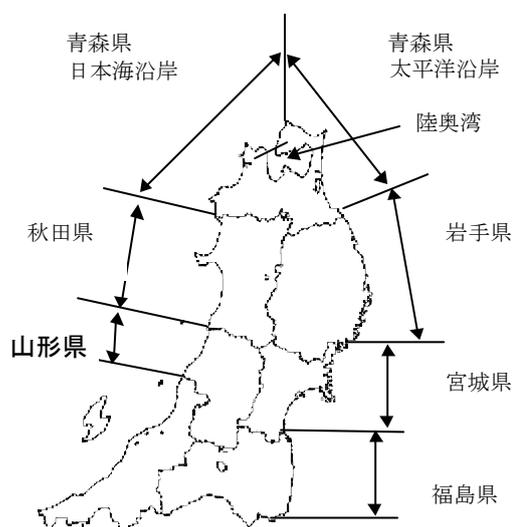
種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。

震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(7) 山形県の津波予報区及び地震情報に用いる地域名称

ア 津波予報区図

東北地方における津波予報区は次の図のとおりとなっており、山形県が属する津波予報区の名称は「山形県」である。



イ 地震情報に用いる地域名称

山形県における地震情報に用いる震度の地域名称の区分は図のとおりである。



3 津波警報等の伝達

山形地方气象台、県、県警察本部、市町村及び防災関係機関は、「津波警報等」については別図「津波警報・情報及び地震情報等の伝達経路図」により伝達する。

(1) 山形地方气象台

山形地方气象台は、気象庁が発表した「津波警報等」をNTT専用回線を利用した防災情報提供システム等により県、県警察本部、放送機関、酒田海上保安部及びその他の防災関係機関へ伝達する。

なお、全国瞬時警報システムを設置している機関は、気象庁から消防庁を經由し、伝達を受けることもできる。

(2) 県

県は伝達された「津波警報等」を、県防災行政無線により速やかに沿岸市町、沿岸消防本部及び庄内総合支庁に伝達する。

また、これらの機関に加え、関係する市町村、消防本部及び総合支庁へも伝達する。

(3) 県警察本部

県警察本部は、伝達された「津波警報等」を、警察用通信回線等により速やかに沿岸の警察

署、交番・駐在所及び沿岸市町へ伝達する。

また、これらの機関に加え、関係警察署、関係交番・駐在所及び関係市町村へも伝達する。

(4) 市町村及び消防本部

市町村及び消防本部は、伝達された「津波警報等」を、同報系防災行政無線、緊急速報メール、サイレン吹鳴装置及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

(5) 放送機関

放送機関は、伝達された「津波警報等」を、テレビ及びラジオにより速やかに放送し、住民に周知する。

(6) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、伝達された「津波警報等」を、必要に応じ速やかに関係船舶代理店・漁協支所等海事関係者にFネット（NTT公衆回線）で伝達するほか、巡視船艇により周知する。また、第二管区海上保安本部は、無線電話等により船舶に周知する。

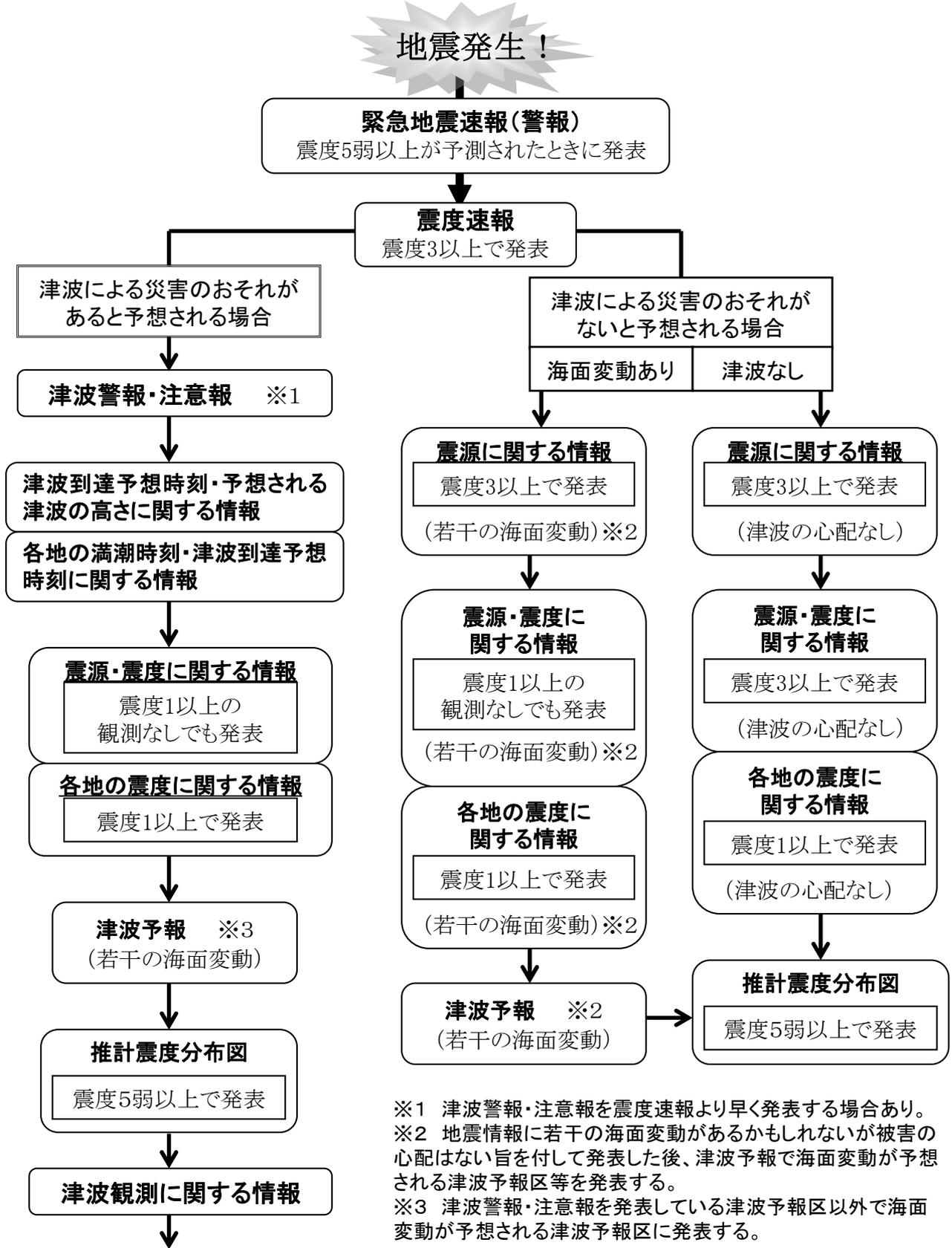
(7) 県庄内総合支庁水産課

県庄内総合支庁水産課は、伝達された「津波警報等」を、速やかに航海中・入港中の漁船等に周知する。

(8) その他の防災機関

その他の防災機関は、伝達された「津波警報等」を、速やかに関係所属機関へ伝達する。

津波警報・情報及び地震情報等の発表の流れ

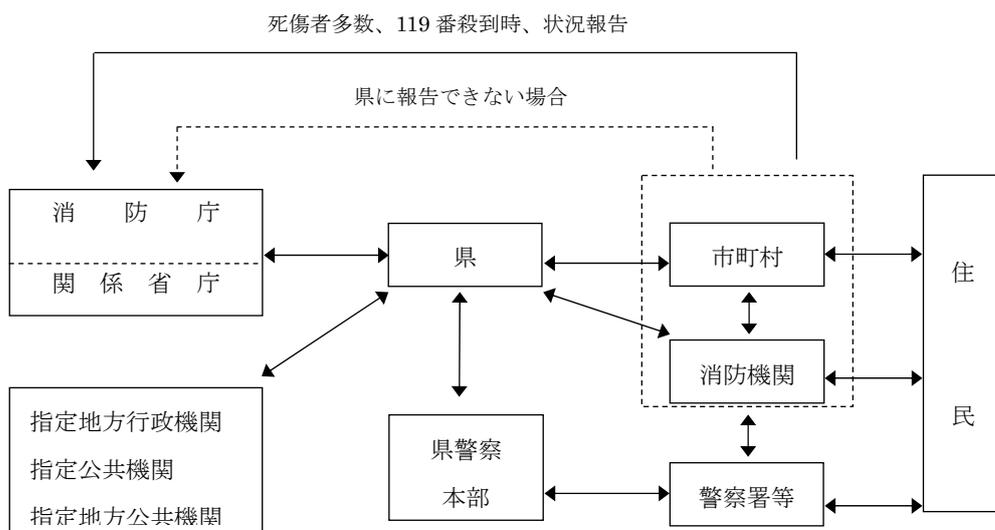


第3節 災害情報の収集・伝達計画

1 計画の概要

地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

2 災害情報収集・伝達計画フロー



3 被害状況等情報収集活動の概要

防災関係機関は、次により、被害状況等を把握するため情報収集活動を実施する。

なお、ヘリコプターによる情報収集は、県、県警本部、自衛隊及び第二管区海上保安本部が状況に応じ連携して実施する。

(1) 市町村

ア 災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領及び実施方法等を定めるとともに、全体の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。

イ 消防機関と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、管内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。

(2) 県

被災地の市町村及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。また、必要に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空から被災状況を調査する。

(3) 県警察本部

警察署、交番・駐在所、パトロールカー及び警察ヘリコプター等を通じて被災地の情報を収集する。

(4) 酒田海上保安部

必要に応じ巡視船艇、航空機等により海域部及び沿岸部の被害調査にあたりるとともに、関係機関等から情報の収集に努める。

(5) 自衛隊

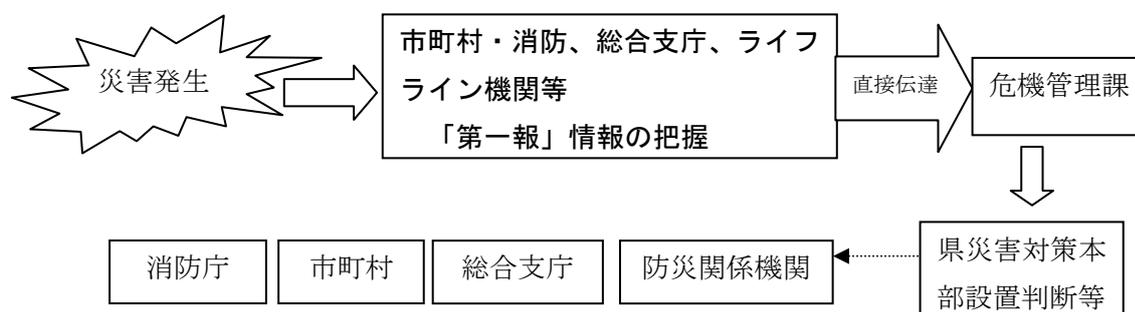
震度5弱以上の大規模な地震が発生した場合、自衛隊は情報収集活動を行う。

4 災害発生直後の情報収集・伝達

(1) 県本部（危機管理課）への「第一報」情報等の提供

県内で、大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、各防災関係機関は直ちに県本部（危機管理課）へ情報を提供するものとする。（大きな状況変化時と同じ。）

ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合



イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 各機関における情報収集・伝達

ア 市町村

(ア) 市町村は、震度4以上の地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、津波及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、県本部（危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途絶等により県本部（危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

(イ) 市町村（消防機関を含む）は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

イ 県

(ア) 県支部（総合支庁）及び関係出先機関は、管内の市町村及び防災関係機関と緊密に連携して災害情報の収集に努め、その情報をとりまとめて県に報告する。

(イ) 県は、これらの情報及び直接受信した情報を総合的に整理・分析し、その被害状況をとりまとめるとともに、必要に応じ、調査班を派遣し現地調査を行う。

(ウ) 県は、必要に応じ、第3編第1章第4節「自衛隊災害派遣計画」に基づき、自衛隊に

対し航空機等による被害状況の把握を要請する。

- (エ) 県本部（危機管理課）は、とりまとめた被害状況を総務省消防庁に報告するとともに、関係機関に報告又は通報する。

なお、発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

また、各部局は、必要に応じて所管事項に関する災害情報等を関係省庁へ報告する。

(3) 防災関係機関

防災関係機関は、災害情報の収集・報告に係る責任者を定める。災害が発生した場合には、把握した被害情報を、関係機関へ迅速に報告又は通報する。特に医療機関では、被害状況及び急患受け入れの可否等の情報を、最寄りの消防署に迅速に連絡する。

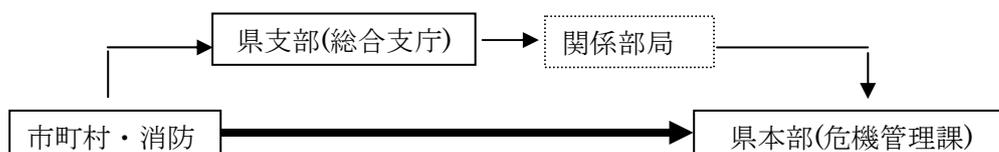
5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

(1) 県本部（危機管理課）への直接の情報伝達等

県本部において、迅速に被害状況を把握し応急対策を決定していくため、災害対策本部活動期間を通して、次のとおり情報提供（防災情報システム及び電話またはFAXによる）を行うものとする。なお、図中の太矢印は主要な情報の伝達ルートを示す。

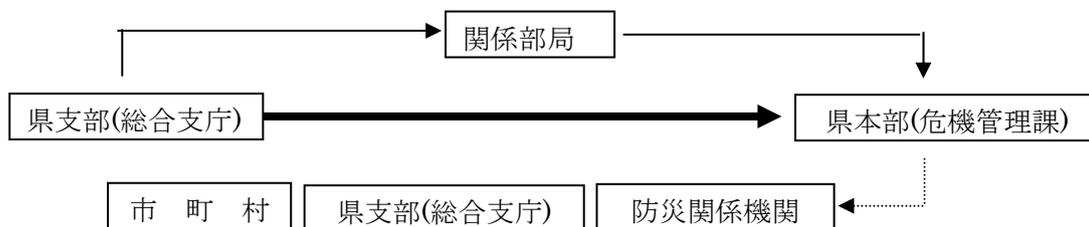
ア 市町村・消防が次の情報を把握した場合

人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、市町村管理の庁舎、公の施設、市町村立福祉施設・保育所、市町村管理の土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る被害



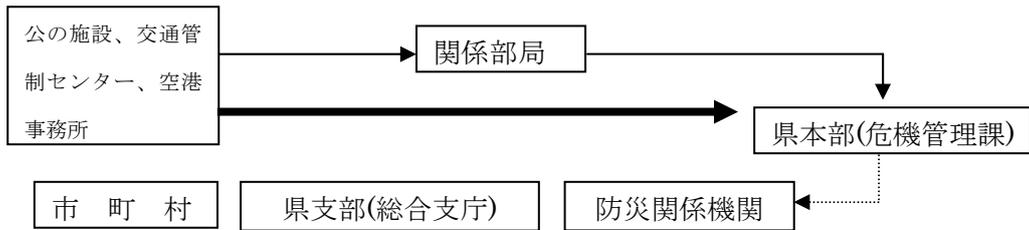
イ 県支部（各総合支庁（分庁舎を含む））が次の情報を把握した場合

総合支庁庁舎、病院、県所管の農林水産施設、商工関係機関・施設（マニュアルで総合支庁の役割としている部分）、土木施設及び廃棄物施設等に係る被害、その他県支部（総合支庁）に属する施設



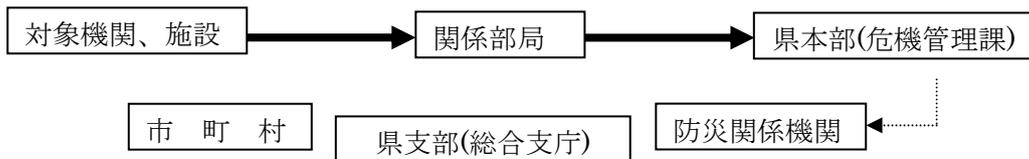
ウ 県の機関（公の施設、空港事務所、交通管制センター）が次の情報を把握した場合

公の施設（県民会館、県郷土館、遊学館等）に係る被害、交通規制（道路、空港）状況



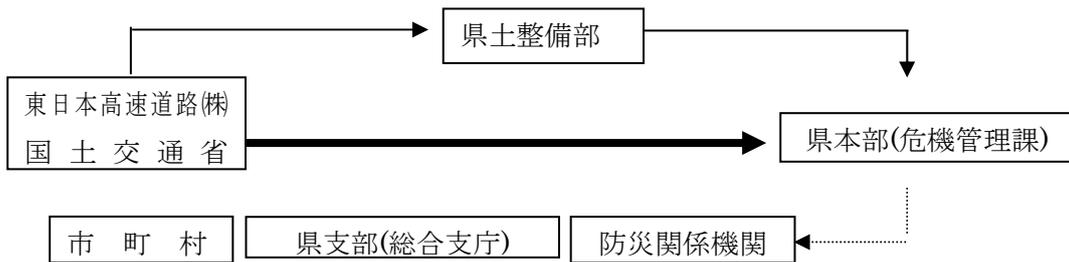
エ 県の関係部局が次の情報を把握した場合

公立・私立教育機関全般、県立病院、県立福祉施設、県企業局が把握した所管施設、商工関係機関・施設、その他県の出先機関に係る被害 等



オ 国の機関が所管に係る次の情報を把握した場合

高速道路、国道、国直轄管理土木施設に係る被害



カ ライフライン機関、鉄道事業者が次の情報を把握した場合

電話、電力、ガス、鉄道に係る被害



(2) 各機関における活動

ア 市町村

- (ア) 県出先機関及びその他の関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。
- (イ) 把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について県支部(総合支庁)を通じて県本部(危機管理課)に報告する。

- (ウ) 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

イ 県

- (ア) 被災地の県出先機関は、管内の市町村等と協力して、所管事項に関する被害状況や応急対策の実施状況を各部局所管課へ報告する。
- (イ) 各部局主幹課は、所管事項に関する被災状況及び応急対策実施状況をとりまとめ、県本部（危機管理課）へ報告する。
- (ウ) 県支部（総合支庁）は、市町村から報告された災害情報を、県本部（危機管理課）へ報告する。
- (エ) 中央省庁への報告
 - a 県本部（危機管理課）は、とりまとめた被害状況を総務省消防庁に報告する。
 - b 県本部（危機管理課）及び各部局は、県が実施する応急対策活動の実施状況等を被災市町村等に連絡する。
 - c 各部局は、必要に応じ、所管事項に関する詳細な被害情報及び応急対策活動の実施状況等を関係省庁へ報告する。
 - d 国が非常災害対策本部等を設置した場合は、各部局は関係省庁を通じて非常災害対策本部等へ応急対策の実施状況等を随時報告する。

ウ 県警察本部

- (ア) 警察署、交番・駐在所、パトロールカー及び県警ヘリコプターからの報告に基づき被害状況を把握する。
- (イ) 把握した被害情報や警備、救助に関する活動状況等を県本部（危機管理課）及び関係機関に連絡する。
- (ウ) 交通規制を実施した場合は、県、市町村及び関係機関へ連絡するとともに、ラジオ、テレビ及び交通情報板等を通じて周知徹底を図る。

エ 酒田海上保安部

海上、沿岸部における被害状況及び応急対策実施状況等について、必要に応じ、県本部（危機管理課）及び関係機関へ連絡する。また、海上における警戒区域を設定した場合は、直ちに最寄りの市町にその旨を通知するとともに、船舶等に対し無線電話等及び巡視船艇等により周知する。

オ 医療機関

被災状況及び急患受入れ可否等の情報を、保健所を経由して県（健康福祉企画課）に報告する。

6 防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

7 被害関連情報の発信

県は、収集された災害関連情報等を集約し、市町村、自衛隊、ライフライン・公共交通機関及びその他の災害応急対策に関わる防災関係機関に随時伝達する（報道機関に対する報道要請は、「第4節広報計画」による。）。

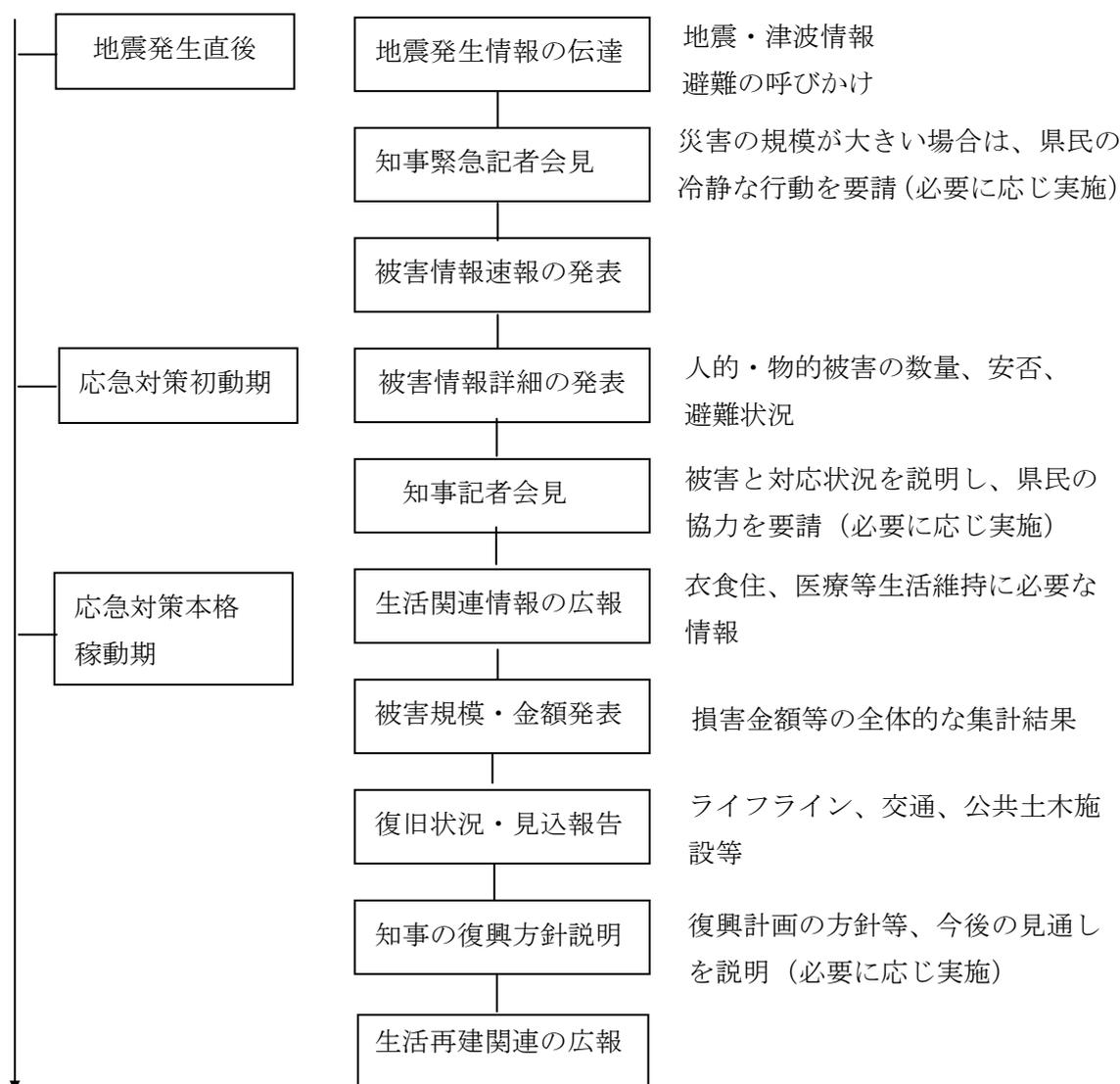
第4節 広報計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、県、市町村、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

2 広報計画フロー

*地震発生



3 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的

な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

4 広報活動における各機関の役割分担

防災関係機関は、次により役割を分担して広報活動を行う。

(1) 市町村

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (イ) 自治会、町内会等を通じた情報伝達
- (ウ) 住民相談所の開設
- (エ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- (オ) 有線放送、地域防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 安否情報
- (イ) 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- (ウ) 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- (エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- (オ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 県

ア 役割

被災地内、被災地外の県域及び県外への情報発信を行う。

イ 手段

- (ア) 報道機関への報道依頼

a 記者会見

県は、甚大な被害が発生した場合は、速やかに知事等の緊急記者会見を行い、被害状況、県の対応状況について県民に情報提供し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。

b 情報提供及び取材対応

(a) 県は、記者会見場を設ける。場合によって、報道機関への情報提供の場及び取材等対応の場となるプレスセンターを設ける。

(b) 県は、収集した被害状況の集約結果を定期的に報道機関に発表するが、状況により必要な都度提供する。

(ア) 「災害対策基本法第57条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づく報道機関への報道要請

(イ) 報道機関への報道要請

(ウ) 総合的相談窓口の開設

(エ) 緊急速報メール及びインターネットの活用（県ホームページ、携帯サイト、ツイッター）

(オ) 県政広報番組等の活用

ウ 項目

(ア) 地震津波情報

(イ) 安否情報

(ウ) 県の出先機関、市町村及びその他防災関係機関から報告された被害状況

(エ) 国、県及び市町村等公的機関の災害対応に関する情報

(オ) その他広域的な把握を必要とする情報

(3) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道及び電気通信事業者）

ア 役割

被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

(ア) 広報車による呼びかけ及び印刷物の配布・掲示

(イ) 利用者相談窓口の開設

(ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）

(エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

(ア) 被災区域及び被害状況

(イ) 設備が使用可能な場合は、使用上の注意

(ウ) 復旧の状況及び見込み

(4) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

(ア) 乗降場での印刷物の掲示

(イ) 場内、車内及び船内等での放送

(ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）

(エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

(ア) 不通区間及び運行状況

(イ) 復旧の状況及び見込み

(5) 警察

ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。

イ 手段

- (ア) パトロールカーによる広報
- (イ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）

ウ 項目

- (ア) 被災者に関する情報
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 通行の可否、交通規制及び渋滞等の交通情報
- (6) その他の行政機関
住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。

5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計画に基づいて、速やかに災害に関する報道又は通信を行う。

- (1) 県は、緊急を要しかつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、「災害対策基本法第57条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 市町村は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (3) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

<各放送機関の連絡先>

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送（YBC）	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
		023-622-6161(夜間電話)	
山形テレビ（YTS）	山形市城西町 5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
テレビユー山形(TUY)	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	023-624 8372
さくらんぼテレビジョン(SAY)	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-625-0804	023-625-0805

6 地震発生後の各段階における広報

- (1) 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）
 - ア 山形地方気象台は、気象庁及び県の観測した地震データを、各放送機関に防災情報提供装置等で速やかに配信する。
 - イ 放送機関は、配信された地震情報を速やかに放送する。
 - ウ 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。
 - エ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。
- (2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）
 - ア 市町村の広報事項
 - (ア) 安否情報

- (イ) 住民に対する避難勧告等
 - (ウ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
 - (エ) 避難所の開設状況
- イ 県の広報事項
- (ア) 安否情報
 - (イ) 人身、家屋及び公共施設等の被害並びに住民の避難状況
 - (ウ) 公共土木施設、農業土木施設の被害状況
 - (エ) 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者・人工透析患者等受け入れの可否の情報
 - (オ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報
 - (カ) 各種相談窓口に関する情報
- ウ 県警察の広報事項
- (ア) 住民に対する避難勧告等
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 被災者に関する情報
 - (エ) 交通規制に関する情報
- エ ライフライン関係機関
- (ア) 被災による使用不能状況
 - (イ) 使用可能な設備については、使用上の注意
- オ 公共交通機関
- (ア) 不通区間及び運休状況
 - (イ) 臨時ダイヤの運行状況
- (3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）
- ア 市町村の広報事項
- (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
 - (イ) 小中学校の授業再開予定
 - (ウ) 被害認定・罹災証明の発行
 - (エ) 応急仮設住宅等への入居に関する情報
- イ 県の広報事項
- (ア) 概算被害額
 - (イ) 公共土木施設等の復旧状況及び見込み
 - (ウ) 医薬品、生活必需品等の供給見込み
 - (エ) 救援物資、ボランティアの受け入れに関する情報
- ウ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項
- (ア) 復旧見込み
 - (イ) 災害発生時の特例措置の実施状況
- (4) 復旧対策期
- ア 市町村の広報事項
- (ア) 罹災証明の発行
 - (イ) 生活再建資金の貸し付け
 - (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - (エ) その他生活再建に関する情報

7 安否情報の提供

- (1) 市町村は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。
なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。
- (2) 県は、死亡者の情報を報道機関を通して公表する。
- (3) 通信事業者は、地震災害により通信設備が被害を受け電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を開設する。

8 広報活動実施上の留意点

- (1) 市町村は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。
- (2) 県及び市町村は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語並びに外国語及びやさしい日本語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 県及び市町村は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

9 広聴活動

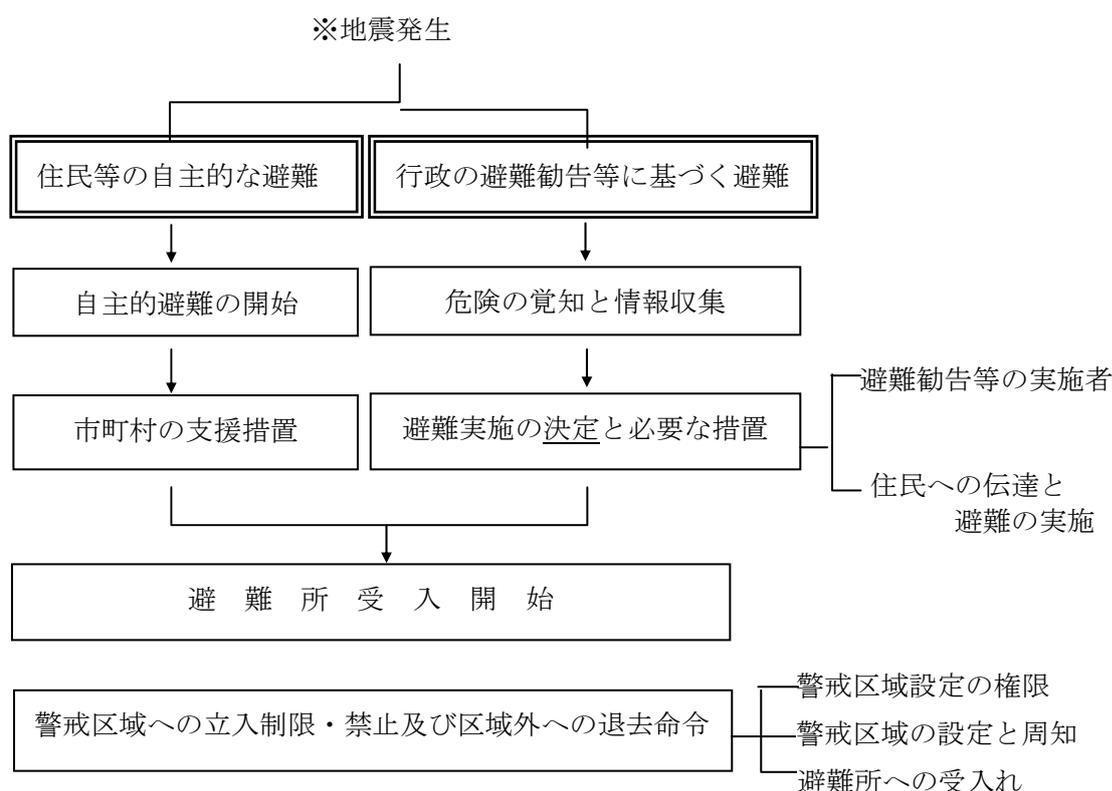
- (1) 市町村は、被災者のための住民相談所を設置するとともに、自主防災組織及び自治組織からの相談等に対応する。
- (2) 県は、通常の県民相談窓口に加えて、災害対応の総合的相談窓口を設置するとともに、市町村の行う広聴活動を支援する。なお、総合的相談窓口には、東日本電信電話株式会社に要請して専用電話を設置し、報道機関を通じてその電話番号を県民に周知する。
- (3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

第3章 避難計画

1 計画の概要

地震に伴う津波や二次災害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに市町村及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難勧告・指示応急対策フロー



3 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市町村へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の災害時要援護者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 市町村の支援措置

市町村は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに収容できるようにしておく。

4 行政の勧告又は指示に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

ア 県、市町村及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難勧告・指示を適切なタイミングで発令するよう留意する。

イ 県及び市町村は、余震による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。

また、災害発生のおそれがある場合は速やかに避難対策を実施するものとする。

ウ 土砂災害防止法第26条、第27条及び第29条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切な避難指示等の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市町村に提供する。市町村は、その情報を基に速やかに避難指示等を実施するものとする。

エ 沿岸市町、消防機関は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合若しくは津波警報・注意報が発表された場合等において、必要があると認める場合は、速やかに避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示を発令し、県警察と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア 避難勧告等の実施者

避難勧告、避難指示は、法第60条に基づき、原則として市町村長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難勧告及び指示	市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの勧告 ・ 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 (法第 60 条) <p>(報告) 市町村長→知事</p>
	知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの勧告 ・ 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 →市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示 (法第 60 条)
避難の指示等	警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市町村長から要求があった場合 (法第 61 条) <p>(通知) (報告) 警察官→市町村長→知事</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第 4 条) <p>(報告) 警察官→公安委員会</p>
	海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市町村長から要求があった場合 (法第 61 条) <p>(通知) (報告) 海上保安官→市町村長→知事</p>
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第 4 条」による避難等の措置 (自衛隊法第 94 条) <p>(報告) 自衛官→防衛大臣の指定する者 (第 6 師団長等)</p>

イ 住民等への伝達と避難の実施

(ア) 避難の勧告又は指示の内容

- a 要避難対象地域
- b 避難理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等

(イ) 避難の広報

- a 関係機関は、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ・ラジオ及び緊急速報メール等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速に周知・徹底する。
- b 市町村は、災害時要援護者への勧告又は指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 沿岸市町は、津波警報・注意報が発表されたときや、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、必要と認める場合、海浜にいる者及び海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

(ウ) 避難誘導

市町村、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、災害時要援護者の避難誘導等が災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- a 市町村は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関の協力を得て、あらかじめ指定している避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。
また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。
- b 消防機関は、避難の勧告又は指示等が出された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市町村及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。
- c 県警察は避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。
- d 沿岸市町は、海浜にいる者及び海岸付近の住民に避難するよう勧告又は指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織により速やかに避難誘導を行うものとする。

海岸付近の住民等は、津波警報・注意報が発表されたときや、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、あらかじめ指定された避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や高齢者の避難を互いに協力して行うものとする。

(エ) 避難路の安全確保

市町村長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請

する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、市町村長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。 (法第 63 条)。
	警察官	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(法第 63 条)
	海上保安官	
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市町村長又は市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。(法第 63 条)
火 災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定(消防法第 23 条の 2)
	消防職員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定(消防法第 28 条)
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。 (消防法第 28 条)
水 災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定(水防法第 21 条)
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(水防法第 21 条)

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官、海上保安官又は自衛官が、市町村長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

市町村長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設しこれらの者を受入れる。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

県、市町村及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供できるよう努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

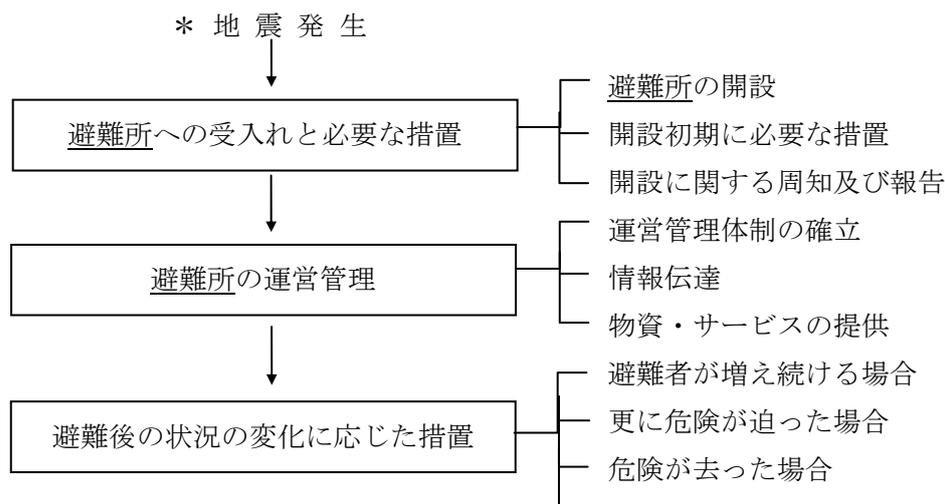
県、市町村及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供できるよう努める。

第4章 避難所運営計画

1 計画の概要

地震により災害が発生した場合に、市町村が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 避難所運営計画フロー



3 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

市町村は、住民に避難を勧告又は指示した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに市町村職員を避難所に派遣し、円滑な運営に努める。施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の災害時要援護者のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所等の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は厚生労働大臣の同意を得たうえで期間を定める。)をとる必要がある。

(2) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

市町村は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳(男女別・年齢別等)を把握する。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに

来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

市町村は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

市町村は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

- (ア) 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）
- (イ) 毛布
- (ウ) 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）
- (エ) 医薬品
- (オ) 生理用品
- (カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- (キ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）
- (ク) 飲料水

エ 通信手段の確保

市町村は、避難所と市役所又は町村役場等との通信手段を確保する。

(3) 開設に関する周知及び報告

市町村は、速やかに地元警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 開設箇所数及び避難所の名称
- ウ 避難者数

4 避難所の運営管理

市町村は、避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 運営管理体制の確立

市町村は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

市町村は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。

また、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

(3) 物資・サービス等の提供

市町村は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努

める。

5 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市町村は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の収容可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、当該市町村の避難所だけでは不足する場合、又は要援護者を当該市町村以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

市町村は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び県警察等に避難者移動用の車両、舟艇及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難場所等へ再避難させる。また、県は、必要に応じ自衛隊に協力を要請する。

(3) 危険が去った場合

市町村は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難勧告・指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次市町村に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

6 避難所運営に係る留意点

(1) 市町村等のとるべき措置

市町村は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の処遇について十分に配慮する。また、県は、市町村を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ア 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）

の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

イ 衛生、給食及び給水等対策

- (ア) 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- (イ) 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- (ウ) トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

エ 災害時要援護者に配慮した運営、環境整備

- (ア) 掲示板、チラシ、通訳者の配置等災害時要援護者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- (イ) 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- (ウ) 施設のバリアフリー化を図るとともに、災害時要援護者専用スペースの確保について配慮する。
- (エ) 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

オ 男女のニーズの違いに配慮

市町村は、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

カ 各機関への協力要請

市町村は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、栄養士会及びボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。

(2) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

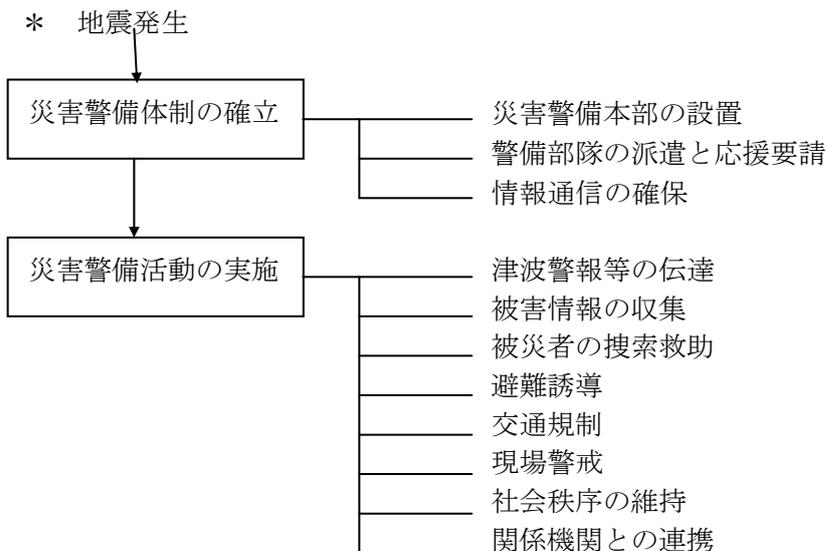
- ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

第5章 災害警備計画

1 計画の概要

震災発生時において、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察が行う災害警備活動について定める。

2 災害警備計画フロー



3 災害警備体制の確立

(1) 災害警備本部の設置

県警察は、大規模な地震が発生した場合、警察本部に災害警備本部を設置するとともに、被災地を管轄する警察署に現地災害警備本部を設置して災害警備活動を行う。

(2) 警備部隊の派遣と応援要請

県警察は、災害警備活動に必要な警備部隊を現地災害警備本部に派遣するとともに、警備要員及び災害装備資機材が不足する場合は、広域緊急援助隊並びに警備車両、警備艇及び警察ヘリコプター等の応援要請を行う。

(3) 情報通信の確保

地震発生後、速やかに通信手段の機能を確認し、災害警備に必要な警察通信の機能を確保する。

4 災害警備活動の実施

(1) 津波警報等の伝達

警察本部並びに酒田、鶴岡の各警察署は、気象庁から発表される津波警報等に基づき、関係市町、沿岸住民及び沿岸利用者に津波警報等を伝達する。

(2) 被害情報の収集

大規模な地震が発生した場合、管内の警察職員は自主参集するとともに、被害状況の把握に努める。

また、県警察航空隊は、地震による被害の発生が予想される場合は、ヘリコプターにより上

空から被害情報の収集にあたる。

(3) 被災者の捜索救助

倒壊家屋等による被災者の救助活動は、他の警察活動に優先して行うとともに、被害の規模が大規模かつ広範囲な場合は、消防機関及び自衛隊等と連携し、被災者の救助及び行方不明者の捜索活動にあたる。

なお、被災者のうち死者については、実況見分、検視等により身元を確認し、遺族に引き渡す。

(4) 避難誘導

警察官は、災害現場で活動中に、二次災害が発生する危険箇所を把握した場合は、市町村災害対策本部に通報して避難勧告の発令を促すとともに、被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(5) 交通規制

本編第11章第2節「道路交通計画」により、交通規制を実施する。

(6) 現場警戒

現地災害警備本部は、被災地における犯罪、混乱及びトラブル等を防止するため、被災地域及びその周辺におけるパトロールを強化し、混乱の早期回復等秩序の維持に努める。

(7) 社会秩序の維持

現地災害警備本部は、被災者の不安を和らげるため、定期的に避難所等の巡回を行うほか、地域住民等の生活に必要な情報収集を行い、被災者に対する地域安全情報の提供及び相談所の開設等に努める。

また、災害に便乗した犯罪の取締り被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(8) 関係機関等との連携

ア 県・市町村（災害対策本部）

県警察は、県及び市町村災害対策本部と、被災情報、警備状況等に関する情報の相互連絡を行う。

イ 消防機関

県警察は、火災現場で消防機関が行う消防警戒区域の設定に援助するとともに、相互に連携して被災者の迅速な捜索、救助活動を行う。

ウ 自衛隊

県警察は、必要に応じて、災害派遣に従事する自衛隊車両の先導を行うとともに、被災者の迅速な捜索、救助活動を行うため相互に情報交換を行う。

エ 酒田海上保安部

県警察は、日本海沿岸における被災者の捜索、救助活動について相互に協力する。

オ 関係団体

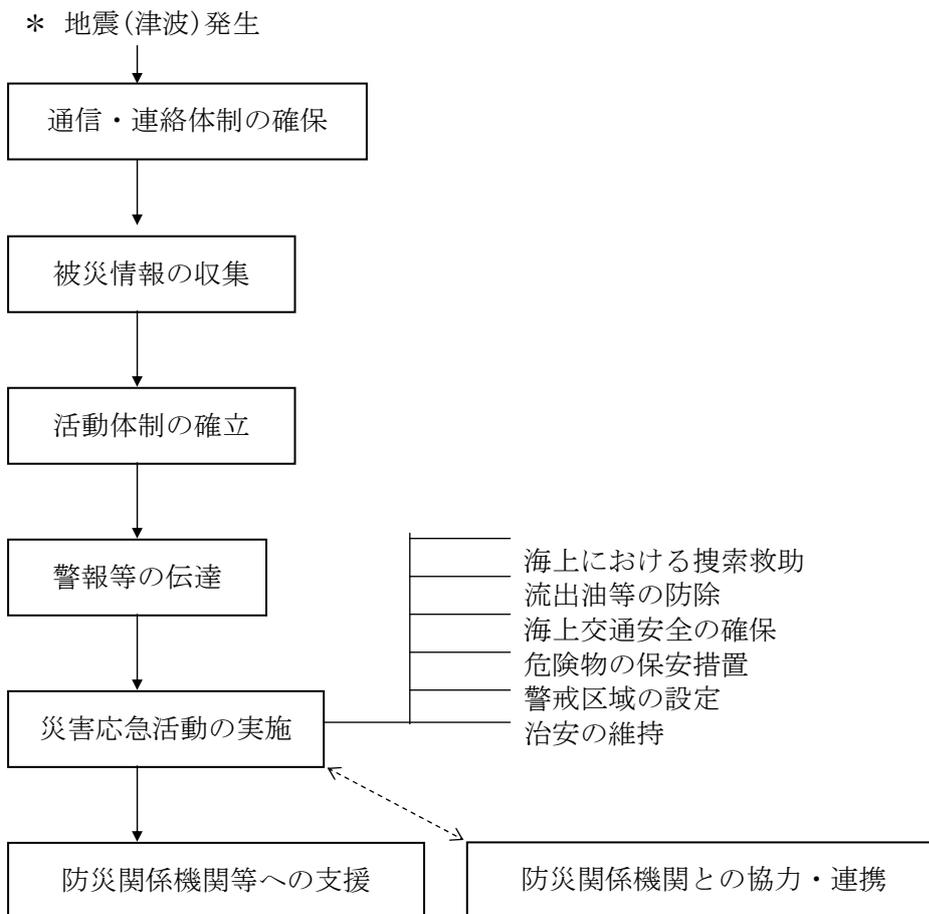
県警察は、大規模な地震による災害が発生した場合に、交通整理誘導等に必要な要員が不足する場合は、社団法人山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力要請を行う。

第6章 海上災害応急計画

1 計画の概要

津波等により発生が予想される多数の人身事故及び船舶海難、大量の油又は有害液体物質等の流出並びに沿岸又は海上における火災等の海上災害に、迅速かつ的確に対応するために、酒田海上保安部が防災関係機関と連携・協力して実施する災害応急対策について定める。

2 海上災害応急計画フロー



3 通信・連絡体制の確保

酒田海上保安部は、必要に応じ、巡視船艇を含めた応急通信系設備を確保するとともに、県、市町、県警察及び消防機関等に職員を派遣し、連絡体制の確保に努める。

4 被災情報の収集

酒田海上保安部は、震度6弱以上（庄内地域は震度5強以上）の地震が発生したとき、津波警報又は津波注意報が発表されたとき、その他必要と認めるときは、巡視船艇、航空機等を活用し、関係機関等と密接な連絡をとりながら、次の事項に関し積極的な情報収集活動を実施する。また、収集した情報は、県災害対策本部（災害対策本部が未設置のときは危機管理課）及び関係機関へ

通報する。

- (1) 海上及び沿岸部における被災状況
 - ア 被災地周辺における船舶交通及び漂流物等の状況
 - イ 船舶、海洋施設、港湾施設及び石油コンビナート等の被災状況
 - ウ 流出油等の状況
 - エ 水路及び航路標識の異状の有無
 - オ 港湾等における避難者の状況
- (2) 陸上における被災状況（海上及び沿岸部における情報収集や災害応急対策に支障をきたさない範囲で情報収集活動を行う。）
- (3) 震源地付近海域における海底地形変動等の状況

5 活動体制の確立

酒田海上保安部は、必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等活動体制を確立する。
また、災害応急対策に必要な資機材を確保する。

被害の規模により必要と認められる場合は、第二管区海上保安本部に対して巡視船艇、航空機等の派遣を要請する。

6 警報等の伝達

酒田海上保安部は、必要に応じ、次により警報等の伝達を行う。

- (1) 津波警報等の通知を受けたときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知するとともに、海事関係者にも周知する。
- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知したとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、水路通報により船舶等に対し周知する。
- (3) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれがある事態の発生を覚知したときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回を行う等により、船舶等に対し周知する。

7 災害応急活動の実施

酒田海上保安部は、次に掲げる災害応急対策活動を行う。

- (1) 海上における捜索救助
 - ア 船舶の海難や人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により捜索救助を行う。
 - イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。
 - ウ 危険物が海上に排出されたときは、その周辺海域を厳重に警戒し、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
 - エ 救助・捜索活動に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。
- (2) 流出油等の防除等
 - ア 大量の油等が流出（沿岸に漂着した油等を含む）したときは、防除措置を講ずべき者が行う作業を効果的なものとするため、巡視船艇や航空機等により、流出油等の状況及び防除作業

の実施状況等を総合的に把握し、作業分担や作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 防除措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急防除措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 関係機関及び事業所等が実施すべき流出油等の防除措置は次のとおりである。

- (ア) 防除対策推進のための組織体制整備
- (イ) オイルフェンス、吸着材及び処理剤等の油防除資材の調達
- (ウ) 防除作業の実施、援助及び協力

(3) 海上交通安全の確保

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理及び指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう配慮する。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況及び関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要な情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。

(4) 危険物の保安措置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(5) 警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条第1項及び第2項に基づいて警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。また、警戒区域を設定したときは、最寄りの市町長にその旨通知を行う。

(6) 治安の維持

ア 情報収集に努めるとともに、必要に応じ、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う

イ 巡視船艇等により、警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒を行う。

8 防災関係機関等への支援

(1) 防災関係機関への支援

酒田海上保安部は、負傷者、避難者、救急・救助要員及び医師等の人員並びに必要な資機材、飲料水、食糧、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について、防災関係機関等から要請があったとき、又は必要と認めるときは、巡視船艇又は航空機等により緊急輸送を行う。

また、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲で、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等を支援するほか、医療活動の場所又は災害応急対策従事者に対する宿泊場所として、巡視船の提供等を行う。

(2) 被災者への物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して、次の海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。

ア 無償貸付物品

被服、寝具、修理工具、曳航器具及び海上災害救助のため特に必要なその他の生活必需品並びに機械器具

イ 譲与物品

食糧、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料並びにその他の救じゅつ品（消耗品に限る。）

9 防災関係機関との協力・連携

酒田海上保安部、県・市町、県警察、消防機関及び自衛隊等は連携を密にして相互に協力し、災害応急対策を効果的に実施する。

(1) 県・市町

ア 被災状況、避難の必要性及び避難者の動向等について、情報交換を密接に行う。

イ 港湾及び漁港の管理者は、酒田海上保安部等関係機関と協力し、港湾区及び漁港区域内での流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。

ウ 緊急海上輸送等の支援を必要とする場合は、速かに酒田海上保安部に要請する。

エ ① 港湾管理者は、水路の水深に異状が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

② 港湾管理者は、航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。

(2) 県警察

ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。

イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導にあたる。

(3) 消防機関

ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。

イ 初期消火及び延焼の防止にあたっては、相互に情報を交換し、「海上保安庁の機関と消防機

- 関との業務協定の締結に関する覚書」等に基づいて担当区域を調整し、迅速な活動を行う。
- ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。
 - エ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒、拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
 - オ 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し火気管理等の指導を行う。
- (4) 自衛隊
- ア 第二管区海上保安本部長又は、知事からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
 - イ 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。
- (5) 東北地方整備局酒田港湾事務所
- 関係機関と連絡をとり、流出油の防除等災害応急対策に協力する。
- (6) 日本赤十字社山形県支部
- 関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

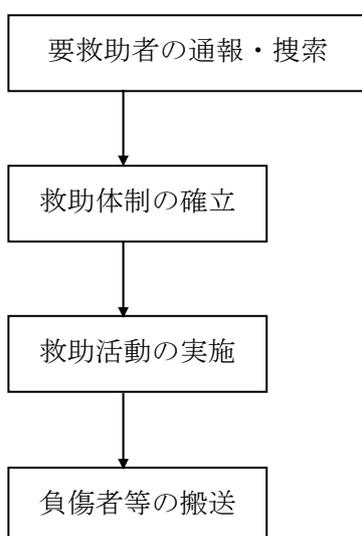
第7章 救助・救急計画

1 計画の概要

災害による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、市町村、消防機関、県、県警察、酒田海上保安部及び医療機関等が連携して行う救急・救助活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

2 救急・救助計画フロー



3 要救助者の通報・搜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手及び船舶による航行者は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防機関、県警察又は酒田海上保安部等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の搜索

消防機関、県警察等は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生理め者を搜索する。

酒田海上保安部は、船舶の海難や行方不明者が発生した場合は、巡視船艇、航空機により搜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて第二管区海上保安本部、県及び県警察に船艇又は航空機等の出動・派遣を要請する。

4 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

消防機関は、市町村地域防災計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

市町村は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。

必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

(2) 医療機関の状況の確認

県（保健所）は、医療機関の被災状況や負傷者の受入れ可否等の状況を確認し、消防等関係機関に連絡する。また、消防署は、最寄の救急病院等の重傷者等受入の可否を直接確認する。

(3) 応援要請

市町村及び県は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

ア 消防機関への要請

市町村長及び消防関係の一部事務組合の長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、近隣又は他ブロック地域の消防本部へ応援を要請する。

要請を受けた消防本部は、可能な限り直ちに出動する。また、大規模な災害発生時には、自主的に出動を準備し、必要と判断する場合は、要請を待つことなく出動する。

イ 警察への要請

山形県公安委員会は、必要な場合は、警察庁又は他の都道府県警察に応援派遣を要請する。

ウ 自衛隊への要請

知事は、大規模かつ迅速な救急・救助活動の展開を要すると判断する場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、陸上自衛隊第6師団長に部隊の派遣を要請する。

エ 他県への要請

知事は、県内防災関係機関のみでは十分に救急・救助活動を実施できず、被災市町村に対する応援が必要と認める場合は、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援派遣を要請する。

オ 民間組織への要請

市町村長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

(4) 総合調整等

県は、被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握するとともに、関係機関との総合調整を積極的に行い、迅速な救急・救助活動の実施体制を確立する。

5 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

県警察は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び県警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア 県は、市町村又は消防本部等からの要請を受け、若しくは自らの判断により必要と認めた場合は、消防防災航空隊を派遣する。この際、消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動に当たる。また複数の消防本部等から要請を受けた場合は、県がその運用について調整する。

イ 酒田海上保安部は、関係機関等と協力し、船艇や航空機等により速やかに捜索・救助を行う。また、関係機関及び地方公共団体から、陸上における救助・救急活動等について支援要請があった場合は、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援するとともに、船舶による負傷者の搬送や医療活動場所の提供を行う。

ウ 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

エ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

オ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、災害拠点病院等に搬送する。

※ トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を定めること。

(2) 搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難な場合は、県に対して、県又は自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する。

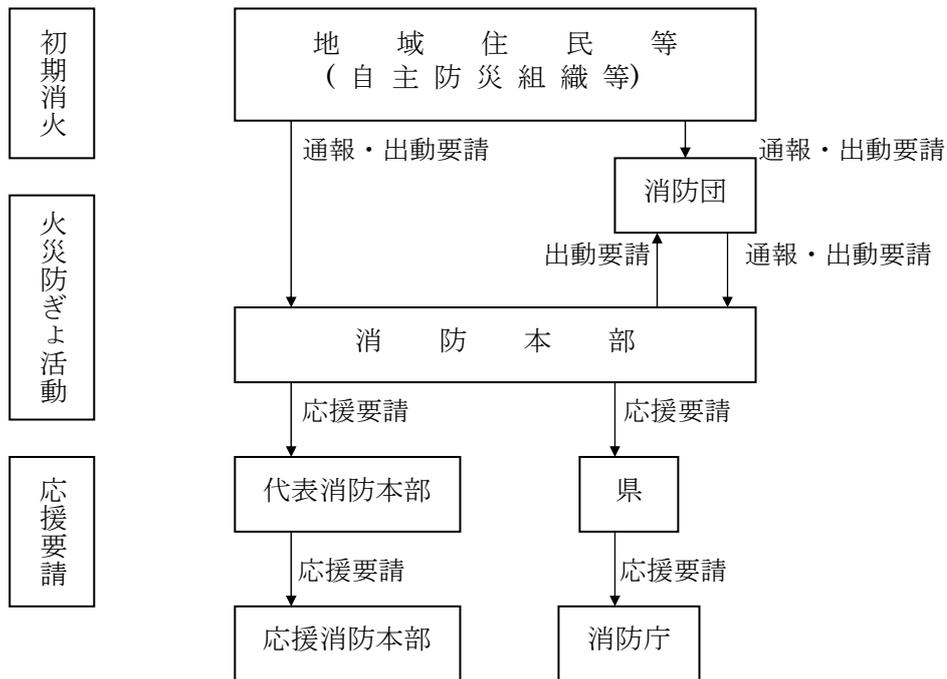
また、酒田海上保安部の巡視船艇等が海上で収容した負傷者については、原則として収容した沿岸市町の消防機関に港湾で引き継ぐ。

第8章 消火活動計画

1 計画の概要

地震発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び消防機関等が実施する消火活動について定める。

2 消火活動計画フロー



3 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

ア 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

4 火災防ぎょ活動

(1) 消防本部による活動

ア 消防吏員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。

イ 次の方法により火災情報の収集にあたる。

(ア) 望楼等からの監視

(イ) 119番通報及び駆け込み通報

(ウ) 消防吏員の参集途上における情報収集

(エ) 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

ウ 県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて県警察に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対し必要な措置命令を行う。

エ 火災防ぎょ活動に当たり、次の事項に留意する。

(ア) 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。

(イ) 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

(ウ) 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

(エ) 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

(オ) 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

(2) 消防団による活動

ア 消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。

イ 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

エ 火災防ぎょ活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄の下、協力して活動する。

5 海上における火災対策

領海内における船舶又は流出油等の火災については、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」等に基づき、酒田海上保安部と沿岸を所轄する消防機関が次により協力して活動する。

(1) 火災の相互通報

酒田海上保安部又は消防機関は、船舶等の火災を知った場合は、直ちにその旨を相互に通報する。

(2) 消火活動の分担

埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに河川における船舶等の火災に係る消火活動は、主として消防機関が担任し、酒田海上保安部はこれに協力する。これ以外の船舶等の火災については酒田海上保安部が担任し、消防機関がこれに協力する。

6 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、市町村長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

被災市町村等の長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」及び「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、知事又は市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、被災市町村等の長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「消防組織法第 44 条」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

知事又は被災市町村長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第9章 医療救護計画

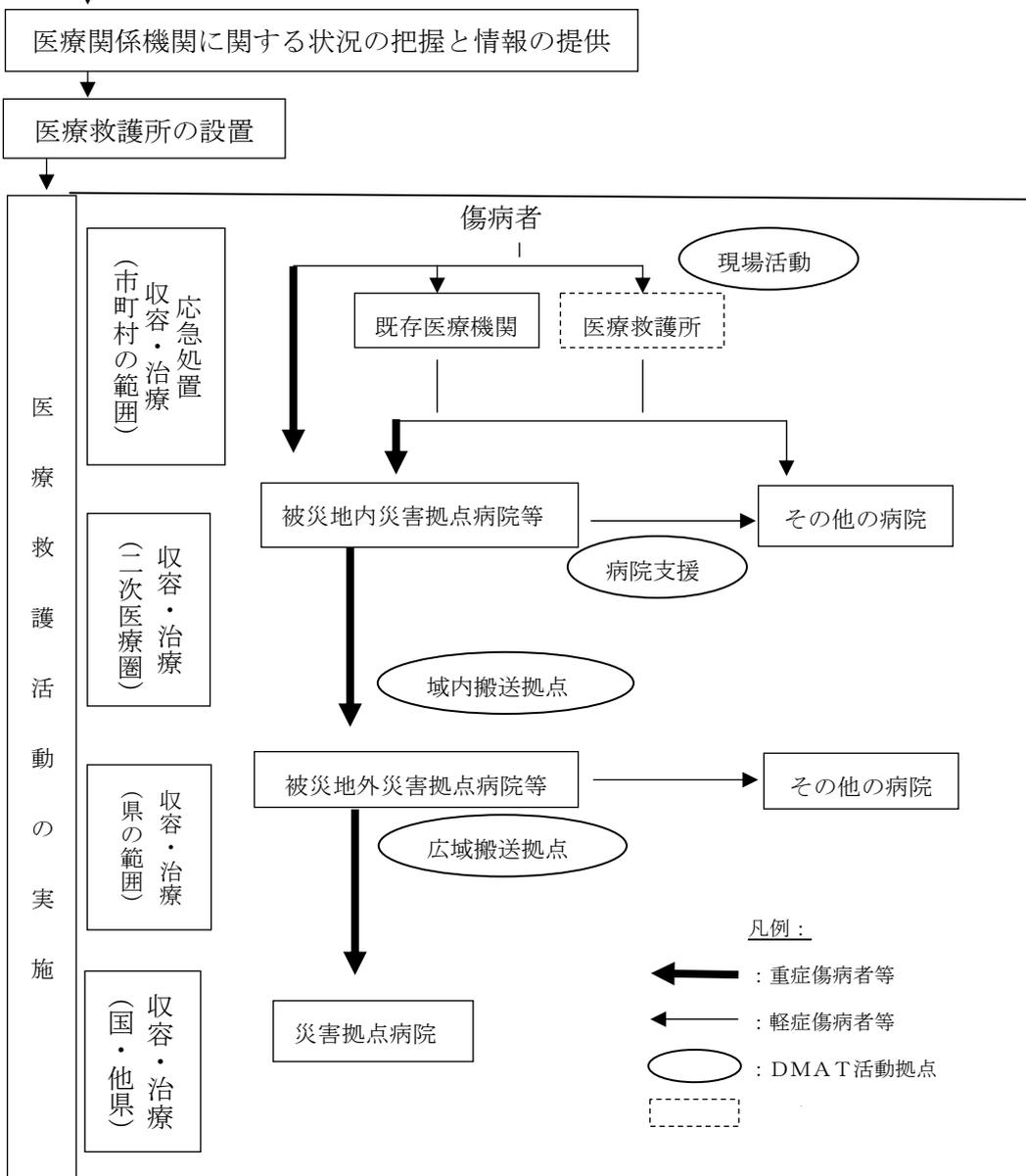
1 計画の概要

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者とその時々状況下における最大限の医療を提供するために、県、市町村及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

2 医療救護計画フロー

* 地震発生

↓
傷病者の発生



3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

(1) 県は、市町村及び医療関係機関・団体と協力し、国の広域災害救急医療情報システムや山形県医療機関情報ネットワークを活用するなどして、次の事項について速やかに情報を収集する。

ア 医療機関及び薬事関係業種の被害状況

イ 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送・医療スタッフ派遣の需給状況及び他県の医療機関の診療状況

ウ 医療救護所の設置状況

(2) 県は、収集した情報を適宜県民、県内の医療機関・医療救護所・搬送機関、他の都道府県とその災害拠点病院等に対し提供する。

4 医療救護所の設置

市町村は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、当該市町村の適当な場所に医療救護所を設置する。また、医療救護所に必要な医療従事者については、市町村自らの協定等に基づき確保するほか、必要に応じ県に対して医療救護班の派遣要請を行うものとする。

5 医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、県、市町村、医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

県は県全体を俯瞰し、市町村、医療機関並びにDMAT及び医療救護班等の行う医療救護活動の調整にあたりるとともに、市町村の担当能力を超えた場合の応援・補完を行う。

(1) 各医療関係施設等における活動

ア 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、収容避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、市町村は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ 被災地内の一般の医療機関

(ア) 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入れ、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

(イ) 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、地区医師会等を通じて市町村の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

(ウ) 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ 被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

- (ア) 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること
- (イ) 傷病者等の二次医療圏内での受入れの拠点となること
- (ウ) 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること
- (エ) 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと
- (オ) 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

エ 被災地外の災害拠点病院等

被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の広域搬送の受入れ拠点として活動する。

- (ア) 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと
- (イ) 搬送された重症傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続を行うこと
- (ウ) 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること

オ DMAT（災害派遣医療チーム）指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

カ 被災地外の一般医療機関

- (ア) 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。
- (イ) 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

(2) 要援護者への対応の調整

県は、関係医療機関及び患者団体と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

(3) 医薬品・医療資器材等の確保

ア 市町村は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

イ 県は、市町村又は医療機関等から医薬品・医療資器材等の供給要請を受けた場合は、あらかじめ締結された協定に基づき、薬業関係団体に供給を要請し確保する。また供給に当たっては、一時集積配分所を決定し、医薬品・医療資器材等の供給拠点とする。ただし、輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部に要請して確保する。

ウ 県は、被災した医療機関の医療機器の損傷について、必要な修理が速やかに行われるよう、関係団体に要請する。

(4) 傷病者等の搬送

ア 傷病者等の搬送については、山形県災害医療コーディネーターが一元的に調整を行う。

イ 医療機関は、原則として消防機関に傷病者の搬送を依頼する。

ウ 市町村は、消防機関の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。

エ 県は、医療救護班及びDMATの派遣、物資の輸送等に関し必要な場合は、通行可能

な道路等の情報を関係機関に提供する。

また、必要な場合は、ヘリコプターを利用して、重症傷病者等の搬送、被災地への医療救護班、DMAT並びに医療資器材の搬送等を行うよう必要な調整を行う。

オ 県は傷病者等の広域搬送を行うため、広域医療搬送拠点（SCU）を整備する。

(5) 医療救護班の派遣

ア 被災地への医療救護班の派遣要請及び調整は、被災市町村の要請を受けて、原則として県の災害医療コーディネーターが一元的に行う。

県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、派遣元となる医療機関、関係団体・機関に医師、歯科医師及び看護師等の派遣を要請する。この際、必要に応じて保健師及び精神科医の派遣を要請する。

なお、医療救護班は、原則として市町村が設置する医療救護所で活動するものとする。

イ 医師会等関係団体及び関係機関は、協定等又は県の要請に基づき、若しくは自らの判断により医療救護活動等を実施する。

(6) DMATの出動要請

県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、DMAT指定病院に対して、DMATの出動を要請する。

なお、DMATは、原則として被災地内において現場活動、病院支援、域内搬送を行うとともに、必要に応じて重症傷病者の広域医療搬送を行う。

(7) 医療ボランティア等の受入れ調整

県は、医療ボランティア等の受入れ窓口を設置するとともに、必要とする市町村又は医療機関等と調整を行い、当該ボランティアに対して活動を要請する。

6 国等への支援要請

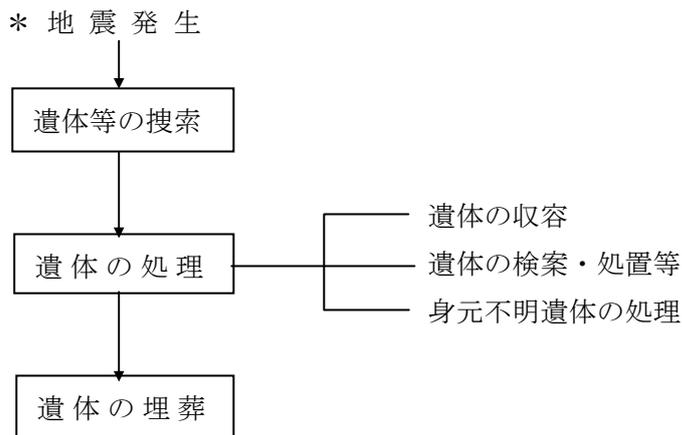
県は、傷病者の広域搬送や被災地における医療スタッフ及び医療資器材等を確保するため、必要な場合は、国（厚生労働省）又は他の都道府県等に対し協力要請を行う。

第10章 遺体の捜索・処理・埋葬計画

1 計画の概要

大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災及び津波等により発生する多数の死者について、その遺体を捜索、処理及び埋葬するために、主として市町村が実施する災害応急対策について定める。

2 遺体の捜索・処理・埋葬計画フロー



3 遺体等の捜索

- (1) 市町村は、県警察、酒田海上保安部及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の捜索を行うとともに、県に対して捜索の対象人員、捜索地域及び捜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する捜索活動への応援要請を行うよう依頼する。
- (2) 県は、県内の被害状況の把握を行うとともに、市町村からの依頼がある場合は自衛隊に派遣要請を行う。
- (3) 県警察は、行方不明者の届出を受理するとともに、関係情報の収集を行う。

4 遺体の処理

(1) 遺体の収容

ア 市町村は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・収容するとともに、県及び県警察と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。

イ 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。

- (ア) 避難所、医療救護所とは別の場所
- (イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所
- (ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所、身元確認のためのDNA鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

- (エ) 遺体安置場所に適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。
- ウ 市町村は、県及び県警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ住民に対する広報に努める。
- (2) 遺体の検案・処置等
 - ア 警察官又は海上保安官は、収容された遺体について、関係法令等に基づき検視を行う。
 - イ 市町村は、医師会等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。
 - ウ 県は、市町村から応援要請を受け必要と認める場合は、協定に基づき山形県医師会等に遺体の検案及び処置を要請する。
 - エ 県警察は、山形県歯科医師会に検視及び身元確認の協力を要請する。
- (3) 身元不明遺体の処理
 - ア 市町村は、県警察その他関係機関に連絡しその取扱いについて協議する。
 - イ 県警察又は酒田海上保安部は指紋の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。
 - ウ 市町村は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱う。

5 遺体の埋葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。
- (2) 県は、犠牲者の多い被災市町村及びその近隣の市町村における火葬場の被災状況及び稼働状況を確認・把握し、必要に応じ対応する。
- (3) 市町村は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、市町村が埋葬を行うものとする。
- (4) 市町村は、死亡者が多数のため、通常の手続きでは、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続を簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。
- (5) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つば等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

6 広域応援体制

- (1) 市町村は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。
- (2) 県は、市町村から応援要請を受け必要と認める場合、県内市町村又は近隣県に対して応援要請を行う。

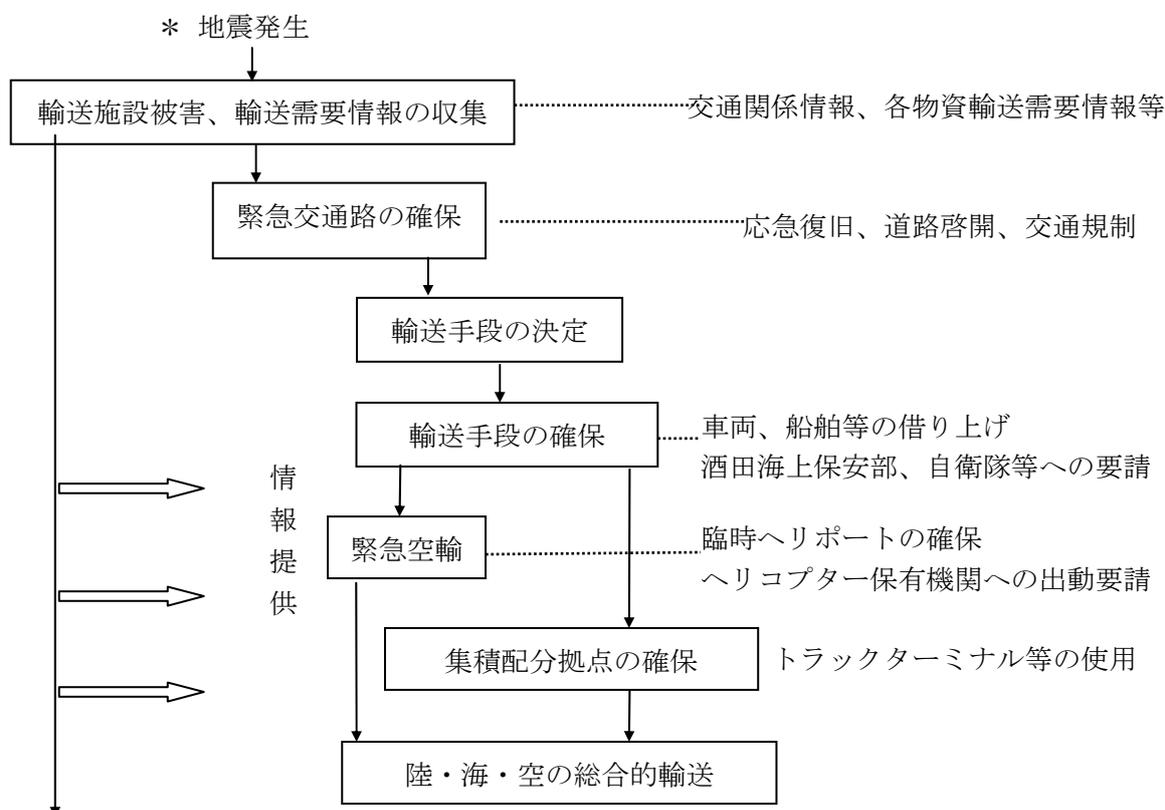
第 1 1 章 交通輸送関係

第 1 節 輸送計画

1 計画の概要

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、県及び市町村等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 輸送計画フロー



3 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

(1) 応急対策活動期

- ア 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- エ 食料及び水等避難生活に必要な物資
- オ 傷病者及び被災者の被災地外への移送

カ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに関連物資

キ 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

ア 上記(1)の続行

イ 災害復旧に必要な人員・物資

ウ 生活用品

エ 郵便物

オ 廃棄物の搬出

4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集

県は、被災地等の輸送施設の被害情報を施設管理者等から収集する。

- (1) 利用可能な緊急輸送施設（道路、空港、港湾及び鉄道路）の情報
- (2) 被災市町村等の応急活動に係る応援要員及び物資等の輸送需要に関する情報
（緊急消防援助隊の派遣要請、自衛隊の派遣要請）
- (3) 被災した輸送施設の啓開及び復旧に関する情報
- (4) 渋滞等の状況及び交通規制に関する情報

5 輸送手段及び緊急交通路の決定

県は、被災地の輸送施設被害情報等に基づき、緊急輸送手段及び緊急交通路を決定し、必要に応じて、当該緊急交通路の管理者に対し応急復旧又は道路啓開を依頼するとともに、県警察による緊急交通路の交通規制等を行い、早期に交通路を確保する。

また、交通路の復旧状況により随時見直しを行い、効率的な輸送手段及び交通路を確保するよう努める。

6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

県、市町村及び防災関係機関は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両、船舶又は航空機を調達し、緊急輸送を実施する。

(1) 県

ア 陸路による緊急輸送が不能の場合は、ヘリコプターによる空輸を行う。

イ 知事は、輸送車両等が不足し災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、山形運輸支局及び東北運輸局に協力を求め、法第 71 条又は災害救助法 24 条の規定に基づく従事命令を発して緊急輸送に必要な車両等を確保する。

ウ 市町村から輸送手段の確保について要請があった場合又は知事が必要と認めた場合は、関係機関に対し協力を要請する。

(2) 市町村

市町村は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあつせんを依頼する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集積場所及び日時

オ その他必要事項

(3) 東北運輸局山形運輸支局

山形運輸支局は、災害輸送の必要があると認める場合は、自動車運送業者等の関係機関に対し、輸送力確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により車両等の調達のあ

っせんを行う。

(4) 東北運輸局

東北運輸局は、災害輸送の必要があると認める場合は、船舶運航事業者、港湾運送事業者及び鉄道事業者に対し、輸送力確保に関する措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により船舶等の調達のあっせんを行う。

(5) 酒田海上保安部

ア 酒田海上保安部は、必要に応じ又は県等からの要請に基づき、巡視船艇による海上緊急輸送を行う。

イ 酒田海上保安部は、第二管区海上保安本部に対し、巡視船艇又は航空機等の派遣要請を行い、広域応援体制による輸送力の確保に努める。

(6) 自衛隊

県は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊による緊急輸送が必要と認める場合は、要請事項を明らかにして関係自衛隊に派遣要請を行う。

(7) 消防庁

県は、他都道府県等のヘリコプターによる輸送が必要と認める場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁に必要な措置を要請する。

(8) 東京航空局山形空港出張所・庄内空港出張所

県は、民間航空機による輸送を必要と認める場合は、東京航空局山形空港出張所又は庄内空港出張所に民間航空機のあっせんを要請する。

(9) 輸送関係機関

ア 山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会、山形県バス協会

山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会及び山形県バス協会は、加入会社の車両台数の実態を把握しておき、県の要請があった場合は、被災者移送等のため、乗用及び乗合自動車等の供給に協力する。

イ 社団法人山形県トラック協会、赤帽山形県軽自動車運送協同組合

社団法人山形県トラック協会及び赤帽山形県軽自動車運送協同組合は、加入会社の車両台数を把握しておき、県の要請があった場合は、人員及び物資等を輸送するため、貨物自動車等の供給に協力する

(10) 鉄道事業者

鉄道事業者は、県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資材等の輸送に協力する。

7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを集中的に投入し、緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する。

(1) 県の役割

ア 市町村からの要請又は地震発生後に収集した情報に基づく判断により、ヘリコプターを運用し、緊急輸送等を行う。

イ 知事は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊による緊急輸送が必要と認める場合は、要請事項を明らかにして関係自衛隊に派遣要請を行う。

ウ ヘリコプターを保有する都道府県に対し、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援協定」等に基づきヘリコプターの出動を要請する。

エ 県は応援ヘリコプターを受け入れるため早期に体制を整える。

(ア) 基地となるヘリポートの確保

(イ) 燃料の確保

(ウ) 搭乗員の宿舎等の確保

(エ) 応援ヘリコプターの活動体制の調整

(2) 市町村の役割

県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受け入れ体制を整える。

8 一時集積配分拠点の確保

県は、必要に応じ、被災地内の道路の混乱を避けるため、あらかじめ指定された緊急輸送道路ネットワークの集積拠点又はこれらと同等の機能を有すると認められる公的施設のうちから、物資の一時集積配分拠点を確保し、被災市町村へ搬入する食料、及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点とする。

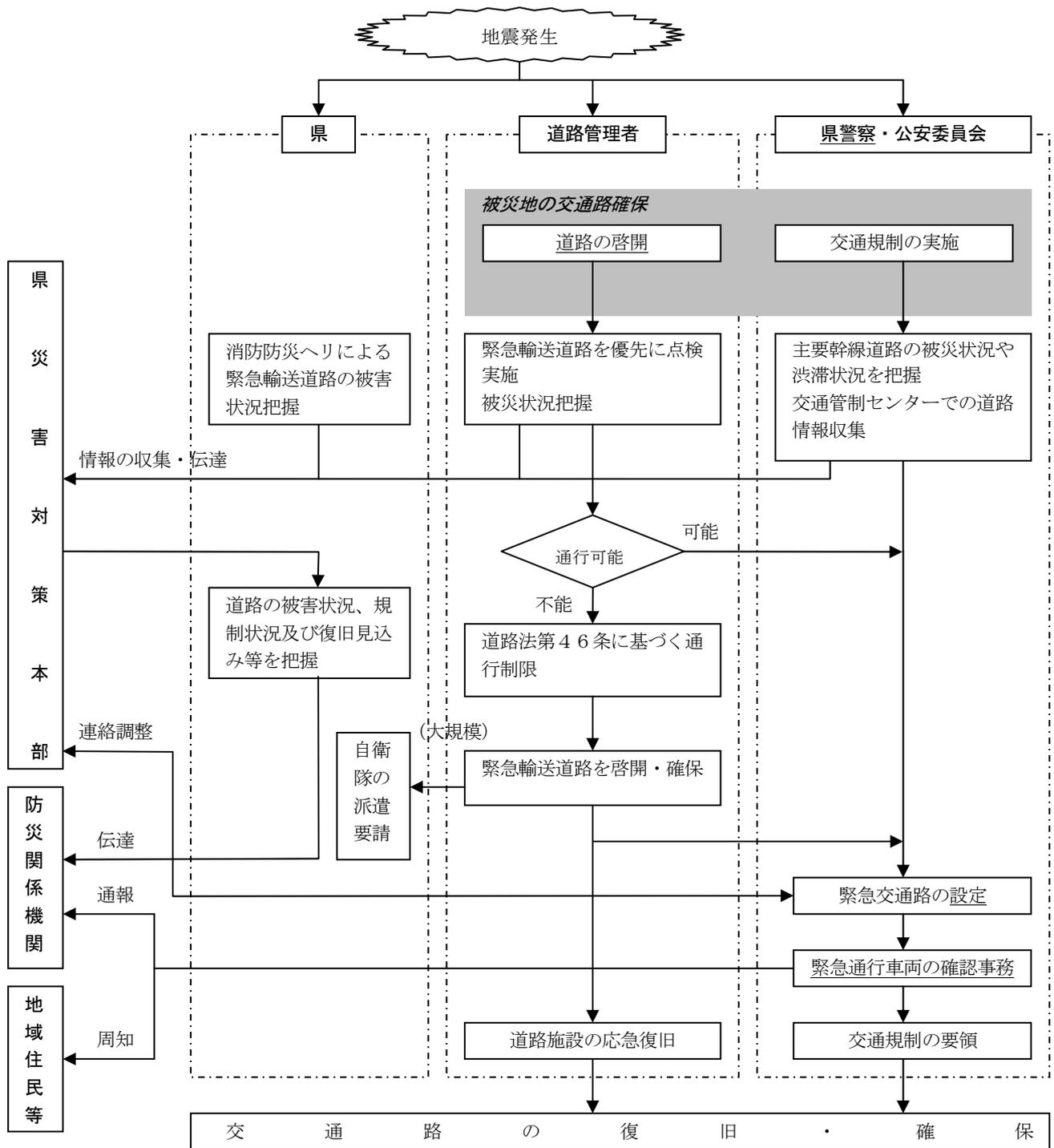
一時集積配分拠点の選定にあたっては、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該集積拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を確保する。

第2節 道路交通計画

1 計画の概要

道路交通機能の確保を図るため、道路管理者及び県警察が実施する道路交通の応急対策について定める。

2 道路交通計画フロー



3 災害の未然防止

道路管理者は、災害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

4 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

道路管理者は、県警察、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

(2) 交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

5 情報の収集・伝達

県、各道路管理者、県警察は次により道路情報を収集し、県災害対策本部に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

(1) 県は、防災関係機関が応急対策を円滑に実施できるよう、道路の被害状況、規制状況及び復旧見込み等を関係する防災関係機関（救助・救急活動及び消火活動・緊急応急対策活動等を行う機関）に伝達する。

このため、必要に応じて消防防災ヘリコプターにより緊急輸送道路の被害状況を把握する。

(2) 道路管理者は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。この際、CCTV（監視カメラ）等を活用して幅広く情報を収集するとともに、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。

(3) 県警察は、在署勤務員や交番・駐在署員による管内の巡回、交通監視カメラや車両感知器の活用等により道路情報を収集する。

6 道路法に基づく緊急措置

道路管理者は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

7 緊急輸送道路の啓開

(1) 道路管理者は、あらかじめ定められた緊急輸送道路について、県警察及び消防機関の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。

ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去を行う。）

ウ 仮設橋の架橋

(2) 高速道路、国道、県道及び市町村道の各管理者は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

(3) 知事は、大規模かつ迅速な道路啓開活動の展開を要すると判断する場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、自衛隊に派遣を要請する。

8 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の設定

県公安委員会は県（災害対策本部）との調整のもと、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制（禁止又は制限）する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。

(2) 緊急通行車両の確認事務

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、次により標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行う。

ア 事務区分

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県知事	○ 県有車両 ○ 災害応急対策を実施するため県が調達、借上等した車両	○ 県危機管理課 ○ 各総合支庁
県公安委員会	上記以外の車両	○ 県警察本部交通規制課 ○ 高速道路交通警察隊 ○ 各警察署 ○ 交通検問所

イ 事前届出車両

確認申請に際し、当該車両に係る事前届出済証等の提示をもって、審査を省略し、優先的に手続きを行う。

ウ 当日確認申請される車両

確認申請に際し、緊急通行車両として通行しようとする者から、指定行政機関等が地域防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両確認申請書を提出させ、審査を行う。

(3) 交通規制の要領

ア 警察官は、交通の規制に係る標示の設置により規制する。ただし、急を要するため標示を設置することができない場合又は標示の設置による規制が困難な場合は、現場における指示により規制をする。

イ 警察官は、規制の対象となる車両の運転者に対し、車両を規制区域外等に速やかに移動するよう指導する。

ウ 警察官は、緊急交通路に駐車車両その他の物件がある場合は、対象物件の所有者等に移動等の措置を命ずる。ただし、対象物件の所有者等が不在等の場合は、自ら当該措置を行う。また、警察官がその場にいない場合は、自衛官又は消防吏員が、当該措置を行う。

エ 交通規制の実施者は、規制に先立ち防災関係機関に通報するとともに、地域住民等に規制内容を周知する。

9 道路施設の応急復旧

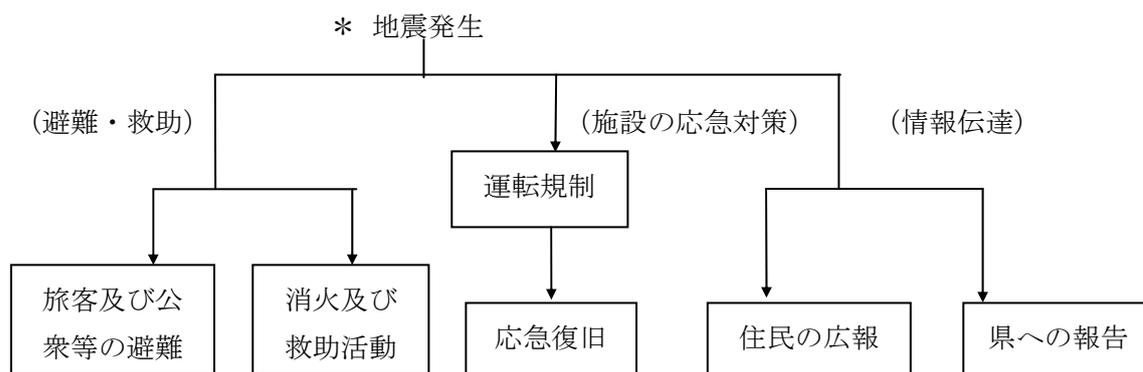
道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次実施する。

第3節 鉄道路災害応急計画

1 計画の概要

地震による被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために、鉄道事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 鉄道路災害応急計画フロー



3 災害対策本部の設置

災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

ア 仙台支社対策本部

- (ア) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。
- (イ) 副本部長は総務部長及び運輸車両部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。
- (ウ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

イ 秋田支社対策本部

- (ア) 本部長は秋田支社長とし、秋田支社対策本部の業務を統括する。
- (イ) 副本部長は総務部長及び運輸部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。
- (ウ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

ウ 新潟支社対策本部

- (ア) 本部長は新潟支社長とし、新潟支社対策本部の業務を統括する。
- (イ) 副本部長は総務部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

エ 現地対策本部

現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

(2) 山形鉄道株式会社

災害対策本部

(ア) 本部長は取締役専務とし、災害対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は運輸部長及び工務部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

4 情報の伝達

(1) 施設指令は、气象台等から地震発生に関する情報の伝達を受けたときは、速かに関係箇所に伝達する。

(2) 輸送指令は、S I 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び係箇所長に指令する。

5 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、地震の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二次災害が発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内する。

また、市町村長等から避難勧告等があった場合又は自駅の避難場所も危険な状態になる場合は、駅長等は市町村長等と協議、調整のうえ、最寄の適切な避難地へ旅客及び公衆等を誘導案内する。

6 消火及び救助活動

(1) 地震その他の原因により火災が発生した場合、鉄道事業者は通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。

(2) 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者は消防機関、警察、県、市町村及びその他防災関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。

(3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道事業者は県、市町村及びその他防災関係機関に対し応援要請を行う。

7 運転規制の実施

鉄道事業者は、地震が発生した場合の運転規制を「運転規制等取扱い」に基づき実施する。

8 応急復旧

鉄道事業者は、災害の復旧にあたっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

9 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況及び復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

10 県への報告

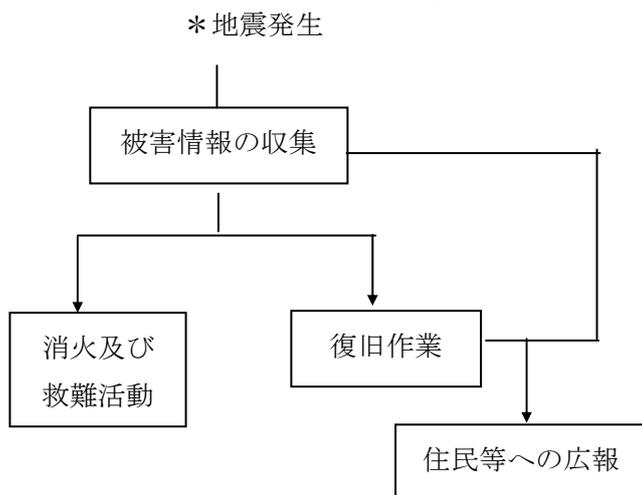
鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況及び復旧見込み等を速やかに県へ報告する。

第4節 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により災害が発生した場合に、応急物資の輸送を確保するために、県が実施する空港及び公共ヘリポート施設の災害応急対策について定める。

2 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画フロー



3 被害情報の収集・伝達

県は、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、空港及び公共ヘリポート内の土木及び電気施設について、異常の有無や被害状況等を緊急点検するとともに、空港緊急計画、保安管理規程等に基づき、被害情報の収集及び関係機関への伝達を行う。

4 消火救難活動の実施

空港又は公共ヘリポート内において緊急事態が発生し、消火救難活動等を実施する必要性が生じた場合は、県は、空港緊急計画、保安管理規程等に基づき、消火救難活動等を実施するとともに、状況に応じて、東根市、酒田地区広域行政組合消防本部、鶴岡市及び米沢市と締結した協定に基づき、各消防本部に対して消防隊及び救急隊の出動を要請する。

5 復旧作業の実施

県は、空港施設の被害状況を把握し、空港使用の可否を判断する。被害を受けた施設がある場合は、施設の機能回復のため迅速に応急復旧を行う。特に緊急物資等の輸送機能の維持及び確保に留意して必要な措置をとる。

6 住民等への広報

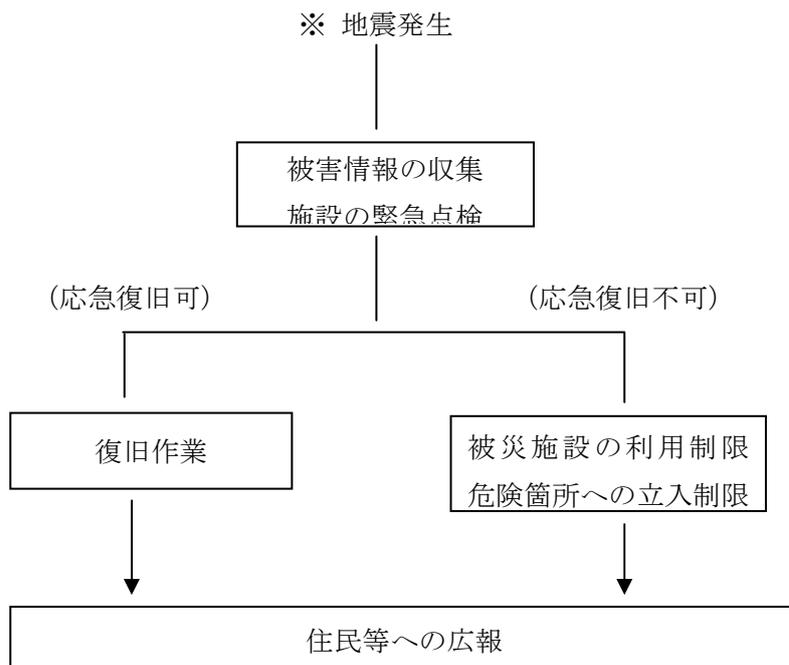
県は、災害による被害拡大の防止、交通の混乱防止、並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施できるよう、施設の被災状況や復旧状況等について、報道機関の協力を得て適切な広報活動を行う。

第5節 港湾・漁港施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により災害が発生した場合に、応急物資の輸送を確保するために、港湾及び漁港施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

2 港湾・漁港施設災害応急計画フロー



3 被害情報の収集・伝達

県（港湾事務所、庄内総合支庁産業経済部水産課）及び民間業務協定業者は、緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、港湾及び漁港を巡回し、調査点検対象施設の被害箇所の位置、延長、被害程度及び被害状況等の概略を把握し、関係機関へ伝達する。

4 復旧作業の実施

各施設の設置者及び管理者は、被害を受けた施設がある場合、緊急物資等の輸送機能の維持及び確保を図るため、迅速に応急復旧措置を行う。

緊急に応急工事を行う必要が認められた場合には、応急工事を担当業者に指示し行わせる。

なお、施設の被害の程度により応急復旧が不可能又は困難な場合には、施設の利用制限、危険箇所への立入り制限を行う。

5 住民等への広報

県は、災害による被害拡大の防止、交通の混乱防止並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施できるよう、施設の被害状況や復旧状況等に関し報道機関の協力を得て、適切な広報活動を行う。

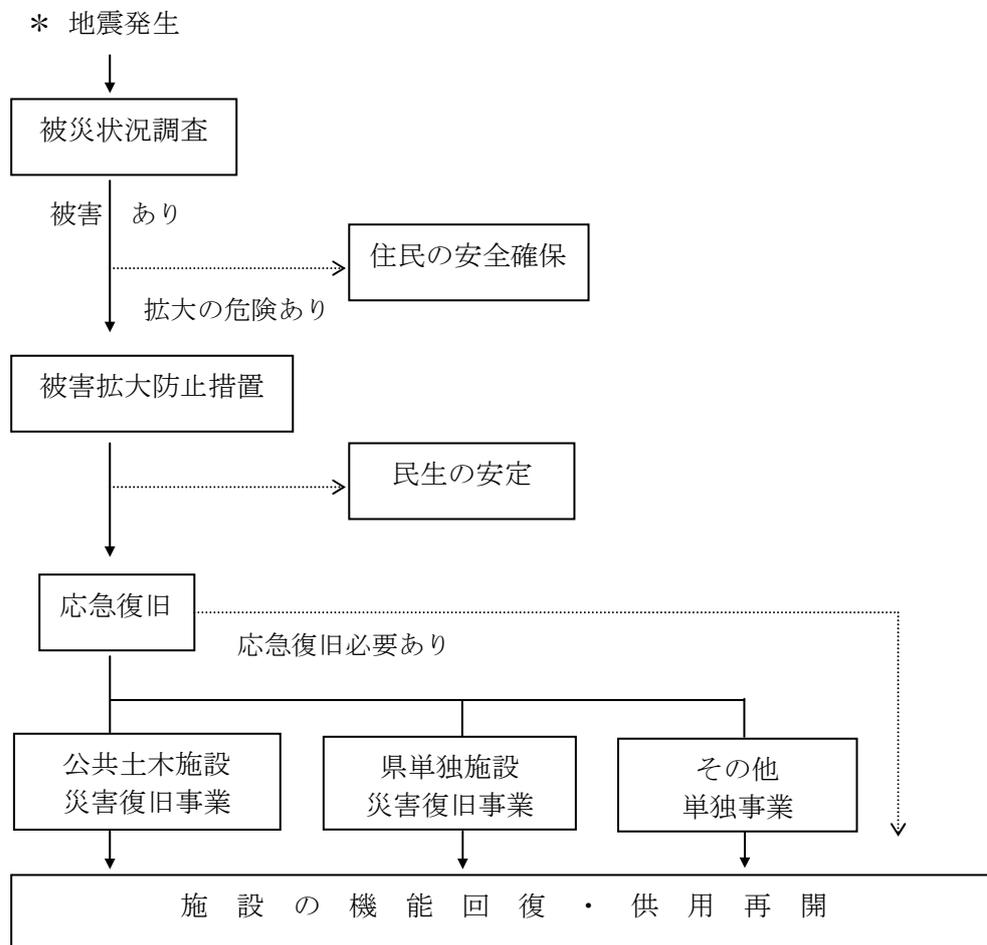
第 1 2 章 各種施設災害応急対策関係

第 1 節 土砂災害防止施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、県が実施する災害応急対策について次に定める。

2 地盤災害防止施設災害応急計画フロー



3 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度4以上の地震が発生した場合は、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

5 被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

余震情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 危険箇所の応急対策

県は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ 監視の継続

県は、市町村と連携して、地震発生の直後のみならず、一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、市町村は、避難場所・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。溪流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

カ 規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

6 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

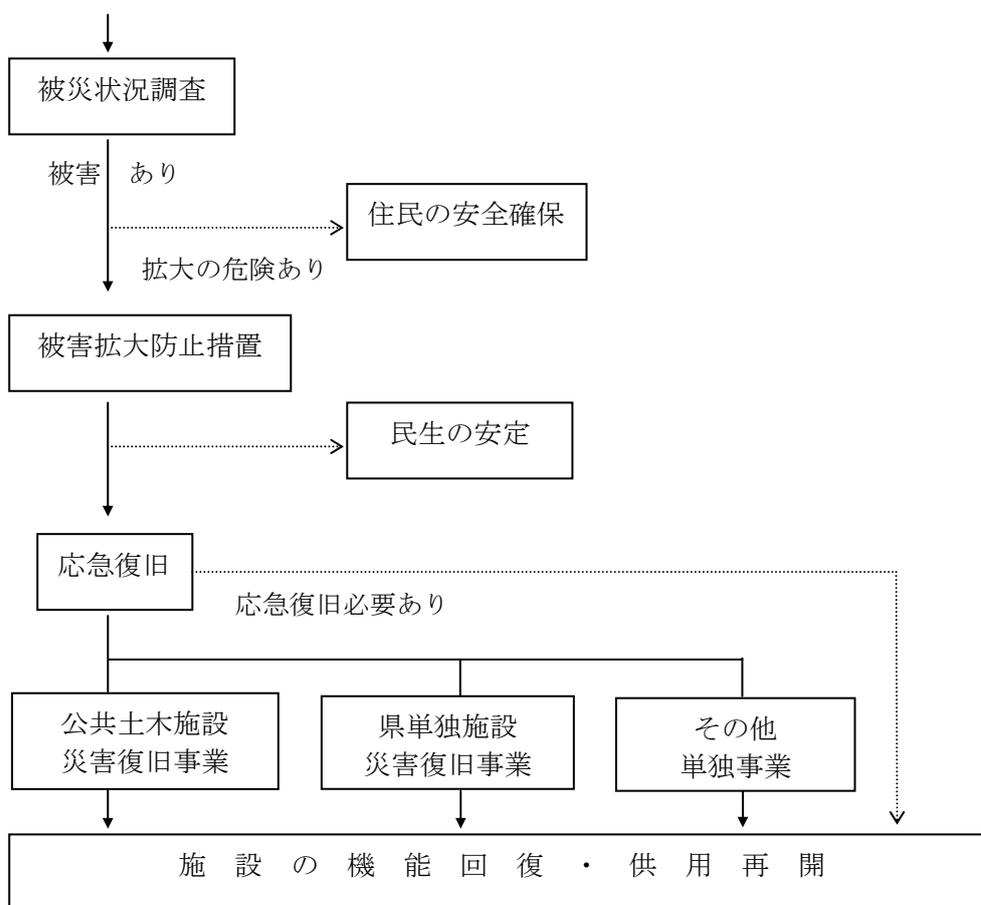
第2節 河川・海岸施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により被災した河川・海岸施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 河川・海岸施設災害応急計画フロー

* 地震発生



3 被災状況調査

施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、民間協定業者と連携し直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、市町村、警察及び消防機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油等流出事故対策

地震により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

地震発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

ア 貯水位制限等の対策

異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急的措置

異常の程度に応じて対策を実施するとともに、臨機に止水処理等の応急的措置を講じる。

ウ 関係機関及び一般住民への連絡、通報

ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、ダムの操作規則に基づき、関係機関及び下流住民へ連絡、通報を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する調整

上記のほか、関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

(3) 海岸保全施設

施設管理者は、次により陸地での被害拡大防止及び二次災害防止のための応急措置をとった後、海上が安定した段階で応急資材を用いた対策を講じる。

ア 人的被害防止対策の実施

被災箇所については、施設そのものの損傷拡大や予想外の被害等による人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。

イ 被災箇所の監視

地震により被災した箇所やその兆候が見られる場合は、パトロールを行い時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ その他海岸保全施設の管理に関する調整

県は、海難事故や漂流物等の処理に関する問題等の発生を考慮し、海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

6 応急復旧

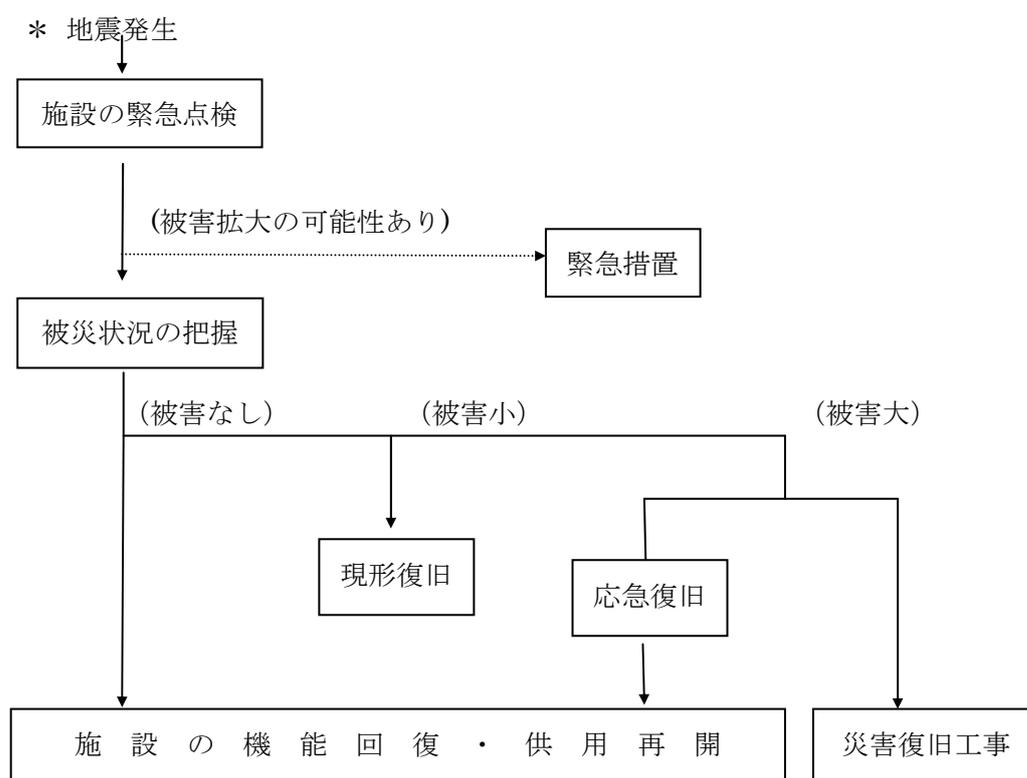
施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第3節 農地・農業用施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、県、市町村及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 農地・農業用施設災害応急計画フロー



3 施設の緊急点検

施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、市町村、警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

4 被災状況の把握

市町村は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

- (1) 県は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、市町村、土地改良区等に対し応急措置の指導を行う。
- (2) 施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。
 - ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、県、市町村及び警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。
 - イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。
 - ウ 施設管理者は、必要に応じ、本震後の余震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとる。
 - エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。
 - オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。
- (3) 市町村は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手段をとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

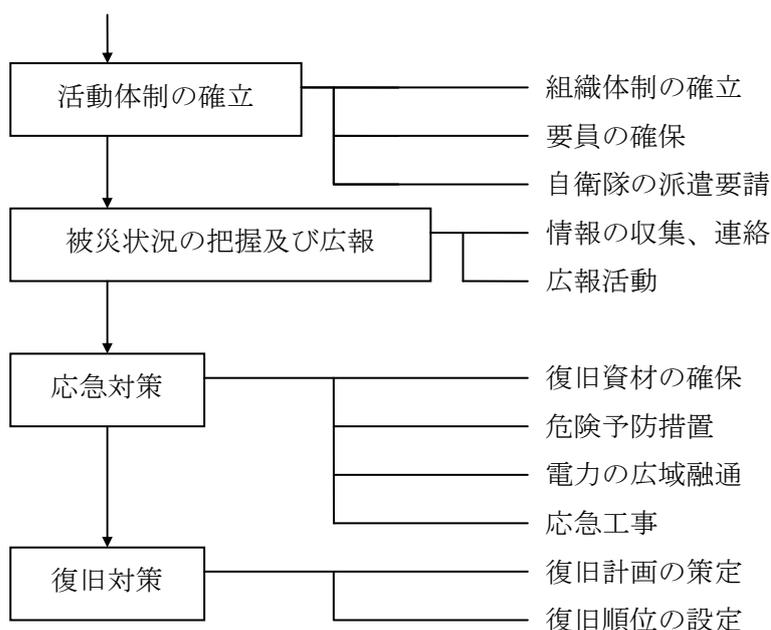
第4節 電力供給施設災害応急計画

1 計画の概要

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 電力供給施設災害応急計画フロー

* 地震発生



3 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社は、地震が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 震度6弱以上の地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

ウ 山形支店のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする判断される場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は市町村の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

5 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 災害対策組織相互の融通

(ウ) 他電力会社からの融通

イ 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は市町村の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

(2) 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、市町村、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を使用して、早期に送電を行う。

6 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

各電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

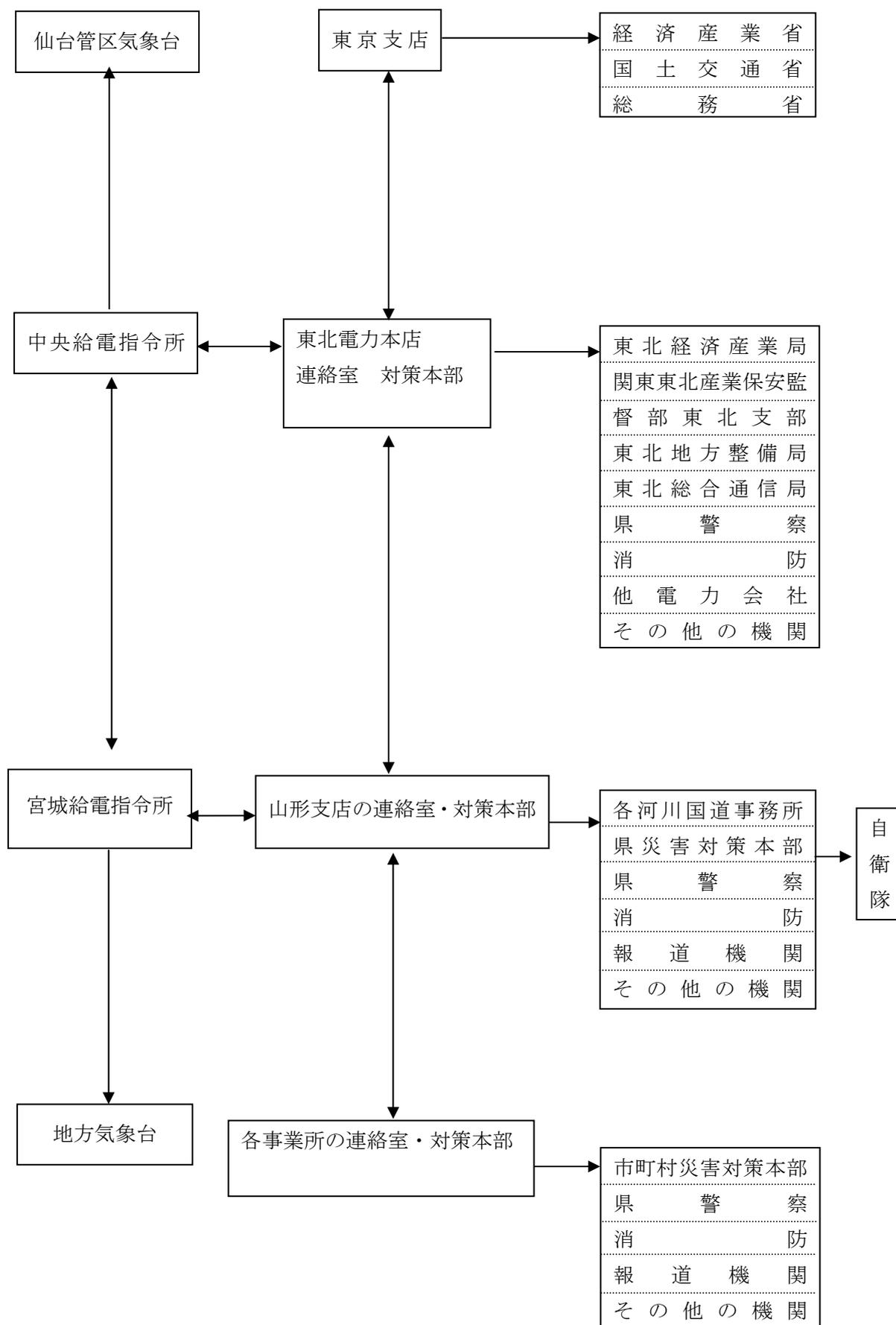
エ 復旧作業の日程

- オ 仮復旧の完了見込み
- カ 宿泊施設、食料等の手配
- キ その他必要な対策

(2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

< 東北電力株式会社と関係機関の情報連絡経路 >



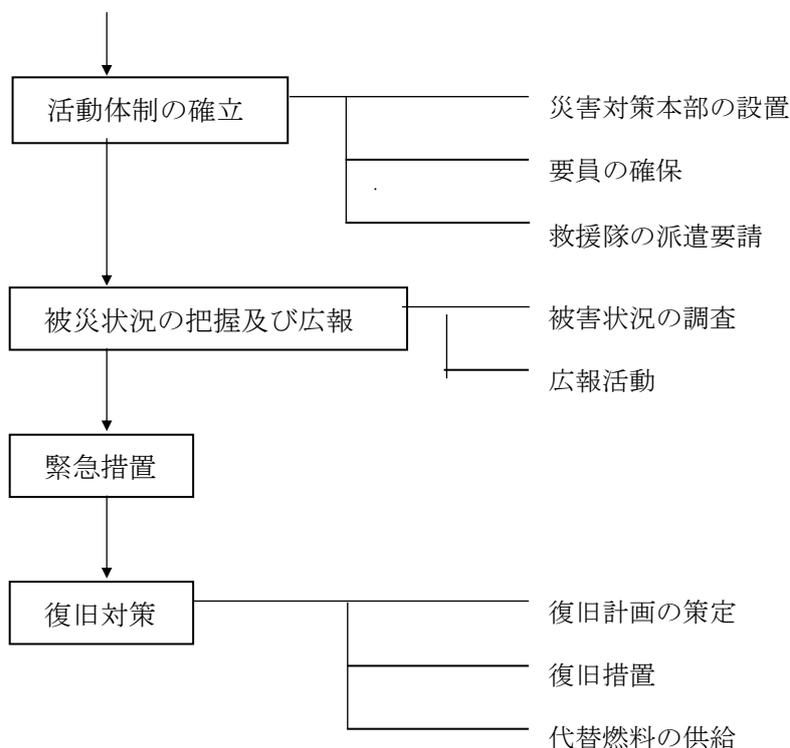
第5節 ガス供給施設災害応急計画

1 計画の概要

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するために、ガス供給事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 都市ガス等供給施設災害応急計画フロー

* 地震発生



3 都市ガス等供給施設における災害応急計画

(1) 活動体制の確立

ア 災害対策本部の設置

ガス事業者は、震度5弱以上の地震が発生した場合又は地震により被害の発生が予想される場合は災害対策本部を設置する。

イ 要員の確保

ガス事業者は、震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4以下の場合でも、マイコンメーターの作動等に備えて、あらかじめ定めた社員・職員を出動させる。社員・職員は、出動する際、被害状況等の情報収集を行う。

交通手段の制約等により通常の勤務地へ出動できない場合は、徒歩又は自転車により最寄の事業所に出動する。

ウ 救援隊の派遣要請

緊急措置及び復旧作業に必要な人員、機材等が不足する場合は、近隣のガス事業者や日本ガス協会の機関に救援隊の派遣を要請する。また、必要に応じ関連工事会社にも動員を要請する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被害状況の調査

地震計のSI値又は最大加速度値及びガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、次により速やかに施設の巡視・点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。また、ガス漏えい通報を受け付け、適切に整理しておく。

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装

設備及び電気・水道設備等について、目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査・

点検を行う。

(イ) 導管

重要な導管・架管部、整圧器等を車両または徒歩により巡回し、目視、臭気又はガス検知器等による調査・点検を行う。

イ 広報活動

ガス事業者は、地震発生直後のガス漏えいによる二次災害の防止について、報道機関に依頼し又は広報車等により、速やかに広報活動を行う。併せて消防機関、県警察、県及び市町村への連絡と広報活動への協力を依頼する。

ガスの供給停止措置を行った場合は、需要家の不安を解消するため、被害状況や復旧の見とおし等について適切な広報活動を行う。なお、ガスの供給が継続されている地区にも、ガスの安全使用について引き続き周知を図る。

(3) 緊急措置

ガス事業者は、被害状況調査の結果、ガスの漏えいによる二次災害のおそれがある場合は、製造所におけるガスの製造を停止し、又は対象地域ブロックを定めてガスの供給を停止する。

また、製造所の施設が被災し負傷者が生じた場合は、速やかに応急手当を施し、必要に応じ医療機関に搬送する。

(4) 復旧対策

ガス事業者は、次によりガス供給施設の復旧対策を実施する。

ア 復旧計画の策定

復旧を安全かつ効率的に行うため、要員や資機材を確保するとともに、復旧ブロックの設定や復旧するブロックの優先順位付けを行う等、復旧計画を策定する。その際、救急指定病院や廃棄物焼却処理場等社会的優先度の高い施設の復旧について配慮する。

イ 復旧措置

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備及びガスホルダー等のガス漏えい、沈下及び変形等の損傷部分の修理を行う。

(イ) 導管

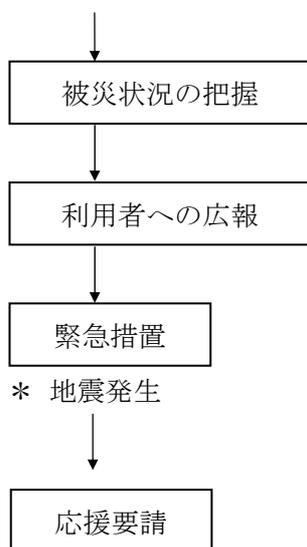
あらかじめ定めた復旧計画に沿って、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧を進める。

- a 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓やメーターコックの閉栓を行う。
- b 高中圧導管に試験ガスを流し、漏えい調査を行う。漏えいがある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。
- c ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRを徹底するとともに、さらに安全を確保するため、作業員を巡回させる。漏えい箇所を発見できない場合は、ブロックを細分割し再調査を行う。
- d ブロック内低圧導管網が復旧した後にエアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。
- e 需要家へのガス供給を再開する場合は、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し安全を確認したうえで開栓する。

ウ 代替燃料の供給

ガス供給施設復旧までの間、需要家を支援するため、一般需要家にはカセットコンロを提供するとともに、救急指定病院等社会的重要度の高い需要家には、可能な限り移動式ガス発生設備又はLPガス等による臨時供給の実施に努める。

4 液化石油ガス供給施設災害応急計画フロー



5 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

(1) 被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、社団法人山形県エルピーガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、消防機関、県警察及び各総合支庁へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

(2) 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、市町村、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

(4) 応援要請

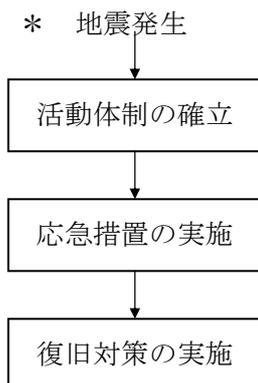
事業者は、自らによっては応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。県は、応援の要請があった場合、応急措置に関し指導するとともに、他の事業者に対し緊急応援を要請する。

第6節 放送施設災害応急計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、放送事業者が、ラジオ・テレビによる放送を確保するために実施する災害応急対策について定める。

2 放送施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

放送事業者は、災害が発生した場合は、社員の安全を確保しながら速やかに初動態勢を確立するとともに、状況により災害対策本部を設置し、災害状況取材して中継を行う等、放送の確保に努める。

4 応急措置の実施

- (1) 放送事業者は、災害が発生した場合は、電源設備、送信所設備及び中継局設備等の被害状況を確認し、放送施設に支障が生じた場合は、その応急復旧措置に努めるとともに、所定の計画に基づき、臨時演奏所、臨時放送施設等を開設し、放送の確保に努める。
- (2) 県、市町村及び防災関係機関から災害情報についての放送要請があった場合は、放送事業者は、状況に応じて臨時ニュースを挿入し又は通常番組を中断して特別番組へ切り替える等により対処する。

5 応急復旧対策の実施

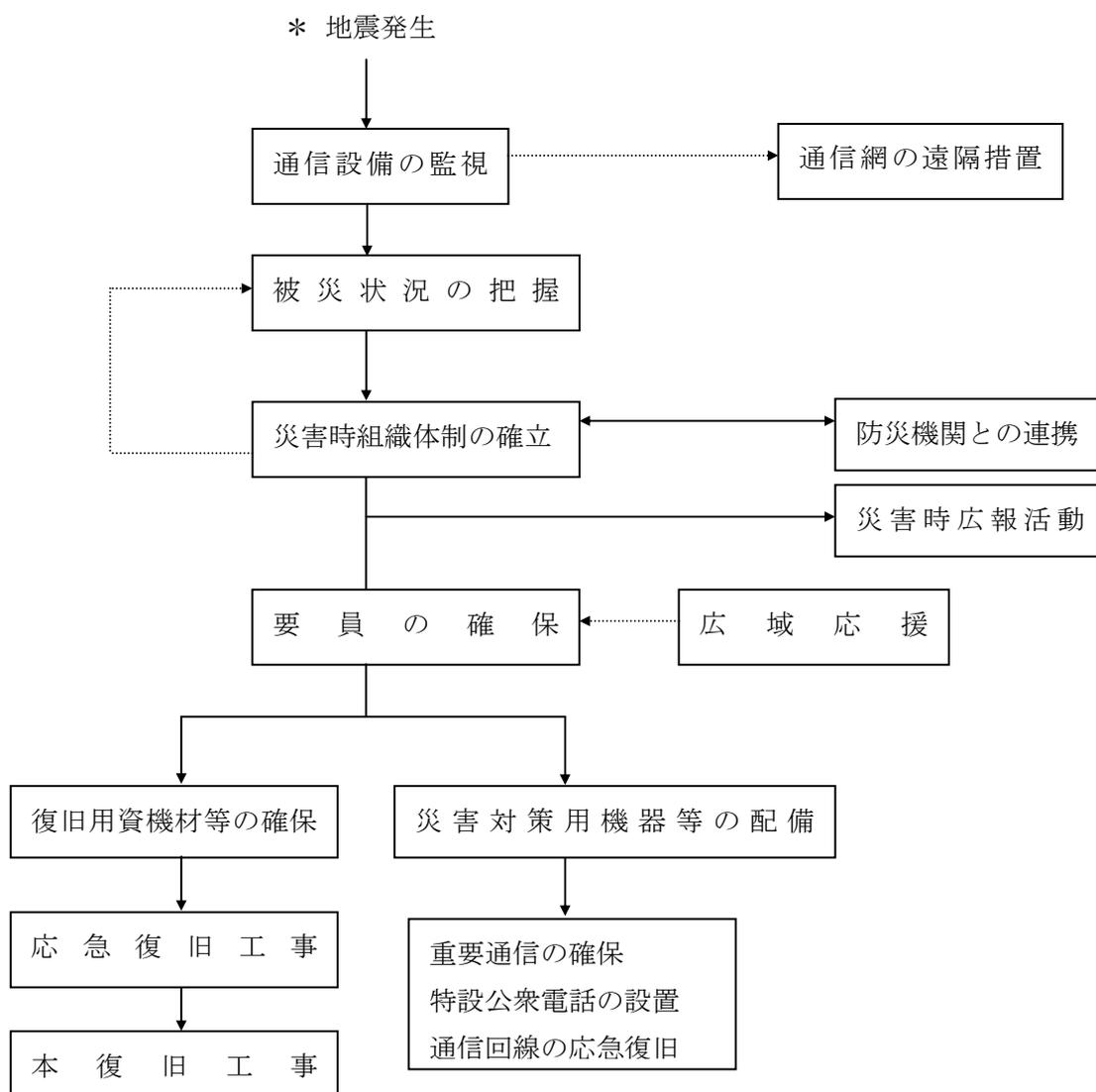
被災した施設や設備については、応急仮設又は設備変更等の応急対策により現状回復を図りながら、復旧工事を進める。

第7節 電気通信施設災害応急計画

1 計画の概要

地震発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 電気通信施設災害応急計画フロー



3 応急対策

(1) 被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う。

(2) 災害時組織体制の確立

地震等により災害発生又は発生するおそれのある場合、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

(3) 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

- ア 全社体制による応急復旧要員等の非常招集
- イ 関連会社等による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

(5) 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

- ア 非常用通信装置
- イ 非常用電源装置
- ウ 応急ケーブル
- エ その他応急復旧用諸装置

(7) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、予め定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

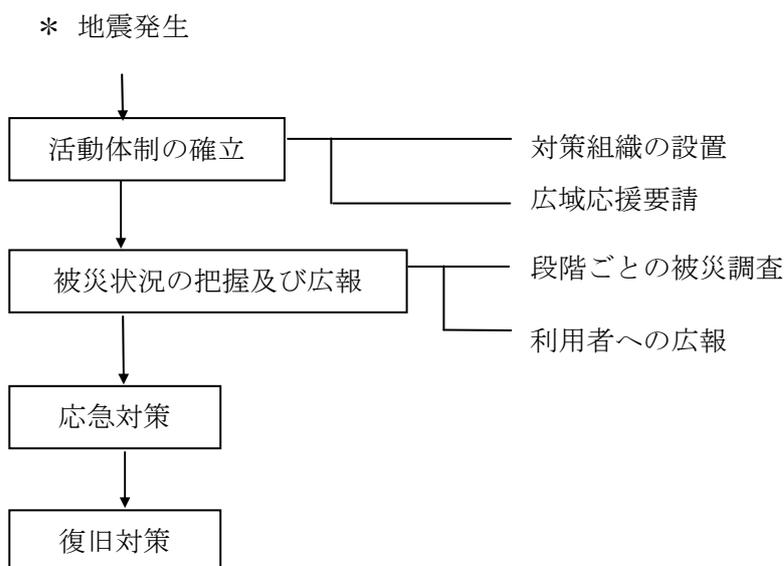
災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

第8節 下水道施設災害応急計画

1 計画の概要

地震に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、下水道管理者が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

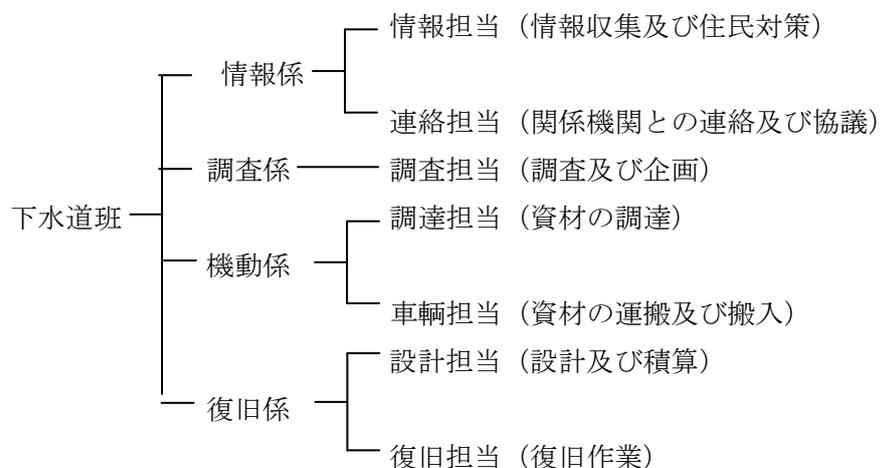
2 下水道施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

(1) 対策組織の設置

下水道管理者は、県又は市町村災害対策本部の中に、次の組織構成例を参考として、下水道対策組織を設ける。



(2) 広域応援要請

地震による被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請す

る。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

下水道管理者は、地震による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

ア 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

ア 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、市民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。（以下省略）

5 応急対策

上記4の調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び臨時の管路施設の設置等を行う。

6 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度並びに余命等を検討のうえ実施する。

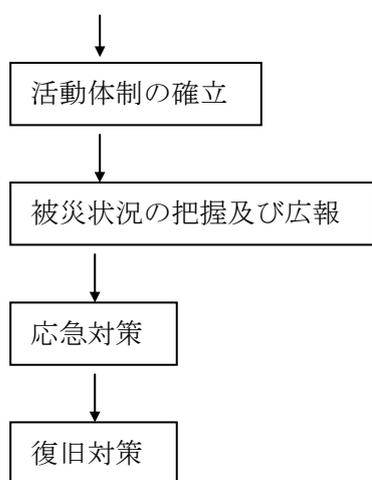
第9節 工業用水道施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により工業用水道施設が被災した場合の、漏水等による二次災害を防止するとともに、生産活動等への影響を軽減するために、工業用水道事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 工業用水道施設災害応急計画フロー

* 地震発生



3 活動体制の確立

工業用水道事業者（以下この節において「事業者」という。）は、地震が発生した場合、速やかに災害対策組織を設置するとともに、あらかじめ定める対策要員を参集させる。

また、被害が甚大で自らのみによっては対応が困難と判断される場合には、他事業者等に要員の派遣を要請する。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 被災状況の把握

事業者は、地震発生後速やかに情報収集を行い、取水場、浄水場、配水池等の主要施設及び送・配水管路の被害状況を把握する。また、受水企業の被害状況及び操業状況についても把握する。

(2) 周辺住民等への広報

事業者は、管路等が破壊され、その流出水により一般住民にも被害が及ぶことが予想されるときは、市町村及び県警察等の関係機関に通報又は連絡するとともに、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 受水企業への連絡

事業者は、工業用水道施設が被災した場合、受水企業に被害の種類及び程度、復旧の見込み及び送水継続の可否等を速やかに連絡する。

5 応急対策

事業者は、把握した被災状況に基づき速やかに応急対策を講ずる。管路等の被災が予想される箇所については、あらかじめ定めた対応策に基づき速やかに応急対策を実施する。

6 復旧対策

復旧は、本復旧を原則とするが、橋梁添架管、水管橋、伏越部及びその他の構造物との関連等により本復旧に長時間を要する場合は、急を要するものから仮復旧を行うものとする。復旧にあたっては、二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水を確保するために、順次施設を復旧する。

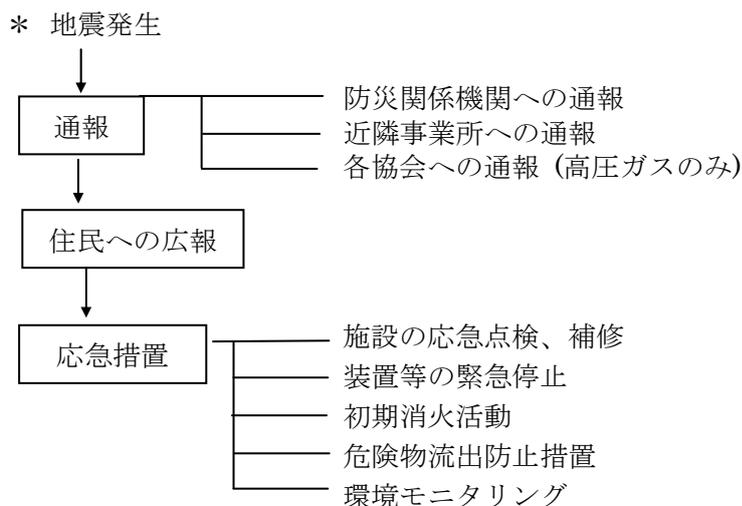
また、埋設管路等が電気、ガス又は上水道関係の配管と一緒に敷設されている場合は、これら施設を管理する関係機関と連携をとりながら復旧計画を策定する。

第10節 危険物等施設災害応急計画

1 計画の概要

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 危険物等施設災害応急計画フロー



3 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防機関、県警察、市町村及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。

- | | |
|------------|-------|
| ア 火薬類・高圧ガス | 経済産業省 |
| イ 放射線使用施設 | 文部科学省 |
| ウ 毒劇物施設 | 厚生労働省 |

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ市町村、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

- ア 施設所有者等

- (ア) 危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。
- (イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (ウ) 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

イ 市町村等

- (ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。
- (イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

4 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、地震による火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずるとともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、地震による土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に地震による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれ

があるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

地震の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察、市町村及び県等関係機関や文部科学省に通報する。

イ 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

ウ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するとともに、見張りを置いて関係者以外の立入りを禁止する。

5 危険物等流出応急対策

河川又は海域等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市町村、消防機関、県警察、酒田海上保安部、河川管理者、海岸管理者及び港湾管理者等関係機関に通報又は連絡する。

(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材

を展張する。

イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 酒田海上保安部は、被害の拡大防止を図るため、危険物積載船舶に対する移動命令や航行の制限又は禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、避難勧告等を行う。また市町村及び県警察等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難勧告等の措置を講ずる。

(4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道取水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(5) 水質汚濁防止法に基づく有害物質及び指定物質等が河川、海域等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、河川管理者、海岸管理者、港湾管理者及び県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

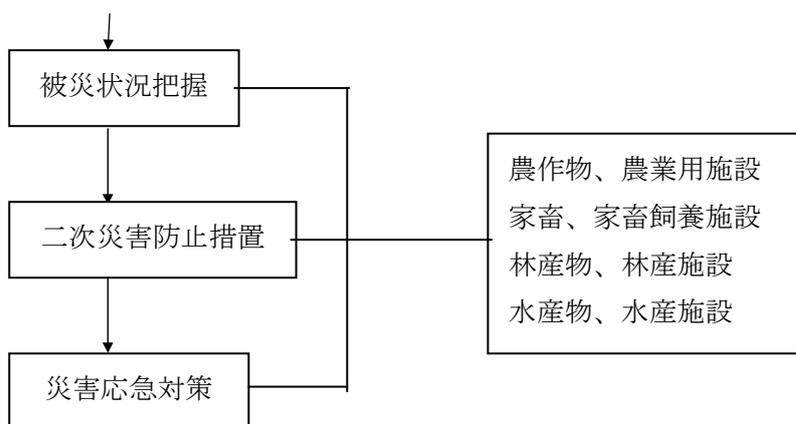
第 1 3 章 農林水産業災害応急計画

1 計画の概要

地震による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、県、市町村及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

2 農林水産業災害応急計画フロー

* 地震発生



3 被害状況の把握

県及び市町村は、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の農林水産業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

4 二次災害防止措置

市町村は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合及び林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

(4) 水産物及び水産施設

漁業協同組合等及び漁家に対し、次の指導又は指示を行うとともに、必要な場合は、県、酒田海上保安部、県警察及び消防機関と連携し、必要な措置を講ずる。

- ア 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請
- イ 流失した船舶、漁具、養殖施設等の早期回収措置並びに関係機関への協力要請
- ウ 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置
- エ 津波による漂流物等の早期回収措置

5 災害応急対策

県及び市町村は、農林水産業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

県及び市町村は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病虫害発生予防措置
- イ 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保

また、県は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

県及び市町村は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受け入れ体制の確保
 - (イ) 家畜死体の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - (エ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合連合会）
 - (オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合連合会）
- イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - (ア) 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
- ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
- エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 林産物及び林産施設

ア 森林管理署、県及び市町村は、森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

- (ア) 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
- (イ) 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
- (ウ) 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
- (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給

- (オ) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- イ 県は、林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材等の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。
- (4) 水産物及び水産施設
 - ア 県及び市町村は、漁業協同組合等と連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するとともに、関係機関に対して協力要請を行う。
 - (ア) 漁業活動支援施設（給油、給水、保管活動）の応急修繕
 - (イ) 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供
 - (ウ) 冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送
 - (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
 - (オ) 養殖水産物の移送
 - (カ) 水産物の廃棄処分
 - イ 県は、施設被害の復旧に急を要する場合は、市町村又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

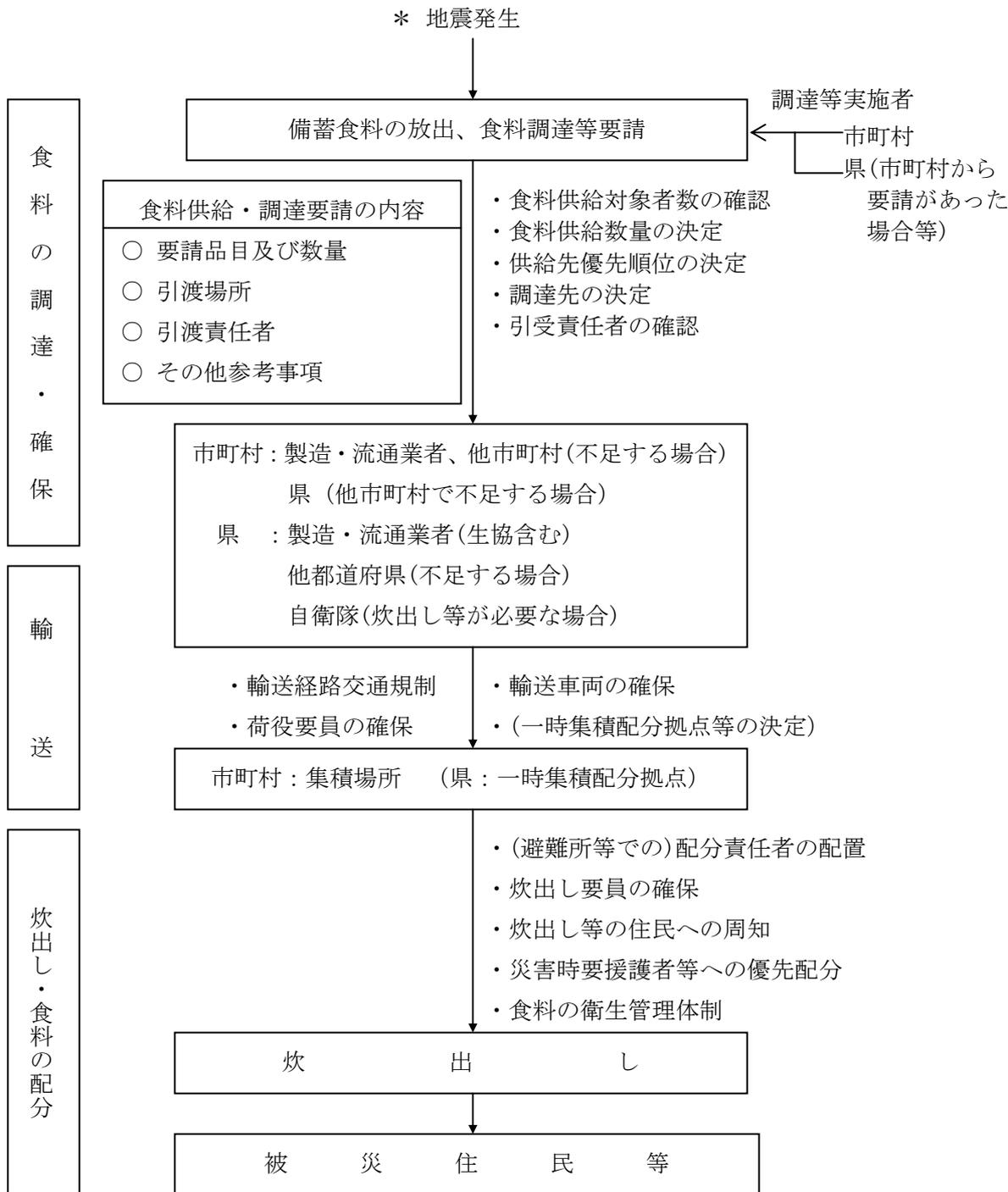
第 1 4 章 生活支援関係

第 1 節 食料供給計画

1 計画の概要

災害により食料を確保することが困難となった場合における、市町村及び県が実施する災害応急対策について定める。

2 食料供給計画フロー



3 市町村が行う食料の調達及び配分

(1) 調達

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

被災市町村のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

- ア 山形縣市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

- (ア) 食料の応援要請

- 品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

- (イ) 炊出し用具等の応援要請

- 人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

- ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、被災市町村は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

- (2) 調達食料品目例

- 市町村は、避難所の設置状況や災害時要援護者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

- ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

- イ 乳幼児ミルク、牛乳

- ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

- (3) 炊出し

- 市町村は、炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

- ア 炊出しは、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

- イ 大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

- (4) 配分

- 被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

- イ 住民への事前周知等による公平な配分

- ウ 災害時要援護者への優先配分

- エ 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分

4 県が行う食料の調達等

県は、被災市町村の食料調達状況等を常に把握するとともに、被災市町村から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、食料が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

- (1) 備蓄食料の供与

- 県は、被災市町村からの要請に基づき、必要と認める場合、備蓄している食料を供与する。

- (2) 調達

- ア 県は、備蓄食料の供与によっても不足する場合は、協定締結業者に食料の供給を要請し、なお不足する場合はその他の製造・流通業者に要請する。

- イ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請するとともに、必要に応じて農林水産省に応急用食料を要請する。

(3) 輸送及び集積

ア 食料の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、県有車両又は民間借上車両で輸送する。

イ 交通事情等により陸路輸送が困難な場合は、消防防災ヘリコプターを活用し又は自衛隊に対して要請を行い空路輸送を行う。

また、海上における緊急輸送が必要な場合は、酒田海上保安部に対し緊急輸送を要請する。

ウ 県が供給する食料は、原則として調達先の配送により、避難所又は市町村が設置する集積場所へ直接輸送する。市町村が集積場所を設置できない場合は、県が設置する一時集積配分拠点に集積することとし、一時集積配分拠点から避難所への輸送は市町村において対応する。

災害の規模が大規模であり、市町村による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。

5 食料の衛生管理、栄養指導

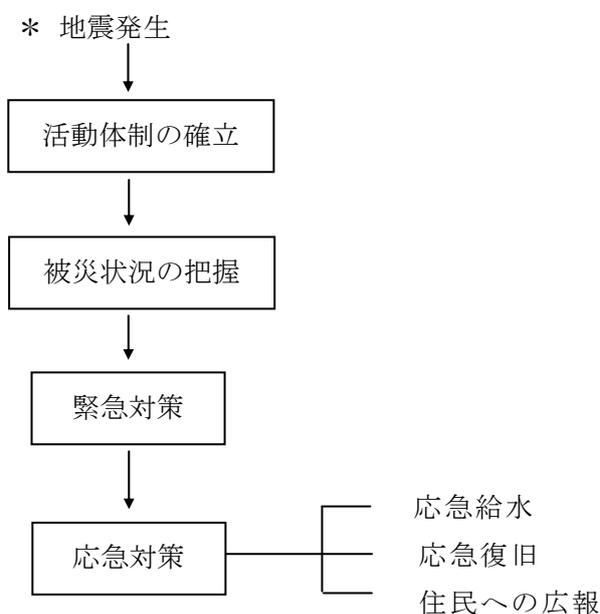
食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本章第4節「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

第2節 給水・上水道施設応急対策計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、県、市町村及び水道事業者（簡易水道事業者及び水道用水供給事業者を含む）（以下「水道事業者」という。）が実施する災害応急対策について定める。

2 給水・上水道施設応急対策フロー



3 活動体制の確立

県、市町村及び水道事業者は相互に、連絡調整を図りながら、必要に応じて関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(1) 水道事業者

水道事業者は関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。

イ 水道事業者のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。

ウ 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

エ 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。

オ 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

(2) 県

県は、主に情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行う。また必

要に応じ、水道法第40条第1項に基づき、水道用水の緊急応援命令を発する等適切な措置を講ずる。

ア 水道事業者相互間の応援、協力について、必要な斡旋、指導及び要請を行う。応急給水等に必要な場合は、自衛隊の派遣を要請する。

イ 水道事業者の要請に応じ、近隣県さらには厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に応援を要請し、十分な応急体制の確立を図る。

ウ 小規模な水道事業者への応援部隊は、応急対策全般について計画立案、技術支援できるような部隊編成に配慮する。

エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び滅菌を実施する。

4 被災状況の把握

水道事業者は、次により迅速かつ的確に上水道施設、道路等の被災状況を把握する。

- (1) テレメータ監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

5 緊急対策

水道事業者は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

- (1) 二次災害の防止対策

ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。

ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

- (2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

6 応急対策

県、市町村及び水道事業者は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

- (1) 応急給水

県、市町村及び水道事業者は、衛生対策、積雪等の気候条件及び災害時要援護者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

ア 応急給水の準備

- (ア) 既存水源及び緊急代替水源の確保
- (イ) 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- (ウ) 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
- (エ) 給水車等による応援給水の確保
- (オ) 水質の衛生確保
- (カ) 備蓄飲料水の量の確認

イ 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び備蓄飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。

(ア) 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び収容避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水機等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(イ) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓数を増減させる。

(エ) 備蓄飲料水の供与

市町村は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。

県は、被災市町村からの要請に基づき、必要と認めた場合、__備蓄している飲料水を供与する。

ウ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

エ 飲料水及び応急給水用資材の確保

(ア) 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

(イ) 応急給水用資材の確保

水道事業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

オ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

カ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

キ 生活用水の確保

水道事業者は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。

ク 地域性及び積雪期への配慮

(ア) 離島及び山間地へは、必要により、飲料水の空輸又は海輸、浄水装置による給水等を行う。

ケ 災害時要援護者等に対する配慮

災害時要援護者への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

水道事業者は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

市町村による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

カ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を強化する。

キ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたってはガスの復旧状況に十分配慮する。

(3) 住民への広報

県、市町村及び水道事業者は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

ア 被災直後の広報

(ア) 市町村が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

(イ) ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

イ 長期的復旧計画の広報

県及び市町村は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報誌、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

ウ 情報連絡体制の確立

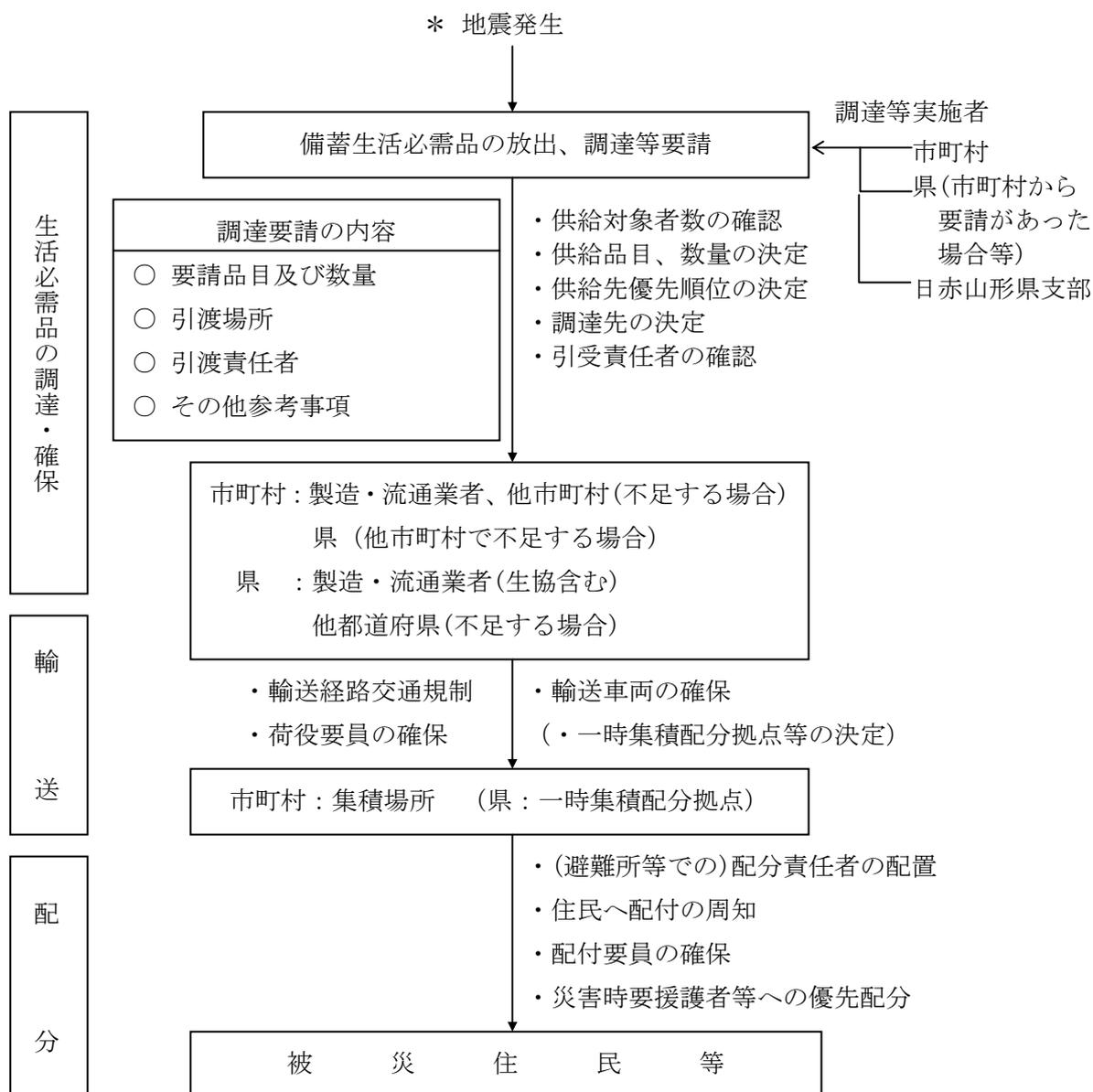
県、市町村及び水道事業者は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第3節 生活必需品等物資供給計画

1 計画の概要

地震により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、市町村及び県が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

2 生活必需品等物資供給計画フロー



3 市町村が行う調達及び配分

(1) 調達

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合

は、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している製造・流通業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

被災市町村のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

(2) 調達生活必需品等物資品目例

市町村は、避難所の設置状況や災害時要援護者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク 生理用品

ケ 暖房器具

(3) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 災害時要援護者への優先配分

エ 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

4 県が行う生活必需品等物資の調達等

県は、被災市町村の生活必需品等物資調達状況等を常に把握するとともに、被災市町村から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、生活必需品等物資が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

(1) 調達

ア 県は、市町村の要請に基づき又は必要と認めた場合、県総合支庁に備蓄している生活必需品等物資を供与する。

イ 県の備蓄物資の供与によっても不足する場合は、業者に対し生活必需品等物資の供給を要請し、なおも不足する場合はその他の製造・流通業者等に要請する。

ウ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づき、近隣県又は全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して広域応

援要請を行うとともに、必要に応じて東北経済産業局に対しあつせんを要請する。

(2) 輸送及び集積

ア 物資の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、県有車両又は民間借上車両で輸送する。

イ 交通事情等により陸路輸送が困難な場合は、消防防災ヘリコプターを活用し、又は自衛隊に対して要請を行い空路輸送を行う。

また、海上における緊急輸送が必要な場合は、酒田海上保安部に対し緊急輸送を要請する。

ウ 県が供給する物資は、原則として調達先の配送により、避難所又は市町村が設置する集積場所へ直接輸送する。市町村が集積場所を設置できない場合は、県が設置する一時集積配分拠点に集積することとし、一時集積配分拠点から避難所への輸送は市町村において対応する。

災害の規模が大規模であり、市町村による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。

5 日本赤十字社山形県支部の交付

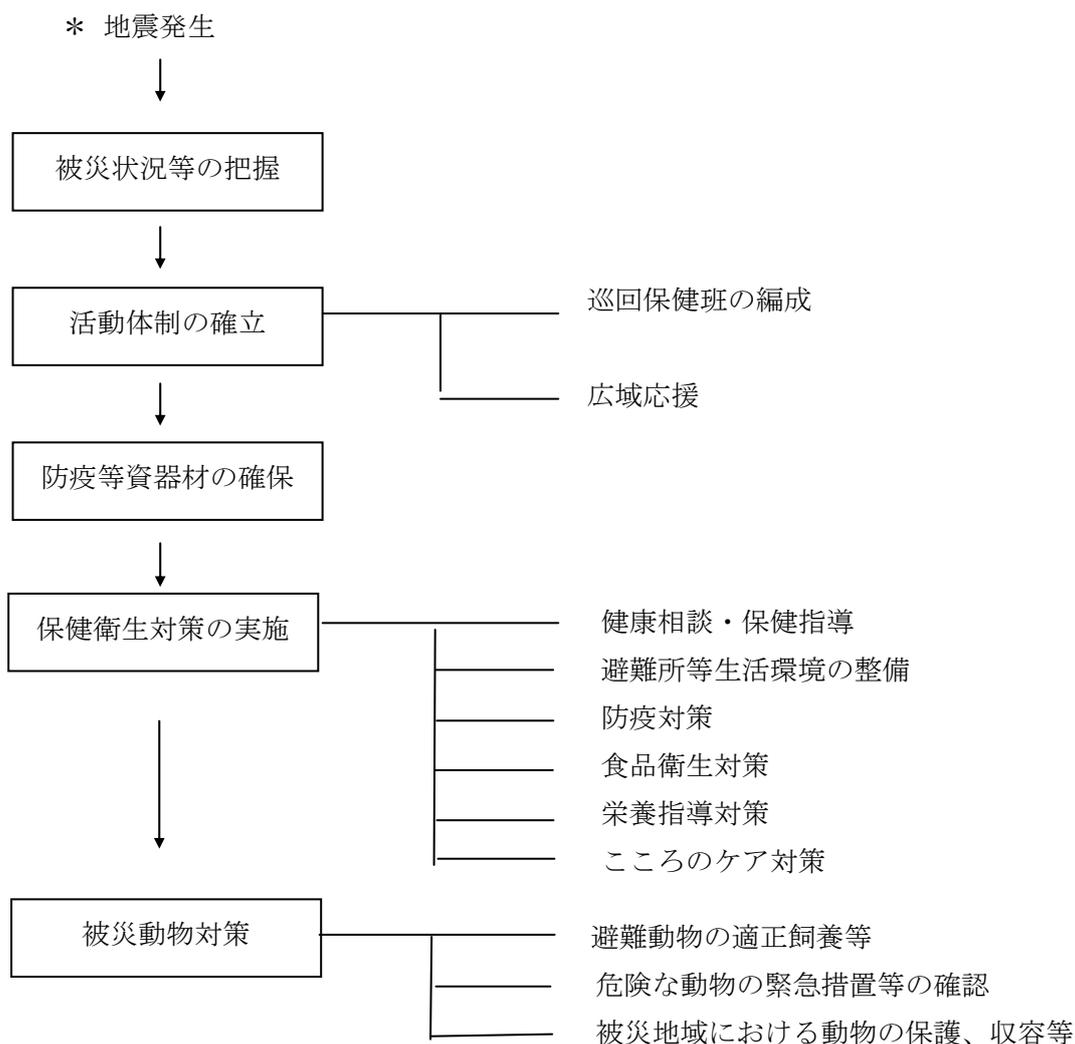
日本赤十字社山形県支部は、被災市町村の日本赤十字社山形県支部地区長又は分区長が実施する必要量調査の結果に基づく要請により、毛布及び緊急セット等の救援物資を当該地区・分区へ交付する。

第4節 保健衛生計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、県及び市町村が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 保健衛生計画フロー



3 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、県及び市町村は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況

- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

4 活動体制の確立

(1) 巡回保健班の編成

市町村及び保健所は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する

(2) 広域応援

県は、必要に応じ被災地の巡回保健班へ他保健所から応援要員を派遣するとともに、被害が著しい場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して応援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して応援を要請する。

5 防疫等資器材の確保

市町村は、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫等資器材」という。）が不足する場合は、保健所に確保を要請する。

保健所は、管内市町村で防疫等資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請し、県は県医薬品卸業協会に防疫等資器材の供給を要請する。

6 保健衛生対策の実施

(1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、市町村担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

ア 食生活の状況（食中毒の予防）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔
- キ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

ア 感染症発生予防対策

市町村は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

(ア) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒・滅菌を指導する。

(イ) 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒・滅菌を実施する。

なお、消毒・滅菌の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

イ 疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

ウ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

(ア) 感染症患者等の入院

保健所は、一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で適当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。

(イ) 濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症患者等の接触者に対し、疫学調査や検便等の健康診断を実施するとともに、病気に対する正しい知識や消毒方法等についての保健指導を行う。

(ウ) 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

県は市町村に指示し、又は県自ら感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

エ 結核定期外健康診断の実施

保健所は、結核のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して、結核定期外健康診断を実施する。

(4) 食品衛生対策

保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。なお、食品安全衛生課は、必要に応じて、食品衛生班への他保健所等からの要員応援体制を確保する。

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

市町村の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、市町村及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

市町村と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特

に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

- (ア) 包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導
- (イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取り扱い状況の監視
- (ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

オ 食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

(5) 栄養指導対策

保健所は市町村と連携し、次により被災者の栄養指導を行う。災害の状況により必要な場合は、県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回指導する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

市町村が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の災害時要援護者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

(6) 精神保健対策

ア 巡回相談等

保健所等の精神保健福祉相談員は、災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するため、収容避難所や応急仮設住宅等で被災者を対象に巡回相談を行うとともに、通所している精神障がい者を訪問指導し、必要により精神科医療機関と連絡調整を行う。

イ 心のケア対策

(ア) こころのケアに関する電話相談

- a 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談
- b 保健所・精神保健福祉センターで実施

(イ) 被災地へのこころのケアチームの派遣

- a 被災市町村の要請に基づき、県内外のこころのケアチームを被災地に派遣し、急性ストレス障害及び在宅精神障がい者の医療の確保等に対応する。
- b 精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職等からなるチームを派遣する。

(ウ) 災害時精神科医療体制の整備

- a 被災地からの緊急入院患者等に対応するため、24時間体制の精神科医療を確保する。
- b 24時間医療を確保するため、県精神科病院協会等の協力により空床確保等の後方支援体制を確保する。
- c 被災した精神病院入院患者の転院先を確保する。

- (エ) 被災者への普及啓発
 - a 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・こころのケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。
 - b ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。
 - c 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者のこころのケアに関する情報を提供する。
- (オ) 援助者への教育研修
 - a 保育士・学校教師・ケアマネージャー等関係者に対し、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。
 - b ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身のこころのケアに関する研修を実施する。

7 被災動物対策

県は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 避難動物の適正飼養等

保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市町村や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

(3) 被災地域における動物の保護、収容等

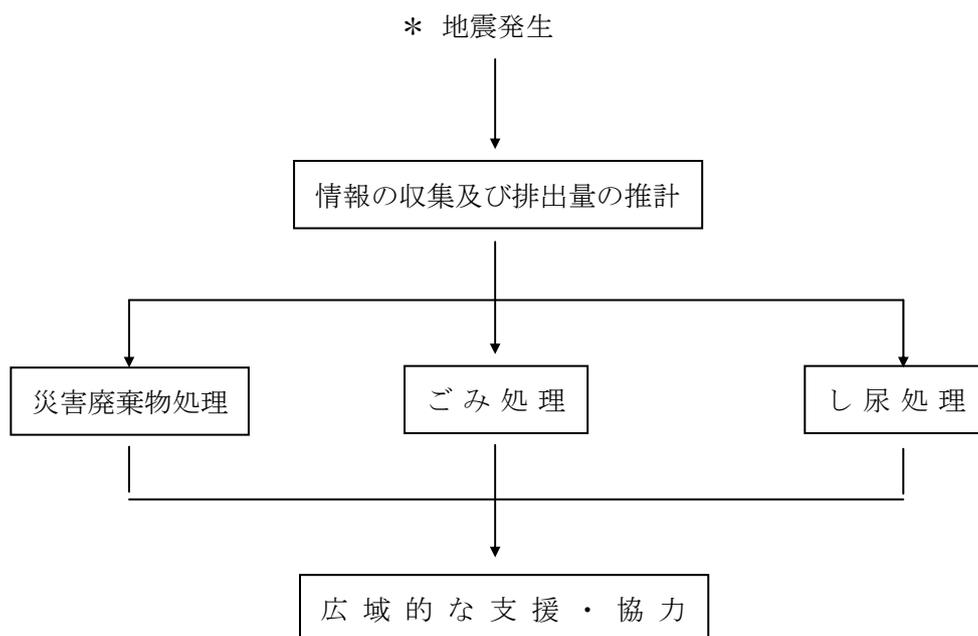
保健所は、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第5節 廃棄物処理計画

1 計画の概要

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として市町村が実施する廃棄物処理対策について定める。

2 廃棄物処理計画フロー



3 災害廃棄物処理

(1) 市町村の措置

市町村は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

イ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が市町村の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、市町村がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

ウ 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保する。

エ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び産業廃棄物協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

(2) 県の措置

県は、災害廃棄物の処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

ア 市町村から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、県内各市町村、一部事務組合、自衛隊、山形県産業廃棄物協会及び山形県解体工事業協会等に対して広域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。

イ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合は、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。

4 ごみ処理

(1) 市町村の措置

市町村は、次によりごみ処理を実施する。

ア 避難所等の避難人員及び場所を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

イ 廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

ウ 避難者の生活に支障を生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

エ 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。

オ 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村及び一部事務組合に支援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

(2) 県の措置

県は、ごみの処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

ア 市町村から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、県内各市町村、一部事務組合、山形県環境整備事業協同組合等に対して広域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。

イ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合には、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。

5 し尿処理

(1) 市町村の措置

市町村は、次によりし尿処理を実施する。

- ア 避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、被災地域におけるし尿の排出量を推計する。
- イ し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- ウ 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- エ 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- オ し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

(2) 県の措置

県は、し尿の処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

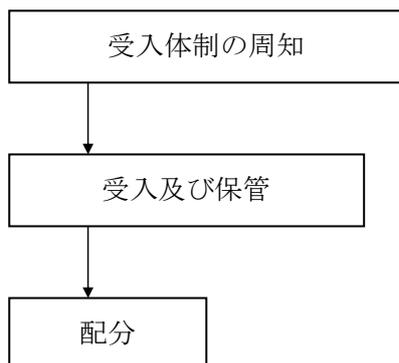
- ア 市町村から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、県内各市町村、一部事務組合、山形県環境整備事業協同組合等に対して広域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。
- イ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合は、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。
- ウ 大規模災害時等において市町村から要請があった場合には、仮設（簡易）トイレのあっせんを行う。

第6節 義援金の受入・配分計画

1 計画の概要

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援金を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、県及び市町村等が実施する対策について定める。

2 義援金の受入れ、配分計画フロー



3 義援金

(1) 受入体制の周知

県、市町村及び日本赤十字社山形県支部は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入

県、市町村及び日本赤十字社山形県支部は、次により義援金を受け入れる。

ア 県

(ア) 受入窓口は健康福祉部健康福祉企画課とする。原則として口座振替とし、義援金を受け入れる口座を山形中央郵便局等に開設する。

(イ) 義援金の管理は、一般からの義援金は歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

イ 市町村

(ア) 一般からの受入窓口を開設する。

(イ) 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

ウ 日本赤十字社山形県支部

(ア) 一般からの受入窓口を開設する。

(イ) 受入口座を設定する。

(ウ) 一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領証を発行する。

(3) 配分

ア 県及び市町村は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、県社会福祉協議会等福祉団体、被災者代表で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、

適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

イ 県、市町村及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。

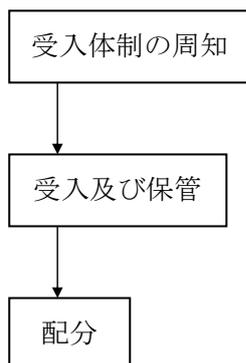
また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

第7節 義援物資の受入・配分計画

1 計画の概要

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、県及び市町村等が実施する対策について定める。

2 義援物資の受入れ、配分計画フロー



3 義援物資

(1) 受入体制の周知

県及び市町村は、義援物資の受入が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等又はホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

また、義援物資受入の必要がない場合も、その旨公表する。

(2) 受入及び保管

県及び市町村は、次により義援物資を受け入れる。

ア 県

(ア) 義援物資の受入窓口は災害対策本部生活救援班とする。

(イ) 義援物資の集積場所は、義援物資集積配分拠点とする。また、県（本庁、総合支庁）へ直接持ち込まれる物資についても、当該集積場所へ誘導又は移送する。

イ 市町村

(ア) 受入・照会窓口を開設する。

(イ) 受入要員を確保する。

(ウ) 義援物資輸送、保管に適した集積場所を確保する。

(3) 配分

ア 県

(ア) 県の調達物資及び県に対する応援要請物資を調整しながら、市町村の需給状況を勘案して効果的な配分を行う。

(イ) 義援物資集積配分拠点における在庫物資及び配送済物資のリストを整備し、当該場所から一時集積配分拠点への配送作業を円滑に行う。

(ウ) 義援物資集積配分拠点から避難所への輸送は市町村において対応する。

災害の規模が大規模であり、市町村による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。

イ 市町村

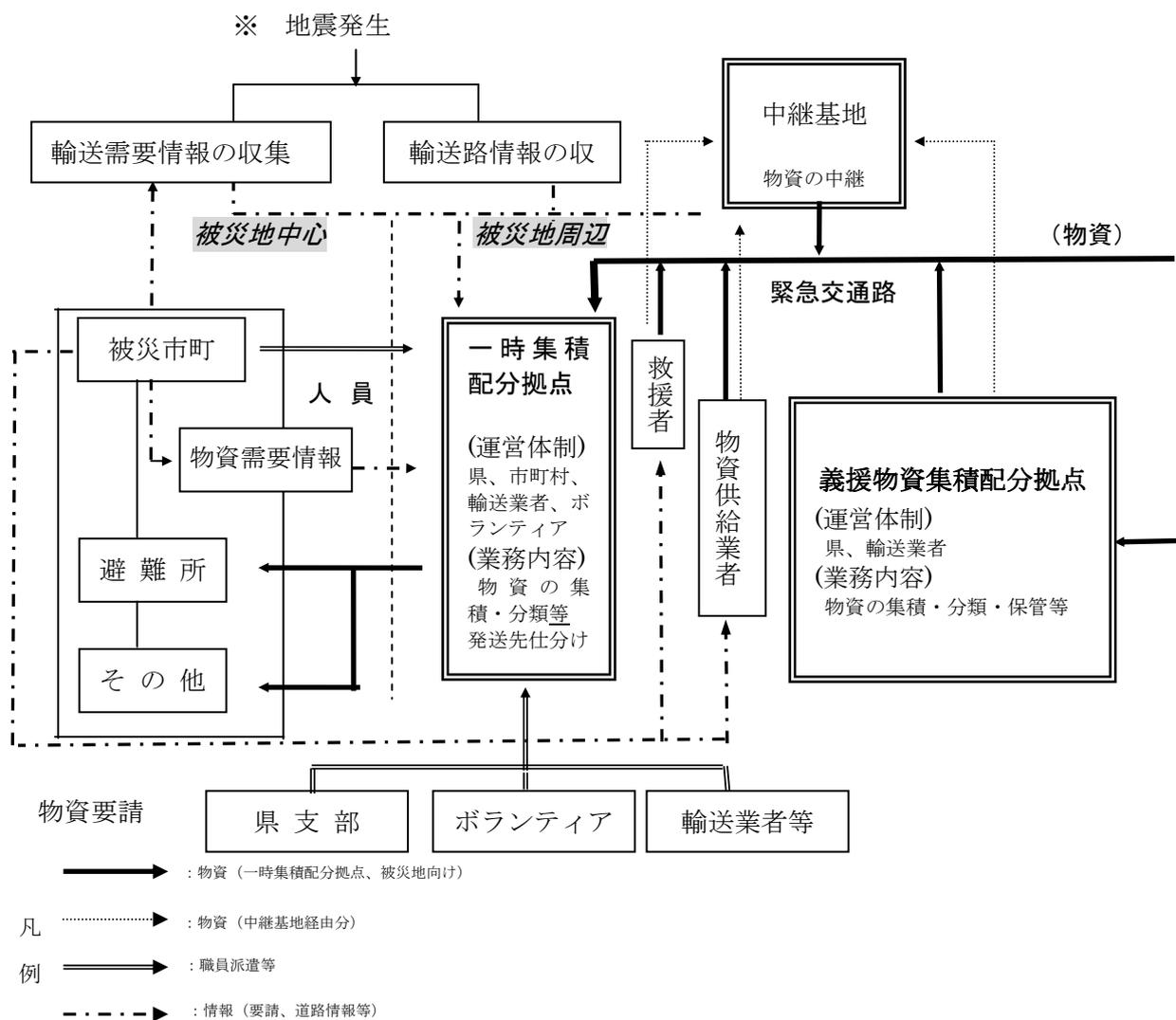
自己調達物資及び応援要請物資等を調整し、被災地におけるニーズに配慮した効果的な配分を行う。

第8節 集積配分拠点運営計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、県が義援物資集積配分拠点及び被災地周辺に確保する一時集積配分拠点の設置並びにその運用について定める。

2 集積配分拠点運営計画フロー



3 集積配分拠点の設置

- (1) 県は、各地から寄せられる義援物資を集積・配分する義援物資集積配分拠点を設置する。
- (2) 県は、状況に応じ、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点を被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間、設置する。

なお、県内四地域を結ぶ交通路が被災し被災地域内の一時集積配分拠点に他地域から物資を輸送することができない場合は、被災地に隣接する他地域に中継基地を設け、一旦ここに

物資を集積する。

4 取扱物資

(1) 義援物資集積配分拠点

各地から寄せられる義援物資

(2) 一時集積配分拠点

ア 被災市町村からの救援要請を受けて他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）

イ 食料、生活必需品等の応急生活物資

ウ 義援物資集積配分拠点等から被災市町村に配送される義援物資

エ 医薬品

5 実施業務

(1) 義援物資集積配分拠点

ア 義援物資の集積、分類及び保管

イ 集積配分拠点等の物資情報の提供

ウ 配送先別の仕分け

エ 車両への積み替え、発送

(2) 一時集積配分拠点

ア 緊急物資、救援物資の一時集積、分類及び保管

イ 避難所等の物資需要情報の集約

ウ 配送先別の仕分け

エ 小型車両への積み替え、発送

6 集積配分拠点の運営体制と運営要領

(1) 義援物資集積配分拠点

ア 運営体制

県及び社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

イ 運営要領

県は、次により義援物資集積配分拠点を運営する。

(ア) 義援物資集積配分拠点への職員等の派遣

輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者等を義援物資集積配分拠点に派遣する。

(イ) 物資情報の提供

物資情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行う。

(ウ) 物資配送用車両の確保

県は、被災市町村が物資配送用車両を確保できない場合は、市町村からの要請を受けて必要な車両を確保する。

(2) 一時集積配分拠点

ア 運営体制

県、応急物資の供給を受ける被災市町村及び社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

イ 運営要領

県及び物資の供給を受ける被災市町村は次により一時集積配分拠点を運営する。

(ア) 一時集積配分拠点への職員等の派遣

輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者及びボランティア等を一時集積配分拠点に派遣する。

(イ) 避難所等の物資需要情報の集約

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。

(ウ) 物資配送用車両の確保

県は、被災市町村が物資配送用車両を確保できない場合は、市町村からの要請を受けて必要な車両を確保する。

(エ) ボランティアの活用

一時集積配分拠点における業務は、多くの人員が必要とされるのでボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

7 一時集積配分拠点までの輸送

原則として救援物資については被災市町村等から要請を受けた者が、食料、生活必需品等の応急物資についてはこれら物資の取扱業者が、実施する。

市町村から要請を受けた者及び取扱業者等が輸送できない場合は、県が輸送を確保する。

8 避難所等への輸送

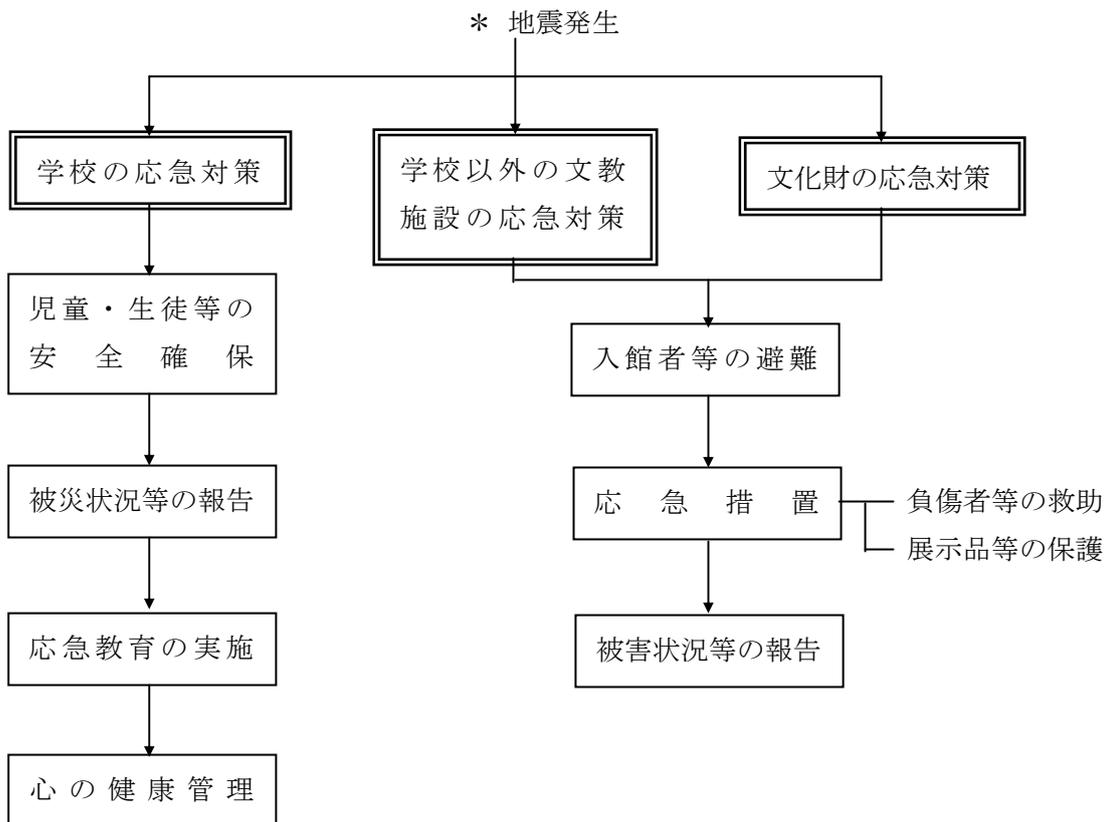
原則として物資の供給を受ける被災市町村が実施する。

第15章 文教施設における災害応急計画

1 計画の概要

地震発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

2 文教施設における災害応急計画フロー



3 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、市町村が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・搜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

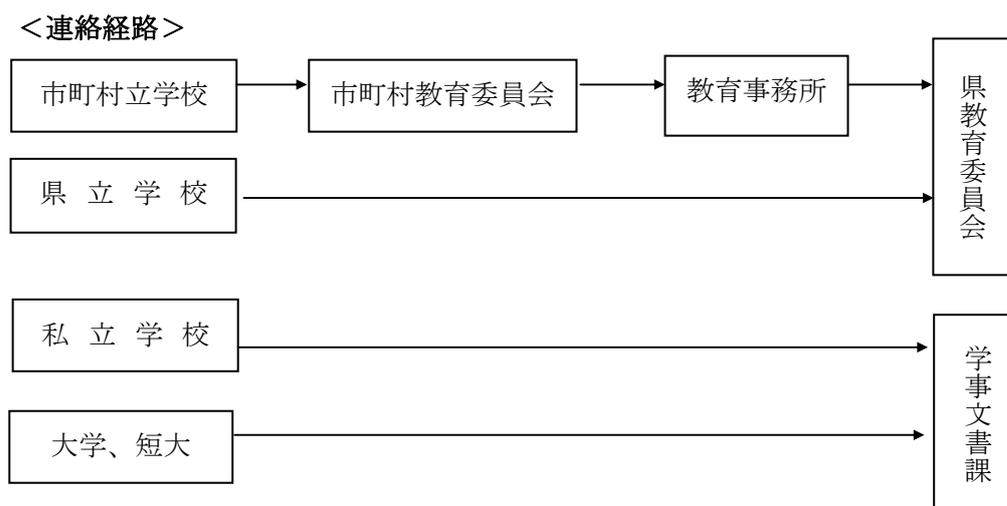
エ 下校及び休校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。



(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

- (ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
- (イ) 校区の通学路や交通手段等の確保
- (ウ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
- (エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された市町村で、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

- (ア) 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)
 - 例 公民館、体育館等
- (イ) 授業料の免除や奨学金制度の活用
- (ウ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- (エ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- a 複式授業の実施
- b 昼夜二部授業の実施
- c 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請
- d 非常勤講師又は臨時講師の発令
- e 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 災害救助法に基づく措置

市町村長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む）

(イ) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

(ウ) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。）。

(エ) 学用品給与の方法

県教育委員会は、市町村教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

4 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び県警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する。
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、市町村から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

5 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び市町村指定文化財等の所有者及び管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置ものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

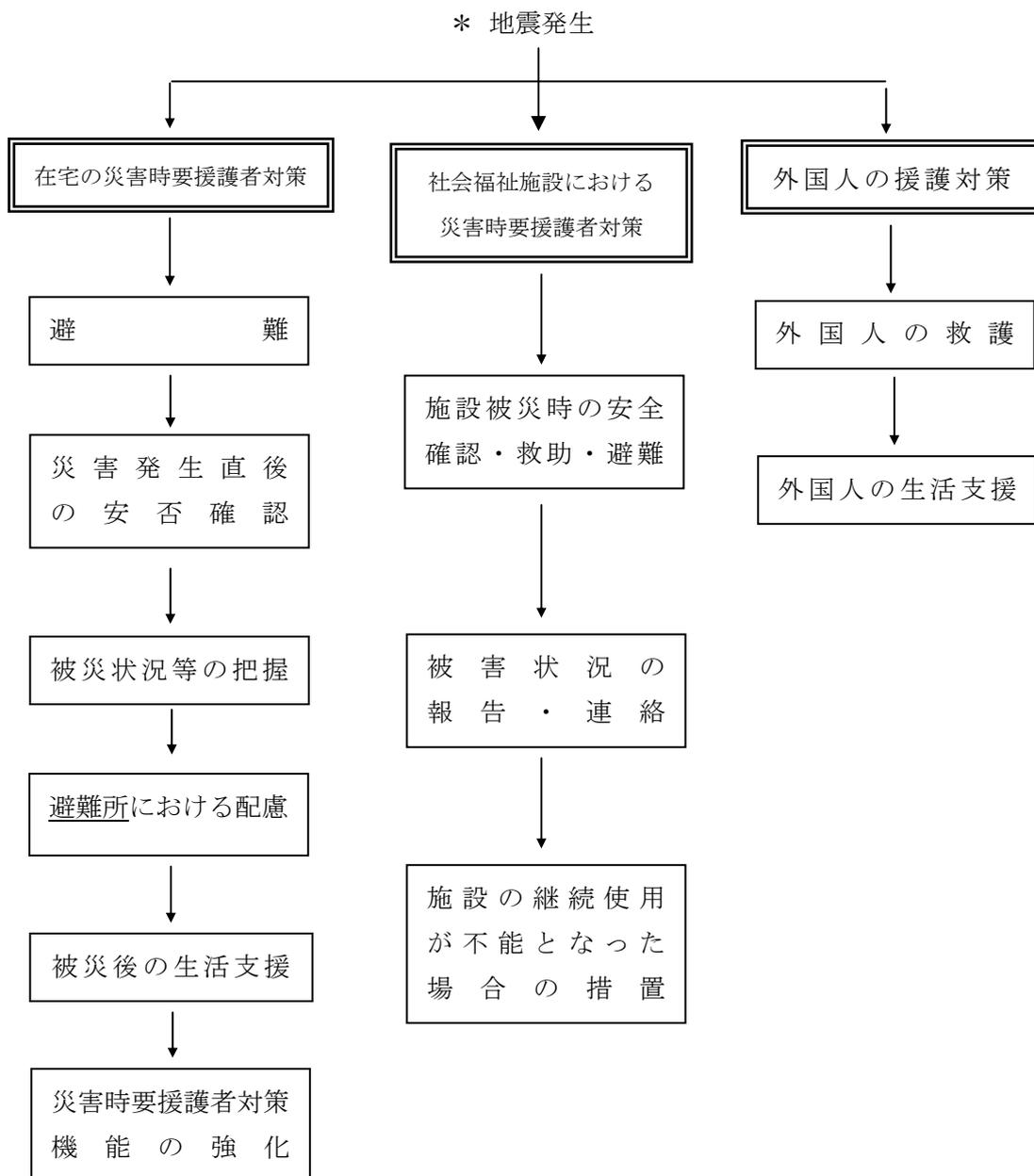
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに所轄市町村教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第16章 災害時要援護者の応急対策計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、災害時要援護者の被害軽減や生活支援を図るために、県、市町村及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 災害時要援護者の応急対策計画フロー



3 在宅の災害時要援護者対策

(1) 避難誘導等

市町村は、地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、災害時要援護者

の避難誘導等が災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は災害時要援護者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 災害発生直後の安否確認

市町村は、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等の協力を得て、災害時要援護者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(3) 被災状況等の把握

市町村は、避難所や要援護対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 災害時要援護者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具(品)の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

市町村は、災害時要援護者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、市町村は、可能な限り福祉避難所を設置し、災害時要援護者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

県及び市町村は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、県内の施設で対応できない場合、県は近隣県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

県及び市町村は、被災した災害時要援護者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

市町村は、県の指導・助言を受け、在宅の災害時要援護者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、市町村は、被災した災害時要援護者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

(6) 災害時要援護者対策機能の強化

県は、災害の状況により必要と認められる場合、被災地の福祉事務所等へ人的な支援を行い、在宅の災害時要援護者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

4 社会福祉施設等における災害時要援護者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所(屋内、屋外、避難所等)を選択し、避難誘導を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を市町村及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市町村又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、市町村及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

市町村は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

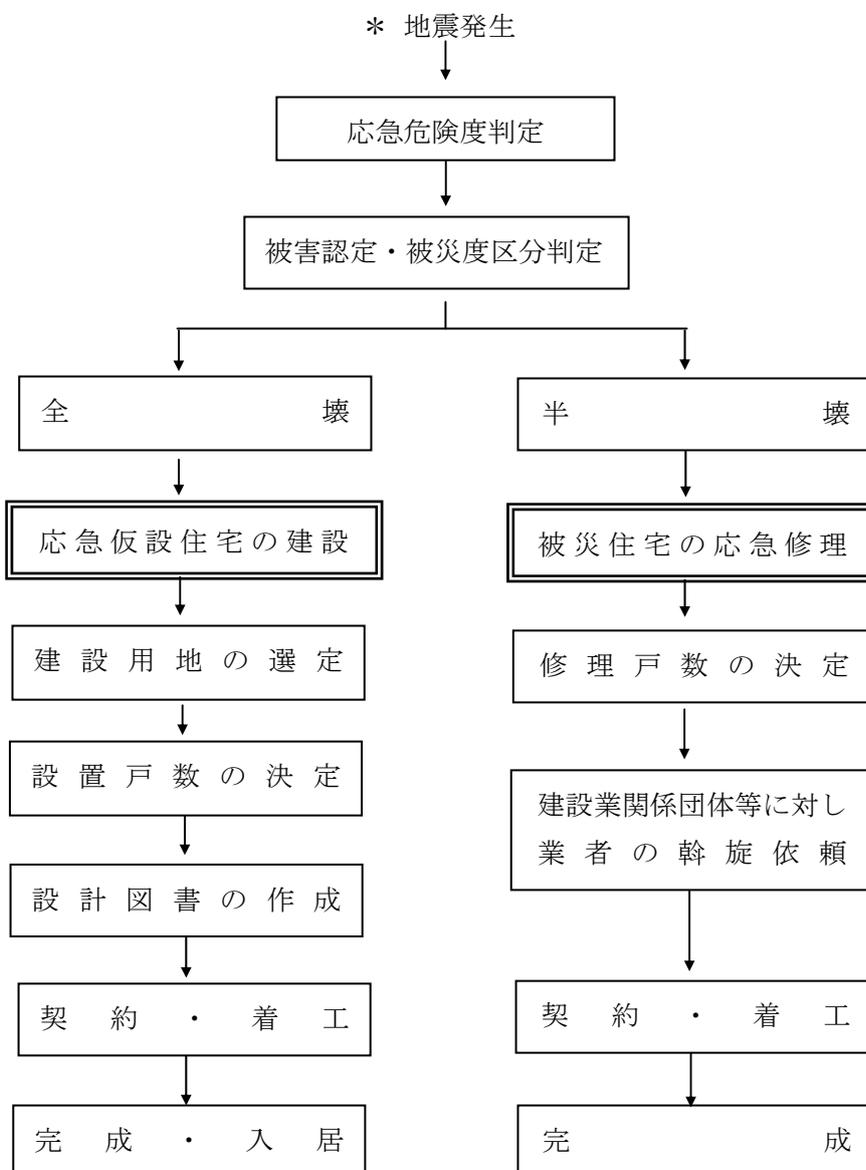
県及び市町村は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第 17 章 応急住宅対策計画

1 計画の概要

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下この章において「法」という。）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、県及び市町村等が実施する災害応急対策について定める。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



3 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

市町村は、地震により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

県は、被災市町村の協力を得て、早急に住宅の被災状況等を把握するとともに必要な調査を実施する。

ア 地震・津波情報及び被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 被災市町村の住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)

エ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づき、基本的に市町村が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

(イ) 市町村は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

(ウ) なお、判定の実施にあたっては、収容避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被害認定

市町村は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

カ 被災度判定区分

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行なう。

キ 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ク 災害時要援護者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

ケ 被災市町村の住宅に関する県への要望事項

コ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

県は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、被災地近隣の県営住宅、市町村営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について、関係機関に対して調査を実施する。

(3) 応急仮設住宅の必要戸数・規模等についての見積もり

県は、(1)及び(2)の調査結果等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会

県は、社団法人プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の供給(建設)能力戸数等について照会する。

4 応急住宅の確保

県は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、次により応急的な住宅を確保し、暫定的に住生活の安定を図る。

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町村の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

① 民間賃貸住宅の借上げ

ア 借上げ方針

- (ア) 民間賃貸住宅の借上げ（以下「借上げ住宅」という。）戸数は、応急仮設住宅の建設と併せ、法が適用された市町村を単位に、原則として当該市町村の全壊、全焼及び流失世帯の3割以内とする。
- (イ) ただし、被災の程度その他の事情から、市町村ごとに画一的に3割以内とすることが不合理な場合は、県内の法適用市町村全体の全壊、全焼及び流失世帯数の合計の3割以内であれば、当該市町村間で借上げ住宅の戸数を融通できる。
- (ウ) また、各市町村における被害の程度、住民の経済的能力及び被災地域の民間賃貸住宅事情等により必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、借上げ住宅の戸数の限度を引き上げることができる。

イ 借上げ方法

- (ア) 県は、社団法人山形県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会山形支部（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上げ住宅を供給するものとする。
- (イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行うものとする。

ウ 借上げ住宅の入居者選定等

(ア) 入居の資格

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。
ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - (a) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - (c) 前各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、被災市町村が行う。
- b この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等災害時要援護者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。
- c 県は、当該被災市町村から入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等を行う。

(ウ) 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。
ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

② 応急仮設住宅の建設方針

ア 建設用地の選定

- (ア) 県は、市町村の協力を得て、あらかじめ応急仮設住宅の建設可能な用地を把握しておくものとする。
- (イ) 被災市町村に対し、応急仮設住宅の設置戸数に対応する建設用地の選定について協力を依頼する。その際には、県としても、必要に応じ応急仮設住宅の建設用地として県有地等を提供する。
- (ウ) 被災市町村から、建設用地の選定結果について報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめる。
- (エ) (ア)から(ウ)の結果等を踏まえ、次の事項に十分留意して建設用地を選定する。
 - a 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、災害時要援護者に適応したバリアフリー対応に配慮する。
 - b 降雨等による二次災害を受けることがないように、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。
 - c 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

イ 設置戸数

- (ア) 応急仮設住宅の設置戸数は、借上げ住宅戸数と合わせ、法が適用された市町村を単位に、原則として当該市町村の全壊、全焼及び流失世帯の合計数の3割以内とする。
- (イ) ただし、被災の程度その他の事情から、市町村ごとに画一的に3割以内とすることが不合理な場合は、県内の法適用市町村全体の全壊、全焼及び流失世帯数の合計の3割以内であれば、当該市町村間で設置戸数を融通できる。
- (ウ) また、各市町村における被害の程度、住民の経済的能力及び住宅事情等により必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、設置戸数の限度を引き上げることができる。

ウ 規模及び費用

- (ア) 応急仮設住宅一戸当たりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。
- (イ) ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。
- (ウ) また、建設資材を県外調達し又は離島等に設置したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施工することが困難な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

エ 建設の時期

- (ア) 応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。
- (イ) ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

③ 応急仮設住宅の建設方法

ア 応急仮設住宅は、所定の基準により、県が直接建設業者に請け負わせて建設する。

イ 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した社団法人プレハブ建築協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。

ウ この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。

④ 応急仮設住宅の入居者選定

ア 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - c 前各号に準ずる者

イ 入居者の選定

- (ア) 応急仮設住宅の入居者の選定は、被災市町村が行う。
また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。
- (イ) この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等災害時要援護者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。
- (ウ) 県は、当該被災市町村から入居者の選定結果の報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめて、入居予定者名簿を作成する。

ウ 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

⑤ 応急仮設住宅の管理

県は、市町村の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて当該市町村に管理を委任することができる。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(2) 公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等のあっせん等

県、市町村、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

5 被災住宅の応急修理

市町村は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。

(1) 修理の方針

ア 修理戸数

- (ア) 被災住宅の応急修理の対象戸数は、法が適用された市町村を単位に、原則として、当該市町村の半壊及び半焼世帯の合計数の3割以内とする。

(イ) ただし、被災の程度その他の事情から、市町村ごとに画一的に3割以内とすることが不合理な場合は、県内の法適用市町村全体の半壊及び半焼世帯数の合計の3割以内であれば、当該市町村間で修理戸数を融通できる。

(ウ) また、各市町村における被害の程度、住民の経済的能力及び住宅事情等により必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、修理戸数の限度を引き上げることができる。

イ 範囲及び費用

(ア) 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

ウ 修理の期間

(ア) 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である市町村長が、現物給付をもって実施する。

(3) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

市町村において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

6 住宅建設資機材等の確保

県は、応急仮設住宅の建設等にあって必要があるときは、所管の森林管理署等に対し応援を要請し、木材等を確保する。

7 建物関係障害物の除去

市町村は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア 対象戸数

(ア) 障害物除去の対象戸数は、法が適用された市町村を単位に、原則として、当該市町村の半壊及び床上浸水世帯の合計数の1.5割の範囲内とする。

(イ) ただし、被災の程度その他の事情から、市町村ごとに画一的に 1.5 割以内とすることが不合理な場合は、県内の法適用市町村全体の半壊及び床上浸水世帯数の合計の 1.5 割以内であれば、当該市町村間で障害物除去の世帯数を融通できる。

(ウ) また、各市町村における被害の程度、住民の経済的能力及び住宅事情等により必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、障害物除去の世帯数の限度を引き上げることができる。

イ 範囲及び費用

(ア) 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

ウ 障害物の除去の実施期間

(ア) 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として 10 日以内である。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって 10 日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である市町村長が、現物給付をもって実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

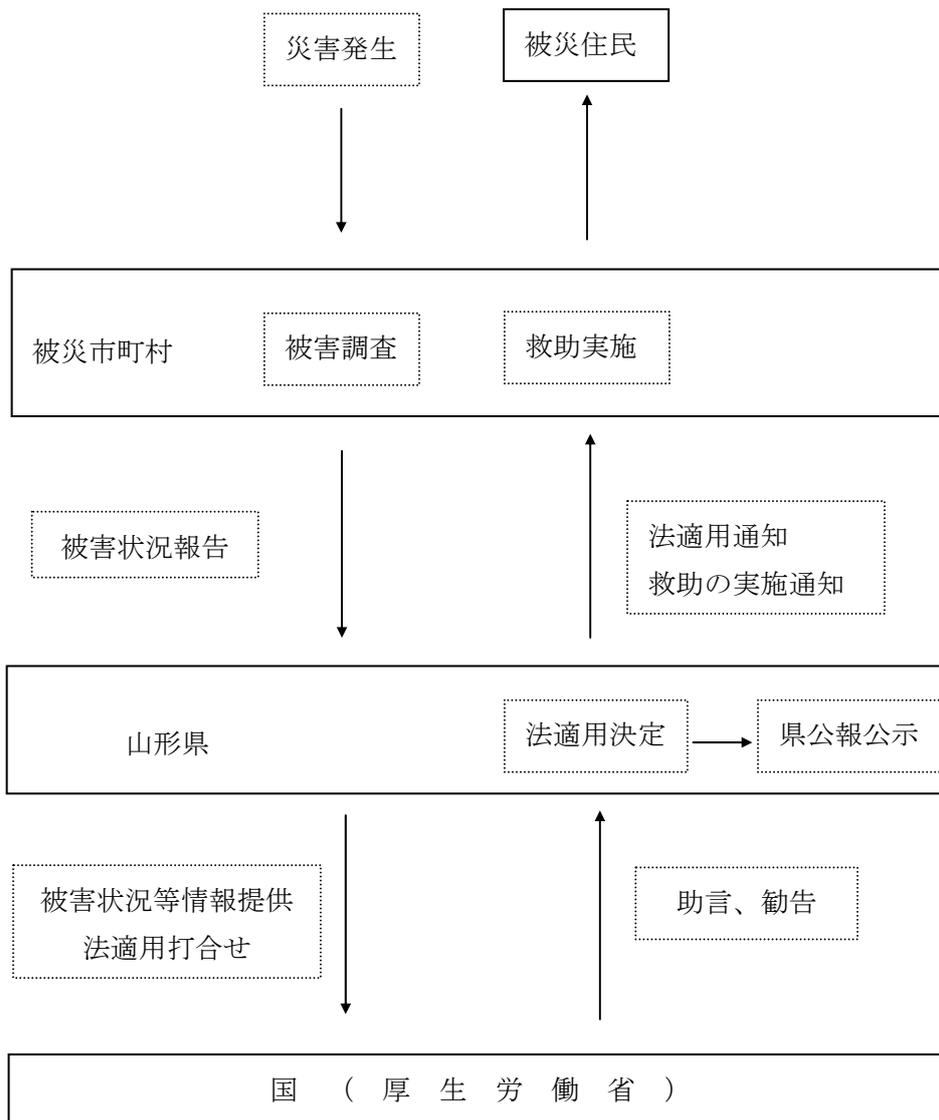
市町村において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第 18 章 災害救助法の適用に関する計画

1 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下この章において「法」という。)に係る県及び市町村の運用について定める

2 災害救助法による救助フロー



3 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（法第 2 条）。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一の原因による災害によることを原則とする。

ただし、この例外として、

(ア) 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

(イ) 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

ウ 市町村又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ、別表の1号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。

イ 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が別表の2号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。

ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第1条第1項第3号前段）。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって厚生労働省令に定める基準に該当するとき。（法施行令第1条第1項第4号）。

4 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う（法施行令第1条第2項）。

滅失世帯数＝(全壊、全焼、流失)＋(半壊、半焼)×1/2＋(床上浸水等)×1/3

(2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

(ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

(イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

(イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

(ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

5 災害救助法の適用

(1) 県の役割

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（法第2条）。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる（法第30条第1項）。

(2) 市町村の役割

市町村長は、上記(1)により市町村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする（法第30条第2項）。

(3) 国との連携等

法の適用に当たっては、必要に応じて厚生労働大臣に技術的助言を求め、適用した場合は、県広報に公示するとともに、厚生労働大臣に情報提供するものとする。

6 災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

法による救助の種類は次のとおりである（法第 23 条第 1 項及び法施行令第 9 条）。なお、本県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は市町村長が行うこととしている（法第 30 条第 1 項及び県災害救助法施行細則第 1 条第 1 項）。

ア 収用施設の供与

(ア) 避難所の設置

(イ) 応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の捜索及び処理

サ 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ キについては、災害援護貸付金等の各種貸付け制度が充実したことから、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第 23 条第 2 項）。

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則別表第 1 に定められておりであり、その基準については厚生労働省において適宜改定が行われる。

(2) 特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、市町村長の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて厚生労働大臣と協議する。

(別表)

市町村別災害救助法適用基準被災世帯数早見表

市町村名		人 口	適用基準		市町村名		人 口	適用基準	
			1号	2号				1号	2号
村 山	山形市	254,244	100	50	置 賜	米沢市	89,401	80	40
	上山市	33,836	60	30		南陽市	33,658	60	30
	天童市	62,214	80	40		高畠町	25,025	50	25
	山辺町	15,139	50	25		川西町	17,313	50	25
	中山町	12,015	40	20		長井市	29,473	50	25
	寒河江市	42,373	60	30		小国町	8,862	40	20
	河北町	19,959	50	25		白鷹町	15,314	50	25
	西川町	6,270	40	20	飯豊町	7,943	40	20	
	朝日町	7,856	40	20	庄 内	鶴岡市	136,623	100	50
	大江町	9,227	40	20		三川町	7,731	40	20
	村山市	26,811	50	25		庄内町	23,158	50	25
	東根市	46,414	60	30		酒田市	111,151	100	50
	尾花沢市	18,955	50	25		遊佐町	15,480	50	25
	大石田町	8,160	40	20					
最 上	新庄市	38,850	60	30					
	金山町	6,365	40	20					
	最上町	9,847	40	20					
	舟形町	6,164	40	20					
	真室川町	9,165	40	20					
	大蔵村	3,762	30	15					
	鮭川村	4,862	30	15					
	戸沢村	5,304	40	20					
					計	35	1,168,924		

注1：住家が滅失した世帯の数の算定は、次の方式による(法施行令第1条第2項)。
 滅失世帯数=(全壊、全焼、流失)+(半壊、半焼)×1/2+(床上浸水等)×1/3
 注2：人口は、平成22年10月1日現在の国勢調査の結果による。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 民生安定化計画

1 計画の概要

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、県、市町村及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 被災者のための相談	① 相談所の開設、運営
2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	① 災害弔慰金の支給 ② 災害障害見舞金の支給 ③ 被災者生活再建支援金の支給 ④ 災害援護資金の貸付 ⑤ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）の貸付 ⑥ 母子寡婦福祉資金 の償還猶予 ⑦ 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収 ⑧ 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長
3 雇用の確保	① 臨時総合相談窓口の開設 ② 離職者の早期再就職の促進 ③ 雇用保険の失業等給付に関する特例措置 ④ 未払賃金立替払事業に関する ⑤ 労災保険給付等に関する措置 ⑥ 労働保険料の納付に関する特例措置
4 応急金融対策	① 通貨供給の確保 ② 非常金融措置
5 生活関連物資の需給・価格状況の調査、監視及び情報の提供	① 調査・監視及び情報の提供 ② 物資の指定等
6 住宅対策	① 住宅資金の貸付 ② 被災者入居のための公営住宅建設 ③ 住宅復旧のための木材調達
7 租税の特例措置	① 県の特例措置 ② 国及び市町村の特例措置
8 公共料金等の特例措置	① 郵便事業 ② 貯金事業 ③ 電気通信事業 ④ 電気事業 ⑤ 都市ガス及び簡易ガス事業

9 被災住民への各種措置 の周知	
---------------------	--

3 被災者のための相談

(1) 相談所の開設

県及び市町村は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

ア 県の設置する相談所：県庁、被災地及び応急仮設住宅等の所在する県総合支庁

イ 市町村の設置する相談所：市役所、町村役場、出張所、コミュニティ・センター及び避難所等

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、災害時要援護者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

市町村は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村 3 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	市町村
			支給の制限 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合	

(2) 災害障害見舞金

市町村は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村 3 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	市町村
			支給の制限 1 当該傷害者の傷害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合	

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支

給する。

対象となる自然災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	窓口																		
<p>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村</p> <p>3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県</p> <p>4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</p>	<p>1 根拠法令 被災者生活 再建支援法</p> <p>2 実施主体 山形県 (被災者生活 再建支援法人 に支援金支給 に関する事務 を委託)</p> <p>3 経費負担 被災者生活 再建支援法 人 1/2 国 1/2</p>	<p>1 住宅が全壊した世帯</p> <p>2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害に危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)</p>	<p>支給額は、基礎支援金(住宅の被害に応じて支給する支援金)と加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)の合計額となる。(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。)</p> <p>1 基礎支援金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加算支援金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円となる。</p>	被害程度	支給額	全壊	100万円	解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借(公営住宅以外)	50万円	市町村
被害程度	支給額																					
全壊	100万円																					
解体	100万円																					
長期避難	100万円																					
大規模半壊	50万円																					
再建方法	支給額																					
建設・購入	200万円																					
補修	100万円																					
賃借(公営住宅以外)	50万円																					

(4) 災害援護資金の貸付

市町村は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	窓口
山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 但しその世帯の住居が滅失した場合においては 1,270万円	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村 (条例) 3 経費負担 国 2/3 県 1/3	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年10.75%	市町村

(5) 生活福祉資金(福祉資金福祉費)貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯 (概ね市町村民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下)	1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市町村社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	貸付限度 1世帯 150万円	1 据置期間 貸付の日から6月以内(災害の状況に応じ2年以内) 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%(据置期間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付のこと。

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 (1) 猶予期間1年以内（1年後も、さらにその事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） (2) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

(8) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6ヶ月	災害救助法の適用は要しない。

5 雇用の確保

山形労働局は、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時総合相談窓口の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時総合相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講ずる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずる。

ア 雇用維持等の要請

イ 被災者のための臨時職業相談の実施

ウ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

ア 求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される

被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

イ 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度により迅速に必要な措置を講ずる。

(5) 労災保険給付等に関する措置

労災保険給付の請求に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

(6) 労働保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主等に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

(1) 日本銀行山形事務所は、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行うため、必要に応じて次により応急金融対策を実施する。

ア 通貨の供給の確保

(ア) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(イ) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(ウ) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業を行うよう指導する。

イ 非常金融措置

(ア) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関に対し次のような非常措置をとるようあっせん、指導を行う。

a 預金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

b 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

- c 被災地の手形交換所において、災害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
 - d 損傷日本銀行券及び貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
 - (イ) 金融措置に関する広報
金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかに周知徹底を図る。
- (2) 東北財務局山形財務事務所は、必要と認められる範囲内で、以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請する。
- ア 災害関係の融資に関する措置
災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
 - イ 預金の払戻及び中途解約に関する措置
 - (ア) 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失または流出した場合でも、被災者の預貯金払戻の利便を図ること。
 - (イ) 定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等適宜の措置を講ずること。
 - ウ 手形交換、休日営業等に関する措置
手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。
 - エ 営業停止等における対応に関する措置
営業停止等の措置を講じた営業店舗名等や現金自動支払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (3) 金融機関は、被災者の便宜を図るため、次のような非常措置を行う。
- ア 預貯金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
 - イ 被災者に対して定期預貯金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
 - ウ 郵便局株式会社は、被災者に係る簡易保険業務について、非常取扱いを行うこと。
- ## 7 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供
- (1) 調査、監視及び情報の提供
県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給及び価格状況の調査並びに監視を行うとともに、その結果を被災地の住民等に情報提供する。
 - (2) 物資の指定等
 - ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し若しくはそのおそれがあると認める場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資(以下「指定物資」という。)として指定する。
 - イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導を行うとともに、必要に応じて勧告及び公表を行う。

8 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

県及び市町村は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、市町村は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
<p>1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者 ※平成21年6月14日以前にり災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者</p> <p>2 建設 り災住宅の被害率 5割以上 住宅部分の床面積(A) $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 $13\text{ m}^2 \leq A \leq a$ 木造の場合の構造 1戸建て又は連続建て</p> <p>3 新築住宅購入 り災住宅の被害率 5割以上 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (マンションの場合は 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合は 50 m^2 (マンションの場合は 30 m^2) $\leq A \leq a$ 木造の場合の構造 1戸建て又は連続建て 敷地面積 1戸建の場合 100 m^2 以上</p> <p>4 リ・ユース(中古)購入 り災住宅の被害率 5割以上 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (マンションの場合は 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積(a) $a > 175\text{ m}^2$ の場合は、50 m^2 (マンションの場合は 30 m^2) $\leq A \leq a$</p> <p>5 補修 り災住宅の被害額 10万円以上</p>	<p>1 建設資金 (1) 建設資金 耐火・準耐火・木造(耐久性) 1,460万円 木造(一般) 1,400万円 (2) 土地取得資金 970万円 (3) 整地資金 380万円 (4) 特例加算 450万円</p> <p>2 新築住宅購入資金 (1) 新規購入資金 耐火・準耐火・木造(耐久性) 1,460万円 木造(一般) 1,400万円 (2) 土地取得資金 970万円 (3) 特例加算 450万円</p> <p>3 リ・ユース(中古)購入資金 (1) リ・ユース購入資金 耐火・準耐火・木造(耐久性) 1,160万円 木造(一般) 950万円 (2) リ・ユースプラス購入資金 耐火・準耐火・木造(耐久性) 1,460万円 木造(一般) 950万円 (3) 土地取得資金 970万円 (4) 特例加算 450万円</p> <p>4 補修資金 耐火・準耐火構造 640万円 木造 590万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円</p>	<p>1 建設 (1) 償還期間 耐火、準耐火構造 木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 (2) 据置期間 3年間(その分償還期間延長) (3) 利率 基本融資額 1.67% 特例加算額 2.57%</p> <p>2 新築住宅購入 (1) 償還期間 耐火、準耐火構造 木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 (2) 据置期間 3年間(その分償還期間延長) (3) 利率 基本融資額 1.67% 特例加算額 2.57%</p> <p>3 リ・ユース(中古)購入 (1) 償還期間 ①リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 ②リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 (2) 据置期間 3年間(その分償還期間延長) (3) 利率 1.9%</p> <p>4 補修 (1) 償還期間 20年以内 (2) 据置期間 1年間 (3) 利率 基本融資額 1.67% 特例加算額 2.57%</p>

イ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 対象世帯 (1) 低所得世帯 (概ね市町村民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下) (2) 高齢者世帯 (日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯(所得制限あり)) (3) 障がい者世帯 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯(所得制限あり))	1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援 0728 第9号) 2 実施主体 県社会福祉協議会 3 窓口 市町村社会福祉協議会(民生委員・児童委員)	貸付限度 250万円以内	1 据置期間 貸付の日から6月以内(災害の状況に応じ2年以内) 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%(据置期間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付のこと。

ウ 母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金	1 母子及び寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない。 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率 無利子

(2) 公営住宅の建設

県及び市町村は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定早期実施が得られるよう努める。

(3) 住宅復旧のための木材調達

県は、必要により森林管理署等の協力を得て、県内の製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。なおも不足する場合は、近県に対して製材品の供給要請を行う。

9 租税の特例措置

(1) 県の特例措置

県は、被災した納税者及び特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、その状況に応じ、地方税法及び山形県県税条例等の規定に基づき、県税に係る期限の延長、納税の猶予及

び減免等適切な措置を講ずる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次により期限を延長する。

(ア) 県の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない場合

災害がやんだ日から2月以内に限り地域及び期日を指定する。

(イ) その他の場合

納税者等の申請により、災害がやんだ日から2月以内に限り期日を指定する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、その者の申請に基づき、さらに、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

(ア) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じ一定の要件により減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を災害を受けた日から2年以内に取得した場合若しくは取得した不動産がその取得直後に災害により損壊した場合、その不動産の取得に係る不動産取得税を減免する。

なお、東日本大震災の場合は平成33年3月31日までに取得した場合、これに伴う原子力災害の場合は警戒区域設定指示が解除された日から3月以内に取得した場合とする。また、被災家屋、従前の土地の面積分には課税しない。

(ウ) 自動車税

災害により損害を受け、相当の修繕費を要すると認められる自動車の所有者に対して課する自動車税について一定の要件により減免する。

なお、東日本大震災及びこれに伴う原子力災害により被災した自動車に代わる自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日までに取得した場合は、平成23年度から平成25年度までの自動車税を非課税とする。

(エ) 自動車取得税

災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を災害を受けた日から1年以内に取得した場合における自動車取得税について一定の要件により減免する。

なお、東日本大震災及びこれに伴う原子力災害により被災した自動車に代わる自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日までに取得した場合は自動車取得税を非課税とする。

(オ) 軽油引取税

特別納税義務者が、災害により、軽油の代金及び軽油取引税の全部又は一部を受け取ることができなくなったとき若しくは徴収した軽油引取税額を失った場合、申請により、税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

(カ) 産業廃棄物税

特別納税義務者が、災害により、産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったとき若しくは徴収した産業廃棄物税額を失った場合、申請により、税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

また、申告納付すべき納税者が、天災その他やむを得ない事由があると認められた場合、申請により、減免する。

(2) 国及び市町村の特例措置

国及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、災害の状況に応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

10 公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡(折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる官製便せん)の無償交付

イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物(被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る。)の料金免除

(2) 貯金事業

被災者救援用寄附金(被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。)送金のための郵便振替料金免除

(3) 電気通信事業

ア 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金(避難勧告の日から同解除の日までの期間(1カ月未満は日割り計算)とする。)の減免

イ 被災者の電話移転工事費(災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。)の減免

(4) 電気事業

災害救助法が適用された市町村及び同法が適用された市町村に隣接する市町村の被災者から申し出があった場合(り災証明書の提出等)、経済産業大臣の認可を受けて次の措置が実施される。

なお、当該措置の適用項目及び期間は、災害の規模による。

ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ 不使用月の基本料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金(被災前と同一契約に限る。)の免除

エ 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除

- カ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
 - キ 被災に伴う引込線・計量器類の取付け位置変更のための諸工料の免除
- (5) 都市ガス事業及び簡易ガス事業被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置が実施する。
- ア 被災者のガス料金の納期の延伸
 - イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用

11 被災者への各種措置の周知

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第2章 金融支援計画

1 計画の概要

地震により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、県及び市町村が実施する金融支援対策について定める。

2 計画の体系

(1) 農林漁業関係

項 目	概 要
1 天災融資制度による融資	① 天災資金の貸付（天災融資法が適用された場合） ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付
2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	① 農業関係資金（農業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ② 林業関係資金（林業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ③ 漁業関係資金（漁業基盤整備金・漁船資金・農林漁業セーフティネット資金・漁業経営安定資金・農林漁業施設資金）
3 各融資機関に対する円滑な融資の要請	
4 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
5 農林漁業者への各種措置の周知	

(2) 中小企業関係

項 目	概 要
1 被災中小企業の資金需要把握	
2 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置	
3 災害関連融資制度による融資	
4 各金融機関に対する円滑な融資の要請	
5 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
6 中小企業者への各種措置の周知	① 各種広報手段を活用した周知 ② 被災地への中小企業金融相談所の設置

3 農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

県及び市町村は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの(以下「被害組合」という。)に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具(政令で定めるもの)等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市町村長の認定を受けた者	特別被害者 3.0以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	— —
事業資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの	6.5%以内	3年以内	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあっては、年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受け、かつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額 (単位：万円)	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者 家畜等飼業者	500(2,500)	600(2,500)
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者		200(2,000)	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)	600(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)	250(2,000)
事業資金	被害組合		個別組合 2,500 連合会 5,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

(注) 1 経営資金の()内は法人に対する貸付限度額

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

県及び市町村は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具(要綱で定めるもの)等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市町村長の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 (天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで)	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：都道府県知事が指定する特別被害地域内の、農業にあつては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額(万円) 個人、()内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者 家畜等飼養者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
		林業者	200(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.55% ～1.3%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] (1) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連、農協、農協連、農林漁業振興法人等	0.55% ～1.3%	20年以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] (1) 農業用施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.55% ～1.3%	15年以内	3年以内
		(2) 災害を受け果樹の改植又は補植				

区分	資金の種類		融資対象事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.55% ～1.3%	30年以内	20年以内
			樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、農協等	0.55% ～1.3%	15年以内	5年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、森連、農協等	0.55% ～1.3%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〔共同利用施設〕 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧		農協、農協連、森組、森連等	0.55% ～1.3%	20年以内	3年以内
		〔主務大臣指定施設〕 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧		林業を営む者	0.55% ～1.3%	15年以内	3年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁業施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁業を営む者、水産漁業協同組合、水産振興法人等	0.55% ～1.3%	20年以内	3年以内	
	漁船資金	漁船の復旧	漁業を営む者、漁協等	0.55% ～1.15%	12年以内	2年以内	
	漁業経営安定資金	天災の物的損害等により、沿岸漁業経営に著しい支障を及ぼす場合の経営再建と収入減の補てん	漁業を営む者、漁協	1.3%	20年以内	3年以内	

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産漁業協同組合、農林漁業振興法人等	0.55% ～1.3%	20年以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧	漁業を営む者、水産漁業協同組合	0.55% ～1.3%	15年以内	3年以内
農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金を融資	農林漁業者（農業所得が総所得の過半を占めるもの）	0.55% ～0.75%	10年以内	3年以内
<p>(申込方法)) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行</p> <p>(貸付限度) ・ 農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業セーフティネット資金：600万円 ・ 漁業経営安定資金：個人750万円 法人1,500万円 ・ 農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は次の施設の種類ごとにそれぞれに掲げる額のいずれか低い額 <p>農業施設：300万円 林業施設：300万円 漁業施設：300万円（漁船1,000万円）</p> <p>※ 金利は、平成24年1月27日現在のものであり、変動することがある。</p>						

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

県及び市町村は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県及び市町村は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付農林漁業関係制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び市町村は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

県及び市町村は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

4 中小企業関係

(1) 被災中小企業の資金需要の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金制度を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認められた場合は、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

(3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に係る融資制度として、次の制度を活用することができる。

機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口
山形県 (産業政策課)	山形県商工業振興資金(災害対策資金)	<p>1 資金用途 : 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>2 貸付対象 : 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、知事が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの</p> <p>3 貸付限度 :</p> <p>4 貸付利率 :</p> <p>5 貸付期間 :</p> <p>6 取扱期間 :</p> <p style="text-align: center;">} <u>※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金制度を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。</u></p>	取扱金融機関 県内に本店を有する 各地方銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金
日本政策金融公庫(国民生活事業)	災害貸付	<p>1 資金用途 : 災害復旧のための設備資金及び運転資金</p> <p>2 貸付対象 : 別に指定される災害により被害を受けた方</p> <p>3 貸付限度 : それぞれの融資制度の融資限度額に 1 災害につき、3,000万円を加えた額</p> <p>4 貸付利率 : それぞれの融資制度の利率(閣議決定により特別利率が適用される場合がある。)</p> <p>5 貸付期間 : 10年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p>6 担保 : 必要により徴する</p> <p>7 保証人 : 原則として1名以上</p>	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店
日本政策金融公庫(中小企業事業)	災害貸付	<p>1 資金用途 : 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金</p> <p>2 貸付対象 : 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</p> <p>3 貸付限度 : 直接貸付:別枠1億5,000万円 (組合4億8,000万円) 代理貸付:上記限度の範囲内で 別枠7,500万円(組合2億2,500万円)</p> <p>4 貸付利率 : 基準金利 但し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。</p> <p>5 貸付期間 : 10年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p>6 担保 : 必要により徴する</p> <p>7 保証人 : 原則として1名以上</p>	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店

商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金用途	災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金	商工組合中央金庫各支店及び代理店
		2 貸付対象	別に指定される災害により被害を受けた方	
		3 貸付限度	必要に応じ一般枠を超える額	
		4 貸付利率	所定の利率	
		5 貸付期間	設備資金 20年以内（据置3年以内） 運転資金 10年以内（据置3年以内）	
		6 担保	必要により徴する	
		7 保証人	必要により徴する	

(4) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

県及び市町村は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(5) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び市町村は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(6) 中小企業者への各種措置の周知

ア 各種広報手段を活用した周知

県及び市町村は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

県及び市町村は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第3章 公共施設等災害復旧計画

1 計画の概要

地震により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 被害状況の調査と県への報告	① 公共施設等の管理者による被害状況の調査 ② 県の所管課に対する被害状況の報告
2 被害状況の県集計と国への報告	① 県の所管課による県全体の被害状況の集計 ② 国（関係省庁）に対する集計結果の報告
3 激甚災害指定の検討と推進	① 激甚災害指定の検討と調査の実施 ② 激甚災害指定の推進 ③ 局地激甚災害指定の推進
4 復旧の基本方向の決定等	① 復旧の基本方向の決定 ② 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成
5 災害査定との促進	① 国（関係省庁）に対する査定設計書の提出 ② 査定計画（日程）の作成と国（関係省庁）との協議
6 災害復旧関係技術職員等の確保	① 県営災害復旧事業における応援派遣の協議等 ② 市町村営災害復旧事業における応援派遣の協力要請等
7 資金計画	① 県の資金計画 ② 市町村の資金計画 ③ 東北財務局山形財務事務所の措置 ④ 山形中央郵便局の措置

（別添図：災害復旧事業執行手続きの流れ）

3 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を市町村又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は出先機関）に対し速やかに報告する。

また、市町村は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

〔災害復旧事業一覧〕

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	
(1) 公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設災 害復旧事業費国 庫負担法)	河川管理施設	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課	
	海岸管理施設	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課	
	砂防設備	農林水産省 国土交通省	農林水産部生産技術課水産室 県土整備部砂防・災害対策課	
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林課	
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林課	
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	
	雪崩防止施設	国土交通省	県土整備部道路課	
	道路	国土交通省	県土整備部道路課 県土整備部砂防・災害対策課	
	港湾	国土交通省	県土整備部空港港湾課	
	漁港	農林水産省	農林水産部生産技術課水産室	
	下水道	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課	
	公園	国土交通省	県土整備部都市計画課	
	(2) 農林水産業施 設等災害復旧事 業 (農林水産業施設 災害復旧事業費 国庫補助の暫定 措置に関する法 律)	農地・農業用施設	農林水産省	農林水産部農村整備課
		林業用施設	農林水産省	農林水産部森林課
漁業用施設		農林水産省	農林水産部生産技術課水産室	
共同利用施設		農林水産省	農林水産部畜産課	
(3) 文教施設等災 害復旧事業 (公立学校施設 災害復旧費国庫 負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設	文部科学省	教育庁総務課	
	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習振興課	
	私立学校施設		総務部学事文書課	
	文化財	文部科学省	教育庁文化財保護推進課	

(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) (精神保健福祉法)	社会福祉施設等	厚生労働省	子育て推進部子育て支援課 子育て推進部子ども家庭課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部長寿社会課 健康福祉部障がい福祉課
	廃棄物処理施設	環境省	環境エネルギー部循環型社会推進課
	医療施設等	厚生労働省	健康福祉部地域医療対策課
	水道施設	厚生労働省	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課
	感染症指定医療機関	厚生労働省	健康福祉部保健薬務課
精神障害者社会復帰施設等	厚生労働省	健康福祉部障がい福祉課	
(5) 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	都市排水施設等	国土交通省	県土整備部都市計画課
	街路施設	国土交通省	県土整備部都市計画課
(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設	国土交通省	県土整備部建築住宅課
	既設公営住宅	国土交通省	県土整備部建築住宅課
(7) その他の災害復旧事業 ① 空港 (空港法) ② 工業用水道 (予算措置) ③ 中小企業 (激甚法)	空港施設	国土交通省	県土整備部空港港湾課
	県企業局所管の工業用水道施設	経済産業省	企業局公営事業課
	中小企業共同施設	経済産業省	商工労働観光部工業振興課 商工労働観光部観光経済交流局 経済交流課

(8) 災害復旧に係る財政支援措置	① 特別交付税に係る業務	総務省	企画振興部市町村課
	② 普通交付税に係る業務	総務省	企画振興部市町村課
	③ 地方債に係る業務	総務省	企画振興部市町村課

4 被害状況の県集計と国への報告

県の所管課は、施設の管理者若しくは市町村又は出先機関から被害状況の報告を受けたときは、速やかに県全体の集計を行い、その結果を国（前項の災害復旧事業一覧に掲げる関係省庁）に対し報告（速報、概要報告及び確定報告）するとともに、危機管理課にその内容を報告する。

5 激甚災害指定の検討と推進

(1) 激甚災害指定の検討と調査の実施

県の所管課は、第3項の被害状況報告に基づいて市町村の被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

市町村は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 激甚災害指定の推進

ア 県の所管課は、前項に基づく調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、危機管理課に対しその旨を報告する。

イ 危機管理課は、当該所管課と連携を図りながら、国（内閣府等）に対し激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

〔激甚災害の指定基準〕

（昭和37年12月7日 中央防災会議決定）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第2章（3条～4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助）	次のいずれかに該当する災害 A 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 2.5% (2) 都道府県内市町村分の査定見込総額 > 当該都道府県内市町村標準税収入総額 × 5%

<p>激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4%</p> <p>(2) 都道府県内査定見込額 > 10億円</p>
<p>激甚法策6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の1及び2の要件に該当する災害。但し、当該災害における被害見込額50,000千円以下のものは除く。</p> <p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される場合</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される場合</p> <p>但し、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%</p> <p>(4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5%で第8条が適用される場合</p>
<p>激甚法策8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。但し、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%</p>
<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% (樹木に係るもの) (木材生産部門)</p> <p>B 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門)</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額 × 60%</p> <p>(2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%</p>

<p>激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p> <p>激甚法第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係)</p> <p>激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 ×2% 又は、その中小企業関係被害額>1,400億円</p>
<p>激甚法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)</p> <p>激甚法第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助)</p> <p>激甚法第19条 (市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合 但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法第22条 (罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000戸</p> <p>B 基準 次の1又は2のいずれかに該当する災害</p> <p>1 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 10%</p> <p>2 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 20%</p>
<p>激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される場合</p> <p>2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のおと、被害の実情に応じて個別に考慮される。</p>

〔局地激甚災害の指定基準〕 — 市町村災害が対象 —

(昭和43年11月22日 中央防災会議決定)

適用条項(適用措置)	指 定 基 準
<p>激甚法第2章(3条~4条)</p> <p>(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が10,000千円未満のものを除く)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が5,000,000千円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が250,000千円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20%</p>

	<p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が5,000,000千円を超え、かつ、10,000,000千円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費</p> <p style="padding-left: 2em;">> 当該市町村の標準税収入×20%</p> <p style="padding-left: 2em;">+ (当該市町村の標準税収入 - 5,000,000億円)×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね100,000千円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く)</p>
<p>激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p> <p>激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>農地等の災害復旧事業に要する経費の額</p> <p>> 当該市町村の農業所得推定額 × 10%</p> <p>(但し、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外)</p> <p>但し、当該査定事業費の額を合算した額が概ね50,000千円未満である場合を除く。</p>
<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額 × 150%</p> <p>(但し、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね0.05%未満の場合は除く。) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、概ね300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合</p>
<p>激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p> <p>激甚法第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例)</p> <p>激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)</p>	<p>中小企業関係係被害額</p> <p>> 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10%</p> <p>(但し、被害額が10,000千円未満は除外)</p> <p>に該当する市町村が1つ以上</p> <p>但し、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、概ね50,000千円未満である場合を除く。</p>

<p>激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合</p>
---	-----------------------------

6 復旧の基本方向の決定等

(1) 復旧の基本方向の決定

県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び市町村の意向等を勘案するとともに、迅速な原状復旧又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

(2) 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成

被害を受けた公共施設等の管理者は、(1)の基本方向に基づき、速やかに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。

なお、被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、迅速な原状復旧を進めるため、県警察は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市町村及び業界団体等に必要な働きかけを行うなどして、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

7 災害査定の促進

(1) 災害査定申請

県の所管課は、復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、県営災害復旧事業について、国（関係省庁）に対し国庫負担申請を行う。また、市町村営災害復旧事業については、副申を行う。

(2) 査定計画の作成と協議

県の所管課は、国に対する国庫負担申請に合わせて、査定計画（日程）を作成のうえ、国（関係省庁）と協議を行い、被害を受けた公共施設等について国の査定が速やかに受けられるよう努める。

また、被害の状況により、特に緊急を要する場合は、査定が迅速に実施されるよう必要な措置を講ずる。

8 災害復旧関係技術職員等の確保

(1) 県営災害復旧事業

ア 被災地を管轄する県出先機関において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該出先機関を所管する本庁の課（この項において、以下「本庁主管課」という。）に対し、技術職員等の応援派遣を協議する。

イ 本庁主管課は、出先機関から技術職員等の応援派遣について協議を受けたときは、被災地以外を管轄する県出先機関及び本庁関係各課から所要数の技術職員等を派遣するべく、当該出先機関及び関係課並びに人事課と調整を行うなど、必要な措置を講じる。

ウ 本庁主管課は、県職員の応援派遣のみでなお不足を生じるときは、関係都道府県から職員の応援派遣を受けるべく、国にあつせんを要請するなど、必要な措置を講ずる。

(2) 市町村営災害復旧事業

- ア 被災市町村において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。
- イ 災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課は、被災市町村から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

9 資金計画

(1) 県の資金計画

ア 資金需要の把握

県（財政課）は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を迅速に調査し、全体の資金量を把握する。

イ 資金計画の策定

県（財政課）は、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

ウ 各種災害復旧事業制度の活用

県の災害復旧事業担当課は、国からの助成を確保するため、各種災害復旧事業制度等に基づき必要な措置を講ずる。

エ 地方財政措置制度の活用

県（財政課）は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。

なお、大規模災害等の発生時においては、特別交付税の交付額の決定等の特例が設けられる。

〔地方財政措置制度の概要〕

1 地方交付税の種類

(1) 普通交付税

財源不足団体に対し交付

(2) 特別交付税

普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対し交付

2 特別交付税の額の決定

特別交付税の額は、

(1) 基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること、

(2) 基準財政需要額に過大に算定された財政収入があること、

(3) 災害のための特別の財政需要があること

等を考慮して決定される。

3 地方交付税の交付時期

(1) 普通交付税

各地方公共団体の資金繰り等を考慮し、4月、6月、9月および11月の4回に分けて交付される。

(2) 特別交付税

年度途中における財政需要等も考慮する必要があること等から、12月及び3月の2回に分けて決定・交付される。

オ 短期資金の確保

県（財政課）は、災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機

関からの一時借入金又は東北財務局山形財務事務所からの地方短期資金（災害つなぎ資金）により、必要資金を確保する。

(2) 市町村の資金計画

被害を受けた市町村は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。

(3) 東北財務局山形財務事務所の措置

ア 東北財務局山形財務事務所は、県及び市町村と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、県及び市町村の地方債について必要な措置を講ずる。

イ また、県及び市町村の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、県及び市町村の要請に応じ、災害つなぎ資金として財政融資資金を融通する措置を講ずる。

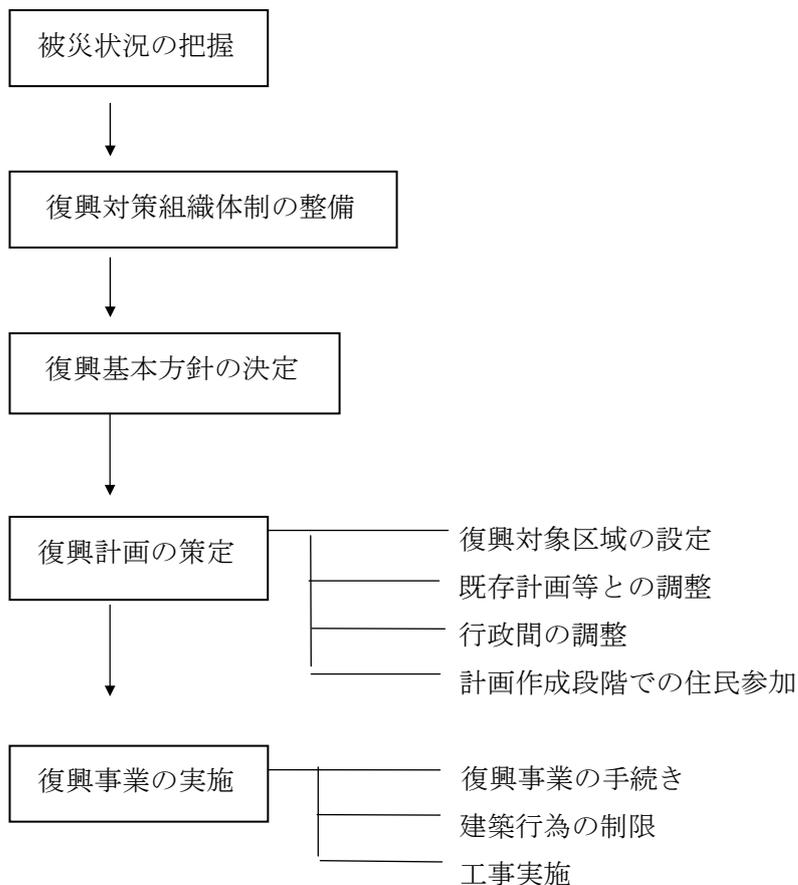
ウ 県又は市町村において国有財産（普通財産）を応急措置や復旧・復興対策の実施の用に供する場合は、県又は市町村の要請に応じ、適切な貸付けの措置を講ずる。

第4章 災害復興計画

1 計画の概要

大規模な地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、県及び市町村が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2 災害復興計画フロー



3 復興対策組織体制の整備

市町村及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

4 復興基本方針の決定

市町村及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的

復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

5 復興計画の策定

市町村及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

6 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

市町村は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

県、市町村及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

- ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備
- イ 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ウ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

7 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

市町村は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

山形県地域防災計画

風水害対策編

平成24年8月

山形県防災会議

目 次

■第1編 風水害等共通対策編

第1章	総 則	1
第1節	総 則	1
第2節	本県の特質と災害要因	2
1	自然条件	2
2	社会的条件	18
3	地域別の災害危険性	22
第3節	災害履歴	24
第4節	防災関係機関等の事務又は業務の大綱	34
第2章	災害予防計画	35
第1節	気象等観測体制整備計画	35
第2節	防災知識の普及計画	38
第3節	地域防災力強化計画	40
第4節	災害ボランティア受入体制整備計画	42
第5節	防災訓練計画	43
第6節	避難体制整備計画	44
第7節	救助・救急体制整備計画	50
第8節	火災予防計画	51
第9節	医療救護体制整備計画	52
第10節	防災用通信施設災害予防計画	53
第11節	地盤災害予防計画	55
第12節	孤立集落対策計画【新設】	58
第13節	都市防災計画	59
第14節	建築物災害予防計画	60
第15節	輸送体制整備計画	63
第16節	各種施設災害予防対策関係	64
1	交通関係施設災害予防計画	64
2	土砂災害防止施設災害予防計画	66
3	河川・海岸施設災害予防計画	70
4	農地・農業用施設災害予防計画	73
5	電力供給施設災害予防計画	75
6	ガス供給施設災害予防計画	76
7	放送施設災害予防計画	80
8	電気通信施設災害予防計画	81
9	上水道施設災害予防計画	82
10	下水道施設災害予防計画	85
11	工業用水道施設災害予防計画	87
12	危険物等施設災害予防計画	89

第17節	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	93
第18節	文教施設における災害予防計画	95
第19節	災害時要援護者の安全確保計画	96
第20節	災害救助基金の積立・運用計画	97
第3章	災害応急計画	98
第1節	活動体制関係	98
1	災害対策本部	98
2	職員の動員配備体制	100
3	広域応援計画	102
4	自衛隊災害派遣計画	104
5	災害ボランティア活動支援計画	106
第2節	情報収集伝達関係	107
1	通信計画	107
2	気象情報等伝達計画	108
3	災害情報の収集・伝達計画	122
4	広報計画	125
第3節	避難計画	129
第4節	避難所運営計画	133
第5節	災害警備計画	135
第6節	救助・救急計画	136
第7節	消火活動計画	137
第8節	医療救護計画	139
第9節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	140
第10節	交通輸送関係	141
1	輸送計画	141
2	道路交通計画	142
3	空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画	143
4	港湾・漁港施設災害応急計画	144
第11節	各種施設災害応急対策関係	145
1	土砂災害防止施設災害応急計画	145
2	河川・海岸施設災害応急計画	147
3	農地・農業用施設災害応急計画	150
4	電力供給施設災害応急計画	151
5	ガス供給施設災害応急計画	153
6	放送施設災害応急計画	156
7	電気通信施設災害応急計画	157
8	下水道施設災害応急計画	158
9	工業用水道施設災害応急計画	159
10	危険物等施設災害応急計画	160
第12節	農林水産業災害応急計画	164

第13節	生活支援関係	165
1	食料供給計画	165
2	給水・上水道施設応急対策計画	166
3	生活必需品等物資供給計画	167
4	保健衛生計画	168
5	廃棄物処理計画	169
6	義援金の受入、配分計画	170
7	義援物資の受入、配分計画	171
8	集積配分拠点運営計画【新設】	172
第14節	文教施設における災害応急計画	173
第15節	災害時要援護者の応急対策計画	177
第16節	応急住宅対策計画	180
第17節	災害救助法の適用に関する計画	182
第4章	災害復旧・復興計画	184
第1節	民生安定化計画	184
第2節	金融支援計画	187
第3節	公共施設等災害復旧計画	188
第4節	災害復興計画	189

■第2編 個別災害対策編

第1章	水害対策計画	190
第1節	水防管理団体体制整備計画	190
第2節	洪水予報・水防警報伝達計画	192
第3節	水防活動計画	195
第4節	応援計画	200
第2章	大規模土砂災害対策計画【新設】	201
第3章	火山災害対策計画	203
第4章	雪害対策計画	210
第1節	ライフライン等確保計画	210
第2節	雪崩防止計画	219
第3節	住民生活の安全確保計画	222
第5章	海上災害対策計画	224
第1節	海上事故等災害対策計画	227
第2節	流出油災害対策計画	230
第6章	航空災害対策計画	238
第1節	航空災害予防計画	238
第2節	航空災害応急計画	240
第7章	鉄道災害対策計画	244
第1節	鉄道災害予防計画	244
第2節	鉄道災害応急計画	246

第8章	道路災害対策計画	250
第9章	林野火災対策計画	253
第1節	林野火災予防計画	253
第2節	林野火災応急計画	256
第10章	原子力災害対策計画【新設】	259
第1節	総則【新設】	259
第2節	原子力災害予防計画【新設】	263
第3節	原子力災害応急計画【新設】	266
第4節	災害復旧計画【新設】	270

第 1 編 風水害等共通対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 総則

1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害、火山災害、雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害及び林野火災（以下「風水害等」という。）に対処するため、これら災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、県民の生命、身体及び財産並びに県土を風水害等の災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

震災対策編第 1 編第 1 章「2 計画の性質」に同じ

3 計画の方針

- (1) この計画は、県、市町村、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が風水害等防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。
- (2) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、その具体的推進を図るとともに、人的被害、経済被害を軽減する減災のための県民運動の展開を図る。
- (3) 山形県防災会議は、都市化、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び風水害等による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第 40 条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (4) 各防災関係機関も、前号の趣旨を踏まえて、この計画に毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを県防災会議に提出する。県防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

4 用語の意義

震災対策編第 1 編第 1 章「4 用語の意義」に同じ

第2節 本県の特質と災害要因

1 自然条件

(1) 県土の概況

ア 位置及び面積

本県は、東北地方南西部に位置し、東は宮城県、南は福島県及び新潟県、北は秋田県に隣接し、西は日本海に臨んでおり、その面積は 9,323.46 平方キロメートルで、全国9位の広さをもっている。その境域は右のとおりである。

方位	地名	緯度・経度
極東	最上郡最上町大字堺田	東経 140° 38' 48"
極西	酒田市飛島	東経 139° 31' 13"
極南	米沢市大字関	北緯 37° 44' 02"
極北	酒田市飛島	北緯 39° 12' 31"

イ 地形

山形県の地形は、山地、丘陵及び盆地が南北に連なる帯状配列をしていることで特徴づけられる。

日本海側沿岸には庄内平野が広がり、その東側は出羽丘陵・朝日山地をはさんで、最上川沿いに、北から新庄、山形、米沢等の盆地が分布し、さらに、その東側の県境沿いに奥羽山脈が南北に延びている。奥羽山脈は 1,000m以上の山が多く、ここを源とする最上川水系の河川はいずれも勾配が大きいことから、各盆地には扇状地を形成している。また、庄内平野の沿岸部には、砂丘が細長く発達している。

ウ 地質

山形県は、東北日本内帯のグリーンタフ地域に含まれ、古生代及び中生代の黒色片岩やホルンフェルス等の変成岩類、中生代白亜紀から古第三紀にかけて形成された酸性火山岩類及び花崗岩類を基盤とし、新第三紀の地層が広く分布している。

新第三紀の地層は、さまざまな堆積岩類及び火山岩石類から構成され、地質構造も複雑である。

第四紀の火山活動は、珪質と安山岩質の二つの活動に分けられる。珪質の火山活動は、更新世に起こり、活動は小規模で噴出物の分布も狭い。その噴出物は、シラス及び酸性溶結凝灰岩からなり、主に新庄盆地周辺の台地を構成している。

安山岩質の火山活動は、更新世後期～完新世に起こり、蔵王山、吾妻山、月山及び鳥海山等奥羽山脈や出羽丘陵上に多数の火山を形成した。これらの火山は、成層火山若しくは複合火山であり、ほとんどが火山泥流堆積物を伴っている。

第四紀の地層は、未固結～半固結の堆積物であり、庄内平野、内陸盆地内の平地及び周辺の台地、段丘、扇状地等を構成している。

県内では、奥羽山脈及び朝日山地等の山地に囲まれた急傾斜地が多いこと等から、地すべり等の土砂災害危険箇所が県内全域に点在している。

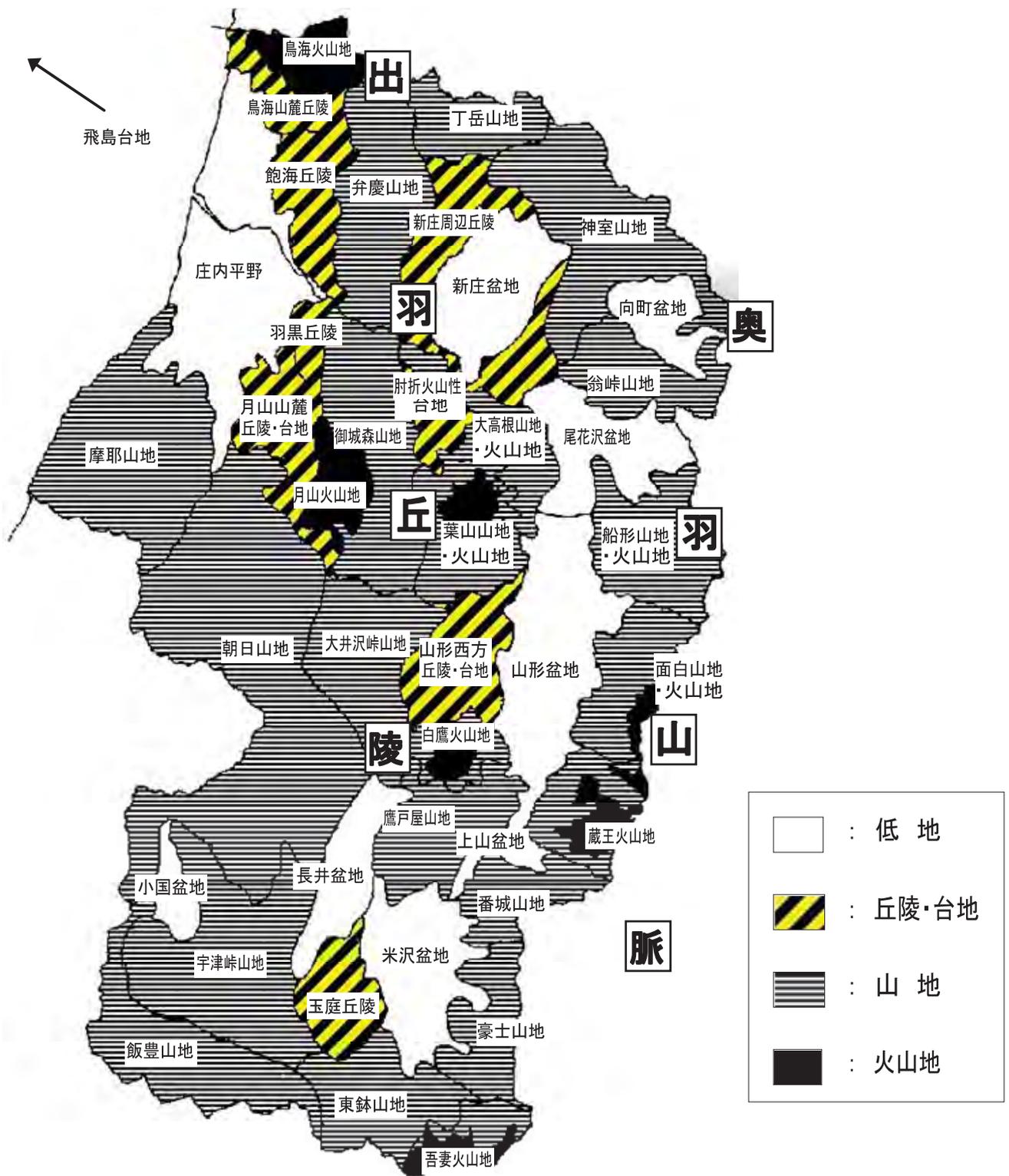
出羽丘陵では、粘土化しやすい酸性の凝灰岩を挟んだ泥岩や砂岩等が分布しており、これらを母岩とする地すべりが多数発生している。特に、新庄市西方の最上川南方域、月山西方山麓、山形盆地西方及び米沢盆地西方から小国盆地周辺にかけた地域

は、地すべりが密集する地域となっている。

なお、大蔵村、戸沢村の銅山川及び角川流域には、肘折カルデラから流出したシラス様の軽石流堆積物が分布しており、これが崩壊して地すべりを発生させている。

庄内平野南方の摩耶山系に見られる地すべりは、玄武岩（ドレライト）を主体とする火山岩類がその発生因子として関係している。

朝日山地では、花崗岩類が風化してマサ化したものが崩壊を起こしている。



山形県の地形区分

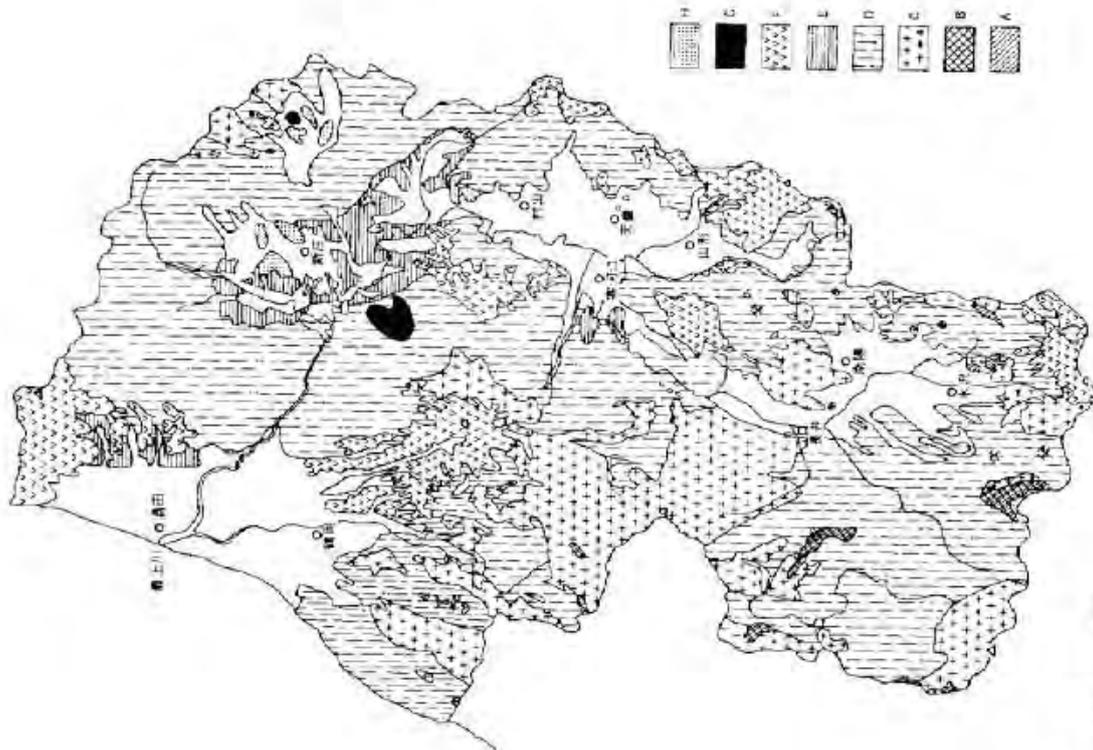
※吉田三郎編著(1984):「山形県の地質をめぐって、日曜の地学—15」に一部加筆

山形県の地史

地質年代 (百万年)		地 史	地質図 区 分
第 四 紀	完 新 世	(低地の形成時代) 沖積低地・砂丘・扇状地形成 蔵王・島海・吾妻火山噴火つづく	F G H (段丘・平原) 安山岩火山
	更新世	(高台・山地形成時代) 段丘・古赤色土の形成 蔵王・島海・月山・吾妻火山噴火 → 温泉 肘折・向町カルデラ形成 → 軽石流	
第 三 紀	鮮 新 世	砂岩堆積 → 石油貯留岩 上部伏見炭層 (山崩れが起きやすい)	E
	後 期	(内海・火山性陥没時代) 礫岩・砂岩・泥岩互層の堆積 → 下部伏見炭層 陥没性火山活動 → 石材、珪砂 (山崩れ・池すべりが起きやすい)	
第 三 紀	中 期	(海洋時代 (暖かい気候)) 泥岩堆積 → 石油母岩 海底火山活動 → 金剛鉱床、タリニングラフ	D
	初 期	礫岩・砂岩堆積 → ウラン鉱床 (地すべりが起きやすい、重金属汚染源)	
白 亜 紀	24	(陸上火山時代) グリーントラフ盆地の発生 → 秋田形成	C
	52	陸上火山活動 → アロピライト、溶結凝灰岩	
中生代	144	(大規模酸性火成活動時代) 噴出相 → 溶岩膨脹岩、摩耶山塊 貫入相 → 花崗岩類、板岩、朝日山地 (花崗岩の風化殻 (マサ) → 山地崩落)	B
	208	(山地、河川浸食の時代) 貫入相 → 花崗岩類、奥羽脊梁山地	
古 生 代	245	(海洋時代) 山形県南西部 砂岩・泥岩の堆積 → 小国、飯豊	A
	245	(海洋時代) 山形県北東部 砂岩・泥岩・石灰岩 花崗岩の侵入により変成 → 米沢	

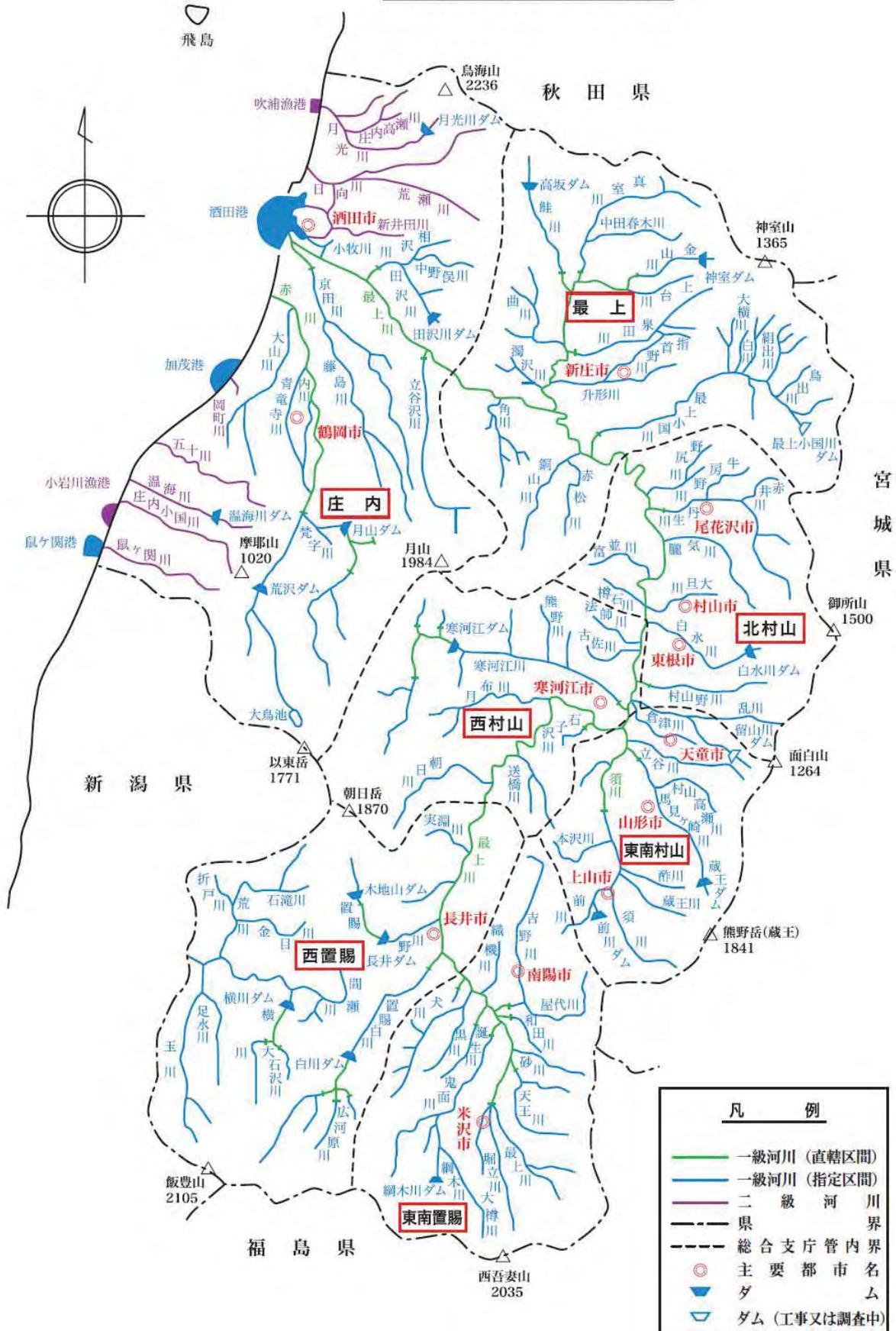
*24～52 百万年は古第三紀漸新世～中期始新世で、山形県には分布していない。
**208～245 百万年は中生代三疊紀で、山形県には分布していない。

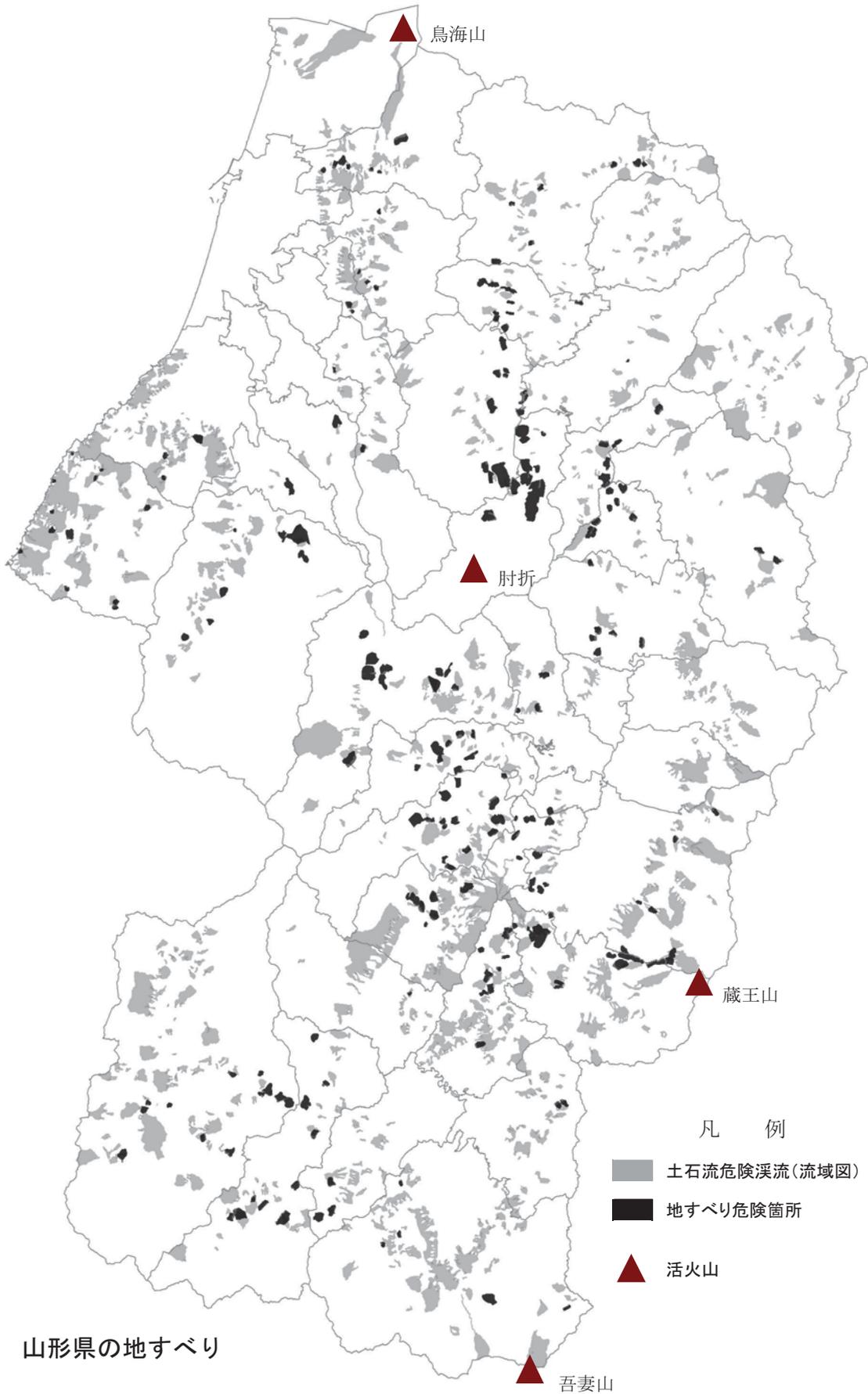
資料：吉田三郎編著(1984)「山形の地質をめぐって、日曜の地学」に一部加筆



山形県の地質

山形県主要河川図





山形県の地すべり

エ 火山

本県では、奥羽山脈上に向町、御所山（船形山）、蔵王山、三吉葉山及び吾妻山、出羽丘陵上に鳥海山、月山、村山葉山、肘折及び白鷹山の各火山が分布する。このうち、向町及び肘折は、酸性の火山活動に伴いカルデラが形成された。

これらの火山のうち、活火山（約1万年前以降に噴火した火山）は、鳥海山、蔵王山、吾妻山及び肘折である。これらの火山の概要は次のとおり。

(ア) 鳥海山

a 概要

鳥海山は秋田・山形の県境にまたがる日本海に面した成層火山で、標高は2,236m、体積は約70km³である。安山岩を主体として玄武岩はまれであり、噴出物の大部分は溶岩で少量の火砕流堆積物を伴う。山頂部には北に開いた二つの馬蹄形カルデラがある。南北の山麓には本火山起源の岩屑なだれ堆積物が広く分布する。

b 火山活動

鳥海山の火山活動は約55万年前に始まり、この火山体の主体を形成した第1期（中期更新世）、溶岩が西鳥海山の表面を覆った第2期（後期更新世）、山体東部に円錐形の東鳥海山が形成され、山体西山腹から猿穴溶岩が噴出した第3期（完新世）に区分される。

約2,600年前には、東鳥海山の山頂部が崩壊して北に開く馬蹄形カルデラが生じるとともに、岩屑なだれが北～北西に流下し、象潟や由利原に多数の流れ山を形成した。

平安時代以降で信憑性の高い噴火記録は11回であるが、殆どの活動は水蒸気爆発あるいはマグマ水蒸気爆発であり、1800～1804年に噴火した際の溶岩ドームの出現（1801）だけが唯一の溶岩噴出の記録である。また、噴火はすべて現在の山頂付近の東鳥海馬蹄形カルデラ内で起こっている。最近の噴火活動は、1974年3月1日～4月30日の2ヶ月間であり、小規模な降灰や火山泥流が発生したが、その後は比較的静穏な活動状況にある。

(イ) 蔵王山

a 概要

山形市南東の宮城・山形県境にある火山の総称で、北蔵王、中央蔵王及び南蔵王などからなる玄武岩～安山岩の成層火山群である。

b 火山活動

中央蔵王は、北蔵王に続く約100万年前以降の活動で形成された。特に約30～10万年前の活動では火山体の大部分が形成され、刈田岳や熊野岳、地蔵山などの溶岩ドームが生じ、続いて南蔵王が活動した（29～7万年前）。3万年前頃からの山頂付近での火山活動で、山頂部に大きく東に開いた馬蹄形カルデラが形成された。カルデラの内部には、中央火山丘（五色岳）が形成され、その中央部には直径約400mの爆裂火口があり、御釜と呼ばれる火口湖となっている。熊野岳や刈田岳はこれらを取り囲む外輪山である。

有史以降40程の噴火記録は、この御釜における水蒸気爆発がほとんどであり、活動に伴い泥流が発生しやすいことが特徴である。1867年（慶応3年）の噴火では、御釜の湖水が「沸騰」してあふれ、近くの小屋で温泉保養していた3名が死亡したといわれる。1800年頃までは活発な活動が記録されているが、1940年頃の新噴気孔（丸

山沢噴気孔)による小規模な水蒸気爆発を最後に目立った活動は記録されていない。

(ウ) 吾妻山

a 概要

吾妻火山は、山形・福島県境に東西約22km、南北約15kmにわたり東南東～西北西方向に南北2列に走る玄武岩～安山岩の多数の火山体からなり、西吾妻火山群、中吾妻火山群及び東吾妻火山群に分けられる。吾妻火山の噴出中心は西から東に移動してきたと考えられている。

このうち、東吾妻火山群は、一切経、東吾妻及び吾妻小富士等の多数の新しい噴出中心からなる。浄土平の山頂部には東に開いた径2kmの馬蹄形カルデラがある。

b 火山活動

有史以降の噴火は10数回が確認されているが、一切経火山の頂上部に限られ、すべて水蒸気爆発である。1893年5月19日には、一切経の大穴火口の西で水蒸気爆発が始まり、6月7日に火口付近で調査に従事していた2名が降石のために死亡した。この活動は1896年まで続いた。最近では1977年にも噴火が起っている。

(エ) 肘折

a 概要

肘折は、最上郡大蔵村、尾花沢市の西約20km、月山の北東約15km、鳴子の西南西約50kmに位置する。

肘折を構成する地形は、内径約2km、外径約3km、比高マイナス約0.2kmのカルデラであり、火砕流台地がその南北数kmに分布している。

b 火山活動

おおよそ1万年程度前に活動があったと考えられ、現在は噴気活動はないが、地熱活動が継続している。

オ 河川

県土の約75.6%、7,048平方キロメートルの地域が最上川水系に属している。最上川は、県南部の吾妻山にその源を発し、内陸平地の各盆地を蛇行して北に貫流するが、新庄盆地で流れを西に転じ、出羽丘陵を深く侵食して峡谷を形づくり、庄内平野を潤して日本海に注いでいる。最上川は、県土を縦断する過程で、蔵王山を源とする須川、朝日山地及び月山を源とする寒河江川、県北部の水を集める小国川及び鮭川等を合流している。

日本海側には、朝日山地及び月山西麓の水を集める赤川、鳥海山に源をもつ日向川及び月光川、温海地域の五十川、温海川、庄内小国川及び鼠ヶ関川等の流路の短い独立水系がある。

また、小国盆地の荒川水系は、越後山脈を横断して新潟県に流れ日本海に注いでいる。その他、吾妻山東部に源を発する前川は、福島松川を経て東流し阿武隈川に合流している。

最上川、荒川の支川及び松川水系の河川は東西性の流路をとるものが多く、平地までの距離が短くて河川勾配が大きく、土砂運搬量が多い。

県内の主要河川

級別	水系名	河川数	流路延長 (m)	流域面積 (km ²)
一級	最上川	429	2,482,620	7,040
	赤川	44	277,340	857
	荒川	23	168,995	1,150
二級	日向川	15	74,724	219
	月光川	11	49,700	154
	新井田川	6	35,330	80
	五十川	6	27,600	65
	庄内小国川	4	26,100	67
	温海川	3	18,300	56
	鼠ヶ関	1	15,700	53
三瀬川	4	15,331	23	

(H23 河川調書、H22 河川管理統計、H19 流域面積調査より)

カ 湖沼・ダム

本県では湖沼は少なくその規模も小さい。鶴岡市の大鳥池、朝日町の大沼、南陽市の白竜湖のほか、灌漑に利用される尾花沢市の徳良湖、山辺町の大沼、山形市の嶋谷地沼、高畠町の蛭沢湖及び鶴岡市の上池・下池などが代表

的なものである。また、県内の治水ダムは右記のとおりである。

県内の治水ダム

ダム名	所在市町村	水系名	河川名	総貯水量 (千 m ³)	竣工年度
綱木川	米沢市	最上川	綱木川	8,750	H19
長井	長井市		置賜野川	51,000	H22
白川	飯豊町		置賜白川	50,000	S56
前川	上山市		前川	4,400	S57
蔵王	山形市		馬見ヶ崎川	7,300	S44
寒河江	西川町		寒河江川	109,000	H2
白水川	東根市		白水川	5,300	H2
高坂	真室川町		鮭川	19,050	S41
神室	金山町		金山川	7,400	H5
田沢川	酒田市		田沢川	9,100	H13
留山川	天童市		留山川	1,120	H23
荒沢	鶴岡市	赤川	赤川	41,420	S30
月山			梵字川	65,000	H13
月光川	遊佐町	月光川	月光川	1,780	S53
温海川	鶴岡市	温海川	温海川	5,700	S61
横川	小国町	荒川	横川	24,600	H19

キ 海岸

本県の海岸線は、鶴岡市鼠ヶ関の南端から遊佐町吹浦の北端までの延長 121.4 キロメートル及び酒田市飛島の周囲 12.5 キロメートルを合わせると延長 133.9 キロメートルであり、概して湾曲の少ない単調な形態である。

地形的には、岩礁海岸及び砂浜海岸の両形態に分けられる。すなわち、鶴岡市宮沢以北の海岸約 60.0 キロメートルは、秋田県境の遊佐町吹浦の一部岩礁地帯を除いて砂浜海岸となっており、幅 2～3 キロメートルの砂丘が連続しその規模は全国有数のものである。一方、鶴岡市宮沢以南の海岸約 61.4 キロメートルは岩礁海岸であり、断崖が海岸に迫り岸深の形状を示している。

なお、本県の海岸侵食は、過去半世紀で約 40 メートルを超えているといわれる。

(2) 本県の気象

本県の気象は複雑な地形の影響を大きく受け、各地で特徴的な天候となる。特に日本海側に位置することによる春先の南風による空気の乾燥、梅雨時や盛夏期における鳥海山と朝日山地を中心とする局地的豪雨、夏の内陸地方の高温等、冬は庄内地方の冬の季節風に伴う地吹雪、新庄盆地と米沢盆地の大雪が特徴として挙げられる。

季節ごとの気象の特徴は次のとおり。

ア 春

(ア) 急速な季節の進み

風雪や厳寒をもたらした冬の季節風も、3月に入ると急に衰える。時折名残の寒波が入

るが、3月から4月にかけての季節の進み方は急である。

(イ) 消雪の状況

平野部では、4月10日頃に雪が消えて気温が上がる。最低気温0℃以下の日は、3月は庄内地方で10～15日、内陸地方で20～25日ぐらい、4月になると庄内地方で1日、内陸地方で5～10日ぐらい、5月は山沿いを除いてほとんど0となる。

(ウ) 天気の周期的な変化

春は一年中で最も天気の変化が激しく、3～4日ぐらいの周期で変化するようになる。日本海を低気圧が通過することが多く、そのため突風や春雷が発生し急に気温も上がる。

内陸の各地で、1年を通じて日最大風速が10m/sを越える日数の最も多いのが4月である。

(エ) 融雪洪水

日本海の低気圧が接近する時には、南風による気温上昇と雨により、しばしば融雪洪水が起こる。

(オ) 空気の乾燥

4～5月は空気が非常に乾燥し風も強いので、大きな火災が発生しやすい。

(カ) 晩霜

晩霜の終わりは庄内地方の平野部で4月下旬、内陸地方の平野部では5月上旬から中旬初めであるが、時には6月初めにも発生することがある。

イ 夏

(ア) 気温の上昇

平均気温が20℃を越える時期は、山形盆地で6月中旬終わり、庄内平野及び米沢盆地では6月下旬初め、新庄盆地では6月下旬半ばになる。

(イ) 梅雨入り

梅雨入りの平年は6月中旬前半で、梅雨時においては内陸部は低温と曇りや雨のうっとうしい日が多い。しかし、庄内地方は内陸地方に比べて梅雨の影響が少なく、気温も高く晴れ間が多い。梅雨に入っても雨らしい雨がなく、晴天の続く空梅雨(カラツユ)に終わる年もある。

(ウ) 梅雨末期の大雨と集中豪雨

梅雨の終わりとなる7月中旬から下旬頃、梅雨前線が本県付近にかかり、その前線上を低気圧が通過する際は、雷を伴う梅雨末期の大雨を降らせることが多い。近年、盛夏期に低気圧や台風の影響で集中豪雨が発生している。

(エ) 梅雨明け

年によって早晚があるが、梅雨明けの平年は7月下旬半ばである。

(オ) 最高気温の時期

梅雨が明け、天候の回復する7月下旬から8月中旬にかけての間は、太平洋高気圧におおわれ連日晴天が続き、1年中最も気温の高い時期である。

また、山形盆地及び米沢盆地では山脈を越えて来る南風がフェーン現象を起こし、異常な高温を記録することがある。

ウ 秋

(ア) 台風シーズン

8月の終わりから10月にかけては台風のシーズンであり、その通過経路によって本県の

気象状況も大きく変わる。台風が太平洋側を通る時は奥羽山脈などに大雨を降らせることが多く、日本海側を通る時は、雨量は比較的少ないが、県内各地が暴風に見舞われる。

(イ) 秋の長雨

秋の初めには、日本付近に秋雨前線が停滞して、梅雨時のように毎日雨が降り続くことがある。この時期は、梅雨の時期ほどはっきりしないが、9月中旬ころから10月上旬初めにかけてである。

(ウ) 移動性高気圧の通過と周期的天気の変化

秋の長雨が終わると、移動性高気圧や低気圧が交互に通過するようになり、晴天が数日続きその後雨となる周期的な天気の変化となる。

(エ) 初霜

初霜を見るのは、米沢、山形及び尾花沢地方では10月中旬から下旬頃、新庄地方が11月上旬から中旬、酒田地方が11月中旬頃である。

(オ) 内陸地方の霧の発生

内陸地方では10月初め頃から霧の発生が多く、特に新庄盆地では1ヶ月のうち14日に達し、積雪になる頃まで続く。

(カ) 季節風のはしりと高山の初冠雪

一雨ごとに寒さが加わり、顕著な寒冷前線が通過した後には冬の季節風のはしりが現れる。この寒波で、10月上旬の終わり頃から下旬までの間に、高い山では初冠雪を見る。

(キ) 庄内地方の日最大風速が10m/sを超える日数の急激な増加

10月になると、庄内地方の日最大風速が10m/sを超える日数も急に増加してくる。

(ク) 初雪

最低気温が0℃以下になるのは、平均して内陸地方平野部で12月上旬頃、庄内地方では12月下旬頃である。県内平野部の初雪は11月中旬頃である。

エ 冬

(ア) 北西の季節風

季節風をまともにうける庄内地方では、12月になると日最大風速が10m/sを超える日数が著しく多くなり、月14日にもなる。内陸でも最上地方などは月4日ほどとなり、この季節風は雪を伴って3月頃まで吹き続ける。

日本海の低気圧や関東南岸を低気圧が通過する時は、その直前に、前者の場合は庄内地方とその山岳地帯に、後者の場合は内陸地方にみぞれを交えた降雪があり、低気圧の通過後は季節風の吹き出しがある。日本海を低気圧が通過する前は、1日ぐらい穏やかな天気が見れる。

季節風は大体2～3日くらいで終わるが、時には1週間も吹き続ける場合があり、強い寒波の場合は連日吹雪になる。

(イ) 根雪になる時期

根雪は、山間部では12月上旬、最上地方の平野部は12月下旬の初め、村山及び置賜地方では12月下旬、山形市周辺では12月下旬の終わりである。庄内平野全体が雪におおわれるのは1月上旬であり、鶴岡市鼠ヶ関地方では1月中旬の末になって初めて根雪となる。

(3) 災害要因

ア 風水害

(ア) 豪雨

台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線及び局地的な豪雨により、洪水・浸水や土砂災害が発生するが、県内で大きな災害となるのは梅雨末期に大量に降る集中豪雨が最も多い。また、近年では、短時間の局地的豪雨による災害も発生している。月別豪雨の特徴は下のとおりである。

月別豪雨の特徴

6月	梅雨前線の活動による豪雨が主で、鳥海山地、月山朝日山地が豪雨域の中心になることが多い。
7月	6月のように梅雨前線の活動による大雨が主で、特に梅雨末期には前線活動が活発化して豪雨となり、大きな災害をもたらすことが多い。
8月	太平洋高気圧が張り出し、湿った南西風が流れ込むため、山沿いを中心に局地的に大雨が降る。この頃、夏の台風が北上接近し、大きな災害をもたらすことがある。
9月	前線の活動と台風の北上接近による豪雨により、大きな災害をもたらすことがある。

a 洪水・浸水

洪水・浸水による被害の発生はその殆どが7月～9月に集中する。原因としては前線に伴う豪雨が最も多く、次いで雷雨や台風となっている。また、本県の特徴として融雪期の災害があり、日本海に低気圧又は前線があつて、気温が著しく上昇した時に降雨が重なって被害が発生する。

なお、市街地の拡大及び道路舗装率の向上等により、雨水の浸透面積及び遊水地域が減少し、保水および涵養機能が低下している。

b 土砂災害

山地及び急傾斜地の多い本県では、融雪及び豪雨に伴う土砂災害が多く発生するが、これを気象現象の点から概観すると次のようになる。

(a) 土石流

前線活動による大雨に伴って発生したものが殆どで、7月から9月にかけて多い。

(b) がけ崩れ

前線活動による大雨に伴って発生し、7月から8月に集中する。次いで融雪期の3月から4月にも多く発生する。

(c) 地すべり

融雪期に発生するものが多く、3月から4月に集中して発生する。

(イ) 台風

本県に災害をもたらす台風のコースは次の2とおりのタイプに分けられる。

a 暴風による災害が発生するコース

県の北西部または日本海沖を通過して北北東に進んだ場合、強風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。

特徴としては、紀伊半島付近から西日本にかけて上陸し、スピードを早めながら列島を縦断して日本海を通過する。8月下旬から9月下旬にかけて発生する例が多い。

b 豪雨に伴う災害が発生するコース

県の南東部又は太平洋沿岸を通過して北北東に進んだ場合、大雨に伴う浸水や土砂災害が発生することが多い

特徴としては、東海地方付近から房総半島にかけて上陸し、スピードを早めながら列島を縦断または太平洋沿岸を北上する例が多い。

(ウ) 風（台風以外）

被害をもたらす風としては、冬の季節風、温帯低気圧又は寒冷前線に伴う風等があり、強風害、波浪害、高潮害及び竜巻による被害を発生させる。

a 強風及び波浪

県内の強風及び波浪による災害は、10月下旬から4月にかけての冬の季節風によるものが最も多い。

b 竜巻

竜巻が発生するのは、寒冷前線の通過及び寒気の移流により、大気の状態が不安定になる時が殆どであり、6月から12月に発生している。庄内地方で最も多く発生し、次いで村山地方で発生している。被害地域は幅100m前後、距離数kmの範囲となる。

イ 雪害

雪による被害には、西高東低の気圧配置に伴う季節風による大雪によって発生するもの及び本州南海上を低気圧が通過する際に大雪となり発生するものがある。

降雪期間は11月から4月上旬までで、1月から2月に最も豪雪となり易い。地域的には、最上、北村山、西村山及び置賜地方の積雪が多い。特に朝日山系、月山山系は、積雪深が5mを越える豪雪地帯となっている。県内で発生する雪害は次により4大別される。

(ア) 積雪害

県内では山間部を中心に豪雪地帯が多いため、林業、農業、通信及び交通関係に被害を受けることが多い。また、雪圧のため、建造物の倒壊、雪おろしや排雪に伴う事故もある。

(イ) 風雪害

県内の交通機関等は、冬の季節風に伴う風雪により大きな影響を受けるが、特に庄内地方で発生する「地ふぶき」による被害は大きい。地ふぶきは、西～北西の強風に伴い庄内平野全域で発生し、最上川峡谷に沿って奥地まで及ぶことが多い。

(ウ) 雪崩

本県で発生する雪崩は、次の2つに分けられる。

a 新雪（表層）雪崩

積雪の表層が滑り落ちる新雪（表層）雪崩で、気温が低く、既に積もった積雪の上に数10cm以上の新雪が積もった場合に発生し易く、1月から3月初旬にかけて多い。

b 全層雪崩

積雪の全層が滑る雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇した時又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生し易く、3月中旬から4月にかけて多い。

(エ) 融雪害

融雪害は、3月から4月に日本海を低気圧が通過するときに発生し易く、気温の上昇に

伴う融雪と降雨が重なって、洪水、がけ崩れ及び地すべり等の災害を起こすことが多い。

ウ その他の気象災害

(ア) 霜

県内で霜による被害が発生する時期は、晩霜害の起こる4月から5月と早霜害の起こる10月で、特に多いのが5月である。これは夜間の放射冷却によるものと、季節はずれの強い寒気の流入によるものがある。

(イ) ひょう

ひょう害は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時に発生するもので、5月から7月と10月に多いが、特に6月が最も多く発生する。

ひょう害は局地性が強く、被害地は距離10km、幅数km以下の細長い長円形又は帯状になることが多い。実際には、白鷹山系周辺が最も多く、次いで尾花沢市、大蔵村及び高畠町が多い。

(ウ) 落雷

雷は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時に多く発生する。内陸は4月から10月にかけて多く発生し、8月が最も多い。一方、庄内は10月から12月にかけて多く発生し、冬期には季節風に伴って日本海上に発生した雷雲が陸地に流入して発雷することがある。

落雷により県内で発生する被害は、人的被害、建物の焼失及び電力施設の損壊等であるが、近年は電力の瞬断による精密機器工業への影響も多くなってきている。

(エ) 冷害

夏期に持続的な低温となるために起こる農作物害であり、次の2つのタイプがある。

a オホーツク海高気圧が優勢で、北日本の太平洋側で海霧を伴った冷涼な北東風（やませ）が吹き、特に宮城県との峠筋にある最上、北村山地方に影響を与えることが多い。

県内での冷害はこのタイプが多い。

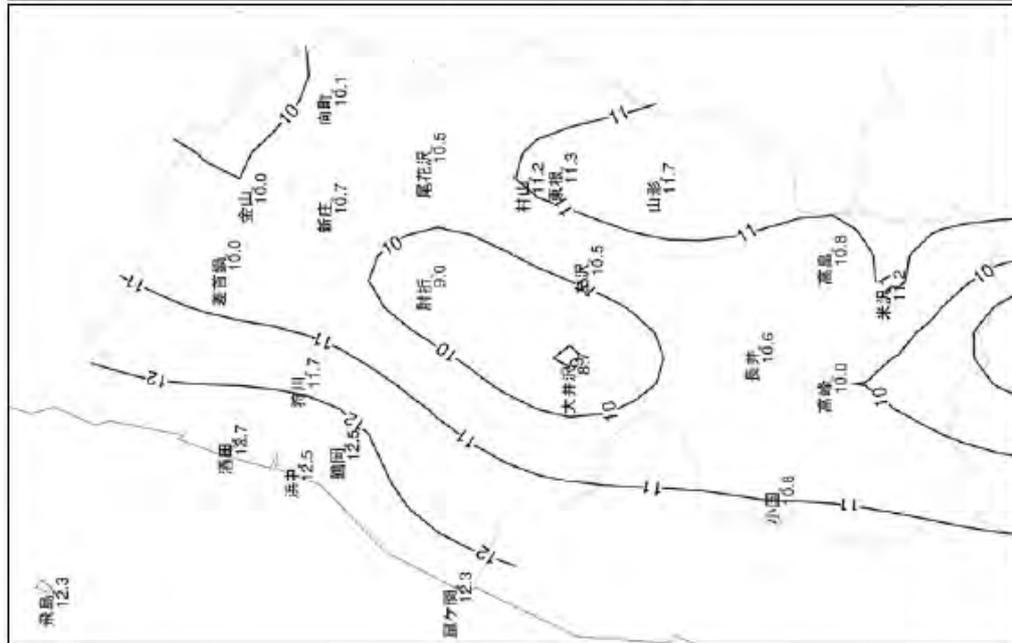
b 日本上空の偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気がしばしば北海道や東北地方の北部に流入して、県内全般で日照時間が少なく、低温が続く。

(オ) 干害

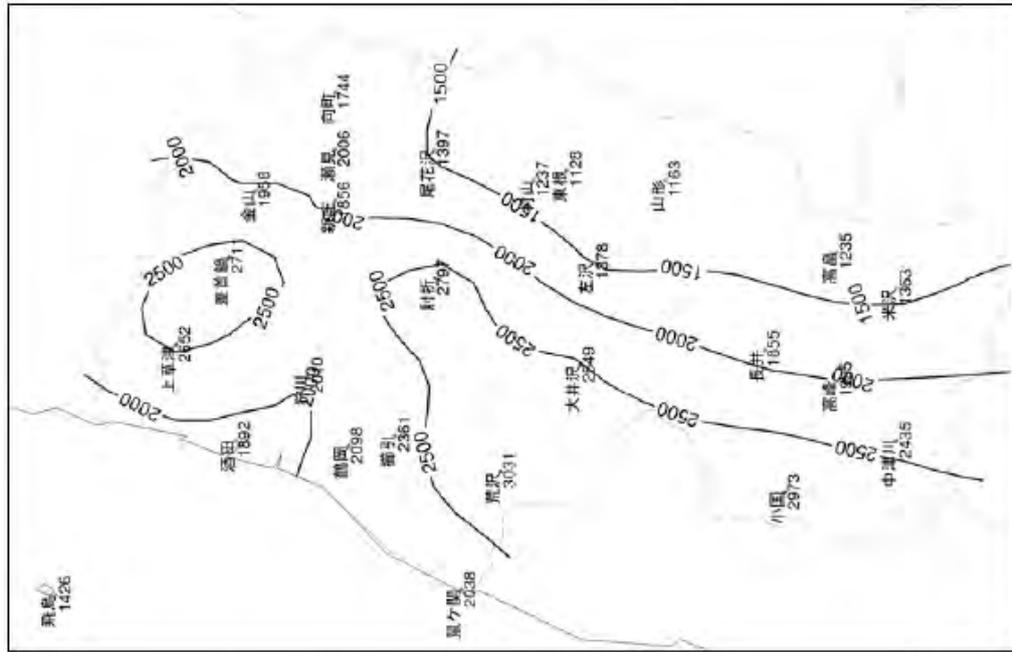
県内では主に農業生産に被害を及ぼし、最上・村山地方で被害が多く、次の2つのタイプがある。

a 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合

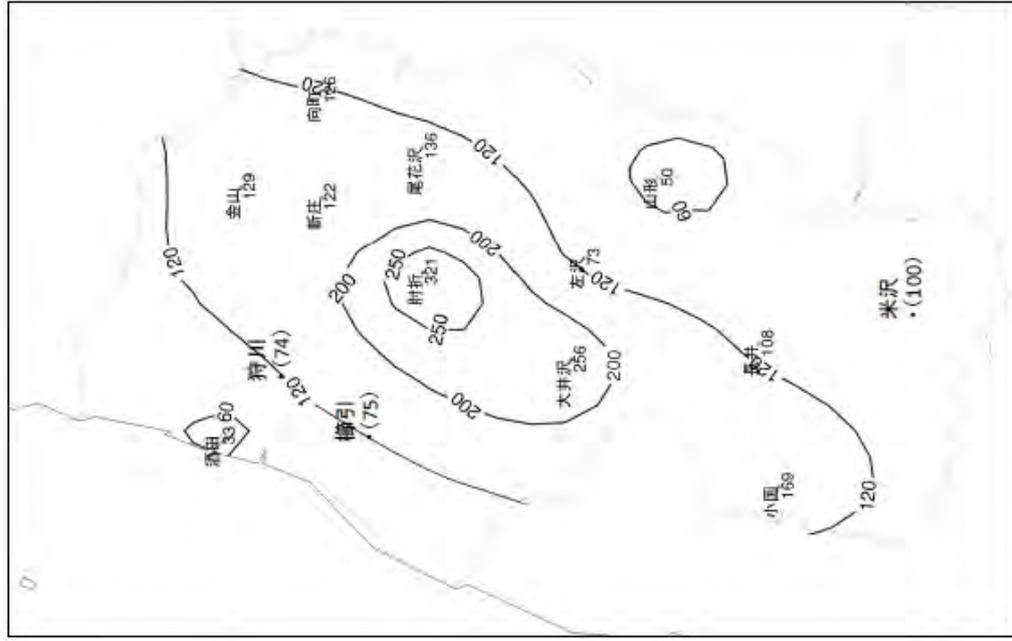
b 日本付近で高気圧が東西に帯状に連なって持続する場合



年平均気温分布(°C)



年平均降水量分布(mm)



最深積雪分布(cm)

注)1981年~2010年の平年値

米沢、狩川、櫛引の最深積雪は、期間内に欠測があるため参考値

エ 火山災害

本県の活火山である鳥海山、蔵王山及び吾妻山の活動史を考慮すると、災害をもたらす現象として、積雪時の噴火に伴い発生する融雪型火山泥流と、噴火後の非積雪時の降雨に伴い発生する土石流に着目する必要がある（吾妻山で発生する火山泥流は福島県側にのみ流下し、本県への影響は無いと考えられる）。なお、肘折についての活動史は、不明である。

	鳥海山	蔵王山	吾妻山	肘折
想定火口	新山 外5火口	御釜	一切経山、五色沼周辺、吾妻小富士	不明
融雪型火山泥流	○	○	—	—
土石流	○	○	○	—

(ア) 融雪型火山泥流

積雪時に噴火が起こった場合、その噴出物により多量の積雪が融解し、泥流となって山麓へ流下する現象であり、影響が広範囲に及ぶ。また、積雪のために避難に十分な時間が取れない場合がある。

(イ) 土石流

噴火によって堆積した火山灰は、降水の浸透能を低下させるため、比較的少量の降雨でも短時間に表流水が発生し、土石流となって溪流を流下する。特に火山灰が厚く堆積した範囲では、降雨に対する警戒体制を強化する必要がある。

2 社会的条件

(1) 人口

	平成8年	平成13年	平成18年	平成23年
65歳以上人口に占める一人暮らし老人の割合(%)	5.6	6.5	7.5	8.7
65歳以上人口に占めるねたきり老人の割合(%)	2.0	2.3	2.2	2.5

資料：県長寿社会課「県内ねたきり高齢者・一人暮らし高齢者等の状況」

平成22年10月1日現在の本県の人口は、116万8,924人(男56万643人、女60万8,281人)、世帯数は38万8,608世帯である。戦後暫く減少傾向が続いたが、昭和49年から増加に転じ60年には126万人台まで回復した。平成元年以降は一時期を除いて減少傾向が続いている。

山形県の人口は減少傾向が続き、平成27年には約113万4千人になると見通されている。15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口はともに引き続き減少傾向で推移し、平成27年には、それぞれ11.9%、58.0%になると見通されている。一方、65歳以上の老年人口は、平成22年10月1日現在27.6%となっており、全国(23.0%)や東北(25.6%)を上回っているが、平成27年には30.2%になると見通されている。また、高齢化の進行に伴い、75歳以上の後期高齢者とともに、ねたきり高齢者や一人暮らし高齢者が着実に増加していくことが予想される。

このようなことから、本県の場合、身体機能の衰え等から災害時要援護者として位置付けられる高齢者についての対策が、他都道府県以上に求められることとなり、特に、避難行動等に制約が多いと考えられるねたきり高齢者及び後期高齢者への対策が重要となってくる。

(2) 地域構造

山形県は、地勢的に内陸と庄内に大別され、さらに内陸は、村山、最上及び置賜の3地域から

構成されている。これらの4地域は、流域圏や歴史文化を異にしており、住民もそれぞれに帰属意識をもっている。さらに、これらの各地域においては、都市が適度に分散し、その都市を農山漁村が取り巻く地域構造となっている。

具体的には、通勤・通学、買物及び医療等県民の日常生活が展開される圏域として、山形市、寒河江市、村山市、東根市、新庄市、米沢市、長井市、鶴岡市及び酒田市を中心とする8つのまとまりがみられるが、県内の一つひとつの都市は、規模が小さく、かつ県内全域に分散している。

	人口 20 万人以上の市町村		人口 20 万人未満 5 万人以上の市町村		県人口に占める市部人口割合 (%)
	市町村数	県人口に占める割合 (%)	市町村数	県人口に占める割合 (%)	
青森県	2	39.1	4	26.9	76.8
岩手県	1	22.4	5	37.4	77.0
宮城県	1	44.5	8	30.7	81.9
秋田県	1	29.8	6	42.4	90.2
山形県	1	21.8	4	34.2	79.0
福島県	3	48.0	7	25.6	79.0

資料：総務省「平成22年国勢調査」

(3) 土地利用

本県の面積 932,346ha のうち、森林が 669,569 ha で 71.8% を占め、次いで農用地が 124,099 ha で 13.3% を占める。また、平成 22 年 3 月 31 日現在における都市計画区域は 115,595ha、市街化区域は 11,131ha、用途地域は 21,401.5ha である。

ア 農地

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
面積 (ha)	124,092	123,633	123,239
構成比 (%)	13.3	13.3	13.2

資料：「山形県勢要覧 (平成 23 年刊)」

イ 森林

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
面積 (ha)	669,018	669,749	669,569
構成比 (%)	71.8	71.8	71.8

資料：「山形県勢要覧 (平成 23 年刊)」

ウ 住宅地

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
面積 (ha)	17,038	17,086	17,142
構成比 (%)	1.8	1.8	1.8

資料：「山形県勢要覧 (平成 23 年刊)」

エ 工業用地

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
面積 (ha)	1,829	1,805	1,760
構成比 (%)	0.2	0.2	0.2

資料：「山形県勢要覧（平成 23 年刊）」

(4) 居住形態

山形県は 3 世代同居率が高く（平成 22 年現在 21.5% 全国 7.1%）、本県の特徴となっているが、家族感や価値観の変化、ライフスタイルの多様化などにより低下傾向にある。

3 世代同居率 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
	28.1	24.9	21.5

資料：総務省「国勢調査」

一方で、高齢単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が年々増加してきている。

このようなことから、災害発生時の避難行動等については、今後、より一層地域の自主防災組織やボランティアの役割が重要となっていくと考えられる。

(5) 就業状況

就業構造の変化を背景に、全就業者数に占める雇用者数の割合及び就業者に占める通勤者の割合が増加する傾向にある。

全就業者数に占める雇用者数の割合 (%)	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
	69.9	77.5	73.3	75.3
就業者に占める通勤者の割合 (%)	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
	76.5	78.8	80.6	82.7
昼間流出人口の割合 (%)	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
	13.4	14.5	14.3	14.2

資料：総務省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス-基礎調査」、「国勢調査」

※「不詳」を除く。

また、本県の特徴として女子就業率の高さをあげることができ、平成 22 年の国勢調査データでは、本県の夫婦のいる一般世帯に占める共働き世帯の割合は 55.1% となっている。

		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
女子就業率 (%)	県	51.0	50.0	48.8	47.8
	全国	47.4	46.6	46.4	47.1

資料：総務省「国勢調査」 ※労働力状態「不詳」を除く。

夫婦共稼ぎ率の高さや、全就業者数に占める雇用者数の割合が増加する傾向にあるなかで、平日の日中住居にいる者が高齢者のみとなる世帯が増大してくることが予想されるので、これらに対する対応も求められる。

(6) 交通

ア 道路

	実延長 (km)	改良率 (%)	舗装率 (%)	橋梁 (ヶ所)
高速自動車国道				144
一般国道	1,135	94.6	97.6	1,006
県道	2,517	88.3	90.6	1,691
市町村道	12,705	66.1	79.6	5,966
合 計	16,607	71.9	82.8	8,858

平成 22 年 4 月 1 日現在

本県における道路整備の状況は、改良率は全国水準を上回っているが、舗装率は全国水準を下回っている。

なお、県内における自動車保有台数は、平成 22 年度末現在では 914,989 台となっており、普及状況は、1 世帯あたり 2.30 台、1 台あたり 1.29 人となっている。

また、東北中央自動車道等の高規格幹線道路等の整備が進められている。

イ 鉄道

本県の鉄道は、J R 東日本 7 線（奥羽本線、羽越本線、陸羽東線、陸羽西線、仙山線、左沢線及び米坂線）、第 3 セクター鉄道 1 線が営業している。

山形新幹線は、平成 4 年 7 月開業以来東北新幹線との直通運転を行い、奥羽本線の山形～福島間で営業していたが、平成 11 年 12 月には新庄まで延伸された。

ウ 空港

	山形空港		庄内空港	
	乗降客数	搭乗率	乗降客数	搭乗率
東 京	52,042	49.9	354,949	64.1
大 阪	73,372	63.6		
札 幌	17,097	56.9		
名古屋	13,720	45.6		

注：平成 22 年における主な就航便の乗降客の値

山形空港は昭和 39 年 6 月に開港し、昭和 56 年に滑走路が現在の 2,000m に延長された。平成 22 年 3 月現在で、東京、札幌及び名古屋便は各 1 往復、大阪便は 3 往復運行されている。

庄内空港は平成 3 年 10 月に開港し、平成 22 年 3 月現在で、東京便 4 往復のみ運行されている。

エ 港湾

酒田港は県内唯一の重要港湾であり、平成 21 年に入港した船舶は 2,194 隻、総トン数約 243 万トンである。また、貨物取扱量は、平成 21 年には 290 万トンであるが、その 74.6%を輸移入が占める。

3 地域別の災害危険性

県内における災害危険性を、庄内・最上・村山及び置賜の4地域別及び季節別等に整理する。

表別添

3 地域別の災害危険性

県内における災害危険性を、庄内・最上・村山及び置賜の4地域別及び季節別等に整理する。

	庄内	最上	村山	置賜
春	<ul style="list-style-type: none"> ○ 田川地方における土砂災害 ○ 3月の季節風、5月の二ツ玉低気圧による強風被害 ○ 4・5月の強風及び乾燥に伴う大規模火災 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融雪に伴う浸水、土砂災害（新庄市西方、最上川南方域で多発） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融雪に伴う浸水害及び土砂災害 ○ 霜や降ひょうに伴う農林被害 ○ 5月の乾燥、強風に伴う大火災 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融雪に伴う浸水害及び土砂災害 ○ 霜や降ひょうに伴う農林被害 ○ 季節風や低気圧等に伴う強風被害
夏	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停滞前線及び雷雨に伴う集中豪雨による土砂災害 ○ 8月を中心とする落雷被害（特に遊佐町、酒田市、鶴岡市に被害多い。） ○ 台風による被害は雨中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停滞前線や雷雨に伴う浸水害及び土砂災害 ○ 台風による被害は雨中心 ○ 落雷や白鷹山系及び尾花沢市を中心とした地域に降ひょうによる被害 ○ 「やませ」による冷害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停滞前線や雷雨に伴う浸水害及び土砂災害 ○ 台風による被害は雨中心 ○ 落雷や白鷹山系を中心とした地域に降ひょうによる被害 ○ 優勢な太平洋高気圧による干害 ○ 北村山地方の「やませ」による冷害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停滞前線や雷雨に伴う浸水害及び土砂災害 ○ 台風による被害は雨中心 ○ 落雷や白鷹山系を中心とした地域に降ひょうによる被害 ○ 優勢な太平洋高気圧による干害
秋	<ul style="list-style-type: none"> ○ 寒冷前線や台風に伴う風水害 ○ 冬の気圧配置や寒気の移流に伴う落雷や降ひょうの被害 ○ 9・10月の台風、10・11月の低気圧や季節風及び竜巻きによる強風被害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風に伴う強風水害、浸水害及び土砂災害（寒冷前線等に伴う被害殆ど無し） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風に伴う強風水害、浸水害及び土砂災害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風に伴う強風水害、浸水害及び土砂災害 ○ 10・11月の低気圧や季節風による強風被害
冬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 季節風による地ふぶきや強風・波浪及び高潮による被害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豪雪に伴う積雪害、雪崩及び排雪に伴う浸水被害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西村山、北村山地方の豪雪に伴う積雪害及び雪崩 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豪雪に伴う積雪害、雪崩
特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本海から吹きつける強風による被害が発生しやすい。 ○ 鳥海山及び温海岳を中心として集中豪雨が発生しやすい。 ○ 鳥海山の噴火等による被害が発生するおそれがある。 ○ 酒田臨海工業地域の石油コンビナート等防災区域では、危険物の爆発等による被害が発生するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥海山から神室山系にかけて集中豪雨が発生しやすい。 ○ 新庄盆地西方地域は、地すべり被害が最も多く発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 果樹等に対する降ひょう被害が発生しやすい。 ○ 集中豪雨に伴う都市型浸水が発生しやすい。 ○ 蔵王山の噴火等による被害が発生するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南風によるフェーン現象に伴う異常高温

第3節 災害履歴

本県でこれまでに発生した主な災害は次のとおりである。

1 風水害

ア 豪雨

(ア) 羽越豪雨（昭和42年8月28～29日）

主な被災地域		置賜地域 (特に小国町)		災害時の 気象	観測地	小国	米沢	山形
人的 被害	死者・行方不明	8	計		総雨量 (mm)	539	240	109
	負傷者	137			日雨量 (mm)	532	238	85
	計	145			8/28			
住家 被害	全壊・流失	192	計	気圧配置	日本海低気圧			
	半壊	2,011						
	一部破損							
	床上浸水	4,130						
	床下浸水	10,149						
	計	16,482						
その他 の被害	田畑流失	1,988ha	計					
	道路損壊	369ヶ所						
	橋梁損壊	226ヶ所						

(イ) 豪雨（昭和44年8月7日～8日）

主な被災地域		県中部・北部		災害時の 気象	観測地	月山	柳瀨	荒沢	
人的 被害	死者・行方不明	2	計		総雨量 (mm)	7日9時～8 日18時	308	269	256
	負傷者	8							
	計	10							
住家 被害	全壊・流失	13	計						
	半壊	17							
	一部破損	25							
	床上浸水	1,074							
	床下浸水	3,834							
	計	4,963							
その他 の被害	農林被害(百万円)	248	計						
	土木被害(百万円)	334							
	被害総額(百万円)	698							

(ウ) 豪雨（昭和 49 年 7 月 31 日から 8 月 1 日）

主な被災地域		最上地域		災害時の 気象	観測地	鳥海山	新庄市	最上町
人的 被害	死者・行方不明	2	計		総雨量 (mm)	293	209	359
	負傷者	5						
	計	7						
住家 被害	全壊・流失	6	計	日雨量 (mm)	228	177.5	296	
	半壊	54						
	一部破損	25		気圧配置	梅雨前線			
その 他の 被害	床上浸水	695	計	7/31	8/1	7/31		
	床下浸水	2,076						
	計	2,856						
その 他の 被害	農林被害(百万円)	73	計	7/31	8/1	7/31		
	土木被害(百万円)	118						
	被害総額(百万円)	230						

(エ) 豪雨（昭和 50 年 8 月 5 日から 7 日）

主な被災地域		最上地域 (主に新庄市)		災害時 の気象	観測地	鳥海山	金山	最上 大平山
人的 被害	死者・行方不明	5	計		総雨量 (mm)	342	225	179
	負傷者	28						
	計	33						
住家 被害	全壊・流失	48	計	7/31	8/1	7/31		
	半壊	44						
	床上浸水等	746						
その 他の 被害	計	838	計	7/31	8/1	7/31		
	農林被害(百万円)	39						
	土木被害(百万円)	94						
その 他の 被害	被害総額(百万円)	188	計	7/31	8/1	7/31		
	被害総額(百万円)	188						

イ 台風

(ア) 主に雨による被害の大きい台風 アイオン台風 (昭和 23 年 9 月 15～17 日)

主な被災地域		県内全域		災害時の気象	観測地	山形	酒田		
人的被害	死者・行方不明	2			総雨量 (mm)	125		86	
	負傷者	14				日雨量 (mm)	103		68
	計	16					9/16		
住家被害	全壊・流失	4			最大時間雨量 (mm)	22	22		
	半壊					9/16			
	一部破損				最大風速・風向 (m/s)	6.5 WNW		14.5 NW	
	床上浸水	1,803				9/17			
	床下浸水	2,142				台風の経路	房総半島に上陸し、銚子沖から太平洋沿岸を北上した。		
計	3,949								
その他の被害	田畑流失	89ha							
	道路損壊	55ヶ所							
	橋梁損壊	25ヶ所							

(イ) 主に風による被害の大きい台風 第二室戸台風 (昭和 36 年 9 月 16 日)

主な被災地域		県内全域 (特に戸沢村、鮭川村)		災害時の気象	観測地	山形	新庄	酒田	
人的被害	死者・行方不明				総雨量 (mm)	15		84	95
	負傷者	87				9/14～17			
	計	87				日雨量 (mm)	14	16	77
住家被害	全壊・流失	145			9/15			9/15	
	半壊	516			最大時間雨量 (mm)	4	5	16	
	一部破損	21,897				9/15	9/16	9/14	
	床上浸水				最大風速・風向 (m/s)	15.8SW		14.0NW	37.7WSW
	床下浸水					9/16			
計	22,558		台風の経路			四国に上陸後列島を縦断し、若狭湾から日本海を北東に進む(酒田沖 90km)。			
その他の被害	非住家損壊	11,451							
	橋梁流失	3ヶ所							

(ウ) 平成16年台風第15号 (8月20日)

主な被災地域		県内全域	災害時の気象	観測地	酒田	新庄	山形	
人的被害	死者	1		最大風速	23.5	13.7	8.7	
	負傷者	6			最大瞬間風速 (m/s)	39.9	26.2	21.4
	計	7				8/20		
住家被害	一部損壊	79		台風の経路	朝鮮半島南部から日本海を東北東に進む。			
その他の被害	非住家被害	54						
	農林被害総額 (千円)	11,557,018						

ウ 風 (台風を除く)

(ア) 強風・波浪・高潮 昭和32年12月13日

主な被災地域		県内全域	災害時の気象	観測地	山形	酒田	
人的被害	死者・行方不明	3		総雨量 (mm)	6.8	3.9	
	負傷者	32			日雨量 (mm)	6.8	3.9
	計	35					
住家被害	全壊・流失	36		最大時間雨量 (mm)	1.4	1.3	
	半壊	64			最大風速・風向 (m/s)	21.4 SW	33.2 WSW
	一部破損	10,697		最大瞬間風速 (m/s)		32.2 SW	42.9 WSW
	床上浸水					気圧配置	温帯低気圧
	床下浸水						
計	10,797						
その他の被害	道路損壊	5隻					
	橋梁欠損	3ヶ所					

(イ) 竜巻 昭和53年9月26日

主な被災地域		酒田市	災害時の気象	観測地	酒田	
人的被害	死者・行方不明			総雨量 (mm)	20.0	
	負傷者	2			日雨量 (mm)	20.0
	計	2				
住家被害	全壊・流失	1		最大時間雨量 (mm)	20.0	
	半壊				最大風速・風向 (m/s)	7.9 WNW
	一部破損	2		最大瞬間風速 (m/s)		18.6 WNW
	床上浸水					気圧配置
	床下浸水					
計	3					

エ 土砂災害

(ア) 土石流 昭和 62 年 8 月 28～29 日

主な被災地域		朝日村	
発生箇所数		12	
災害時の 気象	観測地	荒沢	鼠ヶ関
	総雨量 (mm)	282	308
	日雨量 (mm)	157	262
	最大時間雨量 (mm)	26	61
	最大風速・風向 (m/s)		4 W
	気圧配置	日本海低気圧と温暖前線	

(イ) 地すべり 昭和 49 年 4 月 26 日

主な被災地域		大蔵村赤松		観測地	肘 折		
人的 被害	死者・行方不明	17	災害時の 気象		総雨量 (mm)	31 (4/21)	13 (4/26)
	負傷者	13		日雨量 (mm)	31 (4/21)	13 (4/26)	
	計	30		最大時間雨量 (mm)			
住家 被害	全壊・流失	20		気 象	4/21 低気圧の通過		
	半壊				4/26 気圧の谷		
	一部破損	最深積雪深					
	床上浸水	(沼の台)62cm(4/26)					
	床下浸水						
計	20	備 考	県災害対策本部設置				
非住家全壊	8		災害救助法適用				

2 雪害

ア 豪雪

(ア) 昭和 55 年度

主な被災地域		県内全域		積雪最大 深大	山形	113 c m (1/8)
						新庄
人的 被害	死者・行方不明	13		備考	米沢	184 c m (2/11)
	負傷者	101			酒田	44 c m (1/17)
	計	114			県対策連絡本部設置	
住家 被害	全壊・流失	1				
	半壊	2				
	一部破損	63				
	床上浸水	7				
	床下浸水	212				
	計	285				
その他 の被害	田畑流失	8.17ha				
	道路損壊	598ヶ所				

(イ) 平成 12 年度

主な被災地域		県内全域		積雪最大 深大	山形	63 c m (2/11)
						新庄
人的 被害	死者	11		備考	米沢	144 c m (1/19)
	負傷者	209			酒田	37 c m (1/18)
	計	220			県対策連絡本部設置	
住家 被害	全壊・流失	1				
	半壊	2				
	一部破損	19				
	床上浸水	0				
	床下浸水	9				
	計	31				
その他 の被害	農林被害 (百万円)	6,642				

(ウ) 平成 17 年度

主な被災地域		県内全域		最大積雪深	山形	75cm(12/31)	
人的被害	死者	13			備考	新庄	157cm(2/6)
	負傷者	270					
	計	283					
住家被害	全壊	2			備考	米沢	156cm(2/5)
	半壊	1					
	一部損壊	41					
	床上浸水	1					
	計	45					
					備考	県対策連絡会議設置	

(エ) 平成 22 年度

主な被災地域		県内全域		積雪最大深	山形	57 c m (2/1)	
人的被害	死者	17			備考	新庄	200 c m (2/1)
	負傷者	215					
	計	232					
住家被害	全壊・流失	0		備考	酒田	52 c m (1/26)	
	半壊	1					
	一部破損	43					
	床上浸水	0					
	床下浸水	15					
	計	59					

(オ) 平成 23 年度 (H24. 2. 17 現在)

主な被災地域		県内全域		積雪最大深	山形	97 c m (2/4)	
人的被害	死者	15			備考	新庄	180 c m (2/4)
	負傷者	255					
	計	270					
住家被害	全壊・流失	0		備考	米沢	—	
	半壊	0					
	一部破損	22					
	床上浸水	1					
	床下浸水	7					
	計	30					
				備考	県災害対策本部設置		

イ 雪崩

(ア) 昭和 26 年 3 月 1 日

主な被災地域		上山市中川		災害時の気象	観測地	山形
人的被害	死者・行方不明	2			総雨量 (mm)	15.3
	負傷者	3			日雨量 (mm)	15.3
	計	5			最大時間雨量 (mm)	8.7
住家被害	全壊・流失	不明			最大風向・風速 (m/s)	9.8S
	半壊	不明			気圧配置	移動性高気圧
	一部破損				<ul style="list-style-type: none"> ・日平均気温が 6.5℃で、平年より 7℃近い高温 ・気温の上昇と降雨が重なり全層雪崩が発生 	
	床上浸水					
	床下浸水					
計						
その他の被害	寄宿舍等の倒壊					

(イ) 平成 12 年 12 月 26 日

主な被災地域		立川町 立谷沢川	災害時の気象	狩川		
人的被害	死者	3		降水量	9mm	
	負傷者	2		平均風速	9.3m/s	
	計	5		平均気温	-3.4℃	

3 その他の気象災害

ア 干害 昭和 53 年 7 月 18 日～8 月 14 日

被災地域		県内全域
被害額		14,838,321 千円
災害時の気象	気象現象	異常高温 小雨
		連続夏日日数 山形 61 日間 7/2～8/31
	気圧配置	太平洋高気圧
	備考	天災融資法適用 激甚法指定

イ 冷害 平成 5 年

被災地域		県内全域
被害額		60,475,381 千円
災害時の気象	気象現象	<ul style="list-style-type: none"> 低温注意報 7 月 28 日～8 月 20 日 (7 月半ばから 8 月 20 日頃まで、平年より 4～6℃前後も低い日が続いた。) 日照時間は、7 月が平年の 60～75%、8 月が 50～60%
	気圧配置	太平洋高気圧の張り出しが弱く、梅雨前線が本州に停滞
	備考	県農作物等異常気象災害対策本部設置 激甚法指定

ウ 落雷 昭和 58 年 9 月 6～8 日

主な被災地域	鶴岡市、八幡町、立川町、河北町、米沢市		災害時の気象	観測地	鶴岡	山形	米沢
	人的被害	死者・行方不明		1	総雨量 (mm)	31 9/6	44.5 9/7
負傷者				日雨量 (mm)	31 9/6	44.5 9/7	85 9/8
計		1		最大時間雨量 (mm)	26 9/6	41.5 9/7	55 9/8
住家被害	全壊・流失			最大風速・風向 (m/s)	5 WNW 9/6	5.2 SE 9/7	4 SSW 9/8
	半壊			気圧配置	寒気の移流		
	一部破損						
	床上浸水						
	床上浸水						
	計						
その他の被害	停電	22,457 戸					

4 大規模火災

酒田大火 昭和 51 年 10 月 29 日

主な被災地域		酒田市		災害時の気象	観測地	酒田
人的被害	死者・行方不明	1			総雨量 (mm)	13.5
	負傷者	1,003			日雨量 (mm)	13.5
	計	1,004			最大時間雨量 (mm)	2.5
住家被害	全焼	1,016			最大風速・風向 (m/s)	14.3 WSW
	半焼	7			最大瞬間風速 (m/s)	28.7 WSW
	一部破損				気圧配置等	冬型の季節風
	床上浸水				備考	県災害対策本部設置 災害救助法適用
	床下浸水					
計	1,023					

5 その他の災害

年月日	被災地	災害区分	被害内容	備考
昭和 42 年 10 月 5 日	村山市	航空機火災	死者 4 名 被害額 67,360 千円	
昭和 51 年 5 月 10 日	朝日町古根	トンネル工事ガス爆発	死者 9 名 重傷者 1 名 住宅一部破損 9 戸	事故対策本部設置
昭和 53 年 6 月 28 日	山辺町根際	同上	死者 9 名 重傷者 2 名	同上
昭和 62 年 2 月 9 日	酒田市日吉町	都市ガス爆発	負傷者 7 名 住宅一部破損 9 棟	
平成 2 年 6 月 12 日	長井市幸町	爆発火災	重傷者 2 名 軽傷者 21 名 全壊住家 7 棟、非住家 13 棟	
平成 11 年 9 月 14 日	新庄市五日町	都市ガス爆発	重傷者 12 名	
平成 16 年 6 月 2 日	東根市羽入地内	航空機事故	死者 1 名 重傷者 1 名	
平成 17 年 12 月 25 日	庄内町榎木地内	列車事故	死者 5 名 重軽傷者 32 名	

第4節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

震災対策編第1編第5章「1 防災関係機関等の責務」に同じ。

2 住民の役割

震災対策編第1編第5章「2 住民の役割」に同じ

3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

震災対策編第1編第5章「3 防災関係機関の事務又は業務の大綱」に同じ

第2章 災害予防計画

第1節 気象等観測体制整備計画

1 計画の概要

災害発生時における迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する気象等観測体制について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 気象等観測体制の現状	① 山形地方気象台の観測体制 ② その他関係機関の観測体制
2 観測体制の充実	

3 気象等観測体制の現状

(1) 山形地方気象台の観測体制

山形地方気象台は、予報の精度を高め、局地的予報を的確に行い、時期を失することなく防災気象情報（気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報及び台風や大雨、あるいは火山噴火等の現象に関する情報をいう。以下同じ）を発表できるよう、自然現象の観測及び予報に必要な施設・設備の整備、特に観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理、情報処理・通信システムの整備・充実、防災気象情報の発表及び伝達体制の構築に努める。

ア 地上気象観測（気象官署）

気象台や特別地域気象観測所で行う最も基本的な観測であり、地上気象観測装置を用いて、気温、降水量、気圧、風向、風速及び湿度等を観測するほか、山形地方気象台では観測者により気象の変化の実況監視を行っている。

イ アメダス（地域気象観測システム）

気象状況を時間的、地域的に細かく監視するために、各地に気象観測所を設置し、降水量、風向・風速、気温、日照時間などの観測を自動で行っている。観測データは山形地方気象台を通じて山形県に配信されるほか、気象庁ホームページで即時的に公開している。

観測所の設置状況

種 別	観 測 通 報 デ ー タ	使用する観測装置	台数
気象官署	降水量, 気温, 風向, 風速, 日照	地上気象観測装置	5
特別地域気象観測所 地域気象観測所	(有線ロボット積雪深計設置所は積雪の深さを併せて通報する)	有線ロボット気象計	17
地域雨量観測所	降水量 (有線ロボット積雪深計設置所は積雪の深さを併せて通報する)	有線ロボット雨量計	6
合 計			28

ウ ウインドプロファイラ

上空の風向風速の観測を行うウインドプロファイラを酒田市に設置している。観測データは気象庁に集められ、きめ細かな天気予報のもととなる数値予報などに利用している。

エ 潮位観測

国土交通省港湾局が酒田港に、国土地理院が鼠ヶ関港及び飛鳥港に設置している検潮所のデータを利用し、高潮等の監視を行っている。

(2) その他関係機関の観測体制

ア 国土交通省

国土交通省は、国の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測している。データは、山形県を管轄する東北及び北陸の各地方整備局並びに山形、酒田の各河川国道事務所及び新庄河川事務所の監視画面に表示されるほか、集約した情報がファクシミリ及びFRICS（河川情報システム）により県県土整備部にも提供されている。

イ 県

(ア) 公共土木施設関係

県県土整備部は、県の管理する道路、河川、ダム及び地すべり危険箇所等、施設管理及び防災上必要な地点に観測装置を設置し、降雨量、積雪深及び水位等を観測している。観測データは、通信回線等を通じて当該地域を管轄する総合支庁等に送信され、水防・除雪等対策の実施に活用されている。

(イ) 農業土木施設関係

県農林水産部は、所管する農業用ダム等の大規模な農業水利施設のうち、施設管理上必要な地点に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測されたデータは、必要に応じ、施設を管理する土地改良区等を通じて県に報告され、洪水調整等対策の実施に活用されている。

ウ 市町村

市町村は、市町村庁舎、消防署及び学校等において気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等を毎日観測し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用している。

エ 東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社は、県内の駅等の観測地点で、次により、気象観測を行っている。

(ア) 職員による計測

各駅の職員は、天候、風向、気温、気圧、湿度、雨量、降雪及び積雪を1日2回観測し、定時に管轄する支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害及び事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

(イ) 機械観測

駅、駅間及び橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速を2分間隔で計測する。観測結果は管轄する支社等に設置された監視画面に表示され、運転規制等に使用する。

冬期間は県内数カ所の駅に設置された観測器で、降雪深及び積雪深を1時間間隔で記録する。

オ 東日本高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社は、県内の高速道路沿線の各所に気象観測装置を設置し、気象データを遠隔操作により取得しているほか、財団法人日本気象協会から気象データの提供を受け、道路標識板による運転者への気象状況の伝達や、速度規制、除雪車の出動等に活用している。

4 観測体制の充実

各機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステムの構築を推進するよう努める。

第2節 防災知識の普及計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第3章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第2編第3章「2 計画の体系」に同じ。

3 防災関係機関職員に対する防災教育

震災対策編第2編第3章「3 防災関係機関職員に対する防災教育」に同じ。

4 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、県及び市町村は、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

また、地域における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 住宅の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

(エ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

(オ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握

(カ) 本県の災害史や地域の危険情報の把握

イ 危険区域図の周知

市町村及び県は、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）の作成に努め、住民等に周知する。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 応急救護の方法

(イ) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(ウ) 高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮

(エ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

県及び市町村は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対

象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など様々な機会を通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

5 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、県及び市町村は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害の備えについての啓発事項

- (ア) 住宅の安全点検
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- (エ) 本県の災害史や地域の危険情報の把握
- (オ) 地域住民との協力体制の構築

イ 危険区域図の周知

県及び市町村は、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）の作成に努め、事業所等に周知する

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 応急救護の方法
- (イ) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (ウ) 高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮
- (エ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

県及び市町村は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

6 学校教育における防災教育

震災対策編第2編第3章「6 学校教育における防災教育」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に、「地震災害」を「災害」に読み替える。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

震災対策編第2編第3章「7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」に同じ。

第3節 地域防災力強化計画

1 計画の概要

震災対策編 第2編第4章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編 第2編第4章「2 計画の体系」に同じ。

3 自主防災組織の育成

震災対策編 第2編第4章「3 自主防災組織の育成」に同じ。

4 企業（事業所）等における防災の促進

県及び市町村は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力の向上を図る。

また、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

① 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

市町村は、多数の者が出入し、勤務し又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市町村は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立を図

られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③ 自衛消防組織等の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持及び管理
- (ウ) 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 避難誘導活動の実施等
- (ウ) 救援、救助活動の実施等

(2) 企業における事業継続計画の策定促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

県及び市町村は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第5章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第2編第5章「2 計画の体系」に同じ。

3 一般ボランティア

震災対策編第2編第5章「3 一般ボランティア」に同じ。

4 専門ボランティア

震災対策編第2編第5章「4 専門ボランティア」に同じ。

第5節 防災訓練計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第6章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第2編第6章「2 計画の体系」に同じ。

3 県の防災訓練

震災対策編第2編第6章「3 県の防災訓練」に同じ。

4 市町村の防災訓練

震災対策編第2編第6章「4 市町村の防災訓練」に同じ。

5 防災関係機関の防災訓練

震災対策編第2編第6章「5 防災関係機関の防災訓練」に同じ。

6 学校の防災訓練

震災対策編第2編第6章「6 学校の防災訓練」に同じ。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

震災対策編第2編第6章「7 防災上特に注意を要する施設における防災訓練」に同じ。

8 防災訓練の評価

震災対策編第2編第6章「8 防災訓練の評価」に同じ。

第6節 避難体制整備計画

1 計画の概要

災害は、二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に市町村が実施する避難体制の整備について定める。

2 計画の体系

震災対策編 第2編第7章「2 計画の体系」に同じ。

3 避難場所及び避難所の指定と事前周知

市町村は、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで避難場所及び避難所（以下「避難所等」という）として指定し、市町村地域防災計画に定めておく。

(1) 避難所等の定義

ア 避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、市町村地域防災計画で指定した場所をいう。

イ 避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するため、市町村地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 避難所等の指定

市町村は避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等が歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて収容できる面積を確保すること。また、海水浴場やスキー場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とされている。

ウ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。避難所は十分な耐震強度を確保すること。

エ 都市公園等を避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確

保すること。

オ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

カ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

キ 避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

ク 避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とする。但し、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる場所とする。

(3) 避難路の安全確保

市町村は、避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、崖崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

(4) 避難所等及び避難方法の事前周知

市町村は、避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

イ 広報誌、ハザードマップ、チラシ配布

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

4 避難勧告等発令判断基準の明確化

市町村は、災害時に適切な避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示ができるよう、あらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難勧告等の発令の判断及び伝達を適切に行うため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難勧告等の発令基準等について市町村地域防災計画に記載するものとする。

(1) 避難勧告の発令基準の策定

ア 避難勧告等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項 目	洪 水	土 砂 災 害
①対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水発生等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域及びその他の土砂災害危険箇所
②避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（災害時要援護者に関する情報）	土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、災害時要援護者等地区の実情を考慮）
③避難勧告等の発令の判断基準等	1) 避難所等へ避難するため必要な時間を把握 2) 避難すべき区域ごとに避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準や考え方を策定	土砂災害警戒情報、近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定
④避難勧告等の伝達方法	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）
⑤災害特性等	外水氾濫、内水氾濫（水門操作のタイミングや水路の状況）など	1) 局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 2) 深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難勧告等の発令を判断する。

イ 避難勧告等の発令判断・伝達マニュアルの作成

市町村は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。

また、県は、避難勧告等の発令基準の策定について、支援及び助言に努めるものとする。

ウ 避難勧告等の発令・伝達体制の整備

市町村は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ・ 市町村長が不在時の発令代行の順位
- ・ 発令の判断に必要となる気象情報等の確実な入手体制の整備
- ・ 災害種別に応じた避難所等・避難経路の事前の選定

(2) 市町村地域防災計画への反映

	項 目	内 容	根拠法令等
洪水・土砂	避難勧告等の発令基準	避難勧告等の発令基準等について記載 判断基準の情報 ・ 洪水：避難判断水位、洪水予報、洪水警報、大雨警報(浸水害) ・ 土砂：大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況	
	避難場所	浸水や土砂災害からの安全性についての配慮に加え、避難経路や避難誘導體制等を記載	水防法第15条第2項 土砂災害防止法第7条第1項
	災害時要援護者の警戒避難体制	災害時要援護者の情報把握 災害時要援護者施設への情報伝達体制	水防法第15条第3項 土砂災害防止法第7条第2項
洪水	洪水予報等の伝達方法	浸水想定区域ごとに規定 ・伝達手段:防災行政無線、電話、訪問など ・伝達情報:洪水予報、避難判断水位情報など	水防法第15条第1項 1
	安全かつ迅速な避難を確保	浸水想定区域ごとに規定 ・洪水予報等の具体的かつ詳細な伝達方法 ・災害時要援護者向けの段階的な避難情報の伝達方法	水防法第15条第1項 2
	地下街、災害時要援護者施設の名称及び所在地等	浸水想定区域ごとに規定 ・災害時要援護者施設等 ・災害時要援護者施設については、利用者の洪水時の安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを記載 ・施設ごとに、警戒避難体制を確保するため、洪水予報の伝達方法を規定	水防法第15条第1項 3

土砂	土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備等	<p>1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令の伝達、避難、救助、その他警戒避難に関する事項について定める。</p> <p>2) 土砂災害警戒区域内に高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。</p> <p>3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害の種別、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な避難を確保するうえで必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成のうえ住民に配布する等周知を図る。</p>	<p>1) 土砂災害防止法第7条第1項 (法定)</p> <p>2) 土砂災害防止法第7条第2項 (法定)</p> <p>3) 土砂災害防止法第7条第3項 (法定)</p>
----	-------------------------	---	--

5 避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市町村は、避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (2) 地域完結型の備蓄施設の確保及び給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）及び毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備
- (3) 災害時要援護者等に配慮した避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、バリアフリー化等の環境整備
- (4) バリアフリー化されていない施設を利用する場合で避難の長期化が予想されるときには、高齢者・障がい者等が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ等の整備
- (5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設等の環境整備。
- (6) 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備

6 災害時要援護者の避難支援計画

震災対策編第2編第7章「6 災害時要援護者の避難支援計画」に同じ。

7 避難誘導體制の整備

震災対策編第2編第7章「7 避難誘導體制の整備」に同じ。

8 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の災害時要援護者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、病院及び社会福祉施設の管理者は次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 防災情報の入手体制

イ 地域の実情に応じた避難所等（市町村指定の避難所等）及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難の困難な災害時要援護者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難場所に係る市町村等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

9 福祉避難所の指定

震災対策編第2編第7章「9 福祉避難所の指定」に同じ。

第7節 救助・救急体制整備計画

1 計画の概要

災害による被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

震災対策編第2編第8章「2 計画の体系」に同じ。

3 自主防災組織の対策

震災対策編第2編第8章「3 自主防災組織の対策」に同じ。

4 市町村及び消防機関の対策

震災対策編第2編第8章「4 市町村及び消防機関の対策」に同じ。

5 県の対策

震災対策編第2編第8章「5 県の対策」に同じ。

6 県警察本部の対策

震災対策編第2編第8章「6 警察本部の対策」に同じ。

7 酒田海上保安部の対策

震災対策編第2編第8章「7 酒田海上保安部の対策」に同じ。

第 8 節 火災予防計画

1 計画の概要

火災発生 of 未然防止と被害の軽減を図るため、市町村や消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2 計画の体系

震災対策編第 2 編第 9 章「2 計画の体系」に同じ。

3 出火防止

震災対策編第 2 編第 9 章「3 出火防止」に同じ。

4 消防用設備等の適正な維持管理指導

震災対策編第 2 編第 9 章「4 消防用設備等の適正な維持管理指導」に同じ。

5 初期消火体制の強化

震災対策編第 2 編第 9 章「5 初期消火体制の強化」に同じ。

6 消防施設等の整備

震災対策編第 2 編第 9 章「6 消防施設等の整備」に同じ。

第9節 医療救護体制整備計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第10章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第2編第10章「2 計画の体系」に同じ。

3 医療関係施設の役割

震災対策編第2編第10章「3 医療関係施設の役割」に同じ。

4 医療関係施設等の整備等

震災対策編第2編第10章「4 医療関係施設等の整備等」に同じ。

5 医療救護活動体制の整備

震災対策編第2編第10章「5 医療救護活動体制の整備」に同じ。

6 医療資器材等確保体制の整備

震災対策編第2編第10章「6 医療資器材等確保体制の整備」に同じ。

第 10 節 防災用通信施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第 2 編第 1 2 章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災用通信施設の整備状況	① 防災関係機関の無線通信施設 ② 山形県防災行政無線 ③ 市町村防災行政無線
2 通信施設の災害予防措置	① 停電対策 ② 障害対策 ③ 運用対策
3 通信機器の所要確保	
4 電気通信設備等の活用	① 移動系通信設備 ② 災害時優先電話

3 防災用通信施設の整備状況

震災対策編第 2 編第 1 2 章「3 防災用通信施設の概要」に同じ。

4 通信施設の災害予防措置

(1) 停電対策

商用電源停電時にも通信に支障のないよう、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備する。

(2) 障害対策

回線の多ルート化及び関連装置の二重化を推進し、災害に強い伝送路の構築に努める。

(3) 運用対策

通信施設を設置している機関は、災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練に努める。

通信施設は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。また、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

5 通信機器の所要確保

震災対策編第 2 編第 1 2 章「5 通信機器の所要確保」に同じ。

6 電気通信設備等の活用

震災対策編第2編第12章「6 電気通信設備等の活用」に同じ。

第 1 1 節 地盤災害予防計画

1 計画の概要

崖崩れや地すべり等に起因する土砂災害を未然に防止し又は被害の軽減を図るために、県及び市町村等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 土砂災害危険箇所の調査・周知	①危険箇所の調査・点検 ②危険箇所の周知 ③基礎調査の実施 ④土砂災害警戒区域等の指定
2 防災体制の整備	①推進体制の強化 ②観測、情報収集・伝達体制の整備 ③警戒避難体制の整備
3 国土保全事業等の推進	①法指定の促進等 ②治山事業等の促進 ③緊急用資機材の確保 ④地盤沈下の防止
4 災害防止に配慮した土地利用の誘導	①危険住宅等の移転推進 ②危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等
5 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立	① 実施手順の策定 ② 関係機関との連携強化

3 土砂災害危険箇所の調査・周知

(1) 危険箇所の調査・点検

県は、地すべり、がけ崩れ及び土石流等の土砂災害が発生するおそれのある箇所又は区域(以下「危険箇所」という。)について、地理的・社会的変化に対応できるよう、土砂崩壊発生の原因となる山腹、溪流及び斜面の状況を、地形・地質等を含め総合的かつ定期的に調査・点検し、その危険度を把握する。

特に、学校、病院、社会福祉施設など災害時要援護者が利用する施設や学校が含まれる危険箇所の調査・点検を重視する。

(2) 危険箇所の周知

県は、これらの危険箇所を周知するため、関係市町村及び他の防災関係機関に資料及び情報の提供を行う。

市町村は、これらの危険箇所を市町村地域防災計画に明記するとともに、平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域毎に警戒避難体制の整備に関する事項について定め、地域住民に周知徹底を図る。

(3) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市町村に通知する。

(4) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」としてまた、建築物に損壊が生じ県民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、市町村とともに関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

4 防災体制の整備

(1) 推進体制の強化

国、県、市町村及び防災関係機関は連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、市町村は、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 観測、情報収集・伝達体制の整備

国、県、市町村及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等の観測、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報の通報、周知及び伝達体制についても併せて整備を推進する。

市町村は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等）。

(3) 警戒避難体制の整備

市町村は、地域防災計画に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるほか、区域内の災害時要援護者が利用する施設に対し土砂災害に関する情報、予報・警報の伝達方法を定める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

5 国土保全事業等の推進

(1) 法指定の促進等

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、右表により危険箇所を法指定を促進する。

また県は、監視指導体制を強化し、法指定地等の適切な管理に努める。

法 令 名	指定地等名称
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域

(2) 治山事業等の促進

国及び県は、相互に調整を図り、地域の防災対策の推進に配慮しながら、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり防止対策事業等の国土保全事業を計画的に推進する。

(3) 緊急用資機材の確保

県及び市町村は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

(4) 地盤沈下の防止

県及び市町村は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

6 災害防止に配慮した土地利用の誘導

震災対策編第2編第13章「6 災害防止に配慮した土地利用の誘導」に同じ。

7 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

震災対策編第2編第13章「8 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立」に準ずる。

※ 震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替え

第 1 2 節 孤立集落対策計画

1 計画の概要

震災対策編第 2 編第 1 4 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震の際、」を除く。

2 計画の体系

震災対策編第 2 編第 1 4 章「2 計画の体系」に同じ。

3 孤立するおそれのある集落の把握

震災対策編第 2 編第 1 4 章「3 孤立するおそれのある集落の把握」を準用する。

※ 震災対策編の「地震に伴う」を除く。

4 防災資機材等の整備

震災対策編第 2 編第 1 4 章「4 防災資機材等の整備」に同じ。

5 孤立予防対策の推進

震災対策編第 2 編第 1 4 章「5 孤立予防対策の推進」に同じ。

6 防災体制の整備

震災対策編第 2 編第 1 4 章「6 防災体制の整備」に同じ。

第 1 3 節 都市防災計画

1 計画の概要

震災対策編第 2 編第 1 5 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「や震災」を除く。

2 計画の体系

震災対策編第 2 編第 1 5 章「2 計画の体系」に同じ。

3 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

震災対策編第 2 編第 1 5 章「3 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生時における」を除く。

4 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化

震災対策編第 2 編第 1 5 章「4 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化」に同じ。

5 防災空間の整備による安全性の確保

震災対策編第 2 編第 1 5 章「5 防災空間の整備による安全性の確保」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を除く。

第 1 4 節 建築物災害予防計画

1 計画の概要

災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するために、県及び市町村等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 建築物の火災耐力の向上促進	① 既存建築物に対する改善指導 ② 防火建築物定期点検報告制度等の実施指導
2 建築物の災害予防対策の推進	① 防災活動の拠点となる建築物の災害予防対策 ② 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策 ③ 一般建築物の災害予防対策

3 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県及び市町村は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

県及び市町村は、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度を活用し、百貨店、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火建築物定期点検報告制度等の実施指導

市町村及び消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、または特定の防火対象物(映画館、風俗営業店、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの)のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度(セイフティマーク)等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

4 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- (ア) 災害対策本部等が設置される施設(県庁舎、総合支庁舎、市町村庁舎等)
- (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設(保健所、病院等)
- (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設(警察署、消防署、県・市町村等の出先庁舎等)
- (エ) 避難収容施設(学校、体育館、公民館、文化施設等)
- (オ) 社会福祉施設等(養護老人ホーム、障がい福祉施設等)

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(ア) 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努める。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- a 配管設備類の固定強化
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の安全性能の向上等

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

ホテル、百貨店及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の連携の徹底

エ 災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

カ 商業ビル・地下街等における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

(3) 一般建築物の災害予防対策

県及び市町村は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

エ 地下街等の浸水防止対策

地下街等の浸水被害を防止するため、建築物等の開口部への防水扉、防水板等の整備の指導

第 1 5 節 輸送体制整備計画

1 計画の概要

震災対策編第 1 編第 1 7 章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第 1 編第 1 7 章「2 計画の体系」に同じ。

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

震災対策編第 1 編第 1 7 章「3 緊急輸送道路ネットワークの形成」に同じ。

4 一時集積配分拠点候補地の選定

震災対策編第 1 編第 1 7 章「4 一時集積配分拠点候補地の選定」に同じ。

5 臨時ヘリポート候補地の選定

震災対策編第 1 編第 1 7 章「5 臨時ヘリポート候補地の選定」に同じ。

6 緊急輸送用車両等の確保・整備

震災対策編第 1 編第 1 7 章「6 緊急輸送用車両等の確保・整備」に同じ。

7 緊急通行車両確保のための事前対策

震災対策編第 1 編第 1 7 章「7 緊急通行車両確保のための事前対策」(1)に同じ。

緊急輸送道路ネットワーク計画図

震災対策編に同じ。

第16節 各種施設災害予防対策関係

1 交通関係施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第1節「1 計画の概要」に準用する。

※ 「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 施設の点検・整備 ③ 復旧資機材等の確保
2 道路の災害予防対策	① 高速道路の災害予防 ② 一般国道及び県道の災害予防 ③ 市町村道等の災害予防 ④ 防災体制の整備 ⑤ 相互連携体制の整備 ⑥ 資機材等の整備 ⑦ 道路トンネル事故の予防対策 ⑧ 道路付帯施設の災害予防
3 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策	
4 港湾施設の災害予防対策	
5 漁港施設の災害予防対策	
6 鉄道施設の災害予防対策	① 施設の災害予防 ② 防災体制の整備 ③ 避難誘導體制の整備 ④ 防災訓練の実施

3 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、災害発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

4 道路の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第1節「4 道路の災害予防対策」に準用する。

※「耐震」を「安全」に、「地震」を「災害」に読み替える。

5 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第1節「5 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策」に同じ。

6 港湾施設の災害予防対策

港湾施設の設置者及び管理者は、次により酒田港をはじめとする各港湾施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 港湾は、海上交通の安定性を生かし、災害時においても一定の物流機能を維持することが可能であることから、港湾計画等において重要な防災拠点として位置づけ、施設整備等を計画的に推進する。

ア 防波堤等の整備

災害時においても一定の物流機能を維持して混乱を防止するとともに、救援物資の受け入れに対応するため、護岸の整備や防波堤の設置等により、高潮や波浪等の風水害に強い港湾施設整備を推進する。

イ 臨港道路内の橋梁の整備

防波堤等から主要道路へのアクセス経路の一部となる臨港道路内の橋梁については、災害時の救援物資の運搬等を確実にするため補強強化を図る。

ウ 緑地等の整備

海上からの緊急物資の搬入、仕分け及び配送を円滑に実施できるよう、緑地を機能的に配置するとともに、緑地を臨時ヘリポートあるいは自衛隊の受け入れ場所、災害廃棄物の一時保管場所としての利用も考慮した整備を図る。

(2) 港湾関係者は、災害発生時に港湾利用者が迅速な判断、避難ができるよう防災体制を整える。

(3) 酒田港施設周辺には石油等危険物の輸送施設や貯蔵施設等、災害発生時に二次災害を引き起こす可能性のある施設が立地していることから、港湾の安全性をより高めるため、安全点検を行い、護岸等の整備に努める。

(4) 港湾管理者は、災害発生後の港湾の障害物撤去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

7 漁港施設の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第1節「7 漁港施設の災害予防対策」に準用する。

※「耐震」を「安全」に読み替える。

2 土砂災害防止施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編 第2編第18章第2節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震に伴う」を除く。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 耐震性の強化 ⑤ 応急復旧用資機材の確保 ⑥ 災害危険地区の調査及び周知
2 治山施設等の災害予防対策	① 保安林の指定及び整備 ② 治山施設の整備 ③ 林道施設の整備 ④ 山地防災ヘルパーの資質の向上
3 砂防設備等の災害予防対策	① 法指定地等の管理強化 ② 砂防設備の整備 ③ 地すべり防止施設の整備 ④ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ⑤ 砂防ボランティア活動との連携

3 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、操作・点検マニュアル及び情報連絡体制等を整備するとともに、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 施設の修繕、補強

施設の破損、機能低下又は老朽等により障害が生じた場合は、補修、修繕又は補強工事等を実施し、施設の維持及び機能の回復を図る。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

(6) 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について関係市町村を通じ住民へ周知する。

4 治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

イ 保安林整備計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

県内の保安林の種類及び面積（平成 22 年 3 月末現在） 単位：ha

保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積
土砂流出防備保安林	98,379	水害防備保安林	6
土砂崩壊防備保安林	971	潮害防備保安林	161
飛砂防備保安林	1,237	なだれ防止保安林	3,254
防風保安林	47	落石防止保安林	70

(2) 治山施設の整備

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画並びに地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設および地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

県内の山地災害危険地区（平成 22 年 4 月 1 日現在）

施設区分	地区数
山腹崩壊危険地区	580(68)
崩壊土砂流出危険地区	1,290(124)
計	1,870(192)

注：（ ）内は国有林内で外書き

(3) 林道施設の整備

森林整備保全事業計画並びに地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を整備する。また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

(4) 山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実に努めるため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

5 砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じる。

(1) 法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を適切に管理するため、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成し、現地の状況等を正確に把握、整理分析するとともに巡視員等による区域内の監視を強化するとともに、標識の設置等により法指定地における制限行為の周知徹底を図る。

また、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内に設置した砂防設備等の老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定め、計画的に補修・補強を行い機能低下が生じないよう適切な維持管理に努める。

(2) 砂防設備等の整備

砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、災害時要援護者関連施設の対策箇所等を優先的に整備する。

土石流危険渓流の整備状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

土石流危険渓流	土石流危険渓流のうち 砂防指定地箇所数	土石流危険渓流 整備率
2,216(374)	482(41)	23.7%

注 1：() 内は国土交通省直轄事業分で内数

注 2：砂防指定地とは砂防法により定められた指定地

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

イ 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に行い、必要に応じ修繕等を行う。

県内の地すべり危険箇所及び防止施設の整備状況

種 別	危 険 箇所数	法指定 箇所数	施設の整備状況 概成
国 土 交 通 省	230	92	67(2)
農 林	59	41	22
水産省	334(21)	84(-)	41(2)
合 計	623	217	130

注 1：国土交通省の()は直轄で内数 (H23.4.1 現在)

注 2：林野庁の()は国有林内で外書き (H22.4.1 現在) (農村振興局分のみ H17 の数値)

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、災害時要援護者関連施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

急傾斜地崩壊防止施設の整備状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

危険箇所数	要対策箇所数	法指定箇所数	施設の整備状況 概成箇所
1325	1147	295	304

(5) 砂防ボランティア活動との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、砂防ボランティア活動との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

3 河川・海岸施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第3節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震・津波」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 施設の構造強化 ⑤ 応急復旧用資機材の確保
2 河川構造物の災害予防対策	① 堤防等河川構造物点検、安全性の確保 ② 占用施設における管理体制整備 ③ 防災体制等の整備
3 ダム施設の災害予防対策	① 施設の点検、安全性の確保 ② ダム管理体制の整備
4 海岸保全施設の災害予防対策	① 施設の点検及び安全性の確保 ② 高潮等危険箇所の調査、整備

3 各施設に共通する災害予防対策

河川・海岸施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(3) 施設の点検・整備

平常時から各施設を定期的に点検することにより、異常が発見された場合は早期に整備する等全施設の正常機能を維持するように努める。

(4) 施設の構造強化

構造に関する各種基準を満たさない管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の構造を強化する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

4 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検及び整備による安全性の確保

河川管理施設の点検を実施し、安全性の確保を図るとともに、重要水防箇所や治水上改修が必要な箇所の整備を推進する。また、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(2) 占用施設における管理体制整備

橋梁、排水機場及び頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等、管理体制の整備徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

県は、河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制を整備する。また、災害発生後の復旧活動に伴う多種多様な河川区域使用の要請に対する基本的な対応方針を定めておく。

市町村は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保するうえで必要な事項を地域防災計画に定めるほか、洪水ハザードマップの作成・周知に努める。

5 ダム施設の災害予防対策

ダム施設の管理者は、次により災害予防対策を講じる。

(1) 施設の点検、安全性の確保

国土交通省及び県が所管するダムは、「河川管理施設等構造令」及び「河川砂防技術基準」等により、十分な強度で設計・施工されているが、これらのダム及び関連施設等については、河川法施行令第9条及び第29条に基づき定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じながら施設の改善に努める。

(2) ダム管理体制の整備

県は洪水等に対する適正なダム管理を行うため、ダム管理情報の整備に努める。

また、災害時に一貫した管理がとれるようダム操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

県内のダム施設数

(平成23年8月1日現在)

所管区分		管 理 施設数	概 要				
国土交通省		17	東北地方整備局	コンクリートダム	2	フィルダム	2
			北陸地方整備局	コンクリートダム	1		
			県土木部	コンクリートダム	9	フィルダム	2
				コンクリート+フィルダム	1		
山形県	農林水産部	39	県農林水産部	コンクリートダム	2	フィルダム	2
			市町村			フィルダム	4
			土地改良区等	コンクリート+フィルダム	1	フィルダム	30
	企業局	1	コンクリートダム	1			
その他		6	東北電力	コンクリートダム	6		

注：堰堤高1.5m以上のダムを計上した。

6 海岸保全施設の災害予防対策

海岸管理者は、次により海岸保全施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の点検及び安全性の確保

海岸保全施設の災害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、その結果に基づき、設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的に施設の改善に努める。

(2) 高潮等危険箇所の調査、整備

高潮等による危険箇所の定期点検を実施するとともに、必要に応じ、堤防等施設整備に努める。

4 農地・農業用施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第4節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検 ④ 風水害対策の強化 ⑤ 復旧資機材等の確保
2 農道施設の災害予防対策	
3 農業用ダム施設の災害予防対策	
4 用排水施設の災害予防対策	
5 ため池施設の災害予防対策	

3 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 風水害対策の強化

各施設については、所定の洪水量等に対応した整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

4 農道施設の災害予防対策

県は、市町村や土地改良区等に対し、その管理する農道について、降雨等による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更

新・整備を指導する。

5 農業用ダム施設の災害予防対策

農業用ダムのうち、国営及び県営事業で築造したものは、洪水流量を考慮して設計・施工されているが、それ以外の築造年代の古い農業用ダムについては、現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

山形県内の農業用ダム

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

管 理 者	種 別 ダ ム 数
県（農林水産部）	コンクリートダム 2、フィルダム 2
市町村	フィルダム 4
土地改良区等	コンクリート+フィルダム 1、フィルダム 30
合 計	39

注：堰堤高15m以上のダムを計上した。

6 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、洪水量等を考慮して設計・施工されているが、不十分な施設については、技術基準等に基づき適切な機能が確保されるよう整備を図る。

7 ため池施設の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第4節「7 ため池施設の災害予防対策」を準用する。

※ 震災対策編の「耐震性」を「洪水吐機能」に読み替える。

5 電力供給施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第5節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

震災対策編第2編第18章第5節「2 計画の体系」に同じ。

3 防災体制の整備

震災対策編第2編第18章第5節「3 防災体制の整備」に同じ。

4 防災関係機関との連携

震災対策編第2編第18章第5節「4 防災関係機関との連携」に同じ。

5 広報活動

震災対策編第2編第18章第5節「5 広報活動」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

6 電力設備の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第5節「6 電力設備の災害予防対策」を準用する。

※ 震災対策編の「耐震対策」を「各種対策」に読み替える。

7 災害対策用資機材等の整備

震災対策編第2編第18章第5節「7 災害対策用資機材等の確保及び整備」に同じ。

6 ガス供給施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第6節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える

2 計画の体系

震災対策編第2編第18章第6節「2 計画の体系」に同じ。

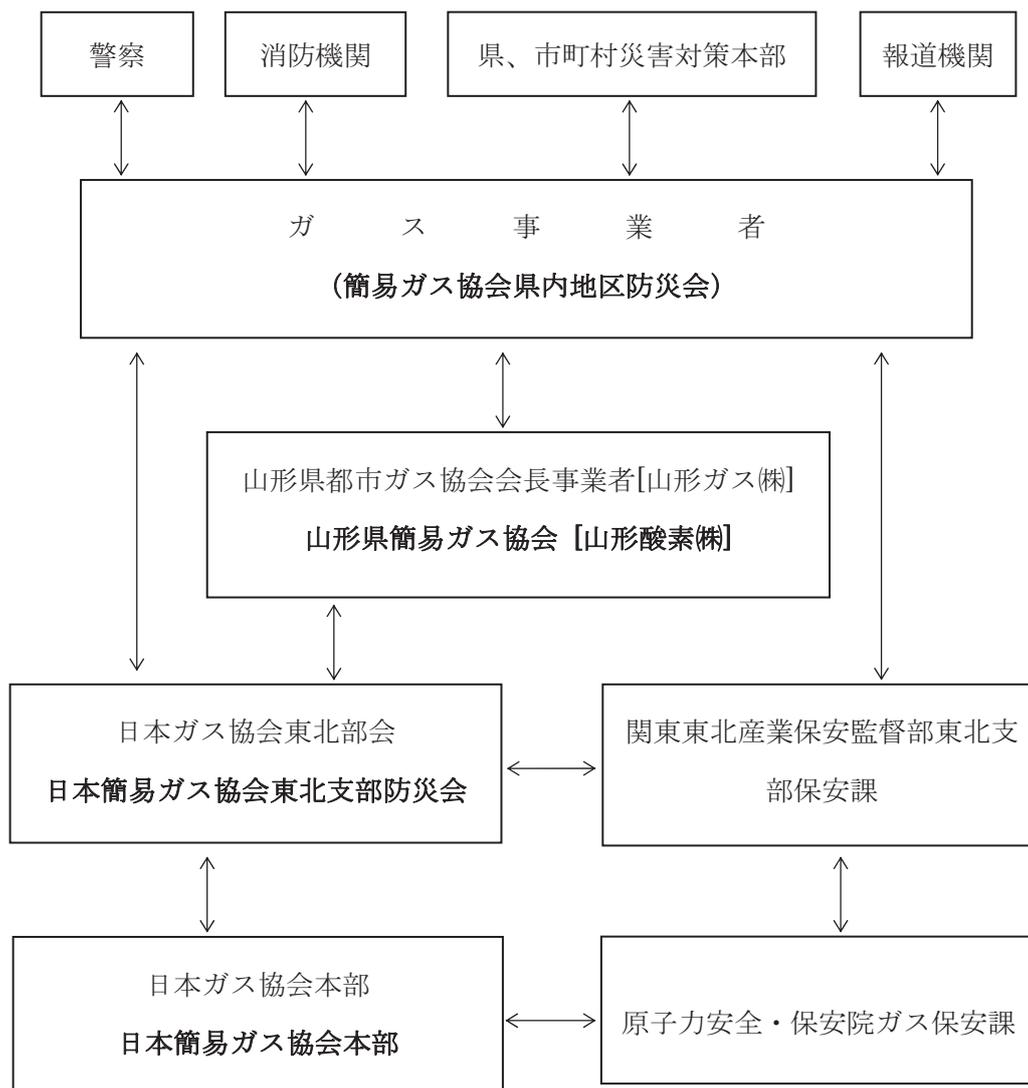
3 防災体制の整備

(1) 連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、消防、警察、県及び市町村等の防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認しておく。

また、報道機関に対しても災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確立しておくとともに、ガスの保安確保等に対する需要家の理解と協力についての報道を依頼しておく。

なお、一酸化炭素ガス（CO）を含むガスを供給している事業者は、漏洩ガスによる中毒事故発生の可能性があるので、救急指定病院等との連絡体制についても確認しておく。



* 下段、太字は簡易ガス協会の組織

(2) 要員の確保

災害により発生する被害の程度等に応じた職員の出動基準、出動方法、出動場所及び出動途上における情報収集方法を定めておく。

(3) 災害対策本部の設置

災害対策本部の組織・規模について、被害状況等に応じてあらかじめ具体的に定めておくとともに、構成員の役割を明確にしておく。

また、災害対策本部の設置場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう適切な箇所を選定しておくとともに、非常通信設備、同報機能を備えたファクシミリ、複写機等の備品や関係図書、帳票類を整備しておく。

(4) 応急協力体制の整備

緊急措置や復旧作業に必要な人員、機材等を確保するため、近隣のガス事業者や協会組織から救援を受ける場合の手続き等を確認しておくとともに、その救援隊の復旧基地や宿泊施設確保等の受入体制を事前調査しておく。また、関連工事会社の動員についても、その基準や方法、場所を定めておく。

(5) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時における緊急対応能力を向上させるため、職員に対して防災教育及び防災訓練を定期的に実施する。

ア 防災教育

災害対策本部の設置・運営、職員の動員、ガス供給停止判断及び漏えい受付処理に関する事項等について教育する。

イ 防災訓練

ガス工作物の巡視・点検やガス供給停止に関する事項について訓練するほか、市町村や県が主催する防災訓練にも積極的に参画する。

(6) 防災関係機関との連携

県防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

4 広報活動

防災対策を効果的に行うため、災害発生時及びガス供給停止時等の時期に応じた広報活動について、フロー図、チェックリスト及び広報例文等を準備して具体的に定めておくとともに、広報担当責任者を定めておく。また、需要家や報道機関・地方自治体等関係機関との広報ルートを確立しておく。

平常時には、災害発生時における二次災害防止のための広報活動を行う。

5 ガス供給施設の災害予防対策

(1) 施設対策

ガス施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

ア 製造所・供給所

(ア) 新設する施設は、その重要度と基礎の構造・強度等を十分検討し、ガス事業法等の関係法令等に基づき合理的な設計を行う。

(イ) 既設の施設については、定期的に点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ 導管の対策

新設する導管は、鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合等耐震性能を有する方式を使用する。

また、重要な導管は、供給系統の分離についても考慮する。

(2) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は、災害発生時のガス漏えいによる二次災害を防止するために、被害の著しい地域へのガス供給を停止すること及び供給を継続する地域の保安を確保することであることから、次により関連設備の整備等を行う。

ア 製造所・供給所

(ア) 検知・警報（漏えい検知器及び火災報知機等）装置を設置し、緊急対策を行うべき基準を決めておく。

(イ) ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等に緊急停止設備を設置する。

(ウ) 防消火設備を整備する。

- (エ) 発災直後の設備点検を迅速に行えるよう、点検の要点やルート及び担当者を決めておく。
- (オ) 人身の安全を確保するため、避難や負傷者の救護体制を確立しておく。

イ 導管

- (ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- (イ) 供給停止ブロックごとに、確実に供給停止を行うための遮断装置を整備するとともに、必要により、ガスの供給圧力を速やかに減圧するための減圧設備を設置する。
- (ウ) 需要家での二次災害を防止するため、感震遮断機能を有するマイコンメータの設置を促進する。
- (エ) 供給区域内の被害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、あらかじめ項目を定めその収集手段を整備しておくとともに、信頼性の高い情報通信設備を確保する。

6 災害対策用資機材の整備

災震対策編第2編第18章第6節「6 災害対策用資機材の整備」に同じ。

7 放送施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第7節「4 防災体制の整備」に同じ。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 災害対策計画の策定	
2 防災体制の整備	① 防災体制の確立 ② 防災教育、防災訓練の実施

3 災害対策計画の策定

災害に備え、次の事項を内容とする災害対策計画を策定し、防災対策の充実を図る。

- (1) 消耗品・機材等の備蓄及び緊急物資・機材の入手ルートの確立
- (2) 商用電力停電に備えた自家発電機等非常用電源及び非常用発電機の燃料補給先の確保
- (3) 中継回線状態の把握
- (4) 各種無線機器等の伝搬試験の実施
- (5) 仮演奏所及び仮設送信所設置場所の調査選定
- (6) 非常持出機器及び書類の指定
- (7) 交通路の調査
- (8) 電力会社、警察庁、国土交通省及び非常通信協議会等の利用しうる通信回線の調査
- (9) 災害時における放送事業の継続に関すること

4 防災体制の整備

震災対策編第2編第18章第7節「4 防災体制の整備」に同じ。

8 電気通信施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第8節「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第2編第18章第8節「2 計画の体系」に同じ。

3 防災体制の整備

震災対策編第2編第18章第8節「3 防災体制の整備」に同じ。

4 災害時広報体制の確立

震災対策編第2編第18章第8節「4 災害時広報体制の確立」に準用する。

※ 震災対策編の「地震災害」を「災害」に読み替える。

5 電気通信施設の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第8節「5 電気通信施設の災害予防対策」に同じ。

6 災害対策用資機材等の確保と整備

震災対策編第2編第18章第8節「6 災害対策用資機材等の確保と整備」に同じ。

9 上水道施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第9節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「大規模な地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ (削除) ④ 管理図面及び災害予防情報の整備 ⑤ 関係機関との連携及び連絡調整 ⑥ 緊急時連絡体制の整備 ⑦ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄
2 防災広報活動の推進	① 住民に対する広報、啓発活動 ② 町内会等への防災活動の研修 ③ 医療施設等への周知
3 上水道施設の災害予防措置	① 重要施設及び基幹管路の安全性の強化 ② バックアップシステムの構築等 ③ 機械設備や薬品管理における予防対策
4 災害対策用資機材等の整備	① 応急給水用資機材の整備 ② 応急復旧用資機材の整備
5 生活用水水源の把握	

3 防災体制の整備

水道事業者は、次により緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

水道事業者は、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、災害による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、災害現場における復旧施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他の水道事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な上水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

水道事業者は、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や各水道事業者等と連携体制を整備する。

水道事業者は、災害時相互応援協定により応援体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の整備

県、市町村及び水道事業者は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

4 防災広報活動の推進

震災対策編第2編第18章第9節「4 災広報活動の推進」を準用する。

※ 震災対策編(3)の「受水槽等の耐震性の向上」を除く。

5 上水道施設の災害予防措置

水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、特に過去の風水害等により被災した経験がある場合には、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の安全性の強化

ア 軟弱地盤における地盤改良

イ 避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

ウ 配水池容量(12時間貯水容量)の増加及び緊急遮断弁の設置

エ 老朽管路の計画的な更新

オ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

(2) バックアップシステムの構築等

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)

ウ 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築

エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

- オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備
- (3) 機械設備や薬品管理における予防対策
 - ア 水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
 - イ 水道用薬品の適正な量の備蓄

6 災害対策用資機材等の整備

震災対策編第2編第18章第9節「7 災害対策用資機材等の整備」に同じ

7 生活用水水源の把握

震災対策編第2編第18章第9節「8 生活用水水源の把握」に同じ。

10 下水道施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第10節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 設備台帳及び図面等の整備 ⑤ ライフライン関係機関との連携 ⑥ 事業継続計画（BCP）の策定・運用
2 広報活動	
3 下水道施設の災害予防対策	① 浸水対策 ② 安全性の確保
4 災害復旧用資機材等の確保	

3 防災体制の整備

震災対策編第2編第18章第10節「3 防災体制の整備」に同じ。

4 広報活動

震災対策編第2編第18章第10節「4 広報活動」に同じ。

5 下水道施設の災害予防対策

下水道管理者は、次により下水道施設の浸水対策及び安全確保対策を実施する。

(1) 浸水対策

ア 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

イ 耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。

また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造を採用する等、計画・設計時に十分考慮する。

(2) 安全性の確保

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水等何らかの変状が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

6 災害復旧用資器材等の確保

震災対策編第2編第18章第10節「6 災害復旧用資機材等の確保」に同じ。

1 1 工業用水道施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第11節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 災害時連絡体制の整備 ④ 職員に対する教育及び訓練 ⑤ 設備台帳及び図面等の整備
2 広域応援体制の整備	
3 工業用水道施設の災害予防対策	
4 災害対策用資機材等の整備	

3 防災体制の整備

震災対策編第2編第18章第11節「3 防災体制の整備」に同じ。

4 広域応援体制の整備

震災対策編第2編第18章第11節「4 広域応援体制の整備」に同じ。

5 工業用水道施設の災害予防対策

工業用水道事業者は、風水害等による断減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画を作成し、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害により被災した経験がある場合には、十分な防災対策を講ずる。

県内工業用水道施設の概要 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

事業者	施設名	給水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000
	八幡原工業用水道	14,700
	福田工業用水道	2,800
東根市	東根大森工業用水道	9,230
小国町	小国町工業用水道	6,510

6 災害対策用資機材の整備

震災対策編第 2 編第 1 8 章第 1 1 節「6 災害対策用資機材の整備」を準用する。

※ 震災対策編の「工業用水道施設の状況及び地震による被災想定を考慮して」を「工業用水道施設の状況等を考慮して」に読み替える。

1 2 危険物等施設災害予防計画

1 計画の概要

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）に係る事故の発生又は災害による被害の拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 危険物施設の安全対策	① 施設構造基準等の維持 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 連絡体制の確立
2 火薬類製造施設等の安全対策	① 施設構造基準等の遵守 ② 保安教育及び防災訓練の実施 ③ 自主保安体制の充実 ④ 連絡体制の確立
3 高圧ガス製造施設等の安全対策	① 法令上の基準等の遵守 ② 保安教育及び防災訓練の実施 ③ 自主防災活動組織の整備 ④ 連絡、応援体制の確立
4 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策	① 危害防止規程の充実 ② 大量取扱者の指導
5 有害物質取扱施設等の安全対策	
6 放射線使用施設の安全対策	① 放射線施設の対策 ② 非常用機器材の整備 ③ 連絡体制の確立 ④ 非常時活動マニュアルの整備 ⑤ 防災教育及び防災訓練の実施

3 危険物施設の安全対策

震災対策編 第2編第18章第12節「3 危険物施設の安全対策」を準用する。

※ 震災対策編の「維持し耐震性を確保」を「維持」に読み替える。

4 火薬類製造施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の遵守

ア 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

イ 県は、火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費等に係る施設について、保安検査及び立入検査を実施し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

ア 県は、火薬類関係事業者に対し、従業者への保安教育の実施を徹底させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

イ 火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

ア 火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

イ 県は、火薬類関係事業者の自主保安体制の充実・強化を図るため、防災対策技術について指導する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

5 高圧ガス製造施設等の安全対策

(1) 法令上の基準等の遵守

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

(ア) 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。

(イ) 県は、高圧ガス関係事業所の保安検査及び立入検査を強化し、施設の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるとともに、定期自主検査の徹底、高圧ガスの取扱等の適正化及び危害予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導する。

イ 液化石油ガス販売事業者、一般消費者等

(ア) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。

(イ) 県は、液化石油ガス販売事業者等の立入検査を強化し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める供給設備等点検等の励行等の自主保安体制の確立を指導する。

(2) 保安教育の実施

ア 高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

イ 県は、社団法人山形県エルピーガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会、山形県高圧ガス協議会、山形県冷凍協会及び山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係団体」とい

う。)の協力を得て、高圧ガス関係事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会を開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立について指導、啓発に努める。

ウ 県は、一般消費者の保安意識の高揚を図るため、社団法人山形県エルピーガス協会に対して、一般消費者に対する保安教室を開催するよう指導する。

(3) 防災訓練の実施

県は、高圧ガス関係団体に対し、具体的な災害想定に基づき、一般消費者も含めたより実践的な防災訓練を計画的に実施するとともに、県又は市町村が実施する防災訓練に参加するよう指導する。

(4) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。

(5) 連絡、応援体制の確立

ア 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。

イ 高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援・協力できる体制の整備・充実に努める。

6 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策

震災対策編 第2編第18章第12節「6 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策」に同じ。

7 有害物質取扱施設等の安全対策

震災対策編 第2編第18章第12節「7 有害物質取扱施設等の安全対策」に同じ。

8 放射線使用施設の安全対策

国は、放射線使用事業所に対し、災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導を徹底する。

県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に、空間放射線量の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 放射線施設の対策

ア 放射線施設については、放射性同位元素による汚染拡大防止や室外漏出防止のため、開口部、配管及び配線に被害防止措置を施す。

また、放射線源収納部については、転倒、移動及び落下防止措置をとるとともに、治療用線源又はCT（コンピューター断層撮影法）等による治療中、診断中の過度の照射防止措置をとる。

イ 放射性同位元素保管容器及び廃棄物収納容器類については、接触、転倒、落下又は破損を防止する措置をとる。

ウ 放射線施設の建物について保安点検を実施するとともに、非常用機材の作動点検及び有効期間の確認並びに廃液貯留槽についての液量・濃度点検及び漏水検査を定期的に行う。

(2) 非常用機器材の整備

放射線による汚染事故等非常時に備え、放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類及び非常用電源類等を整備する。また、放射性同位元素を緊急に収納・運搬できる鉛容器等も併せて備えておく。

(3) 連絡体制の確立

放射線による汚染事故等、非常時における消防等関係機関との連絡体制を確立する。

(4) 非常時活動マニュアルの整備

放射線による汚染事故等非常時における対応として、放射線施設の使用禁止又は立入禁止区域の設定及び消火方法等を定めたマニュアルを整備しておく。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

放射線施設従事者等に、防災計画の概要並びに非常用機材の種類、作動原理及び使用目的とその効果を周知する。また、避難訓練、通報訓練及び点検訓練等を規模、形態に応じて定期的実施する。

第 17 節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

震災対策編 第 2 編第 19 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震による」を除く。

2 計画の体系

震災対策編 第 2 編第 19 章「2 計画の体系」に同じ。

3 基本的な考え方

震災対策編 第 2 編第 19 章「3 基本的な考え方」に同じ。

4 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給においては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の災害時要援護者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

(ア) 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳児用調製粉乳等の主食

(イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

(ア) 市町村は、3 の(4)及び(5)により食料の供給体制を整備する。

(イ) 県は、市町村の要請に対応できるよう、次の供給体制を整備する。

- a 米穀…… ・「緊急食料調達・供給体制整備要綱」等に基づく農林水産省からの供給体制
 - ・供給協定締結先からの供給体制
 - ・大量精米及び炊出し施設との協定締結又は協力体制
- b 乾燥米穀… ・供給協定締結先及び他業者からの供給体制
 - ・分散備蓄による供給体制
- c 副食、乳児用調製粉乳…供給協定締結先及び他業者からの供給体制
- d 米穀以外の応急用食料…… ・「緊急食料調達・供給体制整備要綱」等に基づく農林水産省からの供給体制

(2) 飲料水

ア 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、市町村は飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ 水道事業者等は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める

ウ 県は、市町村の要請に対応するため、備蓄等により飲料水の供給体制を整備する。

エ 水道用水供給事業者は、市町村、水道事業者及び簡易水道事業者の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

(3) 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、サイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区 分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋 ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

(ア) 市町村は、3の(4)及び(5)により備蓄を行うとともに、災害時要援護者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

(イ) 県は、市町村の要請に対応できるよう、備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなど、供給体制の確立に努める。

第18節 文教施設における災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第20章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

震災対策編第2編第20章「2 計画の体系」を準用する。

※ 震災対策編の「⑦ 施設の耐震性の強化」を除く。

3 学校の災害予防対策

震災対策編第2編第20章「3 学校の災害予防対策」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

※ 震災対策編の「(7) 施設の耐震性の強化」を除く。

4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、敷地全般にわたる排水施設やがけ崩れ、土砂流出防止施設等の整備及び危険木対策を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第 19 節 災害時要援護者の安全確保計画

1 計画の概要

震災対策編 第2編第21章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編 第2編第21章「2 計画の体系」に同じ。

3 在宅の災害時要援護者対策

震災対策編 第2編第21章「3 在宅の災害時要援護者対策」に同じ。

4 社会福祉施設等における災害時要援護者対策

震災対策編 第2編第21章「4 社会福祉施設等における災害時要援護者対策」に同じ。

5 外国人の安全確保対策

震災対策編 第2編第21章「5 外国人の安全確保対策」に同じ。

第 2 0 節 災害救助基金の積立・運用計画

1 計画の概要

震災対策編 第 2 編第 2 2 章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編 第 2 編第 2 2 章「2 計画の体系」に同じ。

3 災害救助基金の使途

震災対策編 第 2 編第 2 2 章「3 災害救助基金の使途」に同じ。

4 災害救助基金の積立て

震災対策編 第 2 編第 2 2 章「4 災害救助基金の積立て」に同じ。

5 災害救助基金の運用

震災対策編 第 2 編第 2 2 章「5 災害救助基金の運用」に同じ。

第3章 災害応急計画

第1節 活動体制関係

1 災害対策本部

1 計画の概要

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「1 計画の概要」に同じ。

2 県災害対策本部の組織図

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「2 県災害対策本部の組織図」に同じ。

3 県災害対策本部の設置

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「3 県災害対策本部の設置」に同じ。

4 県災害対策本部の組織、運営等

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「4 県災害対策本部の組織、運営等」に同じ。

5 県現地災害対策本部

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「5 県現地災害対策本部」に同じ。

6 県災害対策支部

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「6 県災害対策支部」に同じ。

7 本部、現地本部、支部における職員応援

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「7 本部、現地本部、支部における職員応援」に同じ。

8 国の現地災害対策本部との連絡調整

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「8 国の現地災害対策本部との連絡調整」に同じ。

9 市町村の活動体制

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「9 市町村の活動体制」に同じ。

10 防災機関の活動体制

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「10 防災機関の活動体制」に同じ。

2 職員の動員配備体制

1 計画の概要

震災対策編第3編第1章第2節 職員の動員配備体制「1 計画の概要」に同じ。

2 災害発生時における配備体制

震災対策編第3編第1章第2節 職員の動員配備体制「2 災害発生時における配備体制」に同じ。

3 勤務時間外における職員の招集

震災対策編第3編第1章第2節 職員の動員配備体制「3 勤務時間外における職員の招集」に同じ。

(別表)

災害時等における職員の動員配備体制

平成24年4月1日現在

配備	災害対策組織設置基準	職員配備基準	体制
第1次配備	災害対策警戒当番 1 大雨洪水警報発表時 2 台風接近時等の大雨洪水注意報発表時 3 津波注意報発表時 4 竜巻注意情報発表時	・宿日直者 ・危機管理課警戒当番、農林水産部、県土整備部の担当職員(注3) ・危機管理課警戒当番	
第2次配備	1 津波警報発表時 2 県内で震度4の地震が観測されたとき 3 台風接近時等の大雨洪水警報発表時	・危機管理課の下記に定める職員(注4) ・農林水産部、県土整備部、企業局等の応急対策が必要な課の予め定める職員	必要に応じ環境エネルギー部長(兼)危機管理監を長とし、関係課からなる災害対策関係課長会議を設置
第3次配備本部	1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 知事が特に必要と認められたとき	【災害対策本部】 1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき ※災害対策本部を自動設置 ※「震度5弱～5強」と「震度6弱以上」では、 関係課職員又は応急対策班員 の動員体制が異なる。 [震度5弱～5強の場合] 関係課職員が登庁 (1)知事 (2)副知事 (3)本部員(各部長) (4)各部局次長 (5)全課(室)長 (6)対策本部の連絡員(関係課副主幹等) (7)危機管理課、県土整備部の全職員 (8)その他各課において予め定める職員 [震度6弱以上] 全職員が登庁 ①自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡する。 ②交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、最寄りの総合支庁等県の機関に参集して所属長に連絡を取りその指示に従う。 ③応急対策班員は、直ちに災害対策本部室(講堂)の設営に従事する。 2 地震以外の場合 地震以外の場合は、「震度5弱～5強」の職員配備基準と同じとし、職員の登庁連絡は、危機管理課から対策本部の連絡員(関係課副主幹等)を経由して行う。	【災害対策本部】 【設置場所】 県庁講堂 震度5弱以上、地震以外も共通 本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 総務部長 企画振興部長 環境エネルギー部長(兼)危機管理監 子育て推進部長 健康福祉部長 商工観光部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 事務局長：環境エネルギー部長(兼)危機管理監 事務局員：危機管理・くらし安心局長 応急対策班長(関係部次長) 危機管理課長、課内職員 関係課職員又は応急対策班員 連絡員：関係課副主幹 警備第二課次長 ◎第1回目の本部員会議は災害対策室(地震、地震以外も共通)で開催する。

注1：この表は、県本庁職員の動員配備体制を示しているが、出先機関の職員の動員配備体制もこれに準じる。

注2：農林水産部、県土整備部、企業局等の動員配備体制の詳細は各部局の動員配備計画に基づく。

注3：宿日直職員の動員配備体制は別に定める「宿日直業務マニュアル」に基づく。1次配備は、原則宿日直者だが、被害発生又はその恐れがある場合は、危機管理課警戒当番に引継ぐ。

注4：①津波警報発表時：生活環境部長(兼)危機管理監、危機管理・くらし安心局長、危機管理課長、危機管理課全職員

②震度4：危機管理課長、同防災担当職員及び危機管理・国民保護対策担当

③台風接近時の大雨・洪水警報発表時：危機管理課危機管理・防災担当職員、(時間外は危機管理課警戒当番)

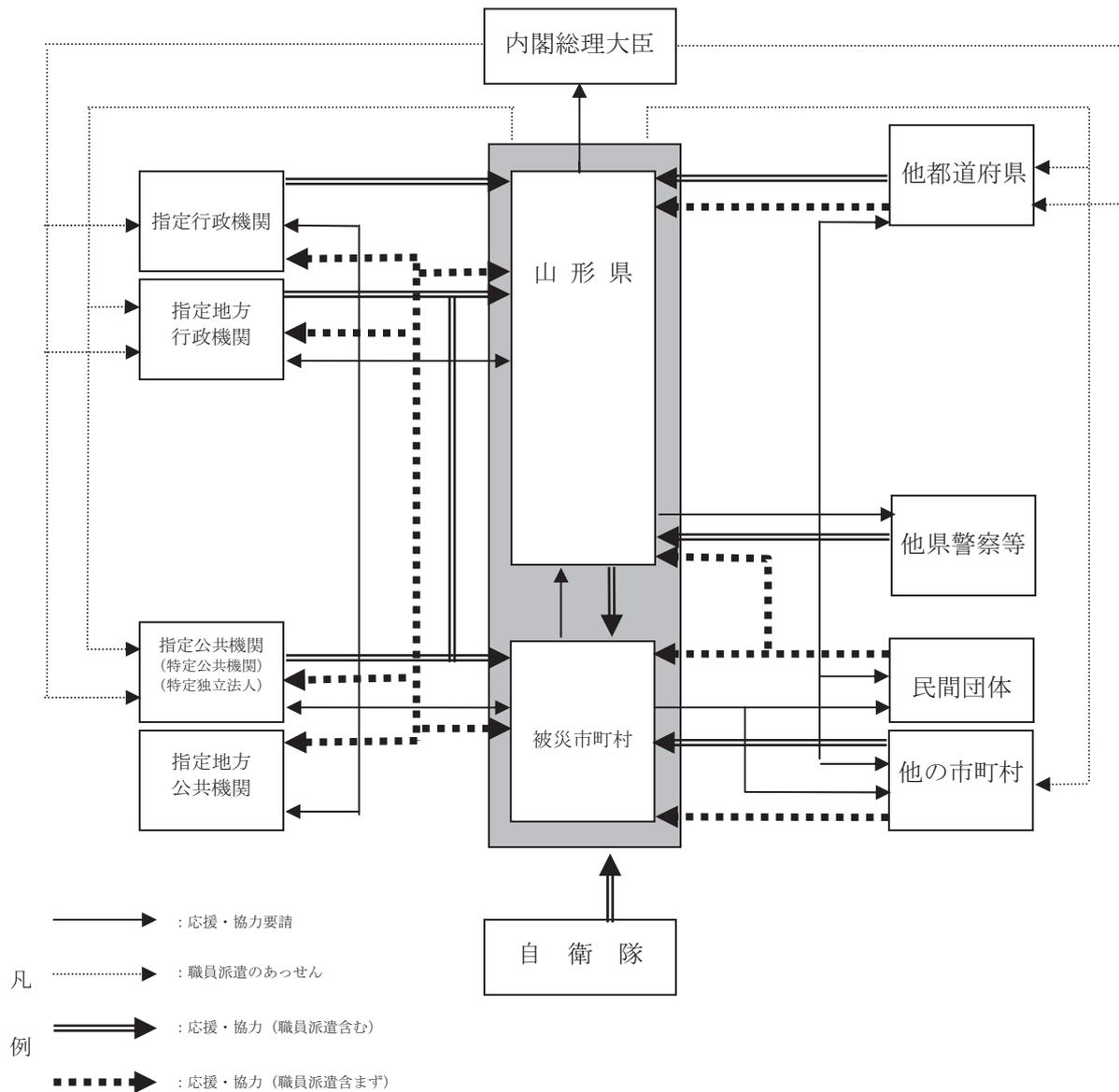
3 広域応援計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第1章「第3節 広域応援計画 1 計画の概要」に同じ。

2 広域応援計画フロー

震災対策編第3編第1章「第3節 広域応援計画 2 広域応援計画フロー」に同じ。



3 被災市町村の応援要請

震災対策編第3編第1章「第3節 広域応援計画 3 被災市町村の応援要請」に同じ。

4 県の応援要請

震災対策編第3編第1章「第3節 広域応援計画 4 県の応援要請」に同じ。

5 県公安委員会の援助要求

震災対策編第3編第1章「第3節 広域応援計画 5 県公安委員会の援助要求」に同じ。

6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

震災対策編第3編第1章「第3節 広域応援計画 6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示」に同じ。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

震災対策編第3編第1章「第3節 広域応援計画 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請」に同じ。

8 消防の広域応援

震災対策編第3編第1章「第3節 広域応援計画 8 消防の広域応援」に同じ。

4 自衛隊災害派遣計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「1 計画の概要」に同じ。

2 自衛隊災害派遣計画フロー

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「2 自衛隊災害派遣計画フロー」に同じ。

3 自衛隊の災害派遣基準等

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「3 自衛隊の災害派遣基準等」に同じ。

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等」に同じ。

5 県への連絡幹部の派遣

(1) 自衛隊は、次の場合に、通信機器を携帯した連絡幹部を県へ派遣する。

ア 知事が、災害の状況等により、自衛隊と情報交換し又は部隊等の派遣に関し連絡を密にする必要があると認めて、連絡幹部の派遣を依頼した場合

イ 救援活動のため被災地へ部隊を派遣した場合

(2) 県は、自衛隊連絡幹部の受入れにあたっては、庁舎内に連絡幹部執務室を提供するとともに、必要に応じ寝具等を確保する。

6 自衛隊災害派遣要請の手続き

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「6 自衛隊災害派遣要請の手続き」に同じ。

7 自衛隊の自主派遣

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「7 自衛隊の自主派遣」に準ずる。

※ 震災対策編の「震度5弱以上の地震が発生した場合又は」を除く。

8 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「8 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き」に同じ。

9 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「9 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備」に同じ。

10 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「10 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整」に同じ。

11 自衛隊災害派遣部隊の撤収

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「11 自衛隊災害派遣部隊の撤収」に同じ。

12 救援活動経費の負担

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「12 救援活動経費の負担」に同じ。

13 派遣要請先及び連絡窓口

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「13 派遣要請先及び連絡窓口」に同じ。

5 災害ボランティア活動支援計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第1章第5節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 災害ボランティア活動計画フロー

震災対策編第3編第1章第5節「2 災害ボランティア活動計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 県災害ボランティア支援本部

震災対策編第3編第1章第5節「3 県災害ボランティア支援本部」に同じ。

4 市町村災害ボランティア支援本部

震災対策編第3編第1章第5節「4 市町村災害ボランティア支援本部」に同じ。

第2節 情報収集伝達関係

1 通信計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第2章第1節「1 計画の概要」に同じ。

2 通信計画フロー

震災対策編第3編第2章第1節「2 通信計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編 「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 防災通信施設の運用体系

震災対策編第3編第2章第1節「3 防災通信施設の運用体系」に同じ。

4 災害発生時の通信連絡

震災対策編第3編第2章第1節「4 災害発生時の通信連絡」に同じ。

5 通信施設の被害対応

震災対策編第3編第2章第1節「5 通信施設の被害対応」に同じ。

2 気象情報等伝達計画

1 計画の概要

災害による被害を最小限にとどめるため、国、県、市町村及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

2 気象業務法に定める警報・注意報等

(1) 警報・注意報等の種類と概要

山形地方気象台は、本県において各市町村及び沿岸の海域を対象に、次の基準により気象警報・注意報等を発表する。また、気象警報・注意報が発表された場合、テレビ等による放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 一般の利用に適合する警報・注意報及び情報

(ア) 警報・注意報

種 類		発 表 基 準
注 意 報	風 雪 注意報	風雪によって被害が予想される場合。 具体的には 雪を伴い、平均風速が 12m/s 以上 ただし、狩川：東風は 15m/s 以上、東風以外は 12m/s 以上 飛島：南西～北西風は 17m/s 以上、南西～北西風以外は 15m/s 以上になると予想される場合。
	強 風 注意報	強風によって被害が予想される場合。 具体的には 平均風速が 12m/s 以上 ただし、狩川：東風は 15m/s 以上、東風以外は 12m/s 以上 飛島：南西～北西風は 17m/s 以上、南西～北西風以外は 15m/s 以上になると予想される場合。
	大 雨 注意報	大雨によって被害が予想される場合 具体的には、別表 1（大雨注意報基準）のとおり。

種 類		発 表 基 準
注 意 報	大 雪 注意報	大雪によって被害が予想される場合。 具体的には 12時間の降雪の深さ <ul style="list-style-type: none"> 東南村山：平地 15cm 山沿い 25cm 北村山・西村山：平地 20cm 山沿い 30cm 東南置賜：平地 20cm 山沿い 30cm 西置賜：平地 25cm 山沿い 30cm 庄内北部：平地 15cm 山沿い 30cm 庄内南部：平地 15cm (狩川・櫛引 20cm) 山沿い 30cm 最上：平地 20cm 山沿い 30cm (肘折 35cm)
	濃 霧 注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 具体的には 濃霧によって、視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。
	雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合。
	乾 燥 注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には <ul style="list-style-type: none"> 1) 実効湿度が 65%以下で最小湿度が 30%以下 2) 実効湿度が 70%以下で平均風速が 10m/s 以上 ただし、降雨雪の場合を除く。
	なだれ 注意報	なだれによって被害があると予想される場合。 具体的には <ul style="list-style-type: none"> 1) 山沿いで 24 時間降雪の深さが 30cm 以上、肘折の積雪が 100cm 以上 2) 山形の日平均気温が 5℃以上、肘折の積雪が 180cm 以上 3) 山形の日最高気温が 5℃以上、肘折の積雪が 300cm 以上 4) 日降水量が 30mm 以上、肘折の積雪が 100cm 以上(12 月のみ)
	着雪(氷) 注意報	着雪(氷)が著しく、通信線や送電線、樹木等に被害が起こると予想される場合。 具体的には、大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合。
	霜 注 意 報	早霜(注)、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には 早霜(注)、晩霜期に最低気温がおおむね 2℃以下になると予想される場合。 (注)：農作物の成育を考慮し実施する。

	低温 注意報	(夏期)低温のため農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には 最高、最低気温又は日平均気温のいずれかが平年より 4~5℃以上低い日が数日 続くと予想される場合。 (冬期)低温のため水道管や路面の凍結など大きな障害の起こるおそれがある と予想される場合。 具体的には 1) 最低気温が-7℃以下 2) 最低気温が-4℃以下で平均風速が 5m/s 以上 3) 日平均気温が-3℃以下の日が数日続く のいずれかになると 予想される場合
		融雪 注意報
	高潮 注意報	台風等による海面の異常上昇によって被害が予想される場合。 具体的には、潮位（標高）が、 遊佐町：1.0m 酒田市：酒田 1.0m、飛島 1.0m 鶴岡市：1.0m
	波浪 注意報	風浪・うねり等によって被害が予想される場合。 具体的には、有義波高が 3m 以上になると予想される場合。
洪水 注意報	洪水によって被害が予想される場合。 具体的には、別表 2（洪水注意報基準）のとおり。	

種類		発表基準
警報	気象 警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 雪を伴い、平均風速が 18m/s 以上 ただし、狩川：東風は 20m/s 以上、東風以外は 18m/s 以上 飛島：南西～北西風は 25m/s 以上、南西～北西風以外は 20m/s 以上 になると予想される場合
	暴風 警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 平均風速が 18m/s 以上 ただし、狩川：東風は 20m/s 以上、東風以外は 18m/s 以上 飛島：南西～北西風は 25m/s 以上、南西～北西風以外は 20m/s 以上 になると予想される場合

	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、別表3（大雨警報基準）のとおり。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 12時間の降雪の深さ <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 80%;"> <p>東南村山：平地 30cm 山沿い 40cm</p> <p>北村山・西村山：平地 35cm 山沿い 45cm</p> <p>東南置賜：平地 35cm 山沿い 45cm</p> <p>西置賜：平地 40cm 山沿い 45cm</p> <p>庄内北部：平地 30cm 山沿い 45cm</p> <p>庄内南部：平地 30cm（狩川と櫛引 35cm） 山沿い 45cm</p> <p>最上：平地 35cm 山沿い 45cm（肘折 55cm）</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>のいずれ かになる と予想さ れる場合</p> </div> </div>
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、潮位（標高）が、 遊佐町：1.5m 酒田市：酒田 2.0m、飛島 1.5m 鶴岡市：1.5m
	波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、有義波高が6m以上になると予想される場合。
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、別表4（洪水警報基準）のとおり。

（注1）警報、注意報の発表は災害の発生状況、気象条件等を考慮して行うことがあり、必ずしもこの基準によらない場合がある。

（注2）有義波高とは、ある地点を連続して通過する波のうち、高い方から順に1/3の個数までの波について平均した波高をいう。これは、目視観測による波高に近いといわれている。

(注3) 地震や火山の噴火等、不測の事態により、通常の基準を適用することが適切でない状態が、ある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(注4) 大雨等による山崩れ、がけ崩れに対する警戒事項（地面現象警報）又は注意事項（地面現象注意報）若しくは浸水に対する警戒事項（浸水警報）又はまたは注意事項（浸水注意報）は、主に大雨警報または大雨注意報の本文に含めて発表する。

(注5) 山沿いとは標高がおおむね300m以上のところをいう。

(注6) 平坦地とは、土地の傾斜が緩やかである等、降った雨が流れ出しにくく、水がたまりやすい地域をいう。（具体的には傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域）

(注7) 別表1～4に示すR1は1時間降水量、R3は3時間降水量。土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

(イ) 気象情報

気象情報は、警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりするために発表する。気象情報の種類は以下のとおり。

(1) 予告的な情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける。24時間から数日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表する。

(2) 警報や注意報を補完する気象情報

①警報・注意報の発表後、気象経過や予想、防災上の注意点を解説する場合。

②記録的短時間大雨情報

大雨警報の発表中に、数年に一度程度発生するような記録的な猛烈な雨を観測もしくは解析した場合、さらに強く警戒を呼びかけるために発表される。

記録的短時間大雨情報の発表基準は、1時間雨量が100ミリ以上を観測または解析雨量で解析した場合。

(ウ) 竜巻注意情報

雷注意報の発表中に竜巻、ダウンバースト、またはガストフロントによる激しい突風の可能性が高まったと判断した場合、激しい突風に対する注意を呼びかけるために発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(エ) 降雪量情報

降雪に対する防災効果を上げるため、12月から3月までの期間、県内4地点（山形、米沢、新庄及び酒田）での降雪量情報を発表する。

発表時刻及び内容

6時00分→当日の6時から当日18時までの12時間の予想降雪量

18時00分→当日の18時から翌日6時までの12時間の予想降雪量

イ 水防活動の利用に適合する警報・注意報

種 類		発 表 基 準
注 意 報	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報をもって代える。
	水防活動用高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報をもって代える。
	水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報をもって代える。
	水防活動用津波注意報	一般の利用に適合する津波注意報をもって代える。
警 報	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報をもって代える。
	水防活動用高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報をもって代える。
	水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報をもって代える。
	水防活動用津波警報	一般の利用に適合する津波警報をもって代える。

ウ 国土交通省の各河川国道事務所・河川事務所及び県が气象台と共同して行う水防活動用警報、注意報

種 類		共同	発 表 基 準
注 意 報	最上川上流洪水注意報	国 土 交 通 省	洪水によって災害の発生するおそれがある場合。 具体的には基準地点の水位がはん濫注意水位に達しさらに上昇が予想されるとき。
	最上川中流洪水注意報		
	最上川下流洪水注意報		
	須川下流洪水注意報		
	鮭川洪水注意報		
	赤川洪水注意報		
	須川上流洪水注意報	山 形 県	
	丹生川洪水注意報		
	最上小国川洪水注意報		
	屋代川洪水注意報		
	大山川洪水注意報		
日向川洪水注意報			
警 報	最上川上流洪水警報	国 土 交 通 省	溢水・氾濫等により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合。 具体的には基準地点の水位が避難判断水位に達しさらに上昇が予想されるとき、または、はん濫危険水位を超えると予想されるとき。
	最上川中流洪水警報		
	最上川下流洪水警報		
	須川下流洪水警報		
	鮭川洪水警報		
	赤川洪水警報		
	須川上流洪水警報	山 形 県	
	丹生川洪水警報		
	最上小国川洪水警報		
	屋代川洪水警報		
	大山川洪水警報		
日向川洪水警報			

(注) 国土交通省のうち、最上川上流、須川下流については山形河川国道事務所、最上川中流、鮭川については新庄河川事務所、最上川下流、赤川については酒田河川国道事務所が山形地

方气象台と共同で発表する。

また、県のうち、屋代川については置賜総合支庁、須川上流については村山総合支庁、丹生川については村山総合支庁（北庁舎）、最上小国川については最上総合支庁、日向川・大山川については庄内総合支庁が山形地方气象台と共同で発表する。

エ 山形地方气象台と山形県が共同して行う土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険性を山形県河川・砂防情報システム（砂防系）による危険指標基準と山形地方气象台の降雨指標基準（土壌雨量指数基準）の組み合わせによって判定し、危険性が非常に高まると予想される場合に、市町村による避難勧告や防災活動等の災害応急対応、住民の自主避難が適時適切に行われるよう、その対象となる市町村名（一部、市を細分化）を指定して発表する。

また、地震や火山噴火等の不測の事態により、通常の基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、県の危険指標基準及び山形地方气象台の降雨指標基準ともに「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

(2) 警報・注意報等の伝達

ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する注意報・警報等の伝達

山形地方气象台、県（危機管理課）、市町村及び防災関係機関は、別図「気象警報・注意報等伝達系統図」により伝達を行う。

(ア) 山形地方气象台

山形地方气象台は、気象警報等を発表し、切替え又は解除したときは、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）又は防災情報提供システムにより関係機関へ速やかに伝達する。

(イ) 県（危機管理課）

県は伝達された気象警報等を、県防災行政無線により速やかに市町村、消防本部及び関係機関に伝達する。

なお、夜間・休日は、Fネット（NTT公衆回線）により伝達する。

(ウ) 市町村及び消防本部

市町村及び消防本部は、伝達された気象警報等を、防災行政無線、緊急速報メール及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

(エ) 報道機関

報道機関は、伝達された気象警報等を、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕等により放送し、公衆に周知する。

(オ) その他関係機関

その他の関係機関は、伝達された気象警報等を、速やかにその所属機関へ伝達する。

イ 東北地方整備局の各河川国道事務所・河川事務所及び県の各総合支庁と共同して行う水防活動用注意報・警報等の伝達

東北地方整備局、山形地方气象台、県、市町村及び防災関係機関は、次により伝達を行う（詳細は、「山形県水防計画」参照）。

(ア) 東北地方整備局、県の各総合支庁及び山形地方气象台

東北地方整備局の各河川国道事務所・河川事務所、県の各総合支庁及び山形地方气象台は、水防活動用注意報・警報等（以下、「洪水予報」という。）を発表し、切替え又は解除

したときは、国土交通省多重無線回線、県防災行政無線、緊急防災情報ネットワークにより関係機関へ速やかに伝達する。

(イ) 県河川課

県河川課は、伝達された洪水予報を、県防災行政無線等により速やかに水防管理団体及び関係機関に伝達する。

ウ 山形地方气象台、県（危機管理課）、市町村及び防災関係機関は別図「気象警報・注意報等伝達系統図」により伝達を行う。

3 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

気象庁長官等は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として、直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。通報を受けた都道府県知事は、同法第22条第2項の規定により、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

本県においては、山形地方气象台が村山、最上、置賜及び庄内を対象に、火災気象通報を行う。通報は、県（危機管理課）を通じて市町村及び消防本部に伝達される。

イ 火災気象通報を行う基準

山形地方气象台は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたとき火災気象通報を行う。

(ア) 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下になると予想される場合。

(イ) 降雨雪の場合を除き、実効湿度が70%以下で平均風速が10m/s以上になると予想される場合。

(ウ) 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。（雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。）

ウ 火災気象通報の伝達

(ア) 山形地方气象台

山形地方气象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県（危機管理課）に対し、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）により速やかに通報する。

(イ) 県（危機管理課）

県（危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに市町村、消防本部に通報する。

(2) 火災警報

ア 火災警報の概要

市町村長は、都道府県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発することができる。

イ 火災警報の伝達

市町村は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、巡回広報車及び消防自動

車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県（危機管理課）に対し通報する。

別表1(大雨注意報基準)

※ 雨量基準欄：R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。(例：「R1=70」は「1時間雨量70mm以上」を意味する。)

※ 土壌雨量指数基準は、市町村の域内における基準値の最低値を示している。

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
東南村山	山形市	R1=40	80
	上山市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	82
	天童市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=40	88
	山辺町	R1=40	80
	中山町	R1=30	86
北村山	村山市	R1=30	82
	東根市	R1=40	84
	尾花沢市	R1=40	84
	大石田町	R1=40	82
西村山	寒河江市	R1=40	77
	河北町	R1=40	71
	西川町	R1=40	86
	朝日町	R1=40	77
	大江町	R1=40	77
東南置賜	米沢市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=40	78
	南陽市	R1=40	74
	高畠町	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	74
	川西町	R1=40	74
西置賜	長井市	R1=40	74
	小国町	R1=40	86
	白鷹町	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=40	74
	飯豊町	R1=40	74
庄内北部	酒田市	R1=40	80
	遊佐町	R1=40	84
庄内南部	鶴岡市	R1=40	76
	三川町	R1=40	153
	庄内町	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=40	86
最上	新庄市	R1=40	84
	金山町	R1=40	97
	最上町	R3=70	95
	舟形町	R1=40	77
	真室川町	R1=40	84
	大蔵村	R1=40	82
	鮭川村	R1=40	84
	戸沢村	R1=40	84

別表2(洪水注意報基準)

※ 雨量基準欄: R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。(例:「R1=70」は「1時間雨量70mm以上」を意味する。)

※ 流域雨量指数基準欄の「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

※ 複合基準欄の「and」は2つの指標による基準を示す。(例:「R1=30 and ○○川流域=40」は、「1時間雨量30mm かつ ○○川流域雨量指数=40以上」を意味する。)

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
東南村山	山形市	R1=40	馬見ヶ崎川流域=13, 立谷川流域=9, 本沢川流域=4	—
	上山市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	前川流域=6, 本沢川流域=6	—
	天童市	平地地: R3=70 平地地以外: R1=40	乱川流域=12, 押切川流域=11, 立谷川流域=9, 倉津川流域=14	—
	山辺町	R1=40	須川流域=17	—
	中山町	R1=30	須川流域=20	—
北村山	村山市	R1=30	—	—
	東根市	R1=40	白水川流域=11, 村山野川流域=6, 乱川流域=10	—
	尾花沢市	R1=40	野尻川流域=8	—
	大石田町	R1=40	野尻川流域=8, 次年子川流域=6	—
西村山	寒河江市	R1=40	寒河江川流域=20, 熊野川流域=8, 実沢川流域=6	—
	河北町	R1=40	寒河江川流域=20, 乱川流域=16	—
	西川町	R1=40	寒河江川流域=19	—
	朝日町	R1=40	朝日川流域=9	—
	大江町	R1=40	月布川流域=12, 古寺川流域=8	—
東南置賜	米沢市	平地地: R3=50 平地地以外: R1=40	鬼面川流域=14, 天王川流域=11, 羽黒川流域=10, 大樽川流域=8	—
	南陽市	R1=40	吉野川流域=5	—
	高畠町	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	屋代川流域=7, 砂川流域=7, 鬼面川流域=18	—
	川西町	R1=40	鬼面川流域=13, 犬川流域=8, 黒川流域=7, 誕生川流域=6	—
西置賜	長井市	R1=40	置賜白川流域=14, 置賜野川流域=8	—
	小国町	R1=40	荒川流域=29, 横川流域=20, 玉川流域=18, 金目川流域=14, 明沢川流域=11	—
	白鷹町	平地地: R3=70 平地地以外: R1=40	実淵川流域=6	—
	飯豊町	R1=40	置賜白川流域=13, 小屋川流域=7, 小白川流域=7	—
庄内北部	酒田市	R1=40	京田川流域=13, 相沢川流域=17	平地地: R1=30and最上川流域=41
	遊佐町	R1=40	月光川流域=15	—
庄内南部	鶴岡市	R1=40	京田川流域=8, 藤島川流域=9, 梵字川流域=16	—
	三川町	R1=40	藤島川流域=9, 青龍寺川流域=7	—
	庄内町	平地地: R3=60 平地地以外: R1=40	京田川流域=10, 立谷沢川流域=12	—
最上	新庄市	R1=40	泉田川流域=9, 新田川流域=6	—
	金山町	R1=40	金山川流域=11, 中田春木川流域=6, 上台川流域=6	—
	最上町	R3=70	最上白川流域=5	—
	舟形町	R1=40	最上小国川流域=16	—
	真室川町	R1=40	真室川流域=16, 金山川流域=11, 中田春木川流域=6, 小又川流域=8	—
	大蔵村	R1=40	銅山川流域=10, 赤松川流域=6	—
	鮭川村	R1=40	泉田川流域=7, 曲川流域=8	—
	戸沢村	R1=40	角川流域=9, 三ツ沢川流域=6	—

別表3(大雨警報基準)

※ 雨量基準欄: R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。(例:「R1=70」は「1時間雨量70mm以上」を意味する。)

※ 土壌雨量指数基準は、市町村の域内における基準値の最低値を示している。

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
東南村山	山形市	R1=60	90
	上山市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=70	93
	天童市	平坦地: R3=100 平坦地以外: R1=60	99
	山辺町	R1=60	90
	中山町	R1=60	97
北村山	村山市	平坦地: R1=50 平坦地以外: R1=60	91
	東根市	R1=60	93
	尾花沢市	R1=60	93
	大石田町	R1=60	91
西村山	寒河江市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=70	98
	河北町	R1=60	91
	西川町	R1=60	109
	朝日町	R1=60	98
	大江町	R1=70	98
東南置賜	米沢市	平坦地: R3=70 平坦地以外: R1=70	102
	南陽市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=70	97
	高畠町	平坦地: R1=50 平坦地以外: R1=70	97
	川西町	R1=60	97
西置賜	長井市	R1=60	99
	小国町	R1=60	115
	白鷹町	平坦地: R3=110 平坦地以外: R1=60	99
	飯豊町	R1=60	99
庄内北部	酒田市	R1=60	105
	遊佐町	R1=60	110
庄内南部	鶴岡市	R1=60	101
	三川町	R1=60	-
	庄内町	平坦地: R3=80 平坦地以外: R1=60	114
最上	新庄市	R1=60	101
	金山町	R1=60	116
	最上町	R3=100	114
	舟形町	R1=60	92
	真室川町	R1=60	101
	大蔵村	R1=60	98
	鮭川村	R1=60	101
	戸沢村	R1=60	100

別表4(洪水警報基準)

※ 雨量基準欄: R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。(例:「R1=70」は「1時間雨量70mm以上」を意味する。)

※ 流域雨量指数基準欄の「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

※ 複合基準欄の「and」は2つの指標による基準を示す。(例:「R1=30 and 〇〇川流域=40」は、「1時間雨量30mm かつ 〇〇川流域雨量指数=40以上」を意味する。)

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
東南村山	山形市	R1=60	馬見ヶ崎川流域=16, 立谷川流域=11, 本沢川流域=8	—
	上山市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	前川流域=10, 本沢川流域=7	—
	天童市	平地地: R3=100 平地地以外: R1=60	乱川流域=20, 押切川流域=14, 立谷川流域=11, 倉津川流域=17	—
	山辺町	R1=60	—	—
	中山町	R1=60	—	—
北村山	村山市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	—	—
	東根市	R1=60	白水川流域=14, 村山野川流域=9, 乱川流域=12	—
	尾花沢市	R1=60	野尻川流域=13	—
	大石田町	R1=60	野尻川流域=10, 次年子川流域=7	—
西村山	寒河江市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	寒河江川流域=28, 熊野川流域=10, 実沢川流域=8	—
	河北町	R1=60	寒河江川流域=28, 乱川流域=20	—
	西川町	R1=60	寒河江川流域=24	—
	朝日町	R1=60	朝日川流域=17	—
	大江町	R1=70	月布川流域=15, 古寺川流域=10	—
東南置賜	米沢市	平地地: R3=70 平地地以外: R1=70	鬼面川流域=17, 天王川流域=14, 羽黒川流域=12, 大樽川流域=10	—
	南陽市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	吉野川流域=8	—
	高島町	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	屋代川流域=9, 砂川流域=9, 鬼面川流域=23	—
	川西町	R1=60	鬼面川流域=23, 犬川流域=14, 黒川流域=9, 誕生川流域=7	—
西置賜	長井市	R1=60	置賜白川流域=25, 置賜野川流域=10	—
	小国町	R1=60	荒川流域=36, 横川流域=25, 玉川流域=22, 金目川流域=17, 明沢川流域=14	—
	白鷹町	平地地: R3=110 平地地以外: R1=60	実淵川流域=7	—
	飯豊町	R1=60	置賜白川流域=25, 小屋川流域=9, 小白川流域=9	—
庄内北部	酒田市	R1=60	京田川流域=16, 相沢川流域=21	平地地: R1=50 and 最上川流域=41
	遊佐町	R1=60	月光川流域=19	—
庄内南部	鶴岡市	R1=60	京田川流域=12, 藤島川流域=11, 梵字川流域=20	—
	三川町	R1=60	藤島川流域=11, 青龍寺川流域=9	—
	庄内町	平地地: R3=80 平地地以外: R1=60	京田川流域=13, 立谷沢川流域=15	—
最上	新庄市	R1=60	泉田川流域=11, 新田川流域=10	—
	金山町	R1=60	金山川流域=14, 中田春木川流域=8, 上台川流域=7	—
	最上町	R3=100	最上白川流域=8	—
	舟形町	R1=60	—	—
	真室川町	R1=60	真室川流域=20, 金山川流域=14, 中田春木川流域=8, 小又川流域=11	—
	大蔵村	R1=60	銅山川流域=12, 赤松川流域=8	—
	鮭川村	R1=60	泉田川流域=11, 曲川流域=10	—
	戸沢村	R1=60	角川流域=14, 三ツ沢川流域=7	—

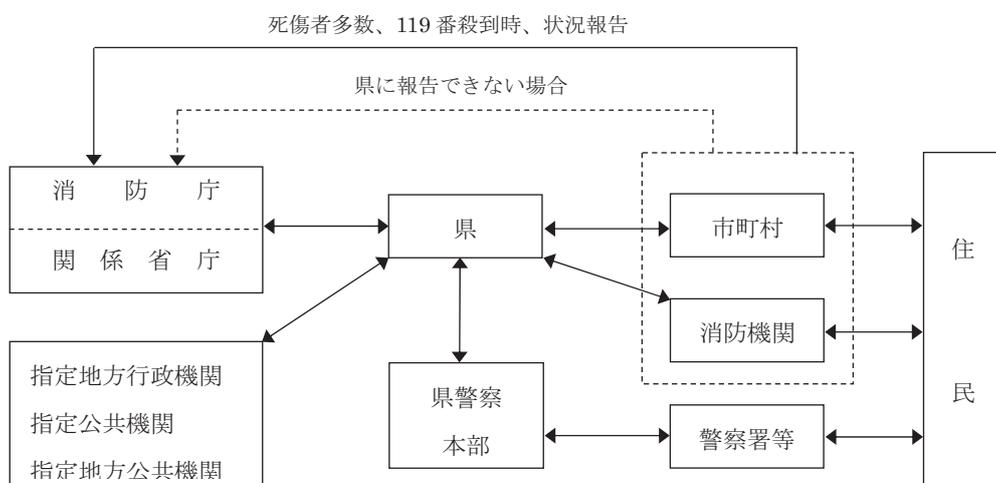
3 災害情報の収集・伝達計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第2章第3節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生時」を「災害発生時」に読み替える。

2 災害情報収集・伝達計画フロー



3 被害状況等情報収集活動の概要

震災対策編 第3編第2章第3節「3 被害状況等情報収集活動の概要」を準用する。

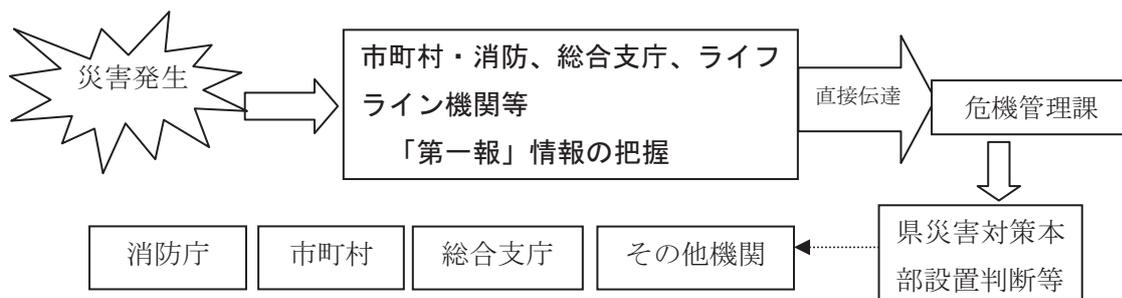
※ 震災対策編の「震度5弱以上の大規模な地震」を「大規模な災害」に読み替える。

4 災害発生直後の情報収集・伝達

(1) 県本部（危機管理課）への「第一報」情報等の提供

県内で、大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、各防災関係機関は直ちに県本部（危機管理課）へ情報を提供するものとする。（大きな状況変化時も同じ。）

ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合



イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 各機関における情報収集・伝達

ア 市町村

(ア) 市町村は、被害が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、総合支庁に報告する。ただし、緊急を要する場合には、県本部（危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途絶等により県本部（危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

(イ) 市町村（消防機関を含む）は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

イ 県

(ア) 県支部（総合支庁）及び関係出先機関は、管内の市町村及び防災関係機関と緊密に連携して災害情報の収集に努め、その情報をとりまとめて県に報告する。

(イ) 県は、これらの情報を総合的に整理・分析し、その被害状況をとりまとめるとともに、必要に応じ、調査班を派遣し現地調査を行う。

(ウ) 県は、必要に応じ、第1編第3章第1節「4 自衛隊災害派遣計画」に基づき、自衛隊に対し航空機等による被害状況の把握を要請する。

(エ) 県本部（危機管理課）は、とりまとめた被害状況を総務省消防庁に報告するとともに、関係機関に報告又は通報する。なお、発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

また、各部局は、必要に応じて所管事項に関する災害情報等を関係省庁へ報告する。

(3) 防災関係機関

防災関係機関は、災害情報の収集・報告に係る責任者を定める。災害が発生した場合には、把握した被害情報を関係機関へ迅速に報告又は通報する。特に医療機関では、被害状況及び急患受け入れの可否等の情報を、最寄りの消防署に迅速に連絡する。

5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

震災対策編 第3編第2章第3節「5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達」に同じ。

6 防災情報システムの活用

震災対策編 第3編第2章第3節「6 防災情報システムの活用」に同じ。

7 被害関連情報の発信

県は、収集された災害関連情報等を集約し、市町村、自衛隊、ライフライン・公共交通機関及びその他の災害応急対策に関わる防災関係機関に随時伝達する（報道機関に対する報道要請は、「4 広報計画」による。）。

4 広報計画

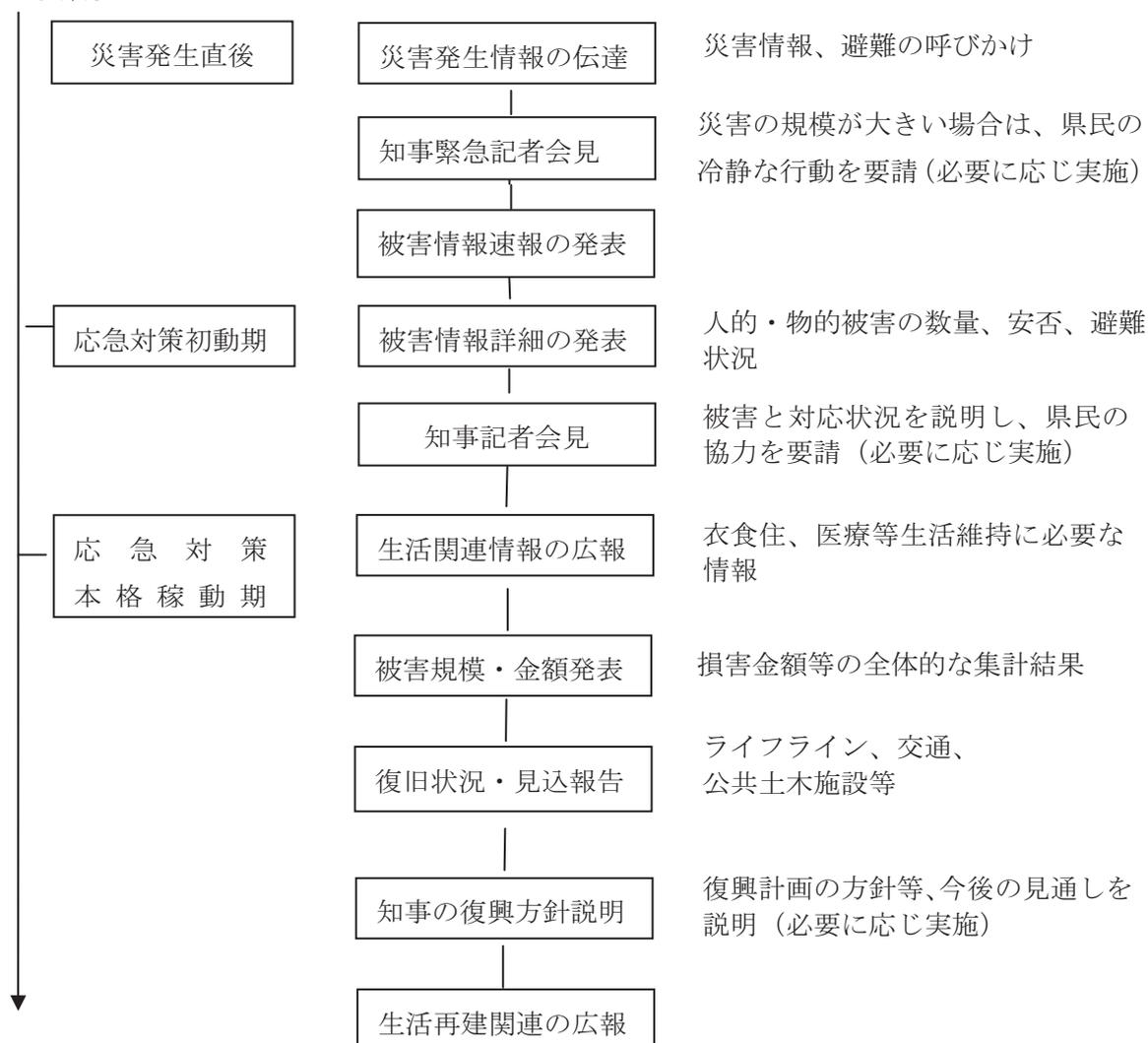
1 計画の概要

震災対策編第3編第2章第4節「3 計画の概要」を準用する。

※ 災害対策編の「地震による」を除く。

2 広報計画フロー

※災害発生



3 基本方針

震災対策編第3編第2章第4節「基本方針」に同じ。

4 広報活動における各機関の役割分担

震災対策編第3編第2章第4節「4 広報活動における各機関の役割分担」を準用する。

※ 震災対策編の「地震津波情報」を「災害発生情報」に読み替える。

5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入信したときは、それぞれの計画に基づいて、速やかに災害に関する放送又は通信を行う。

また、県及び市町村は、次により放送機関に放送要請を行う。

- (1) 県は、緊急を要しかつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、「災害対策基本法第57条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 市町村は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (3) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

<各放送機関の連絡先>

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町 2-50	023-631-6981	023-625-8091
山形放送（YBC）	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
		023-622-6161(夜間電話)	
山形テレビ（YTS）	山形市城西町 5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
テレビユー山形（TUY）	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン（SAY）	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-625-0804	023-625-0805

6 災害発生後の各段階における広報

(1) 災害発生直後

ア 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。

イ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

ア 市町村の広報事項

- (ア) 安否情報
- (イ) 住民に対する避難勧告等
- (ウ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- (エ) 避難所の開設状況

イ 県の広報事項

- (ア) 安否情報
- (イ) 人身、家屋及び公共施設等の被害並びに住民の避難状況

- (ウ) 公共土木施設、農業土木施設の被害状況
- (エ) 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者・人工透析患者等受け入れの可否の情報
- (オ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報
- (カ) 各種相談窓口に関する情報
- ウ 県警察の広報事項
 - (ア) 住民に対する避難勧告等
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 被災者に関する情報
 - (エ) 交通規制に関する情報
- エ ライフライン関係機関
 - (ア) 被災による使用不能状況
 - (イ) 使用可能な設備については、使用上の注意
- オ 公共交通機関
 - (ア) 不通区間及び運休状況
 - (イ) 臨時ダイヤの運行状況
- (3) 災害応急対策本格稼働期
 - ア 市町村の広報事項
 - (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
 - (イ) 小中学校の授業再開予定
 - (ウ) 応急仮設住宅への入居に関する情報
 - イ 県の広報事項
 - (ア) 概算被害額
 - (イ) 公共土木施設等の復旧状況及び見込み
 - (ウ) 医薬品、生活必需品等の供給見込み
 - (エ) 救援物資、ボランティアの受け入れに関する情報
 - ウ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項
 - (ア) 復旧見込み
 - (イ) 災害発生時の特例措置の実施状況
- (4) 復旧対策期
 - ア 市町村の広報事項
 - (ア) 被災証明の発行
 - (イ) 生活再建資金の貸し付け
 - (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - (エ) その他生活再建に関する情報
 - イ 県の広報事項
 - 広域的な復興計画

7 安否情報の提供

震災対策編第3編第2章第4節「7 被害情報の提供」を準用する。

※ 震災対策編の「地震災害」を「風水害等」に読み替える。

8 広報活動実施上の留意点

震災対策編第3編第2章第4節「8 広報活動実施上の留意点」に同じ。

9 広聴活動

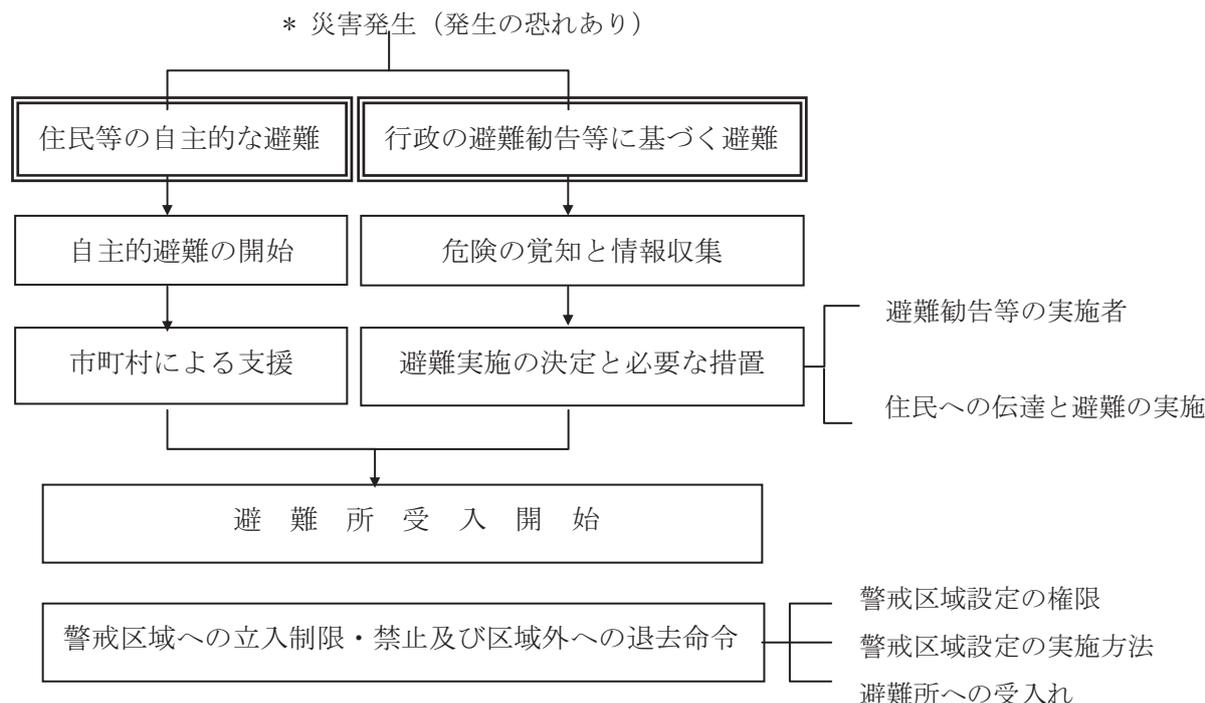
震災対策編第3編第2章第4節「9 広聴活動」に同じ。

第3節 避難計画

1 計画の概要

災害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民の自主的避難行動並びに市町村及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難勧告・指示応急対策フロー



※ 避難勧告等：避難準備情報、避難勧告、避難指示

3 住民等の自主的な避難

震災対策編 第3編第3章「3 住民等の自主的な避難」に同じ。

4 行政の避難準備情報、避難勧告又は避難指示に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

県、市町村及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難準備情報発表、避難勧告、避難指示を適切なタイミングで発令するよう留意する。

また、土砂災害防止法第26条、第27条及び第29条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切な避難指示等の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市町村に提供する。市町村は、その情報を基に速やかに避難指示等を実施するものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア 避難準備情報発表の実施者

市町村長は、管轄区域内において災害が発生する恐れがあり、高齢者等災害時要援護者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は避難準備情報を発表し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて地元警察署長及び消防署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

災害時要援護者は、避難行動に時間を要することから、避難準備情報を避難勧告に準じる扱いとし、避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難勧告等の実施者

避難勧告、避難指示は、法第60条に基づき、原則として市町村長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難準備情報	市町村長	・避難準備情報	・災害が発生するおそれがあり、災害時要援護者が避難行動を開始する必要があると認めるとき
避難勧告及び指示	市町村長	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 (災害対策基本法第60条) (報告) 市町村長 → 知事
	知事	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 (災害対策基本法第60条)
避難の指示等	知事、その命を受けた 県職員又は水防管理者	・立退きの指示	・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第22条) (通知) 水防管理者 → 警察署長
	知事又はその命を受けた 県職員	・立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき (地すべり等防止法第25条)

			(通知) 知事又はその命を受けた県職員 → 警察署長
警 察 官	・ 立退き先の指示	・ 市町村長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市町村長から要求があった場合（災害対策基本法第 61 条）	(通知) (報告) 警察官 → 市町村長 → 知事
		・ 避難等の措置	(報告) 警察官 → 公安委員会
海上保安官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市町村長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市町村長から要求があった場合（災害対策基本法第 61 条）	(通知) (報告) 海上保安官 → 市町村長 → 知事
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・ 避難等の措置	・ 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第 4 条」による避難等の措置（自衛隊法第 94 条）	(報告) 自衛官 → 防衛大臣の指定する者

ウ 住民等への伝達と避難の実施

(ア) 避難準備情報の内容

- a 要避難準備対象地域
- b 避難準備理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等

(イ) 避難の勧告又は指示の内容

- a 要避難対象地域
- b 避難理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等

(ウ) 避難の広報

- a 関係機関は、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ・ラジオ及び緊急速報メール等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速に周知・徹底する。

- b 市町村は、災害時要援護者への勧告又は指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

(イ) 避難誘導

市町村、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、災害時要援護者の避難誘導等が災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- a 市町村は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関の協力を得て、あらかじめ指定している避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

- b 消防機関は、避難の勧告又は指示等が出された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市町村及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

- c 県警察は、避難誘導に当っては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

(ロ) 避難路の安全確保

市町村長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

震災対策編 第3編第3章「5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」に同じ。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

震災対策編 第3編第3章「6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」に同じ。

第4節 避難所運営計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第4章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

2 避難所運営計画フロー

震災対策編 第3編第4章「2 避難所運営計画フロー」に同じ。

3 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

市町村は、住民に避難準備情報を発表した場合、もしくは避難勧告、避難指示を発令した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに市町村職員を避難所に派遣し、円滑な運営に努める。

また、災害の状況に応じ、民間施設等の借上げによる多様な避難場所の確保を図る。

なお、災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は厚生労働大臣の同意を得た上で期間を定める。)をとる必要がある。

(2) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

市町村は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳(男女別・年齢別等)を把握する。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

市町村は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

市町村は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

(ア) 食料品(パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの)

(イ) 毛布

(ウ) 日用品(紙コップ、紙皿及び割り箸)

(エ) 医薬品

- (オ) 生理用品
- (カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- (キ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）
- (ク) 飲料水

エ 通信手段の確保

市町村は、避難所と市役所又は町村役場等との通信手段を確保する。

(3) 開設に関する周知及び報告

市町村は、速やかに地元警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 開設箇所数及び避難所の名称
- ウ 避難者数

4 避難所の運営管理

震災対策編 第3編第4章「4 避難所の運営管理」に同じ。

5 避難後の状況の変化に応じた措置

震災対策編 第3編第4章「5 避難後の状況の変化に応じた措置」に同じ。

6 避難所運営に係る留意点

震災対策編 第3編第4章「6 避難所運営に係る留意点」に同じ。

第5節 災害警備計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第5章「1 計画の概要」と準用する。

※ 「震災」を「災害」に読み替える。

第6節 救助・救急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第7章「1 計画の概要」に同じ。

2 救急・救助計画フロー

震災対策編第3編第7章「2 救急・救助計画フロー」に同じ。

3 要救助者の通報・捜索

震災対策編第3編第7章「3 要救助者の通報・捜索」に同じ。

4 救助体制の確立

震災対策編第3編第7章「4 救助体制の確立」に同じ。

5 救助活動の実施

震災対策編第3編第7章「5 救助活動の実施」に同じ。

6 負傷者等の搬送

震災対策編第3編第7章「6 負傷者等の搬送」に同じ。

第7節 消火活動計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第8章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生時の」を除く。

2 消火活動計画フロー

震災対策編第3編第8章「2 消火活動フロー」に同じ。

3 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、火災が発生した場合は、速やかに消防機関へ通報するとともに、次により消火に努める。

ア 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

4 火災防ぎょ活動

震災対策編第3編第8章「4 火災防ぎょ活動」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

5 海上における火災対策

震災対策編第3編第8章「5 海上における火災対策」に同じ。

6 広域応援要請

火災の多発や延焼の危険性の増大等により、自らの消防力のみでは火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、市町村長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

災害発生地市町村等の長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山

形県広域消防相互応援協定」及び「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、知事又は市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、被災市町村等の長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「消防組織法第 44 条」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

知事又は被災市町村長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

6 広域応援要請

火災の多発や延焼の危険性の増大等により、自らの消防力のみでは火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、市町村長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

災害発生地市町村等の長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」及び「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、知事又は市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、被災市町村等の長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「消防組織法第 44 条」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

知事又は被災市町村長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第 8 節 医療救護計画

1 計画の概要

震災対策編第 3 編第 9 章「1 計画の概要」に同じ。

2 医療救護計画フロー

震災対策編第 3 編第 9 章「2 医療救護計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 被害状況及び診療状況の把握

震災対策編第 3 編第 9 章「3 被害状況及び診療状況の把握」に同じ。

4 医療救護所の設置

震災対策編第 3 編第 9 章「4 医療救護所の設置」に同じ。

5 医療救護活動の実施要領

震災対策編第 3 編第 9 章「5 医療救護活動の実施要領」に同じ。

6 国等への支援要請

震災対策編第 3 編第 9 章「6 国等への支援要請」に同じ。

第9節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

1 計画の概要

大規模な災害に伴う建造物の倒壊、火災及び土砂崩れ等により発生する多数の死者について、その遺体を搜索、処理及び埋葬するために、主として市町村が実施する災害応急対策について定める。

2 遺体の搜索・処理・埋葬計画フロー

震災対策編第3編第10章「2 遺体の搜索・処理・埋葬計画フロー」を準用する。

※ 「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 遺体等の搜索

震災対策編第3編第10章「3 遺体等の搜索」に同じ。

4 遺体の処理

震災対策編第3編第10章「4 遺体の処理」に同じ。

5 遺体の埋葬

震災対策編第3編第10章「5 遺体の埋葬」に同じ。

6 広域応援体制

震災対策編第3編第10章「6 広域応援体制」に同じ。

第10節 交通輸送関係

1 輸送計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第11章第1節「1 計画の概要」に同じ。

2 輸送計画フロー

震災対策編第3編第11章第1節「2 輸送計画フロー」に準用する。

※ 「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 優先すべき輸送需要

震災対策編第3編第11章第1節「3 輸送の緊急度の優先順位」に同じ。

4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集

震災対策編第3編第11章第1節「4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集」に同じ。

5 輸送手段及び緊急輸送路の決定

震災対策編第3編第11章第1節「5 輸送手段及び緊急輸送路の決定」に同じ。

6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

震災対策編第3編第11章第1節「6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施」に同じ。

7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

震災対策編第3編第11章第1節「7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保」に同じ。

8 一時集積配分拠点の確保

震災対策編第3編第11章第1節「8 一時集積配分拠点」に同じ。

2 道路交通計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第11章第2節「1 計画の概要」に同じ。

2 道路交通計画フロー

震災対策編第3編第11章第2節「2 道路交通計画フロー」に同じ。

3 災害の未然防止

震災対策編第3編第11章第2節「3 災害の未然防止」に準用する。

※ 「災害」を「風水害」に読み替える。

4 発災直後の被災地の交通路確保

震災対策編第3編第11章第2節「4 発災直後の被災地の交通路確保」に同じ。

5 情報の収集・伝達

震災対策編第3編第11章第2節「5 情報の収集・伝達」に同じ。

6 交通規制

震災対策編第3編第11章第2節「6 道路の啓開」に同じ。

7 道路の啓開

震災対策編第3編第11章第2節「7 道路の啓開」に同じ。

8 緊急交通路の確保

震災対策編第3編第11章第2節「8 緊急交通路の確保」に同じ。

9 道路施設の応急復旧

震災対策編第3編第11章第2節「9 道路施設の応急復旧」に同じ。

3 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第11章第4節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

2 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第11章第4節「2 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編のフロー中「地震発生」を「災害発生」に読み替える

3 被害情報の収集・伝達

震災対策編第3編第11章第4節「3 被害情報の収集・伝達」に同じ。

4 消火救難活動の実施

震災対策編第3編第11章第4節「4 消火救難活動の実施」に同じ。

5 復旧作業の実施

震災対策編第3編第11章第4節「5 復旧作業の実施」に同じ。

6 住民等への広報

震災対策編第3編第11章第4節「6 住民等への広報」に同じ。

4 港湾・漁港施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第11章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

2 港湾・漁港施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第11章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「2 港湾・漁港施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 被害情報の収集・伝達

震災対策編第3編第11章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「3 被害情報の収集・伝達」に同じ。

4 復旧作業の実施

震災対策編第3編第11章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「4 復旧作業の実施」に同じ。

5 住民等への広報

震災対策編第3編第11章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「5 住民等への広報」に同じ。

第 1 1 節 各種施設災害応急対策関係

1 土砂災害防止施設災害応急計画

1 計画の概要

災害により土砂災害防止施設が被災し又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、当該施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

2 土砂災害防止施設災害応急計画フロー

震災対策編 第 3 編第 1 2 章第 1 節「2 地盤災害防止施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、当該施設が被災し又は被災するおそれがある場合は、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

また、防災上緊急を要する場合は、これらの情報を関係機関に速やかに提供するとともに、応急措置及び二次災害防止対策等に係る専門的な助言及び指導に努める。

4 住民の安全確保

施設管理者は、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和 33 年法第 30 号）第 25 条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、次により二次災害による住民への被害を防止する措置をとるとともに、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

災害情報に配慮するとともに大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 危険箇所の応急対策

県は、地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知

を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ 監視の継続

県は市町村と連携して、災害発生後の一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、市町村は、避難地・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ 地すべり防止施設

地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、巡回し又は状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土石災害危険箇所等の応急措置

国、県、市町村及び防災関係機関は、土石災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、相互に連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

6 応急復旧

震災対策編 第3編第12章第1節「6 応急復旧」に同じ。

2 河川・海岸施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第12章第2節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 河川・海岸施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第12章第2節「2 河川・海岸施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 被災状況調査

施設管理者は、大雨や洪水等が発生した場合、必要に応じ民間協定業者と連携し、巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立ち入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。
頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油等流出事故対策

災害により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

災害発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

ア 貯水位制限等の対策

異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急的措置

異常の程度に応じて止水処理等の応急的措置を講じる。

ウ 関係機関及び一般住民への連絡、通報

ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、関係機関及び下流住民へ連絡、通報を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する調整

関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

(3) 海岸保全施設

施設管理者は、次により陸地での被害拡大防止及び二次災害防止のための応急措置をとった後、海上が安定した段階で応急資材を用いた対策を講じる。

ア 人的被害防止対策の実施

被災箇所については、施設そのものの損傷拡大や予想外の被害等による人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。

イ 被災箇所の監視

地震により被災した箇所やその兆候が見られる場合は、パトロールを行い時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ その他海岸保全施設の管理に関する調整

県は、海難事故や漂流物等の処理に関する問題等の発生を考慮し、海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

6 応急復旧

震災対策編 第3編第12章第2節「6 応急復旧」に同じ。

3 農地・農業用施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第12章「第3節 農地・農業用施設災害応急計画 1 計画の概要」に準ずる。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替え

2 河川・海岸施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第12章「第3節 農地・農業用施設災害応急計画 2 河川・海岸施設災害応急計画フロー」に順ずる。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替え

3 施設の緊急点検

施設管理者は、最大風速 15m/秒以上の暴風又は 24 時間雨量が 80mm、時間雨量が 20mm以上の降雨等を観測した場合は、速やかにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、市町村、県警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

4 被災状況の把握

震災対策編第3編第12章「第3節 農地・農業用施設災害応急計画 4 被災状況の把握」に同じ。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

震災対策編第3編第12章「第3節 農地・農業用施設災害応急計画 5 応急対策及び応急復旧対策の実施」に同じ。

4 電力供給施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第12章第4節「1 計画の概要」に同じ。

2 電力供給施設災害応急計画フロー

震災対策編 第3編第12章第4節「2 電力供給施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社は、災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 山形支店のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。

さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

4 被災状況の把握及び広報

震災対策編 第3編第12章第4節「4 被災状況の把握及び広報」に同じ。

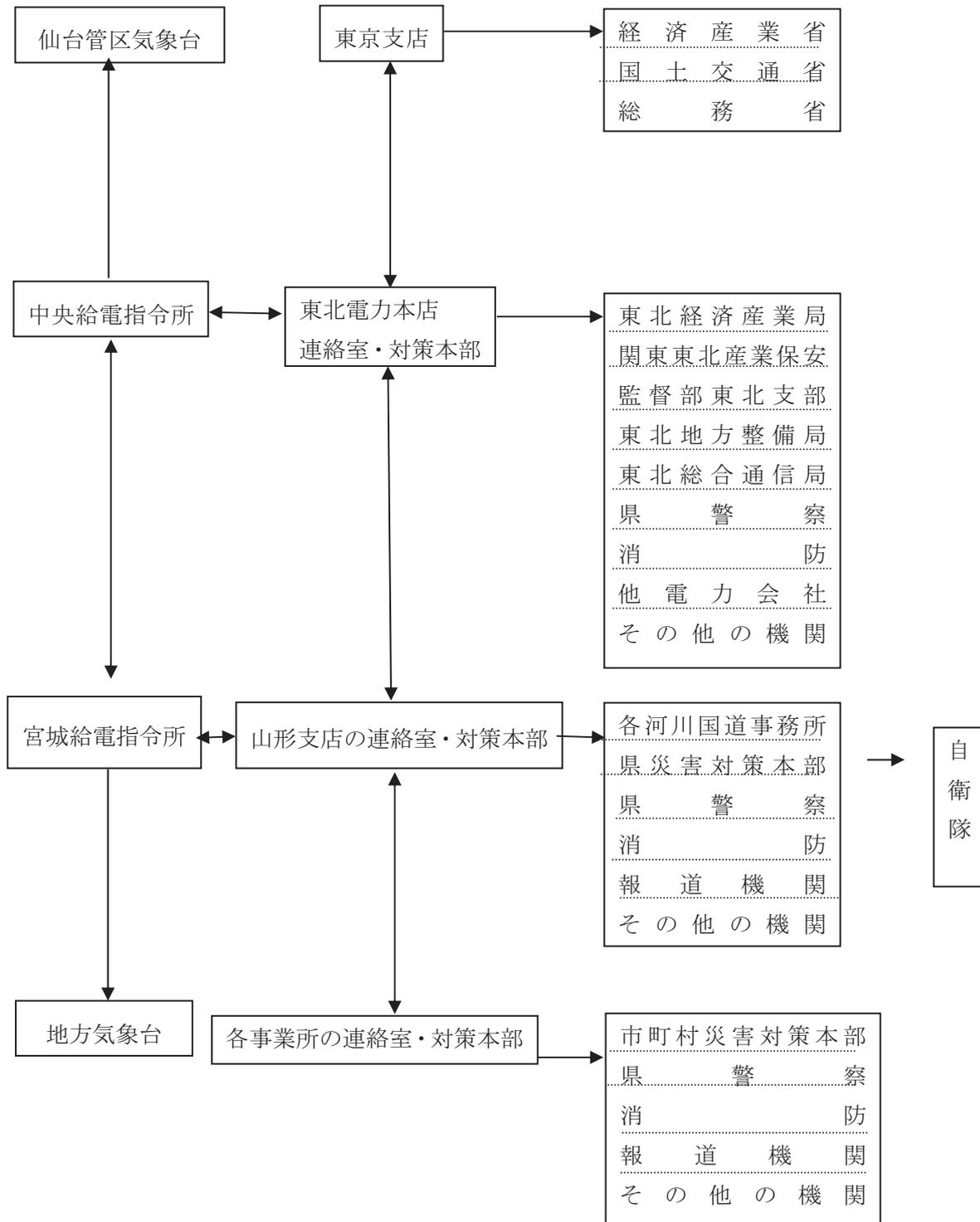
5 応急対策

震災対策編 第3編第12章第4節「5 応急対策」に同じ。

6 復旧対策

震災対策編 第3編第12章第4節「6 復旧対策」に同じ。

<東北電力株式会社と関係機関の情報連絡経路>



5 ガス供給施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第12章第5節「1 計画の概要」に同じ。

2 都市ガス等供給施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第12章第5節「2 都市ガス等供給施設災害応急計画フロー」に同じ。

3 都市ガス等供給施設における災害応急計画

(1) 活動体制の確立

ア 災害対策本部の設置

ガス事業者は、風水害等により被害が発生し又は被害の発生が予想される場合は、災害対策本部を設置する。

イ 要員の確保

ガス事業者は、風水害等により被害が発生し又は被害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた社員・職員を出動させる。社員・職員は、出動する際、被害状況等の情報収集を行う。

交通手段の制約等により通常の勤務地へ出動できない場合は、徒歩又は自転車により最寄の事業所に出動する。

ウ 救援隊の派遣要請

緊急措置及び復旧作業に必要な人員、機材等が不足する場合は、近隣のガス事業者や日本ガス協会の機関に救援隊の派遣を要請する。また、必要に応じ関連工事会社にも動員を要請する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被害状況の調査

気象情報又は被害情報及びガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、次により速やかに施設の巡視・点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。また、ガス漏えい通報を受け付け、適切に整理しておく。

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装設備及び電気・水道設備等について、目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査・点検を行う。

(イ) 導管

重要な導管・架管部、整圧器等を車両または徒歩により巡回し、目視、臭気又はガス検知器等による調査・点検を行う。

イ 広報活動

ガス事業者は、災害発生直後のガス漏えいによる二次災害の防止について、報道機関に依

頼し又は広報車等により、速やかに広報活動を行う。併せて消防機関、警察、県及び市町村への連絡と広報活動への協力を依頼する。

ガスの供給停止措置を行った場合は、需要家の不安を解消するため、被害状況や復旧の見とおし等について適切な広報活動を行う。なお、ガスの供給が継続されている地区にも、ガスの安全使用について引き続き周知を図る。

(3) 緊急措置

ガス事業者は、被害状況調査の結果、ガスの漏えいによる二次災害のおそれがある場合は、製造所におけるガスの製造を停止し、又は対象地域ブロックを定めてガスの供給を停止する。

また、製造所の施設が被災し負傷者が生じた場合は、速やかに応急手当を施し、必要に応じ医療機関に搬送する。

(4) 復旧対策

ガス事業者は、次によりガス供給施設の復旧対策を実施する。

ア 復旧計画の策定

復旧を安全かつ効率的に行うため、要員や資機材を確保するとともに、復旧ブロックの設定や復旧するブロックの優先順位付けを行う等、復旧計画を策定する。その際、救急指定病院や廃棄物焼却処理場等社会的優先度の高い施設の復旧について配慮する。

イ 復旧措置

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備及びガスホルダー等のガス漏えい、沈下及び変形等の損傷部分の修理を行う。

(イ) 導管

あらかじめ定めた復旧計画に沿って、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧を進める。

- a 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓やメーターガス栓の閉栓を行う。
- b 高中圧導管に試験ガスを流し、漏えい調査を行う。漏えいがある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。
- c ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRを徹底するとともに、さらに安全を確保するため、作業員を巡回させる。漏えい箇所を発見できない場合は、ブロックを細分割し再調査を行う。
- d ブロック内低圧導管網が復旧した後にエアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。
- e 需要家へのガス供給を再開する場合は、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し安全を確認したうえで開栓する。

ウ 代替燃料の供給

ガス供給施設復旧までの間、需要家を支援するため、一般需要家にはカセットコンロを提供するとともに、救急指定病院等社会的重要度の高い需要家には、可能な限り移動式ガス発生設備又はLPガス等による臨時供給の実施に努める。

4 液化石油ガス供給施設応急計画フロー

震災対策編第3編第12章第5節「4 液化石油ガス供給施設応急計画フロー」に準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替え

5 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

震災対策編第3編第12章第5節「5 液化石油ガス供給施設における災害応急計画」に同じ。

6 放送施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第12章第6節「1 計画の概要」に準ずる。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替え

2 放送施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第12章第6節「2 放送施設災害応急計画フロー」に準ずる。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替え

3 活動体制の確立

震災対策編第3編第12章第6節「3 活動体制の確立」に同じ。

4 応急措置の実施

震災対策編第3編第12章第6節「4 応急措置の実施」に同じ。

5 応急復旧対策の実施

震災対策編第3編第12章第6節「5 応急復旧対策の実施」に同じ。

7 電気通信施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第12章「第7節 電気通信施設災害応急計画 1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生時」を「災害発生時」に読み替える。

2 電気通信施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第12章第7節「2 放送施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 応急対策

震災対策編第3編第12章第7節「3 応急対策」を準用する。

※ 震災対策編の「地震等により」を除く。

震災対策編の(7)を除く。

4 復旧計画

震災対策編第3編第12章第7節「4 復旧計画」に同じ。

8 下水道施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第12章第8節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 下水道施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第12章第8節「2 下水道施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

3 活動体制の確立

震災対策編第3編第12章第8節「3 活動体制の確立」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

4 被災状況の把握及び広報

震災対策編第3編第12章第8節「4 被災状況の把握及び広報」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「浸水」に読み替える。

5 応急対策

震災対策編第3編第12章第8節「5 応急対策」に同じ。

6 復旧対策

震災対策編第3編第12章第8節「6 復旧対策」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「浸水」に読み替える。

9 工業用水道施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第12章第9節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 工業用水道施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第12章第9節「2 工業用水道施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

3 活動体制の確立

震災対策編第3編第12章第9節「3 活動体制の確立」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 被災状況の把握

事業者は、災害発生後速やかに情報収集を行い、取水場、浄水場、配水池等の主要施設及び送・配水管路の被害状況を把握する。また、受水企業の被害状況及び操業状況についても把握する。

(2) 周辺住民等への広報

事業者は、管路等が破壊され、又は配水池等が溢れ、その流出水により一般住民にも被害が及ぶことが予想される場合は、市町村及び警察等の関係機関に通報又は連絡するとともに、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 受水企業への連絡

事業者は、工業用水道施設が被災した場合、受水企業に被害の種類及び程度、復旧の見込み及び送水継続の可否等を速やかに連絡する。

5 応急対策

震災対策編第3編第12章第9節「5 応急対策」に同じ。

6 復旧対策

震災対策編第3編第12章第9節「6 復旧対策」に同じ。

10 危険物等施設災害応急計画

1 計画の概要

危険物等施設等において事故が発生した場合又は災害により危険物等施設等が被災した場合に被害を軽減するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 危険物等施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第12章第10節 危険物等施設災害応急計画「2 危険物等施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、消防機関、県警察、市町村及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。

- | | |
|------------|-------|
| ア 火薬類・高圧ガス | 経済産業省 |
| イ 放射線使用施設 | 文部科学省 |
| ウ 毒劇物施設 | 厚生労働省 |

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ市町村、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

ア 施設所有者等

(ア) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡す

る。

イ 市町村等

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。

(イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

4 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずるとともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類が存在すると可能性のある場所を赤旗等で表示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収し、廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に災害による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮

断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察、市町村及び県等関係機関や文部科学省に通報する。

イ 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

ウ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するとともに、見張りを置いて関係者以外の立入りを禁止する。

5 危険物等流出応急対策

河川又は海域等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市町村、消防機関、県警察、酒田海上保安部、河川管理者、海岸管理者及び港湾管理者等関係機関に通報又は連絡する。

(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展開する。

イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 酒田海上保安部は、被害の拡大防止を図るため、危険物積載船舶に対する移動命令や航行の制限又は禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並び

- に付近船舶等に対する火気使用の制限、避難勧告等を行う。また市町村及び県警察等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難勧告等の措置を講ずる。
- (4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- (5) 有害物質等が河川、海域等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、河川管理者、海岸管理者、港湾管理者及び県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

第 1 2 節 農林水産業災害応急計画

1 計画の概要

風水害等による農作物等の被害、農業関係施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、県、市町村及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

2 農林水産業災害応急計画フロー

震災対策編第3編「第13章 農林水産業災害応急計画 2 農林水産災害応急計画フロー」に同じ。

3 被害状況の把握

震災対策編第3編「第13章 農林水産業災害応急計画 3 被害状況の把握」に同じ。

4 二次災害防止措置

震災対策編第3編「第13章 農林水産業災害応急計画 4 二次災害防止措置」に同じ。

5 災害応急対策

震災対策編第3編「第13章 農林水産業災害応急計画 5 災害応急対策」に同じ。

第 1 3 節 生活支援関係

1 食料供給計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編 1 4 章第1節「1 計画の概要」に同じ。

2 食料供給計画フロー

震災対策編 第3編 1 4 章第1節「2 食料供給計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 市町村が行う食料の調達及び配分

震災対策編 第3編 1 4 章第1節「3 市町村が行う食料の調達及び配分」に同じ。

4 県が行う食料の調達等

震災対策編 第3編 1 4 章第1節「4 県が行う食料の調達等」に同じ。

5 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本節第4「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

2 給水・上水道施設応急対策計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第14章第3節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震による」を除く。

2 給水・上水道施設応急対策フロー

震災対策編第3編第14章第3節「2 給水・上水道施設応急対策フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 活動体制の確立

震災対策編第3編第14章第3節「3 活動体制の確立」に同じ。

4 被災状況の把握

震災対策編第3編第14章第3節「4 被災状況の把握」を準用する。

※ 震災対策編「4 被災状況の把握 (4)」を除く

5 緊急対策

震災対策編第3編第14章第3節「5 緊急対策」に同じ。

6 応急対策

震災対策編第3編第14章第3節「6 応急対策」に同じ。

3 生活必需品等物資供給計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第14章第3節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 生活必需品等物資供給計画フロー

震災対策編 第3編第14章第3節「2 生活必需品等物資供給計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 市町村が行う調達及び配分

震災対策編 第3編第14章第3節「3 市町村が行う調達及び配分」に同じ。

4 県が行う生活必需品等物資の調達等

震災対策編 第3編第14章第3節「4 県が行う生活必需品等物資の調達等」に同じ。

5 日本赤十字社山形県支部の交付

震災対策編 第3編第14章第3節「5 日本赤十字社山形県支部の交付」に同じ。

4 保健衛生計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第14章第5節「1 計画の概要」を準用する。

※震災対策編「地震」を「災害」に読み替える。

2 保健衛生計画フロー

震災対策編第3編第14章第5節「2 保健衛生計画フロー」を準用する。

※震災対策編「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 被災状況等の把握

震災対策編第3編第14章第5節「3 被災状況等の把握」に同じ。

4 活動体制の確立

震災対策編第3編第14章第5節「4 活動体制の確立」に同じ。

5 防疫等資器材の確保

震災対策編第3編第14章第5節「5 防疫等資機材の確保」に同じ。

6 保健衛生対策の実施

震災対策編第3編第14章第5節「6 保健衛生対策の実施」に同じ。

7 被災動物対策

震災対策編第3編第14章「第5節 保健衛生計画 7 被災動物対策」に同じ。

5 廃棄物処理計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第14章第5節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 廃棄物処理計画フロー

震災対策編第3編第14章第5節「2 廃棄物処理計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 災害廃棄物処理

震災対策編第3編第14章第5節「3 災害廃棄物処理」に同じ。

4 ごみ処理

震災対策編第3編第14章第5節「4 ごみ処理」に同じ。

5 し尿処理

震災対策編第3編第14章第5節「5 し尿処理」に同じ。

6 義援金の受入・配分計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第14章第6節「1 計画の概要」に同じ。

2 義援金の受入れ、配分計画フロー

震災対策編 第3編第14章第6節「2 義援金の受入れ、配分計画フロー」に同じ。

3 義援金

震災対策編 第3編第14章第6節「3 義援金」に同じ。

7 義援物資の受入・配分計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第14章第7節「1 計画の概要」に同じ。

2 義援物資の受入れ、配分計画フロー

震災対策編 第3編第14章第7節「2 義援物資の受入れ、配分計画フロー」に同じ。

3 義援物資

震災対策編 第3編第14章第7節「3 義援物資」に同じ。

8 集積配分拠点運営計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第14章第8節「1 計画の概要」を準用する。

※ 「地震による」を除く。

2 集積配分拠点運営計画フロー

震災対策編第3編第14章第8節「2 集積配分拠点運営計画フロー」を準用する。

※ 「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 集積配分拠点の設置

震災対策編第3編第14章第8節「3 集積配分拠点の設置」に同じ。

4 取り扱い物資

震災対策編第3編第14章第8節「4 取り扱い物資」に同じ。

5 実施業務

震災対策編第3編第14章第8節「5 実施業務」に同じ。

6 集積配分拠点の運営体制と運営要領

震災対策編第3編第14章第8節「6 集積配分拠点の運営体制と運営要領」に同じ。

7 一時集積配分拠点までの輸送

震災対策編第3編第14章第8節「7 一時集積配分拠点までの輸送」に同じ。

8 避難所等への輸送

震災対策編第3編第14章第8節「8 避難所等への輸送」に同じ。

第14節 文教施設における災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第15章第14節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 文教施設における災害応急計画フロー

震災対策編第3編第15章第14節「2 文教施設における災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、収容避難所の運営は、市町村が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 災害発生前の事前措置

(ア) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

県・市町村教育委員会及び校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒等を保護者の元に帰す。

下校措置にあたっては、中学生以上の生徒については集団下校、幼稚園児・小学生・特別支援学校(学級)生徒については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細にきめておく。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

(ア) 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保したうえ本校に連絡し、校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機に対応を行う。

イ 災害発生時の安全確保

(ア) 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う

(イ) 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

(ウ) 勤務時間外の措置

校長及び学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）で、あらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

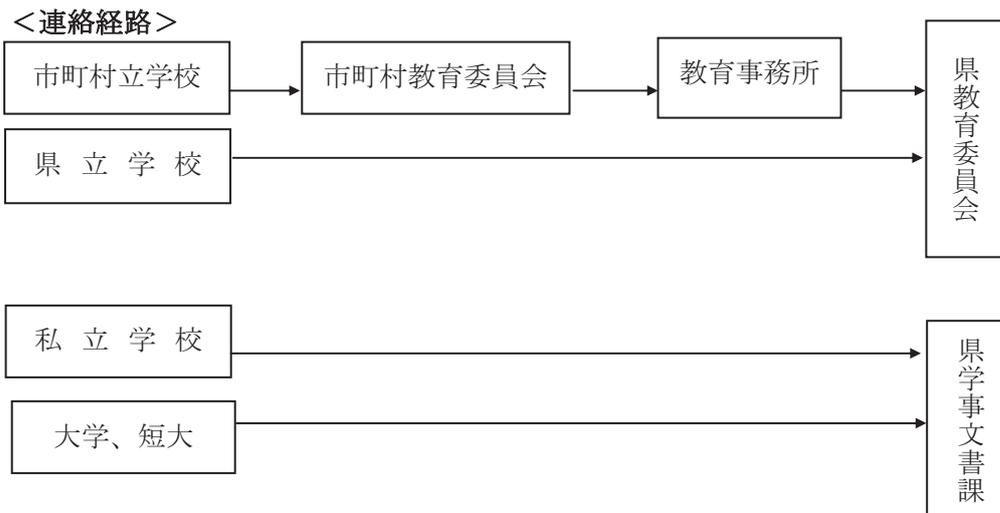
(エ) 下校及び休校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。）



(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された市町村で、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

(ア) 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)

例 公民館、体育館等

(イ) 授業料の免除や奨学金制度の活用

(ウ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用

(エ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

a 複式授業の実施

b 昼夜二部授業の実施

c 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請

d 非常勤講師又は臨時講師の発令

e 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 災害救助法に基づく措置

市町村長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む)

(イ) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品(運動靴、体育着等)

(ウ) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書(教材を含む)は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する(ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。)

(エ) 学用品給与の方法

県教育委員会は、市町村教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量等を取りまとめ、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

4 学校以外の文教施設の応急対策

震災対策編第3編第15章「4 学校以外の文教施設の応急対策」を準用する。

※ 震災対策編の「応急危険度判定等により」を除く。

5 文化財の応急対策

震災対策編第3編第15章「4 学校以外の文教施設の応急対策」を準用する。

※ 災害対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

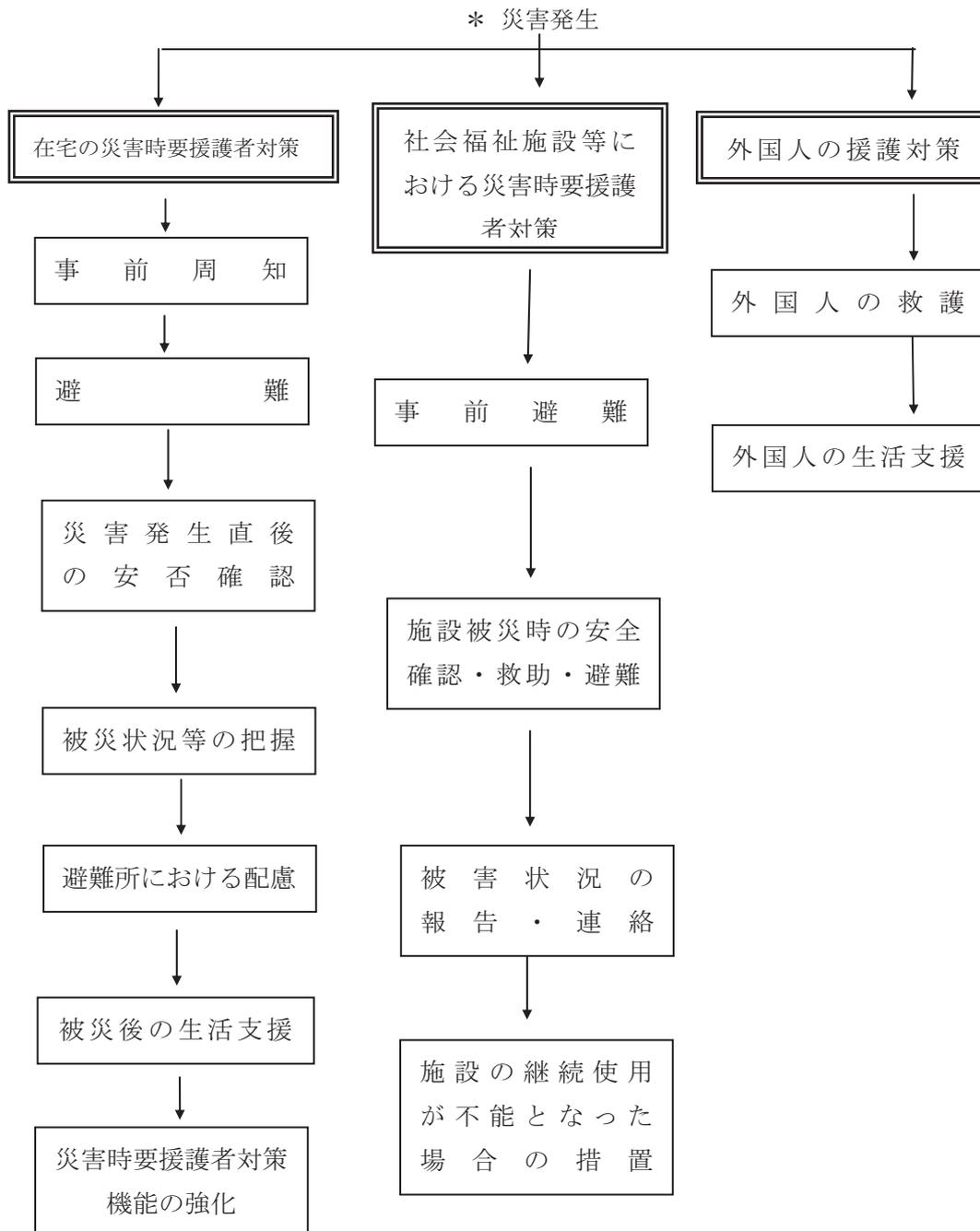
第15節 災害時要援護者の応急対策計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第16章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える。

2 災害時要援護者の応急対策計画フロー



3 在宅の災害時要援護者対策

(1) 風水害等が発生するおそれがある場合の対応

市町村は、風水害等が発生するおそれがあるときは、避難準備情報（災害時要援護者避難情報）

を発表し、市町村が定める災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害時要援護者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難誘導等

市町村は、災害時要援護者の避難が必要となった場合、避難誘導等が災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は災害時要援護者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(3) 災害発生直後の安否確認

市町村は、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等の協力を得て、災害時要援護者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(4) 被災状況等の把握

市町村は、避難所や要援護対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

ア 災害時要援護者の身体及びメンタルヘルスの状況

イ 家族（介護者）有無及びその被災状況

ウ 介護の必要性

エ 施設入所の必要性

オ 日常生活用具(品)の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

市町村は、災害時要援護者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、市町村は、可能な限り福祉避難所を設置し、災害時要援護者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

県及び市町村は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、県内の施設で対応できない場合、県は近隣県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

県及び市町村は、被災した災害時要援護者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

市町村は、県の指導・助言を受け、在宅の災害時要援護者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、市町村は、被災した災害時要援護者に対して、ボランティアの活用等により継続的な

日常生活の支援に努める。

(7) 災害時要援護者対策機能の強化

県は、災害の状況により必要と認められる場合、被災地の福祉事務所等へ人的な支援を行い、在宅の災害時要援護者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

4 社会福祉施設等における災害時要援護者対策

(1) 事前避難

ア 施設長は、市町村等から避難勧告・指示があった場合又は入(通)所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。

また、避難の誘導にあたっては、入(通)所者に不安を抱かせないように配慮する。

イ 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難の誘導を行う。

ウ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設の被災により入(通)所者の避難が必要となった場合は、上記(1)に準じ避難を実施する。

(3) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を市町村及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市町村又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、市町村及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5 外国人の援護対策

震災対策編第3編第16章「5 外国人の援護対策」に同じ。

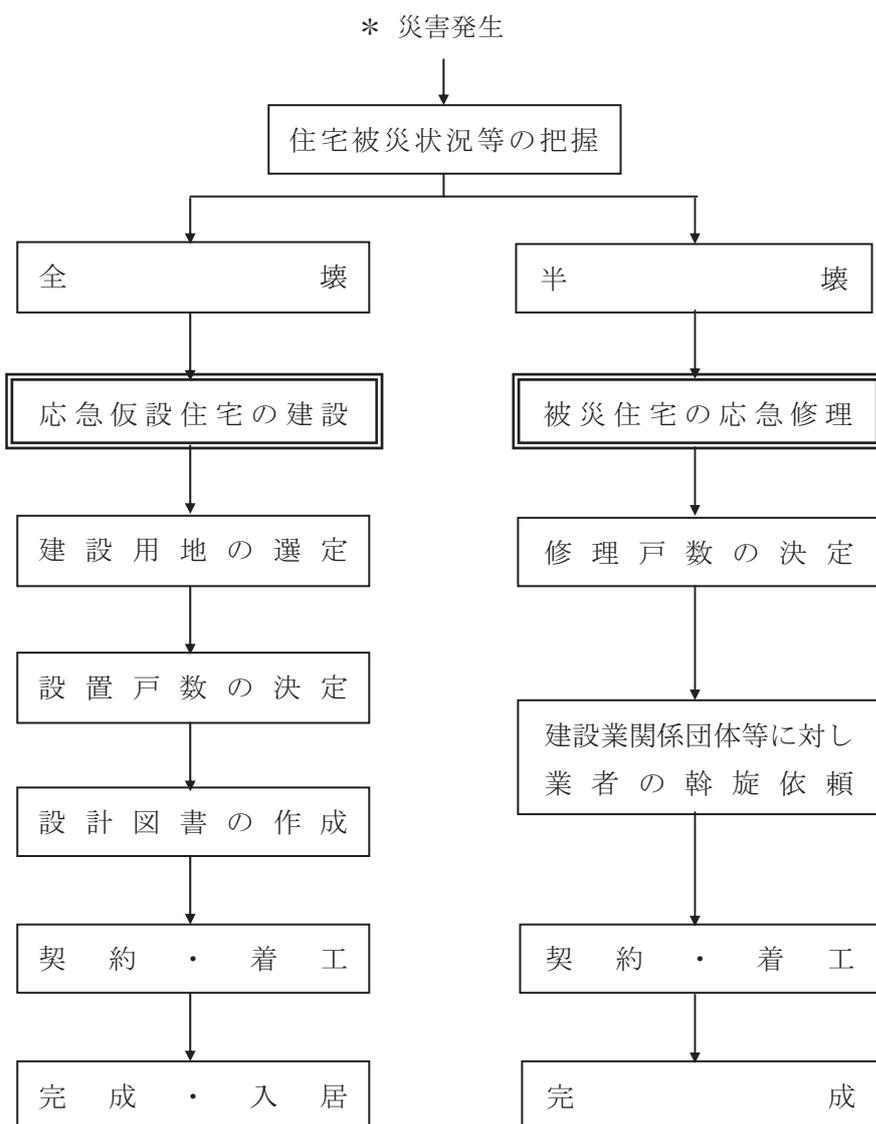
第16節 応急住宅対策計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第17章「1 計画の概要」を準用する。

※ 「章」を「節」に読み替える。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



3 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

県は、大規模な災害により住家に被害が生じた場合、被災市町村の協力を得て、次により、応急仮設住宅の建設及び住宅被災の応急処理に必要な調査を実施する。

- ア 被害状況
- イ 避難場所の状況
- ウ 被災市町村の住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)
- エ 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- オ 災害時要援護者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- カ 被災市町村の住宅に関する県への要望事項
- キ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

県は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、被災地近隣の県営住宅、市町村営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について、関係機関に対して調査を実施する。

(3) 応急仮設住宅の必要戸数・規模等についての見積もり

県は、(1)及び(2)の調査結果等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会

県は、社団法人プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の供給(建設)能力戸数等について照会する。

4 応急住宅の確保

震災対策編第3編第17章「4 応急住宅の確保」に同じ。

5 被災住宅の応急修理

震災対策編第3編第17章「5 被災住宅の応急修理」に同じ。

6 住宅建設資機材等の確保

震災対策編第3編第17章「6 住宅建設資機材等の確保」に同じ。

7 建物関係障害物の除去

震災対策編第3編第17章「7 建物関係障害物の除去」に同じ。

第 17 節 災害救助法の適用に関する計画

1 計画の概要

震災対策編 第 3 編第 18 章「1 計画の概要」に同じ。

2 災害救助法による救助フロー

震災対策編 第 3 編第 18 章「2 災害救助法による救助フロー」に同じ。

3 災害救助法の適用基準

震災対策編 第 3 編第 18 章「3 災害救助法の適用基準」に同じ。

4 被害状況等の判定基準

震災対策編 第 3 編第 18 章「4 被害状況等の判定基準」に同じ。

5 災害救助法の適用

震災対策編 第 3 編第 18 章「5 災害救助法の適用」に同じ。

6 災害救助法による救助の種類と実施体制

震災対策編 第 3 編第 18 章「6 災害救助法による救助の種類と実施体制」に同じ。

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

震災対策編 第 3 編第 18 章「7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」に同じ。

(別表)

市町村別災害救助法適用基準被災世帯数早見表

市町村名		人 口	適用基準		市町村名		人 口	適用基準	
			1号	2号				1号	2号
村 山	山形市	254,244	100	50	置 賜	米沢市	89,401	80	40
	上山市	33,836	60	30		南陽市	33,658	60	30
	天童市	62,214	80	40		高畠町	25,025	50	25
	山辺町	15,139	50	25		川西町	17,313	50	25
	中山町	12,015	40	20		長井市	29,473	60	30
	寒河江市	42,373	60	30		小国町	8,862	40	20
	河北町	19,959	50	25		白鷹町	15,314	50	25
	西川町	6,270	40	20		飯豊町	7,943	40	20
	朝日町	7,856	40	20	庄 内	鶴岡市	136,623	100	50
	大江町	9,227	40	20		三川町	7,731	40	20
	村山市	28,811	60	30		庄内町	23,158	50	25
	東根市	46,414	60	30		酒田市	111,151	100	50
	尾花沢市	18,955	50	25		遊佐町	15,480	50	25
	大石田町	8,160	40	20					
最 上	新庄市	38,850	60	30					
	金山町	6,365	40	20					
	最上町	9,847	40	20					
	舟形町	6,164	40	20					
	真室川町	9,165	40	20					
	大蔵村	3,762	30	15					
	鮭川村	4,862	40	20					
戸沢村	5,304	40	20						
					計	35	1,168,924		

注1：住家が滅失した世帯の数の算定は、次の方式による(法施行令第1条第2項)。
 滅失世帯数=(全壊、全焼、流失)+(半壊、半焼)×1/2+(床上浸水等)×1/3
 注2：人口は、平成22年10月1日現在の国勢調査の結果による。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

1 計画の概要

震災対策編第4編第1章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

震災対策編第4編第1章「2 計画の体系」に同じ。

3 被災者のための相談

震災対策編第4編第1章「3 被災者のための相談」に同じ。

4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

震災対策編第4編第1章「4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付」に同じ。

5 雇用の確保

震災対策編第4編第1章「5 雇用の確保」に同じ。

6 応急金融対策

震災対策編第4編第1章「6 応急金融対策」に同じ。

7 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

震災対策編第4編第1章「7 生活関連物資の受給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供」に同じ。

8 住宅対策

震災対策編第4編第1章「8 住宅対策」に同じ。

9 租税の特例措置

(1) 県の特例措置

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、その状況に応じ、地方税法及び山形県県税条例等の規定に基づき、県税に係る期限の延長、納税の猶予及び減免等適切な措置を講ずる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次により期限を延長する。

(ア) 県の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない場合

災害がやんだ日から2月以内に限り地域及び期日を指定する。

(イ) その他の場合

納税者等の申請により、災害がやんだ日から2月以内に限り期日を指定する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、その者の申請に基づき、さらに、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

(ア) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じ一定の要件により減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を災害を受けた日から2年以内に取得した場合若しくは取得した不動産がその取得直後に災害により損壊した場合、その不動産の取得に係る不動産取得税を減免する。

(ロ) 自動車税

災害により損害を受け、相当の修繕費を要すると認められる自動車の所有者に対して課する自動車税について一定の要件により減免する。

(ハ) 自動車取得税

災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を災害を受けた日から1年以内に取得した場合における自動車取得税について一定の要件により減免する。

(ニ) 軽油引取税

特別徴収義務者が、災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなったとき若しくは徴収した軽油引取税額を失った場合、申請により、税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

(ホ) 産業廃棄物税

特別徴収義務者が、災害により、産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったとき若しくは徴収した産業廃棄物税を失った場合、申請により、税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

また、申告納付すべき納税者が、天災その他やむを得ない事由があると認められた場合、申請により減免する。

(2) 国及び市町村の特例措置

国及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、災害の状況に応じ

て、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

10 公共料金の特例措置

震災対策編第4編第1章「10 公共料金の特例措置」に同じ。

11 被災者への各種措置の周知

震災対策編第4編第1章「12 被災住民への各種措置の周知」に同じ。

第2節 金融支援計画

1 計画の概要

震災対策編第4編第2章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

震災対策編第4編第2章 金融支援計画 「2 計画の体系」に同じ。

3 農林漁業関係

震災対策編第4編第2章「3 農林漁業関係」に同じ。

4 中小企業関係

震災対策編第4編第2章「4 中小企業関係」に同じ。

第3節 公共施設等災害復旧計画

1 計画の概要

震災対策編第4編第3章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

2 計画の体系

震災対策編第4編第3章「2 計画の体系」に同じ。

3 被害状況の調査と県への報告

震災対策編第4編第3章「3 被害状況の調査と県への報告」に同じ。

4 被害状況の県集計と国への報告

震災対策編第4編第3章「4 被害状況の県集計と国への報告」に同じ。

5 激甚災害指定の検討と推進

震災対策編第4編第3章「5 激甚災害指定の検討と推進」に同じ。

6 復旧の基本方向の決定等

震災対策編第4編第3章「6 復旧の基本方向の決定等」に同じ。

7 災害査定

震災対策編第4編第3章「7 災害査定」に同じ。

8 災害復旧関係技術職員等の確保

震災対策編第4編第3章「8 災害復旧関係技術職員等の確保」に同じ。

9 資金計画

震災対策編第4編第3章「9 資金計画」に同じ。

第4節 災害復興計画

1 計画の概要

震災対策編第4編「第4章 災害復興計画 1 計画の概要」と同じ。

2 災害復興計画フロー

震災対策編第4編「第4章 災害復興計画 2 災害復興計画フロー」と同じ。

3 復興対策組織体制の整備

震災対策編第4編「第4章 災害復興計画 3 復興対策組織体制の整備」と同じ。

4 復興基本方針の決定

震災対策編第4編「第4章 災害復興計画 4 復興基本方針の決定」と同じ。

5 復興計画の策定

震災対策編第4編「第4章 災害復興計画 5 復興計画の策定」と同じ。

6 復興事業の実施

震災対策編第4編「第4章 災害復興計画 6 復興事業の実施」と同じ。

7 住民合意の形成

震災対策編第4編「第4章 災害復興計画 7 住民合意の形成」と同じ。

第2編 個別災害対策編

第 1 章 水害対策計画

第 1 節 水防管理団体等体制整備計画

1 計画の概要

洪水又は高潮・波浪による水害を防止するために、県及び水防管理団体である市町村、水害予防組合が実施する水防活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 水防管理団体の義務	① 県及び水防管理団体の責務 ② 水防管理者の責務 ③ 指定水防管理団体 ④ 水防計画の策定
2 水防体制の整備	① 水防活動体制の整備 ② 水防団（消防団）、水防協力団体等の育成強化 ③ 水防施設の整備

* 詳細は県水防計画を参照のこと

3 水防管理団体の義務

(1) 県及び水防管理団体の責務

ア 市町村及び水害予防組合（以下「水防管理団体」という。）は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

イ 県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責務を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理団体である市町村の長及び水害予防組合の管理者（以下「水防管理者」という。）は、平時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

(3) 指定水防管理団体

知事は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を指定する。

(4) 水防計画の策定・公表

ア 知事は、毎年、県水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、水防協議会の承認を得てこれを変更する。水防計画を変更したときは、その要旨を県のホームページ等で公表する。

イ 指定水防管理団体の管理者は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

4 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

- ア 指定水防管理団体は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を行う。
 - イ 水防管理者は、河川又は海岸ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。
 - ウ 河川、砂防及び海岸施設等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。
 - エ 河川、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。
- (2) 水防団等の育成強化
- ア 水防管理者は、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。
 - イ 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的で開催するとともに、防災訓練を実施する。
- (3) 水防活動施設の整備
- 水防管理者は、水防活動の拠点となる河川防災ステーション等の施設の整備に努める。

河川防災ステーションの整備状況

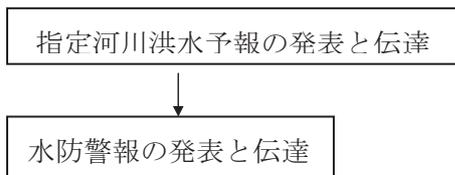
	概 要	所在地
最上川河川防災ステーション（東村山地区）	13,846 m ² 防災センター、ヘリポート、資材備蓄・作業スペース、水防用樹木	中山町大字長崎
真室川河川防災ステーション（最上地区）	12,900 m ² 防災センター、ヘリポート、資材備蓄・作業スペース、水防用樹木	真室川大字新町

第2節 洪水予報・水防警報伝達計画

1 計画の概要

災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に資するために、気象や水防情報等を、水防関係機関及び住民に迅速かつ適切に伝達するための計画について定める。

2 洪水予報・水防警報伝達計画フロー



3 洪水予報の発表と伝達

国土交通省又は県と気象庁は、水防法（以下この章において「法」という。）第10条、第11条及び気象業務法第14条の2に基づき、洪水の恐れがあると認められるときは、共同して洪水予報を行い、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

本県では、最上川水系及び赤川水系に属する対象河川の担当河川国道事務所等又は県各総合支庁と山形地方気象台が共同で指定河川洪水予報を行い、各河川ごとに定められた伝達系統により関係機関へ伝達される。

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、浸水想定区域におけるハザードマップ等を活用しながら避難場所の周知等も含め、関係住民及び水防関係機関へ伝達、周知する。

(1) 洪水予報の対象河川区域と国土交通省の管轄河川国道事務所・河川事務所及び山形県管轄総合支庁

最上川	上流	山形河川国道事務所
	中流	新庄河川事務所
	下流	酒田河川国道事務所
赤川		酒田河川国道事務所
須川下流		山形河川国道事務所
鮭川		新庄河川事務所
須川上流		山形県 村山総合支庁
丹生川		山形県 村山総合支庁（北庁舎）
最上小国川		山形県 最上総合支庁
屋代川		山形県 置賜総合支庁
大山川		山形県 庄内総合支庁
日向川		山形県 庄内総合支庁

(2) 指定河川の洪水予報の伝達系統

指定河川の洪水予報を担当する河川国道事務所等は、国土交通省の他の関係河川国道事務所等及び県水防本部（県河川課）へ通報する。通報を受けた県水防本部（県河川課）は、直ちに関係水防管理団体及び各総合支庁に伝達する。

また、指定河川の洪水予報を担当する各総合支庁は、関係河川国道事務所、関係水防管理団体等及び県河川課へ通報する。

山形地方気象台は、県危機管理課、警察本部、報道機関、鉄道気象連絡会山形地方部会（JR東日本仙台支社内）、自衛隊及び東北電力株式会社山形支店に伝達する。

4 水防警報の発表と伝達

国土交通大臣及び県知事は、法第16条第1項の規定により、水防上特に重要な河川等を指定し、当該河川等について水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときは、「水防警報」を発表する。水防警報が発せられたときは、当該河川の水防管理者は、水防団及び消防機関を出動準備させ又は出動させる。

水防警報が発せられない河川の水防予知は市町村長が行うものとし、必要がある場合は、水防警報に準じて措置する。

(1) 水防警報の概要

ア 水防警報の発表

本県においては、国土交通省の山形、酒田の各河川国道事務所長及び新庄河川事務所長並びに各総合支庁の建設部長が、分担して水防警報を発する。

イ 水防警報の内容

水防警報の内容は、各河川の水位の状況に応じて、概ね次のとおりである。

第1段階	待機	水防団員の足留を行う（国土交通省のみ）。
第2段階	準備	水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備及び水防団幹部の出動等に対するもの。
第3段階	出動	水防団員の出動を通知するもの。
第4段階	解除	水防活動の終了を通知するもの。

(2) 水防警報の伝達

ア 国土交通省が発する場合

国土交通省の各河川国道事務所長又は河川事務所長は、水防警報を発し又は解除したときは、県水防計画に基づき、専用回線FAX及び電話等により県河川課、東北地方整備局及び関係する他の河川国道事務所等に連絡する。

警報を受けた県河川課は、関係する総合支庁建設部、警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県危機管理課に伝達する。

総合支庁は、関係する市町村、水害予防組合、水門管理者等に伝達する。

県危機管理課は、必要に応じ自衛隊に伝達する。

イ 県が発する場合

総合支庁建設部長は、水防警報を発し又は解除したときは、県水防計画に基づき、専用通信施設及び電話等により関係する市町村、水門管理者及び県河川課に警報を伝達するとともに、FAX及び電話等により、関係河川国道事務所等及び警察署に伝達する。

警報を受けた県河川課は、警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県危機管理課に伝達する。

県危機管理課は、必要に応じ自衛隊に警報を伝達する。

なお、これらの情報は県のホームページの「山形県河川・砂防情報システム」により公表する。

5 水位情報の通知及び周知

国土交通大臣は、法第 13 条の規定により、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、避難判断水位(市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

県知事は、法第 13 条の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、避難判断水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて、これを直ちに一般に周知する。

(1) 避難判断水位到達情報の発表

本県においては、国土交通省の山形、酒田の各河川国道事務所長及び新庄河川事務所長並びに県の各総合支庁建設部長が、分担して避難判断水位到達情報を発表する。

(2) 避難判断水位到達情報の通知

ア 国土交通省が発する場合

各河川国道事務所長又は河川事務所長は、避難判断水位情報を発したときは、県水防計画に基づき、専用回線 FAX 及び電話等により県河川課、東北地方整備局及び関係するほかの河川国道事務所等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

通知を受けた県河川課は、関係する総合支庁建設部、県警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県危機管理課に伝達する。

イ 県が発する場合

総合支庁建設部長は、避難判断水位到達情報を発したときは、県水防計画に基づき、専用通信施設及び電話等により、関係する市町村、水門管理者及び県河川課に通知するとともに、FAX 及び電話等により、関係河川国道事務所等及び警察署に通知する。

警報を受けた県河川課は、警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県危機管理課に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

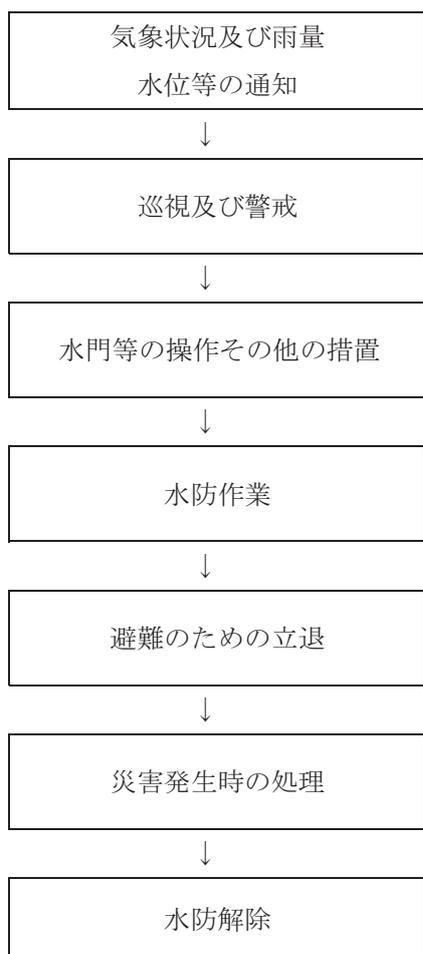
なお、これらの情報は県のホームページの「山形県河川・砂防情報システム」により公表する。

第3節 水防活動計画

1 計画の概要

洪水又は高潮、波浪等による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、水防管理団体等がこれを警戒・防御し、被害を軽減するための水防活動について定める。

2 水防活動計画フロー



3 県の水防活動の基準

(1) 水防体制

- ア 水防長（県土整備部長）及び支部水防長（総合支庁建設部長又は次長）は山形地方気象台より気象情報を受けたときはその情報を判断し水防体制に入るものとする。
- イ 水防本部及び水防支部は、次の場合に水防活動を行う。
 - (ア) 気象等に関する注意報の発令ある場合
 - (イ) 洪水予報又は水防警報発令の通知を受けたとき
 - (ウ) 水防長又は支部水防長が特に必要と認め指示した場合
- ウ 前各号の水防活動は、水防長の指示に基づき1班又は2班以上の水防要員の勤務によるもの

とする。

(2) 水防活動の内容

- ア 気象等に関する予報・警報の受理、判断、連絡
- イ 雨量、水位及び流量に関する記録の収集
- ウ 水防警報・洪水予報の発令及び伝達等
 - ・国管理河川の洪水予報（最上川、赤川、須川下流、鮭川）
 - ・国管理河川の水防警報（最上川、赤川、須川下流、鮭川、真室川及び金山川）
 - ・県管理河川の洪水予報（須川上流、丹生川、最上小国川、屋代川、大山川、日向川）
 - ・県管理河川の水防警報（須川上流、寒河江川、丹生川、最上小国川、屋代川、置賜白川、大山川、日向川）
- エ 県管理水位情報周知河川の避難判断水位到達情報等の通知・周知、国管理水位情報周知河川の避難判断水位到達情報等の受理及び伝達
- オ 水防報告のとりまとめ
- カ 被害報告のとりまとめ
- キ 水防活動の技術指導
- ク 水防活動の現地応援
- ケ 水防資材の調達、輸送

4 水防管理団体の水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って管下水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常に管下河川又は海岸を巡視すること。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発令された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
- (3) 洪水予報が発せられた場合は、連絡員は水防支部と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- (4) 水防警報が発令されたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、出動準備を連絡し団員の待機をもとめると共に一般に周知せしめること。
また、水位がはん濫注意水位に達した時は山形県水防信号規則第1信号により地域住民に周知する。
- (5) はん濫注意水位に達し、なお上昇おそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断の上、団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる（法第17条）。
- (7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる（法第22条及び第23条）。
- (8) 自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部にその旨要請すること。
- (9) 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知の上、避難のための立ち退きを指示しなければならない（法第29条）。
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない（法第26条）。

- (11) 水位がはん濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行なうと共に水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部を経由して水防本部に提出しなければならない（法第 47 条第 2 項）。

5 気象状況の通知

- (1) 水防管理団体、水防支部、県管理ダム及び一般住民に対する気象状況の通報

県知事は、法 10 条の規定により、気象台より気象状況の通知を受けたときは、直ちに気象台と常時連絡体制をとると共に、連絡系統図に基づき速やかに水防支部、水防管理団体及び県管理ダムの管理者に対しその気象状況を通知する。

この通報を受けた水防管理団体は、必要があると認めたときは、その内容を一般住民に周知する。

- (2) 雨量の通報

気象情報が各支部及び県管理ダムに伝達された場合は、支部水防長又はダムの管理者は、支部水防計画又は各ダムの操作規則に基づき水防本部に通報する。

なお、県管理ダムの管理者は、各ダムの操作規則に基づき通報する。

- (3) 水位の通報

県管理水防警報対象量水標の通報基準は次のとおり。

ア 各総合支庁河川砂防課は、河川水位が通報水位に達した場合、速やかに県水防本部に通報する。

イ 通報は、NTT回線、県防災行政無線により行う。

ウ 県管理ダムの管理者は、各ダムの操作規則に基づき通報する。

エ 国土交通省管理の水防警報対象量水標の水位については、水防本部、水防支部が必要に応じて「山形県河川・砂防情報システム」により確認する。

オ 量水標管理者は、法第 12 条第 2 項の規定により量水標の示す水位が警戒水位を越えるときは、その水位の状況を県水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

本県においては、県ホームページ「山形県河川・砂防情報システム」により公表を行う。

6 巡視及び警戒

- (1) 巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、法第 9 条の規定により、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

- (2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡すると共に水防作業を開始する。

ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

ウ 天端の亀裂又は沈下

- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両軸又は低部よりの漏水と扉の絞り具合
- カ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

7 水門等の操作その他の措置

- (1) 支部水防長は、堰、水門、樋門その他河川又は海岸に設置されている工作物の管理者をして、毎年出水期に先立ち、その点検整備を十分行わせるとともに、必要に応じて検査を行なう等適切な指導を行なう。
- (2) 支部水防長は、利水専用ダムの管理者に対し、河川法の趣旨に基づき、次の事項に留意して管理の適正を期すよう指導する。
 - ア 出水期に先立ち管理施設の点検整備を十分に行うとともに、気象水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
 - イ ダムの操作状況等の通報を迅速かつ的確に行ない得るよう、あらかじめ通報系統を確立しておくこと。
 - ウ 堆砂の進んでいるダムにおいては、貯水池末端附近における水位の上昇による被害の有無、ダム越流面のコンクリート磨耗状況等を調査し、必要があるときは適切な措置を講ずること。
 - エ 貯水池内の浮上物件については、洪水時に流出して下流に被害を与えることのないよう陸上へ格納する等の措置を講ずること。
- (3) 水防支部長は、渡船、船艇等の管理者に対して、あらかじめそのけい留固定等の措置について十分指導すること。

8 水防作業

- (1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が最大のおおむね水位のとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。
- (2) 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代るべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。
- (3) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として各水防管理団体において整備するものとし、県は側面的に援助をなすものとする。（法第41条及び第44条の2）。

水防支部は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

9 避難のための立退

- (1) 退去の呼び掛け

市町村長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

(2) 避難のための立退の指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（法第 29 条）。

(3) 避難及び立退

ア 知事は必要があると認めるときは、ラジオ、テレビ又は信号、その他により法第 29 条による立退き又はその準備を指示する。

イ 水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路などを定め、地域住民に周知させておくものとする。

10 災害発生時の処理

(1) 堤防、溜池、樋門又は角落し等が欠壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

また水防支部長は、その状況を水防本部、災害対策本部、その他必要な関係機関に急報すると共に応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

(2) この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

ア 居住者に対する立退き指示、避難誘導等

イ 水防支部、所轄国土交通省事務所、隣接水防管理団体及び警察署への急報

11 水防解除

(1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。

(2) 水防解除を命じたときは直ちに所轄水防支部に連絡するとともにこれを一般に周知する。

(3) 支部水防長は、水防解除が命じられたときは、これを直ちに本部水防長に報告する。

第4節 応援計画

1 地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（法第24条）。

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長もしくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（法第23条）。

4 協定

水防管理団体は、法第23条に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

5 指導

水防支部長、消防機関の長、警察署長は管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは各々部下を派遣して水防団（消防団）の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援・指導を行うものとする。

6 自衛隊の応援

知事は、水防のため必要と認めるときは、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の出動を要請するものとする。

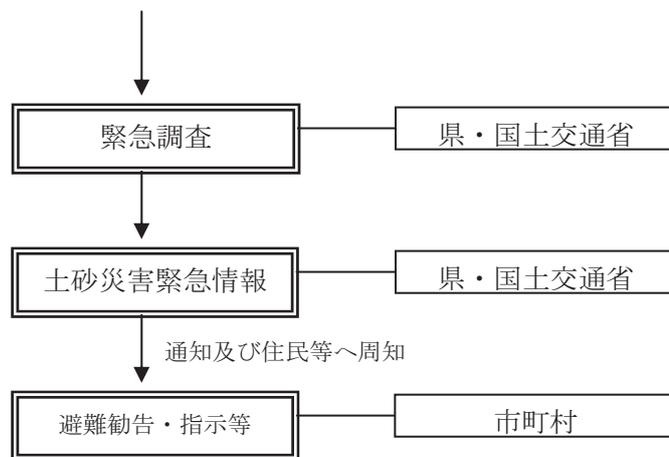
第2章 大規模土砂災害対策計画

1 計画の概要

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、県、国土交通省、市町村が実施する大規模土砂災害対策について定める。

2 大規模土砂災害対策フロー

* 大規模土砂災害現象の発生



3 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項 目	内 容	
河道閉塞による湛水を発生 原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される 場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される 場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域のおおむね5 割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される 場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発 生又は広がりつつある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される 場合	県

4 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

県及び国土交通省は、市町村が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

5 避難勧告・指示等

市町村は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難所等を示したハザードマップの作成、住民等への伝達方法など、警戒避難体制の整備に努めるものとする。

第3章 火山災害対策計画

1 計画の概要

噴火等の火山現象による被害を防止し又は軽減するために、県、市町村及び防災関係機関が実施する火山災害対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 計画対象火山と予想される被害	
2 危険区域の想定と周知	① 火山災害予想区域の想定 ② 火山災害予想区域図の作成、配布
3 火山噴火に対応した土砂災害対策	① 砂防事業の推進 ② 火山噴火緊急減災砂防計画の策定等 ③ 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供等
4 観測体制の整備	① 観測の対象 ② 観測体制の整備状況
5 噴火警報等の伝達	① 異常の覚知 ② 噴火警報・噴火予報等の内容と発表 ③ 降灰予報・火山ガス予報の内容と発表 ④ 噴火警報・噴火予報等の通報
6 火山防災協議会の設置等	① 火山防災協議会の設置 ② 隣接県との連携
7 避難体制の整備	① 事前避難の基本方針 ② 体制の整備 ③ 関係施設の整備
8 避難の実施及び解除	① 避難の実施 ② 警戒区域の設定 ③ 避難長期化への対応 ④ 避難の解除
9 降灰対策の実施	

3 計画対象火山と予想される被害

火山名	市 町 村 名
鳥海山	酒田市、遊佐町
蔵王山	山形市、上山市
吾妻山	米沢市
肘折	大蔵村

計画の対象とする火山は、活火山である鳥海山、蔵王山、吾妻山及び肘折（以下「計画対象火山」という。）とする。各火山の周辺に位置する市町村（以下「周辺市町村」という。）は次の表のとおりである。

また火山の噴火活動に伴い一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は次のとおりである。

火山活動に伴い予想される現象及び被害

火山活動	概 要
溶岩の流出	溶岩には粘性が有り、流下速度が比較的遅く、到達距離も数キロに限られている。
噴石・降灰	噴石のうち大型のものは火口周辺に落下するので、被害は火口周辺の2～4キロ以内に限られる。小型のものや軽石などは周辺地域まで到達し、人的・物的被害をもたらす。火山灰は風に乗って広範な地域に降灰し、農作物被害や健康障害、交通事故等引き起こすことが有る。
火砕流	火山灰や岩片が水蒸気などのガスと混ざり合い、灼熱の雲となって斜面をなだれのように駆け下りてくる火山活動である。成長しつつある熱い溶岩ドームの崩壊や、直接火口から噴出されて発生するものなどいろいろなタイプがある。いずれも高温（数百～一千℃）・高速（秒速20～100メートル）で広範囲を覆うため、人的・物的に大きな被害をもたらすことがある。
火山泥流	火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。積雪期に発生した場合は、被害が拡大する可能性が有る。
火砕サージ	爆発的な噴火活動に伴って発生する、火山灰や砂塵を含んだ爆風。マグマが地下水などに触れて大規模な水蒸気爆発を起こして発生するベースサージや、火砕流の「灰かぐら」部分から発生する灰雲サージ等がある。風速は毎秒20～100メートル以上に達し、破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして広範囲に襲来する。
岩屑流 (岩なだれ)	火山の山体が、噴火や強い火山性地震などの衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流下する現象である。
火山ガス	硫化水素等の有毒ガスが噴気孔から流出するもので、これを吸引することにより死亡する場合がある。

4 危険区域の想定と周知

(1) 火山災害予想区域の想定

県は、過去の火山災害の記録や地形・気候等の自然的条件から、火山災害危険区域の把握に努める。計画対象火山については、いずれも、噴火前後の土砂移動に着目し、融雪型火山泥流及び降灰後の土石流による火山災害予想区域が検討されている（吾妻山については、山形県側で降灰後の土砂流出が若干増加する程度と考えられる。）。

なお、想定外の現象が発生する可能性がある場合は、県及び周辺市町村は、状況に応じ新たな火山災害予想区域の想定を行う。

(2) 火山災害予想区域図の作成、配布

周辺市町村は、県と協力して、火山災害予想区域図に基づき、想定される火山災害の危険区域及び避難場所等を記した火山災害予想区域図（ハザードマップ）を作成し、住民等に周知する。

5 火山噴火に対応した土砂災害対策

(1) 砂防事業の推進

県は、発生が予想される融雪型火山泥流及び降灰後の土石流による土砂災害に備え、砂防堰堤等の整備促進に努める。

(2) 火山噴火緊急減災砂防計画の策定等

県及び国土交通省は、火山噴火時に発生が想定される火山泥流、土石流等の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火時の緊急対応を定めた火山噴火緊急減災砂防計画を市町村や関係機関等と連携のうえ策定し、この計画に基づく緊急対応の実施に努める。

(3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供等

国土交通省は、「風水害対策編第2編第4章大規模土砂災害対策計画」に定める火山噴火に起因する土石流発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知並びに一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、県、市町村及び関係機関等との連携を強化するなどして実施体制の整備を図る。

6 観測体制の整備

(1) 観測の対象

火山の噴火は、噴火の前兆となる現象を、高性能の観測機器を用いて継続的に観測することにより、ある程度予測することが可能である。観測等の対象となる主な前兆現象は次のとおり。

ア 火山性地震（微動）の群発

イ 鳴動、音響

ウ 火山周辺の地殻変動

エ 噴気、地熱、温泉等の温度や噴出（湧出）量の変化

オ 火口の火山ガス、昇華物（硫黄等）の変化

カ 動物の異常行動

(2) 観測体制の整備状況

計画対象火山については、気象庁及び大学等により、常時又は臨時の観測体制が敷かれ、観測が続けられている。

火山の常時観測体制

火山名	観測機関名	観測機器
吾妻山	仙台管区気象台	地震計、空振計、GPS、傾斜計、遠望カメラ
	東北大学	地震計
鳥海山	仙台管区気象台	地震計、空振計、GPS、傾斜計、遠望カメラ
	東北大学	地震計、傾斜計
蔵王山	仙台管区気象台	地震計、空振計、GPS、傾斜計、遠望カメラ
	東北大学	地震計、傾斜計

県は、今後も気象庁等関係機関に対し、観測体制の強化等を働きかけるとともに、これらの機関及び周辺市町村等と連携し、噴火の前兆現象の把握に努める。

7 噴火警報等の伝達

(1) 異常の覚知

県及び周辺市町村は、火山の噴火等に関する異常を覚知ときは、直ちに火山業務を担当する山形地方気象台（対象火山：蔵王山、肘折、鳥海山、吾妻山）に連絡する。

連絡を受けた山形地方気象台は、仙台管区気象台に連絡するとともに、県、県警察本部、地元市町村及び消防機関等との連絡体制を強化する。また、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターは、上空からの観測・情報収集活動に協力するとともに、県は必要に応じ自衛隊にもヘリコプターの出動を要請する。

(2) 噴火警報・噴火予報等の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じ噴火警報及び噴火予報を発表する。

ア 噴火警報

火口周辺や居住地域に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲等について発表する。

イ 噴火予報

噴火警報を解除する場合や火山活動が静穏（平常）な状態が続くことをお知らせする場合等に発表する。

ウ 噴火警戒レベルの導入

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警戒レベルが導入された火山(吾妻山)について、噴火警報及び噴火予報に際して発表する。

噴火警戒レベル導入火山（吾妻山）

火山活動の状況	警報・予報	略称	噴火警戒レベル
居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	レベル5 (避難)
居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。			レベル4 (避難準備)
居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	レベル3 (入山規制)
火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。			レベル2 (火口周辺規制)
火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	噴火予報	噴火予報	レベル1 (平常)

噴火警戒レベル未導入火山(鳥海山、蔵王山、肘折)

火山活動の状況	警報・予報	略称	警戒事項
居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域厳重警戒
火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	入山危険
火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。			火口周辺危険
火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	噴火予報	噴火予報	平常

(3) 降灰予報・火山ガス予報の内容と発表

仙台管区气象台は、必要に応じ降灰予報・火山ガス予報を発表する。

ア 降灰予報

噴煙の高さが概ね3千メートル以上又は噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模の噴火が発生した場合に発表される。

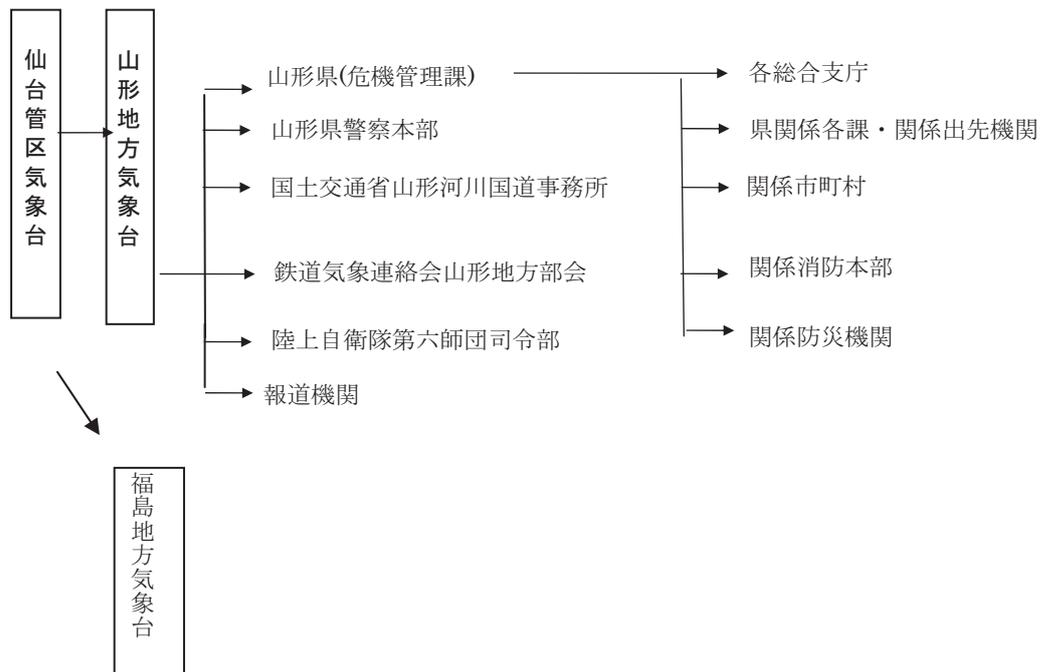
イ 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に発表される。

※県内に該当する火山はない。

(4) 噴火警報・噴火予報の通報

噴火警報・噴火予報(噴火警戒レベルを含む)・降灰予報・火山ガス予報の通報は、次の系統による。



8 火山防災協議会の設置等

(1) 火山防災協議会（法第17条第1項）の設置

県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、噴火時等の避難等の火山防災対策を検討するための協議会等（「火山防災協議会」という。）を設置するなど体制を整備するようつとめ、計画対象火山が噴火するおそれがある場合は、火山防災協議会において、次の事項に関する情報交換、応急対策の調整等を行う。

また、適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供を効果的に行うため、火山防災協議会における検討を通じて、各火山の特性を考慮した、複数の噴火シナリオの作成、噴火現象が到達する可能性がある危険区域を表記した火山ハザードマップの整備を推進する。

- ア 火山噴火等に関する情報の収集・分析
- イ 避難対策に関する連絡調整
- ウ 応援協力体制の確立
- エ その他必要と認められる事項

(2) 県の体制

ア 計画対象火山の異常を覚知したとき、又は計画対象火山に係る噴火警報（火口周辺）が発表されたときは、火山災害担当職員は登庁し、災害関連情報等の収集、伝達を行う。

イ 計画対象火山に係る噴火警報（居住地域）が発表されたときは、火山災害担当部局課はすみやかに応急対策を実施できるよう体制をとる。

(3) 隣接県との連携

県は、必要と認めるときは、計画対象火山の隣接県（秋田県、宮城県及び福島県）と火山災害対策協議会を開催する等、火山災害対策の円滑な推進について連絡調整を図る。

9 避難体制の整備

(1) 事前避難の基本方針

周辺市町村は、県と協力し、火山防災協議会における検討を通じて、避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、噴火警戒レベルの導入に向けて防災対応や避難対象地域の設定を行い、避難開始時期や避難対象地域、避難経路及び避難手段を定める具体的で実践的な避難計画を策定する。避難計画の対象者には、危険区域内の住民はもとより、一時滞在者（観光客、登山客等）も含む。また、計画策定に際しては次の点に留意する。

- ア 危険区域内の人口、一時滞在者数及び避難の長期化を考慮した避難場所の設定
- イ 急峻な地形を考慮した迅速な避難行動
- ウ 災害時要援護者等の迅速な避難が困難な者への対処
- エ 被害が拡大しやすく、避難行動にも制約の多い積雪期における対処

(2) 体制の整備

ア 周辺市町村は、住民等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努める。

イ 周辺市町村は、住民等を避難させる際の県、消防機関及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。

(3) 関係施設の整備

ア 情報伝達のための施設

周辺市町村は、防災行政無線の整備等、住民等への情報伝達手段の整備に努める。また、県等と協力し、山中への登山者等への情報伝達方法についても確立しておく。

イ 避難者受入れのための施設

周辺市町村は、危険区域外に避難住民全員の受入れが可能な施設の確保に努める。

10 避難の実施及び解除

(1) 避難の実施

周辺市町村の長は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、住民等に対し避難を勧告又は指示し、避難計画に従って住民等の事前避難を実施する。県は、当該市町村長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力も得て、住民等の避難に協力する。

(2) 警戒区域等の設定

周辺市町村の長は、住民等の安全を確保するため、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想されるときは、火山防災協議会の関係機関と協議のうえ、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

(3) 避難の長期化への対応

一般に、火山災害に伴う住民避難は長期間にわたる場合が多い。周辺市町村は、避難先での住民生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。

(4) 避難の解除

周辺市町村の長は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）により危険が去ったと判断したときは、避難の勧告・指示又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

11 降灰対策の実施

県及び市町村は、火山噴火に伴う降灰により火山周辺地域の住民の生活や農林水産業等に支障を生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業や各種資金の融通等の施策を実施し、その軽減に努める。

第4章 雪害対策計画

第1節 ライフライン等確保計画

1 計画の概要

降雪期における交通、電力及び通信を確保するために、国、県、市町村及び関係機関が実施する雪害対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 交通の確保	① 道路施設の交通確保 ② 鉄道施設の交通確保 ③ 空港施設の交通確保 ④ 住民への広報
2 電力の確保	① 復旧体制の整備 ② 施設の雪害予防措置
3 通信の確保	① 電気通信事業者の雪害予防措置 ② 孤立地区における通信の確保

3 交通の確保

(1) 道路施設の交通確保

ア 高速道路

東日本高速道路株式会社は、「雪氷対策実施要領」に基づいて毎年除雪計画を策定し、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

降積雪及び気象状況により、警戒・出動・非常の3体制をとる。

(イ) 除雪路線

県内高速道路管理区間147km（山形自動車道・東北中央自動車道・米沢南陽道路）

(ウ) 除雪目標

完全除雪を目標に、新雪時の出動基準は概ね5cmを越えない降雪深を目標とするが、路面圧雪時並びに降雪量の多いことが予想される場合は随時出動する。

(エ) 交通規制

積雪、凍結があった場合には、警察機関と協議して速やかに速度規制、チェーン装着規制等の処置をとる。

イ 国管理道路

山形河川国道事務所及び酒田河川国道事務所は、「災害対策運営計画」に基づいて毎年道路除雪計画を策定し、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

毎年11月1日から翌年3月31日までの間、降雪量などの気象状況等に応じ、平常、注

意、警戒、緊急の4体制をとる。

(イ) 除雪路線

一般国道の直轄区間 516.5km (6路線)

(ロ) 除雪目標

全路線の常時2車線以上の幅員を確保することを原則とし、緊急体制下の豪雪時においては、概ね5日以内に2車線以上の幅員確保を図る。

(エ) 除雪作業

- a 除雪作業が円滑に実施できるよう、現有機械の適切な運用を図る。また、集中降雪等の対応は、各工区間の相互応援を基本とし、民間機械の借り上げ体制も整えておく。
- b 降雪と道路状況を的確に把握し、迅速な出動、かつ効率のよい除雪作業に努める。
- c 他管理者と調整が必要な区間は、あらかじめ調整して相互協力体制を整える。
- d 円滑な交通処理のため、交通管理者と情報連絡を密にする。

(オ) 交通規制

除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に所轄警察署と十分打ち合わせのうえ実施する。

ウ 県管理道路

県は毎年「除雪事業計画」を策定し、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

- a 毎年11月1日から翌年3月31日までの間、降積雪などの気象条件等に応じ、平常、注意、警戒、緊急の4体制をとる。
- b 豪雪時において、緊急に道路交通を確保できるよう、迅速かつ的確な除雪活動を実施するため、除雪機械、除雪要員、施設並びに連絡手続き等の所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行う。

(イ) 注意、警戒、緊急体制への移行

異常降雪となった場合は、次のように注意、警戒又は緊急体制に移行する。

a 注意体制

- (a) 注意体制は指定観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深に達し、かつ降雪により警戒体制に入ることが予想される場合のほか、降雪等により道路交通に支障が生じる恐れがある場合等に移行を決定するものとする。

b 警戒体制

- (a) 県内指定雪量観測点の1/2以上が、概ね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他の状況を勘案し、東北地方整備局と協議して警戒体制への移行を決定する。
- (b) 警戒体制においては、その後に予想される緊急体制への移行準備として情報の収集及び連絡を強化し、除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援等の事前手配をするとともに、除雪体制の強化に努める。

c 緊急体制

- (a) 県内指定雪量観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に越え、かつ主要路線における除雪状況、降雪強度その他の状況を勘案し、東北地方整備局と協議して緊急体制への移行を決定する。
- (b) 緊急体制時においては、緊急時確保路線の交通確保のため、情報連絡をさらに強化するとともに、除雪機械、オペレーター及びその他必要機械の確保を図る。

指定雪量観測点及び警戒積雪深

指定雪量観測点名	米沢市	山形市	尾花沢市	新庄市	鶴岡市
警戒積雪深 (cm)	130	50	180	150	70

注)交通確保する路線網の積雪を代表する103箇所(H22年度)で雪量観測を行っているが、このうち、上記5地点を雪量観測点に指定し、当該観測点における積雪の深さの最大値の累年平均をもって観測点の警戒積雪深とする。

(ウ) 除雪路線

- a 除雪を実施する路線は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づいて指定された道路のうち、幅員狭隘雪崩多発地帯等除雪不能区間を除く重要な路線及び指定外路線中、公共施設等に通じる重要な路線（県管理の国・県道258路線）とする。

除雪路線（H22年度）

道路種別	県管理道路実延長	除雪計画延長	除雪率
一般国道	591.4 km	507.9 km	85.9%
主要地方道	1,159.4 km	1,056.2 km	91.1%
一般県道	1,354.8 km	1,196.0 km	88.2%
合計	3,105.6 km	2,760.1 km	88.9%

- b 冬期歩行者の安全を確保するため、通学路を中心とした歩道除雪を行う。

歩道除雪路線（H22年度）

道路種別	県管理歩道延べ延長	除雪計画		除雪率
		箇所	延長	
一般国道	477.7 km	152	229.6 km	48.1%
主要地方道	785.9 km	292	443.5 km	56.4%
一般県道	738.7 km	308	413.3 km	55.9%
合計	2,002.3 km	752	1,086.4 km	54.3%

(エ) 除雪目標

a 平時における除雪目標

除雪路線は当該路線の自動車の日交通量、道路の状況、その他交通確保の必要性に応じて、これを第1種、第2種、第3種の種別に区分し、除雪を実施する。

区分	日交通量のおおよその基準	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1,000台/日未満	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の確保をはかる。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 異常降雪時には一時交通不能になってもやむを得ない。

なお、上記基準で除雪の状況及び機械の配置状況並びに場所により1車線となる場合は、300m間隔に待避所(約30m)を設け、標識を設置する。

b 緊急時における除雪目標

異常降雪による平時確保路線が一度途絶した状態から、再度これを平時の状態に復するとともに、県内交通の大動脈を早急に活動させるため、緊急時において早急に交通を確保すべき路線を2車線路線、1車線路線に分け除雪を実施する。

緊急時確保路線延長

2車線確保	1車線確保	計
761.5km	698.6km	1,460.1km

(ウ) 除雪作業出動基準及び作業時間

a 出動基準

区 分	出 動 基 準
新雪除雪	第1種路線のうち都市内路線及び都市間を結ぶ重要路線については、積雪が5cmを超えた場合、又は超えると予想される場合。 第1種路線のうち5cm対応を除く区間及び第2種～3種路線は、積雪が10cmを超えた場合、又は超えると予想される場合。 路線によっては、上記に該当しなくとも地吹雪等により吹きだまりが発生し通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合。
運搬排雪	家屋密集地等で、路肩への堆雪で幅員減少や視距障害等の交通障害が発生した場合、又は発生すると予想される場合。
路面整正	路面に残雪及びわだちがあり、放置すると通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合。 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要がある場合。
拡幅除雪	連続した作業等により、路肩の雪堤が大きくせりだし通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合。
凍結防止剤散布	坂道、橋梁、交差点等の計画箇所において散布する。 路面凍結により通行に支障のある場合、又は支障になると予想される場合。
歩道除雪	歩道上の積雪深が、おおむね20cmを超えた場合。また、残雪深は5cm以下とする。

b 作業時間

(a) 24時間体制で実施する。

(b) 早期除雪としては、バス路線においては1番バス、もしくは午前7時まで除雪を完了する。

ただし、散布車については通勤時間帯までとする。

(c) 歩道除雪については、各区間の除雪ランクに応じ除雪を行う（A：早期除雪、B：昼間除雪、C：連続降雪後除雪）。

(カ) 交通規制

除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に所轄警察署と十分打ち合わせのうえ実施する。

エ 市町村管理道路

市町村は毎年「道路除雪計画」を定め、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(7) 除雪体制

市町村内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

(イ) 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、

公益施設への道路を主体として選定する。

(ウ) 除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

オ 消融雪施設等の整備

国、県、市町村及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を可能とするため、次により消融雪施設等の整備を行う。

(ア) 消雪パイプの整備

a 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備を行う。

また、消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、無散水消雪施設等の拡充にも努める。

b 消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

消雪パイプ及び無散水消雪施設の整備状況

区分 管理者・道路種別		延長 (H16. 12. 1) km	
		消雪パイプ	無散水消雪施設
東北地方整備局	一般国道	0. 8	7. 1
山形県	一般国道	16. 2	3. 5
	県道	61. 4	26. 9
市町村	市町村道	88. 3	10. 9
計		166. 7	48. 4

(イ) 流雪溝の整備

市街地において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプ及び無散水消雪施設の整備と組み合わせ、流雪溝の面的整備の促進に努める。

流雪溝の整備状況

区分 管理者・道路種別		延長 (H16. 12. 1)
		km
東北地方整備局	一般国道	9. 1
山形県	一般国道	28. 0
	県道	61. 4
市町村	市町村道	212. 5
計		310. 9

カ 地吹雪対策の推進

国、県、市町村、及び防災関

係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

(ア) 地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪柵を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、気象観測装置及び監視カメラ等を整備し、降雪期の道路状況の把握に努める。

(イ) 利用者への啓発

国、県、市町村、消防機関及び県警察等は、地吹雪対策連絡会において地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえた地吹雪マップやチラシを作成し、相互に協力して利用者への啓発に努める。

(2) 鉄道施設の交通確保

鉄道事業者は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

ア 除雪体制

(ア) 線路除雪に当っては、除雪機械を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪の体制を整える。

(イ) 線区の重要度に応じて除雪車両及び除雪機械を整備し、列車運転の混乱防止に努める。

(ウ) 機械により難しい個所は、人力による除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備するよう努める。

イ 踏切り個所の除雪

踏切り個所は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることのないよう、道路管理者と協議し除雪を実施する。

ウ 融雪設備等の強化

輸送の確保を図るため、熱風、蒸気、電気及び水等を利用した融雪設備の充実を図る。

エ 運転規制

降積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降積雪の状況に応じた体制を区分し、基準に基づいた運転規制を実施するとともに、状況に即応した排雪列車の運転と構内除雪を実施する。

オ 予防保全対策

(ア) 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想される時は、列車の運転規制を実施する。

(イ) 雪崩発生重点警備箇所を毎年検討し、巡回警備を強化する。

カ 雪害時の対策

(ア) 雪害時における緊急除雪等は、非現業職員を含めた社員の動員を第一とし、必要に応じて関連事業所の応援を得て実施するが、状況に応じて自衛隊の派遣要請を県に依頼する。

(イ) 雪害時における緊急輸送は一般貨客を優先的に行うが、緊急輸送が輻輳したときは、県と協議のうえ輸送物資及びその順位を定める。

(3) 空港施設の交通確保

山形空港及び庄内空港において、使用する航空機が安全に離発着できるよう並びにその利用者が支障なく安全かつ円滑に利用できるよう、冬期積雪時における除雪について定める。

ア 除雪計画の策定

空港管理者（空港事務所長）は、空港施設の現況、気象状況、航空機種及び運航回数等に基づき、除雪目標時間、除雪範囲及び作業順序をあらかじめ定め、作業区分、所要機械、要員等の計画を策定する。

イ 協力体制の整備

空港管理者は、空港へのアクセス道路の除雪や排雪場所の確保について、関係機関との協力体制を整備する。

ウ 除雪基準

(ア) 航空機の走行区域においては、原則として積雪があった場合に除雪する。

(イ) 構内の道路及び駐車場は、原則として積雪が3 cm又は3 cm以上になるおそれがある場

合に除雪する。

エ 除雪範囲

(ア) 除雪の範囲は、滑走路、誘導路及びエプロンの舗装端までとする。

また、滑走路灯等の灯器周辺の除雪は、常に機械及び人力により実施し、照明機能を損ねることのないようにする。

(イ) 構内の道路及び駐車場は、通行の支障となる範囲とする。

オ 除雪目標時間

定期運航便の時間や頻度を基にして定める。

カ 雪害時の対策

豪雪により下記の事態が発生した場合は、豪雪災害対策本部を県土整備部内に設置して応急活動にあたる。

(ア) 所定の時間まで除雪が完了できないとき。

(イ) 除雪を他機関に応援要請する必要が認められたとき。

(ウ) 空港施設及び航空機に被害を及ぼす恐れが認められたとき。

(4) 住民等への広報

各施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民や乗客に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

4 電力の確保

東北電力株式会社山形支店は、積雪時における電力の供給を確保するため、次により送電線路及び配電線路等の雪害予防及び復旧体制の整備を図る。

(1) 施設の雪害予防措置

ア 送電線路

(ア) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、送電線路の補修、整備を行う。

(イ) 樹木の接触や倒木による断線防止のため、基準離隔距離が保てるよう、樹木所有者と協議のうえ伐採などを行う。

(ウ) 着雪による断線及び着雪、落雪時のはね上がりによる混触断線を防止するため、割り込み鉄塔による危険個所の解消、腕金改造による電線間隔の拡大、がい子の吊型変形及び相間スペーサーの取り付けを実施する。

(エ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、適時パトロールを実施し、冠雪落としや支持物除雪等を行う。

イ 配電線路

(ア) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。

(イ) 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ樹木の枝おろし、伐採及び倒木ガードワイヤーの設置等効果的措置を実施する。

(ウ) 着雪による断線などの停電を防止するため、難着雪電線を使用する。

(エ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、時期をとらえたパトロールを実施し、冠雪落としや支線除雪等を行う。

(オ) 特に雪の多い地域については、電線の縦配列、ヒートパイプを応用した支線周辺融雪工事等の耐雪化工事を計画的に実施する。

(2) 復旧体制の整備

- ア 豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、主要な支店に雪上車を配置し、障害地点への人員、資材の輸送手段を確保する。
- イ 送電設備の巡視については、ヘリコプターによる空中査察を行う。

5 通信の確保

(1) 電気通信事業者の雪害予防措置

電気通信事業者は、雪害のおそれのある電気通信設備等についての融雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

ア 設備の耐雪構造化

- (ア) 電柱引上げ部分などの被害防止のため、凍結防止用PEパイプを取り付ける。
- (イ) 積雪、寒冷地用屋外線への取り替えを計画的に実施する。

イ 通信網の整備

- (ア) 雪害が発生した場合、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため、主要伝送路のループ化構成又は2ルート化構成を図る。
- (イ) 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備、維持を図る。

ウ 迅速な復旧態勢の確保

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器、無線車等を主要場所に配備する。

(2) 孤立地区における通信確保

市町村及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、次により通信手段の多ルート化に努める。

- ア 地域防災無線設備及び停電時における補助電源設備の整備
- イ 衛星携帯電話の整備
- ウ 簡易移動無線局の冬期間における臨時設置
- エ アマチュア無線の活用の整備

第2節 雪崩防止計画

1 計画の概要

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するため、国、県、市町村、警察、消防機関及び施設管理者等が実施する雪崩防止対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 雪崩発生危険箇所の調査・周知	① 危険箇所の調査・点検 ② 危険箇所の周知
2 雪崩防止施設等の整備	① 雪崩予防施設の整備 ② 雪崩防護施設の整備 ③ 砂防・治山の施設設備 ④ 雪崩防止施設・設備の点検整備
3 危険箇所の警戒	① 鉄道・道路等の危険箇所の点検 ② 市町村等による監視 ③ 県及び県警察の協力体制 ④ 住民の心構え
4 事前回避措置の実施	① 住民への雪崩情報の周知 ② 鉄道・道路等施設の対策
5 雪崩発生時の応急措置	① 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助 ② 鉄道・道路等施設の被災時の対策 ③ 孤立集落住民の救助 ④ 二次災害の防止

3 雪崩危険箇所の調査・周知

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

国、県、市町村及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読の他、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

県内なだれ危険箇所（平成23年4月1日現在）

所 管 区 分	箇 所 数	
山形県県土整備部	935	
山形県農林水産部	国有林	31
	民有林	304

(2) 雪崩危険箇所の周知

ア 県は、雪崩危険箇所を周知するため、関係市町村や関係防災機関に資料及び情報を提供する。

イ 市町村は、これらの危険箇所を市町村地域防災計画に登載するとともに、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図る。

4 雪崩防止施設等の整備

国、県及び市町村は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその附属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

5 危険箇所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

(2) 市町村等による監視

市町村は、消防機関と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

(3) 県及び警察の協力体制

県は市町村から応援要請があったときは、所轄警察署と協力のうえ危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

(4) 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び市町村役場に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

6 事前回避措置の実施

(1) 住民への雪崩情報の周知

ア 市町村は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ 市町村は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の勧告又は指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受け入れ体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路施設等の対策

鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

7 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 市町村は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ 市町村は、住民等が被災した場合、直ちに消防機関及び県警察と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ 市町村は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路等施設の被災時の対策

ア 鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、避難者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び県警察に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 市町村は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車や通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

ウ 県警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

市町村は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食糧、生活必需品の輸送、救急患者の救助、もしくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

市町村は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第3節 住民生活の安全確保計画

1 計画の概要

積雪期における住民生活の安全を確保するために、県及び市町村等が実施する雪害予防計画について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 一般建築物の雪害予防	① 住宅・建築物の安全性に対する指導 ② 克雪住宅の普及推進 ③ 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助 ④ 屋根雪等に係る事故防止の啓発
2 孤立集落対策	
3 消防水利の整備	
4 総合的雪対策	

3 一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

県及び市町村は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、県及び市町村は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

県及び市町村は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。

(4) 屋根雪等に係る事故防止の啓発

県は、屋根雪が滑りやすい状態となったときは、下記により「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発信し、雪下ろしや落雪による事故の防止を図る。

《期間、対象地域》

期 間：12月から翌年3月までの降雪期間

対象地域：東南村山・西村山地域、最上・北村山地域、置賜地域

《発信基準》

以下の基準①～③を全て満たした場合に発信

地 域	基準① 積雪深	基準② 降雪量 (過去 10 日)	基準③ 最高気温
東南村山 西村山 (山形アメダス)	20 cm以上	20 cm以上	-2℃以上
最 上 北村山 (新庄アメダス)	75 cm以上	15 cm以上	-2℃以上
置 賜 (米沢アメダス)	45 cm以上	20 cm以上	-2℃以上

また、市町村は県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
- エ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- オ 非常時における出入り口の確保
- カ 換気口の確保
- キ ガス供給配管の点検

4 孤立集落対策

県及び市町村は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努める。

5 消防水利の整備

市町村は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適した多段式消火栓や立上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

6 総合的雪対策

県は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」に基づき、市町村及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行なう。

第5章 海上災害対策計画

第1節 海上事故等災害対策計画

1 海上事故等災害予防計画

1 計画の概要

船舶海難の発生に伴う多数の死傷者、行方不明者の発生又は船舶からの危険物の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった災害を防止するために防災関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 海上交通の安全確保	① 船舶の安全な運航の確保 ② 船舶の安全性の確保 ③ 海上交通環境の整備
2 連携体制等の強化	① 酒田海上保安部 ② 消防機関との相互連携 ③ 医療機関との相互連携 ④ 市町村との相互連携
3 資機材の整備等	① 酒田海上保安部 ② 県 ③ 沿岸消防本部 ④ 関係団体 ⑤ 県水難救済会
4 海上防災思想の普及等	① 防災訓練の実施 ② 海上防災思想の普及

3 海上交通の安全確保

(1) 船舶の安全運航の確保

ア 酒田港湾事務所、酒田海上保安部及び県は、管轄区域及び本県の港湾内において船舶の安全運航環境の整備、船舶交通の安全に必要な情報の提供体制の整備に努める。

イ 東北運輸局山形運輸支局は、海上運送業者の運航管理についての監督、指導及び県内各港に入港する船舶の立入検査等を通じ、海難の未然防止と海上交通の安全確保に努める。

ウ 酒田海上保安部は、港内、沿岸における船舶交通の安全に必要な情報の提供等を行うとともに、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。

(2) 船舶の安全性の確保

- ア 東北運輸局山形運輸支局は、船舶の安全性を確保するとともに海洋汚染の防止を図るため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を行う。
- イ 海上運送事業者等は、海上運送法第10条の2の規定に基づき、運航管理者規程を作成し船舶の安全な管理に必要な事項を定めておく。

(3) 海上交通環境の整備

酒田港湾事務所、県港湾事務所、県水産課は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

4 連携体制の強化

酒田海上保安部は、大規模海難事故に備え、即応体制、災害情報の収集及び整理・分析体制の整備を図るとともに、次により防災関係機関との連携体制を強化する。

(1) 消防機関との連携

海上事故災害等における消火活動等を効果的に行うため、消防本部等と次の事項について連絡調整を行う。

- ア 資機材の保有状況、化学消火剤の備蓄状況、及び入港船舶の危険物積載の状況等に関する情報交換
- イ 消火活動要領及び連絡周知系統の確認

(2) 沿岸市町等との相互連携

迅速かつ的確に救助活動を実施するため、沿岸市町及び医療機関との連携体制の強化に努める。

5 資機材の整備等

(1) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、海難救助を的確かつ効果的に実施するため、必要な資機材の整備に努めるとともに、資機材が不足する場合における緊急時の調達方法を予め定めておく。

(2) 沿岸消防本部

消防本部は、海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出・救護活動を効率的に行うため、資機材の整備等に努める。

(3) 県水難救済会

県水難救済会は各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努める。

(4) 関係団体

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着材等の流出油防除用に必要な資機材並びに化学消火剤等消火機材の備蓄に努める。

6 海上防災思想の普及等

(1) 防災訓練の実施

- ア 酒田海上保安部、県、沿岸消防本部、沿岸市町及び関係団体等は相互に連携した訓練の実施に努める。
- イ 酒田海上保安部、沿岸消防本部は大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、より実践的な訓練の実施に努める。

(2) 海上防災思想の普及

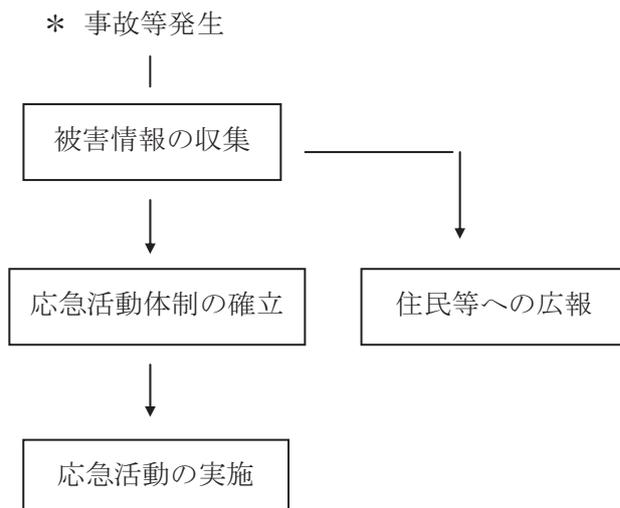
酒田海上保安部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、又は訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

2 海上事故等災害応急計画

1 計画の概要

海上事故等災害が発生した場合に、酒田海上保安部、消防機関、県その他防災関係機関が、被害の拡大及び二次災害を防止するために実施する消火・救助活動等について定める。

2 海上事故等災害応急計画フロー



3 被害情報の収集伝達

(1) 事故原因者

海上事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合、船長、船舶所有者、その他の関係者は、速やかに酒田海上保安部に連絡する。

(2) 酒田海上保安部

事故原因者等から酒田海上保安部に事故の通報があった場合には、巡視船艇、航空機を動員して直ちに情報の収集を行うとともに、県及び県警察に情報を連絡する。

(3) 県

ア 県は酒田海上保安部から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。

イ 消防防災ヘリコプター、県所有船舶により情報の収集に努める。

(4) 県警察

県警察は、酒田海上保安部と連携のうえ、船舶、ヘリコプターにより情報の収集を行う。

(5) 沿岸市町

ア 災害を覚知したときは、酒田海上保安部、県及び関係機関に連絡する。

イ 海岸パトロール及び住民からの通報等により人的被害の状況等に係る情報を収集し、県及び関係機関に連絡する。

4 広報

酒田海上保安部は、大規模海難等が発生したとき又は発生が予想されるときは、海上交通の安全確保を図る見地から、県等関係機関と調整を行い、適時適切な広報を行う。

5 応急活動体制の確立

(1) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、災害の発生が予測されるときは非常配備又は警戒配備を発令し、災害が発生したときは、災害対策本部等を設置する。

(2) 海上運送事業者等

海上運送事業者等は、発災後、速やかに運航管理規程、各航路事故処理基準により災害の拡大防止に必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集活動の実施及び非常災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

6 応急活動の実施

防災関係機関は、次により迅速かつ的確に応急活動を実施する。

(1) 酒田海上保安部

ア 救援活動

(ア) 負傷者等の救出

大規模海難等が発生した場合は、巡視船艇等により、負傷者等の救助、避難者の誘導、救出及び輸送にあたる。

(イ) 救助物資等の輸送

医師や救助物資等の輸送の要請があった場合は、状況に応じて船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

(ウ) 捜索活動の実施

関係機関と有機的に連携を図り、効率的に捜索活動を行う。

(エ) 関係機関への応援要請

大規模海難等が発生し、事態が急迫している等の場合は、自衛隊に派遣を要請する等、必要に応じて関係機関に協力を要請する。

イ 海上交通の安全確保

(ア) 船舶への災害情報の広報

安全通信又は航行警報等を行い付近を航行する船舶に対して安全運航に必要な情報を提供する。

(イ) 船舶の通行禁止等の措置

海難の発生その他の事情により、船舶交通に支障又は危険が生じもしくは危険が生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通の整理、指導、制限又は禁止の措置を行う。

(ウ) 海難船舶等の移動及び障害物の除去

海難船舶等その他の物件により船舶交通に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を構ずるべきことを命じ、又は勧告もしくは指導する。

ウ 船舶火災の消火活動

(ア) 巡視船艇による消火活動の実施

船舶火災又は海上火災の発生を知った場合は、巡視船艇により迅速に消火活動を実施する。

(イ) 消防機関との連携による消火活動の実施

酒田海上保安部及び消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互にその旨を通報するとともに、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき埠頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災以外の消火活動は、主として海上保安部が、沿岸消防本部と密接に連携し実施する。

エ 応急活動に関与する機関の相互の通信確保

酒田海上保安部は、関係機関と連携し防災相互通信用無線、漁業無線等のあらゆる通信手段を活用して、応急活動を実施する。

(2) 県

ア 応急対策上必要な事項について、沿岸市町、関係機関等に要請する。

イ 沿岸市町等から要請があった場合は、消防防災ヘリコプターにより負傷者等の捜索、救助を行う。

ウ 沿岸市町から要請があり、必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(3) 県警察

県警察は、関係機関と連携のうえ、次の措置をとる。

ア 負傷者の救出及び救助

イ 行方不明者の捜索

ウ 被害の及ぶおそれのある沿岸住民等の避難誘導、及び付近の警戒

(4) 沿岸市町

酒田海上保安部、沿岸消防機関及び県と連携のうえ、次の措置をとる。

ア 人命、船舶の救助

イ 地先水面の海岸のパトロール

ウ 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する広報、避難勧告及び指示

エ 火気使用の制限又は禁止等発災危険防止措置の広報及び警報

オ 火災及び危険物の漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視

カ 流出油等危険物に関する防除

(5) 沿岸消防機関

沿岸消防機関は、地域の実情に応じ、関係機関と連携して次の措置をとる。

ア 火災発生時における消火及び警戒等

イ 負傷者、被災者等の避難誘導及び救助

(6) 船舶所有者等

事故に係る船舶所有者等は海上災害防止センターに委託するなどして、次の応急対策を行う。

ア 酒田海上保安部の指示による防除措置

イ 消火及び延焼防止措置

ウ 現場付近の航行船舶に対する注意喚起

第2節 流出油災害対策計画

1 流出油災害予防計画

1 計画の概要

海上に大量の油が流出したときに、流出油による被害を防止し又は軽減するために、酒田海上保安部、県及び沿岸市町並びに消防本部等の防災関係機関が実施する災害予防対策について定める。(石油コンビナート等特別防災区域内での事故は「山形県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。)

2 計画の体系

項目	概要
1 防災体制の強化	① 連絡窓口の明確化 ② 情報の共有化 ③ 人材の育成 ④ 合同防災訓練の実施 ⑤ 関係団体との連携
2 防除資機材の整備	① 酒田海上保安部 ④ 県、沿岸市町 ⑤ その他関係機関等
3 沿岸海域情報図等の整備	

3 防災体制の強化

大規模な流出油災害において、円滑で効果的な防除対策等を実施するためには、防災関係機関は相互連携に留意し、次により防災体制の整備を図る。

(1) 連絡窓口の明確化

防災関係機関は、事故発生時における情報の伝達を迅速かつ確実に行うことのできるよう連絡窓口をあらかじめ定めておく。

(2) 情報の共有化

ア 防除資機材の情報管理

酒田海上保安部、県及び沿岸市町は、関係機関が保有する防除資機材の把握に努める。

イ 事故災害記録の収集、整理

酒田海上保安部及び県は、過去の事故災害記録を収集、整理するとともに、防災関係機関における共有化を図る。

(3) 人材の育成

流出油等の防除活動を的確に行うためには、流出油の性状並びに資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、防災関係機関は海上災害防止センターが実施する研修等を活用し、人材の育成に努める。

(4) 防災訓練の実施

防災関係機関は、過去の災害状況、予想される流出油災害の規模、被害の程度等、様々な条件を想定し実践的な訓練の実施に努める。

訓練終了後には評価を行い、課題等を明かにし、必要に応じて防災体制等の改善を行う。

(5) 関係団体との連携

関係団体は、県沿岸の流出油災害に備えて防除、防災活動に連携して即応するため、山形県沿岸排出油等防除協議会（以下「油等防除協議会」という。）を設置し、災害時の支援内容、方法等についてあらかじめ協議し調整しておく。

また、物資の調達、輸送など防除の後方支援活動についても、支援可能な活動と団体を把握し、協力を依頼するとともに、連携方法等についても定めておく。

4 防除資機材の整備

(1) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、オイルフェンス等の防除資機材の整備を促進するとともに、船舶所有者等に対し海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、オイルフェンス、油処理剤、吸着マット、ゲル化剤、その他の必要な資機材を備えておくよう指導する。

(2) 県、沿岸市町

県、沿岸市町及び港湾管理者は、オイルフェンス等の流出油防除のため必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に保有する防除資機材を関係防災機関へ貸し出す場合に備え、あらかじめその手続き等を定めておく。

(3) その他関係機関等

その他の関係機関、関係団体は、その業務の必要に応じて防除資機材を整備するとともに、事故発生時に保有する防除資機材を関係防災機関へ貸し出す場合に備え、あらかじめその手続きを定めておく。

5 沿岸海域情報図等の整備

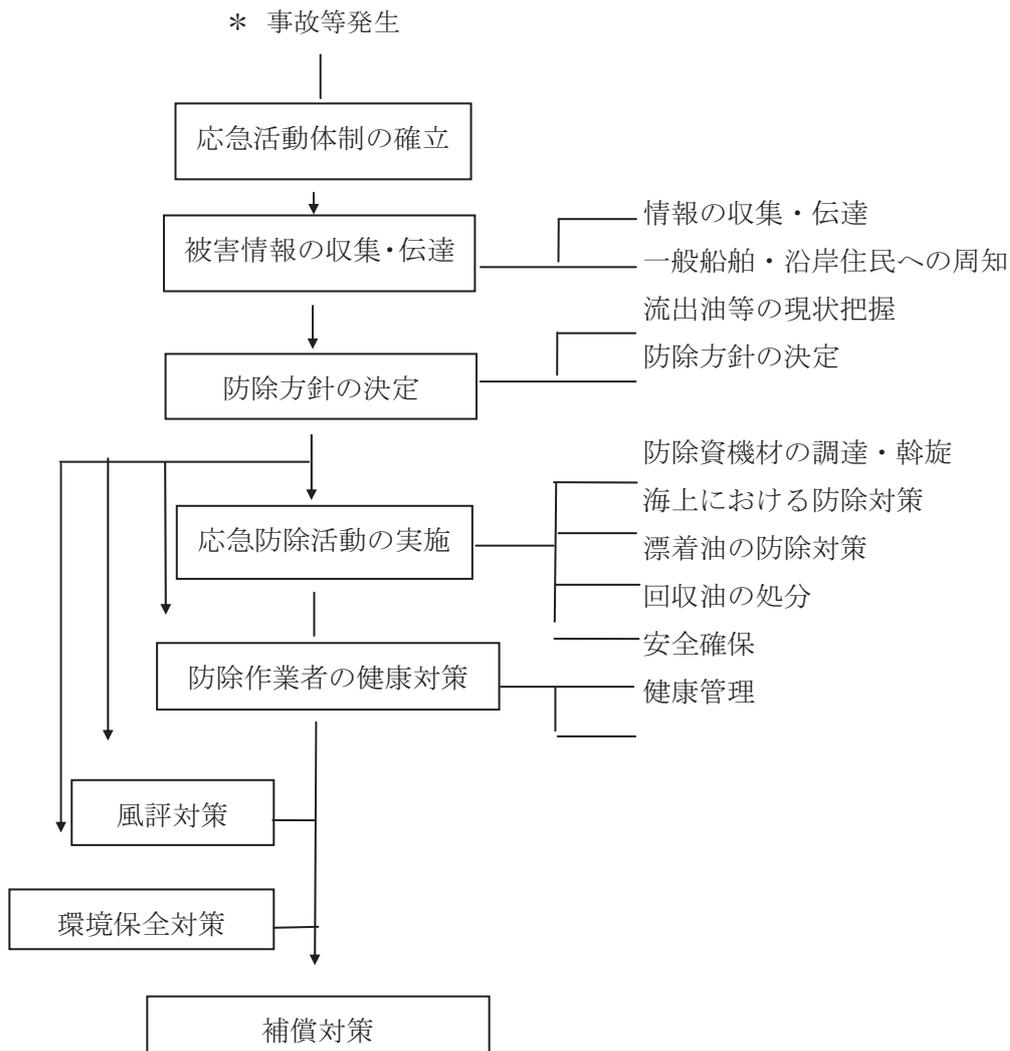
酒田海上保安部及び沿岸市町は、流出油災害で大きな影響を受けることが予想される沿岸域において、その地域の特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ沿岸域の利用状況、優先的に保護すべき施設等を把握し、その情報を地図上に整理しておく。

2 流出油災害応急計画

1 計画の概要

海上に大量の油が流出し、その漂流・漂着が山形県沿岸に及ぶ場合に、酒田海上保安部、消防機関、県その他関係機関が、連携して実施する防除活動等について定める。(石油コンビナート等特別防災区域内での事故は「山形県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。)

2 流出油災害応急計画フロー



3 応急活動体制の確立

関係機関は次により応急活動体制を確立する。

(1) 県

県は、大規模な流出油災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、事故の発生場所、規模及び経過時間等を考慮して災害対策本部等を設置し必要な体制を確立する。

(2) 沿岸市町

沿岸市町は事故発生を覚知した場合、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を整える。

(3) 酒田海上保安部

- ア 酒田海上保安部は、大規模な流出油災害が発生したときは、災害対策本部等を設置する。
- イ 中央において、警戒本部が設置された場合には、必要により、酒田海上保安部に連絡調整本部を設置し、関係機関と連絡調整を実施する。

(4) 関係機関

- ア 河岸、河川、港湾及び漁港管理者は、管理する施設及び区域の保全のために行う情報収集・伝達並びに必要な防除活動を行うための体制を確立する。
- イ 県漁業協同組合（以下「県漁協」という。）は、油の流出事故が発生し、本県沖合海域及び沿岸海域に被害が及ぶおそれがあると判断される場合は応急対策活動を行うための体制を確立する。

(5) 総合調整機関の設置

流出油災害は、防除活動を実施する機関が多数にわたるので、関係機関が一体的、効率的に防除活動を実施するため、関係機関の総合的な調整の場として油等防除協議会内に総合調整本部を設置する。

ア 参加機関団体

酒田海上保安部（事務局）、酒田港湾事務所、県、沿岸市町、県漁協ほか

イ 協議事項

主に次の事項を協議する。

- (ア) 収集情報の分析及び伝達
- (イ) 防除、防災活動の基本方針の決定
- (ウ) 作業の分担及び実施の調整

(6) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、事故の規模や被害情報などから判断し、必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(7) ボランティアとの連携

油流出事故により海岸に漂着した油の回収は人力によるところが大きく、ボランティアは重要な役割を担うことから、沿岸市町等はボランティアの自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図られるようボランティアとの連携に努める。

4 被害情報の収集伝達

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の共有化

油等防除協議会に参加する機関は、収集した情報及び活動状況を同協議会へ逐次報告し、情報の共有化に努める。

イ 広報

報道機関等へは次により情報提供を行う。

- (ア) 事故情報、海上における流出状況及び防除活動等については、原則として酒田海上保安部が広報を行う。
- (イ) 漂着油の状況及び市町村等の防除活動状況等については、原則として県が行う。

ウ 広域的連携

県域を超えた油等流出事故については、県は隣接県等との密接な情報交換に努める。

(2) 一般船舶・沿岸住民への周知

災害の波及が予想される場合は、概ね次により一般船舶及び一般住民に対し周知する。

ア 周知対象と周知手段

機関名	対 象	周知手段
酒田海上保安部	船舶全体	無線・電話・巡視船艇
港湾管理者	港湾船舶	船舶及び拡声器
市町・消防機関	沿岸住民	広報車、緊急速報メール、 防災行政無線等
県警察	沿岸住民	パトカー、航空機、船舶
県	船舶全般、沿岸住民	ラジオ・テレビ

イ 沿岸住民への周知事項

- (ア) 事故の情報
- (イ) 火気使用及び交通等の制限禁止事項
- (ウ) 防災活動の状況
- (エ) 避難準備等の注意事項
- (オ) その他必要事項

5 防除方針の決定

(1) 流出油等の現状把握

酒田海上保安部は、海上災害防止センター等専門機関と連携し、次の項目について現状把握し、逐次関係機関に伝達する。

- ア 流出油の種類と性状（引火、有毒、粘度、比重等）及び風化の程度
- イ 流出した油量と残量、流出の態様（瞬間流出、均等流出、流出停止等）
- ウ 海流、潮流及び海象予報
- エ 流出油の汚染域の範囲と漂流予測

(2) 防除方針の決定

油等防除協議会は、流出油等の現状把握を踏まえ、沿岸の漁場、養殖場、景勝地、天然記念物等優先的に保護すべき施設を考慮して防除方法、回収方法等の防除方針を決定する。状況の変化に伴い逐次、最善の防除方針に更新する。

6 応急防除活動の実施

(1) 防除資機材の調達・斡旋

ア 主要防除資機材

オイルフェンス、油回収機及び油吸着材等の主要防除資機材は、保有機関が限られているため、調達は原則として油等防除協議会の調整を経て行う。

沿岸市町が必要とする場合は、同協議会の調整を経たうえで、県が中心となって斡旋を行う。

イ 補助資機材

シャベル、スコップ、柄杓及びドラム缶等の補助資機材は防除活動を行なう機関が自ら調達する。

ウ 輸送手段

資機材を搬送するための車両等は、原則としてその資機材を必要とする機関が自ら調達する。ただし、各機関で大量に必要とする場合は、協議会において調整する。また、回収油の輸送に係る車両については、事故原因者からの委託を受けた海上災害防止センター等が調達する。

(2) 海上における防除対策

ア 役割分担

流出油の防除は第一義的な義務を有する事故原因者又は事故原因者から防除委託を受けた海上災害防止センター等が主体となり、酒田海上保安部の指導を受けて実施する。

イ 事故原因者等の措置

事故原因者等は、油の海上への流出防止と拡散防止のため、現場に応じた適切な処置を行なう。

ウ 酒田海上保安部の措置

酒田海上保安部は、事故原因者等に対し必要な防除措置を指示、指導するとともに、自ら防除措置を講ずるほか、必要に応じて関係機関に出動要請を行う。

また、海上交通安全確保及び二次災害防止のため、必要に応じて流出事故現場付近海域での船舶の航行を禁止または制限する。

エ 油処理剤の使用

流出油の回収は回収船等による機械的回収、油吸着材等を使用した物理的回収に努め、油処理剤を使用した化学的処理を行なう場合は、生態系への影響等を考慮し漁業関係者等と十分な調整を行う。

(3) 漂着油の防除対策

ア 役割分担

漂着油の防除は事故原因者及び事故原因者から防除委託を受けた海上災害防止センター等が行なうものであるが、沿岸市町も地域内の自然・社会環境を守るため、連携して防除活動を行なう。

イ 防除の優先順位の決定

沿岸市町は、関係機関等の意見を踏まえ、沿岸域で重点的に保護すべき施設、地域を選定し、当該地域等へ資機材を集中的に投入することにより、効果的な防除活動を実施する。

ウ 回復レベルの設定

沿岸市町は防除活動に携わる人員や投入される資機材が限られることから、防除活動の当面の目標として、地域内の海岸の形状及び利用状況に応じた回復レベルを設定する。

エ 防除方法の選択

防除方法は、海岸の形状に応じて機械的回収又は物理的回収から選択することとし、油処理剤を使用した化学的処理を行なう場合は、生態系への影響等を考慮し、漁業関係者等と十分な調整を行う。

(4) 回収油の処分

海上及び海岸で回収された油については、事故原因者及び事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が収集、運搬並びに処分を行う。

回収油が大量に発生する場合は、最終処分場の確保に要する時間や輸送手段の能力を考慮して一時的に回収油を保管する場所を設ける。保管場所については、関係機関と協議し、周辺環境と火災の発生に十分に配慮して選定する。

7 防除作業者の健康対策

(1) 安全確保

ア 通報体制の整備

防除作業を実施する機関は、作業時の事故発生に備え通報体制を確立する。

イ 危険箇所での安全確保

危険箇所での作業は、専門の知識、装備を備えた機関が実施することとし、一般の作業従事者は原則として実施しない。また、危険箇所での作業を実施する場合は、転落、転倒防止等の措置を講ずる。

(2) 健康管理

ア 作業条件への配慮

季節、天候及び作業の難易度等を考慮し、作業従事者に過重な負担とならないよう作業時間、休憩時間等作業条件を定める。

イ 作業装備への配慮

防除作業を実施する機関は、作業従事者の健康管理のため、油の性状に応じた作業衣服、装備を整える。

ウ 救急救護体制の整備

沿岸市町は救護所の設置、健康相談の実施等により作業従事者の健康管理に努めるとともに事故に備え医療機関等との連携による救急救護体制の整備に努める。

8 風評対策

流出油に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費者離れ等を防止するため、県は防除方針決定の段階から漁業、観光及び広告関係者からの協力を得て流出油風評被害対策連絡会議を設置し、関係機関が協力して迅速かつ的確に風評対策活動を実施する。

9 環境保全対策

(1) 流出油による生態系、漁場及び海水浴場等への影響が最小限に食い止められるよう、県は防除方針決定の段階から試験研究機関と協力して環境影響調査、環境汚染に関する応急対策及び野生生物の保護対策等を実施する。

(2) 史跡名勝天然記念物については県教育委員会が中心となって現況調査を実施し、沿岸市町等、文化財管理団体に対し防除措置の指導を行う。

10 補償対策

県、市町村等、関係機関は次により、すみやかに補償対策を講じる。

(1) 賠償・補償請求

ア 賠償請求

船舶所有者の責任限度額までの損害賠償は、船舶所有者又はその保険者に対して行なう。

イ 補償請求

船舶所有者の責任限度額を超える油濁損害額の請求は国際油濁補償基金に対して補償を求める。

ウ 請求の方法

基金に対する請求は、海事鑑定人と協議のうえ書式を定めて、文書で行う。なお、事故直後に正式の請求を提出することが困難な場合は、後に請求を提出する意向を相手方に速やかに伝える。

(2) 補償に関する情報の収集・交換及び関係機関との連絡調整

県及び市町村等関係機関は補償対策について情報の収集・交換及び連携するために、関係県補償対策会議、県内関係市町村等補償会議を開催し、必要に応じて、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人の同席を求める。

(3) 弁護士の委任

発生した経費が多額であり、また請求内容が多岐に渡るか請求内容に争点が予想される場合など、必要と認められる場合には、海事専門弁護士の選任を検討する。

第6章 航空災害対策計画

第1節 航空災害予防計画

1 計画の概要

山形空港及び庄内空港並びにその周辺、もしくはそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施できるようにするため、県、市町村、消防、県警察、医療機関等の防災関係機関及び空港に従事する関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	① 連絡体制等の整備 ② 消火救難隊の設置 ③ 応急対策マニュアルの作成 ④ 防災教育・防災訓練の実施
2 応急対策用資機材等の整備	

3 防災体制の整備

(1) 連絡体制等の整備

空港管理者（空港事務所長）及び防災関係機関は、航空機事故発生時の情報連絡システムを整備するとともに、山形空港・庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定等に基づき、応援協力体制についてあらかじめ整備する。

(2) 消火救難隊の設置

空港管理者及び空港関係機関は、空港緊急計画に基づき、事故発生時の消火救難活動にあたる消火救難隊を組織する。

(3) 応急対策マニュアルの作成

空港管理者は、現場における救難活動の流れや活動内容を応急対策マニュアルに定めるとともに、訓練を実施して空港関係機関職員の習熟を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

空港管理者及び防災関係機関は、職員に対し航空機事故発生時の応急対策について防災教育を行うとともに、定期的に総合訓練を実施し、相互の連携を強化する。

また、訓練の成果を事後評価し、必要な場合は防災体制の改善を図る。

4 応急対策用資機材等の整備

空港管理者及び空港関係機関は、空港及びその周辺での災害発生に備えるため、医療機関又は消防機関の指導を受け、救急救助用資機材、消防用資機材及び医療資器材等の整備に努める。

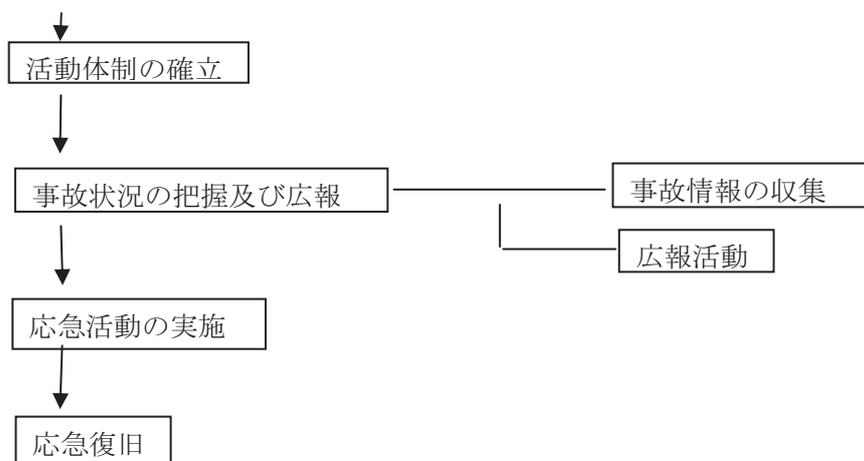
第2節 航空災害応急計画

1 計画の概要

山形空港及び庄内空港並びにその周辺、もしくはそれ以外の地域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、県、市町村、消防、県警察、医療機関等の防災関係機関及び空港に従事する関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 航空災害応急計画フロー

* 事故発生



3 活動体制の確立

(1) 応急体制の確立

空港管理者は、空港内及びその周辺で大規模な航空機事故が発生し、消火及び救難等の救援救助を強力に行う必要があると認めた場合、防災関係機関による応急活動の応援要請を速やかに実施して体制を確立するとともに、防災関係機関の応急活動の総合調整を行う。

また、空港内及びその周辺以外の地域で航空機事故が発生した場合、県、市町村、消防機関及び県警察等の関係機関は、事故の規模や被害状況に応じて速やかに応急体制を確立する。

(2) 広域応援要請

県及び市町村等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

知事は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、自衛隊に対して災害派遣要請を要請する。

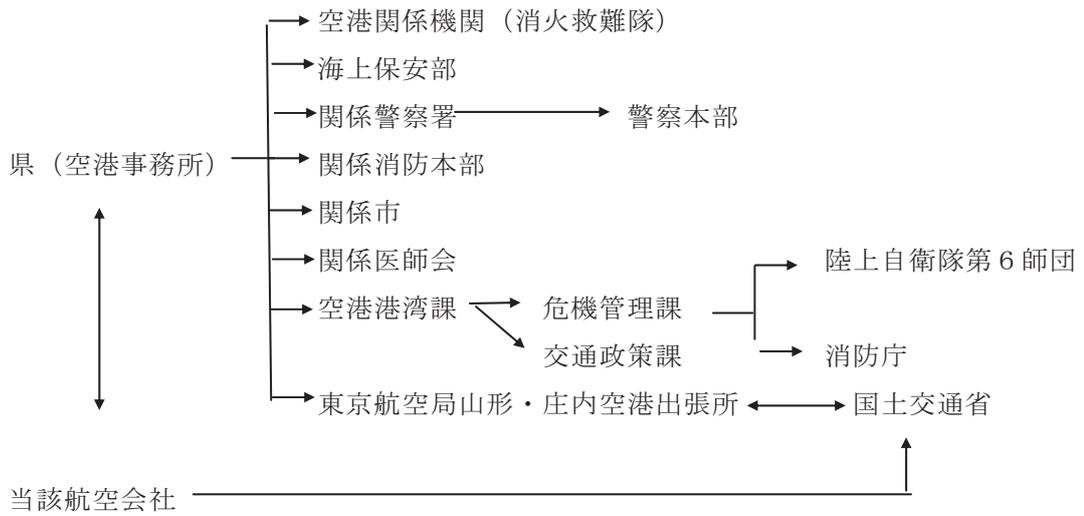
4 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集、伝達

ア 情報の伝達系統

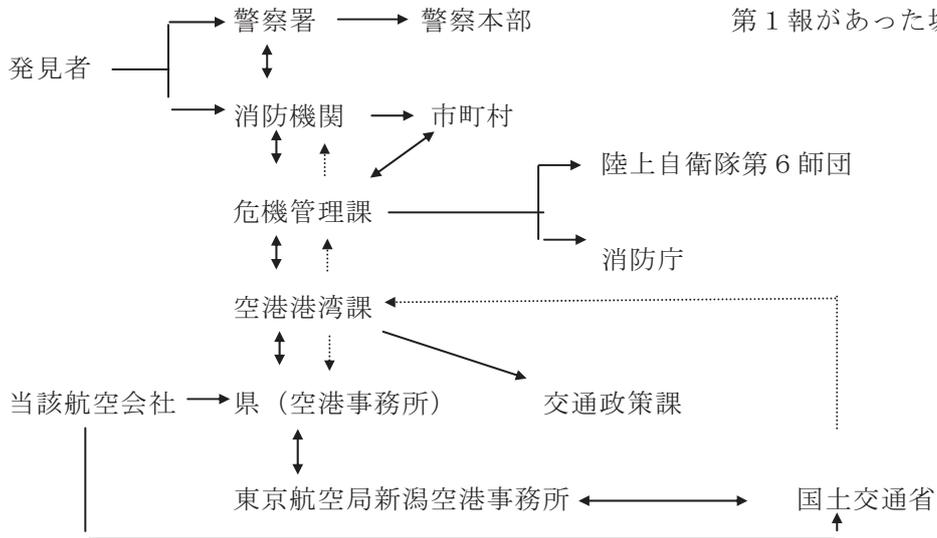
航空機事故が発生した場合、防災関係機関は次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達する。

(ア) 空港内及びその周辺で事故が発生した場合



(イ) (ア)以外の地域で事故が発生した場合

..... 国土交通省から事故情報の第1報があった場合



イ 伝達内容

伝達すべき内容は、次のとおりとする。

- (ア) 事故発生時刻
- (イ) 事故発生場所
- (ウ) 事故の態様（墜落、胴体着陸、オーバーラン、火災発生の有無等）
- (エ) 搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数
- (オ) 機種及び搭載燃料
- (カ) 搭載している危険物
- (キ) 運航会社名及び便名

(2) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、県、市町村、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難勧告等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

イ 乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

ウ 周辺住民、乗客等への広報

県、市町村、航空会社は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

(3) 避難の指示、勧告

ア 空港内及びその周辺での事故発生

空港内で事故が発生した場合は、空港事務所及び関係警察署、また、その周辺で事故が発生した場合は、地元市町及び管轄警察署又は空港事務所が避難勧告等の指示を行う。

なお、県は必要に応じて、報道機関に避難勧告等の報道を依頼する。

イ ア以外での事故発生

事故発生地の市町村及び管轄警察署は、広報車等で避難勧告等の指示を行うとともに、県は必要に応じて、報道機関に避難勧告等の報道を依頼する。

(4) 交通規制の実施状況等

県警察本部は、必要に応じ交通規制の実施状況等を報道機関に依頼するとともに、広報車等により広報活動を実施する。

5 応急活動の実施

山形空港、庄内空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、下記の防災関係機関は、必要に応じて災害対策組織を立ち上げ相互に連携して迅速かつ的確な救急・救助活動等を行う。

機 関	山 形 空 港	庄 内 空 港
空 港 管 理 者	山形県山形空港事務所	山形県庄内空港事務所
国 土 交 通 省	東京航空局山形空港出張所	東京航空局庄内空港出張所
地方公共団体	県、東根市	県、酒田市、鶴岡市
消 防 機 関	東根市消防本部	酒田地区広域行政組合消防本部、鶴岡市消防本部
県 警 察	村山警察署	酒田警察署、鶴岡警察署
医 療 機 関	北村山地区医師会、天童市・東村山郡医師会、寒河江市・西村山郡医師会	酒田地区医師会、鶴岡地区医師会
自 衛 隊	陸上自衛隊第6師団	
航 空 会 社	日本航空(株)	全日本空輸(株)
空港関係機関	山形空港消火救難隊	庄内空港消火救難隊
海上保安機関		酒田海上保安部

(機関別応急対策)

機関 任務	空 港 管理者	国 土 交通省	消 防 機 関	医 療 機 関	県警察	関係航 空会社	自衛隊	海上保 安機関	地方公 共団体	空港関 係機関
事故情報の提供	○	○				○				
消火活動			○				○	○		○
警戒区域設定・警戒 措置			○		○			○		
現地医療所の設営	○			○						○
乗客等の避難誘導	○		○		○	○		○	○	○
負傷者の搬送	○		○		○		○	○		○
負傷者の選別			○	○						○
現場医療応急手当			○	○						○
後方医療機関への負 傷者搬送			○	○			○		○	
無傷者の収容対応						○				○
遺体仮安置所の確保						○			○	

※自衛隊は、表中の「○」以外の応急対策についても災害派遣要請等により実施するものとする。

また、空港及びその周辺以外の地域で事故が発生した場合は、市町村、消防機関、県、県警察及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動にあたる。

なお、国から行方不明となった航空機の捜索について協力を求められた場合や、負傷者等を救助するために必要と認められた場合は、県及び県警察本部はヘリコプターを派遣してその活動にあたる。

6 応急復旧

空港管理者は、空港施設の被害状況を把握し、空港使用の可否を判断するとともに、被害を受けた施設の機能回復のため、迅速に空港施設の応急復旧を行う。

第7章 鉄道災害対策計画

第1節 鉄道災害予防計画

1 計画の概要

鉄道事故に伴う多数の死傷者の発生等の災害を防止するため、鉄道事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 鉄道施設等の安全対策の推進	① 監督官庁による安全指導 ② 交通環境の整備 ③ 安全運行施設等の整備・改良 ④ 保守・点検体制の充実
2 防災体制の整備	① 防災計画の作成 ② 連携体制の整備 ③ 応急対策用資機材の整備 ④ 再発防止対策の実施
3 防災教育等の実施	① 防災教育の徹底 ② 防災訓練の実施 ③ 広報体制の充実

3 鉄道施設等の安全対策の推進

(1) 監督官庁による安全指導

東北運輸局は、管内で鉄道事業を営む者に対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度、立入検査、指導等を実施する。

(2) 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(3) 安全運行施設等の整備・改良

鉄道事業者は、CTC(列車集中制御装置)、ATS(自動列車停止装置)、ATC(自動列車制御装置)、踏切保安設備、防風設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良及び車両の不燃化等の安全対策を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(4) 保守・点検体制の充実

鉄道事業者は、法令並びに各社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設・設備の保守・点検体制を充実させ、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

4 防災体制の整備

(1) 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故・災害発生時の指揮系統、職員の動員計画、対応手順、災害時における事業継続に関すること等をあらかじめ定めておく。

(2) 連携体制の整備

鉄道事業者は、関係機関及び協力会社との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から連携の強化に努める。

(3) 応急対策用資機材の整備

鉄道事業者は、保安規程に基づき、事故・災害発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(4) 再発防止対策の実施

万一、鉄道事故が発生した場合には、鉄道事業者は、鉄道事故の再発防止を図るため、その原因を徹底的に究明し、その成果を速やかに安全対策に反映させるよう努める。

5 防災教育等の実施

(1) 防災教育の徹底

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため、職員に対し次の事項について防災教育を徹底する。

- ア 事故・災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等

(2) 防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故・災害発生時に適切な処置がとれるよう、事故・災害発生を想定した防災訓練を定期的実施し、習熟に努める。

- ア 非常呼出訓練
- イ 避難誘導訓練
- ウ 消火訓練
- エ 脱線復旧訓練等

(3) 広報体制の充実

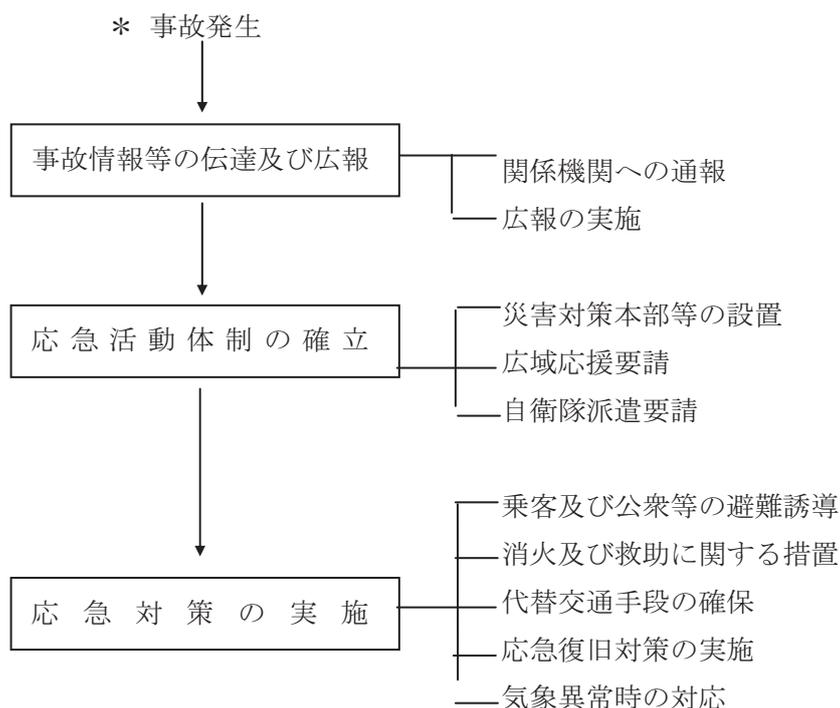
鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡網を確立し、広報体制の充実に努める。

第2節 鉄道災害応急計画

1 計画の概要

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、鉄道事業者が実施する応急対策の方針等について定める。

2 鉄道災害応急対策フロー

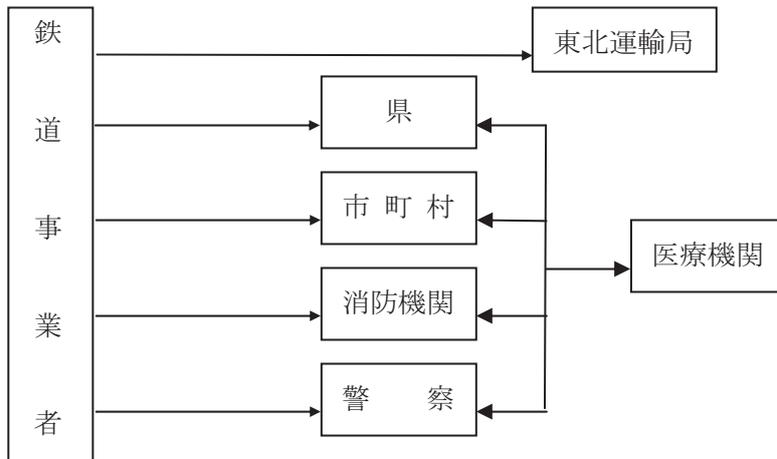


3 事故情報等の伝達及び広報

(1) 関係機関への通報

鉄道事業者は、乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに次の経路により、被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について、速やかに関係機関に対して通報する。

<事故・災害発生時の連絡通報体制図>



このほか、地域住民からの 110 番、119 番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

(2) 広報の実施

鉄道事業者は、正確な情報を迅速に提供して混乱の防止を図るため、被災者の家族等並びに旅客及び一般住民等に対して次により広報を実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び一般住民等への広報

報道機関を通じて又は広報板への掲示若しくは広報車の利用等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

4 応急活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

鉄道事業者、県警察本部、消防機関、県、市町村、医療機関その他関係機関は、事故・災害の状況により、各組織内に災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じ、現地に関係機関合同の応急対策の拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(2) 広域応援要請

県及び市町村等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

鉄道事業者は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

5 応急対策の実施

(1) 乗客及び公衆等の避難誘導

ア 列車内

列車の乗務員は、乗客に対して、速やかに不通の状況、その列車の運行状況及び接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な避難誘導に努める。

イ 駅構内

事故・災害状況を的確に把握した上で、随時適切な案内放送等を行うとともに、状況に応じて旅客公衆等を安全な避難場所に誘導する。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 乗務員は、事故・災害等により火災が発生した場合は、速やかに指令及び駅を介して消防機関に通報し、旅客公衆等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

イ 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、速やかに消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 事故・災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県警察、消防機関、市町村、県、医療機関等に協力を依頼する。

(3) 代替交通手段の確保

事故・災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施

イ 運転不能線区のバス代行輸送

ウ 迂回線区に対する臨時列車の増強等

(4) 応急復旧対策の実施

事故・災害の復旧にあたっては、早期に運転を再開させるため、次により必要な資機材等を確保して応急工事を実施し、その後本復旧対策を実施する。

ア 応急建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた運用方法・借用方法により適切に確保する。

イ 資材の調達

事故・災害時における資材の供給については、事故・災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する。

ウ 技術者等の配置

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係協力会社に対して技術者等の派遣を要請する。

(5) 気象異常時の対応

ア 気象予警報の伝達

山形地方気象台その他の関係機関から気象異常(降雨、降雪、強風等)の予報及び警報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に対して伝達する。

イ 運転規制等の実施

時雨量、連続雨量及び風速等が運転規制基準に達した場合は、その強度により、直ちに列車の速度規制又は運転中止を実施する。

ウ 災害警備及び軌道調査

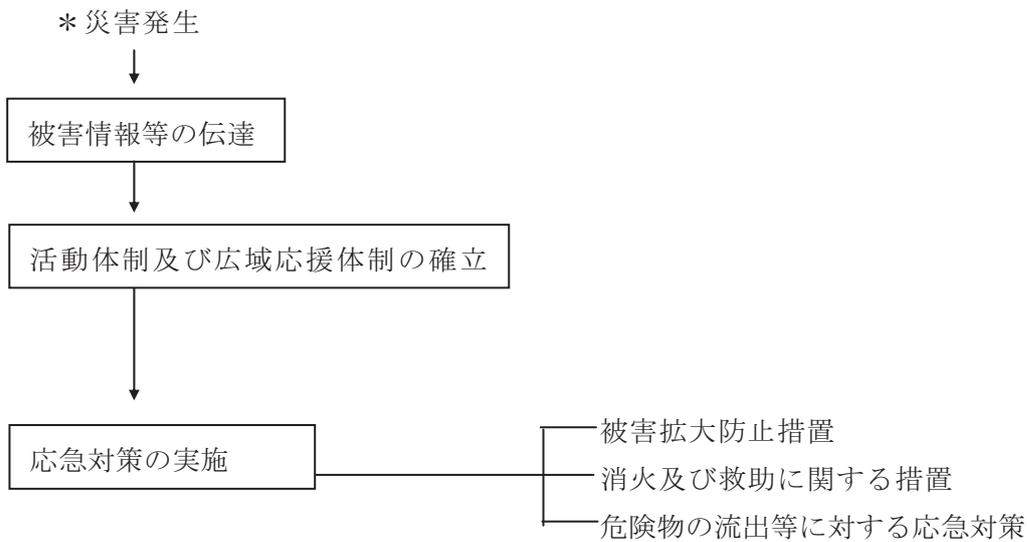
気象異常の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときで災害の発生が予測される場合は、線路設備等の警備を実施するとともに、直ちに線路、橋梁等関係施設を調査し、安全確認を行う。

第8章 道路災害対策計画

1 計画の概要

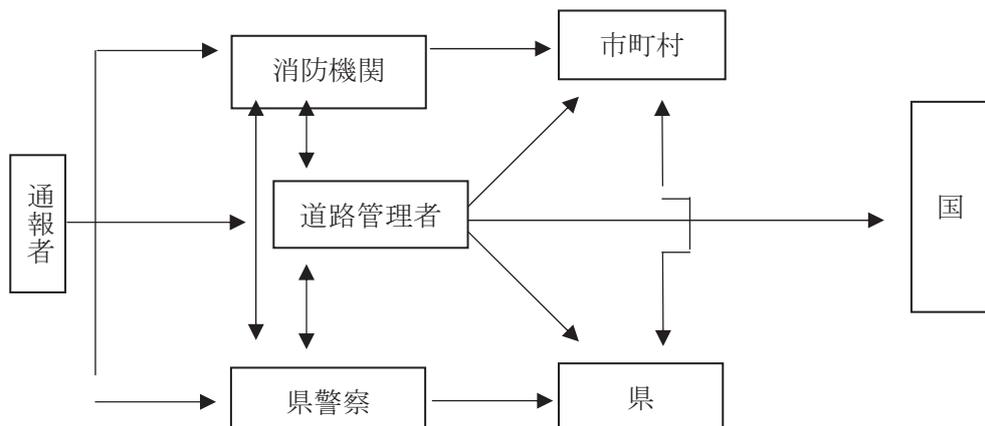
道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、県警察、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

2 道路災害対策計画フロー



3 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生したときは、次により事故情報等を伝達する。



- (1) 道路管理者、県警察及び消防機関のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。

- (2) 災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県（危機管理課）及び事故発生現場を所轄する市町村に連絡する。
- (3) 市町村は被害の状況を調査し、県に報告する。
- (4) 県（危機管理課）は、災害発生の連絡を受けたときは、県警察及び当該市町村と連絡をとり、災害の状況等を確認し、総務省消防庁に報告する。
- (5) 県（管理課）は、市町村、総合支庁を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、国土交通省に報告する。

4 活動体制及び広域応援体制の確立

- (1) 災害対策本部等の設置
道路管理者、県、市町村並びに関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。
- (2) 広域応援要請
県及び市町村は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県および他市町村等に対して応援を要請する。
- (3) 自衛隊派遣要請
知事は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

5 応急対策の実施

- (1) 被害拡大防止措置
道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる
ア 通行禁止又は制限
道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。
警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。
道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。
イ 道路利用者及び一般住民等への広報
道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに県警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。
- (2) 消火及び救助に関する措置
ア 市町村、消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
イ 道路管理者は、市町村等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。
- (3) 危険物の流出等に対する応急対策
危険物の流出が認められるときには、消防、県警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるもの

とする。

ア 二次災害の防止

- (ア) 消防機関等は流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。
- (イ) 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- (ウ) 有害物質が河川・海域等、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

イ 住民の安全確保

市町村及び県警察等は、危険物による被害が周辺に及ぶ恐れがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

第9章 林野火災対策計画

第1節 林野火災予防計画

1 計画の概要

自然環境と森林資源及び県民の生命財産を林野火災による被害から守るために、市町村、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 火災予防体制の整備	① 体制等の整備 ② 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等 ③ 危険気象等に対する警戒
2 防火思想の普及	① 一般住民に対する啓発 ② 地域住民、林野関係者等に対する指導
3 消防体制等の整備	① 消防体制の整備 ② 消防資機材の整備 ③ 消防水利の確保 ④ 空中消火体制の整備 ⑤ 林野火災防ぎょ訓練の実施

3 火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

市町村、県、国、森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

ア 監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報等を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

イ 防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

ウ 林道（防火道）の整備

市町村等は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

エ 消防水利の整備

市町村は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川、湖沼、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

オ 消防施設等の整備

市町村は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア 森林等への火入れ許可

市町村長は、森林法第 21 条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、消防機関と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市町村に近接する場合には、当該市町村に通知する。

イ 火気使用施設への指導

消防機関は、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

(3) 危険気象等に対する警戒

ア 通常の警戒

林野の所有者、管理者及び消防機関等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努める。

イ 火災警報発令と警戒

市町村長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防止危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

4 防火思想の普及

(1) 一般住民に対する啓発

県、市町村、森林管理署その他林野関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

(2) 地域住民、林野関係者等に対する指導

ア 山火事防止対策連絡会議等の開催

県、市町村、森林管理署その他の林野関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

イ 地域での指導の徹底

市町村は、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火思想の徹底を図る。

ウ 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、消防機関の協力を得る等により、職場で林野火災防止に関する講習

会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

5 消防体制等の整備

(1) 消防体制の整備

ア 消防出動計画の策定

市町村は、当該管轄地域の地勢、植生及び気象等を勘案し、林野火災を想定した出動計画を市町村地域防災計画及び市町村消防計画に定める。

イ 林野火災防ぎょ図の整備

消防機関は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防機関と協議のうえ、所要の事項を表示する。

ウ 自衛消防体制の整備

林野管理者等は、林野火災が消防車両の進入が困難な場所で発生する機会が多いことを考慮し、自衛消防隊を組織する等により、初期消火体制の整備を図る。

エ 広域応援体制等の整備

県及び市町村は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や森林管理署、県警察、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

県、市町村及び林野関係機関は、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(3) 消防水利の確保

市町村、消防機関は、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図る。

(4) 空中消火体制の整備

県は、林野火災発生時の空中消火において、県消防防災ヘリコプターの有効活用を図るとともに、他都道府県等の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターの応援出動が円滑に得られるよう体制を整備する。また、林野火災空中消火用資機材についても整備を促進する。

(5) 林野火災防ぎょ訓練の実施

県、市町村、その他の林野関係機関は、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

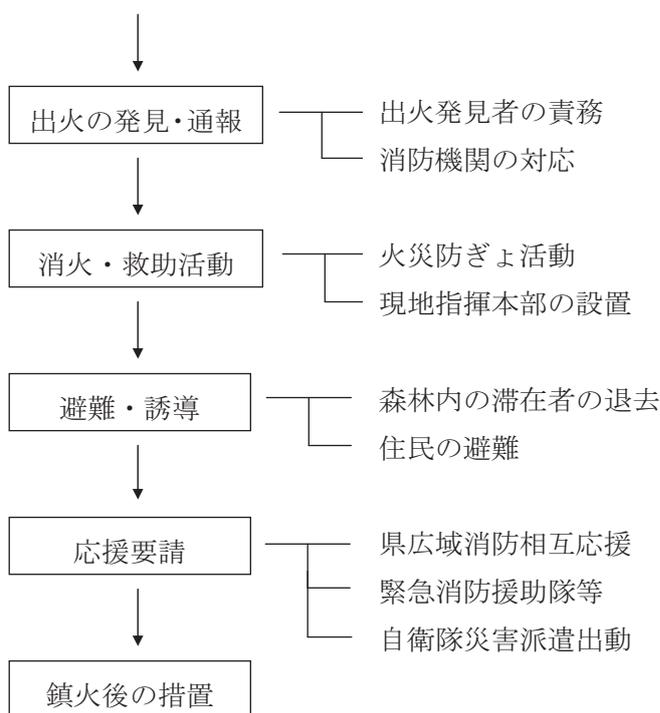
第2節 林野火災応急計画

1 計画の概要

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、森林所有者・管理者、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して実施する消火・救助活動について定める。

2 林野火災応急計画フロー

* 火災発生



3 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに関係消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

(2) 消防機関の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに関係隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

4 消火・救助活動

(1) 火災防ぎょ活動

ア 地上での消火活動

市町村、消防機関、森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。

イ 空中消火活動

市町村は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ 要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

(2) 現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、当該市町村のほか、関係市町村、県、県警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、当該消防本部の消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに現地指揮本部を設置する。

5 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

地元市町村、県警察及び消防機関等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

地元市町村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難勧告等を行い、県警察等と協力して住民を安全に避難させる。

特に災害時要援護者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難支援プランを作成のうえ避難支援者を予め決めておくとともに、避難準備情報を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

6 応援要請

市町村又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

(1) 県広域消防相互応援協定

市町村は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に対して応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊等

県は、消防庁に対して、大規模特殊災害時における広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

(3) 自衛隊災害派遣出動

市町村長は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたとき

は自衛隊に対して派遣要請を行うとともに空中消火資機材の手配を行う。

7 鎮火後の措置

消防機関は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

第 10 章 原子力災害対策計画

第 1 節 総則

1 計画の目的

県内には、原子力施設がなく、また、隣接県にある原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z : Emergency Planning Zone）」にも本県の地域は含まれていない。しかしながら、本県は、女川原子力発電所から県境まで最短で約 77 キロメートル、福島第一原子力発電所からは約 84 キロメートル、柏崎刈羽原子力発電所からは約 105 キロメートルと離れているものの、原子力発電所の事故等が発生した場合には、本県にも少なからぬ影響があると考えられる。

これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、県民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が県民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、県民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、本章では、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講ずることによって、県民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な県民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成 20 年 3 月一部改訂）を十分に尊重する。

3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東北電力 株式会社	女川 原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町 及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW
			2号	BWR	82.5万kW
			3号	BWR	82.5万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉



(2) 福島県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東京電力 株式会社	福島第一 原子力発電所	福島県双葉郡 大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW
			2号	BWR	78.4万kW
			3号	BWR	78.4万kW
			4号	BWR	78.4万kW
			5号	BWR	78.4万kW
			6号	BWR	110.0万kW
	福島第二 原子力発電所	福島県双葉郡 楡葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉



(3) 新潟県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東京電力 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※ BWR = 沸騰水型軽水炉、A BWR = 改良型沸騰水型軽水炉



第2節 原子力災害予防計画

1 計画の概要

原子力災害による被害並びに県民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、県及び市町村等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 モニタリングの実施	① 平常時におけるモニタリング
2 防災体制の整備	① 通信連絡体制の整備
	② 防災訓練等の実施
3 緊急医療体制の整備	① 緊急医療体制の整備
4 防災知識の普及等	① 放射線に関する知識の普及
	② 原子力災害に関する防災知識の普及
	③ 防災業務関係者に対する教育・研修
	④ 県民相談体制の整備

3 活動体制

県及び市町村は、2に掲げる項目について、各々の役割に応じて体制を整備し、活動するものとする。

県及び市町村は、必要に応じて、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するものとする。

4 モニタリングの実施

(1) 平常時におけるモニタリング

県は、県内における環境及び食品・水道水の放射性物質の状況を把握するため、平常時より環境中及び食品・水道水中のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

ア モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。

なお、モニタリング機器の整備不足や故障を想定し、放射能濃度測定的外部委託等機器の調達先をあらかじめ把握しておくものとする。

また、市町村においても、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

イ 平常時におけるモニタリング

県は、平常時より、空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行う。

モニタリング体制や実施手順等については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。

5 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

県は、特に隣接県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備する。

市町村は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 防災訓練等の実施

県及び市町村は、緊急時通信連絡訓練、県民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

6 緊急医療体制の整備

(1) 緊急医療体制の整備

本県は原子力発電所から離れており、原子力災害による救急患者が本県に搬送され、本県において被ばく医療を提供する必要がある事態は想定できないことから、県は、事故発生地域からの避難者に対する健康相談、身体汚染検査及び除染を行うための体制整備を図るものとする。

7 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

県は、国や市町村と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行うとともに、市町村が行う普及と啓発に関し必要な助言を行う。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (ウ) その他必要と認める事項に関すること

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

県は、国、原子力発電所所在道府県、市町村及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、市町村が行う防災知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。

- (ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- (イ) 原子力災害とその特性に関すること
- (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- (オ) その他必要と認める事項に関すること

イ 防災教育

県及び市町村の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 防災業務関係者に対する教育・研修

ア 県は、応急対策の円滑な実施を図るため、国及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

- (ア) 原子力防災体制及び組織に関する知識
 - (イ) 全国の原子力発電所施設の稼働、休止等の概要に関すること
 - (ウ) 原子力災害とその特性に関すること
 - (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - (オ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
 - (カ) 放射線及び放射性物質の測定に関すること
 - (キ) 緊急時医療に関すること
 - (ク) 危機管理に関すること
 - (ケ) その他必要と認める事項に関すること
- イ 防災関係機関は、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。
- (4) 県民相談体制の整備
- 県は、県民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第3節 原子力災害応急計画

1 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、県及び市町村等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 モニタリングの強化及び対応	① 緊急時におけるモニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置 ④ 除染対策
2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	① 県民への注意喚起 ② 屋内退避、避難誘導の防護活動の実施
3 緊急医療活動の実施	① 緊急医療活動の実施
4 県民への情報伝達等	① 県民に対する広報及び指示伝達 ② 県民相談の実施
5 風評被害の軽減	① 風評被害等の影響の軽減

3 県の活動体制

県は、隣接県の原子力発電所における事故を覚知した場合は、直ちに情報収集活動等を開始し、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合で知事が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

2に掲げる項目については、災害対策本部に設置する応急対策班が、各々の役割に応じて、応急対策活動を行う。

4 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、原子力発電所からの放射性物質の放出による県内の環境に対する影響を監視し、又は食品に対する影響等を把握するため、隣接県の原子力発電所における事故の覚知以降、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切替える。

ア 緊急時におけるモニタリング体制

(ア) モニタリングの強化

県は、原子力発電所における事故を覚知した場合は、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(イ) 放射能濃度の測定・放射性物質の検査

県は、災害対策本部放射線対策班のもとで、国の指示等を踏まえながら、空間放射線量や環境試料の測定、食品・水道水中の放射性物質の検査を行う。

モニタリング項目や体制・実施手順等については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。

イ 環境モニタリングの結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果については、その都度、報道機関にプレスリリースを行うとともに、県のホームページにより公表を行う。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

イ 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、基準値を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染県産農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を講ずる。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

県は、水道水の放射性物質検査の結果、当該水道水に含まれる放射性物質が水道事業者等の管理目標値を超えた場合は、水道事業者等に対し、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を要請する。また、超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等を水道事業者等に要請する。

(4) 除染対策

モニタリングにより基準を超える空間放射線量が確認され、県民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、関係者は簡易な除染など状況に即した適切な措置を講ずる。

なお、本号に掲げる対応策については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。

5 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

県及び関係市町村は、本県への影響が懸念される場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、本県に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して指示を行う。

(1) 県民への注意喚起

県は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、県民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、県民に対して注意喚起を行う。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、内閣総理大臣の指示に従い、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行うものとし、屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(イ) 防災行政無線による広報

(ウ) 広報車などによる広報

- (エ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示
 - (オ) 鉄道事業者、バス事業者の社内放送等による乗客へ周知
- イ 県は、屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定しておくものとする。
- ウ 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。
- エ 市町村は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。
- オ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。
- カ 県及び市町村は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等、必要な事項に関するマニュアルを策定しておくものとする。

6 緊急医療活動の実施

(1) 緊急医療活動の実施

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて身体汚染検査や除染を行う。

また、身体汚染検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、二次被ばく医療機関（主に原子力発電所立地道県で指定）又は三次被ばく医療機関（放射線医学総合研究所等）に移送すべく対処する。

7 県民への情報伝達等

(1) 県民に対する広報及び指示伝達

ア 県が行う広報及び指示伝達

県は、県民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 災害の現況
- (ウ) 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況
- (エ) 県民のとるべき措置及び注意事項
- (オ) その他必要と認める事項

なお、放射性物質の影響が海上の船舶に及ぶ場合又は及ぶおそれのある場合は、酒田海上保安部に対しその旨を通報し、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する。

イ 市町村が行う広報及び指示伝達

市町村は、住民に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- (ア) 事故の概要
 - (イ) 災害の現況
 - (ウ) 市町村、県及び防災関係機関の対策状況
 - (エ) 住民のとるべき措置及び注意事項
 - (オ) その他必要と認める事項
- (2) 県民相談の実施

県は、必要な地域に総合的な相談窓口を設置し、県民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

8 風評被害の軽減

(1) 風評被害等の影響の軽減

県は、国、市町村及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、県産農林水産物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

第4節 災害復旧計画

1 計画の概要

県民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

2 計画の体系

項目	概要
1 制限措置等の解除	① 各種制限措置等の解除
2 モニタリングの継続及び汚染の除去等	① モニタリングの継続 ② 放射性物質による汚染の除去等
3 風評被害の軽減及び損害賠償請求等	① 風評被害等の影響の軽減 ② 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

3 県の活動体制

県及び市町村は、2に掲げる項目について、各々の役割に応じて活動を実施するものとする。

4 制限措置等の解除

(1) 各種制限措置等の解除

ア 各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、県民への放射性物質による影響の懸念がなくなると認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。当該関係市町村は、住民に対しその旨を伝達する。

イ 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、県民への放射性物質による影響の懸念がなくなると認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、汚染県産農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に対し指示する。また、県は、解除実施状況を確認するものとする。

5 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、国、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業を促進するものとする。

6 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

県は、国、市町村及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

県及び市町村等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。

山形県地域防災計画

津波災害対策編

平成24年8月

山形県防災会議

目 次

■第1編 総 則

第1章	総 則	1
第2章	本県の特質と災害要因	3
第1節	自然条件	3
第2節	社会的条件	4
第3節	既往津波とその被害	6
第3章	予想される被害等の状況	7
第4章	山形県の津波防災計画の基本的な考え方	10
第5章	防災関係機関等の事務又は業務の大綱	12

■第2編 災害予防計画

第1章	地震・津波に関する調査研究計画	26
第2章	地震・津波観測体制の整備計画	28
第3章	防災知識の普及計画	29
第4章	地域防災力強化計画	35
第5章	活動体制整備計画	40
第6章	災害ボランティア受入体制整備計画	42
第7章	防災訓練計画	45
第8章	避難所整備計画	48
第9章	避難誘導計画	52
第10章	災害情報等の収集・伝達体制整備計画	56
第11章	救助・救急体制整備計画	58
第12章	医療救護体制整備計画	62
第13章	津波に強いまちづくり計画	66
第14章	津波防災施設等整備計画	69
第15章	防災用通信施設災害予防計画	72
第16章	孤立集落対策計画	74
第17章	輸送体制整備計画	76
第18章	各種施設災害予防対策関係	80
第1節	交通関係施設災害予防計画	80
第2節	土砂災害防止施設災害予防計画	85
第3節	河川・海岸施設災害予防計画	88
第4節	農地・農業用施設災害予防計画	90
第5節	電力供給施設災害予防計画	92
第6節	ガス供給施設災害予防計画	95
第7節	放送施設災害予防計画	99
第8節	電気通信施設災害予防計画	100
第9節	上水道施設災害予防計画	102

第10節	下水道施設災害予防計画	106
第11節	工業用水道施設災害予防計画	109
第12節	危険物等施設災害予防計画	111
第19章	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	116
第20章	文教施設における災害予防計画	119
第21章	災害時要援護者の安全確保計画	122
第22章	災害救助基金の積立・運用計画	126

■第3編 災害応急計画

第1章	活動体制関係	127
第1節	災害対策本部	127
第2節	職員の動員配備体制	135
第3節	広域応援計画	137
第4節	自衛隊災害派遣計画	142
第5節	災害ボランティア活動支援計画	149
第2章	情報収集伝達関係	151
第1節	通信計画	151
第2節	津波警報・地震情報等伝達計画	156
第3節	災害情報の収集・伝達計画	161
第4節	広報計画	167
第3章	避難計画	174
第4章	避難所運営計画	179
第5章	災害警備計画	184
第6章	海上災害応急計画	186
第7章	救助・救急計画	191
第8章	医療救護計画	194
第9章	遺体の捜索・処理・埋葬計画	198
第10章	交通輸送関係	200
第1節	輸送計画	200
第2節	道路交通計画	204
第3節	鉄道路災害応急計画	208
第4節	空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画	211
第5節	港湾・漁港施設災害応急計画	212
第11章	各種施設災害応急対策関係	214
第1節	土砂災害防止施設災害応急計画	214
第2節	河川・海岸施設災害応急計画	217
第3節	農地・農業用施設災害応急計画	220
第4節	電力供給施設災害応急計画	222
第5節	ガス供給施設災害応急計画	226
第6節	放送施設災害応急計画	230
第7節	電気通信施設災害応急計画	231

第8節	下水道施設災害応急計画	233
第9節	工業用水道施設災害応急計画	235
第10節	危険物等施設災害応急計画	237
第12章	農林水産業災害応急計画	241
第13章	生活支援関係	244
第1節	食料供給計画	244
第2節	給水・上水道施設応急対策計画	248
第3節	生活必需品等物資供給計画	252
第4節	保健衛生計画	256
第5節	廃棄物処理計画	262
第6節	義援金の受入、配分計画	265
第7節	義援物資の受入、配分計画	267
第8節	集積配分拠点運営計画	269
第14章	文教施設における災害応急計画	272
第15章	災害時要援護者の応急対策計画	276
第16章	応急住宅対策計画	279
第17章	災害救助法の適用に関する計画	286

■第4編 災害復旧・復興計画

第1章	民生安定化計画	291
第2章	金融支援計画	306
第3章	公共施設等災害復旧計画	315
第4章	災害復興計画	325

第1編 総則

第1章 総則

1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害に対処するため、津波災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、県民の生命、身体及び財産並びに県土を津波災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定により山形県防災会議が策定する山形県地域防災計画の一部を構成し、山形県における津波災害対策の基本となる。

3 計画の方針

- (1) この計画は、県、市町村、及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が津波災害対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。
- (2) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、その具体的推進を図るとともに、いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを実践する県民運動の展開を図る。
- (3) 山形県防災会議は、都市化、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模地震等による津波災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第40条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (4) 各防災関係機関も、前号の趣旨を踏まえて、この計画に毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを県防災会議に提出する。県防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

4 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 県防災計画 山形県地域防災計画をいう。
- (2) 市町防災計画 市町地域防災計画をいう。
- (3) 防災関係機関 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (4) 県本部 山形県災害対策本部をいう。
- (5) 県支部 山形県災害対策本部の支部（総合支庁）をいう。
- (6) 県本部長 山形県災害対策本部長をいう。
- (7) 県支部長 山形県災害対策本部の支部長をいう。
- (8) 市町村本部 市町村災害対策本部をいう。
- (9) 市町村本部長 市町村災害対策本部長をいう。
- (10) 県警察 山形県警察をいう。
- (11) 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。

- (12) 県災害救助法 山形県災害救助法施行細則（昭和 35 年県規則第 4 号）をいう。
施行細則

第2章 本県の特質と災害要因

第1節 自然条件

1 地形・地質の特性

(1) 位置及び面積

本県は、東北地方南西部に位置し、東は宮城県、南は福島県及び新潟県、北は秋田県に隣接し、西は日本海に臨んでおり、その面積は 9,323.46 平方キロメートルで、全国 9 位の広さをもっている。その境域は右のとおりである。

方位	地名	緯度・経度
極東	最上郡最上町大字堺田	東経 140° 38' 48"
極西	酒田市飛島	東経 139° 31' 13"
極南	米沢市大字関	北緯 37° 44' 02"
極北	酒田市飛島	北緯 39° 12' 31"

(2) 地形

山形県の地形は、山地、丘陵及び盆地が南北に連なる帯状配列をしていることで特徴づけられる。

日本海側沿岸には庄内平野が広がり、その東側は出羽丘陵・朝日山地をはさんで、最上川沿いに、北から新庄、山形、米沢等の盆地が分布し、さらに、その東側の県境沿いに奥羽山脈が南北に延びている。奥羽山脈は 1,000m 以上の山が多く、ここを源とする最上川水系の河川はいずれも勾配が大きいことから、各盆地には扇状地を形成している。また、庄内平野の沿岸部には、砂丘が細長く発達している。

県内の主要な活断層は、これら平野あるいは盆地と山地との境目に分布しており、庄内平野と出羽丘陵の境界部に分布する庄内平野東縁断層帯や新庄盆地の東縁及び西縁に位置する新庄盆地断層帯、山形盆地の西縁に位置する山形盆地断層帯、長井盆地の北方から長井盆地西縁、米沢盆地西縁にかけて分布する長井盆地西縁断層帯がある。

(3) 海岸

本県の海岸線は、鶴岡市鼠ヶ関の南端から遊佐町吹浦の北端までの延長 121.4 キロメートル及び酒田市飛島の周囲 12.5 キロメートルを合わせると延長 133.9 キロメートルであり、概して湾曲の少ない単調な形態である。

地形的には、岩礁海岸及び砂浜海岸の両形態に分けられる。すなわち、鶴岡市宮沢以北の海岸約 60.0 キロメートルは、秋田県境の遊佐町吹浦の一部岩礁地帯を除いて砂浜海岸となっており、幅 2～3 キロメートルの砂丘が連続しその規模は全国有数のものである。一方、鶴岡市宮沢以南の海岸約 61.4 キロメートルは岩礁海岸であり、断崖が海岸に迫り岸深の形状を示している。

なお、本県の海岸侵食は、過去半世紀で約 40 メートルを超えているといわれる。

第2節 社会的条件

1 人口構成

山形県の人口は緩やかな減少で推移し、少子高齢化も進行している。平成27年には、約113万4千人（国立社会保障・人口問題研究所）になると見通されている。

このような中で、65歳以上の老年人口は平成22年10月1日現在27.6%となっており、全国（23.0%）や東北（25.6%）を上回っており、平成27年には30.2%になり、約3人に1人が高齢者になると見通されている。

また、高齢化の進行に伴い、75歳以上の後期高齢者とともに、ねたきり高齢者や一人暮らし高齢者が着実に増加していくことが予想される。

このようなことから、本県の場合、身体機能の衰え等から災害時要援護者として位置付けられる高齢者についての対策が、他都道府県以上に求められることとなり、特に、避難行動等に制約が多いと考えられるねたきり高齢者及び後期高齢者への対策が重要となってくる。

	平成8年	平成13年	平成18年	平成23年
65歳以上人口に占める 一人暮らし高齢者の割合(%)	5.6	6.5	7.5	8.7
65歳以上人口に占める ねたきり高齢者の割合(%)	2.0	2.3	2.2	2.5

資料：県長寿社会課「県内ねたきり高齢者・一人暮らし高齢者等の状況」

	人口20万人以上の都市		人口20万人未満5万人以上の都市		県人口に占める 市部人口割合 (%)
	都市数	県人口に占める 割合(%)	都市数	県人口に占める割合 (%)	
青森県	2	39.1	4	26.9	76.8
岩手県	1	22.4	5	37.4	77.0
宮城県	1	44.5	8	30.7	81.9
秋田県	1	29.8	6	42.4	90.2
山形県	1	21.8	4	34.2	79.0
福島県	3	48.0	7	25.6	79.0

2 地域構造

山形県は、地勢的に内陸と庄内に大別され、さらに内陸は、村山、最上及び置賜の3地域から構成されている。これらの4地域は、流域圏や歴史文化を異にしており、住民もそれぞれに帰属意識をもっている。さらに、これらの各地域においては、都市が適度に分散し、その都市を農山漁村が取り巻く地域構造となっている。

具体的には、通勤・通学、買物及び医療等県民の日常生活が展開される圏域として、山形市、寒河江市、村山市、東根市、新庄市、米沢市、長井市、鶴岡市及び酒田市を中心とする8つのまとまりがみられる。

資料：総務省「平成22年国勢調査」

3 就業状況

国勢調査によると、就業構造は平成17年の第1次産業10.8%、第2次産業30.5%、第3次産業58.2%から、平成22年にはそれぞれ9.8%、29.0%、59.5%へ推移している。

このような就業構造の変化を背景に、全就業者数に占める雇用者数の割合及び就業者に占める通勤者の割合が増加する傾向にある。

また、本県の特徴として女子就業率の高さをあげることができ、平成22年の国勢調査データでは、本県の夫婦のいる一般世帯に占める共働き世帯の割合は55.1%となっている。

夫婦共稼ぎ率の高さや、全就業者数に占める雇用者数の割合が増加する傾向にあるなかで、平日の日中住居にいる者が高齢者のみとなる地域が増大してくることが予想されるので、これらに対する対応も求められる。

全就業者数に占める 雇用者数の割合 (%)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
	69.9	77.5	73.3	75.3
就業者に占める 通勤者の割合 (%)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
	76.5	78.8	80.6	82.7
昼間流出人口の割合 (%)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
	13.4	14.5	14.3	14.2

資料：総務省「事業所・企業統計調査」、「国勢調査」 ※「不詳」を除く。

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
女子就業率 (%)	県	51.0	50.0	48.8	47.8
	全国	47.4	46.6	46.4	47.1

資料：総務省「国勢調査」 ※労働力状態「不詳」を除く。

4 居住形態

山形県は3世代同居率が高く(平成22年現在21.5%(全国1位)、全国7.1%)、本県の特徴となっているが、家族観や価値観の変化、ライフスタイルの多様化などにより低下傾向にあり、高齢単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が年々増加してきている。

このようなことから、これまでは、3世代同居率の高さを背景に、大規模地震発生時の避難行動等については、家族内での対応を期待できたが、今後は地域の自主防災組織やボランティアの役割が重要となっていくと考えられる。

3世代同居率(%)	平成12年	平成17年	平成22年
	28.1	24.9	21.5

資料：総務省「平成22年国勢調査」

第3節 既往津波とその被害

1 主な津波記録と被害状況

(1) 主な既往津波

日本海東縁部では、1833年に庄内沖の地震、1964年に「新潟地震」が発生し、津波や地震の揺れ、地盤の液状化現象などで県西部を中心に大きな被害が生じた。

日本海東縁部は太平洋側に比べて地震の活動度は低いが、この数十年に限れば、北海道から新潟県の沖合にかけて、大きい地震がほぼ南北方向に列をなして次々と発生した。

本県における主な既往津波は下表のとおり。

	発生年月日	発生原因	地震のマグニチュード	山形県沿岸での津波の高さ T.P. (m)
1	1804年7月10日 (文化1)	象潟地震	7.0	不明
2	1833年10月26日15時 (天保4)	庄内沖地震	7.8	7～8
3	1964年6月16日13時 (昭和39)	新潟地震	7.5	1.4～4.7
4	1983年5月26日11時 (昭和58)	日本海中部地震	7.7	0.7～2.8
5	1993年7月12日22時 (平成5)	北海道南西沖地震	7.8	1.0～1.2

※山形県津波災害対策基礎調査報告書（平成8年2月）より抜粋

(2) 主な既往津波の被害状況

庄内沖地震及び新潟地震では、日本海側沿岸部で死傷者、家屋倒壊、道路損壊など大きな被害が発生しており、県内では、酒田市、鶴岡市、遊佐町、温海などで被害があった。

主な既往津波による被害状況は、下表とおり。

第3章 予想される被害等の状況

1 被害想定調査の実施

(1) 山形県津波災害対策基礎調査

県では、平成7年度に山形県津波災害対策基礎調査を実施し、日本海東縁部の地震空白域を震源とする大規模地震により想定される津波について「津波浸水域予測図」を作成し、防災上の課題と対策を明らかにした。

【調査結果】

設定地震	想定地震（現在発生が考えられる規模の地震）	参考地震（発生する可能性は低い、考えられる最大規模の地震）
地震の規模	マグニチュード7.7	マグニチュード8.5
震源域	長期評価秋田県沖に相当	長期評価佐渡島北方沖に相当
津波到達時刻	18～36分（飛島：10～17分）	11～25分（飛島：5～9分）
最大津波水位	約0.9～4.0m	約1.7～8.9m
概況	<p>最大津波高は、道路等も含めた既存の海岸保全施設の高さ以下で、基本的に既存施設で津波を阻止することが可能。市街地、住宅地への影響はほとんど無し。</p> <p>海水浴客、釣り人や船舶の遭難について検討すべき。</p>	<p>津波高は、ほとんどの海岸で保全施設を越え、海岸付近の市街地、住宅地等広範囲において浸水する。</p> <p>海岸保全施設等の整備に完全を期することは、景観や日常生活上の問題から困難。</p> <p>津波の危険度は、避難地、避難路、防災訓練等ソフト面の対応基準と考えるべき。</p>

(2) 山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）

平成8年度から平成9年度の2箇年にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施し、日本海東縁部の震源域で大規模地震（M7.7）が発生した場合の、津波による建物被害・避難者数など被害想定と防災体制上の課題を明らかにした。

ア 地震規模の設定

日本海中部地震クラスの海洋型地震にも対応できるよう、これに相当する地震を想定した。

イ 震源域の設定

海洋型地震については、既往の研究により地震空白域との指摘がなされている山形県西方沖（地震調査委員会公表の海溝型地震の長期評価における「日本海東縁部佐渡島北方沖並びに秋田県沖」に相当。以下同じ。）に震源域を設定した。

ウ 被害想定項目

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
津波被害	建物被害、住民や海水浴客等の人的被害	建物の全壊・半壊、浸水棟数、一時避難が必要な者、罹災者数等	想定津波高、護岸、標高

2 国の長期評価

国の地震調査研究推進本部が公表している長期評価では、山形県沿岸に津波を引き起こす可能性のある日本海東縁部の主な地震は、以下のとおり。

評価領域 評価項目	佐渡島北方沖 (空白域)	秋田県沖 (空白域)	山形県沖 (庄内沖地震発生域)	新潟県北部沖 (新潟地震発生域)
長さ	140 k m程度	90 k m程度	北側 50 k m、南側 70 k m	80 k m程度
地震規模	マグニチュード 7.8 程度	マグニチュード 7.5 程度	マグニチュード 7.7 前後	マグニチュード 7.5 前後
平均発生間隔	500～1000 年程度	1000 年程度以上	1000 年程度以上	1000 年程度以上
今後 30 年以内の発生確率 (平 24. 1. 1 現在)	3～6 %	3 %程度以下	ほぼ 0 %	ほぼ 0 %

3 想定される津波の規模の見直し

平成 23 年の東日本大震災では、太平洋沿岸で津波による甚大な被害が生じたことから、国の防災基本計画において「国及び地方公共団体は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」と定められた。

本県では、平成 7 年度に実施した山形県津波災害対策基礎調査において「発生する可能性は低い、考えられる最大規模の地震」としてマグニチュード 8.5 を「参考地震」として設定していたことから、当面はこれを「科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波」として採用し、これを前提として津波対応を推進する。

なお、最大クラスの津波について、津波断層モデルに関する新たな知見が得られた場合又は国において本県海域における最大クラスの津波の断層モデルについて情報提供があった場合は、必要に応じ、それらを踏まえた見直しを行うものとする。

4 津波浸水域予測の見直し

平成 23 年度、「山形県津波災害対策基礎調査」結果から考えられ得る最大規模の地震（マグニチュード 8.5）を前提とした津波シミュレーションによる、津波浸水域予測図の修正を行った。

見直しにあたっては、「津波・高潮ハザードマップマニュアル」（平成 16 年 3 月内閣府発行）の「時系列を考慮した数値シミュレーション」による手法等に基づき、国土交通省の津波防災地域づくり基本指針（平成 23 年 12 月）を踏まえ県下全域での津波予測計算を行い、津波発生から陸上遡上までを包括した予測を行った。

なお、この度の津波浸水域予測図は津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づく津波浸水想定を設定するまでの間の暫定的なものとし、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定については、津波防災地域づくり基本指針に基づく国からの情報提供を基に、基礎調査を実施のうえ、改めて設定する。

5 被害想定の見直し

津波浸水域予測図の見直しと併せて、津波シミュレーション結果に基づく被害想定の見直しを行った。

被害想定見直し結果に基づく被害想定は、下表のとおり。

区 分		数 (棟数・人数)		
建 物 被 害	全 壊	5,557 棟		
	半 壊	4,607 棟		
	浸 水 (損 壊 な し)	9,165 棟		
人 的 被 害	罹災者 (自 宅 居 住 困 難 者)		11,398 人	
	うち避難所生活者 (ピーク時)		7,535 人	
	要 一 時 避 難 者	浸 水 域 居 住 者		30,209 人
		滞 在 者 海 岸 付 近	漁 業 従 事 者	522 人
			港 湾 従 事 者	249 人
			旅 客 船 乗 降 者	80 人
			海 水 浴 客	44,400 人
			釣 り 客	不明

第4章 山形県の津波防災計画の基本的な考え方

1 津波対策の推進

平成23年には未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生するなど、マグニチュード7クラスの大規模地震が、いつ、どこで起きてもおかしくない状況にあるため、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき、県、市町村及び防災関係機関と県民が一体となって効果的かつ効率的な津波防災対策を推進していく必要がある。

2 津波防災対策の基本方針

(1) 理念

津波の発生は防ぐことはできないが、津波による被害を軽減することは可能であり、「減災」の考え方を基本に「災害の少ない山形県」から「災害に強い山形県」を目指して、県、市町村及び防災関係機関と県民が一体となって津波防災対策に取り組んでいく。

(2) 目標

ア 「津波防災体制の強化」・・・阪神・淡路大震災以降整備に努めてきた防災体制の一層の充実を図る。

県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する基本事項を定めた地域防災計画を策定して防災体制の整備を図ってきたところであるが、大規模地震・津波が発生した場合において、迅速かつ確かな応急活動体制を確保するため、県、市町村及び防災関係機関は、職員参集、情報収集・伝達などの初動体制の確立、広域災害に対応できる市町村への支援体制や、広域応援体制の整備が必要となっている。

このため、各機関における活動マニュアル整備、広域応援体制の充実など、地震・津波防災体制の強化を図っていく。

イ 「津波に強い県土づくりの推進」・・・津波による被害をできるだけ小さくする。

津波の発生は防げなくても津波による被害を軽減することは可能であり、減災の考え方を基本に、災害に対して弱い立場にある高齢者、障がい者及び児童生徒などを災害から守るための対策や、医療救護・輸送交通体制などの整備、さらに、効率的・効果的な防災行動を取るための実践的な訓練を行うことが必要である。

ウ 「地域の防災力の強化」・・・地域や住民の災害対応力を高める。

大規模な津波が発生した場合、同時多発する被害に対応するため、住民や地域社会の災害対策活動が不可欠である。個々の住民が平常時から災害に対して備えを強化し、津波が発生した場合には自分で自分の身を守り、さらにはお互いに助け合うことが重要であり、行政はこれらの活動が円滑に行われるよう情報提供や防災知識の普及啓発、ボランティア活動の環境整備などを行っていくことが必要である。

このため、住民に対する正しい防災知識の普及と、自主防災組織の育成強化など、地域の防災力の強化を図る。

(3) 津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設及び河川管理施設等の整備を進めるものとする。

第5章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

(1) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難又と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

(4) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定により、県知事及び第二管区会場保安本部長の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 住民の役割

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、住民は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予

想されるので、住民は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組んでいくことが求められる。

3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 県

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形県	1 山形県防災会議に関する事 2 防災関係機関相互の総合調整に関する事 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その地の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関する事 5 防災思想の普及及び災害安全運動に関する事 6 防災に係る教育及び訓練に関する事 7 通信施設及び組織の整備に関する事 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関する事 9 治山治水その他県土の保全に関する事	1 県災害対策本部の設置及び運営に関する事 2 防災関係機関相互の総合調整に関する事 3 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 4 自衛隊の災害派遣要請に関する事 5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関する事 6 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関する事 7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関する事 8 応急措置のための財産又は物品貸付けに関する事 9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関する事 10 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関する事 12 災害広報に関する事	1 被災者のための相談に関する事 2 見舞金等の支給等に関する事 3 雇用の安定に関する事 4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関する事 5 住宅対策に関する事 6 租税の特例措置に関する事 7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関する事 8 公共施設等の災害復旧に関する事

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形県	<p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関する事</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事</p> <p>12 在宅の災害時要援護者対策に関する事</p>	<p>13 緊急輸送の確保に関する事</p> <p>14 ライフラインの確保に関する事</p> <p>15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関する事</p> <p>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事</p> <p>17 食料その他の生活必需品の需給調整に関する事</p> <p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事</p> <p>19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事</p> <p>20 被災要援護者に対する相談及び援護に関する事</p> <p>20 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関する事</p>	
山形県 警察本部	<p>1 災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関する事</p> <p>2 災害警備の教養訓練に関する事</p> <p>3 防災広報に関する事</p>	<p>1 災害情報及び交通情報の収集に関する事</p> <p>2 被災者の救助及び避難誘導に関する事</p> <p>3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関する事</p> <p>4 行方不明者の調査及び死体の検視に関する事</p> <p>5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関する事</p>	

(2) 市町村

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
市町村	1 市町村防災会議に関する こと 2 管内における公共的 団体及び住民の自主 防災組織の育成指導 に関すること 3 災害及び防災に関す る科学的研究とその 成果の実現に関する こと 4 防災に係る気象、地 象及び水象の観測、予 報その地の業務に関 する施設、設備及び組 織の整備、並びに災害 の予報及び警報伝達 の改善に関すること 5 防災意識の高揚及び 災害安全運動に関す ること 6 防災に係る教育及び 訓練に関すること 7 通信施設及び組織の 整備に関すること 8 水防、消防、救助そ の他の災害応急に関 する施設及び組織の 整備並びに物資及び 資機材の備蓄に関す ること 9 治山治水その他市町 村の地域の保全に関 すること 10 建物の不燃堅ろう化 その他都市の防災構 造上の改善、災害危険 区域の指定及び対策 に関すること	1 市町村災害対策本部の 設置及び運営に関す るこ と 2 指定地方行政機関の長 等及び県知事に対する職 員の派遣要請、並びに他 の市町村長に対する応援 の要求に関すること 3 県知事の委任を受けて 行う、災害救助法に基 づく被災者の救助に関 すること 4 損失及び損害補償並び に公的徴収金の減免等 に関すること 5 災害情報の収集に関 すること 6 災害広報に関するこ と 7 災害予警報等の情報伝 達、並びに避難の勧告、 指示及び警戒区域設定 に関すること 8 被災者の救助に関す るこ と 9 消防活動及び浸水対策 活動に関すること 10 緊急輸送の確保に関 すること 11 ライフラインの確保に 関すること 12 公共土木施設、農地・ 農業用施設及び林地・林 業用施設等に対する応急 措置に関すること 13 農産物、家畜、林産物及 び水産物に対する応急措 置に関すること	1 被災者のための相談 に関すること 2 見舞金等の支給等に 関すること 3 雇用の安定に関する こと 4 住宅対策に関するこ と 5 租税の特例措置に関 すること 6 農林漁業者及び中小 企業等に対する金融 対策に関すること 7 公共施設等の災害復 旧に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
市町村	11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事	14 食料その他の生活必需品の需給計画に関する事 15 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 16 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事 17 被災要援護者に対する相談及び援護に関する事	

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東北管区 警察局		1 災害状況の把握と報告連絡に関する事 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事 3 関係職員の派遣に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事	
東北財務局 (山形財務 事務所)			1 金融機関の業務運営の確保に関する事 2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関する事 3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関する事 4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関する事

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東北厚生局		1 被害状況の情報収集、通報に関する事 2 関係職員の派遣に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事	
東北農政局	1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関する事 2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関する事	1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関する事 2 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関する事
東北森林 管理局	1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関する事 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関する事	災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関する事	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関する事
東北経済 産業局		1 災害情報の収集及び伝達、防災関係物資の適正価格による円滑な供給の確保、事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 2 工業用水の復旧対策に関する事	1 生活必需品、復旧資材等の円滑供給の確保及びその他災害復旧に必要な措置に関する事 2 被害中小企業への融資及びその他振興に関する事
関東東北産業 保安監督部東 北支部	1 電気、ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの保安に関する事 2 地域住民に影響のある鉱山施設の保全に対する監督に関する事	1 災害時における危険物等保安確保に関する事 2 電気、ガスの復旧対策に関する事 3 鉱山施設の崩壊に伴う周辺住民の生命、財産保全に関する事	1 電気、ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの災害復旧に関する事 2 鉱山保安法に基づく命令の発動に関する事

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東北運輸局	運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関すること	1 災害情報の収集連絡及び伝達に関すること 2 緊急輸送、代替輸送に対する指導・調整及び支援に関すること	復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関すること
東京航空局 (山形空港出張所・庄内空港出張所)	航空保安・航空輸送事業及びその他航空に係る事業の防災訓練に関すること	1 山形空港及び庄内空港並びに航空保安施設の管理運用に関すること 2 航空機による輸送の確保に関すること	山形空港及び庄内空港の災害復旧事業の指導援助に関すること
第二管区海上保安本部 (酒田海上保安部)	1 海上における災害の発生に備えた、体制の確立並びに施設、設備及び資機材等の整備に関すること 2 海上防災講習会等の開催による防災思想の普及及び高揚並びに防災訓練の実施に関すること 3 防災業務を総合的かつ効果的に実施するために必要な各種情報の収集、整理及び対応策の研究に関すること	1 津波、航路障害物、航路標識の異状その他海上交通等に影響する情報の船舶等への伝達に関すること 2 情報の収集及び伝達に関すること 3 遭難者及び遭難船舶の救助等に関すること 4 被災者、救援活動関係者及び救援物資等の緊急輸送に関すること 5 海上災害救援用物品の無償貸与又は譲与に関すること 6 関係機関が行う災害応急対策への支援に関すること 7 排出油等の防除に関すること 8 海上交通の安全の確保に関すること 9 警戒区域の設定に関すること 10 海上における治安の維持に関すること 11 危険物の保安措置に関すること	1 海洋環境の汚染の防止に関すること 2 海上交通の安全の確保に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
仙台管区 気象台 (山形地方 気象台)	防災教育、防災思想の普及及び防災訓練への参画並びに気象業務施設の整備に関する事	1 地震及び津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表に関する事 2 津波に関する予警報の関係機関への伝達に関する事	災害時の異常現象調査報告に関する事
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関する事 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図る事。	1 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 2 非常通信に関する事	有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関する事
山形労働局	1 大規模な爆発、火災等の災害防止に関する事 2 企業における防災の促進に関する事	1 二次災害発生の防止に関する事 2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関する事	1 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関する事 2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関する事 3 雇用安定等の支援に関する事
東北地方 整備局 北陸地方 整備局	1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関する事 2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関する事 3 災害危険箇所における河川、海岸、砂防、道路施設等の防災事業推進に関する事 4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関する事	1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事 2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事 3 建設機械及び技術者の現況把握に関する事 4 災害時における復旧資材の確保に関する事 5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関する事	1 二次災害の防止及び迅速な復旧に関する事 2 酒田港の災害復旧事業に関する事

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東北地方 整備局 北陸地方 整備局	5 官庁施設の災害予防措置に関すること 6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること 7 酒田港の港湾施設に関する国の直轄工事の実施（特に耐震強化岸壁の整備）による緊急時の物資輸送及び避難経路の確保に関すること	6 酒田港の応急措置に関すること 7 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること	

(4) 自衛隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること	自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊		2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること 3 診察、防疫の支援に関すること 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること	

(5) 指定公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東日本旅客鉄道株式会社 (山形支店) 日本貨物鉄道株式会社(山形オフレールステーション)	1 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること 2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること	1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること。 2 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること 3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること 4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること	線路等鉄道施設の災害復旧に関すること
東日本電信電話株式会社 (山形支店)	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1 津波警報の伝達に関すること 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	1 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること 2 電気通信施設の災害復旧に関すること
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (山形支店)	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
KDDI株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
日本銀行 (山形事務所)			1 通貨の供給の確保に関すること 2 金融機関による非常金融措置の実施に関すること 3 各種金融措置の広報に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
日本赤十字社 (山形県支部)		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における傷病者の医療救護に関すること 2 赤十字ボランティアの活動の指導に関すること 3 義援金の募集受付に関すること 4 被災者に対する救援物資の配分に関すること 	
日本放送協会 (山形放送局、 鶴岡放送局)	災害予防の放送に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること 	放送施設の災害復旧に関すること
東日本高速道路株式会社 (東北支社山形管理事務所、山形工事事務所、鶴岡工事事務所)	所轄する有料道路の災害防止に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関すること 2 災害時における緊急車両の通行料金免除に関すること 	所轄する有料道路の災害復旧に関すること
日本通運株式会社 (山形支店)		<ol style="list-style-type: none"> 1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること 	
東北電力株式会社 (山形支店)	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること 2 電力供給施設の災害復旧に関すること
東日本高速道路株式会社 (東北支社山形管理事務所、山形工事事務所、鶴岡工事事務所)	所轄する有料道路の災害防止に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関すること 2 災害時における緊急車両の通行料金免除に関すること 	所轄する有料道路の災害復旧に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
日本通運株式会社 (山形支店)		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
東北電力株式会社 (山形支店)	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること 2 電力供給施設の災害復旧に関すること
郵便事業株式会社(山形南郵便局)	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること		1 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること 2 被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付等非常取扱いに関すること 3 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立の短期融資に関すること 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	災害予防の放送に関すること	1 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山交バス株式会社 庄内交通株式会社 第一貨物株式会社 社団法人山形県トラック協会		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関する事	
山形鉄道株式会社		災害時における鉄道輸送の確保及び緊急輸送の実施に関する事	
水害予防組合	堤防水かん門等の保護、水害予防に関する事	水防活動に関する事	
土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関する事	農地及び農業用施設の被災状況調査に関する事	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事
社団法人山形県医師会		災害時における医療救護に関する事	
山形ガス株式会社 酒田天然ガス株式会社 鶴岡ガス株式会社 寒河江ガス株式会社 新庄都市ガス株式会社 庄内中部ガス株式会社		1 都市ガスの供給及び保安措置に関する事 2 被災施設の調査に関する事	1 被災者のガス料金納期の延伸等料金の特例に関する事 2 被災施設の災害復旧に関する事

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形県商工会議所 連合会 山形県商工会連合会		1 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関する事 2 救助用物資の確保についての協力に関する事	復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関する事
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等		共同利用施設の応急対策に関する事	1 共同利用施設の復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資及びあっせんに関する事

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
一般診療所・病院		1 災害時における収容 患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること	
一般運輸事業者		災害時における緊急輸送の確保に関すること	
危険物関係施設の管理者		災害時における危険物の保安措置に関すること	

第2編 災害予防計画

第1章 地震・津波に関する調査研究計画

1 計画の概要

地震・津波対策を効果的に推進するため、国及び県が実施する地震及び津波に関する調査研究について定める。

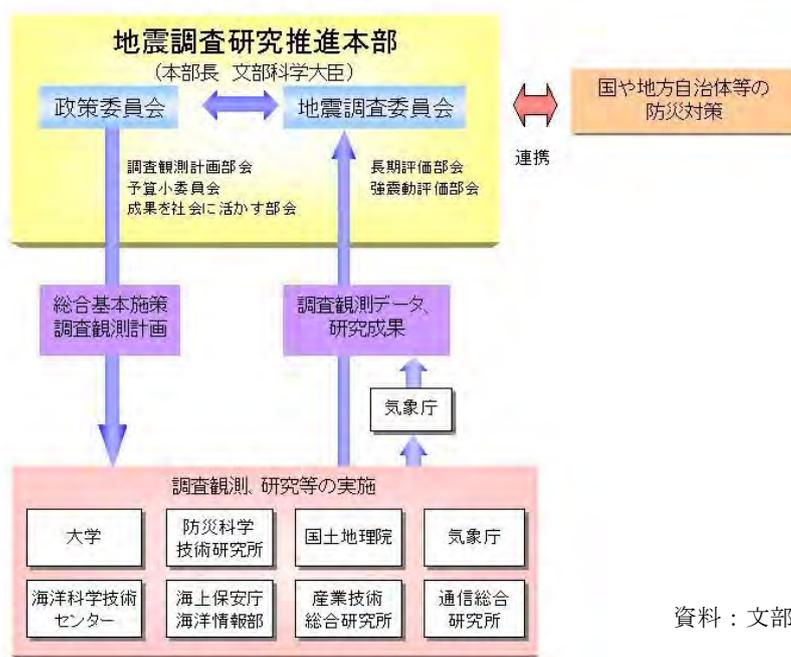
2 計画の体系

項 目	概 要
1 国の推進体制	① 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制 ② 地震調査研究推進本部の役割 ③ 地震調査委員会による海溝型地震の発生可能性の長期評価
2 県における津波関係調査研究	① 山形県津波災害対策基礎調査(平成7年度実施) ② 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施) ③ 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査(平成17年度実施)

3 国の推進体制

阪神・淡路大震災を契機として、地震防災対策特別措置法が施行され、従来の地震予知研究体制について見直しが行われた。この結果、科学技術庁長官（現：文部科学大臣）を本部長として地震調査研究推進本部が設置され、調査研究体制が一元化された。

(1) 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制



資料：文部科学省

(2) 地震調査研究推進本部の役割

- ア 総合的かつ基本的な施策の立案
- イ 関係行政機関の予算等の事務の調整
- ウ 総合的な調査観測計画の策定
- エ 関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価
- オ 評価に基づく広報

(3) 地震調査委員会による活断層及び海溝型地震の発生可能性の長期評価

地震調査委員会は、平成23年度までに全国の主要な110の断層帯や7つの海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性（場所、規模（マグニチュード）及び発生確率）を評価し公表した。

名 称	最大想定 マグニチ ュード	位 置	長 さ	30年以内 発生確率
日本海東縁部 (山形県沖)	7.7	山形県沖	北側 50 km 南側 70 km	ほぼ 0%

※発生確率の基準日は H24. 1. 1 現在 (H24. 1. 11 公表)

4 県における津波関係調査研究

県では、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、地震や津波に関する調査研究を継続的に実施してきており、その成果を地震・津波対策に活用するとともに、関係機関に提供する。

(1) 山形県津波災害対策基礎調査(平成7年度実施)

庄内沖(山形県西方沖)の地震空白域において地震が発生した場合に想定される津波について、津波数値シミュレーション計算により、予測される津波高及び浸水域を明らかにし、沿岸の津波危険性を把握するとともに、防災関係機関が今後検討すべき課題や津波対策に反映させることを目的として実施した。

(2) 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施)

内陸型4ケース(村山・最上・置賜・庄内の各地域)及び海洋型1ケース(本県西方沖)を震源域とした大規模な地震が発生した場合の、それぞれの被害想定と、防災対策上の課題を明らかにするため実施した。

(3) 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査(平成17年度実施)

平成17年に国の地震調査委員会より「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、置賜地方においてマグニチュード7.7、庄内地方においてマグニチュード7.5の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、両断層帯の被害想定調査を実施した。

第2章 地震・津波観測体制の整備計画

1 計画の概要

地震・津波に関する研究の推進と地震・津波発生時の迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する地震・津波観測体制について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 県内における関係機関の地震・津波観測体制	① 気象庁 ② 国土交通省東北地方整備局 ③ 県

3 県内における関係機関の地震・津波観測体制

(1) 気象庁

気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内4箇所に地震計、12箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に津波警報や地震情報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報提供している。

さらに、気象庁は、地震災害の軽減を図るため、震源に近い観測点で得られた地震波から、震源や地震の規模、各地の震度や揺れの到達時刻を瞬時に推定し、大きな揺れが到達する前にお知らせすることを目指す「緊急地震速報」を、平成18年8月より一部機関へ先行的な運用を開始した。テレビ・ラジオ等による一般への提供は平成19年10月1日より開始し、同年12月1日に緊急地震速報を地震動の予報・警報に位置づけ、国民への確実な情報伝達を担保した。

また、大きな津波の観測のため、酒田港に巨大津波計を設置している。

(2) 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し計測している。計測データは独立行政法人港湾空港技術研究所で解析している。

また、山形県沖にGPS波浪計を設置し、波浪や潮位等の海面変動を観測している。

(3) 県

県は、阪神・淡路大震災を契機に、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるよう、県内全沿岸市町(40箇所)に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の交信装置とネットワーク化したシステムを平成9年4月から稼働、平成23年3月にはシステムの再整備を行った。

また、本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表している。

第3章 防災知識の普及計画

1 計画の概要

県及び沿岸市町等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災思想の普及、徹底	
2 津波ハザードマップの整備	
3 防災関係機関職員に対する防災教育	① 県及び沿岸市町における防災教育 ② 防災関係機関における防災教育
4 一般住民に対する防災知識の普及	① 分かりやすい防災情報等の発信 ② 啓発内容 ③ 啓発方法 ④ 日常生活の中の啓発 ⑤ 災害教訓の伝承
5 事業所等に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
6 学校教育における防災教育	① 児童生徒等に対する防災教育 ② 教職員に対する防災教育
7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	① 監督機関の責務 ② 危険物等施設における防災教育 ③ 病院、福祉施設等における防災教育 ④ ホテル、旅館等における防災教育 ⑤ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

3 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、沿岸市町及び防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、県、沿岸市町及び防災関係機関等は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

4 津波ハザードマップの整備

沿岸市町は、県が作成する津波浸水域予測図（津波浸水想定）等に基づき、津波によって浸水が予想される地域を事前に把握のうえ、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難所、避難路

等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対しその内容をしっかりと伝える制度・仕組みの構築を図る。

5 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 県及び沿岸市町における防災教育

災害発生時に応急対策の主体となる県及び沿岸市町職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

ア 県における防災教育

県及び県警察本部は、毎年度当初所属ごとに、職員に対し防災に関する計画の内容、所管防災業務における個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等について周知徹底を図る。また、国等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

イ 沿岸市町における防災教育

沿岸市町は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、沿岸市町防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び沿岸市町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

6 一般住民に対する防災知識の普及

(1) 分かりやすい防災情報等の発信

津波による人的被害を軽減する方策は、一般住民の避難行動が基本となることを踏まえ、県及び沿岸市町は、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、津波防災知識の普及・啓発活動を一般住民に対して行うものとする。また、一般住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(2) 啓発内容

県及び沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、一般住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震・津波災害に備えた普段の心得や地震・津波発生時の心得として、次の事項等について普及・啓発を図るものとする。

なお、防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高い資料等の活用を図る。

ア 避難行動に関する知識

- (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

- (イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- (ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- イ 津波の特性に関する情報
 - (ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - (イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
 - (ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性
- エ 津波に関する想定・予測の不確実性
 - (ア) 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - (イ) 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - (ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
- オ 家庭での予防・安全対策
 - (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - (ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - (エ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
 - (オ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
 - (カ) 災害時の家族内の連絡体制の確保方法
 - (キ) 本県の災害史や地域の危険情報の把握
- カ 地震・津波発生後の行動等
 - (ア) 警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動
 - (イ) 津波発生時の行動
 - (ウ) 自動車運転時の行動
 - (エ) 地震・津波発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
 - (オ) 避難場所、避難経路
 - (カ) 避難所等での行動
 - (キ) 応急救護の方法
 - (ク) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - (ケ) 高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮
 - (コ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(3) 啓発方法

県及び沿岸市町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い防災ビデオ等の貸し出し、防災学習館、ホームページなどの活用を促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など様々な機会を通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

(4) 日常生活の中の啓発

県及び沿岸市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などを、まちの至る所に示すことや、蓄光石やライ

トを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みに努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害の実績を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(5) 災害教訓の伝承

県及び沿岸市町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

7 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震・津波が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、県及び沿岸市町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

県及び沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、一般住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震・津波災害に備えた普段の心得や地震・津波発生時の心得として、次の事項等について普及・啓発を図るものとする。

ア 避難行動に関する知識

(ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

(イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること

(ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

イ 津波の特性に関する情報

(ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること

(イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること

(ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性

エ 津波に関する想定・予測の不確実性

(ア) 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること

(イ) 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

(ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること

オ 家庭での予防・安全対策

(ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

(エ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

- (d) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (e) 災害時の家族内の連絡体制の確保方法
- (f) 本県の災害史や地域の危険情報の把握

カ 地震・津波発生後の行動等

- (ア) 警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動
- (イ) 津波発生時の行動
- (ウ) 自動車運転時の行動
- (エ) 地震・津波発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (オ) 避難場所、避難経路
- (カ) 避難所等での行動
- (キ) 応急救護の方法
- (ク) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (ケ) 高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮
- (コ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

県及び沿岸市町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い、防災ビデオの貸し出し、防災学習館、ホームページなどの活用を促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

8 学校教育における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は全県的に行われる必要がある。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

県及び沿岸市町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震・津波発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、県は、私立学校に対してもこれに準じて教育を行うよう指導する。

ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」、「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 県・沿岸市町教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

9 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特徴をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等災害時要援護者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第4章 地域防災力強化計画

1 計画の概要

災害発生時には、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の育成	① 育成の主体 ② 育成の方針 ③ 自主防災組織の規模 ④ 育成強化対策 ⑤ 自主防災組織の活動内容 ⑥ その他
2 企業（事業所）等における防災の促進	① 事業所等における自衛消防組織の育成 ② 企業における事業継続計画の策定促進

3 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

沿岸市町は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

県は、自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、沿岸市町が行う自主防災組織の育成整備活動及び自主防災組織の活動状況等を把握するとともに、沿岸市町に対して指導・助言を行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」という。)の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

防災関係機関は、沿岸市町が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針

沿岸市町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」(昭和54年3月23日山形県防災会議決定)に基づき、既存の自治会、町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

ア 市街地における街区単位、住宅地における自治会・町内会単位、あるいは沿岸部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域と

して一体性を有するものであること。

(4) 育成強化対策

ア 沿岸市町は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

(a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討

(b) 地域の実情に応じた対応

(c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加

(d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。

b 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。

c 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。

d 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。

e 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）。

f 救出及び救護に関すること（活動内容、消防機関等への連絡）。

g 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）。

h 給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。

i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）。

イ 自主防災リーダーの育成

沿岸市町は、次の事項に留意し、研修の実施などによる防災リーダーの育成に努める。

(ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。

(イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること。

ウ 訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練及び避難訓練等の各種訓練を行い、発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するよう努める。

また、沿岸市町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、沿岸市町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとも

に、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

沿岸市町は、県が実施する「自主防災組織整備事業」、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材を整備を促すとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことを促すことにより、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動ができるよう努める。

オ 自主防災組織連絡協議会の設立

県及び沿岸市町は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- (ウ) 地域内における危険箇所の点検
- (エ) 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認
- (オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- (カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- (キ) 避難地及び医療救護施設の確認
- (ク) 火気使用設備・器具等の点検
- (ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (コ) 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等
- (ク) 在宅の災害時要援護者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 地域住民の安否の確認
- (ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- (エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- (オ) 地域住民に対する避難勧告・指示の伝達
- (カ) 避難誘導活動の実施
- (キ) 災害時要援護者の避難活動への支援
- (ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力
- (ケ) 給食・給水活動及びその協力
- (コ) 救助物資等の配布及びその協力
- (ク) 他地域への応援等

(6) その他

自主防災組織は、次により、婦人防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

ア 婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり

イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力

ウ 民生委員・児童委員との連携した災害時要援護者支援の実施

4 企業（事業所）等における防災の促進

県及び沿岸市町は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。

その他、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業のトップから一般社員に至る企業（事業所）の防災意識の高揚を図るとともに企業の防災力向上の促進を図る。

また、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- (ア) 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設
- (イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- (ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

イ 育成強化対策

(ア) 消防法に基づく指導

沿岸市町は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

さらに、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(イ) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

沿岸市町は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

- (ア) 平常時の活動
 - a 防災要員の配備
 - b 消防用設備等の維持及び管理
 - c 家具・什器等の落下・転倒防止措置
 - d 各種防災訓練の実施等
- (イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救援、救助活動の実施等

(2) 企業における事業継続計画の策定促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

県及び沿岸市町は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第5章 活動体制整備計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波による災害が発生又は発生する恐れがある場合において、災害対策を推進するために設置される災害対策本部等の活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 活動体制の整備	
2 防災関係機関相互の連携体制の整備	① 連携体制の強化 ② 応援体制の充実 ③ 県等と自衛隊との連携体制 ④ 広域的な津波防災対策の推進

3 活動体制の整備

- (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害発生時において設置する災害対策本部等の活動体制の整備を図る。
- (2) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。
- (3) また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。
- (4) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員及び他機関等との連携等について徹底を図る。

4 防災関係機関相互の連携体制の整備

- (1) 連携体制の強化
災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、県、沿岸市町及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し平常時より連携の強化に努める。
- (2) 応援体制の充実
県及び沿岸市町は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- (3) 県等と自衛隊との連携体制
ア 県等と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに、災害発生時における協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化に努める。
その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

イ 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

ウ 都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

(4) 広域的な津波防災対策の推進

県、庄内総合支庁、沿岸市町及び酒田海上保安部等防災関係機関は、庄内地域地震・津波等災害対策連絡協議会（津波対策部会）等により連携・協力し、津波防災訓練の定期的な実施や津波避難計画等の策定など、広域的な津波防災対策を推進する。

第6章 災害ボランティア受入体制整備計画

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、県及び沿岸市町等が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 一般ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備
2 専門ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備

3 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 軽易な応急・復旧作業
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 災害ボランティアの受け入れ事務

(3) 受入体制の整備

県及び沿岸市町は、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

ア 県

- (ア) 山形県災害ボランティア支援本部の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- (イ) 山形県災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- (ウ) 市町村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録、市町村への情報提供
- (エ) 隣接県並びに全国の災害支援NPO・ボランティア団体等との広域交流を通じたノウハウの研究及び蓄積

イ 市町村

- (ア) 市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備

- (イ) 市町村災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- (ウ) 市町村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- (エ) 市町村災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- (オ) 地域における防災意識の普及啓発
- (カ) ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

4 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要援護者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの

(3) 受入体制の整備

県関係各課は、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、

希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

第7章 防災訓練計画

1 計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、県、沿岸市町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 計画の体系

項	目	概	要
1	総合的な津波防災訓練の実施		
2	防災訓練の実施及び指導		
3	地域住民による津波防災訓練		
4	防災関係機関の津波防災訓練		
5	学校の津波防災訓練		
6	船舶等の津波防災訓練		
7	防災対策上特に注意を要する施設における 防災訓練		
8	実践的な訓練の実施と事後評価		

3 総合的な津波防災訓練の実施

県、沿岸市町及び防災関係機関は、津波発生時の被害を軽減するため、迅速かつ的確に津波に対する防災活動が行えるよう、相互に協力して津波警報、避難指示等の情報伝達訓練、津波避難訓練等の津波防災訓練を、以下の点に留意して避難対象地域の関係機関、自主防災組織、地域住民等を含め、継続的かつ定期的に実施する。

特に、津波からの避難は、個人による自主的な行動が重要となることから、その啓発を重視して取り組む。

- (1) 自主防災組織等をはじめとする地域住民の参加に重点を置くとともに高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めること。
- (2) 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間及びハザードマップを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めること。

また、訓練においては津波の情報伝達、住民避難訓練等の訓練を実施するものとし、津波情報伝達訓練には県の参加を求めること。

- (3) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等を実施する場合には県の参加を求めること。
- (4) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- (5) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (6) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- (7) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討

すること。

4 防災訓練の実施及び指導

県及び沿岸市町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

5 地域住民による津波防災訓練

沿岸市町は、津波による被害のおそれのある地域の住民に、日常から避難場所や避難経路を周知するとともに、定期的に津波防災訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、想定される最大クラスの津波やその到達時間及びハザードマップを踏まえた具体的かつ実践的な訓練となるよう工夫を行う。

また、地域住民による自主防災組織等の組織化を推進する。

6 防災関係機関の津波防災訓練

防災関係機関は、県や沿岸市町が実施する津波防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

7 学校の津波防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定により、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

日常の教育の中で、地震・津波に対する危険性、過去の津波被害の状況、過去の津波から学んだ教訓、津波に対する避難方法を教えるとともに、個人避難ができるよう以下の点に留意して年1回以上定期的に津波防災訓練を行う。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) 外活動時の津波避難対策として、引率者に津波に対する心構えを周知する。

8 船舶等の津波防災訓練

酒田海上保安部、県及び沿岸市町等関係機関は、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ的確に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せて船舶等の避難訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓発に努める。

9 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震・津波が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の災害時要援護者が多数在所していることから、施設の管理者は、沿岸市町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、防災関係機関を含めて防災体制を組織化し、定期的に情報伝達訓練を取り入れた津波防災訓練を実施する。

10 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関等は、訓練を行うに当たって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 県、沿岸市町及び防災関係機関等は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第8章 避難所整備計画

1 計画の概要

地震・津波による災害が発生した場合に沿岸市町が開設する避難所等の指定について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 避難場所及び避難所の指定	① 避難所等の定義 ② 避難所等の指定 ③ 避難路の安全確保 ④ 避難所等及び避難方法の事前周知
2 避難場所及び避難所の事前周知	
3 避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備	
4 福祉避難所の指定	
5 避難路の整備・安全確保	① 避難路の整備 ② 避難路の安全確保

3 避難場所及び避難所の指定

沿岸市町は、地震・津波による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで避難場所及び避難所（以下「避難所等」という）として指定し、沿岸市町地域防災計画に定めておく。

(1) 避難所等の定義

ア 避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、沿岸市町地域防災計画で指定した場所をいう。

イ 避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するため、沿岸市町地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 避難所等の指定

沿岸市町は避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 県が平成23年度に実施した津波シミュレーション結果による津波浸水域予測図等を基に、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

イ どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、想定される津波高、浸水深を適切に考慮し、地域の実情を踏まえつつ、高齢者、乳幼児及び障がい者等の災害時要援護者でも、できるだけ短時間に徒歩での避難が可能となる程度の近傍に確保すること。

ウ 周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。

エ 民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として指定する場合には、津波浸水想定に定める水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮し、さらに必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

また、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

オ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて収容できる面積を確保すること。また、海水浴場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とされている。

カ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。避難所は十分な耐震強度を確保すること。

キ 都市公園等のオープンスペースを避難所等に指定する場合は、津波浸水深以上の高さを有し、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

ク 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ケ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

コ 避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

4 避難場所及び避難所の事前周知

沿岸市町は、避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

また、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

イ 広報誌、ハザードマップ、チラシ配布

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

5 避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

沿岸市町は、避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり避難生活の環境を良好に保つための施設、設備及び資機材の整備に努める。

(1) 避難所及び避難路の耐震化

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や

輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備

- (3) 地域完結型の備蓄施設の確保及び給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）及び毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備
- (4) 災害時要援護者等に配慮した避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、バリアフリー化等の環境整備
- (5) 避難者の長期滞在に備えた環境整備
- (6) バリアフリー化されていない施設を利用する場合で避難の長期化が予想されるときには、高齢者・障がい者等が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ等の整備。
- (7) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設等の環境整備
- (8) 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備
- (9) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
- (10) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備

6 福祉避難所の指定

沿岸市町長は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のために、次の事項に留意し「福祉避難所」として予め指定するように努める。

なお、指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、災害時要援護者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

- (1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

7 避難路の整備・安全確保

(1) 避難路の整備

ア 沿岸市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

イ 避難路の整備にあたっては、統一的な図記号等を利用した分かりやすい案内板等を設置するなど、日頃から住民等に対し周知を図るとともに、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

(2) 避難路の安全確保

沿岸市町は、避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

- ア 避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。
- イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

第9章 避難誘導計画

1 計画の概要

地震・津波による災害は、火災等の二次災害と相まって、大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるための避難誘導計画について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 津波監視体制の整備	
2 避難勧告等の発令・伝達	① 避難勧告等発令判断基準の明確化 ② 津波予報伝達の迅速化・確実化 ③ 住民への避難勧告等の伝達
3 津波避難計画の策定	① 一般住民の避難誘導 ② 害時要援護者の避難誘導 ③ 災害時要援護者施設等における避難行動 ④ 観光客等の避難誘導 ⑤ 船舶等の避難対策
4 災害時要援護者の避難支援計画	
5 防災上特に注意を要する施設の避難計画	① 多数の災害時要援護者が利用する施設 ② 不特定多数の者が利用する施設 ③ 地下空間を有する施設
6 避難誘導者の安全対策	
7 帰宅困難者対策	

3 津波監視体制の整備

沿岸市町は、震度4以上の地震を感じたとき又は震度4未満の地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、全国瞬時警報システム、防災関係機関の情報及びテレビ・ラジオ等放送機関を通じて発表される津波警報等を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜に居る者や海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示する。

4 避難勧告等の発令・伝達

(1) 避難勧告等発令判断基準の明確化

沿岸市町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた適切な避難勧告等ができるよう、あらかじめ避難指示等の具体的な発令基準の設定に努める。

また、避難勧告等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制の確保に努める。

(2) 津波警報等伝達の迅速化・確実化

情報の混乱や誤った情報の伝達は二次災害発生の原因となるため、防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、沿岸市町への津波警報等伝達が正確、迅速、確実に実施できるよう情報伝達体制の確立を図る。

(3) 住民への避難勧告等の伝達

ア 沿岸市町は、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討し、沿岸市町地域防災計画に津波警報や避難指示の伝達方法、手段等について明示する。

その際、高齢者や障害者等の災害時要援護者や一時滞在者等に配慮する。

イ 沿岸市町は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、サイレン、半鐘及び広報車等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

ウ 伝達協力体制の整備

沿岸市町は、沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これら関係者との協力体制を確立する。

4 津波避難計画の策定

沿岸市町は、避難勧告等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるよう、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。

沿岸市町は、津波避難誘導体制を整備するとともに、自主防災組織や警察の協力を得て、避難者の掌握や必要な応急救護活動を実施するための体制整備を図る。

沿岸市町、災害時要援護者施設等の管理者及び酒田海上保安部は、次の点に留意して津波避難計画を策定し、住民等に対し周知徹底する。

(1) 一般住民の避難誘導

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、県及び沿岸市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、県警察と十分調整を図り、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

イ 沿岸市町は、過去の津波記録、津波浸水域予測図等を勘案して集落単位で、できるだけ浸水リスクのない安全な避難場所や避難経路を指定するとともに、特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法、迅速かつ自主的に避難行動をとることの重要性などについて住民に対し広く啓発する。

ウ 沿岸市町は、自主防災組織等の地域住民が主体となって、災害時要援護者の避難方法の検討など、より地域の実情に即した避難計画を定めるよう支援していく。

(2) 災害時要援護者の避難誘導

- ア 沿岸市町は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。
 - イ 沿岸市町は、災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より避難誘導體制の整備に努める。
- (3) 災害時要援護者施設等における避難行動
- 災害時要援護者施設等の管理者は、津波に対して安全な避難場所を確保するとともに、必要に応じて、鉄筋コンクリート等の強固な建物を、緊急避難施設として指定する。
- また、災害時要援護者の避難誘導について、自主防災組織や地域住民から協力を得られるよう体制の整備に努める。
- (4) 観光客等の避難誘導
- 沿岸市町は、災害対応に不慣れな外国人や地理・地形に不案内な観光客などの人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等と、あらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定める。
- また、場所に応じて、案内板等により地形や津波に関する特徴を周知する。
- (5) 船舶等の避難対策
- ア 酒田海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等により津波の危険性、津波来襲時の船舶の避難時期・方法等について指導啓発を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導や交通整理に関する計画を定める。
 - イ 海事関係者は、情報伝達の手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な方法等について検討し、避難計画を定めておく。

5 災害時要援護者の避難支援計画

沿岸市町は、災害時要援護者の避難支援体制を整備するため、災害時要援護者避難支援プランを作成するものとする。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(1) 多数の災害時要援護者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 地域の実情に応じた避難所等（沿岸市町指定の避難所等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な災害時要援護者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る沿岸市町等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

7 避難誘導者の安全対策

県及び市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、沿岸市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

8 帰宅困難者対策

大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することが予想されることから、県及び沿岸市町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等の帰宅困難者対策を促す。

第10章 災害情報等の収集・伝達体制整備計画

1 計画の概要

津波発生時における県、沿岸市町及び防災関係機関における災害情報の収集・伝達体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
災害情報の伝達体制の整備	
災害情報の収集体制の整備	
被災者等への的確な情報伝達	

3 災害情報の伝達体制の整備

- (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、相互に迅速かつ確実に情報伝達が行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など情報伝達体制の確立に努める。
- (2) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- (3) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。

3 災害情報の収集体制の整備

- (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。
- (2) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど情報収集体制の整備を推進する。
- (3) 県及び沿岸市町は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

4 被災者等への的確な情報伝達

- (1) 県及び沿岸市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に沿岸市町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- (2) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者などの情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよ

う必要な体制の整備を図る。

- (3) 県及び沿岸市町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、役割・責任等の明確化に努める。
- (4) 県、沿岸市町及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制及び施設、設備の整備を図る。
- (5) 県及び沿岸市町は、居住地以外の沿岸市町に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- (6) 県及び沿岸市町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第 1 1 章 救助・救急体制整備計画

1 計画の概要

大規模地震・津波が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の対策	① 情報の収集・伝達体制の確立 ② 防災訓練の実施 ③ 防災用資機材の整備
2 沿岸市町及び消防機関の対策	① 住民に対する防災意識の啓発 ② 民間等による救急・救助支援体制の確保 ③ 消防組織の救急・救助体制の整備 ④ 情報収集体制の整備 ⑤ 救急・救助活動における交通確保 ⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備 ⑦ 応援受入体制の確立
3 県の対策	① 救急隊員の養成 ② 救急連絡体制の確立 ③ 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立
4 県警察本部の対策	① 被災情報の収集・伝達体制の確立 ② 救助用装備資器材の整備
5 酒田海上保安部の対策	① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援

3 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに沿岸市町又は消防機関、警察機関若しくは酒田海上保安部に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の勧告・指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要なチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、沿岸市町の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

4 沿岸市町及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、災害時要援護者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

(2) 民間等による救急・救助支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

(3) 消防組織の救急・救助体制の整備

ア 常備消防組織

(ア) 沿岸市町は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員としてより高度な応急措置を行うことができる救急救命士の育成に努める。

(イ) 沿岸市町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団

沿岸市町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救急・救助活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救急・救助用資機材の整備に努める。

(4) 情報収集体制の整備

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、沿岸市町及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、酒田海上保安部及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。

イ 通信手段の確保

沿岸市町及び防災関係機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

ウ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、CATV、コミュニティFM等のメディア活用を検討するとともに、(社)日本マチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づいたアマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、各地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

(5) 救急・救助活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した

被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

また、沿岸部の漁村集落が道路損壊等により孤立した場合における、漁船等の海上交通手段の確保についても、体制の整備を進める。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他沿岸市町の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

5 県の対策

(1) 救急隊員の養成

県消防学校における救急隊員の教育訓練の高度化及び沿岸市町の行う救急救命士の養成に対する支援に努める。

(2) 救急連絡体制の確立

国の広域災害・救急医療情報システムの活用等、行政・消防・医療機関等の間における情報通信体制の充実に努める。

(3) 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立

救出された重傷者等を医療機関に搬送する場合や、海上等における捜索・救助活動における消防防災ヘリコプターの運用方法を、関係機関と協議し確立しておく。

6 県警察本部の対策

(1) 被災情報の収集・伝達体制の確立

被害状況を迅速に把握し、的確な災害応急対策を講じるため、ヘリコプターテレビシステムの整備充実に努める。

(2) 救助用装備資器材の整備

被災者の救助活動に必要なレスキュー車、投光車等警備活動用車両のほか、チェーンソー、エアジャッキ及びビスコップ等の救助資器材を整備する。

7 酒田海上保安部の対策

(1) 海上災害の情報収集・連絡体制の整備

海上における災害状況の早期把握と、防災関係機関への迅速な伝達手段等を整備しておく。

(2) 海上における捜索救助体制の確立

海難に遭遇した船舶等に対して迅速かつ的確な捜索救助活動を実施できる体制を確立しておく。

(3) 海上における救急搬送の支援

県等から要請があった際の傷病者、医師等の緊急輸送及び飲料水、食料等の救援物資の輸送支援体制を確立しておく。

第 1 2 章 医療救護体制整備計画

1 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、県、沿岸市町、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 医療関係施設の役割	① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院等 ⑤ DMA T 指定病院
2 医療関係施設の整備等	① 医療関係施設等の整備 ② 医療救護所設置場所の確保 ③ I T を活用した災害時の情報収集体制の整備 ④ 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備
3 医療救護活動体制の整備	① DMA T の養成 ② 医療救護班及びDMA T 派遣体制の整備 ③ 防災マニュアルの整備 ④ 災害時医療護マニュアルの整備
4 医療資器材供給等体制の整備	① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備
5 連絡・連携体制の整備	

3 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設（右表参照）は、次の業務を行う。

災害時の医療関係施設

被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。または被災地へ医療救護班及び災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）を派遣する。
① 沿岸市町が設置する医療救護所 ② 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む） ③ 災害拠点病院等 ④ DMA T 指定病院 ⑤ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	① DMA T 指定病院 ② 災害拠点病院等 ③ 救急告示病院

(1) 医療救護所

医療救護所は、沿岸市町が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重傷傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) DMAT指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。
派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

4 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

県、沿岸市町及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化・耐浪化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。県は、災害拠点病院及びDMAT指定病院の整備を重点的に推進する。

(2) 医療救護所設置場所の確保

沿岸市町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、沿岸市町地域防災計画に掲載して地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

ウ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、概ね人口1万人に1カ所、中学校の学区程度に1カ所程度を目安とする。

(3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

ア 広域災害救急医療情報システム

県及び災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災

害救急医療情報システム」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

イ 山形県医療機関情報ネットワーク

県、沿岸市町、医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

(4) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線、MCA無線等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

5 医療救護活動体制の整備

(1) DMATチームの養成

災害発生時にDMATとして活動するためには、国の実施する「災害派遣医療チーム研修」の受講が必須であるため、当研修の受講を推進し、DMAT体制の拡充を図る。

(2) 医療救護班及びDMAT派遣体制の整備

県は、災害拠点病院、県立病院（災害拠点病院に指定されている病院を除く。）、山形大学医学部附属病院、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、県歯科医師会、日本赤十字社山形県支部等（以下「派遣元」という。）の協力を得て、沿岸市町からの要請により、医療救護所において医療救護に従事する医療救護班を派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

また、DMAT指定病院の協力を得て、被災地内外での現場活動、域内搬送、病院支援及び広域医療搬送を行う専門的な研修を受けた機動性を持つDMATを派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

医療救護班及びDMATの人員構成は、1班につき概ね医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名、計5名程度とし、その装備・服装・携帯品等は、自己完結型の医療活動に適したものを旨とする。なお、細部はそれぞれの派遣元の決定するところによる。

(3) 防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

(4) 災害時医療救護マニュアルの整備

県（本庁及び保健所）、沿岸市町、医療機関及び関係団体等は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

6 医療資器材供給等体制の整備

(1) 医療資器材の確保等

県は、山形県医薬品卸業協会等の関係団体と災害時に必要となる医薬品・医療資器材の供給に関する協定を締結し、これらを確保する。災害時に不足するおそれのある輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部と連携し確保する体制を整備する。

また、病院等で被災し損傷した医療機器について、速やかな修理等が行われるよう関係

団体とあらかじめ調整を行う。

沿岸市町は、その有する自治体病院等において、災害時に医療救護所等において必要となる医薬品・医療資器材等を確保するよう努める。

(2) 医療資器材輸送体制の整備

県は、医薬品・医療資器材等が傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、一次集積配分拠点等を確保するとともに、輸送体制の確立に努める。

7 連絡・連携体制の整備

県及び沿岸市町は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

第13章 津波に強いまちづくり計画

1 計画の概要

津波による被害を最小化するために、県及び沿岸市町等が行うまちづくりの推進について定める。

2 計画の体系

項	目	概	要
1	津波浸水想定の設定		
2	津波に強いまちの形成		
3	軟弱地盤等液状化対策の推進	① 地盤液状化現象の調査研究 ② 地盤改良・液状化対策工法の普及	

3 津波浸水想定の設定

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、県及び沿岸市町は津波浸水想定を設定するとともに、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策の推進に努める。

なお、沿岸市町は国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な方針」に基づき、かつ、県の設定した津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

4 津波に強いまちの形成

ア 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとするが、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

イ 国、県及び沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

ウ 国、県及び沿岸市町は、行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

エ 県及び沿岸市町は、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

カ 沿岸市町は津波災害警戒区域の指定があった場合は、沿岸市町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警戒伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

キ 沿岸市町は、沿岸市町地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療機関については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

ク 津波災害警戒区域をその区域に含む沿岸市町の長は、沿岸市町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

ケ 沿岸市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

コ 国、県及び沿岸市町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

サ 国土交通省、県及び沿岸市町は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

シ 主要交通・通信機能の強化

(ア) 国、公共機関、県及び沿岸市町は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努めるものとする。

(イ) 国土交通省、県及び沿岸市町は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

ス ライフライン施設等の機能の確保

(ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、沿岸市町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等によ

る代替性の確保を進める。

- (イ) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。

セ 危険物施設等の安全確保

県及び沿岸市町は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

5 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤液状化現象の調査研究

県及び沿岸市町は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備を図る。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

県及び沿岸市町は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及を図る。

第 1 4 章 津波防災施設等整備計画

1 計画の概要

地震・津波による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性・耐浪性の強化及び資機材の整備等を促進するために、県及び沿岸市町等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災中枢機能等の確保、充実	
2 防災拠点施設の安全性確保	① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保 ② 防災拠点施設における防災設備等の整備、維持管理
3 消防施設等の整備	① 消防施設の整備 ② 防災資機材の整備
4 防災上特に注意を要する施設の安全性確保	
5 耐震診断等の推進体制の整備	① 耐震診断・改修技術者の育成・登録 ② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

3 防災中枢機能等の確保、充実

- (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄及び調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。

- (2) 沿岸市町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる、耐震性構造の防災センター等の整備を図るとともに、消火、救助、救護などの応急対策及び災害復旧に必要な資機材等の整備を図る。

4 防災拠点施設の安全性確保

- (1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

県及び沿岸市町は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時には、耐震性・耐浪性を強化した施設づくりに努める。

ア 災害対策本部が設置される施設（県庁舎、沿岸市町庁舎等）

イ 医療救護活動に従事する機関の施設（保健所、病院等）

ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（警察署、消防署、県・沿岸市町等の出先庁舎等）

- エ 避難収容施設(学校、体育館、文化施設等)
 - オ 社会福祉施設等(養護老人ホーム、障がい者養護施設等)
- (2) 防災拠点施設における防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性・耐浪性の強化
- (イ) 代替エネルギーシステムの活用を含めた非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震・耐浪性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

5 消防施設等の整備

(1) 消防施設の整備

沿岸市町は、地震・津波が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の基準等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

県及び沿岸市町等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

沿岸市町は、総務省消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 県及び沿岸市町における防災資機材の整備

県及び沿岸市町は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

- (ア) 県が整備する資機材
 - a 防災拠点へ配置する防災資機材
 - b 消防防災ヘリコプター用資機材
- (イ) 沿岸市町が整備する資機材
 - a コミュニティ防災拠点へ配置する資機材
 - b 消防本部等が使用する救助用資機材

6 防災上特に注意を要する施設の安全性確保

- (1) 県、沿岸市町及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び災害時要援護者関係施設等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 県及び沿岸市町は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保の促進に努める。

- (3) ホテル、百貨店及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、県、沿岸市町及び防災関係機関は、施設管理者に対し以下に示す防災対策等を指導する。

- ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集・伝達体制の整備
- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の連携の徹底
- エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- カ 商業ビル・地下街における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

7 耐震診断等の推進体制の整備

- (1) 耐震診断・改修技術者の育成・登録

県及び沿岸市町は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、技術者を対象として構造(木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造)別に耐震診断・改修の講習を行う。また、受講者の名簿を県、沿岸市町等で備え付け、住民からの問い合わせに際して、閲覧に供する等、活用を図るものとする。

- (2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震・津波により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、県及び沿岸市町は、次により被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

- ア 応急危険度判定士の確保

県は、応急危険度判定士を計画的に養成・登録するため、建築士等を対象に講習会を開催し、受講者のうち希望する者を応急危険度判定士として認定する。また、認定台帳を居住地別に作成し、その地域を管轄する沿岸市町に配布する。

- イ 判定コーディネーターの養成・登録

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、行政職員等で、判定士の指導支援を行う判定コーディネーターをあらかじめ養成し、登録する。また、登録台帳を作成し、沿岸市町に配布する。

- ウ 判定資機材等の整備

県は、沿岸市町と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

- エ 関係機関における協力体制の確立

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、判定実施に関し必要な事項について、沿岸市町、建築関係団体等と協議を行う。また、沿岸市町は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

第 15 章 防災用通信施設災害予防計画

1 計画の概要

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災用通信施設の整備状況	① 防災関係機関の無線通信施設 ② 山形県防災行政無線 ③ 沿岸市町防災行政無線
2 通信施設の災害予防措置	
3 通信機器の必要数の確保	
4 電気通信設備等の活用	① 移動系通信設備 ② 災害時優先電話

3 防災用通信施設の整備状況

(1) 防災関係機関の無線通信施設

県内で整備されている通信網としては、山形県防災行政無線網、警察無線通信回線網、水防・道路用無線通信回線網、海上保安用通信回線網及び各消防本部等の消防無線通信施設がある。

また、都道府県と消防庁を結ぶ消防防災無線網、都道府県と内閣府等中央省庁とを結ぶ中央防災無線網（緊急連絡用回線網）が整備されている。さらに沿岸市町では沿岸市町防災行政無線設備が整備されている。

(2) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。沿岸市町、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関 9 7 機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。これらシステムは、従来からの電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるが、高速大容量伝送に備え、今後、映像のデジタル化を進めていく。

(3) 沿岸市町防災行政無線

沿岸市町は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報、津波警報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-Alert）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

ア 同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした屋外拡声器と戸別受信機からなる設備である。

イ 移動系無線

沿岸市町庁舎と防災関係機関、行政関係機関、生活関連機関との相互連絡に活用する設備で、車載型、可搬型及び携帯型等がある。

4 通信施設の災害予防措置

(1) 県及び沿岸市町は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

(2) 国、県及び市町村等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。

ウ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

エ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

オ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

カ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

5 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

6 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

県、沿岸市町は、災害時に有効な携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

県、沿岸市町防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。

また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について教育訓練する。

第16章 孤立集落対策計画

1 計画の概要

地震・津波の際、交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 孤立するおそれのある集落の把握	
2 防災資機 等の整備	① 通信手段の確保 ② 食料等の備蓄 ③ 避難所の確保 ④ 防災資機材の整備 ⑤ ヘリ離着陸可能な場所の確保
3 孤立予防対策の推進	
4 防災体制の整備	

3 孤立するおそれのある集落の把握

県及び沿岸市町は、地震・津波に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落や地震又は津波により船舶の停泊施設が使用不可能となり海上交通が途絶する恐れのある集落（以下「孤立可能性のある集落」）について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

4 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

沿岸市町は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、沿岸市町、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

沿岸市町は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

沿岸市町は、住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、予め住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

沿岸市町は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

県及び沿岸市町は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難など、こうした緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

5 孤立予防対策の推進

国、県及び沿岸市町は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

6 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

沿岸市町は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

(2) 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

第 17 章 輸送体制整備計画

1 計画の概要

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、県、沿岸市町等が実施する輸送体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 輸送施設及び輸送拠点の把握	
2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備
3 一時集積配分拠点候補地の選定	
4 臨時ヘリポート候補地の選定	
5 緊急輸送用車両等の確保・整備	
6 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置

3 輸送施設及び輸送拠点の把握

県及び沿岸市町は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握するものとする。

4 緊急輸送道路ネットワークの設定

県、国及び東日本高速道路株式会社は協議のうえ、次により緊急輸送道路ネットワークを設定し、沿岸市町は、当該ネットワークとの整合を図りながら、域内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

なお、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、県内の防災活動拠点（国、県、沿岸市町、警察署及び消防署等の庁舎）、災害拠点病院、輸送施設（空港、港湾、漁港、鉄道駅及びヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、道の駅等）、救助物資等の備蓄拠点又は一時集積配分拠点（倉庫、体育館等）等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

(2) ネットワークに指定する道路の基準

- ア 高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要な国道、県道及び沿岸市町道
- イ 隣接県との接続道路
- ウ 県内4地方生活圏（村山、最上、置賜及び庄内の各地域）を連結する道路
- エ 病院、広域避難地等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで接続される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

(4) 緊急輸送体制の整備

県及び沿岸市町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

4 一時集積配分拠点候補地の選定

県及び沿岸市町は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、避難所の配置状況等を考慮し、一時集積配分拠点（第3編第14章第1節参照）の候補地となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。

5 臨時ヘリポート候補地の選定

沿岸市町は、常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議のうえ、臨時ヘリポート候補地を選定し、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなど、所要の措置を講じる。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

6 緊急輸送用車両等の確保・整備

県及び沿岸市町は、車両、船舶等の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と協定を締結する等体制の整備に努める。

7 緊急通行車両確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するため、緊急通行車両であることの確認について、次により事前届出を受け、確認に係る事務の迅速化を図る。

ア 事前届出対象車両

(ア) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- a 警報の発令・伝達、避難の勧告又は指示に関するもの
- b 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道等の応急措置に関するもの
- c 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの
- d 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関するもの
- e 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- g 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- h 緊急輸送の確保に関するもの
- i 上記のほか、災害の発生防衛又は拡大防止のための措置に関するもの

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により

常時これら機関の活動専用を使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体から調達する車両

イ 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

ウ 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

県、沿岸市町、道路管理者、県警察は、平素から連携して、自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

(イ) 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難する場合

車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

(ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は道路外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

(イ) 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第 18 章 各種施設災害予防対策関係

第 1 節 交通関係施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による道路、空港、公共ヘリポート、港湾、漁港及び鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 施設の点検・整備 ③ 復旧資機材等の確保 ④ 施設構造図等資料の整備 ⑤ 二次災害の防止
2 道路の災害予防対策	① 高速道路の災害予防 ② 一般国道及び県道の災害予防 ③ 沿岸市町道の災害予防 ④ 防災体制の整備 ⑤ 相互連携体制の整備 ⑥ 資機材等の整備 ⑦ 道路付帯施設の災害予防
3 空港及び公共ヘリポート施設の災害 予防対策	
4 港湾施設の災害予防対策	
5 漁港施設の災害予防対策	
6 鉄道施設の災害予防対策	① 施設の災害予防 ② 防災体制の整備 ③ 避難誘導体制の整備 ④ 防災訓練の実施
7 応急復旧のための体制整備	

3 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、地震・津波発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確

立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

(4) 施設構造図等資料の整備

各施設の管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

4 道路の災害予防対策

(1) 高速道路の災害予防

東日本高速道路株式会社は、高速道路について日常点検、臨時点検を実施し、施設の耐震性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防対策を実施する。

(2) 一般国道及び県道の災害予防

一般国道及び県道の施設管理者は、次により道路施設等の災害予防対策を講じる。

ア 道路の整備

地震・津波発生時における道路機能確保のため、所管する道路について危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。

イ 橋梁の整備

点検・調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁については、架替、補修、補強、橋座の拡幅及び落橋防止装置の整備等を実施する。

ウ 横断歩道橋の整備

地震発生時において、歩道橋が落下する等により交通障害物になることを防止するため、歩道橋の点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについては整備を推進する。

エ トンネル及びスノー（ロック）シェットの整備

地震・津波発生時における交通機能確保のため、所管トンネル及びスノー（ロック）シェットの定期点検等に基づき、補修等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

(3) 沿岸市町道の災害予防

沿岸市町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(4) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

ア 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器（地震計、雨量計、I T V）、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

イ 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

ウ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

また、県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結する。

エ 道路利用者への広報

(ア) 地震・津波発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

(イ) 県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る

オ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(5) 相互連携体制の整備

ア 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

ウ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(6) 資機材等の整備

ア 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び各消防機関は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

(7) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

ア 信号機等の整備

県警察は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、耐震性・耐浪性に配慮しながら整備を推進する。

イ 非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

5 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

空港又は公共ヘリポートの施設管理者は、空港保安管理規程等に基づき、土木施設及び航空灯火に関する施設等を点検し、災害予防対策を講じる。

併せて、空港ターミナルビル等の施設についても、日常点検の励行により安全の確保に努める。

また、空港は、人命救助や被災者等の移動の拠点となることが想定されるため、空港管理者は、救援機等の空港使用の調整や空港運用時間の延長等、速やかに災害支援の拠点となるよう体制整備を図る。

6 港湾施設の災害予防対策

港湾施設の設置者及び管理者は、次により酒田港をはじめとする各港湾施設等の災害予防対策を講じる。

- (1) 港湾は、海上交通の安定性を活かし、震災時においても一定の物流機能を維持することが可能であることから、港湾計画等において重要な防災拠点として位置づけ、施設整備等を計画的に推進する。

ア 耐震強化岸壁の整備

震災時においても一定の物流機能を維持して混乱を防止するとともに、救援物資の受け入れに対応するため、外港地区と北港地区に耐震強化岸壁を整備する。

イ 臨港道路内の橋梁の整備

耐震岸壁から主要道路へのアクセス経路の一部となる臨港道路内の橋梁については、震災時の救援物資の運搬等を確実にするため耐震強化を図る。

ウ 緑地等の整備

海上からの緊急物資の搬入、仕分け及び配送を円滑に実施できるよう、緑地を機能的に配置するとともに、緑地を臨時ヘリポートあるいは自衛隊の受け入れ場所、災害廃棄物の一時保管場所等としての利用も考慮した整備を図る。

- (2) 港湾関係者は、地震発生時に港湾利用者が迅速な判断、避難ができるよう防災体制を整える。
- (3) 酒田港施設周辺には石油等危険物の輸送施設や貯蔵施設等、地震発生時に二次災害を引き起こす可能性のある施設が立地していることから、港湾の安全性をより高めるため、安全点検を行い、護岸等の整備に努める。
- (4) 港湾管理者は、災害発生後の港湾の障害物撤去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

7 漁港施設の災害予防対策

漁港管理者は、産業基盤施設として、あるいは離島地域や漁村地域の生活基盤施設としての漁港機能を維持するため、施設の定期点検、臨時点検を実施し、耐震性の確保に必要な改修、補修等の災害予防対策に努める。

また、災害発生時における被災者の迅速かつ安全な避難、救援活動、物資の緊急輸送及び応急復旧活動等が速やかに実施できるよう、海域での避難行動ルールの設定や災害発生時を想定した応急復旧体制の整備に努める。

8 鉄道施設の災害予防対策

鉄道事業者は、次により鉄道施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の災害予防

ア 施設の保守管理

鉄道施設のすべての構造物について定期検査を行うとともに、必要に応じ随時検査を実施し異常の早期発見と補修に努め、補強対策を推進し耐震性の向上を図る。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に関係施設の整備等災害予防対策の推進を要請する。

(2) 防災体制の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

関係防災機関、地方自治体との緊急連絡並びに部内機関相互間における予警報の伝達及び情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び地震に関する警報装置（緊急地震速報受信装置等）を整備する。

(ア) J R 電話及び N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及び F A X

(イ) 自動車無線及び列車無線とその中継基地、携帯無線機

(ウ) 風速計、雨量計水位計及び地震計

(3) 避難誘導體制の整備

災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に適切な処置がとれるよう、次の防災訓練を適宜実施する。

ア 非常呼出訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 消火訓練

エ 脱線復旧訓練

9 応急復旧のための体制整備

(1) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の立案に努める。

(2) 国及び港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、港湾の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

第2節 土砂災害防止施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波に伴うがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするために、国や県等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 応急復旧用資機材の確保 ⑤ 災害危険地区の調査及び周知
2 砂防設備等の災害予防対策	① 法指定地等の管理強化 ② 砂防設備の整備 ③ 地すべり防止施設の整備 ④ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ⑤ 砂防ボランティア活動との連携

3 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

(4) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

(5) 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について関係沿岸市町を通じ住民へ周知する。

4 砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じる。

(1) 法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の砂防設備等については、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成のうえ定期点検や地すべり急傾斜地等巡視員による監視等を行って現地状況を正確に把握し、老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定めて計画的に補修・補強を行う等適切な維持管理に努める。

また、標識の設置等により法指定地区域内における制限行為の周知徹底を図る。

(2) 砂防設備の整備

ア 砂防設備等については、再度災害が懸念されるような緊急度の高い箇所や災害時要援護者関連施設の対策箇所を優先的に整備する。

イ 昭和51年以降施工された高さ15メートル以上の堰堤については、国の河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準により、地震時慣性力を考慮し設計・施工されているが、老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防堰堤については、堤体腹付補強、グラウト補強等を実施する。

砂防設備の整備状況

(平成23年4月1日現在)

着手区分	高さ15m未満	高さ15m以上	計
S51年以前に着手	843(63)	49(37)	892(100)
S51年以降に着手	691(228)	89(67)	780(295)
合計	1,534(291)	138(104)	1,672(395)

注：()内は国土交通省直轄分で内数

土石流危険溪流の整備状況

(平成23年4月1日現在)

危険箇所数	土石流危険溪流のうち、法指定箇所数	施設の整備状況概成
2,216	482	599

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じ修繕等を行う。

イ 災害発生箇所の再度災害防止を優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

県内の地すべり危険箇所及び防止施設

種 別		危 険 箇所数	法指定 箇所数	施設の整備状況		
				概 成	工事中	計
国 土 交 通 省		230	92	67(2)	0	0
農 林 水産省	農村振興局	59	41	22	19	41
	林 野 庁	334(21)	84(-)	41(2)	6(0)	47(2)
合 計		623	217	130	25	88

注1：国土交通省の（ ）は直轄で内数（H23.4.1 現在）

注2：林野庁の（ ）は国有林内で外書き（H22.4.1 現在）（農村振興局分のみ H17 の数値）

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

急傾斜地崩壊防止施設については、再度災害が懸念されるような緊急度の高い箇所や災害時要援護者関連施設の対策箇所を優先的に整備する。

急傾斜地崩壊防止施設の整備状況（平成23年4月1日現在）

危険箇所数	要対策箇所数	法指定箇所数	施設の整備状況 概成
1,325	1,147	295	304

(5) 砂防ボランティア活動との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、砂防ボランティア活動との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

第3節 河川・海岸施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による被害の発生を防止し、又は発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を可能にするために、国及び県等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方	
2 各施設に共通する災害予防対策	① 施設等の整備促進 ② 防災体制の整備 ③ 情報管理手法の確立 ④ 施設の点検・整備 ⑤ 応急復旧用資機材の確保
3 河川構造物の災害予防対策	① 堤防等河川構造物点検、耐震性の強化及び津波対策の推進 ② 占用施設における管理体制整備 ③ 防災体制等の整備
4 海岸保全施設の災害予防対策	① 施設点検、耐震性の確保及び津波対策の推進 ② 災害危険箇所の調査、整備

3 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

- (1) 県及び沿岸市町は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。
- (2) また、県、沿岸市町及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用を図る。
- (3) 県、沿岸市町及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理を行う。

4 各施設に共通する災害予防対策

河川・海岸施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 施設等の整備促進

河川、海岸、港湾等施設は、津波災害から住民の生命・財産を守る根幹施設となるため、各施設の管理者等は、想定される津波被害に対する既存施設等による防護効果を適正に評価した上で、必要に応じ比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して内陸への侵入を防止できるよう津波対策施設や緊急避難施設等の新設・改良の促進を図るとともに、設計対象の津波高を

超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の検討を行う。

(2) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(3) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(4) 施設の点検・整備

平常時から各施設を定期的に点検することにより、異常が発見された場合は早期に整備する等全施設の正常機能を維持するように努める。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

5 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検、耐震化の強化及び津波対策の推進

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を指導するとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(2) 占用施設における管理体制整備

排水機場、頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

県は、河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制を整備する。また、災害発生後の復旧活動に伴う多種多様な河川区域使用の要請に対する基本的な対応方針を定めておく。

6 海岸保全施設の災害予防対策

海岸管理者は、次により海岸保全施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の点検、安全性の確保

海岸保全施設の地震・津波に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、その結果に基づき、設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

(2) 災害危険箇所の調査、整備

ア 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

イ 災害危険箇所の定期的点検を実施して危険箇所整備計画を策定し、計画的な整備に努める。

第4節 農地・農業用施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、県や沿岸市町等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検 ④ 復旧資機材等の確保 ⑤ 二次災害の防止
2 農道施設の災害予防対策	
3 用排水施設の災害予防対策	

3 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

4 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震・耐浪設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける。

また、県は、沿岸市町や土地改良区等に対し、その管理する農道について、地震・津波による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設

の計画的な更新・整備を指導する。

5 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

第5節 電力供給施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、電気事業者（東北電力株式会社）が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	① 防災教育 ② 防災訓練 ③ 防災業務施設等の整備
2 防災関係機関との連携	① 県防災会議等との協調 ② 他電力会社等との協調
3 広報活動	
4 電力設備の災害予防対策	① 電力設備の災害予防対策 ② 代替性の確保 ③ 重要施設への供給体制の強化 ④ 電気工作物の巡視点検 ⑤ 二次災害の防止
5 災害対策用資機材等の整備	① 災害対策用資機材等の確保及び整備 ② 災害対策用資機材等の輸送 ③ 災害対策用資機材等の広域運営 ④ 災害対策用資機材等の仮置場の確保

3 防災体制の整備

(1) 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、社員の防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

ア 防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

イ 国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) 防災業務施設等の整備

ア 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

イ 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

4 防災関係機関との連携

(1) 県防災会議等との協調

県防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携

体制を整備する。

(2) 他電力会社等との協調

東北電力株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

5 広報活動

地震・津波による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及びや電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

6 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(4) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

7 災害対策用資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の広域運営

東北電力株式会社は、災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(4) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航するこ

とが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

第6節 ガス供給施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による都市ガス供給施設及び簡易ガス施設の被害を最小限に止めるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うために、ガス供給事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 連絡体制の確立 ② 要員の確保 ③ 災害対策本部の設置 ④ 応急協力体制の整備 ⑤ 防災教育及び防災訓練の実施 ⑥ 防災関係機関との連携
2 広報活動	
3 ガス供給施設の災害予防対策	① 代替性の確保 ② 施設対策 ③ 緊急措置設備対策
4 災害対策用資機材の整備	

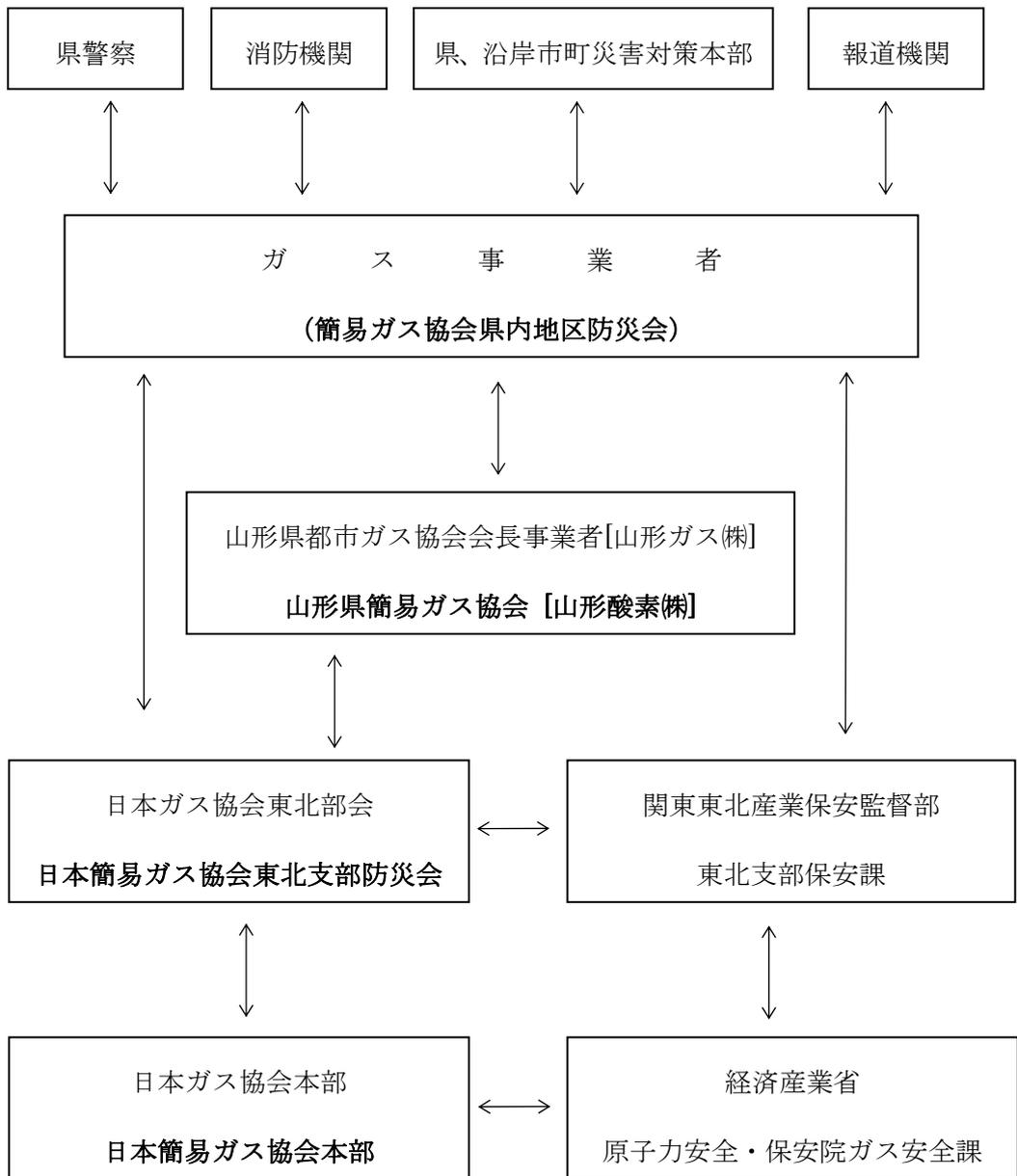
3 防災体制の整備

(1) 連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、消防、県警察、県及び沿岸市町等の防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認しておく。

また、報道機関に対しても災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確立しておくとともに、ガスの保安確保等に対する需要家の理解と協力についての報道を依頼しておく。

なお、一酸化炭素ガス（CO）を含むガスを供給している事業者は、漏洩ガスによる中毒事故発生の可能性があるので、救急指定病院等との連絡体制についても確認しておく。



※ 下段、太字は簡易ガス協会の組織

(2) 要員の確保

発生した地震の震度等に応じた職員の出動基準、出動方法、出動場所及び出動途上における情報収集方法を定めておく。

(3) 災害対策本部の設置

災害対策本部の組織・規模について、震度や被害状況等に応じてあらかじめ具体的に定めておくとともに、構成員の役割を明確にしておく。

また、災害対策本部の設置場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう適切な箇所を選定しておくとともに、非常通信設備、同報機能を備えたファクシミリ、複写機等の備品や関係図書、帳票類を整備しておく。

(4) 応急協力体制の整備

緊急措置や復旧作業に必要な人員、機材等を確保するため、近隣のガス事業者や協会組織から救援を受ける場合の手続き等を確認しておくとともに、その救援隊の復旧基地や宿泊施設確保等の受入体制を事前調査しておく。また、関連工事会社の動員についても、その基準や方法、場所を定めておく。

(5) 防災教育及び防災訓練の実施

地震発生時における緊急対応能力を向上させるため、職員に対して防災教育及び防災訓練を定期的に実施する。

ア 防災教育

災害対策本部の設置・運営、職員の動員、ガス供給停止判断及び漏えい受付処理に関する事項等について教育する。

イ 防災訓練

ガス工作物の巡視・点検やガス供給停止に関する事項について訓練するほか、沿岸市町や県が主催する防災訓練にも積極的に参画する。

(6) 防災関係機関との連携

県防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

4 広報活動

震災対策を効果的に行うため、地震発生時及びガス供給停止時等の時期に応じた広報活動について、フロー図、チェックリスト及び広報例文等を準備して具体的に定めておくとともに、広報担当責任者を定めておく。また、需要家や報道機関・地方自治体等関係機関との広報ルートを確立しておく。

平常時には、地震・津波発生時における二次災害防止のための広報活動を行う。

5 ガス供給施設の災害予防対策

(1) 代替性の確保

ガス供給施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 施設対策

ガス施設の耐震性向上を基本として、特に医療機関等の人命に関わる施設や防災拠点となりうる施設等の重要施設へのガス供給施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

ア 製造所・供給所

(ア) 新設する施設は、その重要度及び設置地盤の耐震性と基礎の構造・強度等を十分検討し、ガス事業法等の関係法令等に基づき合理的な耐震設計を行う。

(イ) 既設の施設については、定期的に耐震性の点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ 導管の対策

(ア) 新設する導管は、耐震性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合等耐震性

能を有する方式を使用する。また、重要な導管は、供給系統の分離や液状化への対応についても考慮する。

- (イ) 耐震性が十分でない既設管は、ガス供給先施設の社会的重要度や地盤条件(液状化の危険性、活断層の位置等)を勘案して、耐震性のある導管への取替え又は更生処理を実施する。

(3) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は、地震発生時のガス漏えいによる二次災害を防止するために、被害の著しい地域へのガス供給を停止すること及び供給を継続する地域の保安を確保することであることから、次により関連設備の整備等を行う。

ア 製造所・供給所

- (ア) 検知・警報(地震計、漏えい検知器及び火災報知機等)装置を設置し、緊急対策を行うべき震度の基準を決めておく。
- (イ) ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等に緊急停止設備を設置する。
- (ウ) 防消火設備を整備する。
- (エ) 地震直後の設備点検を迅速に行えるよう、点検の要点やルート及び担当者を決めておく。
- (オ) 人身の安全を確保するため、避難や負傷者の救護体制を確立しておく。

イ 導管

- (ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- (イ) 供給停止ブロックごとに、確実に供給停止を行うための遮断装置を整備するとともに、必要により、ガスの供給圧力を速やかに減圧するための減圧設備を設置する。
- (ウ) 需要家での二次災害を防止するため、感震遮断機能を有するマイコンメータの設置を促進する。
- (エ) 供給区域内の地震動及び被害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、あらかじめ項目を定めその収集手段を整備しておくとともに、信頼性の高い情報通信設備を確保する。

6 災害対策用資機材の整備

応急措置及び早期復旧に必要な資器材を整備しておく。また復旧が長期化した場合に備え、需要家生活支援のために提供する代替熱源等についてあらかじめ調査し、これを確保する体制を整備する。

第7節 放送施設災害予防計画

1 計画の概要

地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、放送電波の確保及び放送施設の防護復旧のために、放送事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 震災対策計画の策定	
2 防災体制の整備	① 防災体制の確立 ② 防災教育、防災訓練の実施

3 震災対策計画の策定

地震による災害に備え、次の事項を内容とする震災対策計画を策定し、防災対策の充実を図る。

- (1) 放送設備及び機器の落下転倒防止等の耐震対策
- (2) 消耗品・機材等の備蓄及び緊急物資・機材の入手ルートの確立
- (3) 商用電力停電に備えた自家発電機等非常用電源及び非常用発電機の燃料補給先の確保
- (4) 中継回線状態の把握
- (5) 各種無線機器等の伝搬試験の実施
- (6) 仮演奏所及び仮設送信所設置場所の調査選定
- (7) 非常持出機器及び書類の指定
- (8) 交通路の調査
- (9) 電力会社、警察庁、国土交通省及び非常通信協議会等の利用しうる通信回線の調査
- (10) 災害時における放送事業の継続に関すること（BCP）

4 防災体制の整備

- (1) 防災体制の確立

災害発生時における放送確保が可能となるよう、初動態勢、各部署・各人の役割分担、責任体制及び情報連絡体制並びに災害対策本部の設置等について明らかにし、「防災対策マニュアル」として定めておく。

- (2) 防災教育、防災訓練の実施

防災対策マニュアルを周知徹底する等により、社員への防災知識の啓発に努めるとともに、防災訓練を実施し又は県・沿岸市町の実施する防災訓練に参加することにより、実践的な対応力の向上を図る。

第8節 電気通信施設災害予防計画

1 計画の概要

電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 通信施設監視等体制の確保 ② 災害発生時組織体制の確立 ③ 対策要員の確保 ④ 防災教育及び防災訓練の実施
2 災害時広報体制の確立	
3 電気通信施設の災害予防対策	① 電気通信設備の耐震性等 ② 電気通信システムの高信頼化 ③ 災害対策機器の配備 ④ 二次災害の防止
4 災害対策用資機材等の確保と整備	① 災害対策用資機材等の確保 ② 災害対策用資機材等の輸送 ③ 災害対策用資機材等の整備点検

3 防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じて予め定めておく。

(3) 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

ア 全社体制による応急復旧要員の非常招集

イ 関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

ア 社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防

災に関する教育を充実する。

イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。

ウ 県及び沿岸市町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

4 災害時広報体制の確立

地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び、災害用伝言ダイヤル提供状況を、地域住民や県民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

5 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。

特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から重点的な耐震化・耐浪化を促進するとともに早期復旧が可能な体制強化を図る。

(1) 電気通信設備の耐震性等

地震・津波又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐浪及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(3) 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。

ア 非常用通信装置

イ 非常用電源装置

ウ 応急ケーブル

エ その他の応急復旧用諸装置

(4) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第9節 上水道施設災害予防計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、県、沿岸市町及び水道事業者（簡易水道事業者及び水道用水供給事業者を含む）（以下「水道事業者」という。）が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 管理図面及び災害予防情報の整備 ⑤ 関係機関との連携及び連絡調整 ⑥ 緊急時連絡体制の整備 ⑦ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄
2 防災広報活動の推進	① 住民に対する広報、啓発活動 ② 町内会等への防災活動の研修 ③ 医療施設等への周知
3 上水道施設の被害想定	① 構造物・設備の耐震性診断 ② 上水道施設の被害想定 ③ 耐震整備の目標設定
4 上水道施設の災害予防措置	① 重要施設及び基幹管路の耐震整備の推進 ② 代替性の確保 ③ 運転管理の強化 ④ 機械設備や薬品管理における予防対策 ⑤ 二次災害の防止
5 災害対策用資機材等の整備	① 応急給水用資機材の整備 ② 応急復旧用資機材の整備
6 生活用水水源の把握	

3 防災体制の整備

水道事業者は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備を行い、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

水道事業者は、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査、復旧計画の立案、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部局及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

水道事業者は、災害発生時における関係機関の連携等について体制を整備する。

水道事業者は、相互応援協定等により、応援体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の整備

県、沿岸市町及び水道事業者は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなど、供給体制の確立に努める。

4 防災広報活動の推進

県、沿岸市町及び水道事業者は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、町内会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報誌を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 町内会等への防災活動の研修

町内会等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における町内会等の支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄(受水槽での必要容量の確保)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

5 上水道施設の被害想定

沿岸市町及び水道事業者は構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震・津波発生時における上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき整備の目標設定を行う。

(1) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(2) 上水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別を実施する。

- ア 管路の被害想定
- イ 構造物及び設備の被害想定
- ウ 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口
- エ 断水期間

(3) 耐震整備の目標設定

上水道施設の耐震化・耐浪化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標をたて、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

- ア 上水道施設ごとの応急復旧期間
- イ 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
- ウ 医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

6 上水道施設の災害予防措置

沿岸市町及び水道事業者は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

- ア 浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策
- イ 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策
- ウ 収容避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- エ 配水池容量（1 2 時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- オ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備
- カ 老朽管路の計画的な更新。基幹管路並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) 運転管理の強化

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- イ 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)
- ウ 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築

- エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
 - オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備
- (4) 機械設備や薬品管理における予防対策
- ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
 - イ 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
 - ウ 水道用薬品の適正な量の備蓄
- (5) 二次災害の防止
- 各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

7 災害対策用資機材等の整備

- (1) 応急給水用資機材の整備
- 沿岸市町及び水道事業者は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。
- (2) 応急復旧用資機材の整備
- 沿岸市町及び水道事業者は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。
- ア 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
 - イ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
 - ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
 - エ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
 - オ 作業員の安全装備等の常備

8 生活用水水源の把握

- 沿岸市町及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。
- また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第 10 節 下水道施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするために、下水道管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 設備台帳及び図面等の整備 ⑤ ライフライン関係機関等との連携 ⑥ 事業継続計画（BCP）の策定・運用
2 広報活動	
3 下水道施設の災害予防対策	① 耐震性の確保 ② 安全性の確保 ③ 代替性の確保 ④ 二次災害の防止
4 災害復旧用資材の確保	

3 防災体制の整備

下水道管理者は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

(6) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

4 広報活動

下水道管理者は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

5 下水道施設の災害予防対策

下水道管理者は、次により下水道施設の耐震性及び安全性を確保する。

(1) 耐震性の確保

ア 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

イ 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

ウ 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

(ア) 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性継手や可とう性伸縮継手等を採用する。

(イ) 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

エ 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆ど全ての被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる必要がある。

(2) 安全性の確保

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震・津波発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(4) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6 災害復旧用資器材等の確保

下水道管理者は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、社団法人山形県建設業協会等と協力協定を締結するとともに、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び下水道事業団等の協力を得て、広域的な支援体制も確保しておく。

第 1 1 節 工業用水道施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による工業用水道の断減水を最小限にとどめるとともに、大規模な漏水等による二次災害を防止するために、工業用水道事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 災害時連絡体制の整備 ④ 職員に対する教育及び訓練 ⑤ 設備台帳及び図面等の整備
2 広域応援体制の整備	
3 工業用水道施設の災害予防対策	① 耐震性総合調査及び定期点検 ② 耐震化、液状化対策の推進 ③ 二次災害の防止
4 災害対策用資機材等の整備	

3 防災体制の整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設が産業活動に欠かすことのできない重要な施設であり、工場等の操業中は断水することができないことに留意し、次により防災体制の整備を図る。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に工業用水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合の職員の動員体制、活動要領、情報収集、施設の安全確保及び各種の緊急措置等を定めたマニュアルを策定する。

(3) 災害時連絡体制の整備

災害発生時等非常の場合の連絡方法を定め、所属職員に周知徹底するとともに、非常連絡系統図を作成し掲示する。また、発生した災害の種類ごとに連絡が必要な機関をあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて、関係機関・業者等との連絡・調整及び支援体制に関する協定等を締結しておく。

(4) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(5) 設備台帳及び図面等の整備

施設の状況を把握し、災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図

面を整備する。

4 広域応援体制の整備

工業用水道事業者は、必要に応じ、災害に備えて「相互援助協定」を結び、日頃から応援体制を整えるとともに、備蓄資材等に関する情報交換を行う。また、必要に応じて関係機関・業者等との連絡調整及び支援に関する協定を締結しておく。

5 工業用水道施設の災害予防対策

工業用水道事業者は、次により工業用水道施設の耐震対策を推進する。

(1) 耐震性総合調査及び定期点検

- ア 施設の耐震性総合調査を実施し、必要により補強対策を講じる。
- イ 地震動に対する問題点を点検するとともに、改修計画を策定する。
- ウ 日頃から地震・津波を想定した定期的な点検を実施し、施設の機能維持を図る。

(2) 耐震化、液状化対策の推進

耐震性総合調査の結果及び施設の優先順位等から総合的に判断し、計画的に耐震化を推進する。

特に、軟弱地盤などの液状化しやすい地盤に埋設されている配管及び石綿管については、耐震性の高い管種に置き換えるよう、計画的な整備に努める。

県内工業用水道施設の概要（平成23年4月1日現在）

事業者	施設名	給水能力 (m^3 /日)
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000
	八幡原工業用水道	14,700
	福田工業用水道	2,800
東根市	東根大森工業用水道	9,230
小国町	小国町工業用水道	6,510

(3) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6 災害対策用資機材の整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設の状況及び地震・津波による被害想定を考慮して、異形管、大口径管及び特殊管等、緊急時に迅速に調達しがたい特殊資材の備蓄に努める。また、施設復旧に必要な資材の調達について、関係業者等との協力体制を整える。

第 1 2 節 危険物等施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波発生時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 危険物施設の安全対策	① 施設構造基準等の維持 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 連絡体制の確立 ⑤ 二次災害の防止
2 火薬類製造施設等の安全対策	① 施設構造基準等の遵守 ② 保安教育及び防災訓練の実施 ③ 自主保安体制の充実 ④ 連絡体制の確立
3 高圧ガス製造施設等の安全対策	① 耐震対策の強化 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 自主防災活動組織の整備 ⑤ 連絡、応援体制の確立
4 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策	① 危害防止規程の充実 ② 大量取扱者の指導
5 有害物質取扱施設等の安全対策	
6 放射線使用施設の安全対策	① 放射線施設の対策 ② 非常用機器材の整備 ③ 連絡体制の確立 ④ 非常時活動マニュアルの整備 ⑤ 防災教育及び防災訓練の実施

3 危険物施設の安全対策

(1) 施設構造基準等の維持

ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

イ 県及び消防機関は、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指

導する。

(2) 保安教育の実施

県及び消防機関は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

(3) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(4) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

4 火薬類製造施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の遵守

ア 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

イ 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震性・耐浪性の強化に努める。

ウ 県は、火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費等に係る施設について、保安検査及び立入検査を実施し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

ア 県は、火薬類関係事業者に対し、従業者への保安教育の実施を徹底させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

イ 火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

ア 火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

イ 県は、火薬類関係事業者の自主保安体制の充実・強化を図るため、防災対策技術について指導する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

5 高圧ガス製造施設等の安全対策

(1) 法令上の基準等の遵守

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

(ア) 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設

備を適正に維持するよう努める。

- (イ) 県は、高圧ガス関係事業所の保安検査及び立入検査を強化し、施設の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるとともに、定期自主検査の徹底、高圧ガスの取扱等の適正化及び危害予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導する。

イ 液化石油ガス販売事業者、一般消費者等

- (ア) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。

- (イ) 県は、液化石油ガス販売事業者等の立入検査を強化し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める供給設備等点検等の励行等の自主保安体制の確立を指導する。

(2) 耐震対策の強化

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

- (ア) 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス保安法に定める高圧ガス設備等耐震設計基準に基づき、設備を適正に維持するよう努めるとともに、当該基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行う。

- (イ) 県は、設備の耐震性強化に関する情報を収集し、必要に応じて提供する。

イ 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、供給設備等について、容器の転倒防止措置を徹底するとともに、耐震基準に適合する安全機器の設置を推進する。

(3) 保安教育の実施

- ア 高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

- イ 県は、社団法人山形県エルピーガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会、山形県高圧ガス協議会、山形県冷凍協会及び山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係団体」という。）の協力を得て、高圧ガス関係事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会を開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立について指導、啓発に努める。

- ウ 県は、一般消費者の保安意識の高揚を図るため、社団法人山形県エルピーガス協会に対して、一般消費者に対する保安教室を開催するよう指導する。

(4) 防災訓練の実施

県は、高圧ガス関係団体に対し、具体的な災害想定に基づき、一般消費者も含めたより実践的な防災訓練を計画的に実施するとともに、県又は沿岸市町が実施する防災訓練に参加するよう指導する。

(5) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。

(6) 連絡、応援体制の確立

- ア 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。

- イ 高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に

対して応援、協力できる体制の整備・充実に努める。

6 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策

(1) 危害防止規程の充実

毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者は、毒物劇物危害防止規程を整備して必要な措置を講じる。

県は、これらの事業者に対して監視指導を行う際、毒物劇物の貯蔵状況、毒物劇物危害防止規程等を調査し、必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

(2) 大量取扱者の指導

県は、毒物劇物を大量に取扱う者の実態把握に努め、事故発生時の危害防止の対応について必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

7 有害物質取扱施設等の安全対策

県は、水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に規定する特定事業場等に対して、法に基づく監視を行い、有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出その他事故時における関係機関への連絡体制の整備等について指導する。

8 放射線使用施設の安全対策

国は、放射線使用事業所に対し、地震等による災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導を徹底する。

県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に、空間放射線量の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 放射線施設の対策

ア 放射線施設については、放射性同位元素による汚染拡大防止や室外漏出防止のため、開口部、配管及び配線に被害防止措置を施す。

また、放射線源収納部については、耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下防止措置をとるとともに、治療用線源又はCT（コンピューター断層撮影法）等による治療中、診断中の過度の照射防止措置をとる。

イ 放射性同位元素保管容器及び廃棄物収納容器類については、接触、転倒、落下又は破損を防止する措置をとる。

ウ 放射線施設の建物について耐震性の確保をはかるとともに、非常用機材の作動点検及び有効期間の確認並びに廃液貯留槽についての液量・濃度点検及び漏水検査を定期的に行う。

(2) 非常用機器材の整備

放射線による汚染事故等非常時に備え、放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類及び非常用電源類等を整備する。また、放射性同位元素を緊急に収納・運搬できる鉛容器等も併せて備えておく。

(3) 連絡体制の確立

放射線による汚染事故等、非常時における消防等関係機関との連絡体制を確立する。

(4) 非常時活動マニュアルの整備

放射線による汚染事故等非常時における対応として、放射線施設の使用禁止又は立入禁止

区域の設定及び消火方法等を定めたマニュアルを整備しておく。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

放射線施設従事者等に、防災計画の概要並びに非常用機材の種類、作動原理及び使用目的とその効果を周知する。また、避難訓練、通報訓練及び点検訓練等を規模、形態に応じて定期的に実施する。

第19章 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、県及び沿岸市町等が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 基本的な考え方	
2 食料等の確保品目及び方法	① 食料 ② 飲料水 ③ 生活必需品

3 基本的な考え方

- (1) 沿岸市町は、大規模な津波災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備するとともに、それらの支給のための体制等を整備する。
県は、沿岸市町への支援を目的として、必要な食料等の備蓄及び調達体制の整備を行う。
- (2) 備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点についても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県、沿岸市町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (4) 沿岸市町は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び災害時要援護者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (5) 沿岸市町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ沿岸市町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (6) 県は、沿岸市町の要請に対応するため、備蓄及び関係業者等との協定締結等により、災害発生時に食料等を確実に供給できる体制を整備するとともに、沿岸市町における食料等の備蓄状況を常に把握しておく。
- (7) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災沿岸市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

4 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給においては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、病人等の災害時要援護者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

(ア) 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳児用調製粉乳等の主食

(イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

(ア) 沿岸市町は、3の(4)及び(5)により食料の供給体制を整備する。

(イ) 県は、沿岸市町の要請に対応できるよう、次の供給体制を整備する。

- a 米穀…… ・「緊急食料調達・供給体制整備要綱」等に基づく農林水産省からの供給体制
 - ・供給協定締結先からの供給体制
 - ・大量精米及び炊出し施設との協定締結又は協力体制
- b 乾燥米穀… ・供給協定締結先及び他業者からの供給体制
 - ・分散備蓄による供給体制
- c 副食、乳児用調製粉乳…供給協定締結先及び他業者からの供給体制
- d 米穀以外の応急用食料…… 「緊急食料調達・供給体制整備要綱」等に基づく農林水産省からの供給体制

(2) 飲料水

ア 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

また、沿岸市町は市町村は3の(5)及び(6)により飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ 水道事業者等は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める

ウ 県は、沿岸市町の要請に対応するため、備蓄等により飲料水の供給体制を整備する。

エ 水道用水供給事業者は、沿岸市町、水道事業者及び簡易水道事業者の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

(3) 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、サイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区 分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋 ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

- (ア) 沿岸市町は、3の(4)及び(5)により備蓄を行うとともに、災害時要援護者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。
- (イ) 県は、沿岸市町の要請に対応できるよう、備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなど、供給体制の確立に努める。

第20章 文教施設における災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、県・沿岸市町教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	

3 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策定

公立学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。また、県は、私立学校に対し、学校安全計画の策定について指導・助言する。

イ 内容

(ア) 安全教育に関する事項

- a 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- b 学年別・月別の安全指導の指導事項
 - (a) 学級（ホームルーム）活動における指導事項
（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
 - (b) 学校行事（避難訓練など安全に関する行事）における指導事項
 - (c) 児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
 - (d) 課外における指導事項

- (e) 個別指導に関する事項
- c その他必要な事項
- (イ) 安全管理に関する事項
 - a 対人管理の事項
学校生活の安全管理の事項
 - b 対物管理の事項
学校環境の安全点検の事項
 - (ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）
- (2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成
校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。
- (3) 学校安全委員会の設置
校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。
- (4) 学校防災組織の編成等
校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。
 - ア 学校防災組織の編成
地震・津波発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。
 - イ 教職員の緊急出勤体制
夜間、休日等の勤務時間外に地震・津波が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。
 - ウ 家庭との連絡
家庭訪問、保護者会等で、地震・津波発生時の連絡先及び児童・生徒等の引渡方法等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。
 - エ 施設、設備等の点検・整備
学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。
 - オ 防災用具等の整備
 - (ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。
 - (イ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。
- (5) 防災教育
 - ア 校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。
また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う（学校教育における具体的な防災教育は、本編第3章「防災知識の普及計画」による。）。
 - イ 県及び沿岸市町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

校長は、児童、生徒及び教職員が地震・津波発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する(学校教育における具体的な防災訓練は、本編第6章「防災訓練計画」による。)

4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館、美術館、博物館及び体育施設等学校以外の文教施設及び建造物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、次による災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

地震・津波発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震・津波発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第 2 1 章 災害時要援護者の安全確保計画

1 計画の概要

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる災害時要援護者の被害を未然に防止するため、県、沿岸市町、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携して支援する体制を整備するための災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 在宅の災害時要援護者対策	① 災害時要援護者支援体制の確立 ② 情報伝達、避難誘導體制の整備 ③ 災害時要援護者に適した避難所等の確保 ④ 防災教育、防災訓練の実施 ⑤ 公共施設等の安全性強化 ⑥ 防災資機材等の整備 ⑦ 沿岸市町の体制整備
2 社会福祉施設等における災害時要援護者対策	① 防災体制の整備 ② 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ③ 防災教育、防災訓練の実施・支援 ④ 施設、設備等の安全性強化 ⑤ 食料品等の備蓄
3 外国人の安全確保対策	① 防災教育、防災訓練の実施 ② 案内標示板等の整備

3 在宅の災害時要援護者対策

本県は、高齢化率が非常に高く、今後も増加傾向が続く見込みである。また、三世帯同居率が高く、高齢者など災害時要援護者が家族に支えられる環境が比較的整っているといえるものの、共働き率が高いため、日中一人暮らしの災害時要援護者の割合が高いことが想定される。また、核家族化の進展により、高齢者のみの世帯が増加してきている。

県及び沿岸市町は、このような状況を踏まえ、在宅の災害時要援護者対策を推進する。

(1) 災害時要援護者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難な災害時要援護者を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅災害時要援護者の安全確保の基盤となる。

このため、県及び沿岸市町は、地域の自治会組織、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等による在宅の災害時要援護者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 災害時要援護者情報の把握・共有

(ア) 沿岸市町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、災害時要援護者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

(イ) 沿岸市町は、防災担当部局と福祉担当部局がそれぞれ把握している災害時要援護者情報の共有に努めるとともに、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と幅広く連携を図り、要援護者に対する支援のあり方や役割分担の調整に努めるものとする。ただし、個人情報に該当する部分については、沿岸市町の個人情報保護条例等に則り、適切に取り扱うものとする。

ウ 災害時要援護者避難支援プランの作成

沿岸市町は、災害発生時に災害時要援護者の避難が円滑に行われるよう、災害時要援護者に関する情報を基に、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成する。

なお、災害時要援護者避難支援プランの個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 情報伝達体制の整備

沿岸市町は、災害時要援護者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ 避難支援者の明確化

沿岸市町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の災害時要援護者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

沿岸市町、福祉関係者等は、災害時要援護者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、県及び沿岸市町は、災害時要援護者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の災害時要援護者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

沿岸市町は、避難支援者、自治会組織、自主防災組織、民生・児童委員等が協力して、災害時要援護者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(3) 災害時要援護者に適した避難所等の確保

沿岸市町は、避難所を指定する際には、災害時要援護者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、沿岸市町は災害時要援護者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、災害時要援護者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

県及び沿岸市町は、災害時要援護者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 災害時要援護者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

- イ 広報誌等による災害時要援護者支援の啓発、知識の普及等
- ウ 災害時要援護者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施
- (5) 公共施設等の安全性強化
 - 国、県及び沿岸市町は、災害発生時における災害時要援護者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。
- (6) 防災資機材等の整備
 - 県及び沿岸市町は、実情に応じ、災害時要援護者の家庭、自治会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取組む。
- (7) 沿岸市町の体制整備
 - 沿岸市町は、災害時要援護者に関する情報の収集、災害時要援護者避難支援プランの策定、災害時要援護者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として災害時要援護者支援班を設ける。

4 社会福祉施設等における災害時要援護者対策

- (1) 社会福祉施設等の管理者は、次により施設における災害予防対策を推進する。
 - ア 防災体制の整備
 - (ア) 自衛消防組織の設置
 - 防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。
 - (イ) 職員動員体制の確立
 - 災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。
 - (ウ) 情報連絡、応援体制の確立
 - 消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、県警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。
 - また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。
 - イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立
 - 近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。
 - ウ 防災教育、防災訓練の実施
 - 職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。
 - エ 食料品等の備蓄
 - 社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を

備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

オ 災害時要援護者の受入体制の整備

災害時に災害時要援護者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

カ 津波対策

津波浸水域内の社会福祉施設等の管理者は、浸水に対する安全が確保される避難所等への避難計画を定めるとともに、円滑に避難できるよう避難訓練の実施に努める。

(2) 県及び沿岸市町は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 災害時要援護者の受入体制の整備

社会福祉施設等が災害時要援護者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

5 外国人の安全確保対策

(1) 防災教育、防災訓練の実施

県及び沿岸市町は、国際交流関係団体、民間ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、外国語及びやさしい日本語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(2) 案内標示板等の整備

沿岸市町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語及びやさしい日本語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(3) 災害ボランティアの養成

県及び沿岸市町は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第 2 2 章 災害救助基金の積立・運用計画

1 計画の概要

災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号。以下本章において「法」という。）に基づき実施する応急救助の財源とするために、県が行う災害救助基金の積立て及び運用について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 災害救助基金の使途	
2 災害救助基金の積立て	① 法定最少積立額 ② 運用収入
3 災害救助基金の運用	

3 災害救助基金の使途

災害救助基金は、法が適用された場合の応急救助の財源とするために、県が事前に積み立てるものであり、次の経費に充当される。

ア 法第 2 3 条の規定による救助に要する県の支弁費用

イ 法第 3 2 条の規定による委託を行った場合の、日本赤十字社への補償費用

ウ 本県に対する応援を行った他の都道府県からの求償費用

4 災害救助基金の積立て

(1) 法定最少積立額

各年度における基金の最少積立額は、当該年度の前年度の前 3 年間ににおける都道府県普通税収入額決算額の平均年額の 1, 0 0 0 分の 5 に相当する額（5 0 0 万円に満たないときは、5 0 0 万円とする。）である。

(2) 運用収入

基金から生ずる収入は、すべて基金に繰り入れる。

5 災害救助基金の運用

県は、銀行への預金及び救助に必要な給与品の事前購入により、基金の運用を行う。

第3編 災害応急計画

第 1 章 活動体制関係

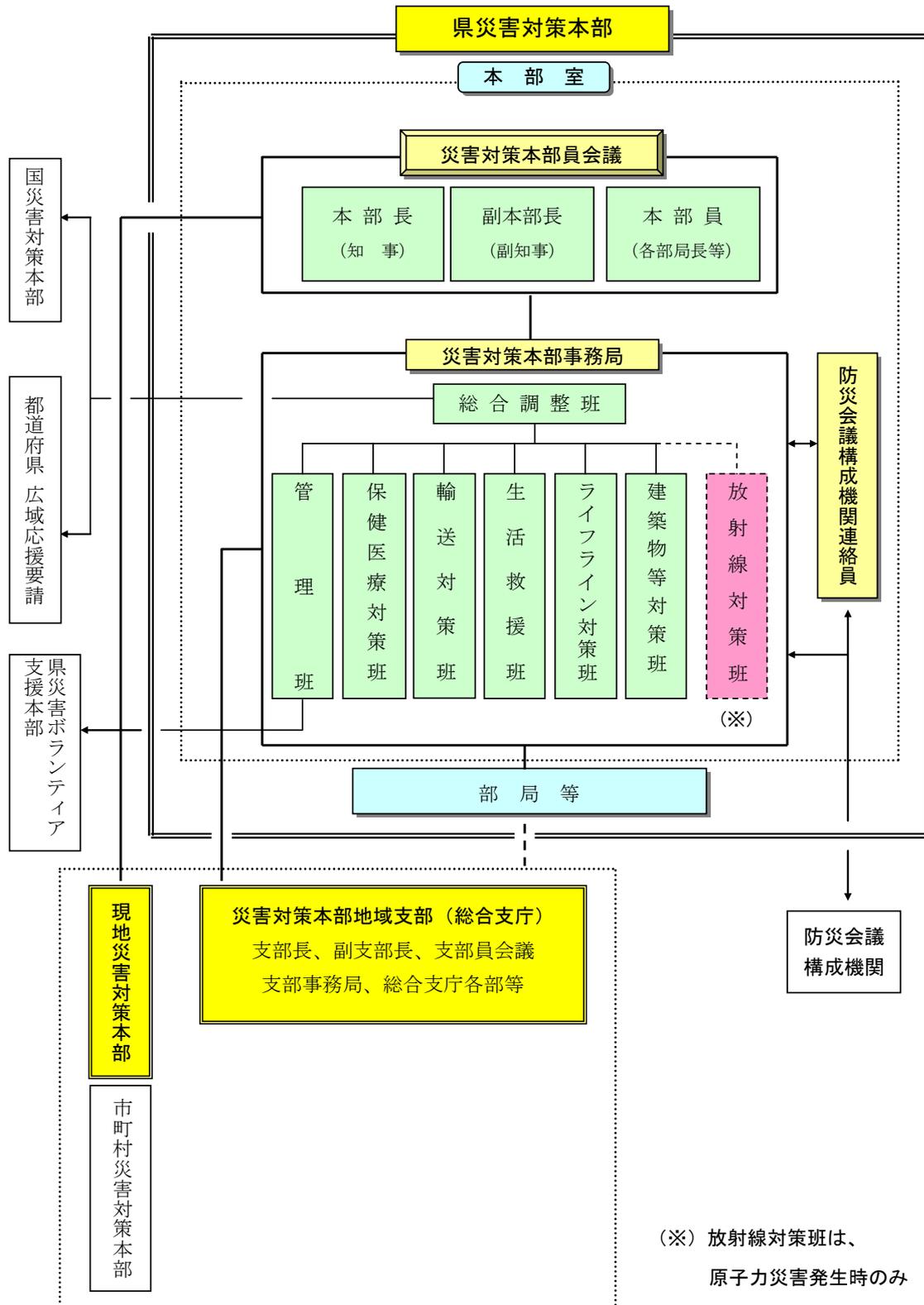
第 1 節 災害対策本部

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される県災害対策本部の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

(注) この章で「部局等」とは、県の知事部局に属する各部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう。

2 県災害対策本部組織図



3 県災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 知事は、次の基準により山形県災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置基準	1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 知事が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策が概ね完了したとき 2 その他必要がなくなったと認められたとき

イ 知事に事故があるときは、副知事が、知事、副知事ともに事故があるときは、環境エネルギー部長（兼）危機管理監が本部を設置する。

(2) 設置場所

本部（本部室）は、県庁舎（講堂等）に設置することとし、県庁舎が被災して設置できないときは、原則として次の場所に設置する。

ア 第1順位 県職員育成センター

イ 第2順位 県総合運動公園

(3) 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部を設置した場合は、次により部局等へ周知する。

ア 県庁舎に設置する場合 庁内放送

イ 県庁舎以外に設置する場合 緊急連絡網による連絡及び県庁舎前への掲示

(4) 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への連絡等

ア 環境エネルギー部長（兼）危機管理監は、次に掲げる機関に直ちにその旨を連絡する。

(ア) 部局等及び総合支庁

(イ) 市町村

(ウ) 県防災会議構成団体

(エ) 消防庁、厚生労働省

(オ) 隣接県（宮城県、新潟県、福島県、秋田県）

イ 秘書広報課広報室長は、報道機関に直ちにその旨を発表する。

(5) 防災会議連絡員の本部への派遣

本部が設置された場合、県防災会議構成機関等は、必要に応じ本部（本部室）に職員を派遣し、本部と緊密な連携の下に、応急対策を実施する。

4 県災害対策本部の組織、運営等

(1) 本部の組織

本部は、本部員会議、本部事務局及び防災会議構成機関連絡員をもって構成する本部室及び部局等からなる。

(2) 本部員会議

ア 組織

(ア) 本部長 知事

(イ) 副本部長 副知事

- (ウ) 本 部 員 総務部長、企画振興部長、環境エネルギー部長（兼）危機管理監、子育て推進部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者（兼）会計局長、企業管理者、病院事業管理者、教育長及び警察本部長

イ 招集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。

ウ 所掌事務等

- (ア) 災害情報の総括に関すること
- (イ) 県の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること
- (ウ) 県の部局等及び県災害対策本部地域支部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること
- (エ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、他都道府県及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること
- (オ) その他災害対策上重要な事項に関すること

エ 防災関係機関との合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じ、本部員会議と防災関係機関との合同会議を開催する。

(3) 本部事務局

ア 事務局長 環境エネルギー部長（兼）危機管理監

イ 事務局次長 危機管理・くらし安心局長

ウ 事務局員 事務局機能を強化するため、次により応急対策班を設置する。

- (ア) 応急対策事項ごとに、総合調整班、管理班、保健医療対策班、輸送対策班、生活救援班、ライフライン対策班及び建築物等対策班を設けるとともに、各課の事務分掌を踏まえ、各応急対策班の担当課と応援課を決定する。

7つの班は、基本体型として設置するものであるが、原子力災害が発生した場合は放射線対策班を設置するものとする。また、災害の態様及び必要に応じて班を増減することができるものとする。

- (イ) 各応急対策班は、次長級職員を班長、担当課に決定された各課よりあらかじめ指定された職員を班長補佐及び班員とし、関係部局等との調整活動を行う。
- (ウ) 各応急対策班の班員は、所属部局等が行う災害情報の収集、対策案の調整、対策の実施等の災害応急対策活動を取りまとめ、各担当部局との連絡調整を担う。

エ 班長補佐予定者及び班員予定者の指定等

各応急対策班の担当課に決定された各課の長は、年度当初に課長補佐級職員1名を班長補佐予定者に、係長級以上職員のうちから所定の人数を班員予定者にそれぞれ指定し、その職及び氏名を危機管理課に報告する。

事務局長は、災害状況の推移に応じ、指定された職員のうちから、班長補佐及び班員をその都度指名する。

オ 応援職員の確保

各応急対策班は、必要に応じ人事課（管理班）と調整のうえ、自班の担当課及び応援課以

外の庁内関係課から職員の応援を求めることができる。

また、総合調整班では、防災・消防事務等の経験者が相当数求められることから、危機管理課（旧総合防災課及び旧消防防災課を含む。）在職経験者の応援を求めるとし、適任者をあらかじめ指名しておく。

カ 活動内容

事務局の活動に関する具体的な内容については、別途事務局活動マニュアルを定める。

(4) 防災会議構成機関連絡員

防災会議を構成する機関等は、本部との緊密な連携のもとに災害応急対策を実施するために、必要に応じ本部室に職員を派遣する。

(5) 部局等

部局等の職員は、本部員会議又は本部事務局から指示を受けて、その事務分掌に係る災害応急対策に従事する。

(6) 災害対策本部地域支部への連絡員の派遣

本部長は、災害応急対策を円滑に推進するため必要と認めるときは、6で定める災害対策本部地域支部に職員を連絡員として派遣する。

5 県現地災害対策本部

本部長は、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(1) 設置期間

現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(2) 設置場所

災害現場又は被災地の市町庁舎等に設置する。

(3) 現地本部の組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。

イ 現地本部長は、本部の副本部長（副知事）又は本部員のうちから本部長（知事）が指名する。

ウ 現地本部員は、本部事務局職員、部局等職員及び出先機関の職員のうちから本部長が指名する。

エ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

(4) 所掌事務等

現地本部の事務については、本部長が以下の事項について具体的に指定するものとする。

ア 災害情報の総括に関すること

イ 県の実施する災害応急対策の基本的な事項（本部が決定すべき事項は除く。）に関すること

ウ 県の実施する災害応急対策及び災害復旧対策のうち重要な事項（本部が決定すべき事項は除く。）に関すること

エ 県の部局等及び県災害対策本部地域支部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること

オ その他災害対策上重要な事項に関すること

(5) 災害対策本部地域支部及び沿岸市町との連携協力

現地本部と被災市町を管轄とする災害対策本部地域支部及び市町災害対策本部とは、密接に連携・協力し、災害応急対策を迅速かつ適確に推進する。

6 県災害対策本部地域支部

本部長は、災害応急対策の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、総合支庁にそれぞれの所管区域をその区域とする災害対策本部地域支部（以下「支部」という。）を設置する。

(1) 設置期間

支部の設置期間は、支部における災害応急対策が概ね終了するまでの間又は支部設置の必要性がなくなると認められるまでの間とする。

(2) 設置場所

支部は、総合支庁その他の庁舎等に設置し、その所管区域は総合支庁と同じとする。

(3) 支部の組織

支部は、支部員会議、支部事務局及び総合支庁各部、総合支庁の所管区域内に所在する出先機関等をもって構成する。

(4) 支部員会議

ア 組織

(ア) 支部長 総合支庁長

(イ) 副支部長 総務企画部長

(ウ) 支部員 総合支庁の部長等及び関係出先機関の長

イ 招集

支部長は、支部の災害対策に関する重要事項の総合調整を行うため、必要に応じ支部員会議を招集する。

ウ 所掌事務等

(ア) 所管区域における災害情報の総括及び本部への情報提供に関すること

(イ) 災害応急対策に係る本部への意見具申に関すること

(ウ) 総合支庁各部及び関係出先機関が実施する災害応急対策の総合調整に関すること

(エ) 所管区域の被災市町が実施する災害応急対策に対する応援に関すること

(オ) その他所管区域の災害対策上必要な事項に関すること

(5) 支部事務局

ア 事務局長 総務企画部総務課長

イ 事務局員 総務企画部総務課及び事務局業務班員として、総合支庁長があらかじめ定めた職員

(6) 支部を構成する総合支庁各部及び出先機関

支部を構成する総合支庁各部及び出先機関は、その分掌事務に係る災害応急対策に従事するとともに、支部員会議において災害応急対策の調整が行われた場合は、その調整結果に基づき応急対策を実施する。

(7) 市町災害対策本部に対する連絡調整員の派遣

支部長は、被災市町と密接に連携し、災害情報及び県に対する要請等の迅速かつ適確な収集並びに必要な支援の調整を行うため、支部を構成する総合支庁各部及び出先機関の職員のうちから必要な人数を、連絡調整員として管内の市町災害対策本部等に派遣する。

7 本部、現地本部、支部における職員応援

(1) 本部

ア 災害応急対策の実施にあたって人員が不足する部局等は、他の部局等及び被災市町を管轄しない出先機関から応援を受ける。

イ 県の組織全体をもってしてもなお人員が不足する場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定書を締結している道県に対し職員の派遣を要請し、応援を受ける。なお、被害が広域のかつ甚大であると判断される場合は、全国知事会を通じて各都道府県による応援の調整を依頼する。

(2) 支部

ア 支部長は、支部を構成する総合支庁各部及び出先機関が、その災害応急対策を実施するにあたり人員が不足する場合は、当該総合支庁各部及び出先機関の長からの応援要請に基づき、支部内の人員に余裕のある総合支庁各部及び出先機関からの職員の派遣をもって応援を行うよう調整する。

イ 支部長は、支部組織全体をもってしてもなお人員が不足する場合は、本部に対し応援を要請する。

なお、本部への通信が途絶し、又は緊急を要する場合は、直接、隣接する総合支庁に対し応援を要請し、事後において本部にその旨を報告する。

8 国の現地災害対策本部との連絡調整

本部は、大規模な災害の発生等により、国の現地災害対策本部が設置された場合は、これと緊密な連絡調整を図り、災害応急対策を円滑かつ適確に推進する。

9 沿岸市町の活動体制

沿岸市町は、当該市町の区域において災害が発生し又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び沿岸市町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(1) 組織及び活動体制

沿岸市町長は、災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢及び情報連絡体制等を、県の体制に準じてあらかじめ定めておく。

(2) 市町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

沿岸市町長は、市町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（危機管理課）に対し報告するとともに、県警察及び消防機関等に通報する。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

沿岸市町長は、当該市町に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

10 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、

他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑かつ的確に行われるよう、相互に協力する。

11 業務継続性の確保

県、沿岸市町及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

第2節 職員の動員配備体制

1 計画の概要

県の機関による災害応急対策を迅速に推進するための、県職員の動員体制について定める。

2 災害発生時における配備体制

県内において災害が発生し又は発生するおそれがある場合、又は津波注意報・警報若しくは気象等に関する注意報・警報等が発表された場合、危機管理に係る24時間警戒体制に基づき宿日直職員が迅速な初動対応を行うとともに、災害応急対策を実施すべき部局等の課・室並びに出先機関（以下「各所属」という。）の長は、別表「職員の動員配備体制」に基づき、その配備体制ごとにあらかじめ指定した職員（以下「指定職員」という。）を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。

また、これらの職員では対応できない規模の災害であると判明した場合は、必要に応じてその他の職員を登庁させ、配備体制を強化する

なお、指定職員の指定にあたっては、勤務時間外に大規模な災害が発生し、交通が混乱又は途絶した場合でも迅速に初動体制が確立できるよう、職員の居住地と庁舎までの距離及び担当業務等を勘案する。

3 勤務時間外における職員の招集

- (1) 指定職員は、勤務時間外に災害の発生又は地震若しくは津波の発生を覚知したとき、職員参集システムによる緊急情報、危機管理課職員からの情報、テレビ、ラジオ等から気象等に関する注意報・警報等の情報を得たときは、当該情報の内容に応じて、配備基準に従い、所属長の指示を待つことなく速やかに登庁する。
- (2) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難及び病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (3) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、最寄りの県の庁舎等から防災行政無線又は電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

(別表)

災害時等における職員の動員配備体制

平成24年4月1日現在

配備	災害対策組織設置基準	職員配備基準	体制
第1次配備	災害対策警戒当番 1 大雨洪水警報発表時 2 台風接近時等の大雨洪水注意報発表時 3 津波注意報発表時 4 竜巻注意情報発表時	・宿日直者 ・危機管理課警戒当番、農林水産部、県土整備部の担当職員(注3) ・危機管理課警戒当番	
第2次配備	1 津波警報発表時 2 県内で震度4の地震が観測されたとき 3 台風接近時等の大雨洪水警報発表時	・危機管理課の下記に定める職員(注4) ・農林水産部、県土整備部、企業局等の応急対策が必要な課の予め定める職員	必要に応じ環境エネルギー部長(兼)危機管理監を長とし、関係課からなる災害対策関係課長会議を設置
第3次配備	災害対策本部 1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 知事が特に必要と認められたとき	【災害対策本部】 1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき ※災害対策本部を自動設置 ※「震度5弱～5強」と「震度6弱以上」では、 関係課職員又は応急対策班員 の動員体制が異なる。 [震度5弱～5強の場合] 関係課職員が登庁 (1)知事 (2)副知事 (3)本部員(各部長) (4)各部局次長 (5)全課(室)長 (6)対策本部の連絡員(関係課副主幹等) (7)危機管理課、県土整備部の全職員 (8)その他各課において予め定める職員 [震度6弱以上] 全職員が登庁 ①自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡する。 ②交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、最寄りの総合支庁等県の機関に参集して所属長に連絡を取りその指示に従う。 ③応急対策班員は、直ちに災害対策本部室(講堂)の設営に従事する。 2 地震以外の場合 地震以外の場合は、「震度5弱～5強」の職員配備基準と同じとし、職員の登庁連絡は、危機管理課から対策本部の連絡員(関係課副主幹等)を経由して行う。	【災害対策本部】 【設置場所】 県庁講堂 震度5弱以上、地震以外も共通 本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 総務部長 企画振興部長 環境エネルギー部長(兼)危機管理監 子育て推進部長 健康福祉部長 商工労働観光部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 事務局長：生活環境部長(兼)危機管理監 事務局員：危機管理・くらし安心局長 応急対策班長(関係部次長) 危機管理課長、課内職員 関係課職員又は応急対策班員 連絡員：関係課副主幹 警備第二課次長 ◎第1回目の本部員会議は災害対策室(地震、地震以外も共通)で開催する。

注1：この表は、県本庁職員の動員配備体制を示しているが、出先機関の職員の動員配備体制もこれに準じる。

注2：農林水産部、県土整備部、企業局等の動員配備体制の詳細は各部局の動員配備計画に基づく。

注3：宿日直職員の動員配備体制は別に定める「宿日直業務マニュアル」に基づく。1次配備は、原則宿日直者だが、被害発生又はその恐れがある場合は、危機管理課警戒当番に引継ぐ。

注4：①津波警報発表時：環境エネルギー部長(兼)危機管理監、危機管理・くらし安心局長、危機管理課長、危機管理課全職員

②震度4：危機管理課長、同防災担当職員及び危機管理・国民保護対策担当

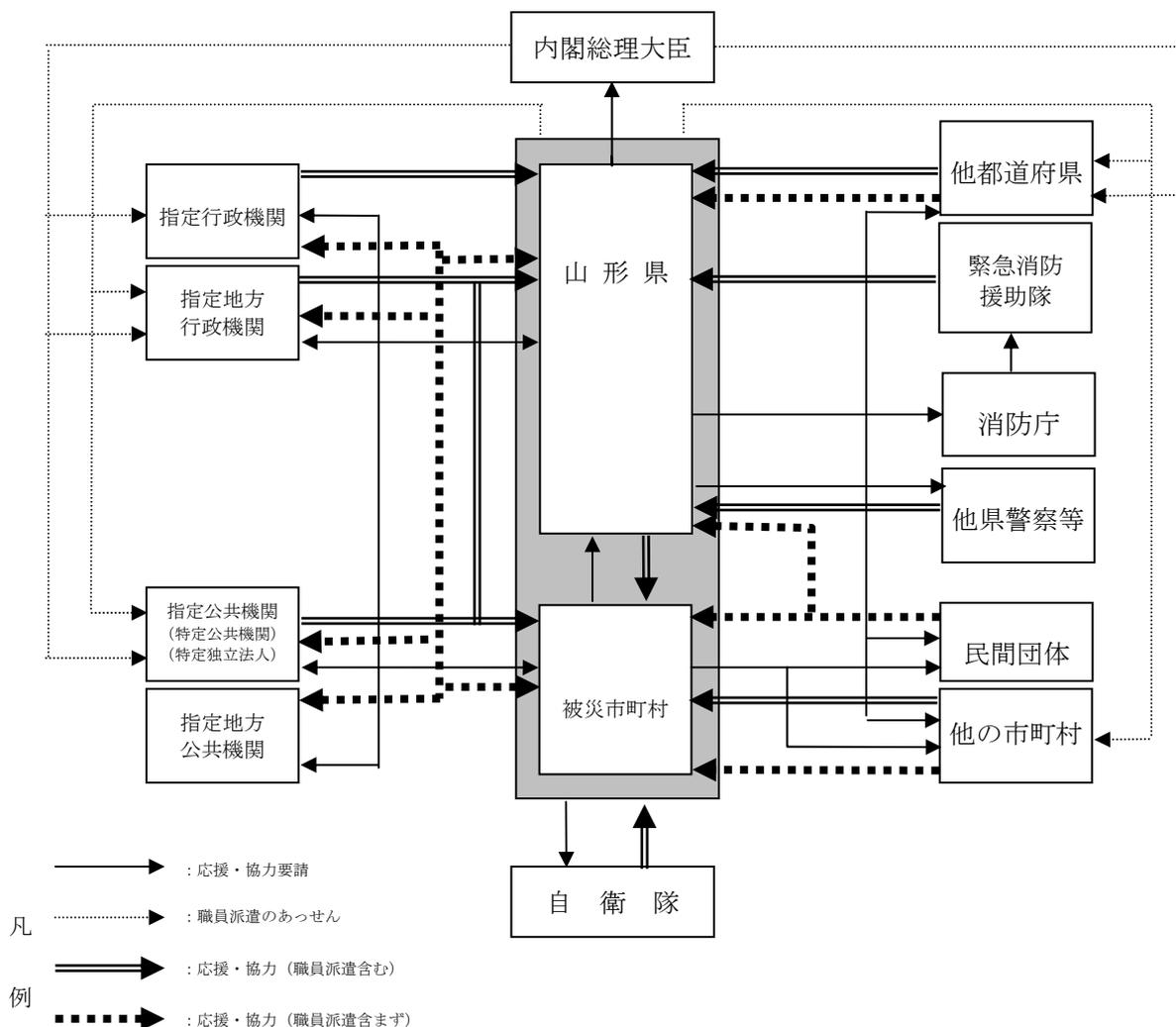
③台風接近時の大雨・洪水警報発表時：危機管理課防災担当職員、(時間外は危機管理課警戒当番)

第3節 広域応援計画

1 計画の概要

被災していない都道府県、沿岸市町及び民間団体等の協力を得て、的確かつ円滑に災害応急対策を行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

2 広域応援計画フロー



3 被災市町の応援要請

(1) 県に対する要請

ア 被災市町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により被災市町長が応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。

(ア) 連絡先及び方法

危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

a 応援要請事項

- (a) 応援を必要とする理由
- (b) 応援を必要とする場所
- (c) 応援を必要とする期間
- (d) その他応援に関し必要な事項

b 応急措置要請事項

- (a) 応急措置の内容
- (b) 応急措置の実施場所
- (c) その他応急措置の実施に関し必要な事項

(イ) 知事は、被災市町長から応援の要請等を受けた場合は、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。

イ 被災市町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）からの職員派遣のあつせんを要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 市町村に対する要請

ア 被災市町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ 応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。

ウ 各市町村長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

ア 被災市町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、沿岸市町長から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

(4) 民間団体等に対する要請

被災市町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

- (5) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（第5節参照）
- ア 被災市町長は、災害の発生に際し当該市町の住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。
- イ 被災市町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

4 県の応援要請

- (1) 他の市町村への応援指示
- ア 知事は、被災市町が応急措置を的確かつ円滑に実施できるよう、特に必要があると認める場合は、他の市町村長に対し次の事項を示して、当該地の市町が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町を応援するよう必要な指示又は調整を行う。
- (ア) 応援を求める理由
- (イ) 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等
- (ウ) 応援を求める場所
- (エ) 応援を求める期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項
- (2) 他の都道府県に対する要請
- ア 知事は、大規模な災害が発生した場合に、県のみでは十分な災害応急対策が実施できないと認めた場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定書」に基づき、応援調整窓口である宮城県、新潟県又は福島県に対し、この順位に従い応援を要請する。
- イ 知事は、上記応援協定締結道県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めた場合は、全国知事会を通じて「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援を要請する。要請は、北海道・東北ブロックの幹事県を窓口として、必要事項をファクシミリ等により伝達して行う。
- (3) 指定行政機関等に対する職員派遣要請
- ア 知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（特定独立行政法人に限る）に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。
- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項
- イ 指定地方行政機関の長は、知事から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。
- (4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応急措置の要請
- ア 知事は、県内における応急措置が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、要請事項を明らかにして、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が所管する応急措置の実施を要請し、又は求める。
- イ 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）は、知事から応急措置の実施要請を受け、又は求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。

(5) 内閣総理大臣に対する要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにして、指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（特定独立行政法人に限る）の職員の派遣についてあつせんを求める。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(6) 酒田海上保安部に対する要請

知事は、人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇等による海上輸送等の救援が必要と認める場合は、酒田海上保安部に対し次の事項を明らかにして支援を要請する。

- ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- イ 救援活動を必要とする期間
- ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他救援活動に必要な事項

(7) 自衛隊に対する災害派遣要請

知事は、自ら収集した情報により、又は被災市町長、警察署長若しくは指定地方行政機関の長から自衛隊の派遣要請依頼があり、住民の生命又は財産を保護するため必要と認める場合は、直ちに関係自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

(8) 民間団体等に対する要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、県域を管轄する民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

- ア 協力要請事項
 - (ア) 応援を必要とする作業内容
 - (イ) 応援を必要とする人員、車両、資機材及び物資等
 - (ウ) 応援を必要とする場所及び集合場所
 - (エ) 応援を必要とする期間
 - (オ) その他応援に関し必要な事項
- イ 応援協力を要請する主な民間団体等
 - (ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体及び運送業団体等の産業別団体
 - (イ) 医師会、歯科医師会及び県建築士会等の職業別団体
 - (ウ) その他、県に対し奉仕活動を申し入れた団体

5 県公安委員会の援助の要求

県公安委員会は、災害の発生に伴い必要と認める場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第 60 条の規定に基づき広域緊急援助隊の援助の要求を行う。

6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事、沿岸市町長又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができる。
- (2) 知事、沿岸市町長及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長から応急措置の実施を要請された場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。
- (3) 指定地方行政機関の長（酒田海上保安部長を除く。）は、その管理に属する施設の被災に関

連して、被災地域住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、所掌する応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事又は沿岸市町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めことができる。
- (2) 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事及び沿岸市町長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

8 消防の広域応援

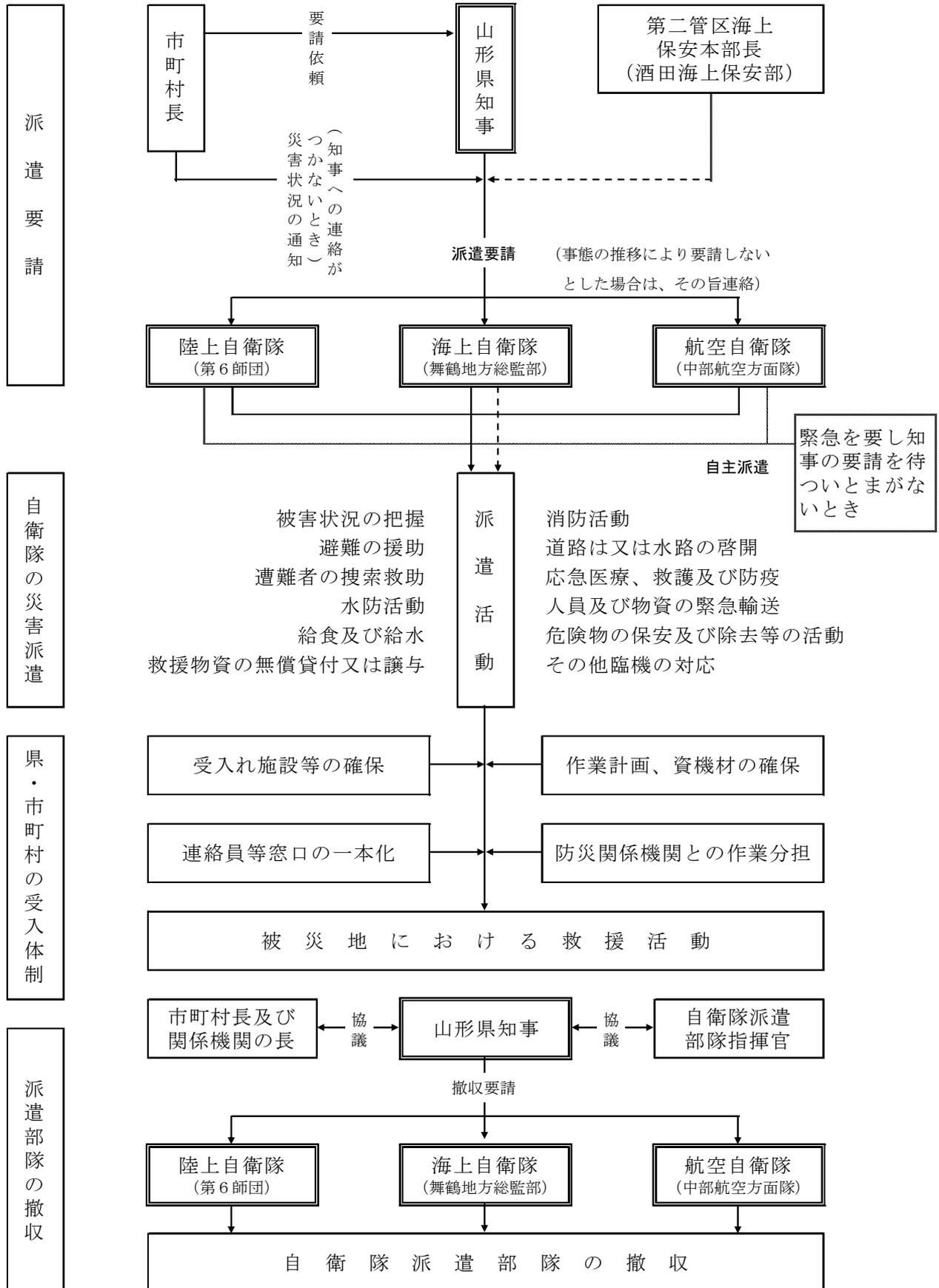
- (1) 県内市町村相互の広域応援体制
被災市町は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。
知事は、災害に際して緊急の必要がある場合は、県内の他の市町村長又は市町村の消防長に対し応援等の指示を行うことができる。
- (2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制
ア 沿岸市町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。
イ 知事は沿岸市町長から応援を求められた場合又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めた場合は、消防組織法第 44 条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。
ウ 被災市町長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。
 - (ア) 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
 - (イ) 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
 - (ウ) 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第4節 自衛隊災害派遣計画

1 計画の概要

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

2 自衛隊災害派遣計画フロー



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等 発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送及び通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5 県への連絡幹部の派遣

- (1) 自衛隊は、次の場合に、通信機器を携帯した連絡幹部を県へ派遣する。
- ア 県内で震度5弱以上の地震が観測され、必要と認められた場合
 - イ 山形地方気象台から、山形県の区域に大津波警報が発表された場合
 - ウ 知事が、災害の状況等により、自衛隊と情報交換し又は部隊等の派遣に関し連絡を密にする必要があると認めて、連絡幹部の派遣を依頼した場合
 - エ 救援活動のため被災地へ部隊を派遣した場合
- (2) 県は、自衛隊連絡幹部の受入れにあたっては、庁舎内に連絡幹部執務室を提供するとともに、必要に応じ寝具等を確保する。

6 自衛隊災害派遣要請の手続き

- (1) 知事が自衛隊に対して行う災害派遣要請等
- ア 知事は、自ら収集した情報、県警察の災害情報及び自主的な活動による自衛隊の災害情報等に基づき、自衛隊による救援活動が必要と認める場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
 - イ 派遣要請は、自衛隊法施行令第106条に基づき、次の事項を明らかにした文書により行う。
 - ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送付する。
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項
 - ウ 知事は、事態の推移により、救援活動の必要が無くなったと判断する場合は、その旨を自衛隊に連絡する。
- (2) 沿岸市町長の知事に対する派遣要請依頼
- ア 沿岸市町長は、知事に対して法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（危機管理課）に文書により行うものとする。
 - ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。
 - (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 沿岸市町長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第68条の2第2項に基づき、必要に応じて、その旨及び当該沿岸市町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、沿岸市町長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(3) 沿岸市町長の自衛隊に対する緊急通知

沿岸市町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、沿岸市町長は事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

7 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、県内において震度5弱以上の地震が発生した場合又は大規模災害の発生を覚知した場合は、自主的に被災地及びその周辺地域について、航空機、車両及びオートバイ等を利用した目視、撮影等による被害状況等の情報収集活動を行う。

(2) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること

(3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

(4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

8 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

(1) 自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を防災行政無線、電話又はファクシミリ等で速やかに知事に連絡する。

ア 派遣部隊名及び人員等の派遣規模

イ 指揮官の官職及び氏名

ウ 部隊の受入れに必要な体制

エ その他必要な事項

(2) 知事は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに派遣地の沿岸市町にその内容を連絡する。

9 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

知事、沿岸市町長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

知事及び沿岸市町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入れ施設等の確保

知事及び沿岸市町長は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

ア 事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）

・小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

・中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地

・大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

10 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

県は、自衛隊の派遣部隊と協議し、対策の緊急性、重要性を判断して救援活動の優先順位を定め、自衛隊活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

11 自衛隊災害派遣部隊の撤収

(1) 知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう当該沿岸市町長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議する。

(2) 災害派遣撤収手続

知事は、災害派遣撤収手続に当たり、先ず電話等をもって派遣自衛隊に撤収を要請し、事後速やかに文書を送達する。

12 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた沿岸市町（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料

(4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と沿岸市町長が協議する。

13 派遣要請先及び連絡窓口

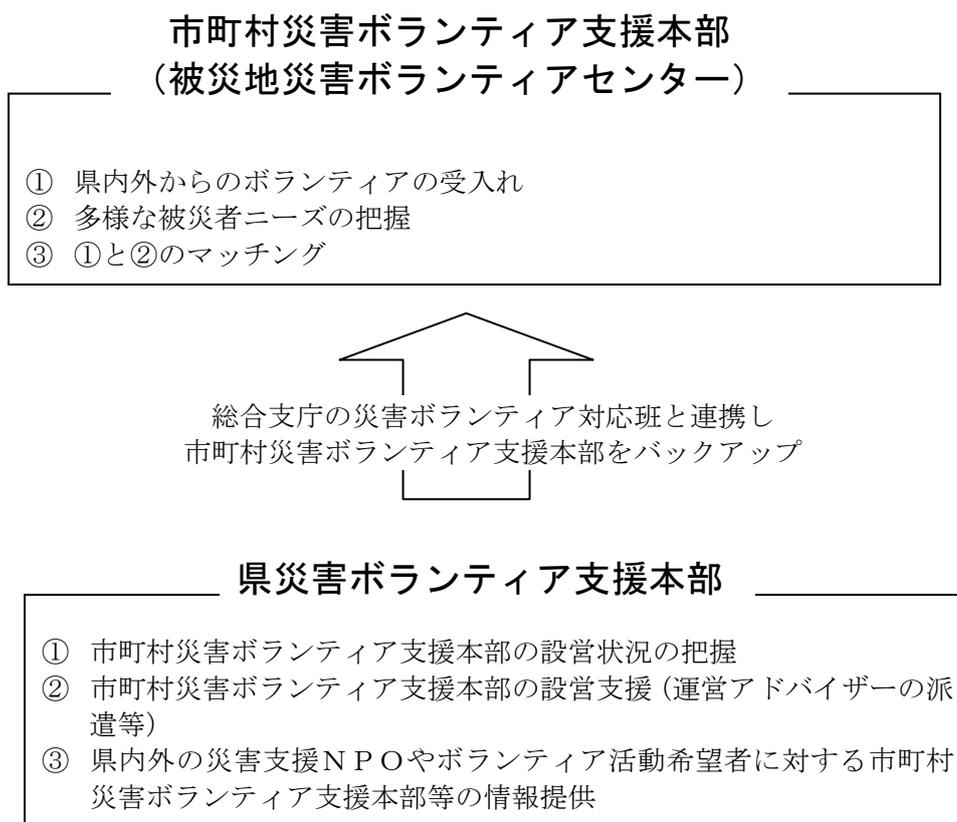
災害派遣の要請先	電 話 番 号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電 話 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線 5 0 7 5 ファクシミリ 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線 5 7 5 4
海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部 (作戦室)	電 話 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 0 内線 2 2 2 4 電 話 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 5 (直通) ファクシミリ 0 7 7 3 - 6 4 - 3 6 0 9 (直通)
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電 話 0 4 2 - 9 5 3 - 6 1 3 1 内線 2 2 3 3 (夜間・休日当直 内線 2 2 0 4) ファクシミリ 0 4 2 - 9 5 3 - 6 1 3 1 内線 2 2 6 9

第5節 災害ボランティア活動支援計画

1 計画の概要

地震・津波により被害が発生した場合に増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、県及び沿岸市町等が山形県災害ボランティア活動指針に基づき実施するボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

2 災害ボランティア活動計画フロー



3 県災害ボランティア支援本部

(1) 設置

ア 県は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じて県災害対策本部内に県災害ボランティア支援本部を設置する。

イ また、各総合支庁に設置される県災害対策本部の支部内に、それぞれの管轄区域をその区域とする災害ボランティア対応班を設置する。

(2) 運営

県災害ボランティア支援本部は、各総合支庁災害ボランティア対応班と連携し、市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の支援を行う。

ア 被災市町村に設置される市町村災害ボランティア支援本部の設置状況を把握するとともに、その設置及び運営が困難な市町村には、運営アドバイザーの派遣等の支援策を講じる。

イ 県内外の災害支援NPOやボランティア活動希望者に対し、市町村災害ボランティア支援本部等の情報を提供する。

ウ 市町村災害ボランティア支援本部から要請があった場合や、必要と判断した場合には、各種広報媒体を通じて、広くボランティアの募集等を行う。

4 市町災害ボランティア支援本部

(1) 設置

市町村は、大規模な災害が発生した場合、市町村社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

(2) 運営

市町村災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

ア ボランティアの受入れ

イ 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

(ア) 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

(イ) 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し必要に応じ、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力をを行う。

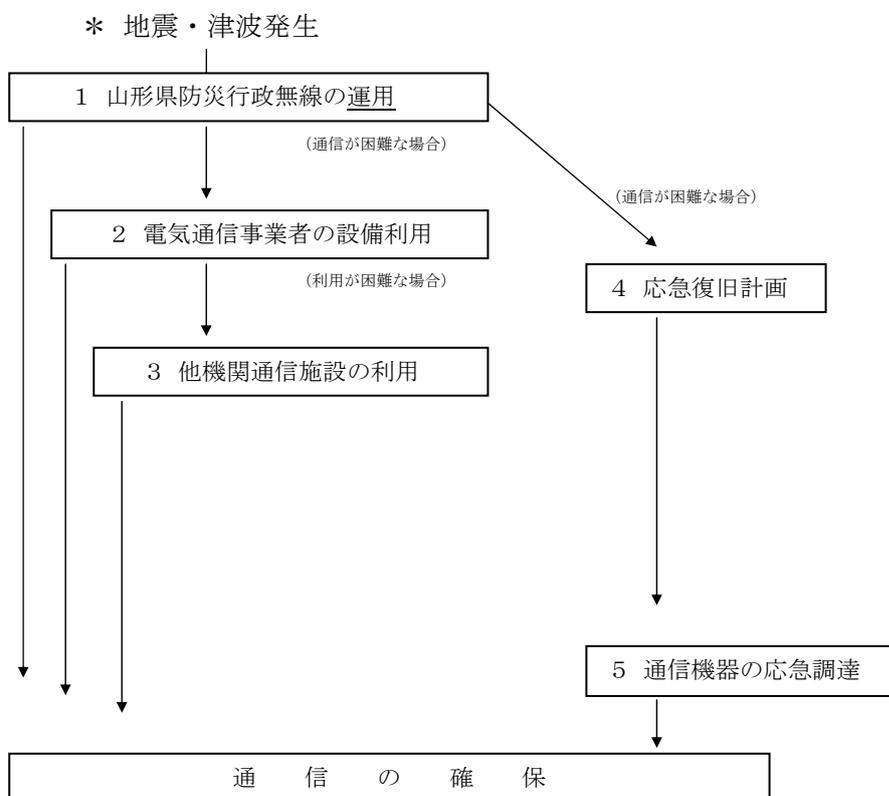
第2章 情報収集伝達関係

第1節 通信計画

1 計画の概要

災害応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

2 通信計画フロー



3 防災通信施設の運用体系

(1) 通信手段の概要

- ア 県防災行政無線 県関係機関、沿岸市町・消防及び県内防災関係機関、消防庁及び地域衛星通信ネットワークに加入している都道府県等との連絡
- イ 消防防災無線 消防庁及び都道府県防災担当課との連絡
- ウ 国土交通省多重無線回線 国土交通省関係機関、県土整備部及び総合支庁建設部等との連絡
- エ 中央防災無線 内閣府等中央省庁間の連絡
(緊急連絡用回線)
- オ 電気通信事業者設備 NTT加入電話、災害時優先電話及び衛星携帯電話等

(2) 通信手段の運用順位

- ア 災害発生時には、県防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。
- イ 県防災行政無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び国土交通省多重無線回線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。
- ウ 県防災行政無線に加え、電気通信事業者設備や国土交通省多重無線も使用不能となった場合は、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用、又は(社)アマチュア無線連盟山形県支部への応援要請により通信を確保する。

4 災害発生時の通信連絡

(1) 県防災行政無線の運用

県（危機管理課）は、災害発生時に情報の収集、伝達を迅速かつ円滑に行うため、「山形県防災行政無線運用規程」に基づき、必要により通信統制を行う。

ア 回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ 通話統制

任意の話中回線に緊急割込み通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

ウ 直通回線の設定

県本部と県支部との間に直通回線（ホットライン）を設定する。

(2) 電気通信事業者の設備利用

ア 災害時優先電話の使用

災害発生時には輻輳等による通信障害が予想されるため、防災関係機関は、あらかじめ東日本電信電話株式会社等に申請を行い承諾を得た災害時優先電話を活用する。

イ 衛星携帯電話の使用

加入電話が使用不能となった場合は、県（危機管理課）及び各総合支庁等に設置した衛星携帯電話を活用する。

(3) 他機関の通信施設の利用

ア 県、沿岸市町、水防機関、山形地方気象台及び日本赤十字社山形県支部は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第23条又は災害救助法第28条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、沿岸市町、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、酒田海上保安部、山形地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。

イ 知事は、沿岸市町からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

ウ 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

エ 県、沿岸市町及び防災関係機関は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

オ 県は、必要に応じ、「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき、被災地や避難場所等との連絡について、アマチュア無線連盟山形県支部に対して協力を要請する。その際、アマチュア無線がボランティアであることに配慮する。

5 通信施設の被害対応

(1) 県防災行政無線の応急復旧計画

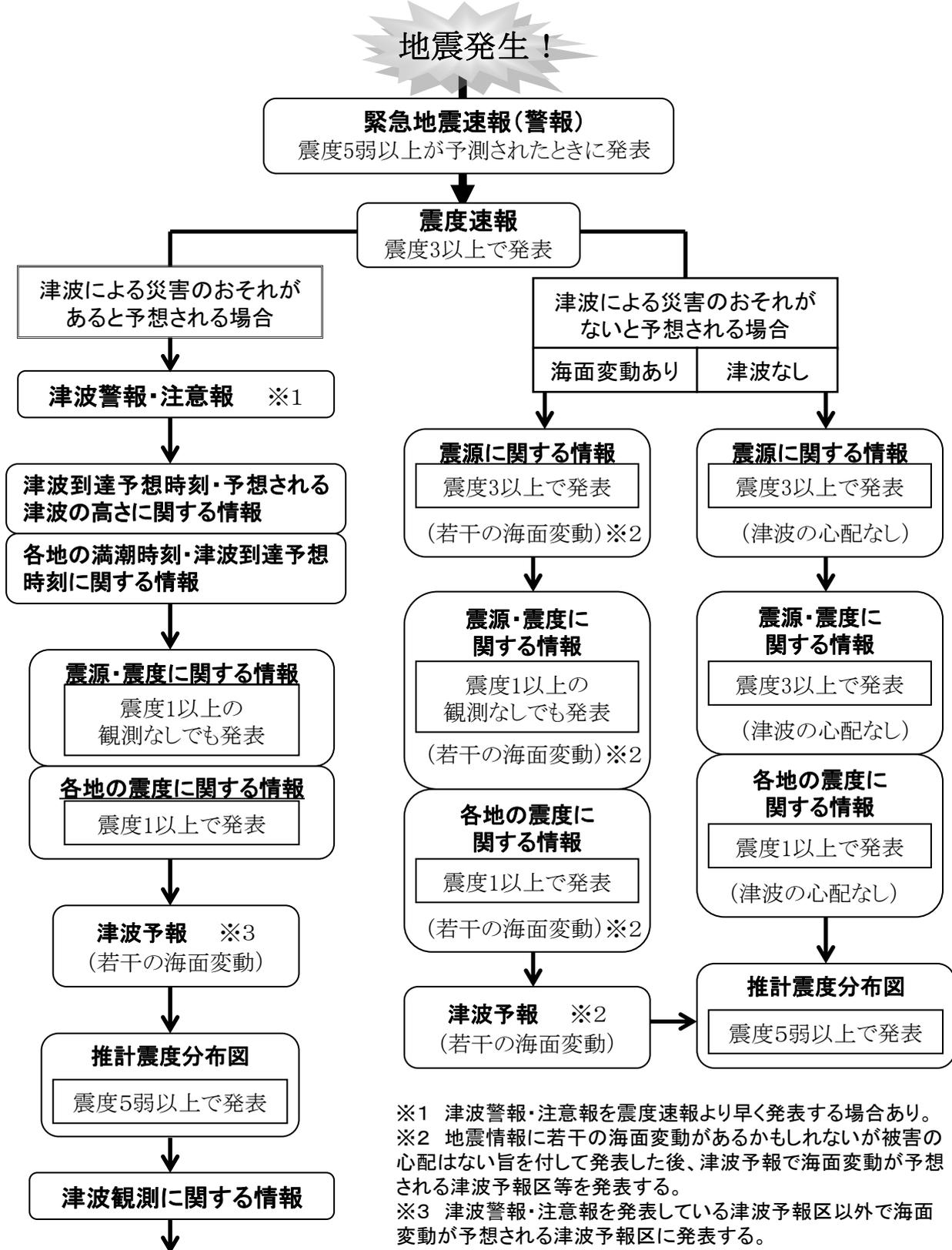
県（危機管理課）は、災害発生後直ちに県防災行政無線の疎通状況の監視及び機能確認を行い、災害情報連絡のための通信手段の確保を図るとともに、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。

また、災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

(2) 通信機器の応急調達

県、沿岸市町等の防災関係機関は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

津波警報・情報及び地震情報等の発表の流れ



第2節 津波警報・地震情報等伝達計画

1 計画の概要

地震や津波による被害を最小限にとどめるため、国、県、市町村及び放送機関等の防災関係機関が、「津波警報・注意報」、「地震・津波情報」並びに「津波予報」（以下、津波警報等という。）を、迅速かつ正確に沿岸住民、海水浴客及び漁港・港湾関係者等に伝達するための方法について定める。

2 津波警報等

(1) 津波警報等の発表

山形県に関わる津波警報等は、気象業務法第15条に基づき、気象庁から発表され、山形地方気象台を経由して、山形県、関係機関、市町村及び住民へと伝達されるが、その流れは次のとおりである。

(別図1 津波警報・情報及び地震情報等の発表の流れを参照のこと)。

ア (3)に掲げる「津波警報・注意報」が発表された場合、(4)に掲げる「津波情報」で津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが適宜発表される。

なお、津波警報等は、報道機関によりテレビ等で放送されることにも留意する必要がある。

イ 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、(5)に掲げる内容が「津波予報」で発表される。

ウ 「地震情報」は、震度3以上を観測した場合、(6)に掲げる情報のうち「震度速報」が2分以内に発表され、その後「震源に関する情報」等が順次発表される。

エ 山形地方気象台は、地震発生後、大雨により土砂災害の発生が懸念される場合、大雨注意報・警報基準を変更することがある。

(2) 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。

(3) 津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合に、津波警報（大津波、津波）または津波注意報が発表される。

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3 m以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒して下さい。	10 m以上、8 m、6 m、4 m、3 m
	津波	予想される津波の高さが高いところで1 m以上3 m未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒して下さい。	2 m、1 m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2 m以上1 m未満である場合	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意して下さい。	0.5 m

(注) 1：津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。

このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(4) 津波情報の種類

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(5) 津波予報の内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想された時（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

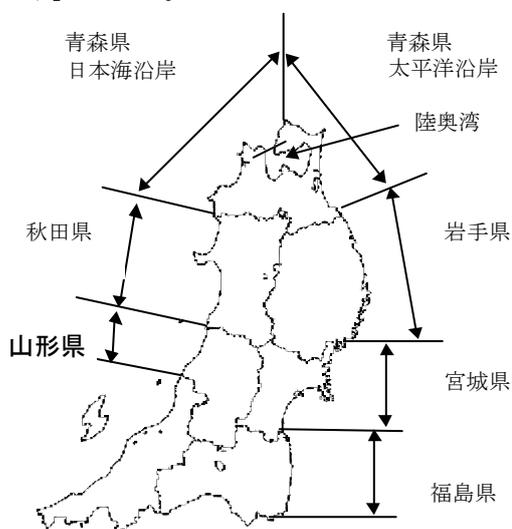
(6) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(7) 山形県の津波予報区及び地震情報に用いる地域名称

ア 津波予報区図

東北地方における津波予報区は次の図のとおりとなっており、山形県が属する津波予報区の名称は「山形県」である。



イ 地震情報に用いる地域名称

山形県における地震情報に用いる震度の地域名称の区分は図のとおりである。



3 津波警報等の伝達

山形地方气象台、県、県警察本部、市町村及び防災関係機関は、「津波警報等」については別図2「津波警報・情報及び地震情報等の伝達経路図」により伝達する。

(1) 山形地方气象台

山形地方气象台は、気象庁が発表した「津波警報等」をN T T専用回線を利用した防災情報

提供システム等により県、県警察本部、放送機関、酒田海上保安部及びその他の防災関係機関へ伝達する。

なお、全国瞬時警報システムを設置している機関は、気象庁から消防庁を經由し、伝達を受けることもできる。

(2) 県

県は伝達された「津波警報等」を、県防災行政無線により速やかに沿岸市町、沿岸消防本部及び庄内総合支庁に伝達する。

また、これらの機関に加え、関係する市町村、消防本部及び総合支庁へも伝達する。

(3) 県警察本部

県警察本部は、伝達された「津波警報等」を、警察用通信回線等により速やかに沿岸の警察署、交番・駐在所及び沿岸市町へ伝達する。

また、これらの機関に加え、関係警察署、関係交番・駐在所及び関係市町村へも伝達する。

(4) 市町村及び消防本部

市町村及び消防本部は、伝達された「津波警報等」を、同報系防災行政無線、緊急速報メール、サイレン吹鳴装置及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

(5) 放送機関

放送機関は、伝達された「津波警報等」を、テレビ及びラジオにより速やかに放送し、住民に周知する。

(6) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、伝達された「津波警報等」を、必要に応じ速やかに関係船舶代理店・漁協支所等海事関係者にFネット（NTT公衆回線）で伝達するほか、巡視船艇により周知する。

また、第二管区海上保安本部は、無線電話等により船舶に周知する。

(7) 県庄内総合支庁水産課

県庄内総合支庁水産課は、伝達された「津波警報等」を、速やかに航海中・入港中の漁船等に周知する。

(8) その他の防災機関

その他の防災機関は、伝達された「津波警報等」を、速やかに関係所属機関へ伝達する。

4 住民等への情報伝達

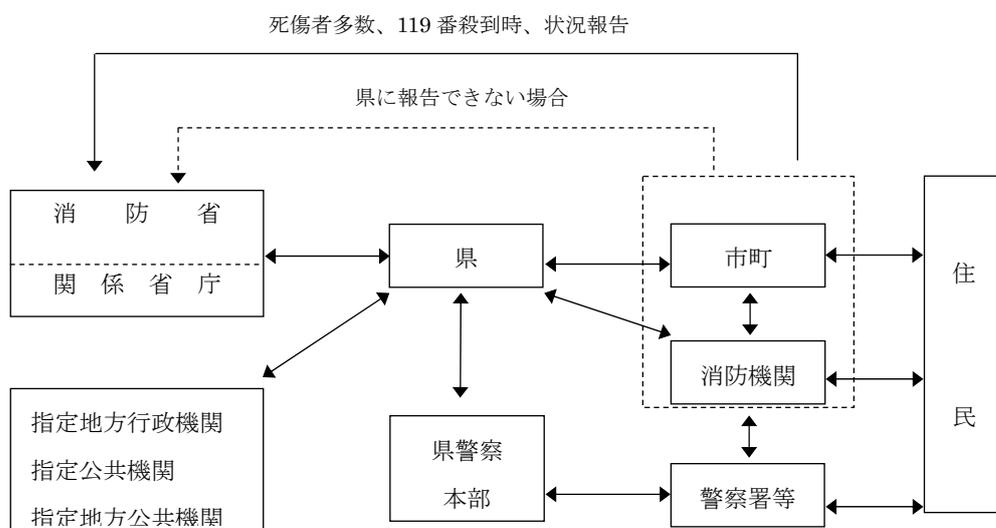
沿岸市町は、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

第3節 災害情報の収集・伝達計画

1 計画の概要

地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

2 災害情報収集・伝達計画フロー



3 被害状況等情報収集活動の概要

防災関係機関は、次により、被害状況等を把握するため情報収集活動を実施する。

なお、ヘリコプターによる情報収集は、県、県警本部、自衛隊及び第二管区海上保安本部が状況に応じ連携して実施する。

(1) 沿岸市町

ア 災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領及び実施方法等を定めるとともに、全体の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。

イ 消防機関と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、管内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。

(2) 県

被災地の市町及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。また、必要に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空から被災状況を調査する。

(3) 県警察本部

警察署、交番・駐在所、パトロールカー及び警察ヘリコプター等を通じて被災地の情報を収集する。

(4) 酒田海上保安部

必要に応じ巡視船艇、航空機等により海域部及び沿岸部の被害調査にあたりるとともに、関係

機関等から情報の収集に努める。

(5) 自衛隊

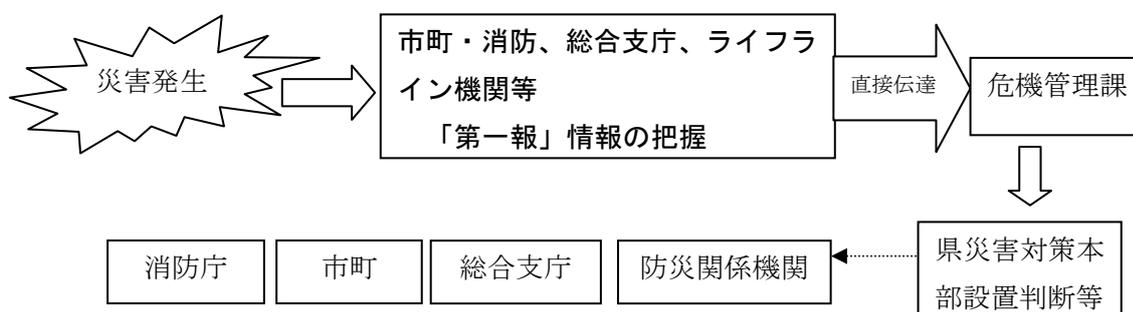
震度5弱以上の大規模な地震が発生した場合、自衛隊は情報収集活動を行う。

4 災害発生直後の情報収集・伝達

(1) 県本部（危機管理課）への「第一報」情報等の提供

県内で、大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、各防災関係機関は直ちに県本部（危機管理課）へ情報を提供するものとする。（大きな状況変化時も同じ。）

ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合



イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 各機関における情報収集・伝達

ア 沿岸市町

(ア) 沿岸市町は、震度4以上の地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに津波の発生状況等の情報を収集し、総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、県本部（危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途断等により県本部（危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

(イ) 行方不明者数は、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、沿岸市町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

(ウ) 沿岸市町（消防機関を含む）は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

イ 県

- (ア) 県支部（総合支庁）及び関係出先機関は、管内の市町及び防災関係機関と緊密に連携して災害情報の収集に努め、その情報をとりまとめて県に報告する。
- (イ) 県は、これらの情報及び直接受信した情報を総合的に整理・分析し、その被害状況を取りまとめるとともに、必要に応じ、調査班を派遣し現地調査を行う。
- (ウ) 県は、必要に応じ、第3編第1章第4節「自衛隊災害派遣計画」に基づき、自衛隊に対し航空機等による被害状況の把握を要請する。
- (エ) 県本部（危機管理課）は、とりまとめた被害状況を総務省消防庁に報告するとともに、関係機関に報告又は通報する。

なお、発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

また、各部局は、必要に応じて所管事項に関する災害情報等を関係省庁へ報告する。

(3) 防災関係機関

防災関係機関は、災害情報の収集・報告に係る責任者を定める。災害が発生した場合には、把握した被害情報を、関係機関へ迅速に報告又は通報する。特に医療機関では、被害状況及び急患受け入れの可否等の情報を、最寄りの消防署に迅速に連絡する。

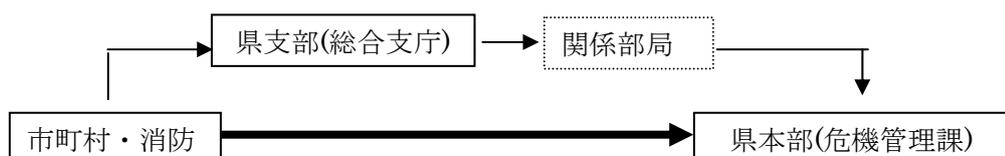
5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

(1) 県本部（危機管理課）への直接の情報伝達等

県本部において、迅速に被害状況を把握し応急対策を決定していくため、災害対策本部活動期間を通して、次のとおり情報提供（防災情報システム及び電話またはFAXによる）を行うものとする。なお、図中の太矢印は主要な情報の伝達ルートを示す。

ア 沿岸市町・消防が次の情報を把握した場合

人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、沿岸市町管理の庁舎、公の施設、沿岸市町立福祉施設・保育所、沿岸市町管理の土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る被害

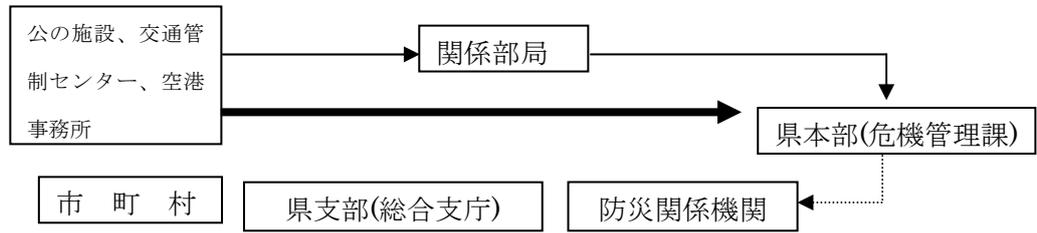


イ 県支部（各総合支庁（分庁舎を含む））が次の情報を把握した場合

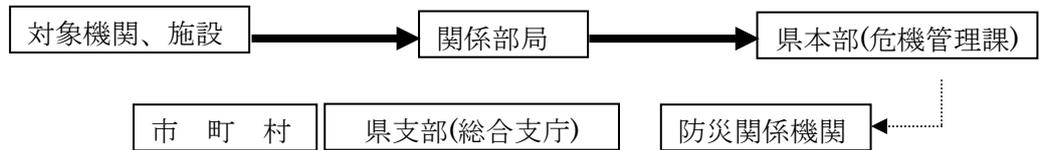
総合支庁庁舎、病院、県所管の農林水産施設、商工関係機関・施設（マニュアルで総合支庁の役割としている部分）、土木施設及び廃棄物施設等に係る被害、その他県支部（総合支庁）に属する施設



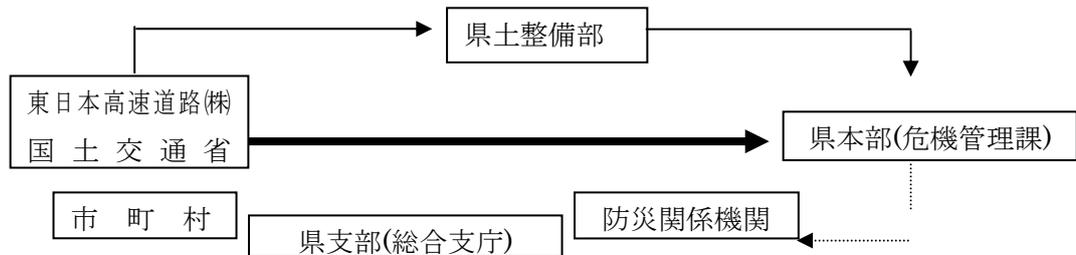
- ウ 県の機関（公の施設、空港事務所、交通管制センター）が次の情報を把握した場合
公の施設（県民会館、県郷土館、遊学館等）に係る被害、交通規制（道路、空港）状況



- エ 県の関係部局が次の情報を把握した場合
公立・私立教育機関全般、県立病院、県立福祉施設、県企業局が把握した所管施設、商工関係機関・施設、その他県の出先機関に係る被害 等



- オ 国の機関が所管に係る次の情報を把握した場合
高速道路、国道、国直轄管理土木施設に係る被害



- カ ライフライン機関、鉄道事業者が次の情報を把握した場合
電話、電力、ガス、鉄道に係る被害



(2) 各機関における活動

ア 沿岸市町

- (ア) 県出先機関及びその他の関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。
- (イ) 把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について県支部（総合支庁）を通じて県本部（危機管理課）に報告する。
- (ウ) 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

イ 県

- (ア) 被災地の県出先機関は、管内の市町等と協力して、所管事項に関する被害状況や応急対策の実施状況を各部局所管課へ報告する。
- (イ) 各部局主幹課は、所管事項に関する被災状況及び応急対策実施状況を取りまとめ、県本部（危機管理課）へ報告する。
- (ウ) 県支部（総合支庁）は、沿岸市町から報告された災害情報を、県本部（危機管理課）へ報告する。
- (エ) 中央省庁への報告
 - a 県本部（危機管理課）は、とりまとめた被害状況を総務省消防庁に報告する。
 - b 県本部（危機管理課）及び各部局は、県が実施する応急対策活動の実施状況等を被災市町等に連絡する。
 - c 各部局は、必要に応じ、所管事項に関する詳細な被害情報及び応急対策活動の実施状況等を関係省庁へ報告する。
 - d 国が非常災害対策本部等を設置した場合は、各部局は関係省庁を通じて非常災害対策本部等へ応急対策の実施状況等を随時報告する。

ウ 県警察本部

- (ア) 警察署、交番・駐在所、パトロールカー及び県警ヘリコプターからの報告に基づき被害状況を把握する。
- (イ) 把握した被害情報や警備、救助に関する活動状況等を県本部（危機管理課）及び関係機関に連絡する。
- (ウ) 交通規制を実施した場合は、県、沿岸市町及び関係機関へ連絡するとともに、ラジオ、テレビ及び交通情報板等を通じて周知徹底を図る。

エ 酒田海上保安部

海上、沿岸部における被害状況及び応急対策実施状況等について、必要に応じ、県本部（危機管理課）及び関係機関へ連絡する。また、海上における警戒区域を設定した場合は、直ちに最寄りの市町にその旨を通知するとともに、船舶等に対し無線電話等及び巡視船艇等により周知する。

オ 医療機関

被災状況及び急患受入れ可否等の情報を、保健所を経由して県（健康福祉企画課）に報告する。

6 防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

7 被害関連情報の発信

県は、収集された災害関連情報等を集約し、沿岸市町、自衛隊、ライフライン・公共交通機関及びその他の災害応急対策に関わる防災関係機関に随時伝達する（報道機関に対する報道要請は、「第4節広報計画」による。）。

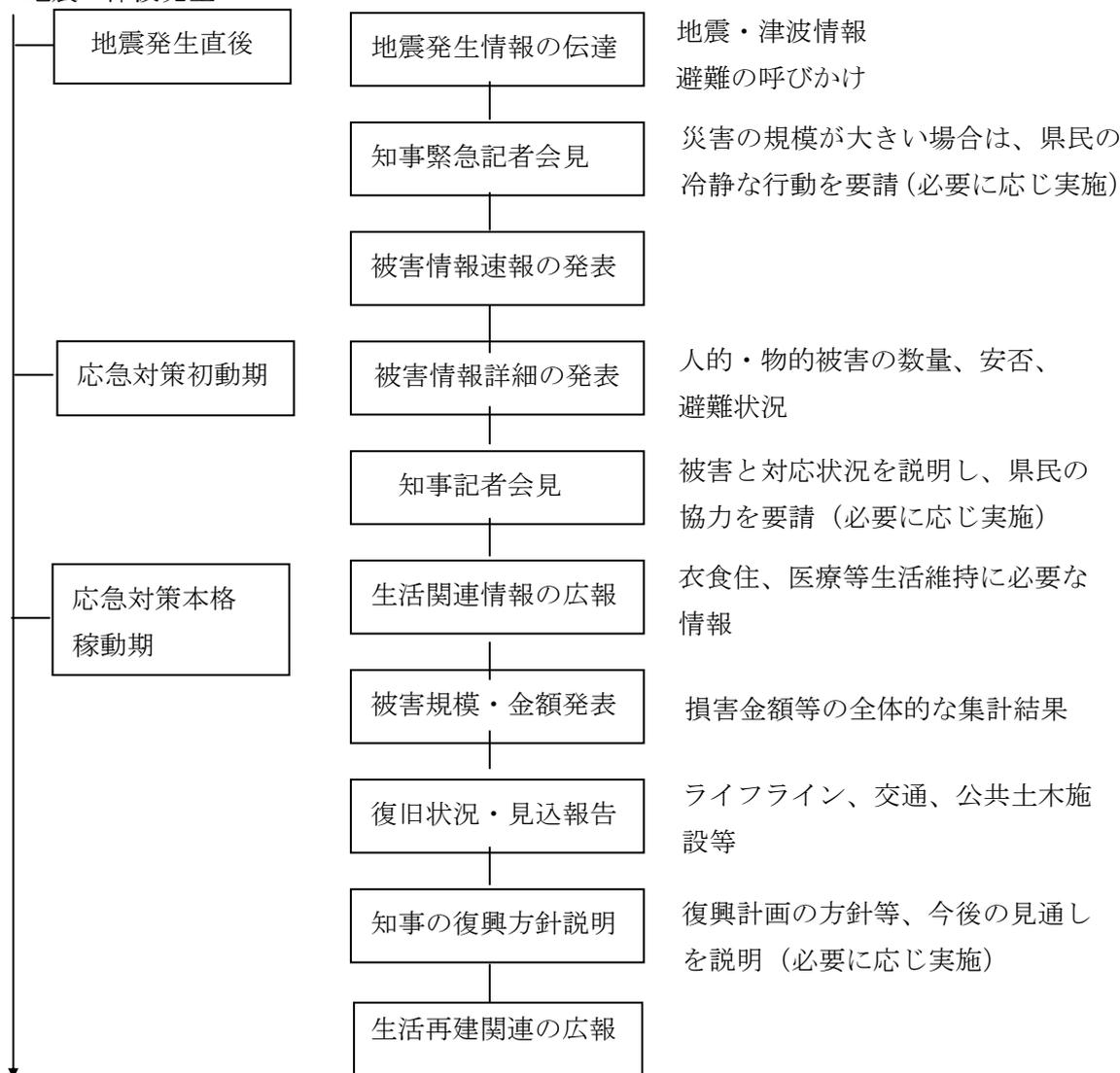
第4節 広報計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、県、沿岸市町、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

2 広報計画フロー

*地震・津波発生



3 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止するこ

とにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

4 広報活動における各機関の役割分担

防災関係機関は、次により役割を分担して広報活動を行う。

(1) 沿岸市町

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

(ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

(イ) 自治会、町内会等を通じた情報伝達

(ウ) 住民相談所の開設

(エ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

(オ) 有線放送、地域防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

(ア) 安否情報

(イ) 避難、医療、救護及び衛生に関する情報

(ウ) 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況

(エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報

(オ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 県

ア 役割

被災地内、被災地外の県域及び県外への情報発信を行う。

イ 手段

(ア) 報道機関への報道依頼

a 記者会見

県は、甚大な被害が発生した場合は、速やかに知事等の緊急記者会見を行い、被害状況、県の対応状況について県民に情報提供し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。

b 情報提供及び取材対応

(a) 県は、記者会見場を設ける。場合によって、報道機関への情報提供の場及び取材等対応の場となるプレスセンターを設ける。

(b) 県は、収集した被害状況の集約結果を定期的に報道機関に発表するが、状況により必要な都度提供する。

(イ) 災害対策基本法第57条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づく報

道機関への報道要請

- (ウ) 総合的相談窓口の開設
- (エ) 緊急速報メール、ワンセグ及びインターネットの活用（県ホームページ、携帯サイト、ツイッター）
- (オ) ラジオ、テレビ、新聞など県の広報媒体の活用

ウ 項目

- (ア) 地震津波情報
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 県の出先機関、沿岸市町及びその他防災関係機関から報告された被害状況
 - (エ) 国、県及び沿岸市町等公的機関の災害対応に関する情報
 - (オ) その他広域的な把握を必要とする情報
- (3) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道及び電気通信事業者）

ア 役割

被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ及び印刷物の配布・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）
- (エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 被災区域及び被害状況
 - (イ) 設備が使用可能な場合は、使用上の注意
 - (ウ) 復旧の状況及び見込み
- (4) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内、車内及び船内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）
- (エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 不通区間及び運行状況
 - (イ) 復旧の状況及び見込み
- (5) 警察

ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。

イ 手段

- (ア) パトロールカーによる広報

- (イ) 安否情報
- (ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）

ウ 項目

- (ア) 被災者に関する情報
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 通行の可否、交通規制及び渋滞等の交通情報
- (6) その他の行政機関
住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。

5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計画に基づいて、速やかに災害に関する報道又は通信を行う。

また、県及び沿岸市町は、次により放送機関に放送要請を行う。

- (1) 県は、緊急を要しかつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、「災害対策基本法第57条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 沿岸市町は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (3) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

<各放送機関の連絡先>

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-9 15	023-633-2842
山形放送（YBC）	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
		023-622-6161(夜間電話)	
山形テレビ（YTS）	山形市城西町 5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
テレビユー山形(TUY)	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	0 3-624-8372
さくらんぼテレビジョン(SAY)	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-625-0804	023-625-0805

6 被災者等への情報伝達活動

- (1) 被災者への情報伝達

県及び沿岸市町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

県及び沿岸市町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関

する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 国民への的確な情報伝達

県及び沿岸市町は、国民全体に対し津波の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

7 地震発生後の各段階における広報

(1) 地震・津波発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

ア 山形地方気象台は、気象庁及び県の観測した地震データを、各放送機関に防災情報提供装置等で速やかに配信する。

イ 放送機関は、配信された地震情報を速やかに放送する。

ウ 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。

エ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

(2) 災害応急対策初動期（地震・津波発生後概ね2日以内）

ア 沿岸市町の広報事項

- (ア) 安否情報
- (イ) 住民に対する避難勧告等
- (ウ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- (エ) 避難所の開設状況

イ 県の広報事項

- (ア) 安否情報
- (イ) 人身、家屋及び公共施設等の被害並びに住民の避難状況
- (ウ) 公共土木施設、農業土木施設の被害状況
- (エ) 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者・人工透析患者等受け入れの可否の情報
- (オ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報
- (カ) 各種相談窓口に関する情報

ウ 県警察の広報事項

- (ア) 住民に対する避難勧告等
- (イ) 安否情報
- (ウ) 被災者に関する情報
- (エ) 交通規制に関する情報

エ ライフライン関係機関

- (ア) 被災による使用不能状況
- (イ) 使用可能な設備については、使用上の注意

オ 公共交通機関

- (ア) 不通区間及び運休状況
- (イ) 臨時ダイヤの運行状況

(3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）

ア 沿岸市町の広報事項

- (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
- (イ) 小中学校の授業再開予定

- (ウ) 被害認定・罹災証明の発行
- (エ) 応急仮設住宅等への入居に関する情報
- イ 県の広報事項
 - (ア) 概算被害額
 - (イ) 公共土木施設等の復旧状況及び見込み
 - (ウ) 医薬品、生活必需品等の供給見込み
 - (エ) 救援物資、ボランティアの受け入れに関する情報
- ウ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項
 - (ア) 復旧見込み
 - (イ) 災害発生時の特例措置の実施状況
- (4) 復旧対策期
 - ア 沿岸市町の広報事項
 - (ア) 罹災証明の発行
 - (イ) 生活再建資金の貸し付け
 - (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - (エ) その他生活再建に関する情報
 - イ 県の広報事項
 - 広域的な復興計画

8 安否情報の提供

- (1) 沿岸市町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。
なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。
- (2) 県は、死亡者の情報を報道機関を通して公表する。
- (3) 通信事業者は、地震災害により通信設備が被害を受け電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を開設する。

9 広報活動実施上の留意点

- (1) 沿岸市町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。
- (2) 県及び沿岸市町は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語並びに外国語及びやさしい日本語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 県及び沿岸市町は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

10 広聴活動

- (1) 沿岸市町は、被災者のための住民相談所を設置するとともに、自主防災組織及び自治組織からの相談等に対応する。
- (2) 県は、通常の県民相談窓口に加えて、災害対応の総合的相談窓口を設置するとともに、沿岸市町の行う広聴活動を支援する。なお、総合的相談窓口には、東日本電信電話株式会社に要請

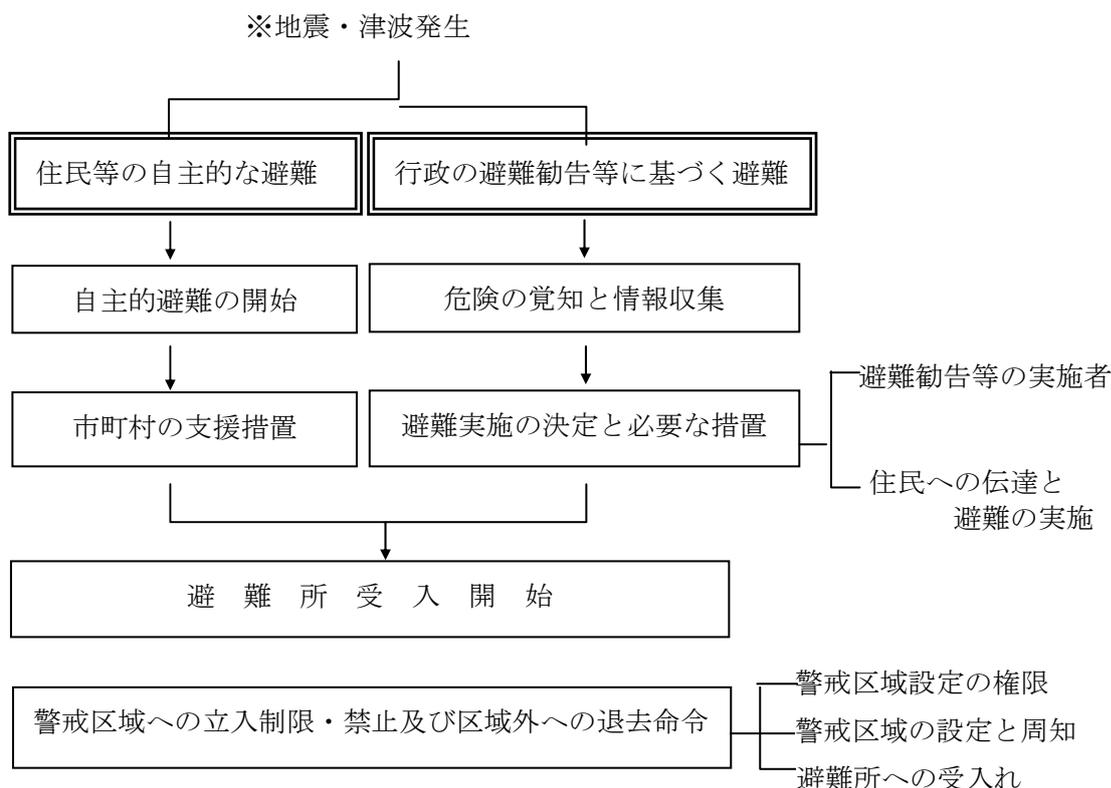
- して専用電話を設置し、報道機関を通じてその電話番号を県民に周知する。
- (3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

第3章 避難計画

1 計画の概要

地震に伴う津波や二次災害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに沿岸市町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難勧告・指示応急対策フロー



※避難勧告等：避難勧告、避難指示

3 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の災害時要援護者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 沿岸市町の支援措置

沿岸市町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに収容できるようにしておく。

4 行政の勧告又は指示に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

ア 県、沿岸市町及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難勧告・指示を適切なタイミングで発令するよう留意する。

イ 沿岸市町、消防機関は、強い地震（震度4程度以上）又は、長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合又は津波警報・注意報が発表された場合等において、必要があると認める場合は、速やかに避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示を発令し、県警察と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア 避難勧告等の実施者

避難勧告、避難指示は、法第60条に基づき、原則として沿岸市町長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難勧告及び指示	沿岸市町長	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、特に必要があると認める場合→避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（法第60条） <p style="text-align: center;">（報告）</p> 沿岸市町長→知事
	知事	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合→避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 →沿岸市町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示（法第60条）
避難の指示等	警察官	<ul style="list-style-type: none"> 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は沿岸市町長から要求があった場合（法第61条） <p style="text-align: center;">（通知） （報告）</p> 警察官→沿岸市町長→知事
		<ul style="list-style-type: none"> 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条） <p style="text-align: center;">（報告）</p> 警察官→公安委員会
	海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は沿岸市町長から要求があった場合（法第61条） <p style="text-align: center;">（通知） （報告）</p> 海上保安官→沿岸市町長→知事
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条） <p style="text-align: center;">（報告）</p> 自衛官→防衛大臣の指定する者防衛大臣の指定する者（第6師団長等）

イ 住民等への伝達と避難の実施

(ア) 避難の勧告又は指示の内容

- a 要避難対象地域
- b 避難理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等

(イ) 避難の広報

- a 関係機関は、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ・ラジオ及び緊急速報メール等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速に周知・徹底する。
- b 沿岸市町は、災害時要援護者への勧告又は指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 沿岸市町は、津波警報・注意報が発表されたときや、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、必要と認める場合、海浜にいる者及び海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

(ウ) 避難誘導

沿岸市町、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、災害時要援護者の避難誘導等が災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- a 沿岸市町は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関の協力を得て、あらかじめ指定している避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

- b 消防機関は、避難の勧告又は指示等が出された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を沿岸市町及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

- c 県警察は避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する

- d 沿岸市町は、海浜にいる者及び海岸付近の住民に避難するよう勧告又は指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防職団員、水防団員、警察官、自主防災組織など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、速やかに避難誘導を行うものとする。

海岸付近の住民等は、津波警報・注意報が発表されたときや、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、あらかじめ指定された避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や高齢者の避難を互いに協力して行うものとする。

- e 沿岸市町は、職員、消防職団員、水防団員、警察官、自主防災組織など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸間の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの緊急対策を行う。

(エ) 避難路の安全確保

沿岸市町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、沿岸市町長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。(法第 63 条)。
	警察官	市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(法第 63 条)
	海上保安官	
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市町長又は市町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。(法第 63 条)

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官、海上保安官又は自衛官が、市町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を沿岸市町長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

沿岸市町長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設しこれらの者を受入れる。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報の提供等

(1) 帰宅困難者に対する避難情報の提供等

ア 県、沿岸市町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

イ 県、沿岸市町及び公共機関は、必要に応じて、避難場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

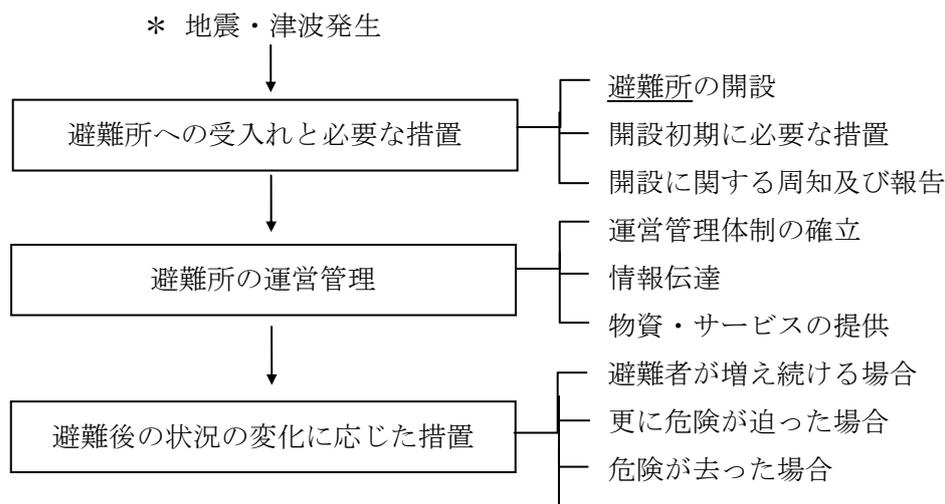
県、沿岸市町及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

第4章 避難所運営計画

1 計画の概要

地震により災害が発生した場合に、沿岸市町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 避難所運営計画フロー



3 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

沿岸市町は、住民に避難を勧告又は指示した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに沿岸市町職員を避難所に派遣し、円滑な運営に努める。

また、必要に応じあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の災害時要援護者のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所等の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は厚生労働大臣の同意を得た上で期間を定める。)をとる必要がある。

(2) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

沿岸市町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

沿岸市町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

沿岸市町は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

(ア) 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）

(イ) 毛布

(ウ) 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）

(エ) 医薬品

(オ) 生理用品

(カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

(キ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）

(ク) 飲料水

エ 通信手段の確保

沿岸市町は、避難所と市役所、町役場等との通信手段を確保する。

(3) 開設に関する周知及び報告

沿岸市町は、速やかに地元警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

4 避難所の運営管理

沿岸市町は、避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 運営管理体制の確立

沿岸市町は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

沿岸市町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。

また、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手

段の確保に努める。

(3) 物資・サービス等の提供

沿岸市町は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

(4) その他

避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、一般住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

5 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

沿岸市町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の収容可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、当該沿岸市町の避難所だけでは不足する場合、又は要援護者を当該沿岸市町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の沿岸市町に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

沿岸市町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び県警察等に避難者移動用の車両、舟艇及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難場所等へ再避難させる。また、県は、必要に応じ自衛隊に協力を要請する。

(3) 危険が去った場合

沿岸市町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難勧告・指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次沿岸市町に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

6 避難所運営に係る留意点

(1) 沿岸市町等のとるべき措置

沿岸市町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の処遇について十分に配慮する。また、県は、沿岸市町を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ア 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

イ 衛生、給食及び給水等対策

- (ア) 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- (イ) 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- (ウ) トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

エ 災害時要援護者に配慮した運営、環境整備

- (ア) 掲示板、チラシ、通訳者の配置等災害時要援護者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- (イ) 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- (ウ) 施設のバリアフリー化を図るとともに、災害時要援護者専用スペースの確保について配慮する。
- (エ) 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

オ 男女のニーズの違いに配慮

沿岸市町は、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理に努める。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

カ 各機関への協力要請

沿岸市町は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、栄養士会及びボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。

(2) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

- ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項への遵守

7 広域的避難収容

沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断し

た場合には、必要に応じて県に広域避難に関する支援を要請する。

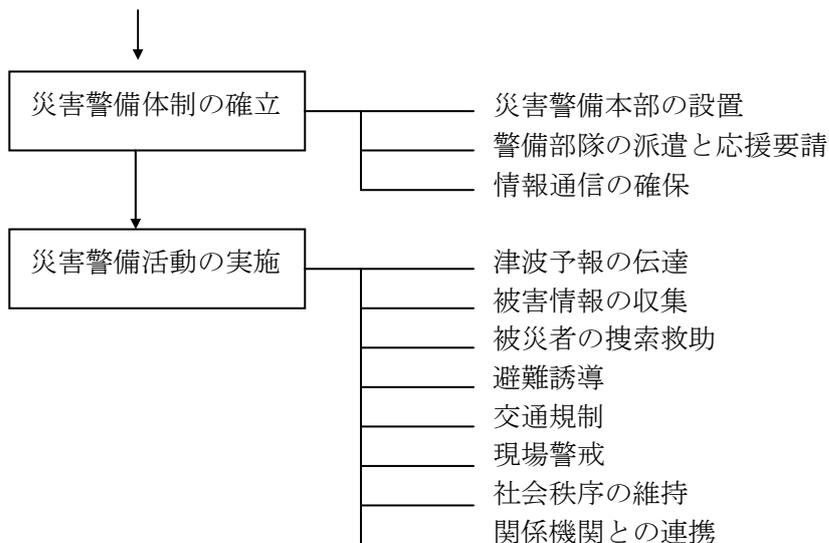
第5章 災害警備計画

1 計画の概要

震災発生時において、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察が行う災害警備活動について定める。

2 災害警備計画フロー

* 地震・津波発生



3 災害警備体制の確立

(1) 災害警備本部の設置

県警察は、大規模な地震が発生した場合、警察本部に災害警備本部を設置するとともに、被災地を管轄する警察署に現地災害警備本部を設置して災害警備活動を行う。

(2) 警備部隊の派遣と応援要請

県警察は、災害警備活動に必要な警備部隊を現地災害警備本部に派遣するとともに、警備要員及び災害装備資機材が不足する場合は、広域緊急援助隊並びに警備車両、警備艇及び警察ヘリコプター等の応援要請を行う。

(3) 情報通信の確保

地震発生後、速やかに通信手段の機能を確認し、災害警備に必要な警察通信の機能を確保する。

4 災害警備活動の実施

(1) 津波警報等の伝達

警察本部並びに酒田、鶴岡の各警察署は、気象庁から発表される津波警報等に基づき、沿岸市町、沿岸住民及び沿岸利用者に津波警報等を伝達する。

(2) 被害情報の収集

大規模な地震が発生した場合、管内の警察職員は自主参集するとともに、被害状況の把握に努める。

また、県警察航空隊は、地震・津波による被害の発生が予想される場合は、ヘリコプターにより上空から被害情報の収集にあたる。

(3) 被災者の捜索救助

倒壊家屋等による被災者の救助活動は、他の警察活動に優先して行うとともに、被害の規模が大規模かつ広範囲な場合は、消防機関及び自衛隊等と連携し、被災者の救助及び行方不明者の捜索活動にあたる。

なお、被災者のうち死者については、実況見分、検視等により身元を確認し、遺族に引き渡す。

(4) 避難誘導

警察官は、災害現場で活動中に、二次災害が発生する危険箇所を把握した場合は、沿岸市町災害対策本部に通報して避難勧告の発令を促すとともに、被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(5) 交通規制

本編第11章第2節「道路交通計画」により、交通規制を実施する。

(6) 現場警戒

現地災害警備本部は、被災地における犯罪、混乱及びトラブル等を防止するため、被災地域及びその周辺におけるパトロールを強化し、混乱の早期回復等秩序の維持に努める。

(7) 社会秩序の維持

現地災害警備本部は、被災者の不安を和らげるため、定期的に避難所等の巡回を行うほか、地域住民等の生活に必要な情報収集、地域安全情報の提供及び相談所の開設等に努める。

また、災害に便乗した犯罪の取締り被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(8) 関係機関等との連携

ア 県・市町（災害対策本部）

県警察は、県及び沿岸市町災害対策本部と、被災情報、警備状況等に関する情報の相互連絡を行う。

イ 消防機関

県警察は、消防機関が行う消防警戒区域の設定に援助するとともに、相互に連携して被災者の迅速な捜索、救助活動を行う。

ウ 自衛隊

県警察は、必要に応じて、災害派遣に従事する自衛隊車両の先導を行うとともに、被災者の迅速な捜索、救助活動を行うため相互に情報交換を行う。

エ 酒田海上保安部

県警察は、日本海沿岸における被災者の捜索、救助活動について相互に協力する。

オ 関係団体

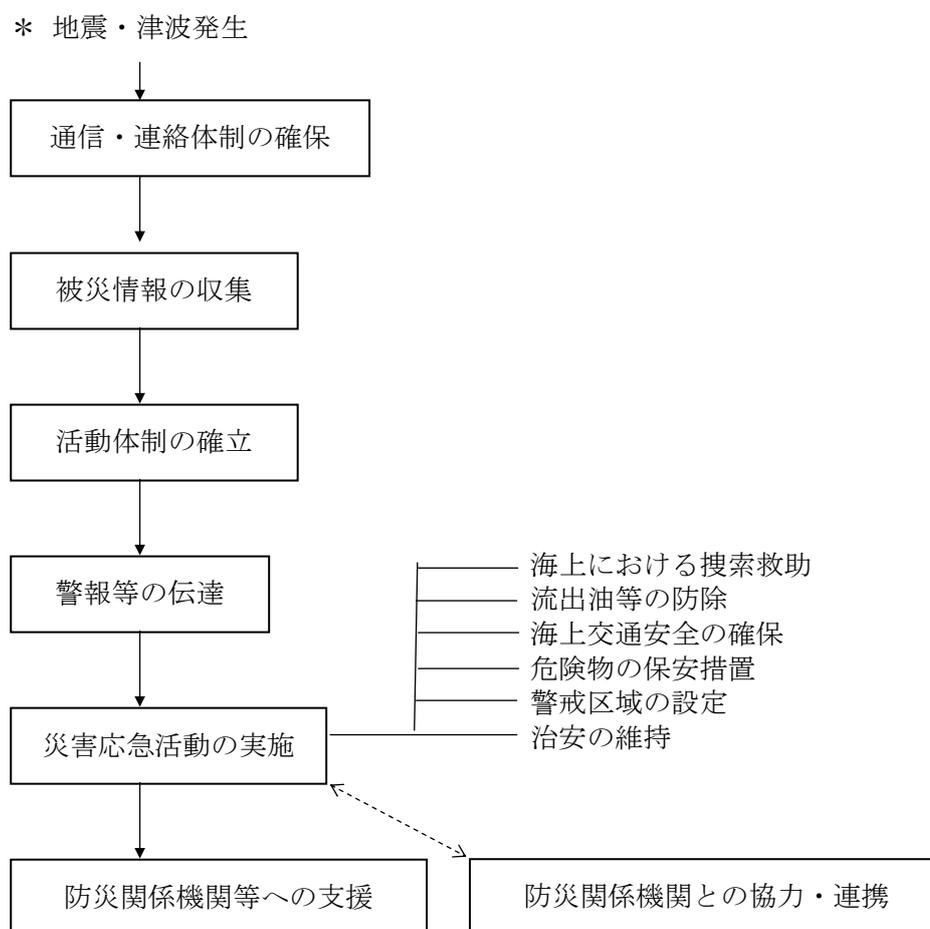
県警察は、大規模な地震・津波による災害が発生した場合に、交通整理誘導等に必要な要員が不足する場合は、社団法人山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力要請を行う。

第6章 海上災害応急計画

1 計画の概要

津波等により発生が予想される多数の人身事故及び船舶海難、大量の油又は有害液体物質等の流出並びに沿岸又は海上における火災等の海上災害に、迅速かつ的確に対応するために、酒田海上保安部が防災関係機関と連携・協力して実施する災害応急対策について定める。

2 海上災害応急計画フロー



3 通信・連絡体制の確保

酒田海上保安部は、必要に応じ、巡視船艇を含めた応急通信系設備を確保するとともに、県、沿岸市町、県警察及び消防機関等に職員を派遣し、連絡体制の確保に努める。

4 被災情報の収集

酒田海上保安部は、震度6弱以上（庄内地域は震度5強以上）の地震が発生したとき、津波警報又は津波注意報が発表されたとき、その他必要と認めるときは、巡視船艇、航空機等を活用し、関係機関等と密接な連絡をとりながら、次の事項に関し積極的な情報収集活動を実施する。また、収集した情報は、県災害対策本部（災害対策本部が未設置のときは危機管理課）及び関係機関へ通報する。

- (1) 海上及び沿岸部における被災状況
 - ア 被災地周辺における船舶交通及び漂流物等の状況
 - イ 船舶、海洋施設、港湾施設及び石油コンビナート等の被災状況
 - ウ 流出油等の状況
 - エ 水路及び航路標識の異状の有無
 - オ 港湾等における避難者の状況
- (2) 陸上における被災状況（海上及び沿岸部における情報収集や災害応急対策に支障をきたさない範囲で情報収集活動を行う。）
- (3) 震源地付近海域における海底地形変動等の状況

5 活動体制の確立

酒田海上保安部は、必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等活動体制を確立する。また、災害応急対策に必要な資機材を確保する。

被害の規模により必要と認められる場合は、第二管区海上保安本部に対して巡視船艇、航空機等の派遣を要請する。

6 警報等の伝達

酒田海上保安部は、必要に応じ、次により警報等の伝達を行う。

- (1) 津波警報等の通知を受けたときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知するとともに、海事関係者にも周知する。
- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知したとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、水路通報により船舶等に対し周知する。
- (3) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれがある事態の発生を覚知したときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回を行う等により、船舶等に対し周知する。

7 災害応急活動の実施

酒田海上保安部は、次に掲げる災害応急対策活動を行う。

- (1) 海上における捜索救助
 - ア 船舶の海難や人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により捜索救助を行う。
 - イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。
 - ウ 危険物が海上に排出されたときは、その周辺海域を厳重に警戒し、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
 - エ 救助・捜索活動に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。
- (2) 流出油等の防除等
 - ア 大量の油等が流出（沿岸に漂着した油等を含む）したときは、防除措置を講ずべき者が行う作業を効果的なものとするため、巡視船艇や航空機等により、流出油等の状況及び防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業分担や作業方法等防除作業の実施に必要な事項について

て指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 防除措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急防除措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 関係機関及び事業所等が実施すべき流出油等の防除措置は次のとおりである。

(ア) 防除対策推進のための組織体制整備

(イ) オイルフェンス、吸着材及び処理剤等の油防除資材の調達

(ウ) 防除作業の実施、援助及び協力

(3) 海上交通安全の確保

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理及び指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう配慮する。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況及び関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要な情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。

(4) 危険物の保安措置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(5) 警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条第1項及び第2項に基づいて警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。また、警戒区域を設定したときは、最寄りの市町長にその旨通知を行う。

(6) 治安の維持

ア 情報収集に努めるとともに、必要に応じ、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う

イ 巡視船艇等により、警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒を行う。

8 防災関係機関等への支援

(1) 防災関係機関への支援

酒田海上保安部は、負傷者、避難者、救急・救助要員及び医師等の人員並びに必要な資機材、飲料水、食糧、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について、防災関係機関等から要請があったとき、又は必要と認めたときは、巡視船艇又は航空機等により緊急輸送を行う。

また、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲で、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等を支援するほか、医療活動の場所又は災害応急対策従事者に対する宿泊場所として、巡視船の提供等を行う。

(2) 被災者への物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して、次の海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。

ア 無償貸付物品

被服、寝具、修理器具、曳航器具及び海上災害救助のため特に必要なその他の生活必需品並びに機械器具

イ 譲与物品

食糧、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料並びにその他の救じゅつ品（消耗品に限る。）

9 防災関係機関との協力・連携

酒田海上保安部、県・市町、県警察、消防機関及び自衛隊等は連携を密にして相互に協力し、災害応急対策を効果的に実施する。

(1) 県・沿岸市町

ア 被災状況、避難の必要性及び避難者の動向等について、情報交換を密接に行う。

イ 港湾及び漁港の管理者は、酒田海上保安部等関係機関と協力し、港湾区及び漁港区域内

での流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。

ウ 緊急海上輸送等の支援を必要とする場合は、速かに酒田海上保安部に要請する。

エ 港湾管理者は、水路の水深に異状が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

オ 港湾管理者は、航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。

(2) 県警察

ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。

イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導にあたる。

(3) 消防機関

ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。

- イ 初期消火及び延焼の防止にあたっては、相互に情報を交換し、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」等に基づいて担当区域を調整し、迅速な活動を行う。
 - ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。
 - エ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒、拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
 - オ 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し火気管理等の指導を行う。
- (4) 自衛隊
- ア 第二管区海上保安本部長又は、知事からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
 - イ 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。
- (5) 東北地方整備局酒田港湾事務所
- 関係機関と連絡をとり、流出油の防除等災害応急対策に協力する。
- (6) 日本赤十字社山形県支部
- 関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

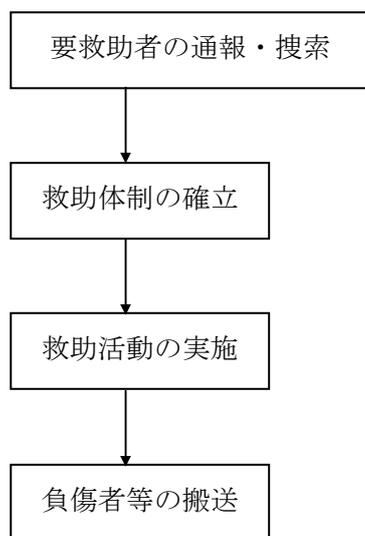
第7章 救助・救急計画

1 計画の概要

地震・津波による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、沿岸市町、消防機関、県、県警察、酒田海上保安部及び医療機関等が連携して行う救急・救助活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

2 救急・救助計画フロー



3 要救助者の通報・搜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手及び船舶による航行者は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防機関、県警察又は酒田海上保安部等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

防災関係機関の職員は、災害対策本部等の担当部署に参集する等の場合は、できる限り被災者の発生状況を把握し、消防機関及び県警察に連絡する。

(2) 要救助者の搜索

消防機関、県警察等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生理め者を搜索する。

酒田海上保安本部は、船舶の海難や行方不明者が発生した場合は、巡視船艇、航空機により捜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて第二管区海上保安本部、県及び県警察に船艇又は航空機等の出動・派遣を要請する。

4 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

消防機関は、市町地域防災計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

沿岸市町は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。

必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

(2) 医療機関の状況の確認

県（保健所）は、医療機関の被災状況や負傷者の受入れ可否等の状況を確認し、消防等関係機関に連絡する。また、消防署は、最寄の救急病院等の重傷者等受入の可否を直接確認する。

(3) 応援要請

沿岸市町及び県は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

ア 消防機関への要請

沿岸市町長及び消防関係の一部事務組合の長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、近隣又は他ブロック地域の消防本部へ応援を要請する。

要請を受けた消防本部は、可能な限り直ちに出動する。また、大規模な災害発生時には、自主的に出動を準備し、必要と判断する場合は、要請を待つことなく出動する。

イ 警察への要請

山形県公安委員会は、必要な場合は、警察庁又は他の都道府県警察に応援派遣を要請する。

ウ 自衛隊への要請

知事は、大規模かつ迅速な救急・救助活動の展開を要すると判断する場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、陸上自衛隊第6師団長に部隊の派遣を要請する。

エ 他県への要請

知事は、県内防災関係機関のみでは十分に救急・救助活動を実施できず、被災市町に対する応援が必要と認める場合は、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援派遣を要請する。

オ 民間組織への要請

沿岸市町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

(4) 総合調整等

県は、被災市町の被害状況及び救急・救助活動状況を把握するとともに、関係機関との総合調整を積極的に行い、迅速な救急・救助活動の実施体制を確立する。

5 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

県警察は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・

救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び県警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア 県は、沿岸市町又は消防本部等からの要請を受け、又は自らの判断により必要と認めた場合は、消防防災航空隊を派遣する。この際、消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動にあたる。また複数の消防本部等から要請を受けた場合は、県がその運用について調整する。

イ 酒田海上保安部は、関係機関等と協力し、船艇や航空機等により速やかに捜索・救助を行う。また、関係機関及び地方公共団体から、陸上における救助・救急活動等について支援要請があった場合は、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援するとともに、船舶による負傷者の搬送や医療活動場所の提供を行う。

ウ 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

エ 自主防災組織は、通行者等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

オ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等は、災害拠点病院等に搬送する。

※ トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を定めること。

(2) 搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難な場合は、県に対して、県又は自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する。

また、酒田海上保安部の巡視船艇等が海上で収容した負傷者については、原則として収容した沿岸市町の消防機関に港湾で引き継ぐ。

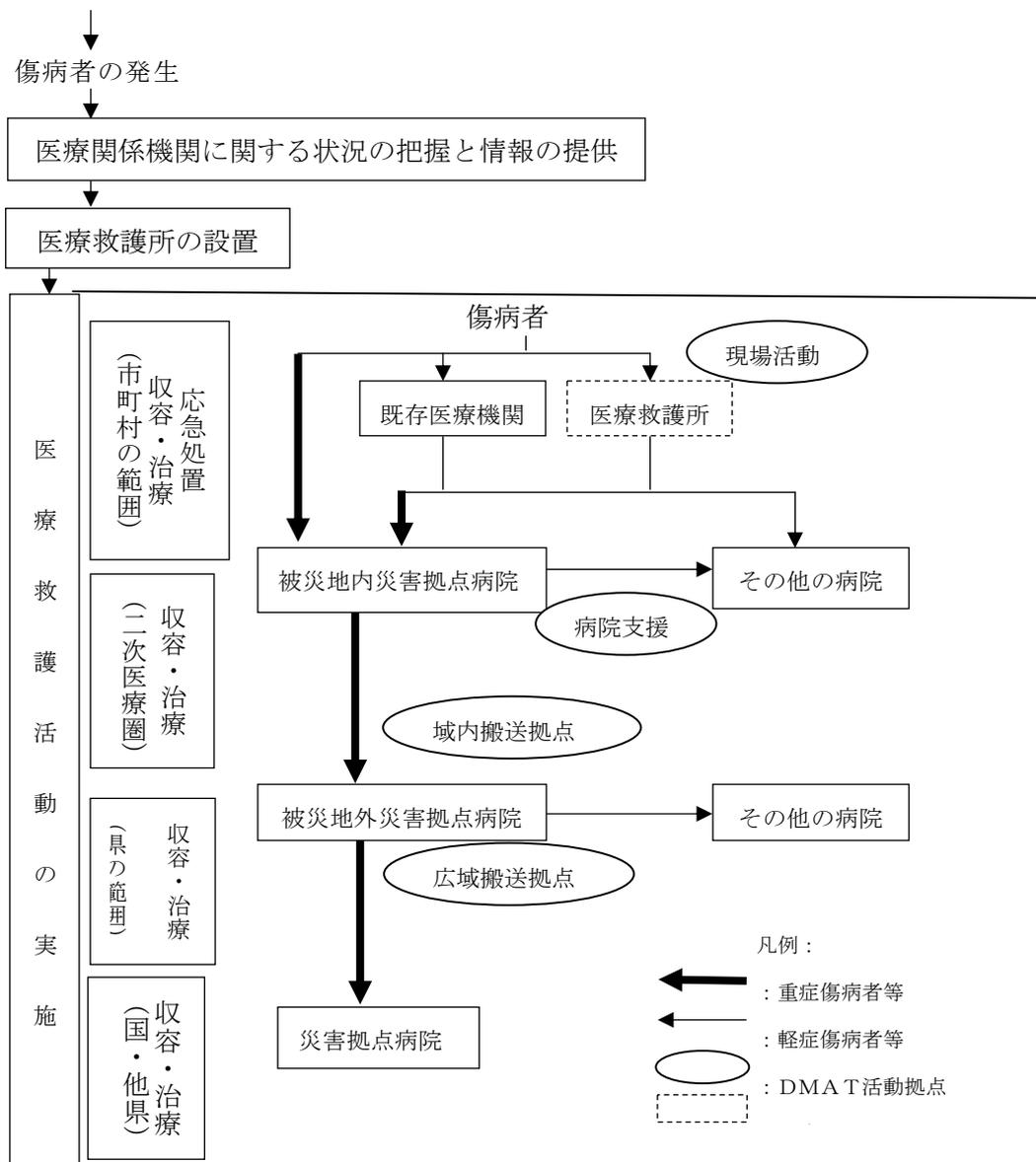
第8章 医療救護計画

1 計画の概要

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者とその時々状況下における最大限の医療を提供するために、県、沿岸市町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

2 医療救護計画フロー

* 地震・津波発生



3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

(1) 県は、沿岸市町及び医療関係機関・団体と協力し、国の広域災害救急医療情報システムや山形県医療機関情報ネットワークを活用するなどして、次の事項について速やかに情報を収集する。

- ア 医療機関及び業事関係業種の被害状況
 - イ 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送・医療スタッフ派遣の需給状況及び他県の医療機関の診療状況
 - ウ 医療救護所の設置状況
- (2) 県は、収集した情報について、県民、県内の医療機関・医療救護所・搬送機関、他の都道府県及び当該都道府県の災害拠点病院等に対し適宜提供する。

4 医療救護所の設置

沿岸市町は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、当該沿岸市町の適当な場所に医療救護所を設置する。医療救護所に必要な医療従事者については、沿岸市町自らの協定等に基づき確保するほか、必要に応じ県に対して医療救護班の派遣要請を行うものとする。

5 医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、県、沿岸市町、医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

県は県全体を俯瞰し、沿岸市町、医療機関等の行う医療救護活動の調整にあたりとともに、沿岸市町の担当能力を超えた場合の応援・補完を行う。

(1) 各医療関係施設等における活動

ア 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリ

アージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者を後方支援病院に搬送する窓口業務を行う。

また、救急救命期以降においては、避難所等における内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、沿岸市町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ 被災地内の一般の医療機関

(ア) 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止した上で、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入れ、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

(イ) 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、地区医師会等を通じて沿岸市町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

(ウ) 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ 被災地内の災害拠点病院

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

(ア) 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること

- (イ) 傷病者等の二次医療圏内での受入れの拠点となること
- (ウ) 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること
- (エ) 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと
- (オ) 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

エ 被災地外の災害拠点病院

被災地外の災害拠点病院は、次により傷病者の広域搬送の受入れ拠点として活動する。

- (ア) 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと
- (イ) 搬送された重症傷病者等に対し、必要によりトリアージを実施して自らの施設で応急手当・治療を行うか、自己医療圏内のその他の病院、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続きを行うこと
- (ウ) 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること

オ DMAT（災害派遣医療チーム）指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

カ 被災地外の一般医療機関

- (ア) 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。
- (イ) 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

(2) 要援護者への対応の調整

県は、関係医療機関及び患者団体と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

(3) 医薬品・医療資器材等の確保

ア 沿岸市町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

イ 県は、沿岸市町又は医療機関等から医薬品・医療資器材等の供給要請を受けた場合は、あらかじめ締結された協定に基づき、薬業関係団体に供給を要請し確保する。また供給にあたっては、一時集積配分所を決定し、医薬品・医療資器材等の供給拠点とする。ただし、輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部に要請して確保する。

ウ 県は、被災した医療機関の医療機器の損傷について、必要な修理が速やかに行われるよう、関係団体に要請する。

(4) 傷病者等の搬送

ア 医療機関は、原則として消防機関に傷病者の搬送を依頼する。

イ 沿岸市町は、消防機関の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。

ウ 県は、医療救護班及びDMATの派遣、物資の輸送等に関し必要な場合は、通行可能な道路等の情報を関係機関に提供する。

また、必要な場合は、ヘリコプターを利用して、重症傷病者等の搬送、被災地への医療救護班、DMAT並びに医療資器材の搬送等を行うよう必要な調整を行う。

(5) 医療救護班の派遣

ア 被災地への医療救護班の派遣要請及び調整は、被災市町の要請を受けて、原則として県の災害医療コーディネーターが一元的に行う。

県は、被災地への医療救護班の派遣に関する被災市町の要請を受けて、あらかじめ締結された協定等に基づき、派遣元となる医療機関、関係団体・機関に医師、歯科医師及び看護師等の派遣を要請する。この際、必要に応じて保健師及び精神科医の派遣を要請する。なお、医療救護班は、原則として沿岸市町が設置する医療救護所で活動するものとする。

イ 医師会等関係団体及び関係機関は、協定等又は県の要請に基づき、若しくは自らの判断により医療救護活動等を実施する。

(6) DMATの出動要請

県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、DMAT指定病院に対して、DMATの出動を要請する。

なお、DMATは、原則として被災地内において現場活動、病院支援、域内搬送を行うとともに、必要に応じて重症傷病者の広域医療搬送を行う。

(7) 医療ボランティア等の受入れ調整

県は、医療ボランティア等の受入れ窓口を設置するとともに、必要とする沿岸市町又は医療機関等と調整を行い、当該ボランティアに対して活動を要請する。

6 国等への支援要請

県は、被災地における医療スタッフ及び医療資器材等を確保するため、必要な場合は、国（厚生労働省）又は他の都道府県等に対し協力要請を行う。

第9章 遺体の搜索・処理・埋葬計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波に伴う建造物の倒壊等により発生する多数の死者について、その遺体を搜索、処理及び埋葬するために、主として沿岸市町が実施する災害応急対策について定める。

2 遺体の搜索・処理・埋葬計画フロー

* 地震・津波発生



3 遺体等の搜索

- (1) 沿岸市町は、県警察、酒田海上保安部及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。
- (2) 県は、県内の被害状況の把握を行うとともに、沿岸市町からの依頼がある場合は自衛隊に派遣要請を行う。
- (3) 県警察は、行方不明者の届出を受理するとともに、関係情報の収集を行う。

4 遺体の処理

(1) 遺体の収容

ア 沿岸市町は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・収容するとともに、県及び県警察と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。

イ 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。

- (ア) 避難所、医療救護所とは別の場所
- (イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所
- (ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所、身元確認のための DNA 鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所

なお、膨大な数になる可能性を考慮し選定

(エ) 遺体安置場所に適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 沿岸市町は、県及び県警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ住民に対する広報に努める。

(2) 遺体の検案・処置等

ア 警察官又は海上保安官は、収容された遺体について、関係法令等に基づき検視を行う。

イ 沿岸市町は、医師会等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

ウ 県は、沿岸市町から応援要請を受け必要と認める場合は、協定に基づき山形県医師会等に遺体の検案及び処置を要請する。

エ 県警察は、山形県歯科医師会に検視及び身元確認の協力を要請する。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 沿岸市町は、県警察その他関係機関に連絡しその取扱いについて協議する。

イ 県警察又は酒田海上保安部は指紋の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。

ウ 沿岸市町は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の沿岸市町に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱う。

5 遺体の埋葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。

(2) 県は、犠牲者の多い被災市町及びその近隣の市町村における火葬場の被災状況及び稼働状況を確認・把握し、必要に応じ対応する。

(3) 沿岸市町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、沿岸市町が埋葬を行うものとする

(4) 沿岸市町は、死亡者が多数のため、通常の手続きでは、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続きを簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。

(5) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

6 広域応援体制

(1) 沿岸市町は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

(2) 県は、沿岸市町から応援要請を受け必要と認める場合、県内市町村又は近隣県に対して応援要請を行う。

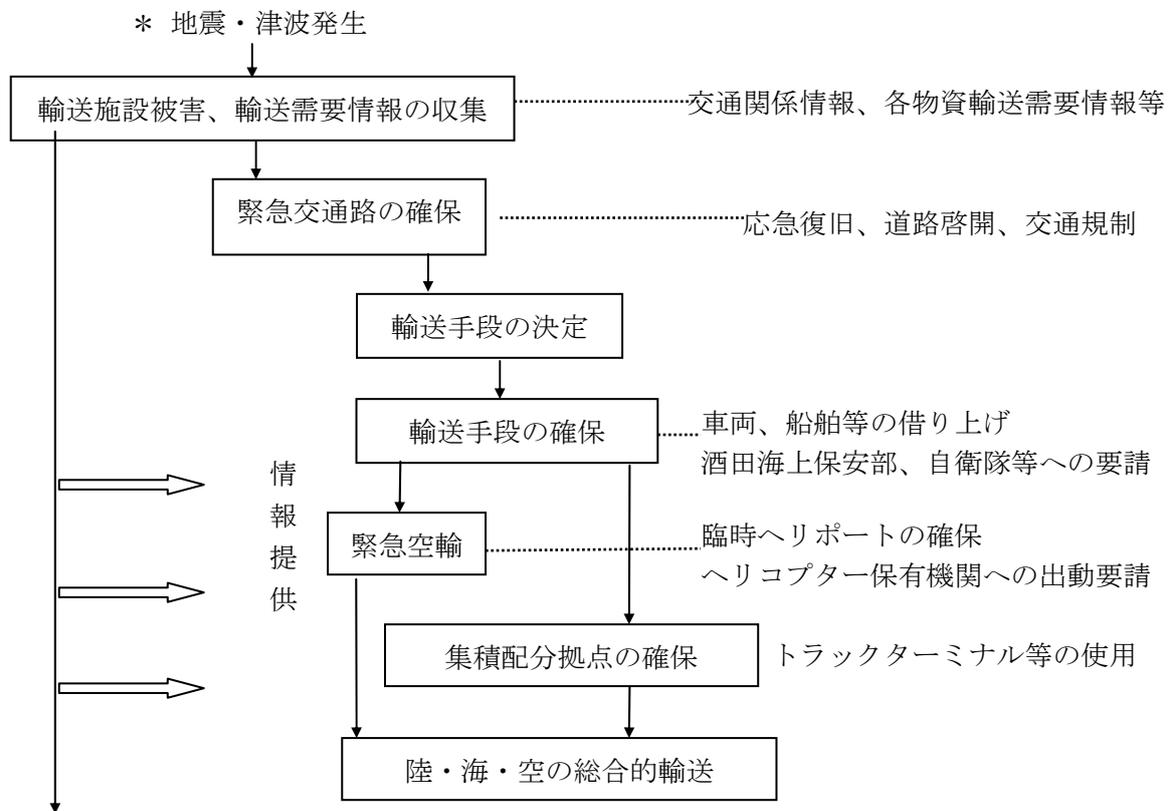
第10章 交通輸送関係

第1節 輸送計画

1 計画の概要

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、県及び沿岸市町等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 輸送計画フロー



3 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

- (1) 緊急・救急・避難所支援・応急復旧初期
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
 - イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員物資
 - ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
 - エ 食料、水等避難生活に必要な物資
 - オ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
 - カ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等及び関連物資
 - キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

- ア 上記(1)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集

県は、被災地等の輸送施設の被害情報を施設管理者等から収集する。

- (1) 利用可能な緊急輸送施設（道路、空港、港湾及び鉄道路）の情報
- (2) 被災市町等の応急活動に係る応援要員及び物資等の輸送需要に関する情報（緊急消防援助隊の派遣要請、自衛隊の派遣要請）
- (3) 被災した輸送施設の啓開及び復旧に関する情報
- (4) 渋滞等の状況及び交通規制に関する情報

5 輸送手段及び緊急交通路の決定

県は、被災地の輸送施設被害情報等に基づき、緊急輸送手段及び緊急交通路を決定し、必要に応じて、当該緊急交通路の管理者に対し応急復旧又は道路啓開を依頼するとともに、県警察による緊急交通路の交通規制等を行い、早期に交通路を確保する。

また、交通路の復旧状況により随時見直しを行い、効率的な輸送手段及び交通路を確保するよう努める。

6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

県、沿岸市町及び防災関係機関は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両、船舶又は航空機を調達し、緊急輸送を実施する。

- (1) 県
 - ア 陸路による緊急輸送が不能の場合は、ヘリコプターによる空輸を行う。
 - イ 知事は、輸送車両等が不足し災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、山形運輸支局及び東北運輸局に協力を求め、法第 71 条又は災害救助法 24 条の規定に基づく従事命令を発して緊急輸送に必要な車両等を確保する。
 - ウ 沿岸市町から輸送手段の確保について要請があった場合又は知事が必要と認めた場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (2) 沿岸市町
 - 沿岸市町は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあつせんを依頼する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集積場所及び日時
 - オ その他必要事項
- (3) 東北運輸局山形運輸支局
 - 山形運輸支局は、災害輸送の必要があると認める場合は、自動車運送業者等の関係機関に対し、輸送力確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により車両等の調達のあつせんを行う。
- (4) 東北運輸局
 - 東北運輸局は、災害輸送の必要があると認める場合は、船舶運航事業者、港湾運送事業者及び鉄道事業者に対し、輸送力確保に関する措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請によ

り船舶等の調達のあっせんを行う。

(5) 酒田海上保安部

ア 酒田海上保安部は、必要に応じ又は県等からの要請に基づき、巡視船艇による海上緊急輸送を行う。

イ 酒田海上保安部は、第二管区海上保安本部に対し、巡視船艇又は航空機等の派遣要請を行い、広域応援体制による輸送力の確保に努める。

(6) 自衛隊

県は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊による緊急輸送が必要と認める場合は、要請事項を明らかにして関係自衛隊に派遣要請を行う。

(7) 消防庁

県は、他都道府県等のヘリコプターによる輸送が必要と認める場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁に必要な措置を要請する。

(8) 東京航空局山形空港出張所・庄内空港出張所

県は、民間航空機による輸送を必要と認める場合は、東京航空局山形空港出張所又は庄内空港出張所に民間航空機のあっせんを要請する。

(9) 輸送関係機関

ア 山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会、山形県バス協会

山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会及び山形県バス協会は、加入会社の車両台数の実態を把握しておき、県の要請があった場合は、被災者移送等のため、乗用及び乗合自動車等の供給に協力する。

イ 社団法人山形県トラック協会、赤帽山形県軽自動車運送協同組合

社団法人山形県トラック協会及び赤帽山形県軽自動車運送協同組合は、加入会社の車両台数を把握しておき、県の要請があった場合は、人員及び物資等を輸送するため、貨物自動車等の供給に協力する

(10) 鉄道事業者

鉄道事業者は、県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資材等の輸送に協力する。

7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを集中的に投入し、緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する。

(1) 県の役割

ア 沿岸市町からの要請又は地震発生後に収集した情報に基づく判断により、ヘリコプターを運用し、緊急輸送等を行う。

イ 知事は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊による緊急輸送が必要と認める場合は、要請事項を明らかにして関係自衛隊に派遣要請を行う。

ウ ヘリコプターを保有する都道府県に対し、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援協定」等に基づきヘリコプターの出動を要請する。

エ 県は応援ヘリコプターを受け入れるため早期に体制を整える。

(ア) 基地となるヘリポートの確保

(イ) 燃料の確保

(ウ) 搭乗員の宿舎等の確保

(エ) 応援ヘリコプターの活動体制の調整

(2) 沿岸市町の役割

県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受け入れ体制を整える。

8 一時集積配分拠点の確保

県は、必要に応じ、被災地内の道路の混乱を避けるため、あらかじめ指定された緊急輸送道路ネットワークの集積拠点又はこれらと同等の機能を有すると認められる公的施設のうちから、物資の一時集積配分拠点を確保し、被災市町へ搬入する食料、及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点とする。

一時集積配分拠点の選定にあたっては、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該集積拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を確保する。

第2節 道路交通計画

1 計画の概要

道路交通機能の確保を図るため、道路管理者及び県警察が実施する道路交通の応急対策について定める。

2 道路交通計画フロー

別図のとおり

3 災害の未然防止

道路管理者は、災害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

4 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

ア 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、県警察、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得て、通行上の障害となる道路上の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

イ 道路管理者は、建設業者との間に応援協定等に基づき、障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 交通規制の実施

ア 警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

イ 県警察は、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資する。

ウ 県警察は、交通規制が実施された場合は、直ちに住民等に周知徹底を図る。

エ 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。

オ 県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行う。

カ 交通規制に当たって、警察機関、道路管理者、県及び沿岸市町等は、相互に密接な連絡をとる。

5 情報の収集・伝達

県、各道路管理者、県警察は次により道路情報を収集し、県災害対策本部に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

- (1) 県は、防災関係機関が応急対策を円滑に実施できるよう、道路の被害状況、規制状況及び復旧見込み等を関係する防災関係機関（救助・救急活動及び消火活動・緊急応急対策活動等を行う機関）に伝達する。

このため、必要に応じて消防防災ヘリコプターにより緊急輸送道路の被害状況を把握する。

- (2) 道路管理者は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。この際、CCTV（監視カメラ）等を活用して幅広く情報を収集するとともに応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。
- (3) 県警察は、在署勤務員や交番・駐在署員による管内の巡回、交通監視カメラや車両感知器の活用等により道路情報を収集する。

6 道路法に基づく緊急措置

道路管理者は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第46条に基づき、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

7 緊急輸送道路の啓開

- (1) 道路管理者は、あらかじめ定められた緊急輸送道路について、県警察及び消防機関の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。
 - ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
 - イ 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去を行う。）
 - ウ 仮設橋の架橋
- (2) 高速道路、国道、県道及び市町道の各管理者は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。
- (3) 知事は、大規模かつ迅速な道路啓開活動の展開を要すると判断する場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、自衛隊に派遣を要請する。

8 緊急交通路の確保

- (1) 緊急交通路の設定
県公安委員会は県（災害対策本部）との調整の下、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制（禁止又は制限）する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。
- (2) 緊急通行車両の確認事務
県又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、次により標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行う。

ア 事務区分

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県知事	<input type="radio"/> 県有車両 <input type="radio"/> 災害応急対策を実施するため県が調達、借上等した車両	<input type="radio"/> 県危機管理課 <input type="radio"/> 各総合支庁
県公安委員会	上記以外の車両	<input type="radio"/> 県警察本部交通規制課 <input type="radio"/> 高速道路交通警察隊 <input type="radio"/> 各警察署 <input type="radio"/> 交通検問所

イ 事前届出車両

確認申請に際し、当該車両に係る事前届出済証等の提示をもって、審査を省略し、優先的に手続きを行う。

ウ 当日確認申請される車両

確認申請に際し、緊急通行車両として通行しようとする者から、指定行政機関等が地域防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両確認申請書を提出させ、審査を行う。

(3) 交通規制の要領

ア 警察官は、交通の規制に係る標示の設置をもって規制する。ただし、急を要するため標示を設置する暇がない場合又は標示の設置による規制が困難な場合は、現場における指示をもって規制をする。

イ 警察官は、規制の対象となる車両の運転者に対し、車両を規制区域外等に速やかに移動するよう指導する。

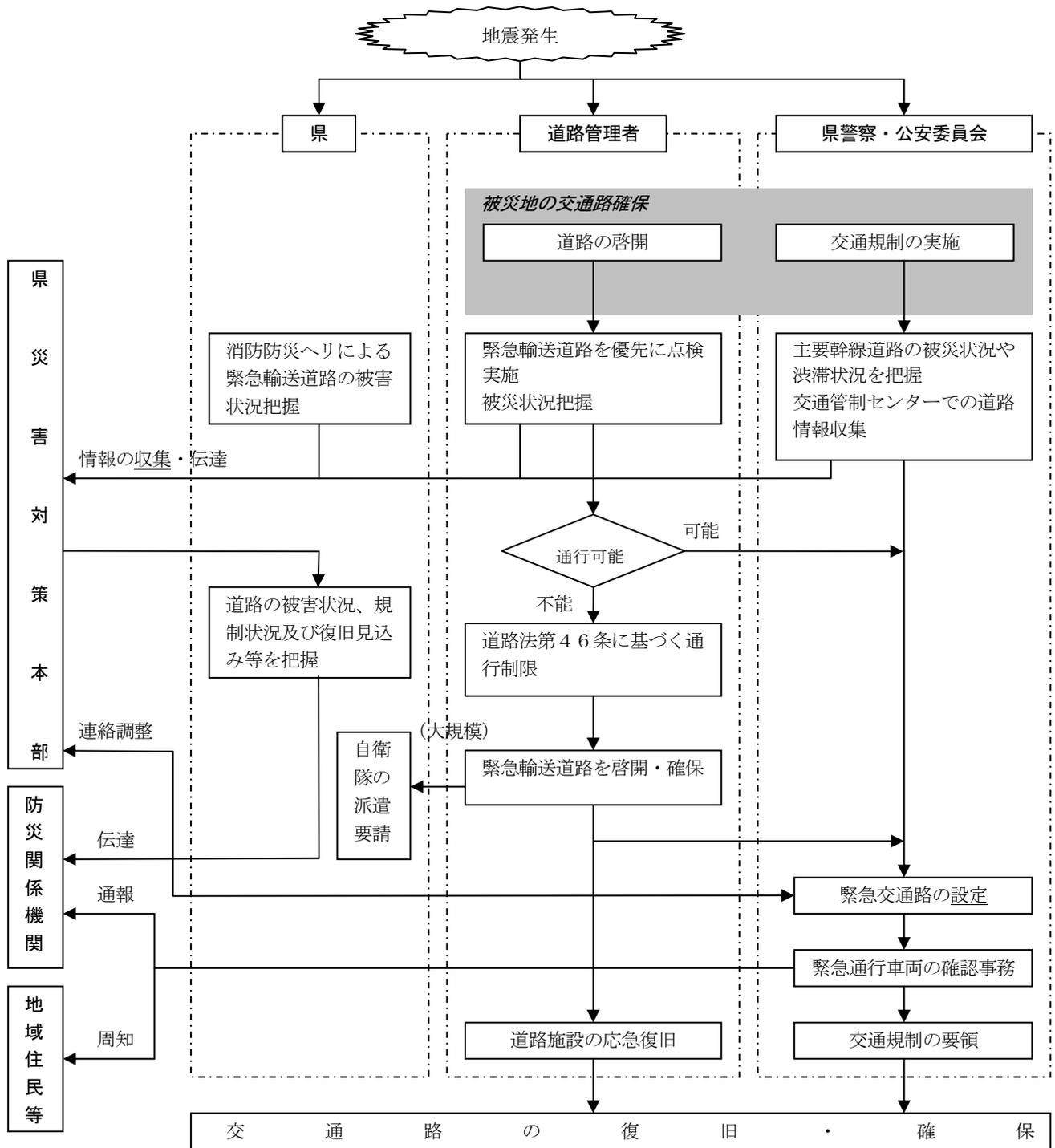
ウ 警察官は、緊急交通路に駐車車両その他の物件がある場合は、対象物件の所有者等に移動等の措置を命ずる。ただし、対象物件の所有者等が不在等の場合は、自ら当該措置を行う。また、警察官がその場にはいない場合は、自衛官又は消防吏員が、本項の処置を実施する。

エ 交通規制の実施者は、規制に先立ち防災関係機関に通報するとともに、地域住民等に規制内容を周知する。

9 道路施設の応急復旧

道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次実施する。

2 道路交通計画フロー

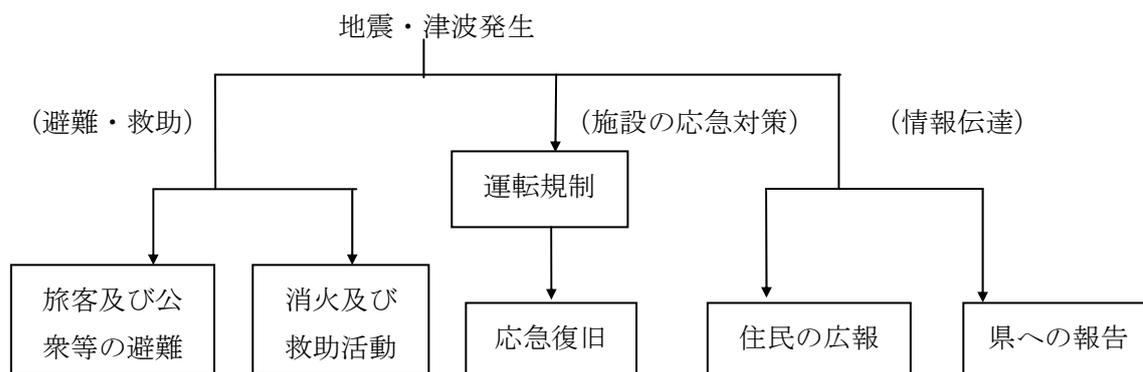


第3節 鉄道路災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために、鉄道事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 鉄道路災害応急計画フロー



3 災害対策本部の設置

災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

ア 仙台支社対策本部

(ア) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長及び運輸車両部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ウ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

イ 秋田支社対策本部

(ア) 本部長は秋田支社長とし、秋田支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長及び運輸部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ウ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

ウ 新潟支社対策本部

(ア) 本部長は新潟支社長とし、新潟支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

エ 現地対策本部

現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

(2) 山形鉄道株式会社

災害対策本部

(ア) 本部長は取締役専務とし、災害対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は運輸部長及び工務部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

4 情報の伝達

(1) 施設指令は、气象台等から地震・津波発生に関する情報の伝達を受けたときは、速かに関係箇所に伝達する。

(2) 輸送指令は、S I 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び係箇所長に指令する。

5 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、地震・津波の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二次災害が発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内する。

また、沿岸市町長等から避難勧告等があった場合又は自駅の避難場所も危険な状態になる場合は、駅長等は沿岸市町長等と協議、調整のうえ、最寄の適切な避難地へ旅客及び公衆等を誘導案内する。

6 消火及び救助活動

(1) 地震その他の原因により火災が発生した場合、鉄道事業者は通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。

(2) 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者は消防機関、警察、県、沿岸市町及びその他防災関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。

(3) 大規模地震・津波により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道事業者は県、沿岸市町及びその他防災関係機関に対し応援要請を行う。

7 運転規制の実施

鉄道事業者は、地震・津波が発生した場合の運転規制を「運転規制等取扱い」に基づき実施する。

8 応急復旧

鉄道事業者は、災害の復旧にあたっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

9 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況及び復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

10 県への報告

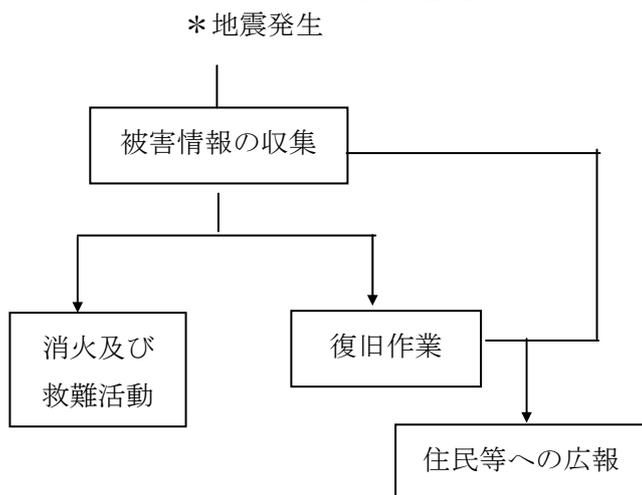
鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況及び復旧見込み等を速やかに県へ報告する。

第4節 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画

1 計画の概要

災害が発生した場合に、応急物資の輸送を確保するために、県が実施する空港及び公共ヘリポート施設の災害応急対策について定める。

2 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画フロー



3 被害情報の収集・伝達

県は、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、空港及び公共ヘリポート内の土木及び電気施設について、異常の有無や被害状況等を緊急点検するとともに、空港緊急計画、保安管理規程等に基づき、被害情報の収集並びに関係機関への伝達を行う。

4 消火救難活動の実施

空港又は公共ヘリポート内において緊急事態が発生し、消火救難活動等を実施する必要がある場合は、県は、空港緊急計画、保安管理規程等に基づき、消火救難活動等を実施するとともに、状況に応じて、東根市、酒田地区広域行政組合消防本部、鶴岡市及び米沢市と締結した協定に基づき、各消防本部に対して消防隊及び救急隊の出動を要請する。

5 復旧作業の実施

県は、空港施設の被害状況を把握し、空港使用の可否を判断する。被害を受けた施設がある場合は、施設の機能回復のため迅速に応急復旧を行う。特に緊急物資等の輸送機能の維持及び確保に留意して必要な措置をとる。

6 住民等への広報

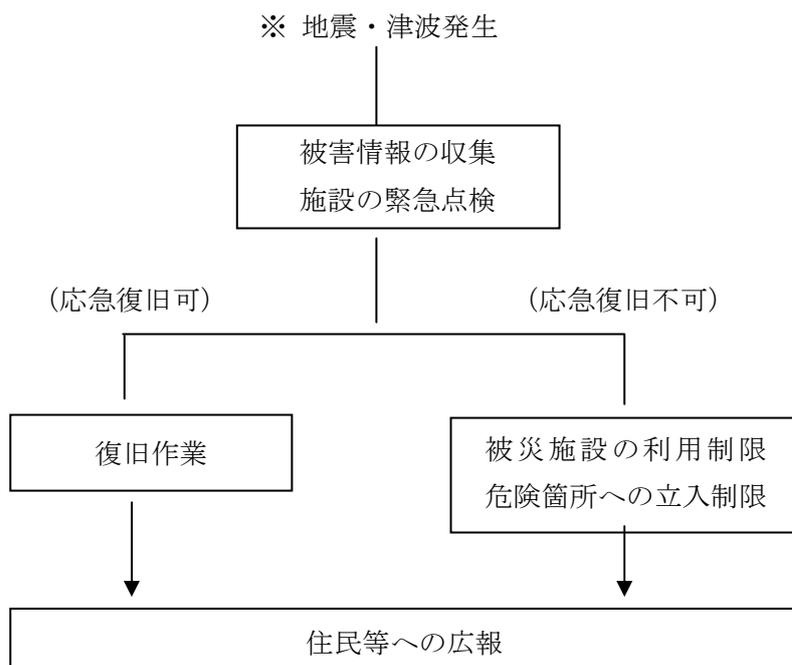
県は、災害による被害拡大の防止、交通の混乱防止、並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施できるよう、施設の被災状況や復旧状況等について、報道機関の協力を得て適切な広報活動を行う。

第5節 港湾・漁港施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により災害が発生した場合に、応急物資の輸送を確保するために、港湾及び漁港施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

2 港湾・漁港施設災害応急計画フロー



3 被害情報の収集・伝達

県（港湾事務所、庄内総合支庁産業経済部水産課）及び民間業務協定業者は、緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、港湾及び漁港を巡回し、調査点検対象施設の被害箇所の位置、延長、被害程度及び被害状況等の概略を把握し、関係機関へ伝達する。

4 復旧作業の実施

各施設の設置者及び管理者は、被害を受けた施設がある場合、緊急物資等の輸送機能の維持及び確保を図るため、迅速に応急復旧措置を行う。

緊急に応急工事を行う必要が認められた場合には、応急工事を担当業者に指示し行わせる。

なお、施設の被害の程度により応急復旧が不可能又は困難な場合には、施設の利用制限、危険箇所への立入り制限を行う。

5 航路啓開等

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開等に努めるものとする。

- (2) 酒田海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

5 住民等への広報

県は、災害による被害拡大の防止、交通の混乱防止並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施できるよう、施設の被害状況や復旧状況等に関し報道機関の協力を得て、適切な広報活動を行う。

6 海上交通の整理等

- (1) 酒田海上保安部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 酒田海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
- (3) 酒田海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

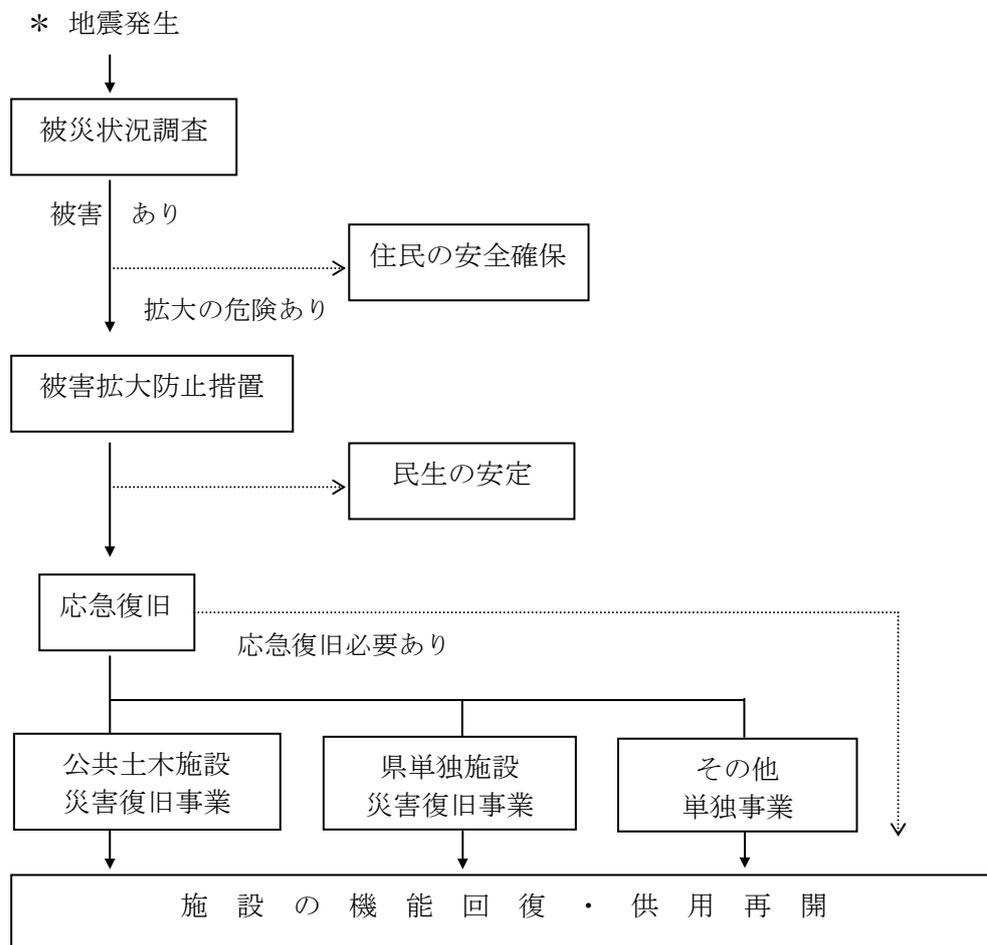
第 1 1 章 各種施設災害応急対策関係

第 1 節 土砂災害防止施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、県が実施する災害応急対策について次に定める。

2 地盤災害防止施設災害応急計画フロー



3 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度4以上の地震が発生した場合は、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、

住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

5 被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

ア 降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を実施し、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

イ 県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、沿岸市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

ウ 危険箇所の応急対策

県は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

エ 監視の継続

県は、沿岸市町と連携して、地震発生の直後のみならず、一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、沿岸市町は、避難場所・避難経路等を周知徹底する。

(2) 施設の応急措置

ア 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

イ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

ウ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

エ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。溪流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

オ 規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

6 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

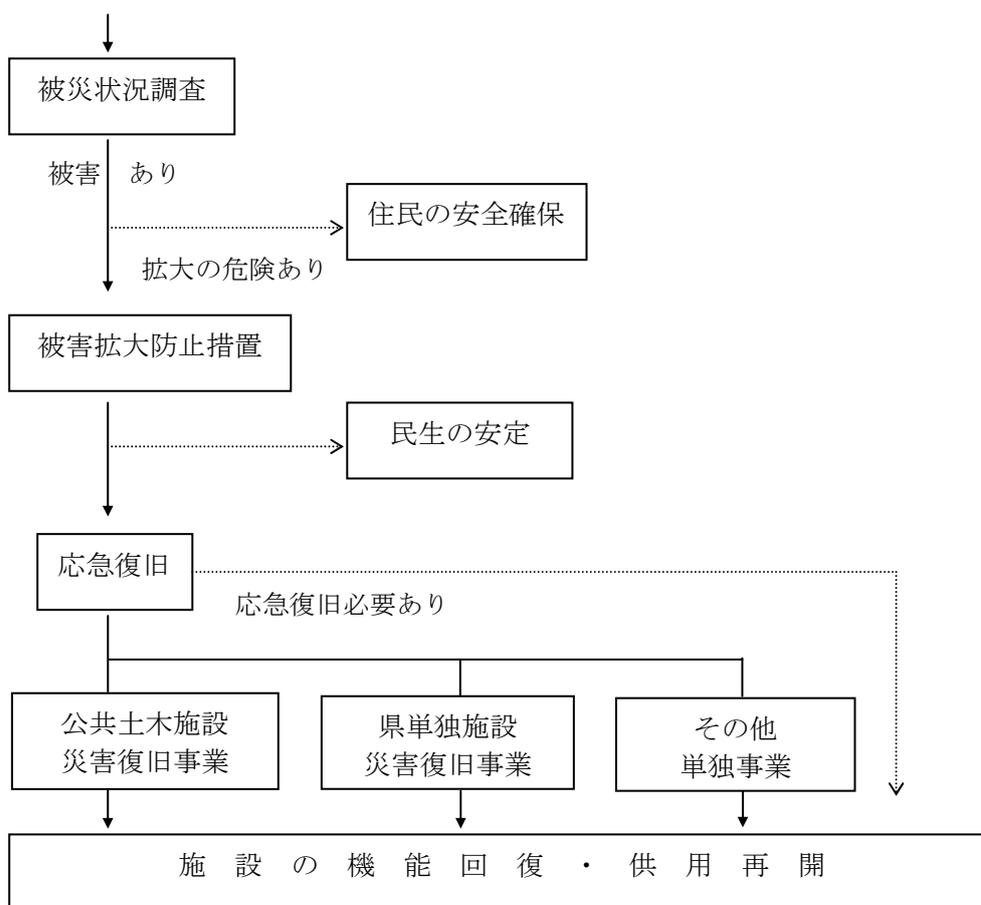
第2節 河川・海岸施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波により被災した河川・海岸施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 河川・海岸施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 被災状況調査

施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、民間協定業者と連携し直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油等流出事故対策

地震により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

地震発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

ア 貯水位制限等の対策

異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急的措置

異常の程度に応じて対策を実施するとともに、臨機に止水処理等の応急的措置を講じる。

ウ 関係機関及び一般住民への連絡、通報

ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、ダムの操作規則に基づき、関係機関及び下流住民へ連絡、通報を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する調整

上記のほか、関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

(3) 海岸保全施設

施設管理者は、次により陸地での被害拡大防止及び二次災害防止のための応急措置をとった後、海上が安定した段階で応急資材を用いた対策を講じる。

ア 人的被害防止対策の実施

被災箇所については、施設そのものの損傷拡大や予想外の被害等による人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

イ 被災箇所の監視

地震により被災した箇所やその兆候が見られる場合は、パトロールを行い時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ その他海岸保全施設の管理に関する調整

県は、海難事故や漂流物等の処理に関する問題等の発生を考慮し、海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

6 応急復旧

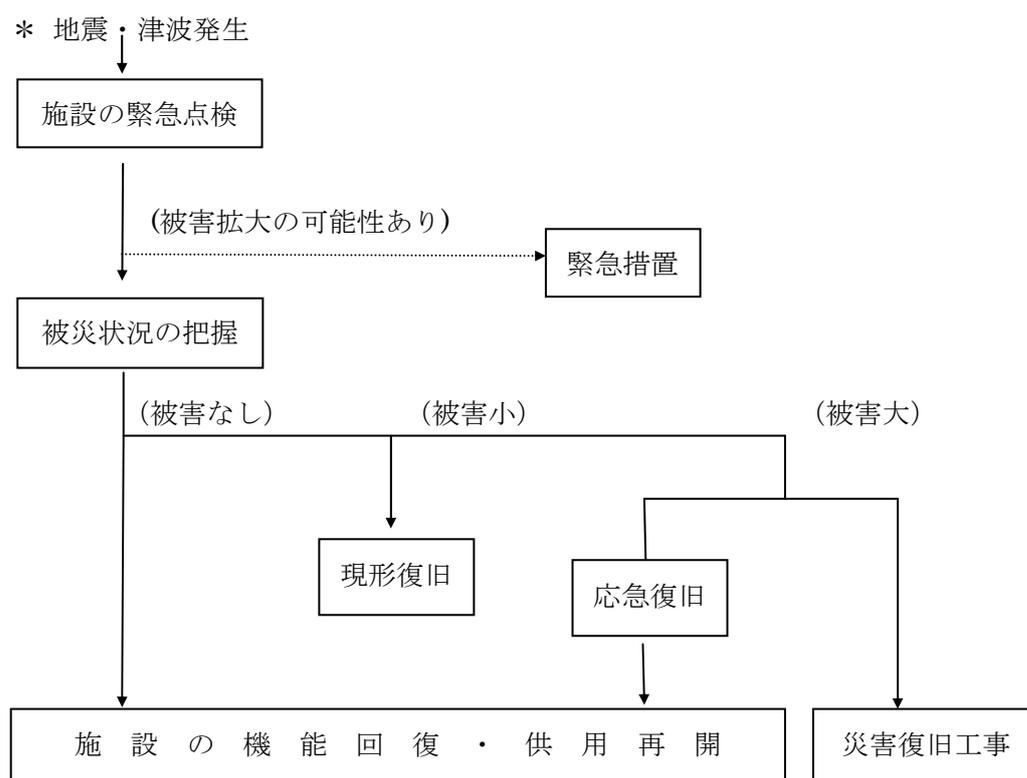
施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第3節 農地・農業用施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、県、沿岸市町及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 農地・農業用施設災害応急計画フロー



3 施設の緊急点検

施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、沿岸市町、警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

4 被災状況の把握

沿岸市町は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

- (1) 県は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、沿岸市町、土地改良区等に対し応急措置の指導を行う。

- (2) 施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。
- ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、県、沿岸市町及び警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。
- イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。
- ウ 施設管理者は、必要に応じ、本震後の余震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとる。
- エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。
- オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。
- (3) 沿岸市町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手段をとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

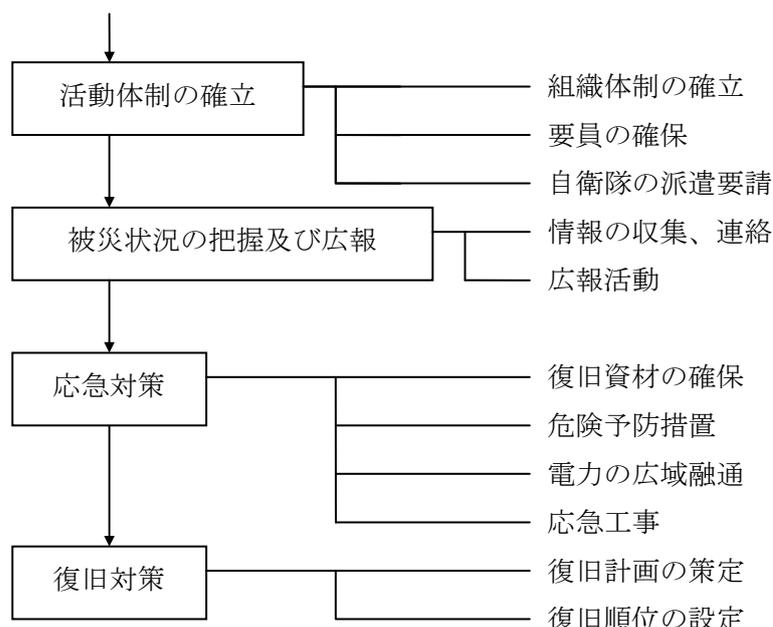
第4節 電力供給施設災害応急計画

1 計画の概要

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 電力供給施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社は、地震が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 震度6弱以上の地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

ウ 山形支店のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、知事に対して自衛隊の派

遣要請を依頼する。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は沿岸市町の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

5 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 災害対策組織相互の融通

(ウ) 他電力会社からの融通

イ 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は沿岸市町の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

(2) 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、沿岸市町、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を使用して、早期に送電を行う。

6 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

各電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

ア 復旧応援要員の必要の有無

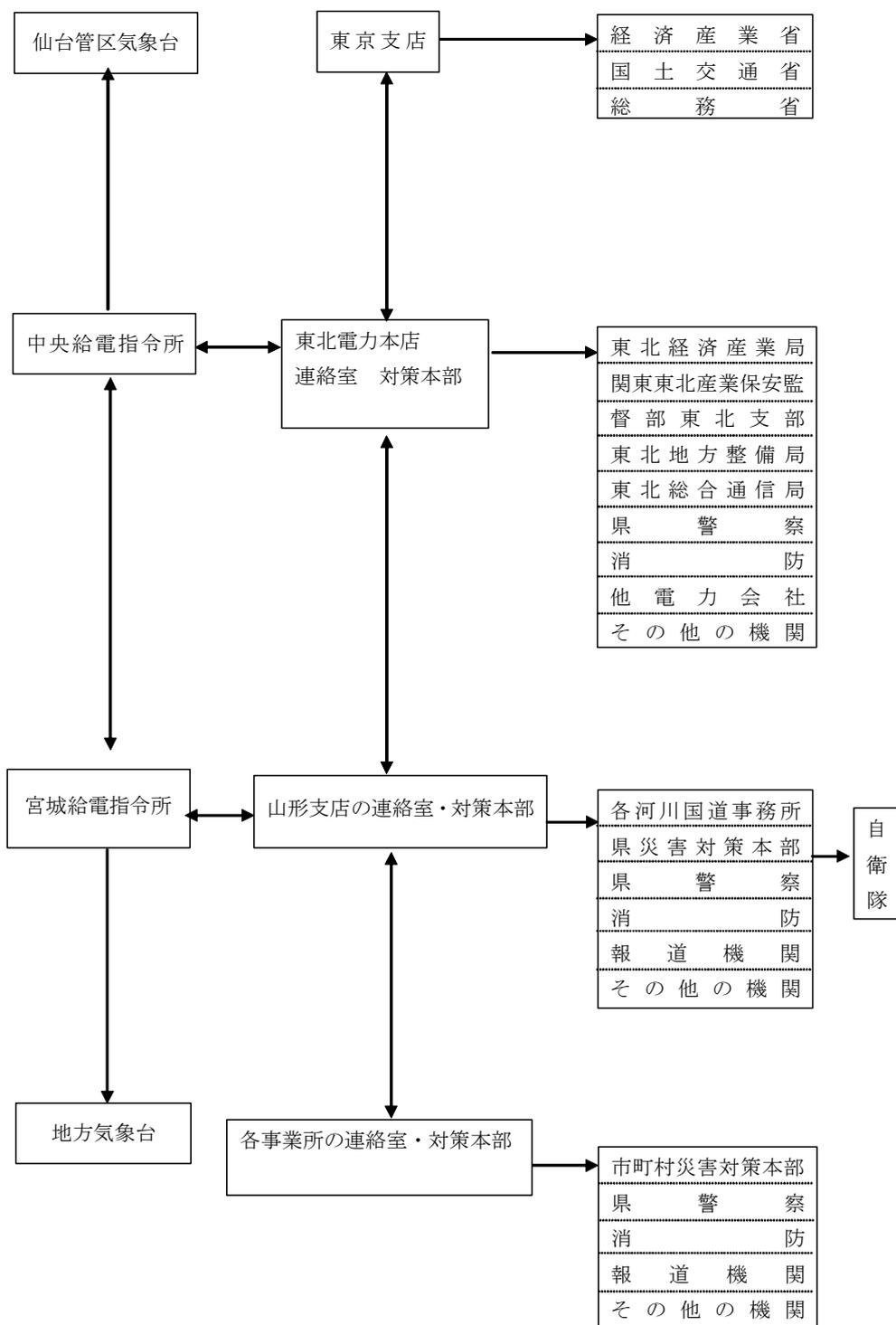
イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

- エ 復旧作業の日程
 - オ 仮復旧の完了見込み
 - カ 宿泊施設、食料等の手配
 - キ その他必要な対策
- (2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

＜東北電力株式会社と関係機関の情報連絡経路＞



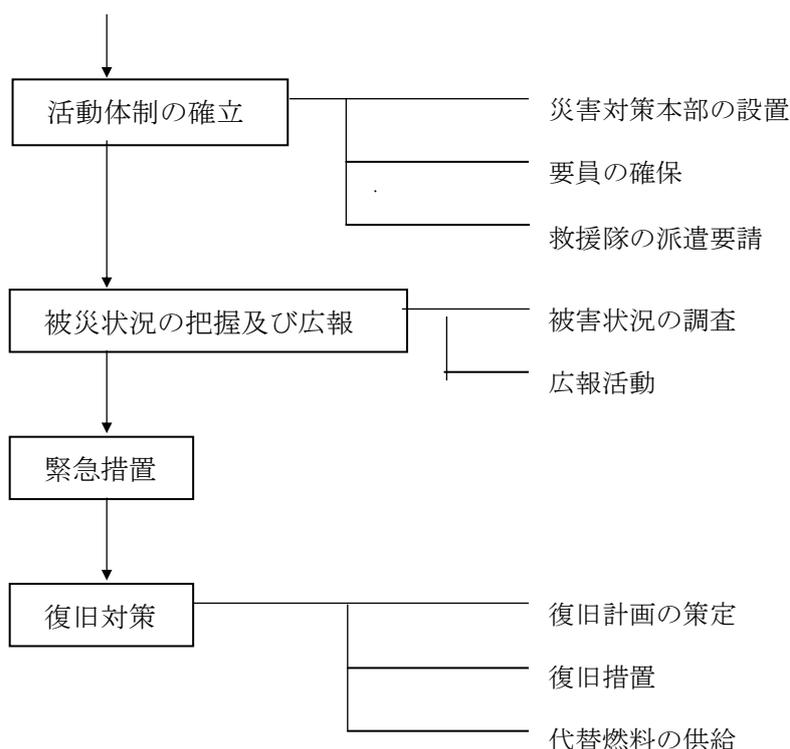
第5節 ガス供給施設災害応急計画

1 計画の概要

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するために、ガス供給事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 都市ガス等供給施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 都市ガス等供給施設における災害応急計画

(1) 活動体制の確立

ア 災害対策本部の設置

ガス事業者は、震度5弱以上の地震が発生した場合又は地震により被害の発生が予想される場合は災害対策本部を設置する。

イ 要員の確保

ガス事業者は、震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4以下の場合でも、マイコンメーターの作動等に備えて、あらかじめ定めた社員・職員を出動させる。社員・職員は、出動する際、被害状況等の情報収集を行う。

交通手段の制約等により通常の勤務地へ出動できない場合は、徒歩又は自転車により最寄の事業所に出動する。

ウ 救援隊の派遣要請

緊急措置及び復旧作業に必要な人員、機材等が不足する場合は、近隣のガス事業者や日本ガス協会の機関に救援隊の派遣を要請する。また、必要に応じ関連工事会社にも動員を要請する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被害状況の調査

地震計の SI 値又は最大加速度値及びガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、次により速やかに施設の巡視・点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。また、ガス漏えい通報を受け付け、適切に整理しておく。

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装設備及び電気・水道設備等について、目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査・点検を行う。

(イ) 導管

重要な導管・架管部、整圧器等を車両または徒歩により巡回し、目視、臭気又はガス検知器等による調査・点検を行う。

イ 広報活動

ガス事業者は、地震発生直後のガス漏えいによる二次災害の防止について、報道機関に依頼し又は広報車等により、速やかに広報活動を行う。併せて消防機関、県警察、県及び沿岸市町への連絡と広報活動への協力を依頼する。

ガスの供給停止措置を行った場合は、需要家の不安を解消するため、被害状況や復旧の見とおし等について適切な広報活動を行う。なお、ガスの供給が継続されている地区にも、ガスの安全使用について引き続き周知を図る。

(3) 緊急措置

ガス事業者は、被害状況調査の結果、ガスの漏えいによる二次災害のおそれがある場合は、製造所におけるガスの製造を停止し、又は対象地域ブロックを定めてガスの供給を停止する。

また、製造所の施設が被災し負傷者が生じた場合は、速やかに応急手当を施し、必要に応じ医療機関に搬送する。

(4) 復旧対策

ガス事業者は、次によりガス供給施設の復旧対策を実施する。

ア 復旧計画の策定

復旧を安全かつ効率的に行うため、要員や資機材を確保するとともに、復旧ブロックの設定や復旧するブロックの優先順位付けを行う等、復旧計画を策定する。その際、救急指定病院や廃棄物焼却処理場等社会的優先度の高い施設の復旧について配慮する。

イ 復旧措置

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備及びガスホルダー等のガス漏えい、沈下及び変形等の損傷部分の修理を行う。

(イ) 導管

あらかじめ定めた復旧計画に沿って、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧を進める。

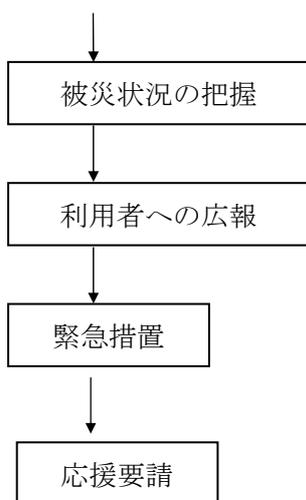
- a 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓やメーターコックの閉栓を行う。
- b 高中圧導管に試験ガスを流し、漏えい調査を行う。漏えいがある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。
- c ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRを徹底するとともに、さらに安全を確保するため、作業員を巡回させる。漏えい箇所を発見できない場合は、ブロックを細分割し再調査を行う。
- d ブロック内低圧導管網が復旧した後にエアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。
- e 需要家へのガス供給を再開する場合は、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し安全を確認したうえで開栓する。

ウ 代替燃料の供給

ガス供給施設復旧までの間、需要家を支援するため、一般需要家にはカセットコンロを提供するとともに、救急指定病院等社会的重要度の高い需要家には、可能な限り移動式ガス発生設備又はLPガス等による臨時供給の実施に努める。

4 液化石油ガス供給施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



5 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

(1) 被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、社団法人山形県エルピーガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、消防機関、県警察及び各総合支庁へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

(2) 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、沿岸市町、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

(4) 応援要請

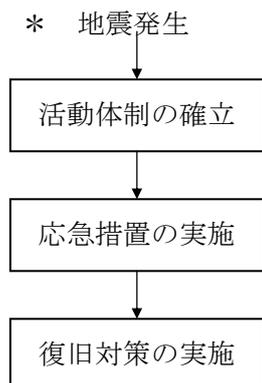
事業者は、自らによっては緊急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。県は、応援の要請があった場合、緊急措置に関し指導するとともに、他の事業者に対し緊急応援を要請する。

第6節 放送施設災害応急計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、放送事業者が、ラジオ・テレビによる放送を確保するために実施する災害応急対策について定める。

2 放送施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

放送事業者は、災害が発生した場合は、社員の安全を確保しながら速やかに初動態勢を確立するとともに、状況により災害対策本部を設置し、災害状況取材して中継を行う等、放送の確保に努める。

4 応急措置の実施

- (1) 放送事業者は、災害が発生した場合は、電源設備、送信所設備及び中継局設備等の被害状況を確認し、放送施設に支障が生じた場合は、その応急復旧措置に努めるとともに、所定の計画に基づき、臨時演奏所、臨時放送施設等を開設し、放送の確保に努める。
- (2) 県、市町村及び防災関係機関から災害情報についての放送要請があった場合は、放送事業者は、状況に応じて臨時ニュースを挿入し又は通常番組を中断して特別番組へ切り替える等により対処する。

5 応急復旧対策の実施

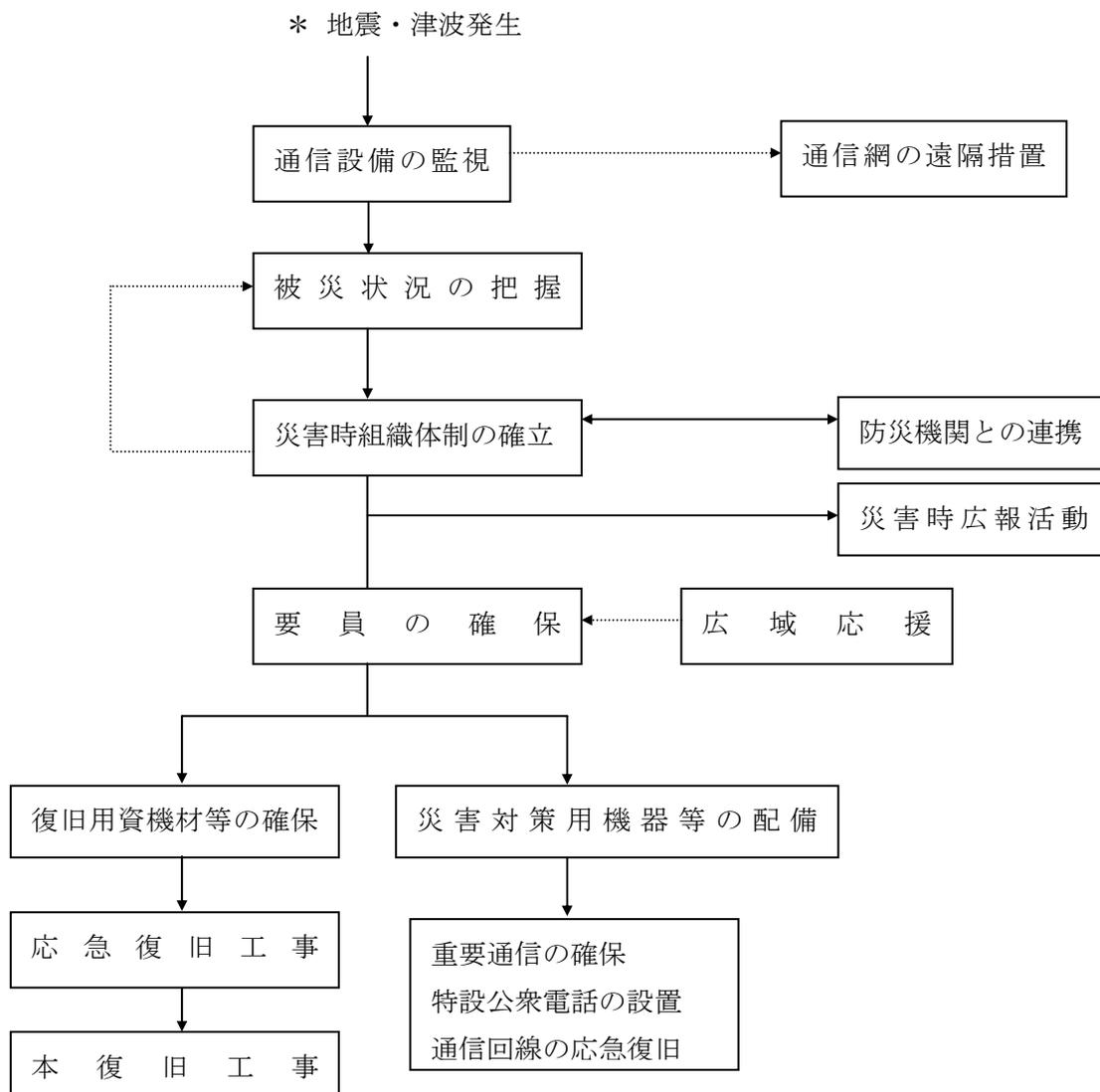
被災した施設や設備については、応急仮設又は設備変更等の応急対策により現状回復を図りながら、復旧工事を進める。

第7節 電気通信施設災害応急計画

1 計画の概要

地震発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 電気通信施設災害応急計画フロー



3 応急対策

(1) 被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う。

(2) 災害時組織体制の確立

地震等により災害発生又は発生するおそれのある場合、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

(3) 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

ア 全社体制による応急復旧要員等の非常招集

イ 関連会社等による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

(5) 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

ア 非常用通信装置

イ 非常用電源装置

ウ 応急ケーブル

エ その他応急復旧用諸装置

(7) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、予め定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

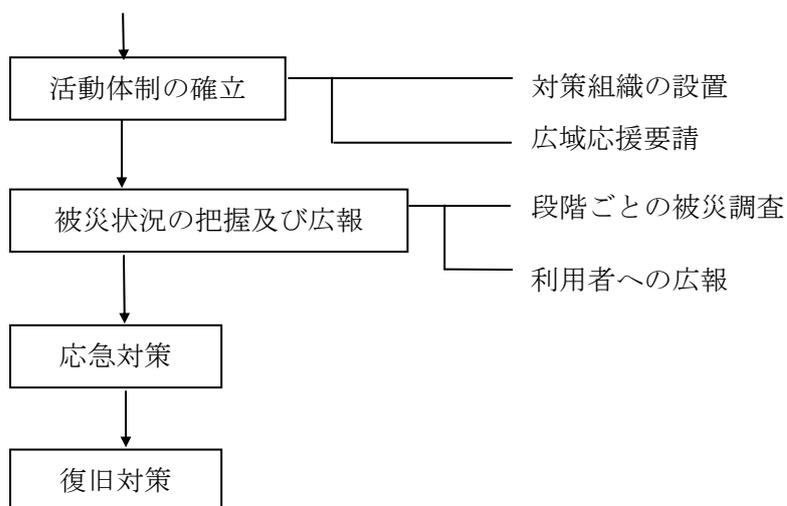
第8節 下水道施設災害応急計画

1 計画の概要

地震に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、下水道管理者が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 下水道施設災害応急計画フロー

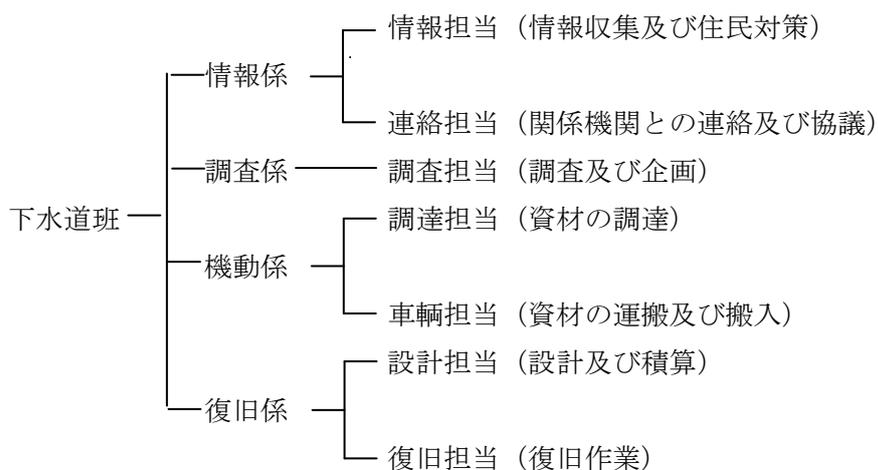
* 地震・津波発生



3 活動体制の確立

(1) 対策組織の設置

下水道管理者は、県又は沿岸市町災害対策本部の中に、次の組織構成例を参考として、下水道対策組織を設ける。



(2) 広域応援要請

地震による被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

下水道管理者は、地震・津波による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

ア 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、市民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。

5 応急対策

上記4の調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び臨時の管路施設の設置等を行う。

6 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度並びに余命等を検討のうえ実施する。

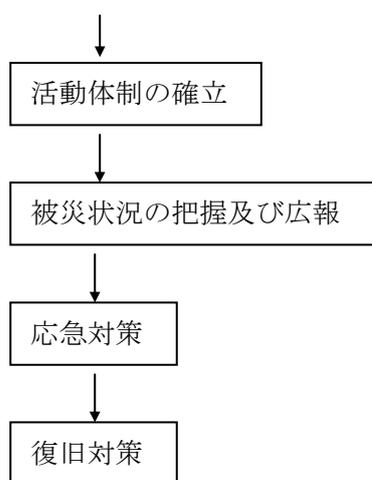
第9節 工業用水道施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により工業用水道施設が被災した場合の、漏水等による二次災害を防止するとともに、生産活動等への影響を軽減するために、工業用水道事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 工業用水道施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 活動体制の確立

工業用水道事業者（以下この節において「事業者」という。）は、地震が発生した場合、速やかに災害対策組織を設置するとともに、あらかじめ定める対策要員を参集させる。

また、被害が甚大で自らのみによっては対応が困難と判断される場合には、他事業者等に要員の派遣を要請する。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 被災状況の把握

事業者は、地震発生後速やかに情報収集を行い、取水場、浄水場、配水池等の主要施設及び送・配水管路の被害状況を把握する。また、受水企業の被害状況及び操業状況についても把握する。

(2) 周辺住民等への広報

事業者は、管路等が破壊され、その流出水により一般住民にも被害が及ぶことが予想されるときは、市町村及び県警察等の関係機関に通報又は連絡するとともに、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 受水企業への連絡

事業者は、工業用水道施設が被災した場合、受水企業に被害の種類及び程度、復旧の見込み及び送水継続の可否等を速やかに連絡する。

5 応急対策

事業者は、把握した被災状況に基づき速やかに応急対策を講ずる。管路等の被災が予想される箇所については、あらかじめ定めた対応策に基づき速やかに応急対策を実施する。

6 復旧対策

復旧は、本復旧を原則とするが、橋梁添架管、水管橋、伏越部及びその他の構造物との関連等により本復旧に長時間を要する場合は、急を要するものから仮復旧を行うものとする。復旧にあたっては、二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水を確保するために、順次施設を復旧する。

また、埋設管路等が電気、ガス又は上水道関係の配管と一緒に敷設されている場合は、これら施設を管理する関係機関と連携をとりながら復旧計画を策定する。

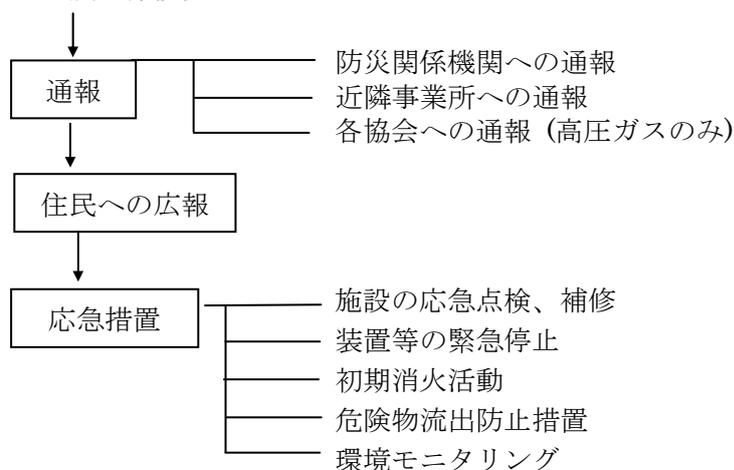
第10節 危険物等施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 危険物等施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防機関、県警察、沿岸市町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。

- | | |
|------------|-------|
| ア 火薬類・高圧ガス | 経済産業省 |
| イ 放射線使用施設 | 文部科学省 |
| ウ 毒劇物施設 | 厚生労働省 |

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要な場合は沿岸市町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

ア 施設所有者等

- (ア) 危険物等取扱事業所は、地震・津波発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。
- (イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (ウ) 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

イ 沿岸市町等

- (ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。
- (イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

(5) 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- ア 原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。
- イ 県及び沿岸市町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

4 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、地震・津波による火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずるとともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、津波により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に地震・津波による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両

を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

エ 火薬庫における応急措置

火薬庫は構造的に地震・津波に強く、一般住宅からも保安距離が確保されているため延焼等の二次災害は少ないと考えられるが、非常時の場合は、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震・津波による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

地震・津波の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察並びに沿岸市町及び県等関係機関や文部科学省に通報する。

イ 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

ウ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するとともに、見張りを置いて関係者以外の立入りを禁止する。

5 危険物等流出応急対策

河川又は海域等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

- (1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに沿岸市町、消防機関、県警察、酒田海上保安部、河川管理者、海岸管理者及び港湾管理者等関係機関に通報又は連絡する。
- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
 - ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展開する。
 - イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (3) 酒田海上保安部は、被害の拡大防止を図るため、危険物積載船舶に対する移動命令や航行の制限又は禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、避難勧告等を行う。また沿岸市町及び県警察等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難勧告等の措置を講ずる。
- (4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道取水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- (5) 水質汚濁防止法に基づく有害物質及び指定物質等が河川、海域等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、河川管理者、海岸管理者、港湾管理者及び県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

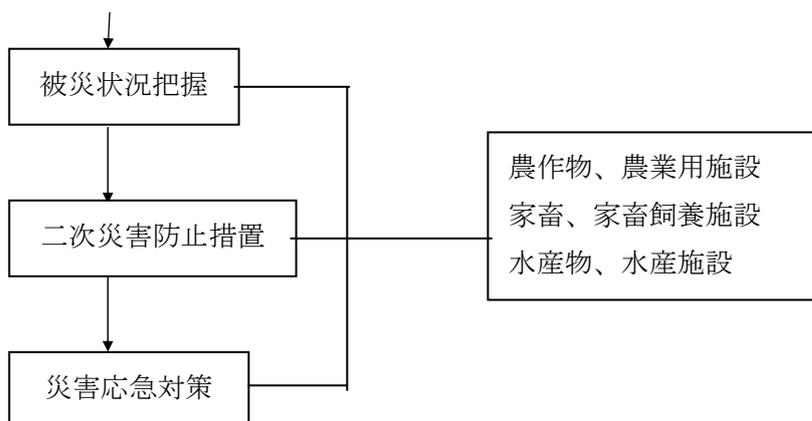
第12章 農林水産業災害応急計画

1 計画の概要

地震、津波等による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、県、沿岸市町及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

2 農林水産業災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 被害状況の把握

県及び沿岸市町は、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の農林水産業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

4 二次災害防止措置

沿岸市町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 水産物及び水産施設

漁業協同組合等及び漁家に対し、次の指導又は指示を行うとともに、必要な場合は、県、酒田海上保安部、県警察及び消防機関と連携し、必要な措置を講ずる。

- ア 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請
- イ 流失した船舶、漁具、養殖施設等の早期回収措置並びに関係機関への協力要請
- ウ 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置
- エ 津波による漂流物等の早期回収措置

5 災害応急対策

県及び沿岸市町は、農林水産業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

県及び沿岸市町は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病虫害発生予防措置
- イ 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保

また、県は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

県及び沿岸市町は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受け入れ体制の確保
 - (イ) 家畜死体の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - (エ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合連合会）
 - (オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合連合会）
- イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - (ア) 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
- ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
- エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 水産物及び水産施設

県及び沿岸市町は、漁業協同組合等と連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するとともに、関係機関に対して協力要請を行う。

- (ア) 漁業活動支援施設（給油、給水、保管活動）の応急修繕
- (イ) 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供
- (ウ) 冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送
- (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給

(オ) 養殖水産物の移送

(カ) 水産物の廃棄処分

イ 県は、施設被害の復旧に急を要する場合は、沿岸市町又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

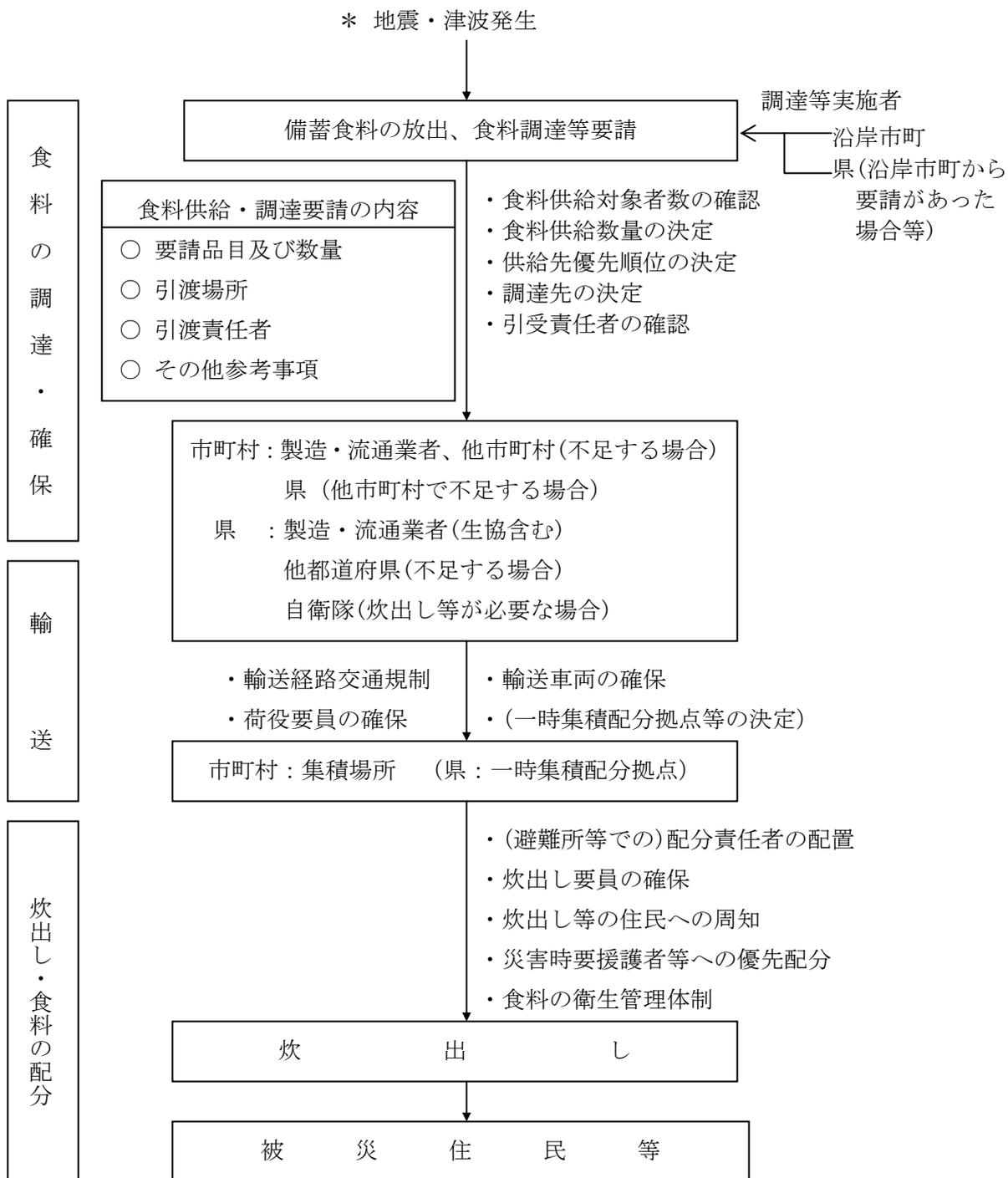
第 1 3 章 生活支援関係

第 1 節 食料供給計画

1 計画の概要

災害により食料を確保することが困難となった場合における、沿岸市町及び県が実施する災害応急対策について定める。

2 食料供給計画フロー



3 沿岸市町が行う食料の調達及び配分

(1) 調達

沿岸市町は、市町地域防災計画に基づき、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

被災市町のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

ア 山形縣市町村広域応援協定に基づき、被災市町応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(イ) 炊出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、被災市町村は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(2) 調達食料品目例

沿岸市町は、避難所の設置状況や災害時要援護者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(3) 炊出し

沿岸市町は、炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

ア 炊出しは、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

イ 大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(4) 配分

被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 災害時要援護者への優先配分

エ 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分

4 県が行う食料の調達等

県は、被災市町の食料調達状況等を常に把握するとともに、被災市町から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、食料が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

(1) 備蓄食料の供与

県は、被災市町からの要請に基づき、必要と認める場合、備蓄している食料を供与する。

(2) 調達

ア 県は、備蓄食料の供与によっても不足する場合は、協定締結業者に食料の供給を要請し、なお不足する場合はその他の製造・流通業者に要請する。

イ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請するとともに、必要に応じて農林水産省に応急用食料を要

請する。

(3) 輸送及び集積

ア 食料の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、県有車両又は民間借上車両で輸送する。

イ 交通事情等により陸路輸送が困難な場合は、消防防災ヘリコプターを活用し又は自衛隊に対して要請を行い空路輸送を行う。

また、海上における緊急輸送が必要な場合は、酒田海上保安部に対し緊急輸送を要請する。

ウ 県が供給する食料は、原則として調達先の配送により、避難所又は沿岸市町が設置する集積場所へ直接輸送する。沿岸市町が集積場所を設置できない場合は、県が設置する一時集積配分拠点に集積することとし、一時集積配分拠点から避難所への輸送は沿岸市町において対応する。

災害の規模が大規模であり、沿岸市町による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。

5 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本章第4節「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

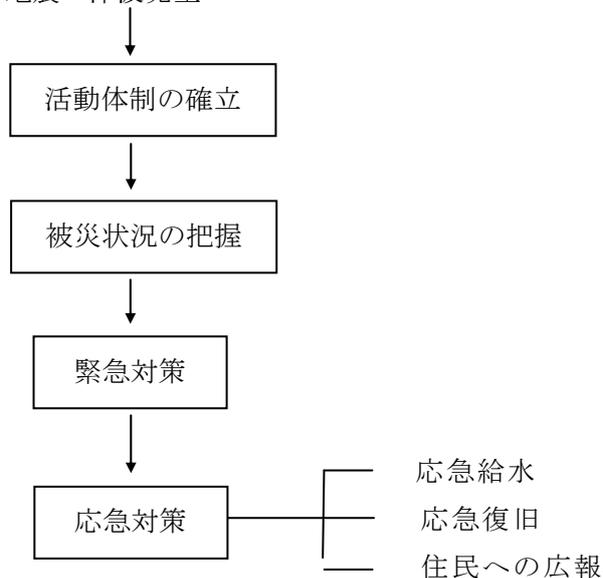
第2節 給水・上水道施設応急対策計画

1 計画の概要

地震・津波による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、県、沿岸市町及び水道事業者（簡易水道事業者及び水道用水供給事業者を含む）（以下「水道事業者」という。）が実施する災害応急対策について定める。

2 給水・上水道施設応急対策フロー

* 地震・津波発生



3 活動体制の確立

県、沿岸市町及び水道事業者は相互に、連絡調整を図りながら、必要に応じて関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(1) 水道事業者

水道事業者は関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。

イ 水道事業者のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。

ウ 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

エ 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。

オ 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

(2) 県

県は、主に情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行う。また必要に応じ、水道法第 40 条第 1 項に基づき、水道用水の緊急応援命令を発する等適切な措置を講ずる。

ア 水道事業者相互間の応援、協力について、必要な斡旋、指導及び要請を行う。応急給水等に必要な場合は、自衛隊の派遣を要請する。

イ 水道事業者の要請に応じ、近隣県さらには厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に応援を要請し、十分な応急体制の確立を図る。

ウ 小規模な水道事業者への応援部隊は、応急対策全般について計画立案、技術支援できるような部隊編成に配慮する。

エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び滅菌を実施する。

4 被災状況の把握

水道事業者は、次により迅速かつ的確に上水道施設、道路等の被災状況を把握する。

- (1) テレメータ監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

5 緊急対策

水道事業者は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

(1) 二次災害の防止対策

- ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
- ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

(2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

6 応急対策

県、沿岸市町及び水道事業者は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

(1) 応急給水

県、沿岸市町及び水道事業者は、衛生対策、積雪等の気候条件及び災害時要援護者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

ア 応急給水の準備

- (ア) 既存水源及び緊急代替水源の確保
- (イ) 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- (ウ) 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
- (エ) 給水車等による応援給水の確保

- (オ) 水質の衛生確保
- (カ) 備蓄飲料水の量の確認

イ 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び備蓄飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。

(ア) 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び収容避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水機等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(イ) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓数を増減させる。

(エ) 備蓄飲料水の供与

沿岸市町は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。

県は、被災市町からの要請に基づき、必要と認めた場合、__備蓄している飲料水を供与する。

ウ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

エ 飲料水及び応急給水用資材の確保

(ア) 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

(イ) 応急給水用資材の確保

水道事業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

オ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

カ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

キ 生活用水の確保

水道事業者は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。

ク 地域性への配慮

離島へは、必要により、飲料水の空輸又は海輸、浄水装置による給水等を行う。

ケ 災害時要援護者等に対する配慮

災害時要援護者への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住

民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

水道事業者は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

沿岸市町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を強化する。

カ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたってはガスの復旧状況に十分配慮する。

(3) 住民への広報

県、沿岸市町及び水道事業者は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

ア 被災直後の広報

(ア) 沿岸市町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

(イ) ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

イ 長期的復旧計画の広報

県及び沿岸市町は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報誌、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

ウ 情報連絡体制の確立

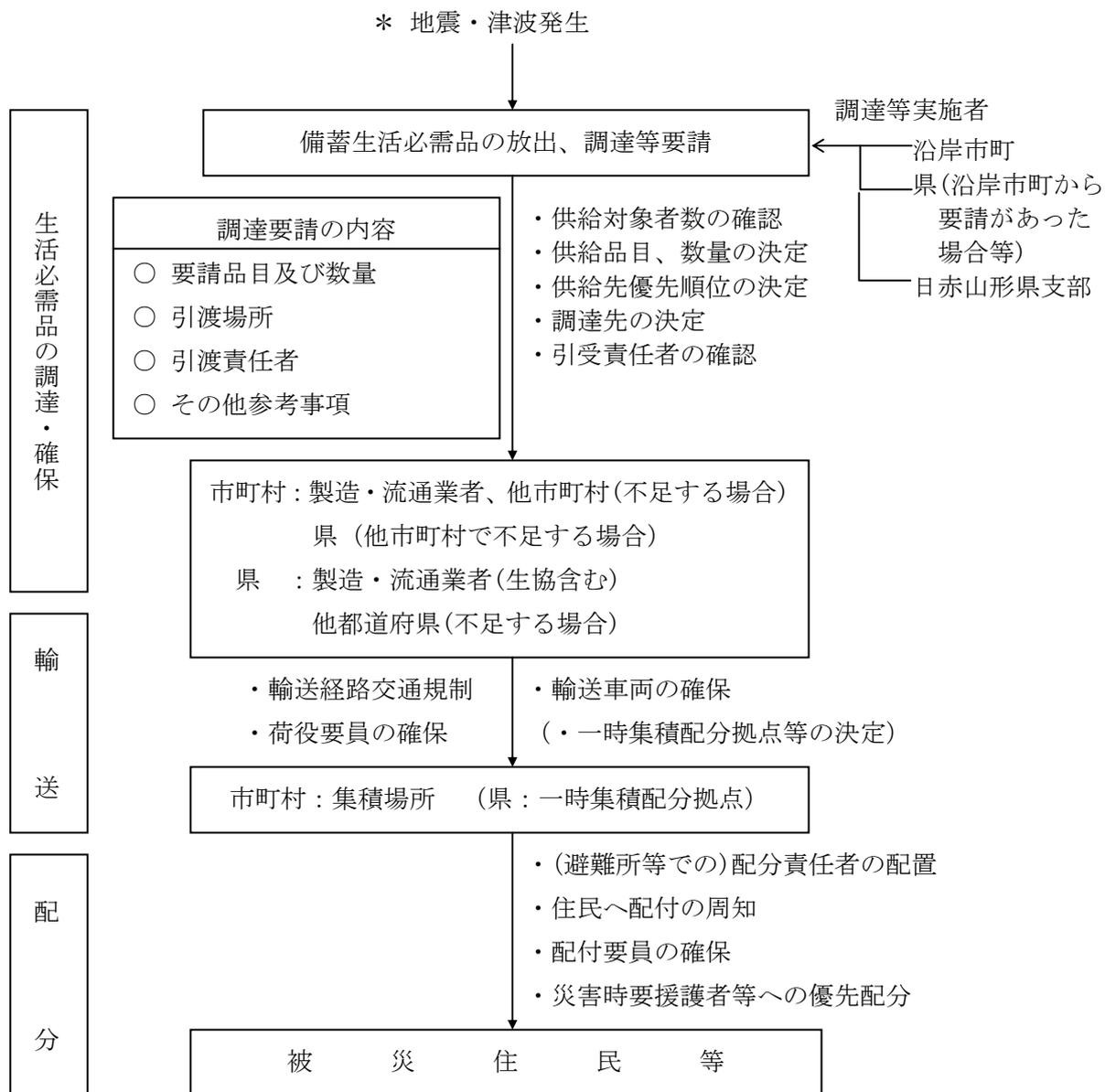
県、沿岸市町及び水道事業者は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第3節 生活必需品等物資供給計画

1 計画の概要

地震により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、沿岸市町及び県が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

2 生活必需品等物資供給計画フロー



3 沿岸市町が行う調達及び配分

(1) 調達

沿岸市町は、市町地域防災計画に基づき、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している製造・流通業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

被災市町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 山形縣市町村広域応援協定に基づき、被災市町応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

(2) 調達生活必需品等物資品目例

沿岸市町は、避難所の設置状況や災害時要援護者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク 生理用品

ケ 暖房器具

(3) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 災害時要援護者への優先配分

エ 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

4 県が行う生活必需品等物資の調達等

県は、被災市町の生活必需品等物資調達状況等を常に把握するとともに、被災市町から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、生活必需品等物資が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

(1) 調達

ア 県は、沿岸市町の要請に基づき又は必要と認める場合、備蓄している生活必需品等物資を供与する。

イ 県の備蓄物資の供与によっても不足する場合は、業者に対し生活必需品等物資の供給を要請し、なおも不足する場合はその他の製造・流通業者等に要請する。

ウ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づき近隣県又は、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して広域応援要請を行うとともに、必要に応じて東北経済産業局に対しあつせんを要請する。

(2) 輸送及び集積

物資の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、県有車両又は民間借上車両で輸送する。

ア 交通事情等により陸路輸送が困難な場合は、消防防災ヘリコプターを活用し、又は自衛隊に対して要請を行い空路輸送を行う。

イ 県が供給する物資は、原則として調達先の配送により、避難所又は沿岸市町が設置する集積場所へ直接輸送する。沿岸市町が集積場所を設置できない場合は、県が設置する一時集積

配分拠点に集積することとし、一時集積配分拠点から避難所への輸送は沿岸市町において対応する。

ウ 災害の規模が大規模であり、沿岸市町による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。

5 日本赤十字社山形県支部の交付

日本赤十字社は、被災市町の日本赤十字社山形県支部地区長又は分区長が実施する必要量調査の結果に基づく要請により、毛布及び緊急セット等の救援物資する必要量調査の結果に基づく要請によりを当該地区・分区へ交付する。

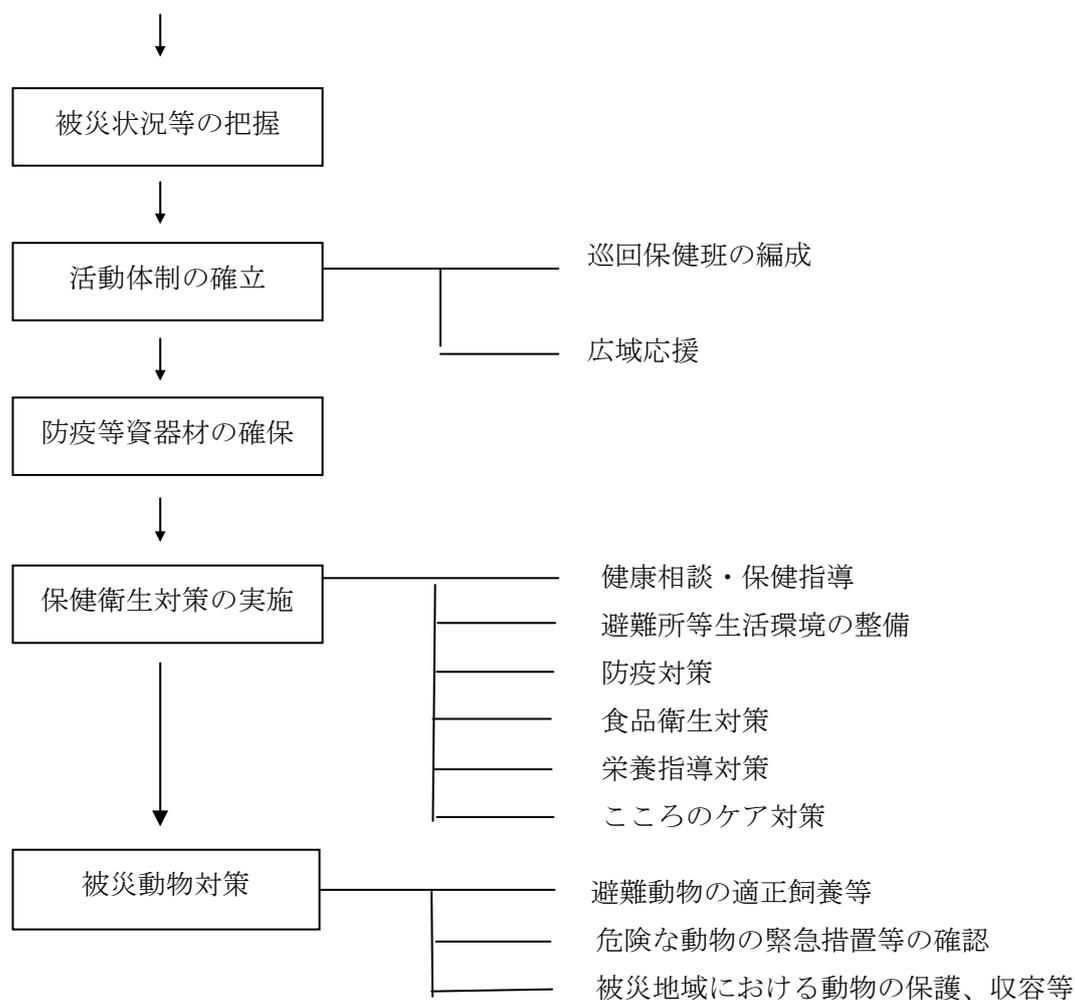
第4節 保健衛生計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、県及び沿岸市町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 保健衛生計画フロー

* 地震・津波発生



3 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、県及び沿岸市町は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

4 活動体制の確立

(1) 巡回保健班の編成

沿岸市町及び保健所は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

(2) 広域応援

県は、必要に応じ被災地の巡回保健班へ他保健所から応援要員を派遣するとともに、被害が著しい場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して応援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して応援を要請する。

5 防疫等資器材の確保

沿岸市町は、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫等資器材」という。）が不足する場合は、保健所に確保を要請する。

保健所は、管内市町で防疫等資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請し、県は県医薬品卸業協会に防疫等資器材の供給を要請する。

6 保健衛生対策の実施

県及び沿岸市町は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障害者、子ども等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、沿岸市町担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

- ア 食生活の状況（食中毒の予防）
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔
- キ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じる可能性があることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

ア 感染症発生予防対策

沿岸市町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

(ア) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒・滅菌を指導する。

(イ) 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒・滅菌を実施する。

なお、消毒・滅菌の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

イ 疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

ウ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

(ア) 感染症患者等の入院

保健所は、一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で相当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。

(イ) 濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症患者等の接触者に対し、疫学調査や検便等の健康診断を実施するとともに、病気に対する正しい知識や消毒方法等についての保健指導を行う。

(ウ) 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

県は沿岸市町に指示し、又は県自ら感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

エ 結核定期外健康診断の実施

保健所は、結核のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して、結核定期外健康診断を実施する。

(4) 食品衛生対策

保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。なお、食品安全衛生課は、必要に応じて、食品衛生班への他保健所等からの要員応援体制を確保する。

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

沿岸市町の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、沿岸市町及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

沿岸市町と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

- (ア) 包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導
- (イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取り扱い状況の監視
- (ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

オ 食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

(5) 栄養指導対策

保健所は沿岸市町と連携し、次により被災者の栄養指導を行う。災害の状況により必要な場合は、県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回指導する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

沿岸市町が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の災害時要援護者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

ウ 食生活相談者への相談・指導の実施

被災生活の中で、健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食等の特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

エ 特定給食施設への指導

状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないよう指導する。

(6) 精神保健対策

ア 巡回相談等

保健所等の精神保健福祉相談員は、災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するため、収容避難所や応急仮設住宅等で被災者を対象に巡回相談を行うとともに、通所している精神障がい者を訪問指導し、必要により精神科医療機関と連絡調整を行う。

イ 心のケア対策

(ア) こころのケアに関する電話相談

- a 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談
- b 保健所・精神保健福祉センターで実施

(イ) 被災地へのこころのケアチームの派遣

- a 被災市町の要請に基づき、県内外のこころのケアチームを被災地に派遣し急性ストレス障害及び在宅精神障がい者の医療の確保等に対応する。
- b 精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職等からなるチームを派遣する。

(ウ) 災害時精神科医療体制の整備

- a 被災地からの緊急入院患者等に対応するため24時間体制の精神科医療を確保する。
- b 24時間医療を確保するため、県精神科病院協会等の協力により空床確保等の後方支援体制を確保する。
- c 被災した精神病院入院患者の転院先を確保する。

(エ) 被災者への普及啓発

- a 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・こころのケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。
- b ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。
- c 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者のこころのケアに関する情報を提供する。

(オ) 援助者への教育研修

- a 保育士・学校教師・ケアマネージャー等関係者に対して、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。
- b ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対して支援者自身のこころのケアに関する研修を実施する。

7 被災動物対策

県は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、沿岸市町等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 避難動物の適正飼養等

保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、沿岸市町や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

(3) 被災地域における動物の保護、収容等

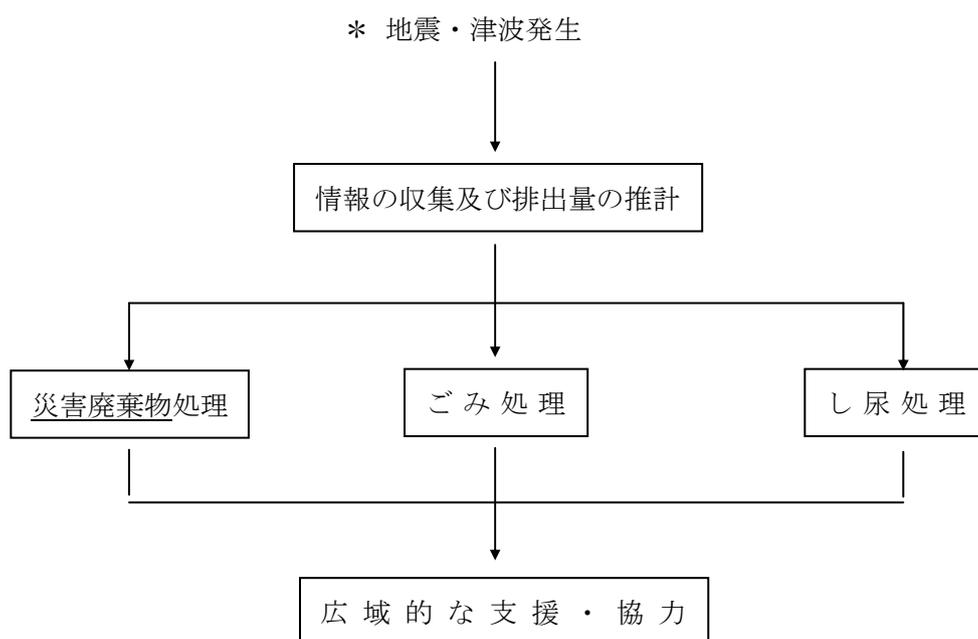
保健所は、沿岸市町等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第5節 廃棄物処理計画

1 計画の概要

地震・津波に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として沿岸市町が実施する廃棄物処理対策について定める。

2 廃棄物処理計画フロー



3 災害廃棄物処理

(1) 沿岸市町の措置

沿岸市町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

イ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が沿岸市町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、沿岸市町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

ウ 災害廃棄物の処理に長期間を要するところから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保する。

エ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び産業廃棄物協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

(2) 県の措置

県は、災害廃棄物の処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

- ア 沿岸市町から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、県内各市町村、一部事務組合、自衛隊、山形県産業廃棄物協会及び山形県解体工事業協会等に対して広域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。
- イ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合は、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。

4 ごみ処理

(1) 沿岸市町の措置

沿岸市町は、次によりごみ処理を実施する。

- ア 避難所等の避難人員及び場所を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。
- イ 廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- ウ 避難者の生活に支障を生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- エ 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。
- オ 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

(2) 県の措置

県は、ごみの処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

- ア 沿岸市町から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、県内各市町村、一部事務組合、山形県環境整備事業協同組合等に対して広域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。
- イ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合には、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。

5 し尿処理

(1) 沿岸市町の措置

沿岸市町は、次によりし尿処理を実施する。

- ア 避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、被災地域におけるし尿の排出量を推計する。
- イ し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- ウ 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- エ 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- オ し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

(2) 県の措置

県は、し尿の処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

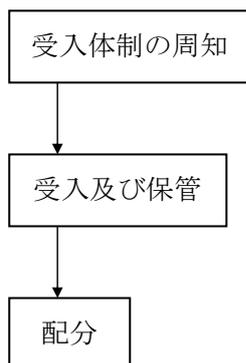
- ア 沿岸市町から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、県内各市町村、一部事務組合、山形県環境整備事業協同組合等に対して広域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。
- イ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合は、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。
- ウ 大規模災害時等において沿岸市町から要請があった場合には、仮設（簡易）トイレのあっせんを行う。

第6節 義援金の受入・配分計画

1 計画の概要

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援金を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、県及び沿岸市町等が実施する対策について定める。

2 義援金の受入れ、配分計画フロー



3 義援金

(1) 受入体制の周知

県、沿岸市町及び日本赤十字社山形県支部は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入

県、沿岸市町及び日本赤十字社山形県支部は、次により義援金を受け入れる。

ア 県

(ア) 受入窓口は健康福祉部健康福祉企画課とする。原則として口座振替とし、義援金を受け入れる口座を山形中央郵便局等に開設する。

(イ) 義援金の管理は、一般からの義援金は歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

イ 沿岸市町

(ア) 一般からの受入窓口を開設する。

(イ) 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

ウ 日本赤十字社山形県支部

(ア) 一般からの受入窓口を開設する。

(イ) 受入口座を設定する。

(ウ) 一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領証を発行する。

(3) 配分

ア 県及び沿岸市町は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、県社会福祉協議会等福祉団体、被災者代表で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする

イ 県、沿岸市町及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。

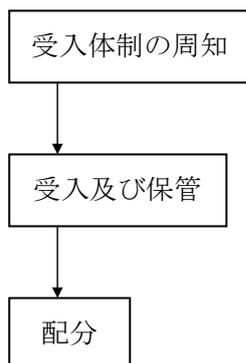
また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

第7節 義援物資の受入・配分計画

1 計画の概要

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、県及び沿岸市町等が実施する対策について定める。

2 義援物資の受入れ、配分計画フロー



3 義援物資

(1) 受入れの基本方針

県及び沿岸市町は、必要に応じて義援物資の受入れ体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

(2) 受入体制の周知

県及び沿岸市町は、義援物資の受入が必要と認められる場合は、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の非常災害対策本部等又はホームページや報道機関等を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

また、義援物資受入の必要がない場合も、その旨公表する。

(3) 受入及び保管

県及び沿岸市町は、次により義援物資を受け入れる。

ア 県

(ア) 義援物資の受入窓口は災害対策本部生活救援班とする。

(イ) 義援物資の集積場所は、義援物資集積配分拠点とする。また、県（本庁、総合支庁）へ直接持ち込まれる物資についても、当該集積場所へ誘導又は移送する。

イ 沿岸市町

- (ア) 受入・照会窓口を開設する。
- (イ) 受入要員を確保する。
- (ウ) 義援物資輸送、保管に適した集積場所を確保する。

(4) 配分

ア 県

- (ア) 県の調達物資及び県に対する応援要請物資を調整しながら、沿岸市町の需給状況を勘案して効果的な配分を行う。
- (イ) 義援物資集積配分拠点における在庫物資及び配送済物資のリストを整備し、当該場所から一時集積配分拠点への配送作業を円滑に行う。
- (ウ) 義援物資集積配分拠点から避難所への輸送は沿岸市町において対応する。
災害の規模が大規模であり、沿岸市町による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。

イ 沿岸市町

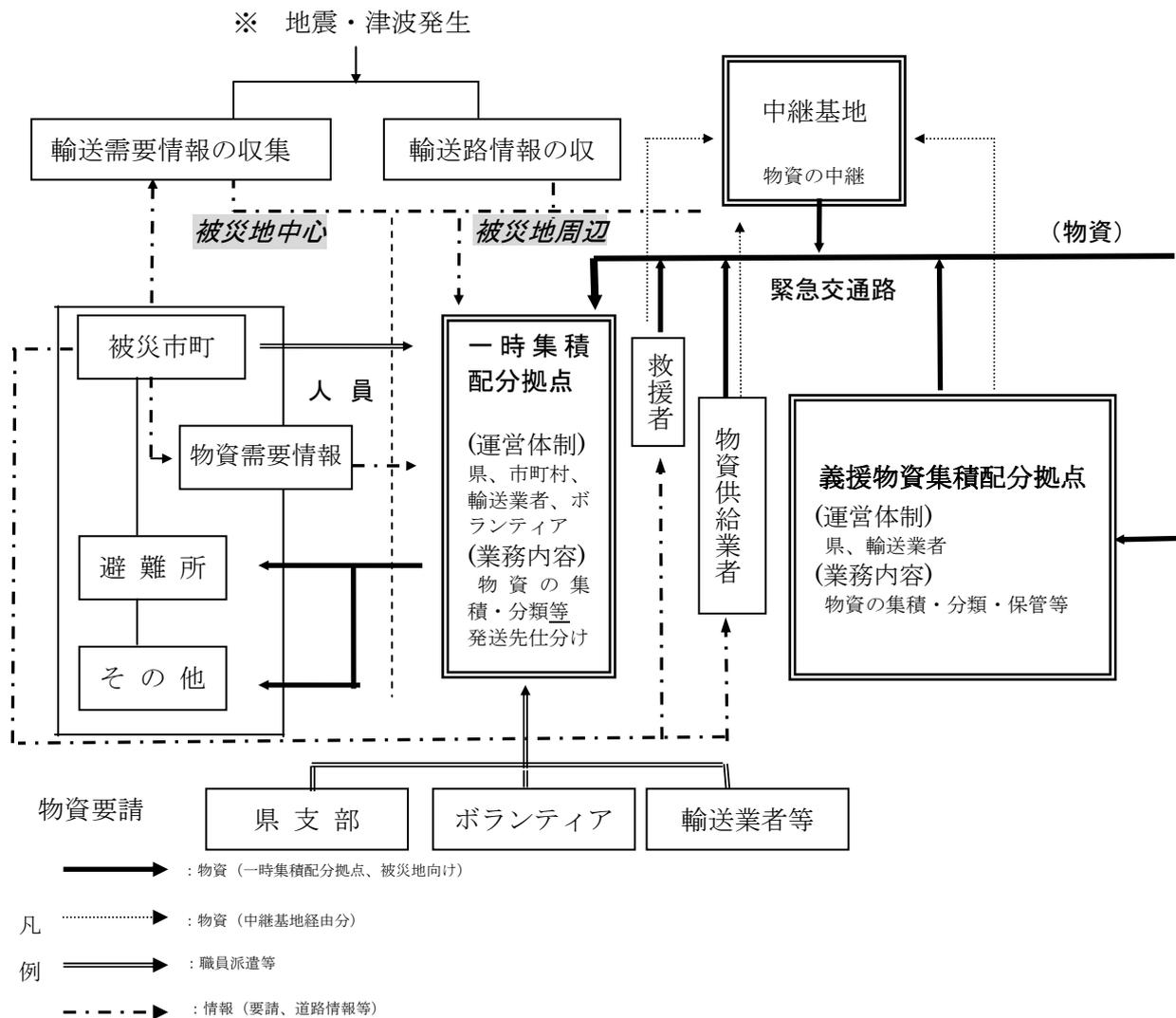
自己調達物資及び応援要請物資等を調整し、被災地におけるニーズに配慮した効果的な配分を行う。

第8節 集積配分拠点運営計画

1 計画の概要

地震・津波による災害が発生した場合において、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、県が義援物資集積配分拠点及び被災地周辺に確保する一時集積配分拠点の設置並びにその運用について定める。

2 集積配分拠点運営計画フロー



3 集積配分拠点の設置

- (1) 県は、各地から寄せられる義援物資を集積・配分する義援物資集積配分拠点を設置する。
- (2) 県は、状況に応じ、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点を被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間、設置する。

なお、県内四地域を結ぶ交通路が被災し被災地域内の一時集積配分拠点に他地域から物資を輸送することができない場合は、被災地に隣接する他地域に中継基地を設け、一旦ここに物資

を集積する。

4 取り扱い物資

- (1) 義援物資集積配分拠点
各地から寄せられる義援物資
- (2) 一時集積配分拠点
 - ア 被災市町からの救援要請を受けて他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
 - イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
 - ウ 義援物資集積配分拠点等から被災市町に配送される義援物資
 - エ 医薬品

5 実施業務

- (1) 義援物資集積配分拠点
 - ア 義援物資の集積、分類及び保管
 - イ 集積配分拠点等の物資情報の提供
 - ウ 配送先別の仕分け
 - エ 車両への積み替え、発送
- (2) 一時集積配分拠点
 - ア 緊急物資、救援物資の一時集積、分類及び保管
 - イ 避難所等の物資需要情報の集約
 - ウ 配送先別の仕分け
 - エ 小型車両への積み替え、発送

6 集積配分拠点の運営体制と運営要領

- (1) 義援物資集積配分拠点
 - ア 運営体制
県及び社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。
 - イ 運営要領
県は、次により義援物資集積配分拠点を運営する。
 - (ア) 義援物資集積配分拠点への職員等の派遣
輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者等を義援物資集積配分拠点に派遣する。
 - (イ) 物資情報の提供
物資情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行う。
 - (ウ) 物資配送用車両の確保
県は、被災市町が物資配送用車両を確保できない場合は、沿岸市町からの要請を受けて必要な車両を確保する。

(2) 一時集積配分拠点

ア 運営体制

県、応急物資の供給を受ける被災市町及び社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

イ 運営要領

県及び物資の供給を受ける被災市町は次により一時集積配分拠点を運営する。

(ア) 一時集積配分拠点への職員等の派遣

輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者及びボランティア等を一時集積配分拠点に派遣する。

(イ) 避難所等の物資需要情報の集約

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。

(ウ) 物資配送用車両の確保

県は、被災市町が物資配送用車両を確保できない場合は、沿岸市町からの要請を受けて必要な車両を確保する。

(エ) ボランティアの活用

一時集積配分拠点における業務は、多くの人員が必要とされるのでボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

7 一時集積配分拠点までの輸送

原則として救援物資については被災市町等から要請を受けた者が、食料、生活必需品等の応急物資についてはこれら物資の取扱業者が、実施する。

沿岸市町から要請を受けた者及び取扱業者等が輸送できない場合は、県が輸送を確保する。

8 避難所等への輸送

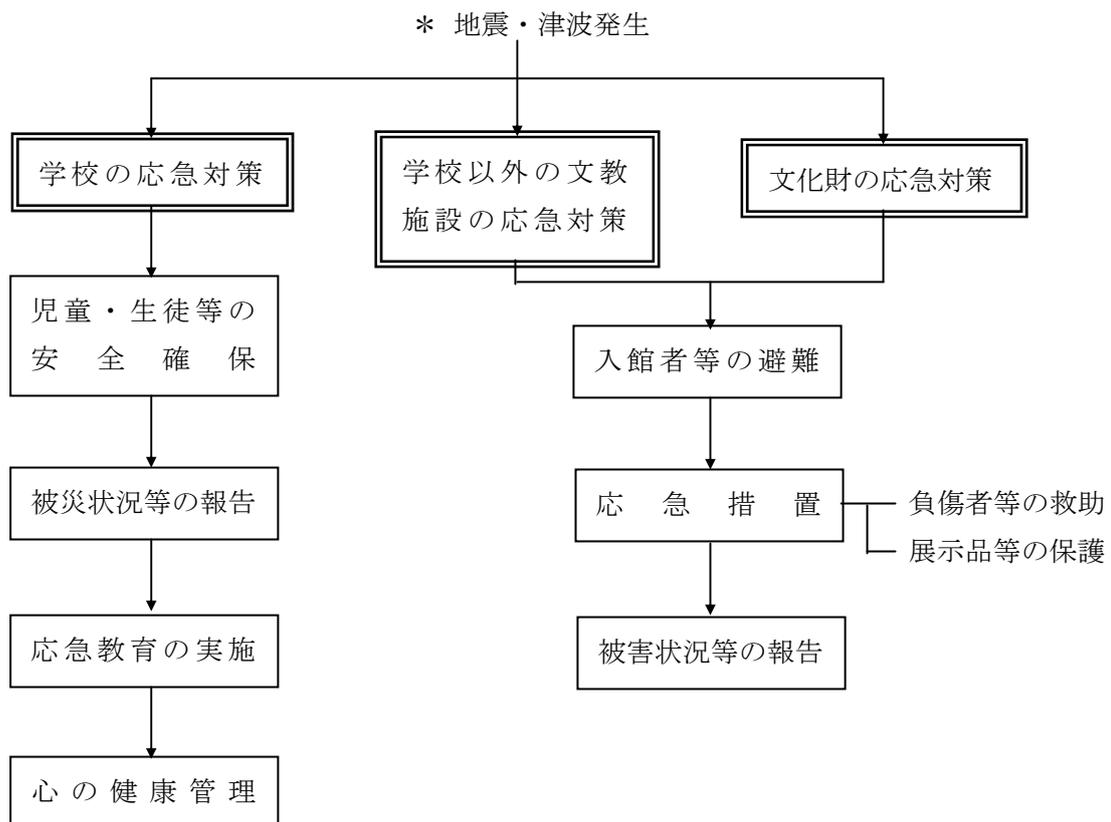
原則として物資の供給を受ける被災沿岸市町が実施する。

第14章 文教施設における災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

2 文教施設における災害応急計画フロー



3 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、沿岸市町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関

及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

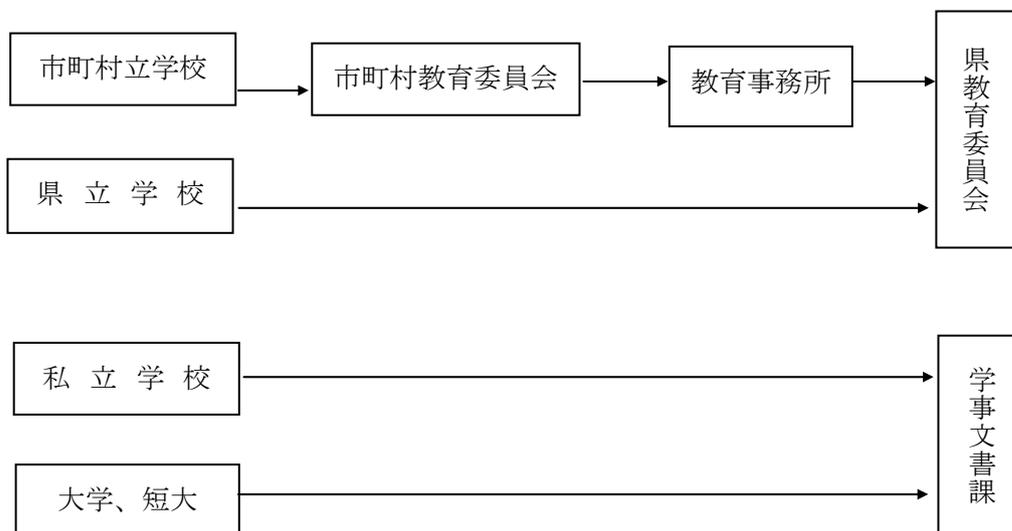
児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。

<連絡経路>



(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された沿岸市町で、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

(ア) 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)

例 公民館、体育館等

(イ) 授業料の免除や奨学金制度の活用

(ウ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用

(エ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

a 複式授業の実施

b 昼夜二部授業の実施

c 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請

d 非常勤講師又は臨時講師の発令

e 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 災害救助法に基づく措置

沿岸市町長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む）

(イ) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

(ウ) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。）。

(エ) 学用品給与の方法

県教育委員会は、沿岸市町教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

4 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び県警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、沿岸市町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

5 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び沿岸市町指定文化財等の所有者及び管理者は、地震・津波が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置ものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

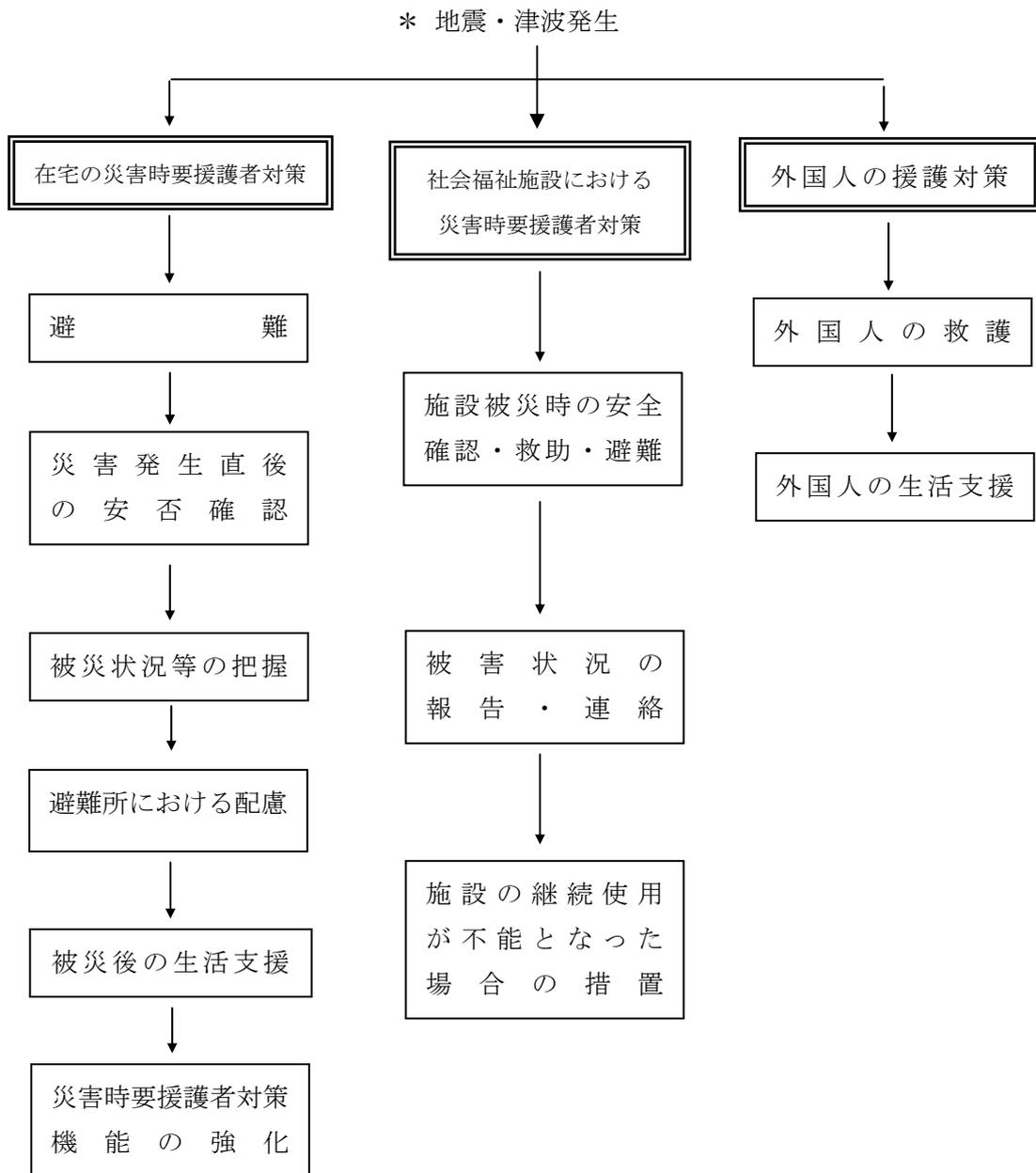
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに所轄市町教育委員会を経由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第15章 災害時要援護者の応急対策計画

1 計画の概要

地震・津波による災害が発生した場合に、災害時要援護者の被害軽減や生活支援を図るために、県、沿岸市町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 災害時要援護者の応急対策計画フロー



3 在宅の災害時要援護者対策

(1) 避難誘導等

沿岸市町は、地震・津波による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、災害時要援護者の避難誘導等が災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は災害時要援護者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 災害発生直後の安否確認

沿岸市町は、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等の協力を得て、災害時要援護者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(3) 被災状況等の把握

沿岸市町は、避難所や要援護対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

ア 災害時要援護者の身体及びメンタルヘルスの状況

イ 家族（介護者）有無及びその被災状況

ウ 介護の必要性

エ 施設入所の必要性

オ 日常生活用具(品)の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

沿岸市町は、災害時要援護者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。

また、沿岸市町は、可能な限り福祉避難所を設置し、災害時要援護者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

県及び沿岸市町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、県内の施設で対応できない場合、県は近隣県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

県及び沿岸市町は、被災した災害時要援護者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子利用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

沿岸市町は、県の指導・助言を受け、在宅の災害時要援護者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、沿岸市町は、被災した災害時要援護者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

(6) 災害時要援護者対策機能の強化

県は、災害の状況により必要と認められる場合、被災地の福祉事務所等へ人的な支援を行い、在宅の災害時要援護者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

4 社会福祉施設等における災害時要援護者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を沿岸市町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、沿岸市町又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、沿岸市町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

沿岸市町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び沿岸市町は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

県及び沿岸市町は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

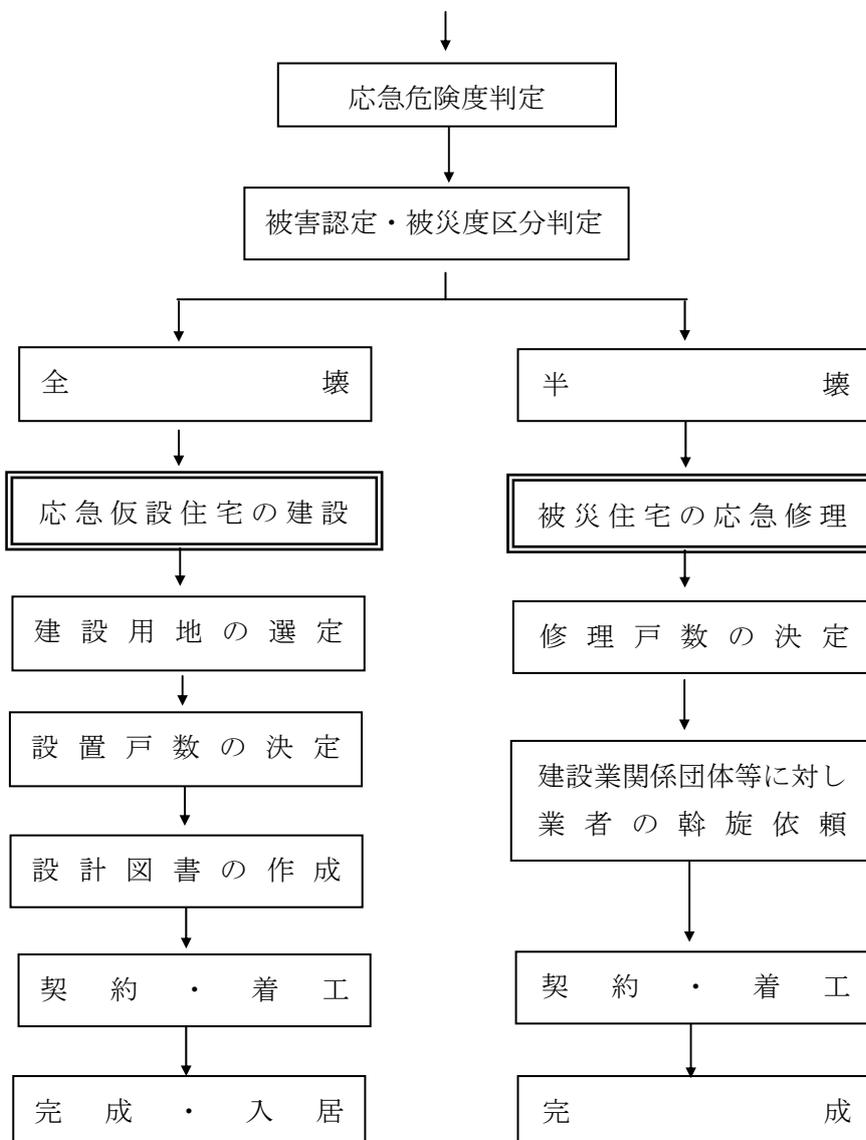
第16章 応急住宅対策計画

1 計画の概要

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この章において「法」という。）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、県及び沿岸市町等が実施する災害応急対策について定める。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー

* 地震・津波発生



3 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

沿岸市町は、地震・津波により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

県は、被災市町の協力を得て、早急に住宅の被災状況等を把握するとともに必要な調査を実施する。

ア 地震・津波情報及び被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 被災市町の住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)

エ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づき、基本的に沿岸市町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

(イ) 沿岸市町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

(ウ) なお、判定の実施にあたっては、収容避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被害認定

沿岸市町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

カ 被災度判定区分

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行なう。

キ 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ク 災害時要援護者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

ケ 被災市町の住宅に関する県への要望事項

コ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

県は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、被災地近隣の県営住宅、沿岸市町営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について、関係機関に対して調査を実施する。

(3) 応急仮設住宅の必要戸数・規模等についての見積もり

県は、(1)及び(2)の調査結果等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会

県は、社団法人プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の供給(建設)能力戸数等について照会する。

4 応急住宅の確保

県は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、次により応急的な住宅を確保し、暫定的に住生活の安定を図る。

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

(1) 民間賃貸住宅の借上げ

ア 民間賃貸住宅の借上げ方針

- (ア) 民間賃貸住宅の借上げ（以下「借上げ住宅」という。）戸数は、応急仮設住宅の建設と併せ、法が適用された沿岸市町を単位に、原則として当該市町の全壊、全焼及び流失世帯の3割以内とする。
- (イ) ただし、被災の程度その他の事情から、市町ごとに画一的に3割以内とすることが不合理な場合は、県内の法適用市町全体の全壊、全焼及び流失世帯数の合計の3割以内であれば、当該市町間で借上げ住宅の戸数を融通できる。
- (ウ) また、各市町における被害の程度、住民の経済的能力及び被災地域の民間賃貸住宅事情等により必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、借上げ住宅の戸数の限度を引き上げることができる。

イ 借上げ方法

- (ア) 県は、社団法人山形県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会山形支部（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上げ住宅を供給するものとする。
- (イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行うものとする。

ウ 借上げ住宅の入居者選定等

(ア) 入居の資格

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - (a) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - (c) 上記各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、被災市町が行う。
- b この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等災害時要援護者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。
- c 県は、当該被災市町から入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等を行う。

(ウ) 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

(2) 応急仮設住宅の建設方針

ア 建設用地の選定

- (ア) 県は、沿岸市町の協力を得て、あらかじめ応急仮設住宅の建設可能な用地を把握しておくものとする。
- (イ) 被災市町に対し、応急仮設住宅の設置戸数に対応する建設用地の選定について協力を依頼する。その際には、県としても、必要に応じ応急仮設住宅の建設用地として県有地等を提供する。
- (ウ) 被災市町から、建設用地の選定結果について報告を受け、被災市町ごとに取りまとめる。
- (エ) (ア)から(ウ)の結果等を踏まえ、次の事項に十分留意して建設用地を選定する。
 - a 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、災害時要援護者に適応したバリアフリー対応に配慮する。
 - b 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

イ 設置戸数

- (ア) 応急仮設住宅の設置戸数は、借上げ住宅戸数と合わせ、法が適用された沿岸市町を単位に、原則として当該市町の全壊、全焼及び流失世帯の合計数の3割以内とする。
- (イ) ただし、被災の程度その他の事情から、市町ごとに画一的に3割以内とすることが不合理な場合は、県内の法適用市町全体の全壊、全焼及び流失世帯数の合計の3割以内であれば、当該市町間で設置戸数を融通できる。
- (ウ) また、各市町における被害の程度、住民の経済的能力及び住宅事情等により必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、設置戸数の限度を引き上げることができる。

ウ 規模及び費用

- (ア) 応急仮設住宅一戸当たりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。
- (イ) ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。
- (ウ) また、建設資材を県外調達し又は離島等に設置したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施工することが困難な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

エ 建設の時期

- (ア) 応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。
- (イ) ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

オ 応急仮設住宅の建設方法

- (ア) 応急仮設住宅は、所定の基準により、県が直接建設業者に請け負わせて建設する。
- (イ) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した社団法人プレハブ建築協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。
- (ウ) この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。

カ 応急仮設住宅の入居者選定

(ア) 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
- d 生活保護法の被保護者及び要保護者
- e 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
- f 前各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 応急仮設住宅の入居者の選定は、被災市町が行う。

また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。

- b この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等災害時要援護者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

(ウ) 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

キ 応急仮設住宅の管理

県は、沿岸市町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて当該市町に管理を委任することができる。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(3) 公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等のあっせん等

県、沿岸市町、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

5 被災住宅の応急修理

沿岸市町は、被災した住家について、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

なお、応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分の応急的な補修を行う。

(1) 修理の方針

ア 修理戸数

- (ア) 被災住宅の応急修理の対象戸数は、法が適用された沿岸市町を単位に、原則として、当該市町の半壊及び半焼世帯の合計数の3割以内とする。

- (イ) ただし、被災の程度その他の事情から、市町ごとに画一的に3割以内とすることが不合理な場合は、県内の法適用市町全体の半壊及び半焼世帯数の合計の3割以内であれば、当該市町間で修理戸数を融通できる。

(ウ) また、各市町における被害の程度、住民の経済的能力及び住宅事情等により必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、修理戸数の限度を引き上げることができる。

イ 範囲及び費用

(ア) 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

ウ 修理の期間

(ア) 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である沿岸市町長が、現物給付をもって実施する。

(3) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

沿岸市町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

6 住宅建設資機材等の確保

県は、応急仮設住宅の建設等にあって必要があるときは、所管の森林管理署等に対し応援を要請し、木材等を確保する。

7 建物関係障害物の除去

沿岸市町は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア 対象戸数

(ア) 障害物除去の対象戸数は、法が適用された沿岸市町を単位に、原則として、当該市町の半壊及び床上浸水世帯の合計数の1.5割の範囲内とする。

(イ) ただし、被災の程度その他の事情から、市町ごとに画一的に1.5割以内とすることが不合理な場合は、県内の法適用市町全体の半壊及び床上浸水世帯数の合計の1.5割以内であれば、当該市町間で障害物除去の世帯数を融通できる。

(ウ) また、各市町における被害の程度、住民の経済的能力及び住宅事情等により必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、障害物除去の世帯数の限度を引き上げることができる。

イ 範囲及び費用

(ア) 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

ウ 障害物の除去の実施期間

(ア) 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内である。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である沿岸市町長が、現物給付をもって実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

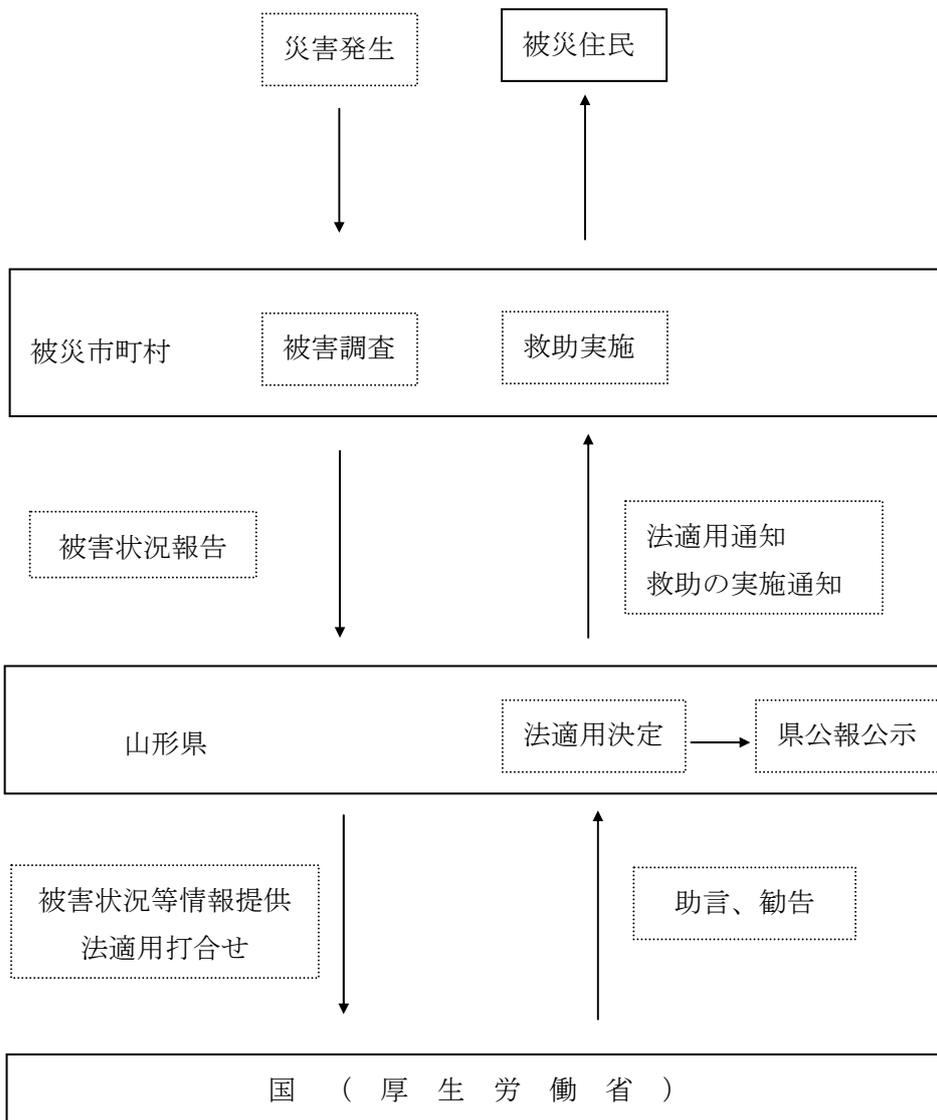
沿岸市町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第 17 章 災害救助法の適用に関する計画

1 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下この章において「法」という。)に係る県及び沿岸市町の運用について定める。

2 災害救助法による救助フロー



3 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は、沿岸市町の区域単位に、原則として同一原因の災害による沿岸市町の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる(法第 2 条)。

ア 適用単位は、沿岸市町の区域単位とする。

イ 同一の原因による災害によることを原則とする。

ただし、この例外として、

(ア) 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

(イ) 時間的に接近して、同一市町内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

ウ 沿岸市町又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町の人口に応じ、別表の1号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。

イ 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町の区域内で住家の滅失世帯数が別表の2号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。

ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第1条第1項第3号前段）。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって厚生労働省令に定める基準に該当するとき。（法施行令第1条第1項第4号）。

4 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う（法施行令第1条第2項）。

滅失世帯数＝（全壊、全焼、流失）＋（半壊、半焼）×1/2＋（床上浸水等）×1/3

(2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

- イ 住家が半壊又は半焼したもの
損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。
 - (ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの
 - (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
 - ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。
 - (ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの
 - (イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
- (3) 世帯及び住家の認定
- ア 世帯
生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。
 - (ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。
 - (イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。
 - (ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。
 - イ 住家
現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。
 - (ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。
 - (イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。
 - (ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

5 災害救助法の適用

(1) 県の役割

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（法第2条）。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を沿岸市町長が行うこととすることができる（法第30条第1項）。

(2) 沿岸市町の役割

沿岸市町長は、上記(1)により沿岸市町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする（法第30条第2項）。

(3) 国との連携等

法の適用に当たっては、必要に応じて厚生労働大臣に技術的助言を求め、適用した場合は、県広報に公示するとともに、厚生労働大臣に情報提供するものとする。

6 災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

法による救助の種類は次のとおりである（法第23条第1項及び法施行令第9条）。なお、本県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は沿岸市町長が行うこととしている（法第30条第1項及び県災害救助法施行細則第1条第1項）。

ア 収用施設の供与

(ア) 避難所の設置

(イ) 応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の捜索及び処理

サ 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ キについては、災害援護貸付金等の各種貸付け制度が充実したことから、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第23条第2項）。

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則別表第1に定められておりであり、その基準については厚生労働省において適宜改定が行われる。

(2) 特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、沿岸市町長

の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて厚生労働大臣と協議する。

(別表)

市町村別災害救助法適用基準被災世帯数早見表

市町村名		人 口	適用基準		市町村名		人 口	適用基準		
			1号	2号				1号	2号	
山形 村	山形市	254,244	100	50	置賜	米沢市	89,401	80	40	
	上山市	33,836	60	30		南陽市	33,658	60	30	
	天童市	62,214	80	40		高畠町	25,025	50	25	
	山辺町	15,139	50	25		川西町	17,313	50	25	
	中山町	12,015	40	20		長井市	29,473	50	25	
	寒河江市	42,373	60	30		小国町	8,862	40	20	
	河北町	19,959	50	25		白鷹町	15,314	50	25	
	西川町	6,270	40	20		飯豊町	7,943	40	20	
	山	朝日町	7,856	40	20	庄内	鶴岡市	136,623	100	50
		大江町	9,227	40	20		三川町	7,731	40	20
		村山市	26,811	50	25		庄内町	23,158	50	25
		東根市	46,414	60	30		酒田市	111,151	100	50
		尾花沢市	18,955	50	25		遊佐町	15,480	50	25
		大石田町	8,160	40	20					
最上	新庄市	38,850	60	30						
	金山町	6,365	40	20						
	最上町	9,847	40	20						
	舟形町	6,164	40	20						
	真室川町	9,165	40	20						
	大蔵村	3,762	30	15						
	鮭川村	4,862	30	15						
	戸沢村	5,304	40	20						
					計	35	1,168,924			

注1：住家が滅失した世帯の数の算定は、次の方式による(法施行令第1条第2項)。

滅失世帯数=(全壊、全焼、流失)+(半壊、半焼)×1/2+(床上浸水等)×1/3

注2：人口は、平成22年10月1日現在の国勢調査の結果による。

第4編 災害復旧・復興計画

第 1 章 民生安定化計画

1 計画の概要

地震・津波により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、県、沿岸市町及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 被災者のための相談	① 相談所 開設、運営
2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	① 災害 金の支給 ② 災害障害見舞金の支給 ③ 被災者生活再建支援金の支給 ④ 災害援護資金の貸付 ⑤ 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付 ⑥ 母子 婦福祉資金 の償 予 ⑦ 母子 婦福祉資金の違約金不徴収 母子 婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の 置期間の延長
3 雇用の確保	① 臨時総合相談窓口の開設 ② 離職者の早期再就職の促進 ③ 雇用保険の失業等給付に関する特例措置 ④ 未払賃金立替払事業に関する ⑤ 労災保険給付等に関する措置 ⑥ 労働保険料の納付に関する特例措置
4 応急金融対策	① 通貨供給の確保 ② 非常金融措置
5 生活関連物資の需給・価格状況の調査、監視及び情報の提供	① 調査・監視及び情報の提供 ② 物資の指定等
6 住宅対策	① 住宅資金の貸付 ② 被災者入居のための公営住宅建設 ③ 住宅復旧のための木材調達
7 租税の特例措置	① 県の特例措置 ② 国及び市町村の特例措置
8 公共料金等の特例措置	① 郵便事業 ② 貯金事業 ③ 電気通信事業 ④ 電気事業 ⑤ 都市ガス及び簡易ガス事業
9 被災者への各種措置の周知	

3 被災者のための相

(1) 相談所の開設

県及び沿岸市町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

ア 県の設置する相談所

県庁、被災地及び応急仮設住宅等の所在する県総合支庁

イ 沿岸市町の設置する相談所

市役所、町村役場、出張所、コミュニティ・センター及び避難所 等

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、災害時要援護者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

4 見 金等の支給及び生活資金の 付

(1) 災害 金

沿岸市町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害 金を支給する。

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害	1 災害 金の支給等に関する法律	死亡者の配 者、子、 母、	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	市 町 村
2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害	2 実施主体 市町村 (条例)	母、 (た	支給の制限	
3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	3 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	だし、 にあっ ては、当該 配 者、子、 母、	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令策374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合	
4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害(平成12年3月31日厚生省告示第192号)		母のい ずれもが存 しない場合 に限る。)		

(2) 災害障害見舞金

沿岸市町は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）	1 災害金の支給等に関する法律 2 実施主体市町村（条例） 3 経費負担国1/2 県1/4 市町村1/4	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合125万円 支給の制限 1 当該傷害者の傷害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合	市町村

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互 助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互 助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。

対象となる自然災害	根拠法令等	支給対象世帯	支給額	窓口																		
<p>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村</p> <p>3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県</p> <p>4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</p>	<p>1 根拠法令被災者生活再建支援法</p> <p>2 実施主体山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託）</p> <p>3 経費負担被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2</p>	<p>1 住宅が全壊した世帯</p> <p>2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p>	<p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当の金額の4分の3の額となる。）</p> <p>1 基礎支援金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加算支援金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。</p>	被害程度	支給額	全壊	100万円	解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借(公営住宅以外)	50万円	市町村
被害程度	支給額																					
全壊	100万円																					
解体	100万円																					
長期避難	100万円																					
大規模半壊	50万円																					
再建方法	支給額																					
建設・購入	200万円																					
補修	100万円																					
賃借(公営住宅以外)	50万円																					

(4) 災害援護資金の貸付

沿岸市町は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	窓口
山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 しその世帯の住居が滅失した場合には 1,270万円	1 災害金の支給等に関する法律 2 実施主体市町村(条例) 3 経費負担国 2/3 県 1/3	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償 期間 10年(置期間を含む) 3 償 方法 年又は半年 4 貸付利率 年3(置期間中は無利子) 5 延滞利 年 10.75	市町村

(5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯 (概ね市町村民税 非課税程度、また は生活保護基準額 の2以下)	1 生活福祉資金貸付制度 要綱(平成21年7月28日 厚生労働省発社援0728第 9号) 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市町村社会福祉協 議会 (民生委員・児童委員)	貸付限度 1 世帯 150万円	1 置期間 貸付の日から6月以内 (災害の状況に応じ2年以内) 2 償 期間 置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5 (置期間 経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する 者であって、原則として同一都 道府県に居住し、その世帯の生 活の安定に熱意を有する者 5 償 方法 年、半年又は月 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書 を添付のこと。

(6) 母子 婦福祉資金の償 予

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び 婦福祉法施 行令第19条及び第3 8条	災害により借主が支払期日までに償 することが困 難となった場合、償 を 予する。 (1) 予期間1年以内(1年後も、さらにその事由が 継続し、特に必要と認めるときは改めて 予でき る。) (2) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助 法の適用は 要しない。

(7) 母子 婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び 婦福祉法施 行令第17条及び第3 8条	支払期日までになされなかった償 金に課せられる 違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助 法の適用は 要しない。

(8) 母子 婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の 置期間の延長

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び 婦福祉法施行令第8条及び第37条	<p>災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。</p> <p>住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。</p> <p>(1) 事業開始資金 15,000円以上 30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年</p> <p>(2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上 30,000円未満 6か月 30,000円以上 45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6月</p>	災害救助法の適用は要しない。

5 用の確保

山形労働局は、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時総合相談窓口の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時総合相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講ずる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずる。

ア 雇用維持等の要請

イ 被災者のための臨時職業相談の実施

ウ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

ア 求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

イ 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度により迅速に必要な措置を講ずる。

(5) 労災保険給付等に関する措置

労災保険給付の請求に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

(6) 労働保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主等に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは徴金の徴収

免除又は保険料の納付の 予を行う。

6 応急金 対策

(1) 日本銀行山形事務所は、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行うため、必要に応じて次により応急金融対策を実施する。

ア 通貨の供給の確保

(ア) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行 寄託のほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行 及び貨 引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(イ) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(ウ) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業を行うよう指導する。

イ 非常金融措置

(ア) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関に対し次のような非常措置をとるようあつせん、指導を行う。

- a 預金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払 しの取扱いを行うこと。
- b 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- c 被災地の手形交換所において、災害関係手形につき、 示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の 予等の特別措置をとること。
- d 損傷日本銀行 及び貨 引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(イ) 金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払 措置及び損傷日本銀行 ・貨 引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかに周知徹底を図る。

(2) 東北財務局山形財務事務所は、必要と認められる範囲内で、以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済 予等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

イ 預金の払 及び中途解約に関する措置

(ア) 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失または流出した場合でも、被災者の預貯金払 利便を図ること。

(イ) 定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等適宜の措置を講ずること。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。

エ 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた営業店舗名等や現金自動支払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 金融機関は、被災者の便宜を図るため、次のような非常措置を行う。

ア 預貯金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払 しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して定期預貯金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 郵便局株式会社は、被災者に係る簡易保険業務について、非常取扱いを行うこと。

7 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

(1) 調査、監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給及び価格状況の調査並びに監視を行うとともに、その結果を被災地の住民等に情報提供する。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し若しくはそのおそれがあると認める場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導を行うとともに、必要に応じて勧告及び公表を行う。

8 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

県及び沿岸市町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、沿岸市町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
<p>1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者 ※平成 21 年 6 月 14 日以前にり災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者</p> <p>2 建設 り災住宅の被害率 5 割以上 住宅部分の床面積(A) 13 m² A 175 m² し、り災住宅の床面積(a)が a>175 m²の場合 13 m² A a 木造の場合の構造 1 戸建て又は連続建て</p> <p>3 新築住宅購入 り災住宅の被害率 5 割以上 住宅部分の床面積(A) 50 m² (マンションの場合は 30 m²) A 175 m² し、り災住宅の床面積(a)が a>175 m²の場合は 50 m² (マンションの場合は 30 m²) A a 木造の場合の構造 1 戸建て又は連続建て 敷地面積 1 戸建の場合 100 m²以上</p> <p>4 リ・ユース(中)購入 り災住宅の被害率 5 割以上 住宅部分の床面積(A) 50 m²(マンションの場合は 30 m²) A 175 m² し、り災住宅の床面積(a) a>175 m²の場合は、50 m²(マンションの場合は 30 m²) A a</p> <p>5 補修 り災住宅の被害額 10 万円以上</p>	<p>1 建設資金 (1) 建設資金 耐火・準耐火・木造(耐久性) 1,460 万円 木造(一般) 1,400 万円 (2) 土地取得資金 970 万円 (3) 整地資金 380 万円 (4) 特例加算 450 万円</p> <p>2 新築住宅購入資金 (1) 新規購入資金 耐火・準耐火・木造(耐久性) 1,460 万円 木造(一般) 1,400 万円 (2) 土地取得資金 970 万円 (3) 特例加算 450 万円</p> <p>3 リ・ユース(中)購入資金 (1) リ・ユース購入資金 耐火・準耐火・木造(耐久性) 1,160 万円 木造(一般) 950 万円 (2) リ・ユースプラス購入資金 耐火・準耐火・木造(耐久性) 1,460 万円 木造(一般) 950 万円 (3) 土地取得資金 970 万円 (4) 特例加算 450 万円</p> <p>4 補修資金 耐火・準耐火構造 640 万円 木造 590 万円 移転資金 380 万円 整地資金 380 万円</p>	<p>1 建設 (1) 償 期間 耐火、準耐火構造 木造(耐久性) 35 年以内 木造(一般) 25 年以内 (2) 置期間 3 年間(その分償 期間延長) (3) 利率 基本融資額 1.67% 特別加算額 2.57%</p> <p>2 新築住宅購入 (1) 償 期間 耐火、準耐火構造 木造(耐久性) 35 年以内 木造(一般) 25 年以内 (2) 置期間 3 年間(その分償 期間延長) (3)利率 基本融資額 1.67% 特別加算額 2.57%</p> <p>3 リ・ユース(中)購入 (1) 償 期間 ①リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35 年以内 ②リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25 年以内 (2) 置期間 3 年間(その分償 期間延長) (3) 利率 基本融資額 1.67% 特別加算額 2.57%</p> <p>4 補修 (1) 償 期間 20 年以内 (2) 置期間 1 年間 (3) 利率 基本融資額 1.67% 特別加算額 2.57%</p> <p>※利率は平成 23 年 9 月 30 日現在</p>

イ 住宅金融支援機構資金(一般住宅建設資金)の特別貸付

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
1 災害により滅失した住宅の所有者等 2 自己居住用住宅 住宅部分の床面積(A) 基準金利適用住宅等 80 A 175 m ² 大型住宅 175 < A 280 m ² 敷地面積 100 m ² (一般宅造地譲受にあっては 140 m ²)以上	建設資金 (1) 通常貸付 基準金利適用住宅等 750 万円～1,290 万円 大型住宅 1,590 万円まで 削除 (2) 土地取得資金 土地が流失した場合等について貸付ける。	1 償 期間 35 年以内 2 利率 基準金利適用住宅 3.6 □ その他の住宅 3.7 □ 大型住宅 3.85 □

イ 生活福祉資金(福祉資金福祉費)貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 対象世帯 (1) 低所得世帯 (概ね市町村民税非課税程度、または生活保護基準額の2以下) (2) 高齢者世帯 (日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯(所得制限あり))	1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援 0728 第9号)		1 置期間 貸付の日から6月以内(災害の状況に応じ2年以内) 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5(置期間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者

ウ 母子 婦福祉資金(住宅資金)貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 母子家庭の母、婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金	1 母子及び婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200 万円	1 災害救助法の適用を要しない。 2 置期間 6 か月 3 償 期間 7 年以内 4 利率 無利子

(2) 公営住宅の建設

県及び沿岸市町は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅(激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」)を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

(3) 住宅復旧のための木材調達

県は、必要により森林管理署等の協力を得て、県内の製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。なおも不足する場合は、近県に対して製材品の供給要請を行う。

9 の特 措置

(1) 県の特例措置

県は、被災した納税者及び特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、その状況に応じ、地方税法及び山形県県税条例等の規定に基づき、県税に係る期限の延長、納税の予及び減免等適切な措置を講ずる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次により期限を延長する。

(ア) 県の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない場合

災害がやんだ日から2月以内に限り地域及び期日を指定する。

(イ) その他の場合

納税者等の申請により、災害がやんだ日から2月以内に限り期日を指定する。

イ 徴収 予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を 予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、その者の申請に基づき、さらに、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

(ア) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じ一定の要件により減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を災害を受けた日から2年以内に取得した場合若しくは取得した不動産がその取得直後に災害により損壊した場合にその不動産の取得に係る不動産取得税を減免する。

なお、東日本大震災の場合は平成33年3月31日までの取得、これに伴う原子力災害の場合は警戒区域設定指示が解除された日から3月以内の取得とする。また、被災家屋、従前の土地の面積分には課税しない。

(ウ) 自動車税

災害により損害を受け、相当の修繕費を要すると認められる自動車の所有者に対して課

する自動車税について一定の要件により減免する。

なお、東日本大震災及びこれに伴う原子力災害により被災した自動車に代わる自動車を平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 31 日までに取得した場合は、平成 23 年度から平成 25 年度までの自動車税を非課税とする。

(エ) 自動車取得税

災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を災害を受けた日から 1 年以内
に取得した場合における自動車取得税について一定の要件により減免する。

なお、東日本大震災及びこれに伴う原子力災害により被災した自動車に代わる自動車を
平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 31 日までに取得した場合は自動車取得税を非課税
とする。

(オ) 軽油引取税

特別納税義務者が、災害により、軽油の代金及び軽油取引税の全部又は一部を受け取る
ことができなくなったとき若しくは徴収した軽油引取税額を失った場合、申請により、税
額がすでに納入されているときは 付し、納入されていないときは免除する。

(カ) 産業廃棄物税

特別納税義務者が、災害により、産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の
全部又は一部を受け取ることができなくなったとき若しくは徴収した産業廃棄物税額を
失った場合、申請により、税額がすでに納入されているときは 付し、納入されていない
ときは免除する。

また、申告納付すべき納税者が、天災その他やむを得ない事由があると認められた場合、
申請により、減免する。

(2) 国及び市町村の特例措置

国及び沿岸市町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、災害の状況に
応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若
しくは納入に関する期日の延長、徴収 予及び減免の措置を講じる。

10 公共料金の特 措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡(折り んで 付けすると になり、そのまま投 で
きる官製便せん)の無償交付

イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物(被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募
金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る。)の料金免除

(2) 貯金事業

被災者救援用寄附金(被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連
合会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。)送金のための郵便振替料金免除

(3) 電気通信事業

ア 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金(避難勧告の日か
ら同解除の日までの期間(1 カ月未満は日割り計算)とする。)の減免

イ 被災者の電話移転工事費（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。）の減免

(4) 電気事業

災害救助法が適用された市町村及び同法が適用された市町村に隣接する市町村の被災者から申し出があった場合（り災証明書の提出等）、経済産業大臣の認可を受けて次の措置が実施される。

なお、当該措置の適用項目及び期間は、災害の規模による。

ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ 不使用月の基本料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金（被災前と同一契約に限る。）の免除

エ 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除

カ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除

キ 被災に伴う引込線・計量器類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(5) 都市ガス事業及び簡易ガス事業

被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置が実施する。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用

11 被災者への各種措置の周知

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第2章 金 支援計画

1 計画の概要

地震・津波により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、県及び沿岸市町が実施する金融支援対策について定める。

2 計画の体系

(1) 農林漁業関係

項 目	概 要
1 天災融資制度による融資	① 天災資金の貸付（天災融資法が適用された場合） ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付
2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	① 農業関係資金（農業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ② 林業関係資金（林業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ③ 漁業関係資金（漁業基盤整備金・漁船資金・農林漁業セーフティネット資金・漁業経営安定資金・農林漁業施設資金）
3 各融資機関に対する円滑な融資の要請	
4 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
5 農林漁業者への各種措置の周知	

(2) 中小企業関係

項 目	概 要
1 被災中小企業の資金需要把握	
2 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置	
3 災害関連融資制度による融資	
4 各金融機関に対する円滑な融資の要請	
5 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
6 中小企業者への各種措置の周知	① 各種広報手段を活用した周知 ② 被災地への中小企業金融相談所の設置

3 農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

県及び沿岸市町は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付利率（年利）	償 期間	償 期間のうち置期間
経営資金	種苗、料、飼料、薬剤、農機具・漁具（政令で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市町村長の認定を受けた者	特別被害者 3.0 以内 3割被害者等 5.5 以内 その他 6.5 以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	— —
事業資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの	6.5 以内	3年以内	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあつては、年収の5割（開 者は3割）以上の損失額のある者又は5割（開 者は4割）以上の 体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開 者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。

4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受け、かつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償 期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額 (単位：万円)	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果 者 家畜等飼業者	500(2,500)	600(2,500)
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者		200(2,000)	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)	600(2,500)
		水産動 物養殖資金	500(2,500)	600(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)	250(2,000)
事業資金	被害組合		個別組合 2,500	個別組合 5,000
			連合会 5,000	連合会 7,500

(注) 1 経営資金の()内は法人に対する貸付限度額

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

県及び沿岸市町は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償 期間	償 期間の うち 置期間
種苗、 料、 飼料、薬剤、農 機具・漁具(要 綱で定めるも の)等の購入費 等農林漁業経 営に必要な資 金	被害農林漁業者で あって、減収による 損失額が平年の当該 収入額の1割以上で ある等の要件を満 たし、市町村長の認定 を受けた者	特別被害者 3.0 以内 3割被害者等 5.5 以内 その他 6.5 以内	6年以内 (天災融資法が適用 された場合には、 同法による経営資 金の貸付実行日ま で)	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

- 2 特別被害者：都道府県知事が指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割(開 者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開 者は4割)以上の 体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。
- 3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開 者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額(万円) 個人、()内は法人
経営資金	農業者	果 者 家畜等飼養者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
	林業者		200(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)
		水産動物養殖資金	500(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償 期間	償 期間 のうち 措置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は 野の 復旧	農業を営む者、農業 振興法人、土地改良 区、農協、農協連等	0.55% ~1.3%	25年 以内	10年 以内
	農林漁業 施設資金	共同利用施設 (1) 農産物の生産、流通、加工 又は販売に必要な共同利用 施設の復旧	土地改良区、土地 連、農協、農協連、農 林漁業振興法人等	0.55% ~1.3%	20年 以内	3年以内
		主務大臣指定 施設 (1) 農業用施設 等の復旧	農業を営む者、農協、 農協連等	0.55% ~1.3%	15年 以内	3年以内
		(2) 災害を受け 果の改又 は補				

林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.55% ～1.3%	30年 以内	20年 以内
			苗養成施設の復旧		0.55% ～1.3%	15年 以内	5年以内
		林道	林道の復旧		0.55% ～1.3%	20年 以内	3年以内
	農林漁業施設資金		〔共同利用施設〕 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.55% ～1.3%	20年 以内	3年以内
		〔主務大臣指定施設〕 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	林業を営む者	0.55% ～1.3%	15年 以内	3年以内	
漁業関係資金	漁業基盤整備資金		漁業施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁業を営む者、水産漁業協同組合、水産振興法人等	0.55% ～1.3%	20年 以内	3年以内
	漁船資金		漁船の復旧	漁業を営む者、漁協等	0.55% ～1.15%	12年 以内	2年以内
	漁業経営安定資金		天災の物的損害等により、沿岸漁業経営に著しい支障を及ぼす場合の経営再建と収入減の補てん	漁業を営む者、漁協	1.3%	20年 以内	3年以内
	農林漁業施設資金		共同利用施設 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産漁業協同組合、農林漁業振興法人等	0.55% ～1.3%	20年 以内	3年以内

		主務大臣指定施設 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧	漁業を営む者、水産漁業協同組合	0.55% ～1.3%	15年 以内	3年以内
農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金を融資	農林漁業者（農業所得が総所得の過半を占めるもの）	0.55% ～ 0.75%	10年 以内	3年以内
<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行 (貸付限度)・農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業セーフティネット資金：600万円 ・漁業経営安定資金：個人750万円 法人1,500万円 ・農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は次の施設の種類ごとにそれぞれに掲げる額のいずれか低い額 <p>農業施設：300万円 林業施設：300万円 漁業施設：300万円（漁船1,000万円）</p> <p>※ 金利は、平成24年1月27日現在のものであり、変動することがある。</p>						

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付農林漁業関係制度資金について、法令規則等の範囲内において償 予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償 予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

県及び沿岸市町は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

4 中 企業関係

(1) 被災中小企業の資金需要の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金制度を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認められた場合は、山形県信用保証協会に対して 軟な保証対応について要請する。

(3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に係る融資制度として、次の制度を活用することができる。

機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口
山形県 (産業政策課)	山形県商工業振興資金 (災害対策資金)	1 資金用途 : 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金	取扱金融機関 県内に本店を有する 各地方銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金
		2 貸付対象 : 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、知事が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの	
		3 貸付限度 :	
		4 貸付利率 :	
		5 貸付期間 :	
		6 取扱期間 :	
		※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金制度を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。	

日本政策金融公庫(国民生活事業)	災害復旧貸付	1 資金用途 : 災害復旧のための設備資金及び運転資金 2 貸付対象 : 別に指定される災害により被害を受けた方 3 貸付限度 : それぞれの融資制度の融資限度額に 1 災害につき、3,000万円を加えた額 4 貸付利率 : それぞれの融資制度の利率(閣議決定により特別利率が適用される場合がある。) 5 貸付期間 : 10年以内(うち 置期間2年以内) 6 担保 : 必要により徴する 7 保証人 : 原則として1名以上	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店
日本政策金融公庫(中小企業事業)	災害復旧貸付	1 資金用途 : 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 貸付対象 : 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 貸付限度 : 直接貸付 別枠1 5,000万円 (組合4 8,000万円) 代理貸付 上記限度の範囲内で 別枠7,500万円(組合2 2,500万円) 4 貸付利率 : 基準金利 し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。 5 貸付期間 : 10年以内(うち 置期間2年以内) 6 担保 : 必要により徴する 7 保証人 : 原則として1名以上	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金用途 : 災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金 2 貸付対象 : 別に指定される災害により被害を受けた方 3 貸付限度 : 必要に応じ一般枠を超える額 4 貸付利率 : 所定の利率 5 貸付期間 : 設備資金 20年以内(置3年以内) 運転資金 10年以内(置3年以内) 6 担保 : 必要により徴する 7 保証人 : 必要により徴する	商工組合中央金庫各支店及び代理店

(4) 各金融機関に対する円滑な融資の要請¹¹

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(5) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金(山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金)について、法令規則等の範囲内において償 予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、

被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償 予等の条件緩和措置を要請する。

(6) 中小企業者への各種措置の周知

ア 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び沿岸市町は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第3章 公共施設等災害復旧計画

1 計画の概要

地震・津波により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 被害状況の調査と県への報告	① 公共施設等の管理者による被害状況の調査 ② 県の所管課に対する被害状況の報告
2 被害状況の県集計と国への報告	① 県の所管課による県全体の被害状況の集計 ② 国（関係省庁）に対する集計結果の報告
3 激甚災害指定の検討と推進	① 激甚災害指定の検討と調査の実施 ② 激甚災害指定の推進 ③ 局地激甚災害指定の推進
4 復旧の基本方向の決定等	① 復旧の基本方向の決定 ② 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成
5 災害査定促進	① 国（関係省庁）に対する査定設計書の提出 ② 査定計画（日程）の作成と国（関係省庁）との協議
6 災害復旧関係技術職員等の確保	① 県営災害復旧事業における応援派遣の協議等 ② 市町村営災害復旧事業における応援派遣の協力要請等
7 資金計画	① 県の資金計画 ② 市町村の資金計画 ③ 東北財務局山形財務事務所の措置 ④ 山形中央郵便局の措置

（別添図：災害復旧事業執行手続きの流れ）

3 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を沿岸市町又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は県出先機関）に対し速やかに報告する。

また、沿岸市町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

〔災害復旧事業一覧〕

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(1) 公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設災 害復旧事業費国 庫負担法)	河川管理施設 海岸管理施設 砂防設備 林地 廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 雪崩防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課 農林水産部生産技術課水産室 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部森林課 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部道路課 県土整備部道路課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課 農林水産部生産技術課水産室 県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部都市計画課
(2) 農林水産業施 設等災害復旧事 業 (農林水産業施設 災害復旧事業費 国庫補助の暫定 措置に関する法 律)	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省	農林水産部農村整備課 農林水産部森林課 農林水産部生産技術課水産室 農林水産部畜産課
(3) 文教施設等災 害復旧事業 (公立学校施設 災害復旧費国庫 負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省	教育庁総務課 教育庁生 学習振興課 総務部学事文書課 教育庁文化財保護推進課

<p>(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、精神保健福祉法、売防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)</p>	<p>社会福祉施設等</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>子育て推進部子ども家庭課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部長寿社会課 健康福祉部障がい福祉課</p>
<p>(廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) (精神保健福祉法)</p>	<p>廃棄物処理施設 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 精神障害者社会復帰施設等</p>	<p>環境省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>	<p>環境エネルギー部 環型社会推進課 健康福祉部地域医療対策課 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課 健康福祉部保健薬務課 健康福祉部障がい福祉課</p>
<p>(5) 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)</p>	<p>都市排水施設等 街路施設</p>	<p>国土交通省 国土交通省</p>	<p>県土整備部都市計画課 県土整備部都市計画課</p>
<p>(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)</p>	<p>災害公営住宅の建設 既設公営住宅</p>	<p>国土交通省 国土交通省</p>	<p>県土整備部建築住宅課 県土整備部建築住宅課</p>

(7) その他の災害 復旧事業			
① 空港(空港法)	空港施設	国土交通省	県土整備部空港港湾課
② 工業用水道 (予算措置)	県企業局所管の工業用 水道施設	経済産業省	企業局公営事業課
③ 中小企業(激 甚法)	中小企業共同施設	経済産業省	商工労働観光部工業振興課 商工労働観光部観光経済交流局 経済交流課
(8) 災害復旧に係 る財政支援措置			
① 特別交付税に 係る業務		総務省	企画振興部市町村課
② 普通交付税に 係る業務		総務省	企画振興部市町村課
③ 地方債に係る 業務		総務省	企画振興部市町村課

4 被害状況の県集計と国への報告

県の所管課は、施設の管理者若しくは沿岸市町又は出先機関から被害状況の報告を受けたときは、速やかに県全体の集計を行い、その結果を国（前項の災害復旧事業一覧に掲げる関係省庁）に対し報告（速報、概要報告及び確定報告）するとともに、危機管理課にその内容を報告する。

5 災害指定の検 と推進

(1) 激甚災害指定の検討と調査の実施

県の所管課は、第3項の被害状況報告に基づいて沿岸市町の被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

沿岸市町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 激甚災害指定の推進

ア 県の所管課は、前項に基づく調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、危機管理課に対しその旨を報告する。

イ 危機管理課は、当該所管課と連携を図りながら、国（内閣府等）に対し激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

[激甚災害の指定基準]

(昭和37年12月7日 中央防災会議決定)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
<p>激甚法第2章 (3条~4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>B 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% (2) 都道府県内市町村分の査定見込総額 > 当該都道府県内市町村標準税収入総額 × 5%</p>
<p>激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5</p> <p>B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4 (2) 都道府県内査定見込額 > 10 円</p>
<p>激甚法策6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の1及び2の要件に該当する災害。 し、当該災害における被害見込額50,000千円以下のものは除く。</p> <p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5 で激甚法第8条の措置が適用される場合 し、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5 (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5 で第8条が適用される場合</p>
<p>激甚法策8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。 し、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5</p> <p>B 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%</p>

<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×5 (木に係るもの)(木材生産部門)</p> <p>B 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1.5 (木に係るもの)(木材生産部門)</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額×60</p> <p>(2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1</p>
<p>激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p> <p>激甚法第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例)</p> <p>激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2</p> <p>B 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額×2</p> <p>又は、その中小企業関係被害額>1,400円</p>
<p>激甚法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)</p> <p>激甚法第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助)</p> <p>激甚法第19条 (市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合 し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法第22条 (罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 4,000戸</p> <p>B 基準 次の1又は2のいずれかに該当する災害</p> <p>1 被災地全域滅失住宅戸数 2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 200戸</p> <p>(2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 10%</p> <p>2 被災地全域滅失住宅戸数 1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 400戸</p> <p>(2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 20%</p>
<p>激甚法第24条 (小災害債に係る元利償金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される場合</p> <p>2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のとど、被害の実情に応じて個別に考慮される。</p>

〔局地激甚災害の指定基準〕－市町村災害が対象－

(昭和43年11月22日 中央防災会議決定)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
<p>激甚法第2章 (3条～4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が10,000千円未満のものを除く)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が5,000,000千円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が250,000千円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が5,000,000千円を超え、かつ、10,000,000千円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20% + (当該市町村の標準税収入 - 5,000,000 円) × 60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね100,000千円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く)</p>
<p>激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置) 激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (し、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外) し、当該査定事業費の額を合算した額が概ね50,000千円未満である場合を除く。</p>
<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額 × 150% (し、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね0.05%未満の場合は除く。) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、概ね300 a、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積 (人工林に係るもの) のおおむね25%を超える場合</p>

<p>激甚法第12条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）</p> <p>激甚法第13条 （小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例）</p> <p>激甚法第15条 （中小企業者に対する資金の融通に関する特例）</p>	<p>中小企業関係係被害額</p> <p>＞ 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10%</p> <p>（し、被害額が10,000千円未満は除外）</p> <p>に該当する市町村が1つ以上</p> <p>し、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、概ね50,000千円未満である場合を除く。</p>
<p>激甚法第24条 （小災害債に係る元利償金の基準財政需要額への算入等）</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合</p>

6 復旧の基本方針の決定等

(1) 復旧の基本方針の決定

県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び沿岸市町の意向等を勘案するとともに、迅速な原状復旧又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方針を定める。

(2) 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成

被害を受けた公共施設等の管理者は、(1)の基本方針に基づき、速やかに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。

なお、被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、迅速な原状復旧を進めるため、県警察は 力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市町村及び業界団体等に必要な働きかけを行うなどして、復旧事業からの 力団排除活動の徹底に努める。

7 災害査定の促進

(1) 災害査定申請

県の所管課は、復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、県営災害復旧事業について、国（関係省庁）に対し国庫負担申請を行う。また、市町村営災害復旧事業については、副申を行う。

(2) 査定計画の作成と協議

県の所管課は、国に対する国庫負担申請に合わせて、査定計画（日程）を作成のうえ、国（関係省庁）と協議を行い、被害を受けた公共施設等について国の査定が速やかに受けられるよう努める。

また、被害の状況により、特に緊急を要する場合は、査定が迅速に実施されるよう必要な措置を講ずる。

8 災害復旧関係 職員等の確保

(1) 県営災害復旧事業

ア 被災地を管轄する県出先機関において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該出先機関を所管する本庁の課（この項において、以下「本庁主管課」という。）に対し、技術職員等の応援派遣を協議する。

イ 本庁主管課は、出先機関から技術職員等の応援派遣について協議を受けたときは、被災地以外を管轄する県出先機関及び本庁関係各課から所要数の技術職員等を派遣するべく、当該出先機関及び関係課並びに人事課と調整を行うなど、必要な措置を講じる。

ウ 本庁主管課は、県職員の応援派遣のみでなお不足を生じるときは、関係都道府県から職員の応援派遣を受けるべく、国にあっせんを要請するなど、必要な措置を講ずる。

(2) 市町村営災害復旧事業

ア 被災沿岸市町において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

イ 災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課は、被災沿岸市町から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

9 資金計画

(1) 県の資金計画

ア 資金需要の把握

県（財政課）は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を迅速に調査し、全体の資金量を把握する。

イ 資金計画の策定

県（財政課）は、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

ウ 各種災害復旧事業制度の活用

県の災害復旧事業担当課は、国からの助成を確保するため、各種災害復旧事業制度等に基づき必要な措置を講ずる。

エ 地方財政措置制度の活用

県（財政課）は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。

なお、大規模災害等の発生時においては、特別交付税の交付額の決定等の特例が設けられる。

〔地方財政措置制度の概要〕

1 地方交付税の種類

- (1) 普通交付税：財源不足団体に対し交付
- (2) 特別交付税：普通交付税では捕 されない特別の財政需要に対し交付

2 特別交付税の額の決定

特別交付税の額は、

- (1) 基準財政需要額に捕 されなかった特別の財政需要があること、
 - (2) 基準財政需要額に過大に算定された財政収入があること、
 - (3) 災害のための特別の財政需要があること
- 等を考慮して決定される。

3 地方交付税の交付時期

- (1) 普通交付税
各地方公共団体の資金繰り等を考慮し、4月、6月、9月および11月の4回に分けて交付される。
- (2) 特別交付税

オ 短期資金の確保

県（財政課）は、災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は東北財務局山形財務事務所からの地方短期資金（災害つなぎ資金）により、必要資金を確保する。

(2) 市町村の資金計画

被害を受けた沿岸市町は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。

(3) 東北財務局山形財務事務所の措置

ア 東北財務局山形財務事務所は、県及び沿岸市町と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、県及び沿岸市町の地方債について必要な措置を講ずる。

イ また、県及び市町村の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、県及び市町村の要請に応じ、災害つなぎ資金として財政融資資金を融通する措置を講ずる。

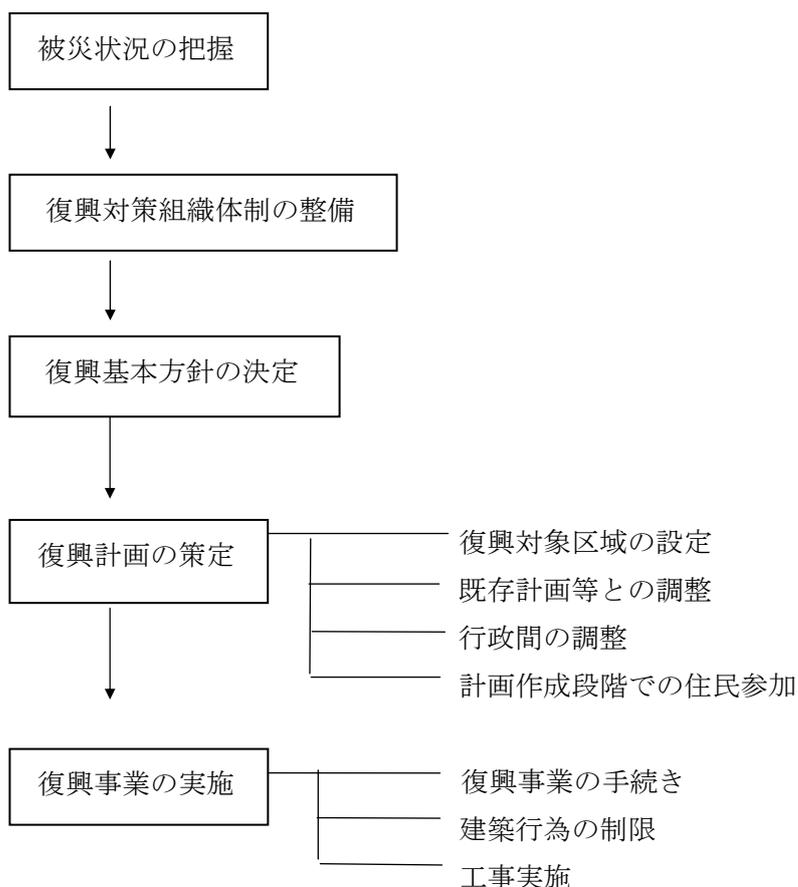
ウ 県又は市町村において国有財産（普通財産）を応急措置や復旧・復興対策の実施の用に供する場合は、県又は市町村の要請に応じ、適切な貸付けの措置を講ずる。

第4章 災害復興計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、県及び沿岸市町が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2 災害復興計画フロー



3 復興対策組織体制の整備

沿岸市町及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

4 復興基本方針の決定

沿岸市町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

5 復興計画の策定

沿岸市町及び県は、再度災害防止と 適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

6 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

沿岸市町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

県、沿岸市町及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備

イ 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化

ウ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

7 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

沿岸市町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。